

公害健康被害補償業務の徴収業務  
民間競争入札実施要項（案）

平成 2 5 年 8 月

独立行政法人環境再生保全機構



## 目次

1. 趣旨	1
2. 徴収業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	1
(1) 民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容	1
(2) 業務実施に係る留意事項	4
(3) 確保されるべき対象公共サービスの質	4
(4) 契約の形態及び支払い等	5
3. 実施期間に関する事項	5
4. 入札参加資格に関する事項	5
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	6
(1) 入札に係るスケジュール	6
(2) 入札の実施手続き	6
6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項	7
(1) 評価の方法	7
(2) 落札者の決定	11
(3) 落札者の公表	11
(4) 落札者が決定しなかった場合の措置	11
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	11
8. 民間事業者を使用させることができる機構の財産に関する事項	12
9. 報告すべき事項等	12
(1) 報告事項等	12
(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置	13
(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	13

10. 損害賠償	15
11. 委託事業の評価に関する事項	15
(1) 徴収業務の実施状況調査の実施	15
(2) 徴収業務の実施状況調査の対象	15
(3) 調査方法及び調査項目	15
12. その他委託業務の実施に関し必要な事項	16
(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表	16
(2) 民間事業者の責務	16
(3) 機構における監督体制	16
別紙1	17
別紙2	29

# 公害健康被害補償業務の徴収業務 民間競争入札実施要項

## 1. 趣旨

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条第1項の規定に基づき、大気汚染等による公害健康被害者（以下「被認定者」という。）に対して補償給付等を行う費用を、汚染原因者（以下「納付義務者」という。）から徴収する業務を行っている。この業務の一部については、既に外部委託し、事務の効率化を進めてきたところである。

独立行政法人環境再生保全機構理事長は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）及び公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、徴収業務に係る民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

民間事業者に委託する徴収業務が円滑に進まない場合、被認定者への補償給付等に多大な悪影響を及ぼすなど、公害健康被害補償制度の根幹を揺るがすおそれもあるため、当該委託の実施に当たっては、従前の徴収業務の質が維持されるよう特に留意する必要がある。

## 2. 徴収業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### (1) 民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容

#### 1) 申告関係書類の送付

納付義務予定者名簿に記載された全ての工場・事業場（以下「事業所」という。）に対して、事業所ごとに必要な申告関係書類を分別し、次のア～サに掲げる申告関係書類（11種類程度、A4サイズ、1事業所当たり平均重量約400グラム。ただし、送付枚数の増減により、重量は変動する。）を送付すること。

なお、申告関係書類は、機構から民間事業者の指定する場所に到達した日の次の営業日から起算して7営業日以内に事業所に到着していること。

ア 汚染負荷量賦課金の申告・納付のお願いについて

イ 汚染負荷量賦課金の賦課料率について

ウ 汚染負荷量賦課金申告書

エ 汚染負荷量賦課金納付書

オ 汚染負荷量賦課金申告の手引

カ FD申告・オンライン申告マニュアル

キ FD貼付用ラベル

ク 年間排出量の算定の過程を示す書類（A、B、C及びDの各様式）

- ケ 補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）
- コ 排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）
- サ その他（その年度に必要な書類）

2) 円滑な申告・納付の事務手続きのための相談及び情報提供への対応  
ア「相談窓口」の開設

徴収実施期間（毎年3月1日から6月14日（平成26年にあつては6月16日、平成27年にあつては6月15日）までの間。以下単に「徴収実施期間」という。）中は、事業所の面談による相談及び電話の問い合わせ等に対応するため、「相談窓口」（「相談窓口」に従事する者は「受付窓口」に従事する者と重複して差し支えない。以下同じ。）を開設し、事業所に対して適切な指導・助言を行うこと。

なお、従前、「相談窓口」については、156か所（別紙1の別添1「過去3年間の日本商工会議所及び各地商工会議所数の従事者数」を参照）で開設していた。

しかし、「2.（3）確保されるべき対象公共サービスの質」を達成する効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能である。

イ「説明・相談会」の開催

（ア） 以下の条件を満たす「説明・相談会」を実施すること。

- ① 4月1日から4月第三週までの間（土曜日、日曜日を除く。）に実施すること。
- ② 事業所が直近の「説明・相談会」へ出席するに際して、就業時間内（午前9時から午後5時を目安とする。）に往復できる範囲内の場所において実施すること。
- ③ 前項の事業所と「説明・相談会」会場への交通手段は、自動車や公共交通機関などの、通常の手段であること。

（イ） なお、従前、「説明・相談会」については、概ね100会場（別紙1中4の「② 過去3年間の商工会議所での汚染負荷量賦課金の申告・納付説明・相談会の実施状況」を参照）で開催しており、「原則、全ての事業所から直近の会場までの移動に要する時間が、自動車又は公共交通機関を用いて最短で片道2時間程度の範囲内であること」との条件を満たしていた。また、「説明・相談会」の開催時間は全体で2時間程度としており、公害健康被害補償制度の概要、当該年度の賦課料率及び申告・納付手続きの説明を60分間程度行った後、60分間程度の相談会を開催し、適切な情報提供及び相談への対応を行っていた。

しかし、「2.（3）確保されるべき対象公共サービスの質」を達成する効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能である。

3) 適切な申告書提出の慫慂

法令に定める期限（例年の場合5月15日。以下同じ。）までの間、適宜、事業所に対して注意喚起を促すために、電話又はハガキ等の方法により申告書の提出を慫慂すること。

4) 申告書等の受理及び点検

ア 申告書等の逸失及び情報漏えい等を防止するために、「受付窓口」（「受付窓口」に従事する者は「相談窓口」に従事する者と重複して差し支えない。以下同じ。）を開設し、申告書等を適正に受理すること。

なお、従前は、156か所の「受付窓口」を開設して対面及び郵送等確実な方法により申告書等を受理していたが、実施方法については、「2.（3）確保されるべき対象公共サービスの質」を達成する効果を有するものであれば、いかなる提案でも可能である。

イ 申告書の提出があったときは、受理印の押印を行い、申告書の記載漏れ、添付書類の有無、計算の誤り及び硫黄酸化物排出量（現在分）の前年度との比較等について速やかに点検を行うこと。なお、申告書の「事業者用」の提出があったときは、当該書類を受領した日の次の営業日から起算して5営業日以内に、当該事業所に直接返却するか、郵送等の発送手段を用いる場合には、当該事業所宛て発送すること。

ウ 点検を行った結果、不備な申告書類については、事業所に対して、申告書への記名押印、不足書類の提出の指導等必要な措置を講じること。

#### 5) 申告状況の報告

法令に定める期限時点における申告件数等の申告状況を、機構に速やかに報告すること。

#### 6) 未申告事業所に対する措置

法令に定める期限までに申告書の提出がない事業所に対して、申告の督促を行うこと。当該督促に当たっては、民間事業者は、未申告事業所の督促方法及び状況調査の方法を機構と協議すること。

また、未申告事業所のうち連絡が取れない場合には、当該事業所の存在の有無等状況の確認を行うこと。

#### 7) 事業所の申告の記録

業務実施台帳（別紙1中6（参考資料）の「③ 徴収業務の実施について（平成25年度）」24頁を参照）を作成し、それに申告の状況等を記録すること。

#### 8) 申告書等の機構への送付

ア 申告書等については、法令に定める期限後10日以内に機構に送付すること。

イ 「委託事業実績書」（別紙1中6（参考資料）の「③ 徴収業務の実施について（平成25年度）」の21頁から23頁までを参照）及び「業務実施台帳」については、毎年6月30日までに機構に提出すること。

#### 9) 機構が開催する研修会への参加

業務遂行上必要な知識を習得させることを目的として、委託する徴収業務に従事する者（以下「徴収業務従事者」という。）を、機構が東京都で3月頃開催する研修会（一日）に参加させること。なお、研修会に要する費用（交通費及び宿泊費）は、機構の予算の枠内で機構が負担する。

#### 10) 徴収実施期間後の事業所からの相談

徴収実施期間後に、事業所から相談があった場合は、誠実に対応し、必要に応じて相談内容を速やかに文書又は電子データ（pdf、docx、又はxlsx ファイ

ル等を原則とするが、特段の事情がある場合には相談に応じる。)により機構に引き継ぐこと。

## (2) 業務実施に係る留意事項

徴収業務を円滑かつ適正に進めるためには、次に掲げる事項に留意する必要がある。

### ① 適切な徴収業務従事者の配置

相談窓口等に、次に掲げる事項について熟知している担当者を配置し、事業所の信用を得られるように対応すること。

ア 公害健康被害補償制度の意義及び重要性

イ 申告書等の記載方法、硫黄酸化物排出量の計算方法及び電子申告の入力方法

ウ 各種届出の内容及び記載方法

### ② 教育体制

徴収業務に係る知識を習得し、又は研修会に参加しない他の徴収業務従事者を教育するために、適切な人員を機構が開催する研修会に参加させる体制を備えていること。

### ③ 災害等発生時の対応

事業所が震災、風水害、火災等の被害にあった場合には、以下のように事業所に対し適切な情報提供及び親切・丁寧な対応を行うとともに、事業所の被害状況の調査及び連絡先の確認等を行い、機構に速やかに報告する等、円滑な申告書の提出に対応できる体制を整備すること。

ア 適切な情報提供

(a) 申告・納付期限が延長された場合の連絡

(b) 申告方式別の申告可能な手段の確認

(インターネットが使用できなくなった場合、オンライン申告から他の申告方式への移行方法など)

イ 親切・丁寧な対応

(a) 災害発生後2日以内程度を目途として、事業所担当者への連絡

(b) 災害発生 の程度によっては、申告・納付期限の延長もあり得ることの連絡

(c) 申告関係書類を滅失した事業所からの相談対応及び関係書類の再送付

なお、災害その他やむを得ない理由の発生により、国税徴収の例に倣い申告・納付の期限を延長した場合(国税通則法第11条参照)には、その対応を機構と協議し、本徴収業務を遂行すること。

## (3) 確保されるべき対象公共サービスの質

### ① 申告書の提出率

申告書の提出率(納付義務予定者名簿の事業所件数に対する実際に申告があった件数の割合をいう。以下同じ。)に関して目標とする水準は100%とし、徴収実施期間の終了日時点の提出率は96%以上とすること。

- ② 機構への関係書類の送付
  - ア 受理した申告書等を、法令に定める期限後10日以内に遅滞なく機構へ提出すること。郵送等の手段を用いる場合には、法令に定める期限後10日以内に発出すること。
  - イ 「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、毎年6月30日までに遅滞なく機構へ提出すること。
- (4) 契約の形態及び支払い等
  - ① 契約の形態は、委託契約とする。
  - ② 委託費については、毎年、徴収実施期間の終了後、徴収業務委託費請求書により請求を受けた日から30日以内に支払う。ただし、徴収実施期間の終了日時点における申告書の提出率が96%未満の場合には、減額するものとし、減額する金額を算出する方法は、次のとおりとする。
    - ア 減額率は、96%と提出率の実績値との差(小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。)を2倍した数値(百分率)とし、減額のコ金額は、委託費(年額)の当該数値(百分率)相当額とする。
    - イ 上記アにより算出した減額のコ金額が委託費(年額)の10%を超える場合には、委託費(年額)の10%のコ金額とする。
  - ③ 徴収実施期間の終了日時点における未申告事業所の件数が450件を超えた場合には、機構は、民間事業者に対して契約を解除することができる。

### 3. 実施期間に関する事項

委託契約期間は、平成26年3月1日から平成31年2月28日とする。

### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に抵触しない者であること。なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に抵触しない者であること。
- (4) 機構契約事務取扱細則第5条(別紙2参照)の規定に該当しない者であること。
- (5) 法人税及び消費税等の滞納がないこと。

(6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合には、保険料等の滞納がないこと。

(7) 実施要項の策定に携わった法人又は個人でないこと。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札に係るスケジュール

- |  |             |
|--|-------------|
| ① 入札公告                                   | 平成25年10月上旬頃 |
| ② 入札説明会                                  | 平成25年10月中旬頃 |
| 入札希望者には、平成20年度以降に使用した各種マニュアル・指導要領等を貸与する。 |             |
| ③ 質問受付期限                                 | 平成25年11月上旬頃 |
| 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。 |             |
| ④ 入札書提出期限                                | 平成25年11月中旬頃 |
| ⑤ 企画書の審査                                 | 平成25年12月    |
| ⑥ 開札及び落札者の決定                             | 平成26年1月中旬頃  |
| ⑦ 契約の締結                                  | 平成26年1月下旬頃  |
| ⑧ 準備期間                                   | 平成26年1月下旬から |

### (2) 入札の実施手続き

- ① 入札の単位  
入札は、全国を1単位とし、上記3. に示す契約期間を対象として行うものとする。
- ② 提出書類  
民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）並びに総合評価のための業務運営の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）及び法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類を、別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。
- ③ 入札書の内容  
入札参加者は、機構の要求水準を満たすために必要となる設備、人材及び機材等について、自らの費用負担によりこれらを準備し、入札書に記載する入札金額は、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとして記載すること。また、消費税等に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。併せて経費の積算内訳書を添付すること。

④ 企画提案書の内容

入札参加者が提出する企画提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次に掲げる事項を記載すること。

ア 組織的基盤に関する事項

主な事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者の略歴、主要株主構成及び、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条第1項に規定する特定支配関係にある場合はその者に関する上記情報

イ 経理的基盤に関する事項（次に掲げる書類を添付すること。）

(a) 登記事項証明書

(b) 直近3期分の法人税確定申告書の写（税務署受付印のある申告書一式。財務諸表も添付のこと。なお、直近の決算月が入札日から3か月以上遡る場合は、入札日が属する月の前月末までの残高試算表を添付すること。）

(c) 申告月を含む向こう6か月間の資金繰り表

(d) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ウ 実施体制

(a) 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担等）

(b) 徴収業務従事者の配置

(c) 機構との連絡体制

(d) 委託業務の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、再委託先等に対する報告徴収、その他業務管理の方法

エ 業務実施の具体的方法

業務内容を実施するための創意工夫及び企画立案の具体的な内容

オ 過去に本業務における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

## 6. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項

委託業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

評価は、機構に設置する評価委員会において行うものとする。なお、評価委員会は、外部の有識者等を含めた委員により構成し、入札参加者を委員とすることはできない。

### (1) 評価の方法

落札者を決定する評価は、提出された企画提案書の内容が、委託業務の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか

(加点項目審査) について行う。

① 必須項目審査

機構は、入札参加者が企画提案書に提案した内容から、次に掲げる必須項目を満たしていることを審査する。その全てを満たす場合は合格とし基礎点（100点）を与え、一つでも満たしていない場合には不合格とする。

ア 経理的基盤

委託業務を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

(評価項目)

直近3期分及び直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないこと、累損がないこと及び現在において手許流動性など資金繰りの状態が健全であること。

イ 実施体制

委託業務を確実に遂行できるだけの業務責任体制（責任者と業務担当者の役割分担、再委託を行う場合には再委託先との責任体制、徴収業務従事者の配置、機構との連絡体制など）の計画を立案していること。

ウ 事業計画

委託業務の実施に当たり、「2.（3）確保されるべき対象公共サービスの質」に列挙された質と同等以上の質が達成目標として記載されていること。

例① 「申告書の提出率」については「96%以上」が要求されているところであるが、例えば「97%以上を目標とする」などと記載されていること。

例② 「機構への関係書類の送付」については、受理した申告書等を一定の期限内に機構へ送付、提出することが要求されているところであるが、「定められた期限内に送付、提出する」などと記載されていること。

エ 業務内容

委託業務の実施に当たり、下記11)及び「2.（1）民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容」にて要求された下記1)から10)の項目のうち、2)及び4)以外について全て満たした計画を立案していること。なお、下記2)及び4)については、「2.（3）確保されるべき対象公共サービスの質」の達成に向けた何らかの提案が記載されていれば、必須項目審査との関係では足りる。

- 1) 申告関係書類の送付
- 2) 円滑な申告・納付の事務手続きのための相談及び情報提供への対応
- 3) 適切な申告書提出の誘導
- 4) 申告書等の受理及び点検
- 5) 申告状況の報告
- 6) 未申告事業所に対する措置
- 7) 事業所の申告の記録
- 8) 申告書等の機構への送付
- 9) 機構が開催する研修会への参加
- 10) 徴収実施期間後の事業所からの相談
- 11) 徴収業務に係る個人情報保護及び法人情報保護のための措置  
個人情報の取り扱い及び秘密保持等の規定が整備されており、委託

業務に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。

② 加点項目審査

上記①で合格となった企画提案書は、さらに、次に掲げる加点項目について審査を行う。委託業務の目的及び内容に照らし、その効果が期待されるかを各項目に示す評価項目により評価を行った上、配点基準に従い加点（最高100点）を与える。なお、評価項目については、各項目に示す評価項目以外の項目であっても、創意工夫が十分認められる提案内容であれば、加点の対象とする。  
ア 円滑な申告・納付の事務手続きのための相談及び情報提供への対応

【評価項目】

事業所の利便性等を考慮した相談及び情報提供への対応、実施体制、相談案件の情報共有化対応

【配点基準】

相対的に優位	20点
標準	10点
相対的に劣位	5点
効果がほとんど期待できない	0点

イ 適切な申告書提出の態様

【評価項目】

態様の方法（態様の時期と頻度、態様の対象者、態様の手段等）

【配点基準】

相対的に優位	15点
標準	8点
相対的に劣位	4点
効果がほとんど期待できない	0点

ウ 申告書等の受理及び点検

【評価項目】

受理及び点検の体制と方法（受付窓口の体制、点検項目の確認方法、不備な提出書類に対する処理方法、提出された申告書等の保管・管理方法等）

【配点基準】

相対的に優位	15点
標準	8点
相対的に劣位	4点
効果がほとんど期待できない	0点

エ 未申告事業所に対する措置

【評価項目】

未申告事業所に対する督励体制（指揮命令系統の有無、人員等）、督励の方法（督励の手段、督励の頻度、申告に応じない事業所に対する対応、督励を断念する判断基準等）、連絡の取れない未申告事

業所の状況確認方法

【配点基準】

相対的に優位	20点
標準	10点
相対的に劣位	5点
効果がほとんど期待できない	0点

オ 事業所の申告の記録

【評価項目】

内容の正確性を担保するための措置（担当者の選任状況、記録内容のチェック体制等）

【配点基準】

相対的に優位	10点
標準	6点
相対的に劣位	3点
効果がほとんど期待できない	0点

カ 徴収業務従事者の知識向上を目的にした入札参加者による独自の研修

【評価項目】

独自研修の内容（研修の対象者、研修会の時期と頻度、講義の内容等）

【配点項目】

相対的に優位	10点
標準	6点
相対的に劣位	3点
記載なし又は効果がほとんど期待できない	0点

キ 災害発生時の対応

【評価項目】

被害状況の調査、事業所連絡先の確認、情報提供の方法、相談対応（指揮命令系統の有無、実施体制、時期、手段等）、連絡のとれない事業所の状況確認方法

【配点基準】

相対的に優位	5点
標準	3点
相対的に劣位	2点
記載なし又は効果がほとんど期待できない	0点

ク 過去に本業務における各施策の全部又は一部に有効であると考え業務に携わったことがある実績

【評価項目】

実績の有無、当該業務の内容と期間

【配点基準】

相対的に優位	5点
標準	3点
相対的に劣位	2点
実績なし又は効果がほとんど期待できない	0点

## (2) 落札者の決定

- ① 上記(1)①の必須項目審査で行う必須項目（以下「必須審査項目」という。）を全て満たし、独立行政法人環境再生保全機構会計規程（平成16年規程第7号）第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価点の計算によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{技術点（最高200点）} = \text{基礎点（100点）} + \text{加点（100点）}$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分（100点）} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

- ② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、落札者となるべき者以外で上記の総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。
- ④ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が決定したときは、落札者の商号又は名称、落札金額、落札者の総合評価等を公表するものとする。

## (4) 落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須審査項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

## 7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙1のとおりである。

## 8. 民間事業者の使用させることができる機構の財産に関する事項

### (1) 納付義務予定者名簿

機構は、毎年3月下旬までに、納付義務予定者名簿を民間事業者に送付する。なお、民間事業者は、納付義務予定者名簿を適正に管理し、徴収業務の目的以外に使用してはならない。

### (2) 委託業務関連オンラインシステムへのアクセス権

① 機構は、委託業務関連オンラインシステムへのアクセス権を民間事業者に付与する(別紙1中6(参考資料)の「④平成25年度委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル」参照)。民間事業者は、徴収業務従事者のうち指定した者に対して当該アクセス権を付与することができる。

② 民間事業者が当該システムを使用できる業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 各種資料を出力すること。

イ 受理した申告書のデータを入力すること。

ウ 作成した「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を、機構に提出(データ送信)すること。

### (3) マニュアル等の貸与

機構は、入札希望者に、平成20年度以降に使用した各種マニュアル・指導要領等を貸与する。

## 9. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他委託業務の適正かつ確実な実施確保のために民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

### (1) 報告事項等

#### ① 報告

民間事業者は、毎年6月30日までに「委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を機構に報告しなければならない。また、毎年、法令に定める期限における申告状況を速やかに報告しなければならない。

#### ② 調査

ア 機構は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項の規定に基づき、民間事業者に対して、必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、委託業務の帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問等することができる。

イ 機構の職員は、上記アによる検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項の規定に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

機構は、法第27条第1項の規定に基づき、委託業務を適正かつ的確に実施させるため、民間事業者に対して、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ① 民間事業者は、委託業務によって取得した個人情報及び法人情報（以下「取得関連情報」という。）を適切に管理・保管しなければならない。また、民間事業者は、取得関連情報を、委託業務以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、委託業務従事者名簿を作成し、機構に提出しなければならない。また、当該委託業務従事者以外の職員を委託業務に従事させてはならない。ただし、軽微な業務はこの限りでない。
- ③ 民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していた者は、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則の適用がある。
- ④ 民間事業者は、委託業務を終了し、又は中止した場合は、取得関連情報を適正に破棄しなければならない。この場合において、取得関連情報が破棄されたことを証明する文書を、委託業務が終了し、又は中止した日の属する月の月末までに、機構に提出しなければならない。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ① 委託業務の開始及び中止
  - ア 民間事業者は、締結された契約に定められた業務開始日に、確実に業務を開始しなければならない。
  - イ 民間事業者は、やむを得ない理由により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得なければならない。この場合において、機構は、民間事業者に対して、委託業務を中止した日までに委託契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。
- ② 公正な取扱い  
民間事業者は、徴収業務において納付義務者を合理的な理由なく区別してはならない。
- ③ 金品等の授受の禁止  
民間事業者は、徴収業務において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。
- ④ 宣伝行為の禁止  
民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していた者は、機構の名称及び機構の保有するロゴ等を徴収業務以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受

注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。)。また、自ら行う業務が委託業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

⑤ 取得した個人情報及び法人情報の利用の禁止

民間事業者は、取得関連情報を自ら行う事業（徴収業務の受託事業を除く。）又は機構以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑥ 記録及び帳簿

民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していた者は、委託業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、委託業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑦ 権利の譲渡

民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧ 再委託

ア 民間事業者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 民間事業者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。その際には、民間事業者は、再委託業務の範囲、必要性・理由及び再委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法を記載した書類を機構に提出しなければならない。

ウ 再委託先は、業務の範囲において民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑨ 契約内容の変更

民間事業者及び機構は、委託業務の更なる質の向上を図る必要があることその他やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑩ 契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対して契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。なお、徴収実施期間の終了日時点における未申告事業所の件数が450件を超えたときは、法第22条第1項第1号ニに該当するものとする。

イ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑪ 委託契約解除時の取扱い

機構は、上記⑩により契約を解除した場合、民間事業者に対して、当該解除の日までに委託契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

⑫ 損害賠償

民間事業者は、故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対して、その損害について賠償する責任を負う。

⑬ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責に帰することができない事由により委託業務の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となった場合は責任を負わない。

⑭ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構は協議する。

## 10. 委託事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

- (1) 民間事業者又はその職員その他委託事業に従事する者が、故意又は過失により、第三者に損害を加えた場合について、民間事業者は当該第三者に対する賠償の責に任ずる。
- (2) 機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対して、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (3) 民間事業者が、民法（明治29年法律第89号）第709条及び第710条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対して、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

## 11. 委託事業の評価に関する事項

- (1) 徴収業務の実施状況調査の実施  
機構は、内閣総理大臣が行う評価時期を踏まえ、平成29年6月30日時点における当該業務の実施状況を調査するものとする。
- (2) 徴収業務の実施状況調査の対象  
調査の対象は、委託事業者及び再委託事業者（再委託を行っている場合に限る。）とする。
- (3) 調査方法及び調査項目

機構は、民間事業者から提出された委託事業実績書等を通じて、次に掲げる項目について調査を行うものとする。

- ① 申告書の提出率
- ② 機構への関係書類の送付

## 1 2. その他委託業務の実施に関し必要な事項

### (1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

#### ① 事業実施状況の報告及び公表

機構は、上記9.(1)①の報告等を踏まえ、民間事業者の委託業務の実施状況について取りまとめ、官民競争入札等監理委員会へ毎年報告するとともに、公表する。

#### ② 立入検査及び指示等の報告

機構は、法第26条第1項及び第27条第1項の規定に基づき、報告徴収、立入検査、又は指示等の措置を講じた場合には、その都度、機構が行った措置の内容及びその理由並びに措置の結果の概要を官民競争入札等監理委員会に報告する。

### (2) 民間事業者の責務

① 徴収業務従事者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条の規定により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料若しくは報告等の提出を求められたり、又は質問を受けたりすることがある。

③ 民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条の規定に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

### (3) 機構における監督体制

① 本契約に係る監督は、契約担当職等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

② 委託業務の実施状況に係る監督は、上記9.(1)②により行うこととする。

## 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

## 1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
計 (a)	人件費 常勤職員	-	-	-
	物件費	-	-	-
	委託費等	179,026	179,043	177,993
計 (a)		179,026	179,043	177,993
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
計 (a) + (b)		179,026	179,043	177,993

(注記事項)

- ・業務の実施期間は、4月～6月までの3か月である。
- ・本業務は、平成21年度から民間事業者へ外部委託した。
- ・平成23年度の委託費の増加については、東日本大震災の発生により、日本商工会議所の機構及び再委託先との連絡・調整に係る事務が増加したことによるものである。
- ・委託費の内訳は下表のとおり。

&lt;委託業務内訳&gt;

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人件費	2,405	2,909	2,291
業務費	167,850	167,305	166,985
旅費	51	114	116
会議費	0	0	0
印刷製本費	0	2	2
借料損料	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
再委託費	167,799	167,189	166,867
一般管理費	246	303	241
消費税等	8,525	8,526	8,476
合計	179,026	179,043	177,993

(注記事項)

- ・人件費は、給与、法定福利費、賞与であり、当該業務に従事した者の人件費である。
- ・再委託費は、日本商工会議所が再委託先の各地商工会議所へ支払った費用である。
- ・機構が開催する研修会に出席するための旅費については、機構の負担である。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
常勤職員	—	—	—

(注記事項)

- ・従前は、直轄（機構取扱分）に係る業務を機構常勤職員が担当していたが、一部（破産手続き中等）を除き、平成20年度から全て外部委託したため、常勤職員は要さなくなった。

<委託先の従事者数>

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
日本商工会議所	5	5	5
再委託先 (各地商工会議所)	397	388	388
計	402	393	393

- ・各地商工会議所の従事者数の内訳は、別添1のとおり

(注記事項)

- ・1年のうちの繁忙期は徴収実施期間の3月1日から6月14日までである。

3 従来の実施に要した施設及び設備

パソコン及び複合機等の事務処理設備一式並びに説明会会場（外部施設利用可）及びその設備一式は、各地商工会議所が用意した。  
また、申告書の受理及び相談窓口に必要な場所は、別添1に記載した各地商工会議所である。

(注記事項)

- ・本業務を実施するために必要な上記施設及び設備は、民間事業者が用意すること。
- ・パソコン（ほぼ1人1台）及び複合機等については、各地商工会議所職員が通常使用しているものである。

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度

##### ① 過去3年間の納付義務予定者件数、徴収実施期間の終了日時点の申告件数及び未申告件数

(単位：件、%)

	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数
総合計	8,442	8,267	175	8,402	8,232	170	8,359	8,207	152
提出率	97.93			97.98			98.18		

各地商工会議所の内訳は、別添2のとおり

##### (注記事項)

- ・徴収実施期間の終了日は毎年6月14日であるが、平成23年度は、東日本大震災の影響の大きな5県（青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県。以下「被災5県」という。）の納付義務者に係る申告・納付期限を国税徴収の例に倣い延長したことに伴い、それぞれ次のとおり延長した。  
青森県、茨城県：23年8月29日  
岩手県、宮城県、福島県（一部地域除く）：24年3月31日  
平成24年度についても、国税徴収の例に倣い、被災5県のうち福島県の一部地域については、申告・納付期限の延長措置を継続している。
- ・提出率とは、予定者件数に対する申告があった件数（徴収実施期間の終了日時点）の割合をいう。
- ・別添2の申告件数は、各地商工会議所が実際に申告書を受理した件数である。なお、商工会議所によっては、納付義務者の都合により、他の商工会議所分の申告書を受理する場合があります。この場合は未申告件数欄がマイナス表示になる。
- ・別添2の直轄（機構取扱分）については、破産手続中等案件である。

##### ② 過去3年間の汚染負荷量賦課金の申告・納付 説明・相談会の実施状況

(単位：会場、会議所、事業所、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催会場数	101	104	105
開催会議所数 (合同開催含む)	147	152	153
出席事業所数	3,319	3,223	3,216
出席率	41.0	38.8	38.7
実施期間	平成22年4月2日～4月23日	平成23年4月4日～4月26日 平成23年6月27日～7月7日 平成23年9月1日～9月8日	平成24年4月2日～4月26日

##### (注記事項)

- ・汚染負荷量賦課金申告・納付 説明・相談会においては、以下の次第に従い説明を行った。
  1. 公害健康被害補償・予防制度の概要及び賦課料率について
  2. 汚染負荷量賦課金申告・納付の手続きについて（オンライン申告手続き等）
  3. 相談会（質疑応答、個別指導含む）
- ・平成23年度の「実施期間」のうち、平成23年6月27日～7月7日及び平成23年9月1日～9月8日は、被災5県の各地商工会議所で開催したものである。

\*施設廃止等により現在分の硫黄酸化物排出量を計算する必要のない事業所を除いた出席率は、80%程度となる。

③ 過去3年間の年度末における申告書の提出率及び汚染負荷量賦課金の収納率

ア 申告書の提出率

(単位：件、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
予定者件数	8,442	8,400	8,363
申告件数	8,313	8,266	8,254
提出率	98.47	98.40	98.70

(注記事項)

- ・提出率とは、予定者件数に対する申告があった件数（年度末時点）の割合をいう。

イ 汚染負荷量賦課金の収納率

(単位：千円、%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
申告額	38,783,848	37,022,564	36,012,229
収納額	38,777,322	37,016,865	36,007,030
収納率	99.98	99.98	99.99

(注記事項)

- ・収納額とは、申告があった金額に対する収納があった金額の割合をいう。

5 従来の実施方法等

① 過去3年間の商工会議所における窓口相談及び電話相談の件数

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
窓口相談	381	371	316
電話相談	1,161	1,187	867
合計	1,542	1,558	1,183

(注記事項)

- ・電話相談件数の減少は、平成23年2月からオンライン申告・FD申告に関する問い合わせ用のフリーダイヤルを機構に設置したため、機構へ直接相談する件数が増加したためと思料される。

(参考：機構フリーダイヤル受付件数)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電話相談	242	732	991

平成22年度は23年2月～3月の2か月間、23年度及び24年度は年間である。

② 過去3年間の商工会議所における申告書提出要請の件数

(単位：件)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
電 話	期限内	950	934	923
	期限後	358	343	285
はがき	期限内	752	749	482
	期限後	10	11	12
面 接	期限内	22	14	12
	期限後	3	3	2
合 計	期限内	1,724	1,697	1,417
	期限後	371	357	299

(注記事項)

- ・期限内とは、平成22年度は4月1日～5月17日、平成23年度は4月1日～5月16日、平成24年度は、4月1日～5月15日をいう。
- ・期限後とは、平成22年度は5月18日～6月14日、平成23年度は5月17日～

6月14日、平成24年度は、5月16日～6月14日をいう。

- 平成23年度においては、被災5県に係る期限内、期限後をそれぞれ延長している。

青森県、茨城県：

期限内 4月1日～7月29日、期限後 7月30日～8月29日

岩手県、宮城県、福島県（一部地域除く）：

期限内 4月1日～9月30日もしくは12月15日、期限後 10月1日もしくは12月16日～1月31日

③ 過去3年間の商工会議所における申告書等の点検内容

(単位：件)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
記載漏れ	688	616	596
計算誤り	96	111	99
添付書類の不備	120	77	85
合計	904	804	780

④ 過去3年間の徴収実施期間の終了日時点の期限内及び期限後の申告件数

(単位：件)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
申告件数	期限内	7,881	7,905	7,813
	期限後	386	327	394
合計		8,267	8,232	8,207

(注記事項)

- 期限内、期限後とは、上記5②と同じ。
- この件数は、直轄（機構取扱分）を含む。

⑤ 過去3年間の年度末における用紙申告、FD申告、オンライン申告の内訳

(単位：件、%)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
用紙申告	3,351	40.3	3,125	37.6	2,967	35.7
FD申告	1,810	21.8	1,501	18.1	1,251	15.1
オンライン申告	3,152	37.9	3,677	44.3	4,084	49.2
合計	8,313	100.0	8,303	100.0	8,302	100.0

(注記事項)

- 用紙申告は、機構所定の複写式の用紙を使って申告書と算定資料を作成し、申告書に押印のうえ、各地商工会議所へ提出する方法である。
- FD申告は、雛形ファイルに入力して申告データを作成し、申告書を印刷し押印したものと、全てのデータを提出用データに変換して保存したFDを、各地商工会議所へ提出する方法である。
- オンライン申告は、機構に事前登録を行い、機構のオンライン申告サイトにログインするための認証情報を入手し、同サイトから雛形ファイルを手取りし、申告データを作成する。全てのデータを提出用データに変換し、同サイトから機構にデータ送信する方法である。

⑥ 徴収業務のフロー図及び機構組織図

- ア 徴収業務のフロー図 別添 3 のとおり
- イ 機構組織図 別添 4 のとおり

6 参考資料

- ①平成 25 年度 汚染負荷量賦課金申告の手引
- ②平成 25 年度 汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD 申告マニュアル
- ③徴収業務の実施について（平成 25 年度）
- ④平成 25 年度 委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル
- ⑤汚染負荷量賦課金 申告・納付指導要領（平成 25 年度）
- ⑥公害健康被害補償・予防の手引

## 別添1

## 過去3年間の日本商工会議所及び各地商工会議所の従事者数

(単位：人)

会議所名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
日本商工会議所	5	5	5
函館	2	2	2
札幌	3	4	4
旭川	1	1	1
室蘭	3	3	3
釧路	3	4	4
帯広	2	3	3
北見	2	2	2
稚内	5	2	2
紋別	2	2	2
苫小牧	3	3	3
青森	3	3	3
弘前	2	3	3
八戸	2	2	2
盛岡	3	3	3
仙台	3	1	1
秋田	3	4	4
山形	1	2	2
酒田	3	2	2
福島	1	1	1
いわき	3	3	3
水戸	2	3	3
土浦	1	3	3
日立	2	2	2
下館	2	3	3
宇都宮	5	5	5
足利	4	2	2
高崎	5	3	3
前橋	7	5	5
川越	2	2	2
川口	2	3	3
熊谷	3	3	3
さいたま	1	3	3
所沢	2	2	2
飯能	2	2	2
銚子	2	2	2
千葉	2	2	2
船橋	3	3	3
木更津	2	2	2
市川	3	3	3
松戸	2	2	2
野田	3	2	2
柏	2	2	2
市原	2	2	2
東京	5	4	4
八王子	2	2	2
武蔵野	2	2	2
立川	3	2	2
横浜	4	4	4
横須賀	2	2	2
川崎	2	2	2
小田原箱根	1	1	1
平塚	2	2	2
藤沢	2	2	2
茅ヶ崎	1	2	2
厚木	4	2	2
秦野	2	2	2
鎌倉	2	1	1
相模原	2	2	2
新潟	4	3	3
上越	2	2	2
長岡	4	3	3
富山	3	4	4
高岡	1	1	1
射水	2	2	2
金沢	5	3	3
小松	4	5	5
福井	2	2	2
敦賀	2	2	2
滋賀県商工会議所連合会	3	3	3
甲府	2	2	2
長野	2	2	2
松本	5	5	5
岐阜	2	3	3
大垣	2	2	2
多治見	2	2	2
土岐	2	2	2
静岡	2	4	4
浜松	3	3	3
沼津	3	2	2

会議所名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
清水	2	静岡市と清水市の合併に伴い、静岡商工会議所に統合。	
三島	3	3	3
富士	2	3	3
磐田	1	1	1
名古屋	3	3	3
岡崎	2	2	2
豊橋	3	3	3
半田	2	2	2
一宮	2	2	2
蒲郡	2	2	2
豊川	2	1	1
刈谷	2	1	1
豊田	2	3	3
安城	1	1	1
春日井	5	3	3
稲沢	2	2	2
四日市	4	3	3
津	3	4	4
鈴鹿	2	2	2
京都	2	2	2
舞鶴	2	2	2
大阪	4	5	5
堺	2	5	5
東大阪	2	2	2
泉大津	2	1	1
高槻	2	2	2
岸和田	2	2	2
貝塚	1	2	2
茨木	2	1	1
吹田	2	2	2
八尾	3	2	2
豊中	2	2	2
泉佐野	1	2	2
北大阪	1	2	2
守口門真	1	1	1
神戸	3	3	3
姫路	3	3	3
尼崎	5	3	3
明石	2	2	2
西宮	2	2	2
伊丹	2	3	3
高砂	1	1	1
加古川	5	5	5
奈良	3	2	2
和歌山	4	4	4
鳥取	2	2	2
松江	2	3	3
浜田	3	4	4
岡山	2	3	3
倉敷	4	3	3
備前	2	2	2
広島	3	2	2
呉	2	2	2
福山	4	3	3
大竹	2	1	1
下関	2	2	2
宇部	3	2	2
防府	2	1	1
徳山	2	4	4
岩国	2	2	2
小野田	2	2	2
徳島	4	4	4
高松	2	2	2
松山	2	2	2
新居浜	4	4	4
高知	3	2	2
福岡	3	3	3
久留米	4	4	4
北九州	2	1	1
大牟田	3	2	2
佐賀	3	3	3
長崎	3	5	5
佐世保	4	4	4
熊本	2	2	2
大分	4	3	3
宮崎	1	2	2
鹿児島	2	1	1
那覇	2	2	2
合計	402	393	393

## 過去3年間の納付義務予定者件数、徴収実施期間終了日時点の申告件数及び未申告件数

(単位：件)

徴収実施期間（※）

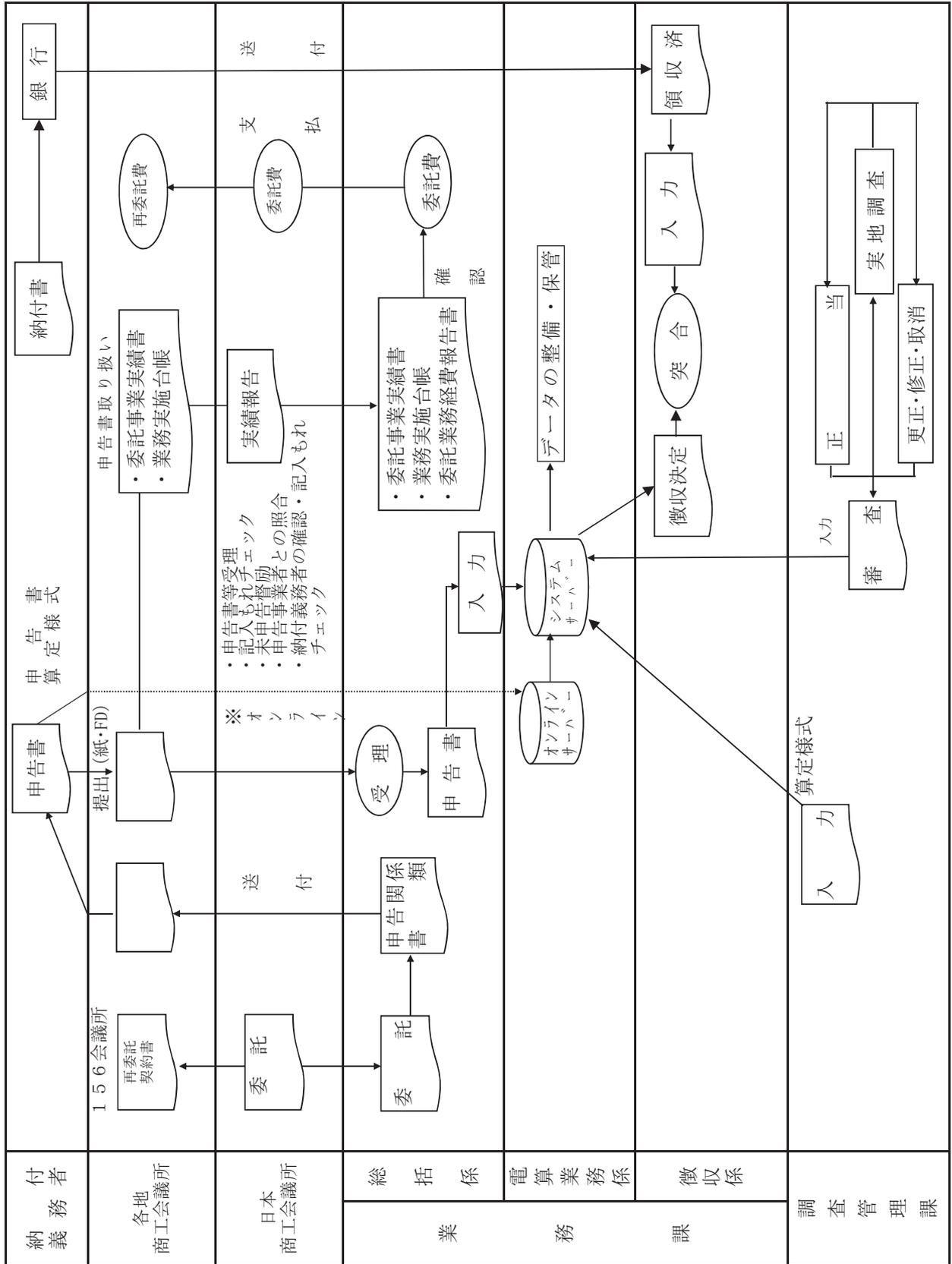
商工会議所名	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数
函館	36	32	4	32	32	0	32	31	1
札幌	199	197	2	200	201	▲1	202	193	9
旭川	59	56	3	57	54	3	54	54	0
室蘭	29	29	0	29	29	0	29	29	0
釧路	42	42	0	42	42	0	42	42	0
帯広	43	42	1	43	42	1	42	42	0
北見	34	34	0	34	33	1	34	33	1
稚内	19	19	0	18	18	0	18	18	0
紋別	6	3	3	4	3	1	3	3	0
苫小牧	53	53	0	47	47	0	47	47	0
青森(*1)	24	24	0	23	23	0	23	22	1
弘前(*1)	28	27	1	28	27	1	28	27	1
八戸(*1)	48	46	2	48	45	3	48	46	2
盛岡(*2)	113	108	5	112	105	7	110	102	8
仙台(*2)	144	143	1	144	138	6	143	137	6
秋田	109	108	1	109	108	1	108	108	0
山形	61	59	2	61	60	1	61	60	1
酒田	19	19	0	18	18	0	18	18	0
福島(*2)	93	91	2	93	89	4	93	90	3
いわき(*2)	49	49	0	51	46	5	49	47	2
水戸(*1)	78	78	0	76	76	0	76	76	0
土浦(*1)	57	57	0	58	57	1	58	58	0
日立(*1)	37	37	0	37	37	0	37	37	0
下館(*1)	38	38	0	38	37	1	37	37	0
宇都宮	137	136	1	136	135	1	134	134	0
足利	23	23	0	23	22	1	22	22	0
高崎	49	49	0	49	49	0	49	49	0
前橋	76	75	1	75	75	0	75	74	1
川越	44	44	0	44	45	▲1	45	45	0
川口	55	54	1	53	52	1	51	51	0
熊谷	65	62	3	65	64	1	65	63	2
さいたま	83	81	2	84	82	2	86	84	2
所沢	13	13	0	13	13	0	13	13	0
飯能	13	13	0	13	13	0	13	13	0
銚子	19	17	2	19	17	2	19	17	2
千葉	94	95	▲1	94	92	2	92	92	0
船橋	18	18	0	18	18	0	19	19	0
木更津	39	39	0	41	41	0	41	41	0
市川	20	20	0	20	20	0	20	20	0
松戸	11	11	0	11	11	0	11	11	0
柏	14	14	0	14	14	0	14	14	0
市原	36	36	0	36	36	0	35	35	0
野田	12	12	0	12	12	0	12	12	0
東京	740	729	11	748	732	16	751	737	14
八王子	41	41	0	42	42	0	41	41	0
武蔵野	21	19	2	19	18	1	19	19	0
立川	38	38	0	38	38	0	38	38	0
横浜	114	114	0	113	111	2	112	114	▲2
横須賀	14	14	0	14	14	0	14	14	0
川崎	83	83	0	85	85	0	85	85	0
小田原箱根	32	32	0	32	32	0	31	30	1
平塚	23	23	0	23	23	0	23	23	0
藤沢	27	27	0	27	27	0	27	26	1
茅ヶ崎	14	14	0	14	14	0	13	13	0
厚木	27	28	▲1	28	28	0	27	27	0
秦野	9	9	0	9	9	0	9	9	0
鎌倉	7	7	0	7	6	1	7	7	0
相模原	37	37	0	37	37	0	37	37	0
新潟	82	84	▲2	82	85	▲3	81	84	▲3
上越	38	38	0	38	38	0	38	37	1
長岡	53	50	3	53	50	3	53	50	3
富山	64	62	2	61	61	0	61	61	0
高岡	48	46	2	48	46	2	49	47	2
射水	18	17	1	18	17	1	17	16	1
金沢	45	45	0	45	45	0	45	45	0
小松	19	19	0	19	19	0	19	19	0
福井	49	47	2	49	46	3	50	48	2
敦賀	19	19	0	19	19	0	19	19	0
甲府	48	46	2	48	46	2	48	46	2
長野	57	57	0	56	56	0	56	56	0
松本	72	70	2	73	72	1	73	69	4
岐阜	64	63	1	63	62	1	63	62	1
大垣	38	38	0	38	38	0	38	38	0
多治見	27	25	2	27	24	3	26	24	2
土岐	28	27	1	28	26	2	27	26	1
静岡	82	81	1	81	81	0	81	80	1
浜松	55	52	3	57	55	2	57	54	3
沼津	36	36	0	36	36	0	36	36	0
三島	29	29	0	30	29	1	29	29	0
富士	88	85	3	86	85	1	86	85	1
磐田	51	50	1	49	48	1	49	48	1

商工会議所名	平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数	予定者件数	申告件数	未申告件数
名古屋	193	186	7	191	182	9	187	182	5
岡崎	28	28	0	28	27	1	26	26	0
豊橋	28	26	2	26	26	0	26	26	0
半田	51	51	0	51	51	0	52	52	0
一宮	117	115	2	118	116	2	119	114	5
蒲郡	10	9	1	10	9	1	9	9	0
豊川	27	27	0	27	26	1	26	26	0
刈谷	40	36	4	40	37	3	39	37	2
豊田	47	46	1	44	44	0	44	44	0
安城	39	39	0	39	39	0	39	39	0
春日井	33	32	1	33	32	1	34	33	1
稲沢	14	14	0	14	14	0	14	14	0
四日市	71	69	2	72	71	1	71	69	2
津	76	76	0	74	74	0	74	74	0
鈴鹿	18	18	0	18	18	0	18	18	0
大津	114	112	2	113	112	1	114	112	2
京都	94	93	1	93	94	▲ 1	93	93	0
舞鶴	31	30	1	30	30	0	30	30	0
大阪	292	287	5	288	283	5	286	284	2
堺	67	67	0	67	67	0	67	67	0
東大阪	21	21	0	21	21	0	21	21	0
泉大津	23	23	0	24	24	0	24	24	0
高槻	14	14	0	14	14	0	13	13	0
岸和田	12	12	0	11	11	0	10	10	0
貝塚	5	5	0	5	5	0	5	5	0
茨木	20	20	0	22	22	0	22	22	0
吹田	21	22	▲ 1	21	21	0	22	22	0
八尾	18	17	1	18	18	0	19	18	1
豊中	15	15	0	15	15	0	15	15	0
泉佐野	15	15	0	15	15	0	15	15	0
北大阪	26	26	0	26	25	1	26	26	0
守口門真	25	25	0	25	25	0	26	26	0
神戸	77	74	3	77	75	2	77	75	2
姫路	87	87	0	87	87	0	87	87	0
尼崎	64	64	0	66	66	0	66	66	0
明石	34	34	0	34	34	0	34	34	0
西宮	31	31	0	31	31	0	31	31	0
伊丹	18	18	0	18	18	0	18	18	0
高砂	19	19	0	19	19	0	18	18	0
加古川	54	53	1	54	54	0	54	54	0
奈良	63	63	0	63	63	0	63	63	0
和歌山	75	68	7	74	70	4	74	70	4
鳥取	38	36	2	37	35	2	37	35	2
松江	42	42	0	42	42	0	42	42	0
浜田	21	21	0	22	22	0	21	21	0
岡山	97	97	0	97	97	0	97	97	0
倉敷	64	64	0	64	62	2	63	63	0
備前	27	26	1	26	26	0	26	26	0
広島	82	80	2	81	78	3	81	77	4
呉	42	41	1	41	41	0	41	41	0
福山	56	55	1	56	55	1	56	55	1
大竹	12	12	0	13	13	0	13	13	0
下関	21	21	0	21	21	0	21	20	1
宇部	21	21	0	21	21	0	21	21	0
防府	28	28	0	28	27	1	28	27	1
徳山	27	26	1	27	27	0	27	27	0
岩国	27	27	0	26	26	0	26	26	0
小野田	21	21	0	22	22	0	22	22	0
徳島	55	54	1	55	54	1	54	52	2
高松	72	71	1	71	71	0	71	71	0
松山	47	47	0	45	45	0	45	45	0
新居浜	50	49	1	50	49	1	50	49	1
高知	38	38	0	38	38	0	38	38	0
福岡	75	75	0	75	72	3	75	73	2
久留米	37	37	0	36	36	0	36	36	0
北九州	141	139	2	140	138	2	140	138	2
大牟田	15	15	0	16	17	▲ 1	17	18	▲ 1
佐賀	64	63	1	64	63	1	64	63	1
長崎	46	46	0	46	46	0	46	45	1
佐世保	17	16	1	16	15	1	16	15	1
熊本	103	99	4	100	98	2	99	97	2
大分	93	91	2	93	90	3	93	92	1
宮崎	70	68	2	69	68	1	69	68	1
鹿児島	90	89	1	89	87	2	88	85	3
那覇	63	59	4	62	62	0	62	62	0
直轄(機構取扱分)	37	2	35	35	5	30	23	0	23
	8,442	8,267	175	8,402	8,232	170	8,359	8,207	152

注) 申告件数は、各商工会議所が実際に申告書を受理した件数である。なお、商工会議所によっては、納付義務者の都合により、他の商工会議所分の申告書を受理する場合があります、予定者件数より多く申告書を受理することがある。この場合は未申告件数欄がマイナスになる。

*徴収実施期間	
例年は3月1日から6月14日であるが、平成23年度は、東日本大震災の影響の大きな5県（青森、岩手、宮城、福島、茨城の各県。以下「被災5県」という。）の納付義務者に係る申告・納付期限を国税徴収の例に倣い延長したことに伴い、徴収実施期間をそれぞれ次のとおり延長した。	
徴収実施期間	(申告・納付期限)
*1 青森県、茨城県：平成23年8月29日まで	(平成23年7月29日)
*2 岩手県、宮城県、福島県（一部地域除く）：平成24年3月31日まで	(平成23年9月30日もしくは平成23年12月15日)
平成24年度についても、国税徴収の例に倣い、被災5県のうち、申告・納付期限の延長措置が継続している福島県の一部地域の納付義務者に係る委託契約期限を延長している。	

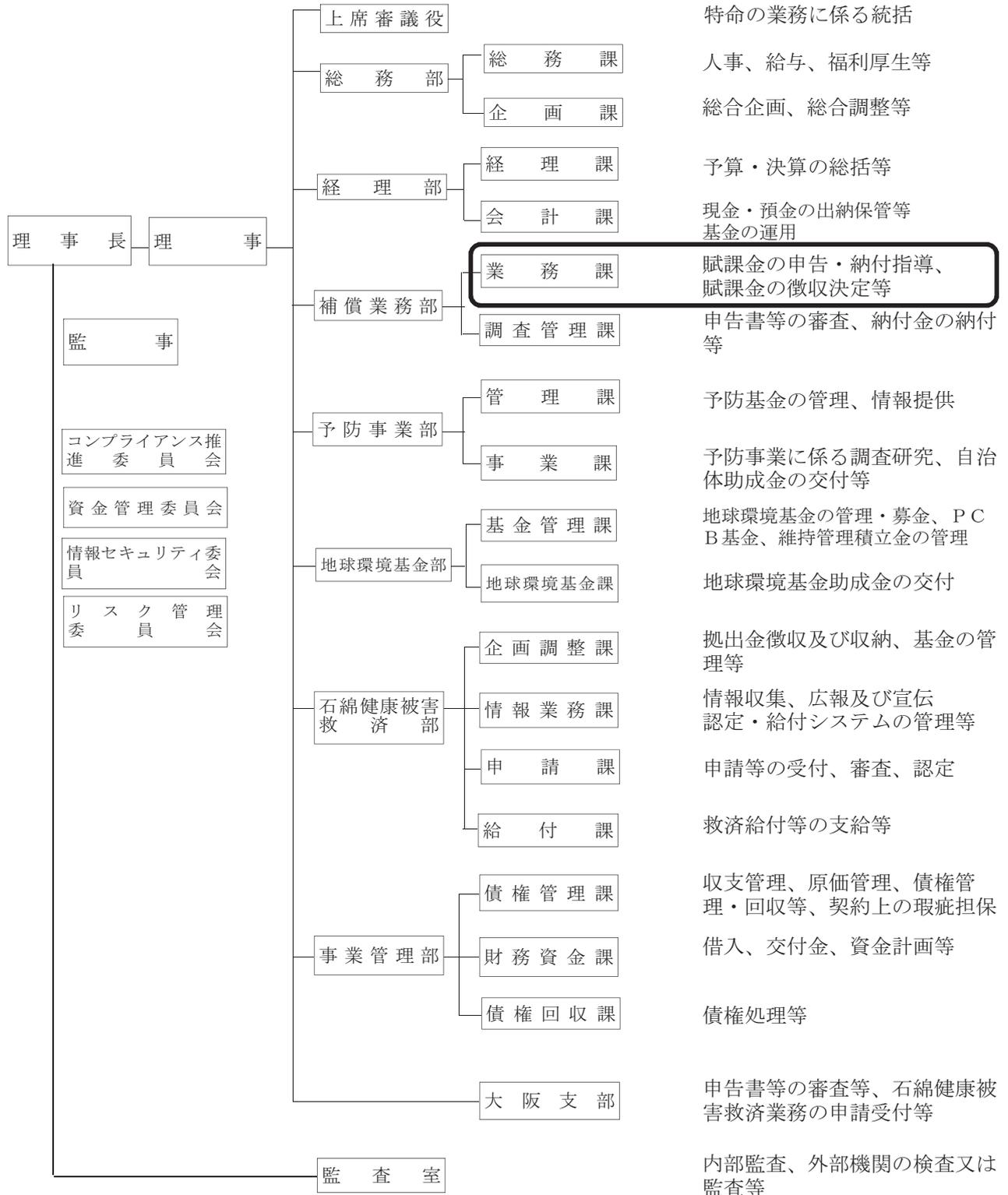
徴収業務のフロー図



組 織

(平成25年4月1日現在)

[7部 1室 17課 1事務所]



○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則

平成16年4月1日

細則第20号

(一般競争等に参加させないことができる者)

第5条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。

これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失(瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。)によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第1項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

# 環境再生保全機構 実施要項案 資料集

平成25年

目次（頁番号は、いずれも通し番号である。）

- ①平成25年度 汚染負荷量賦課金申告の手引 1
- ②平成25年度 汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD申告マニュアル 77
- ③徴収業務の実施について（平成25年度） 182
- ④平成25年度 委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル 210
- ⑤汚染負荷量賦課金 申告・納付指導要領（平成25年度） 294
- ⑥公害健康被害補償・予防の手引 338

# 平成 25 年度 汚染負荷量賦課金申告の手引

汚染負荷量賦課金は、「公害健康被害の補償等に関する法律」  
に定められているものです。

この手引に従って、期限内に適正な申告と納付をされますよ  
うお願いします。

申告と納付の期限は平成 25 年 5 月 15 日(水)です。



独立行政法人

環境再生保全機構

申告書類は下記へ提出して下さい。

## 「公害健康被害補償・予防の手引」の入手方法について

「公害健康被害補償・予防の手引」は、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにある賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin/>) でダウンロードできます。

独立行政法人環境再生保全機構では、関係者の皆さんに公害健康被害補償制度を正しく理解していただくために、「公害健康被害補償・予防の手引」を作成し、当機構のホームページで公表しております。

「公害健康被害補償・予防の手引」は、質疑応答形式でわかりやすく取りまとめるとともに、参考資料及び用語解説も掲載していますので、実務担当者の解説書としてご活用ください。

# 目 次

I 公害健康被害者への補償について	1
II 汚染負荷量賦課金の申告・納付について	2
1. 納付義務者	2
2. 申告書の記載方法	3
3. 過去分のSO <sub>x</sub> 累積換算量の算定	5
4. 現在分のSO <sub>x</sub> 排出量（前年の排出量）の算定	5
（1）前年のSO <sub>x</sub> の排出量算定の方式	5
（2）A様式を用いる場合の算定方法	9
（3）B、C及びD様式を用いる場合の算定方法	13
（4）具体的な計算	13
（5）燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例	13
5. 申告と納付の方法	15
6. 申告書に添付すべき書類	17
7. 申告等に関連する諸届出	18
8. 申告後に誤りを訂正する場合	18
9. 強制徴収・罰則・書類の保存義務等	19
10. その他	19

## 参考

1. B様式、C様式及びD様式の記載例	
（1）B様式を用いる場合の算定方法	21
（2）C様式を用いる場合の算定方法	25
（3）D様式を用いる場合の算定方法	29
2. 排出ガスの測定の一般事項並びにE様式及びb様式の記載方法	
（1）排出ガスの測定の一般事項（E様式及びb様式共通）	34
（2）E様式を用いる場合の一般事項及び記載方法	37
（3）b様式を用いる場合の一般事項及び記載方法	45
3. JIS Z 8401による数値の丸め方	51
4. 申告後に誤りを訂正する場合（修正申告）	52
5. 業種名とその分類	54
6. 商工会議所一覧表	55
7. 関係法令集	56

## 申告等に関連する諸届出書式・記載例

「代理人選任・解任届出書」「名称等変更届出書」

## I 公害健康被害者への補償について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）に基づく公害健康被害者への補償給付等は、昭和63年3月1日の第一種地域の指定解除以降、既に認定された方々のみとなりました。

その概要は、次の表のとおりです。

項 目	内 容	条文(法)											
性 格	民事責任を踏まえ、公害によって生じた健康被害の損害をてん補する。	第 1 条											
対 象	大気汚染の影響による健康被害としての慢性気管支炎等の4疾病。	第 2 条											
既 認 定 の 考 え 方	大気汚染による疾患（ぜん息等）については、大気汚染の影響によるものとして認定するための制度的取り決めとして、「指定地域」、「ばく露期間」及び「指定疾病」の3要件を定めている。	第 4 条											
補 償 給 付 の 種 類	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 療養の給付及び療養費</td> <td style="width: 50%;">(5) 児童補償手当</td> </tr> <tr> <td>(2) 障害補償費</td> <td>(6) 療養手当</td> </tr> <tr> <td>(3) 遺族補償費</td> <td>(7) 葬祭料</td> </tr> <tr> <td>(4) 遺族補償一時金</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 療養の給付及び療養費	(5) 児童補償手当	(2) 障害補償費	(6) 療養手当	(3) 遺族補償費	(7) 葬祭料	(4) 遺族補償一時金		第 3 条			
(1) 療養の給付及び療養費	(5) 児童補償手当												
(2) 障害補償費	(6) 療養手当												
(3) 遺族補償費	(7) 葬祭料												
(4) 遺族補償一時金													
公 害 保 健 福 祉 事 業 の 種 類	(1) リハビリテーション事業 (2) 転地療養事業 (3) 療養用具支給事業 (4) 家庭療養指導事業 (5) インフルエンザ予防接種費用助成事業	第 46 条											
費 用 負 担	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) 補償給付費</td> <td style="width: 60%;">               汚染原因者——全 額  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">                 汚染負荷量賦課金…8割                  自動車重量税引当…2割               </div> </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">第48～52条</td> </tr> <tr> <td>(2) 公害保健福祉事業費</td> <td>               国 —— 4分の1                都道府県等—— 4分の1                汚染原因者—— 2分の1  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">                 汚染負荷量賦課金…8割                  自動車重量税引当…2割               </div> </td> <td style="text-align: center;">第 49 条 第 51 条</td> </tr> <tr> <td>(3) 給付事務費</td> <td>               国 —— 2分の1                都道府県等—— 2分の1             </td> <td style="text-align: center;">附則第 9 条</td> </tr> <tr> <td>(4) 徴収事務費</td> <td>一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 補償給付費	汚染原因者——全 額 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">                 汚染負荷量賦課金…8割                  自動車重量税引当…2割               </div>	第48～52条	(2) 公害保健福祉事業費	国 —— 4分の1 都道府県等—— 4分の1 汚染原因者—— 2分の1 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">                 汚染負荷量賦課金…8割                  自動車重量税引当…2割               </div>	第 49 条 第 51 条	(3) 給付事務費	国 —— 2分の1 都道府県等—— 2分の1	附則第 9 条	(4) 徴収事務費	一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金	
(1) 補償給付費	汚染原因者——全 額 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">                 汚染負荷量賦課金…8割                  自動車重量税引当…2割               </div>	第48～52条											
(2) 公害保健福祉事業費	国 —— 4分の1 都道府県等—— 4分の1 汚染原因者—— 2分の1 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 2px;">                 汚染負荷量賦課金…8割                  自動車重量税引当…2割               </div>	第 49 条 第 51 条											
(3) 給付事務費	国 —— 2分の1 都道府県等—— 2分の1	附則第 9 条											
(4) 徴収事務費	一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金												
汚 染 負 荷 量 賦 課 金 の 徴 収 方 法	(1) 汚染に対する寄与の程度に応じて、徴収権限をもった「独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）」が徴収する。 (2) ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。	第52～61条											

## II 汚染負荷量賦課金の申告・納付について

### 1. 納付義務者（法第52条）

汚染負荷量賦課金の納付義務者は、次に掲げる要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者です。すなわち、昭和62年度に納付義務者であった者は、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

ばい煙発生施設等 （大気汚染防止法に 定めるもの）を設置し ていた工場・事業場	① 昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。
	② その施設が、 <b>硫黄酸化物</b> を排出し得るものであったこと。
	③ その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量 <sup>※</sup> の合計が、指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。  旧指定地域            5,000 m <sup>3</sup> N/h その他地域            10,000 m <sup>3</sup> N/h

※ 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力（長時間安定して運転することができる最大限の能力）で運転したときの施設の排出ガス量（湿りガス）の合計をいいます。

また、排風機（ブロウ）を使用している施設については、原則として排風機の排風能力（m<sup>3</sup>N/h）をもって最大排出ガス量とします。

なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設等のガス量も含まれます。

〔付記〕 昭和63年の制度改正後における納付義務者は、指定地域の解除が行われた年度である昭和62年度の初日、すなわち昭和62年4月1日に上記要件を満たしていた工場・事業場を設置していた事業者であり、昭和62年4月2日以後に、ばい煙発生施設を改造又は廃止したこと等によって、当該工場・事業場の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000 m<sup>3</sup>N/h未滿、その他地域10,000 m<sup>3</sup>N/h未滿に減少した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

## 2. 申告書の記載方法

申告書に記載する際には、次の事項に十分留意していただくとともに、申告書（事業者用）の裏面を参照してください。なお、申告書は4枚1組の複写式となっておりますので、ボールペンではっきり記入してください。

また、申告書及び添付書類は、フロッピーディスク又はオンラインによって提出することも可能です。この場合の申告書等の作成方法は、別冊「平成25年度汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD申告マニュアル」を参照してください。

正式名称及び住所を記入してください。

代表取締役又は代表者の氏名を記入してください。

平成25年4月1日現在の額を記入してください。資本金を有しない事業者は、「0」と記載してください。

工場等の所在地及び名称を記入してください。

特に定めのないときは、工場等の代表者氏名を記入してください。

該当する記号等を○で囲んでください。

前年度の申告書に添付されていた算定様式の種類と枚数をプリントしています。

前年度の申告書に記入されていた1時間当たりの最大排出ガスをプリントしています。

### 申告書記載例

**平成25年度汚染負荷量賦課金申告書**  
平成25年 5月13日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿  
公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号
	1:0	1	0:3:3:0:9 0 1 2

② 納へばい付煙発生施設等設置者

(ア) 住所: カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310  
神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310

(イ) 氏名又は名称: アオゾラ コウギョウ カブシカイシャ  
青空工業株式会社

(ロ) 代表者氏名: アオゾラ イチロウ 青空一郎  
大森 一夫 大森一夫

(ハ) 代表者氏名: 大森 一夫

(ニ) 業種名: 鉄鋼業

(ホ) 資本金: 37,623,000

③ 対象工場・事業場

(イ) 所在地: ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3  
宮城県 仙台市 宮城野区 港 1-2-3

(ロ) 名称: センダイ コウジョウ  
仙台工場

(ハ) 工場長の氏名: 大森 一夫

(ニ) 業種名: 鉄鋼業

④ 立入メートル/時: 9:20:7:6

⑤ 汚染賦課金の計算

(イ) 硫黄酸化物排出量	(ロ) 単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)	(ハ) (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額
過去分: 4:7:2:7:8	11.11	4:5:8:5:9:8
現在分: 3:7:7:8	5.6	3:4:6:4:7:7
合計: 3:9:2:2:7:0		

⑥ 延納の申請: (イ) する (ロ) しない

⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

(イ) 全期又は第1期(初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期
9:8:0 9:0:0	9:8:0 6:0:0	9:8:0 6:0:0	9:8:0 6:0:0

注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

作成: 所属課 環境課  
電話番号 022-562-8181(内263)  
担当者: 大伊木 守

この欄はプリントしてあります。

提出年月日を記入してください。

必ず押印してください。ただし、代理人を選任している場合は社印及び代表者の印は不要です。

代理人を選任した場合に記入してください。この場合には、「代理人選任・解任届出書」が必要です。(既に提出している場合は、不要です。)

この数字は前年度の申告書の業種番号と資本金です。

この欄は、プリントしてあります。変更のある場合は、プリントを抹消して変更後のものを該当欄余白に記入してください。なお、業種名については手引54ページを参照してください。

平成25年4月1日現在の工場・事業場におけるばい煙発生施設等の1時間当たりの湿りガスの総量を記入してください。

商工会議所名です。申告書はこの商工会議所へ提出してください。

この申告書の作成担当者の所属課の電話番号(内線)及び担当者氏名を必ず記入してください。

## (1) 汚染負荷量賦課金の計算

申告書「⑤ 汚染負荷量賦課金の計算」は、算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）における硫黄酸化物（以下「SO<sub>x</sub>」という。）の累積換算量に過去分賦課料率を乗じた過去分汚染負荷量賦課金額と、前年（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）のSO<sub>x</sub>排出量に現在分賦課料率を乗じた現在分汚染負荷量賦課金額をそれぞれ算出し、合計します。

○「(イ)硫黄酸化物排出量」欄中の上欄の「過去分」の「累積換算量（立方メートル／算定基礎期間）」は、あらかじめプリントしてあります。

また、下欄の「現在分」の「前年の排出量（立方メートル／年）」は、同一工場・事業場における**すべての施設等から排出された総量\***を記入してください。

※1 昭和62年4月2日以後に新設及び増設した施設から排出された量を含みます。

※2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設以外の施設から排出された量を含みます。

※3 予備施設から排出された量及び試運転により排出された量を含みます。

なお、1 m<sup>3</sup>N 未満の端数が生じるときは、これを切り捨ててください。

〈例〉	A-01	12.7	m <sup>3</sup> N	
	A-02	23.4	m <sup>3</sup> N	
	C-01	34.5	m <sup>3</sup> N	
	合計	70.6	m <sup>3</sup> N	→ 70 m <sup>3</sup> N

○「(ロ)単位排出量当たり賦課金」欄中の上欄の「過去分」欄は、全国一律で定められています。

また、下欄の「現在分」欄は、地域ごとに定められていますので「平成25年度 汚染負荷量賦課金賦課料率について」で確認の上、該当する番号に○を付してください。

○「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」は、欄中の上欄の過去分汚染負荷量賦課金額若しくは中欄の現在分汚染負荷量賦課金額に**1円未満の端数が生じるとき**、又は合計額に**100円未満の端数が生じるときはこれらを切り捨て**てください。

### 〔計算式〕

(過去分汚染負荷量賦課金額 …………… 1円未満は切捨て)

昭和57年から昭和61年までのSO<sub>x</sub>累積換算量×過去分賦課料率  
＝過去分汚染負荷量賦課金額

(現在分汚染負荷量賦課金額 …………… 1円未満は切捨て)

平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSO<sub>x</sub>排出量×現在分賦課料率  
＝現在分汚染負荷量賦課金額

(汚染負荷量賦課金額 …………… 100円未満は切捨て)

過去分汚染負荷量賦課金額＋現在分汚染負荷量賦課金額  
＝汚染負荷量賦課金額

## (2) 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

○ 延納を申請する場合

汚染負荷量賦課金額が**30万円以上である納付義務者は、4期に分けて延納することができません**。延納する場合は、申告書「⑥ 延納の申請」の(イ)に○を付し、「⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の「(イ)全期又は第1期(初期)」、「(ロ)第2期」、「(ハ)第3期」及び

「(ニ)第4期」の欄に⑤の「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」の合計欄に記入した金額の1/4ずつを記入してください。

なお、**100円未満の端数が生じた場合は、第1期から第4期までの100円未満の金額をすべて第1期の金額に合算**してください。

〈例〉3,922,700円の場合は

$$3,922,700円 \times 1/4 = 980,675円$$

第1期分については

$$980,600 + 75 \text{ (100円未満の端数)} \times 4 \text{ (4期分)} = 980,900円$$

第2期分以降については980,600円となります。

○ 延納を申請しない場合

⑥延納の申請の(ロ)に○を付し、⑤の「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」の合計欄に記入した金額と同額を、⑦の「汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の「(イ)全期又は第1期(初期)」の欄に記入してください。

### 3. 過去分のSO<sub>x</sub>累積換算量の算定（施行令第31条、第32条）

算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）におけるSO<sub>x</sub>の各年間排出量、つまり、昭和58年度から昭和62年度までの各年度申告SO<sub>x</sub>量に、各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計し、5年分の累積換算量として算定してあります。

なお、過去分SO<sub>x</sub>累積換算量は、申告書の「⑤(イ)硫黄酸化物排出量」の過去分欄にプリントしてあります。

### 4. 現在分のSO<sub>x</sub>排出量（前年の排出量）の算定（施行規程第3条）

同一工場・事業場において、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの間に使用したすべての燃料、原材料及び廃棄物の量等から、次の方法によりSO<sub>x</sub>の排出量を算定してください。

#### (1) 前年のSO<sub>x</sub>の排出量算定の方式

SO<sub>x</sub>排出量の算定は、次の4種類の様式を用いて行うことができます。これらの様式は電算処理しますので、必ず所定の様式（3枚複写）を用い、数字はマス目の中に、**ボールペン**で、はっきり記入してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

**A様式**…燃料、原材料及び廃棄物（清掃工場等で焼却する廃棄物を除く。）（以下「燃原料」という。）の使用量、密度及び含有する硫黄分から求める場合に用いる最も標準的なものです。

ただし、A様式によることができない等の場合は、次のB、C及びDの各様式を使用し、算定してください。

また、添付書類として補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)（以下「**E様式**」という。）があります。

**B様式**…燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガスの測定によって求める方法の場合に用います。ただし、**排出ガスの測定は2か月に1**

回以上とし、各回ごとに排出ガス量、硫黄酸化物濃度（以下「SO<sub>x</sub>濃度」という。）及び酸素濃度（以下「O<sub>2</sub>濃度」という。）を測定することが必要です。

また、添付書類として排出ガス測定の結果を示す書類（b）（以下「b様式」という。）があります。

なお、使用する燃原料に関する事項については、A様式と同様に記入してください。

**C様式**…燃原料の含有する硫黄分が製品又は中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量と吸収・残留する硫黄量から求める場合（Sバランスによる計算）に用います。ただし、**原材料及び製品等に含有する硫黄分は、%表示で小数点以下3けた（4けた以下切捨て）まで計算**してください。月内に硫黄分の異なる原材料を使用したときは、加重平均してください。加重平均の数値は、小数点以下4けた目をJIS Z 8401（数値の丸め方）による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまでとしてください。（丸め方は、51ページを参照してください。）

なお、燃料中の硫黄分については、A様式と同様に計算してください。

**D様式**…清掃工場等が廃棄物を焼却する場合に用います。

なお、廃棄物等の硫黄分によって算定する場合は、A様式と同様に計算してください。ただし、排出ガス測定によって算定する場合は、添付書類としてb様式を使用してください。

**E様式**…A、C又はD様式のa欄において「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするため、排出口から大気へ排出されるSO<sub>x</sub>の測定結果等から脱硫効率を算定する場合に用いる添付書類です。

**b様式**…B又はD様式のb欄を用いてSO<sub>x</sub>量を算定するための排出ガス測定結果を明らかにするための添付書類です。

《 メ モ 》

① SO<sub>x</sub>排出量の計算式

使用する燃原料よりSO<sub>x</sub>排出量を計算する場合の計算式は、次のとおりです。

使用する燃原料が

(イ) 液体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: ℓ) × 密度(単位: g/cm<sup>3</sup>) × 含有する硫黄分の成分割合(質量比) ×  $\frac{22.4}{32}$

(ロ) 固体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: kg) × 含有する硫黄分の成分割合(質量比) ×  $\frac{22.4}{32}$

(ハ) 気体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した容積 (m<sup>3</sup>)) × 含有する硫黄分の成分割合(容量比)

(注 1)  $\left( \frac{22.4}{32} = 0.7 \right) \dots$  硫黄 1 kg が燃えたときに生ずる SO<sub>x</sub> を 0℃、1 気圧(標準状態)の状態に換算したときの容積(m<sup>3</sup>)を表します。

(注 2) 脱硫によって、SO<sub>x</sub> が除去された場合

(イ)、(ロ)又は(ハ)によって算出した量から、実際に除去された SO<sub>x</sub> の量を控除します。

② 燃原料コード

A、B、C及びD各様式においてSO<sub>x</sub>の年間排出量を算定する場合の燃原料コードは、次に掲げる「燃原料コード表」から該当する番号を選び、燃原料の種別のコード欄に記入してください。  
(使用している燃原料がコード表にない場合は、液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原材料の区分の中から、「その他」のコードを適用してください。)

燃原料コード表

液	体	燃	料	その他の液体燃料	29	コークス炉ガス	46	ゴ	ム	67												
A	重	油	01	固	体	燃	料	高	炉	ガ	ス	47	合	成	樹	脂	68					
B	重	油	03	石	炭	31	その他の気体燃料	59	石	油	か	す	69									
C	重	油	05	コ	ー	ク	ス	33	廃	棄	物	66	廃	液	71							
混	合	重	油	09	木	材	35	都	市	ご	み	61	そ	の	他	の	廃	棄	物	79		
軽	油	11	その他の固体燃料	39	汚	泥	ケ	ー	キ	62	原	材	料	70								
灯	油	13	気	体	燃	料	63	排	水	処	理	汚	泥	63	窯	業	・	土	石	原	料	84
ナ	フ	サ	14	都	市	ガ	ス	41	紙	く	ず	64	鉄	鋼	原	料	85					
原	油	15	天然ガス(LNG)	42	繊	維	く	ず	65	非	鉄	金	属	原	料	86						
黒	液	22	液化石油ガス(LPG)	44	動	・	植	物	性	残	渣	66	そ	の	他	の	原	料	99			

《 メ モ 》

(2) A様式を用いる場合の算定方法

① 使用枚数

燃原料の種類（燃原料コード表参照）ごと、及び脱硫装置ごとに作成してください。例えば、A重油とB重油を使用している場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

また、C重油を排煙脱硫装置のある施設と排煙脱硫装置のない施設で使用する場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

A様式記載例

実際に使用している燃原料の名称を記入し、その燃原料のコードを手引7ページの燃原料コード表から選び、記入してください。

この様式は燃原料の使用量、密度及び含有する硫黄分から求める最も標準的な場合に用い、燃原料の種類ごとに、脱硫装置ごとに使用し各月ごとに算出し集計してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目（通しナンバー）であるかを記入してください。この記載例の場合は、A様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは2枚目となっています。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

使用する燃原料の該当する単位を○で囲んでください。液体はℓ、kg、固体はkg、気体はm<sup>3</sup>N又はkgで表示し、kℓやtは用いないでください。

同一燃原料を複数の施設に使用し、それらをまとめて記入する場合は、それらの施設名を記入してください。（ただし、脱硫装置が設置されている場合は、まとめて記入できません。）

少量の使用で月ごとに把握できないものは年の合計使用量とその密度、硫黄分の平均値を記入してください。なお、脱硫のある場合は、月ごとに記入してください。また、**白灯油、LPG等で硫黄分が0.01%未満の場合は、年間計欄だけに使用量の合計と代表的な密度及び硫黄分(0.00%)を記入し、SOx排出量の合計欄は「0.0」と記入してください(記入例は手引13ページ)。**

（燃原料より求める場合）

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類（A）

機 構 用

① 賦課金番号 03309012

工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場

② No. A - 02 枚目 / 05 全枚数

③ 燃原料の種類 名 称 C重油 コード 015

④ 使用量の単位 ① 0 kg m<sup>3</sup>N

⑤ 施設名 2号ボイラー

⑦ 使用年月	⑧ 使用量	⑨ 密度	⑩ 含有硫黄分	⑪ 補正後の脱硫効率	⑫ SOx 排出量
		g/cm <sup>3</sup>	%	%	m <sup>3</sup> N
24年 1月	440588	0.944	2.28	84.54	10262
2月	461324	0.944	2.25	84.54	10603
3月	480718	0.946	2.23	85.13	10555
4月	499663	0.945	2.26	85.13	11107
5月	500841	0.944	2.17	85.89	10733
6月	501032	0.940	2.22	85.89	10326
7月	480305	0.941	2.30	86.12	10700
8月	368274	0.941	2.34	86.12	7878
9月	478125	0.940	2.34	85.78	10468
10月	480392	0.938	2.32	85.78	10406
11月	499457	0.935	2.34	85.92	10770
12月	506656	0.942	2.27	85.92	10678
年 間 計	⑬ 年間使用量 5697375	※	※	※	⑭ 年間 SOx 排出量 123286

⑬ 年間使用量 ※

⑭ 年間 SOx 排出量 ※

脱硫の有無について、その該当の項目の番号を○で囲んでください。

440,588 × 0.944 × 2.28 / 100 × 22.4 / 32 × (1 - 84.54 / 100) の計算結果です。

密度は、小数点以下3けたまでの数値を記入してください。

含有硫黄分は、小数点以下2けたまでの数値を記入してください。

補正後の脱硫効率は、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでの数値を記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまでで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間 SOx 排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

月別に SOx 排出量を算定している場合には、※印欄の記入は不要です。

## ② 燃原料の使用量

平成24年1月1日から平成24年12月31日までの燃原料の使用量を、種類別に各月ごとに集計してください。なお、使用量で1ℓ、1kg又は1m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

## ③ 密度

密度は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、**自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付**してください。

(ア) 成績表の数値は、**小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで**としてください。

(例) 密度が0.836~~8~~ → 0.836 (g/cm<sup>3</sup>)

(イ) 月内に密度の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下3けた(4けた以下は切り捨てます。)までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下4けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまで**としてください。(丸め方は、51ページを参照してください。)

$$(\text{加重平均密度}) = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + (\text{使用量})_3 \times (\text{密度})_3 + \dots}{(\text{使用量})_1 + (\text{使用量})_2 + (\text{使用量})_3 + \dots}$$

(例) A重油を3種類使用した場合

A重油	使用量	15,000 (ℓ)	密度	0.836 <del>8</del> (g/cm <sup>3</sup> )
"	"	8,000 (ℓ)	"	0.853 <del>4</del> (g/cm <sup>3</sup> )
"	"	20,000 (ℓ)	"	0.865 <del>6</del> (g/cm <sup>3</sup> )

$$(\text{加重平均密度}) = \frac{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)}{15,000 + 8,000 + 20,000}$$
$$= 0.85265 \rightarrow 0.853 \text{ (g/cm}^3\text{)}$$

## ④ 硫黄分

硫黄分は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、**自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付**してください。

なお、固体又は液体の燃原料は質量%(%)で、気体の燃原料は容量%(%(vol))で示してください。

(ア) 成績表の数値は、**小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまで**としてください。

(例) 硫黄分が0.924%のときは  
0.92~~4~~ → 0.92(%)

(イ) 月内に硫黄分の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下2けた(3けた以下は切り捨てます。)までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下2けたまで**としてください。(丸め方は、51ページを参照してください。)

$$(\text{加重平均硫黄分}) = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 \times (\text{硫黄分})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 \times (\text{硫黄分})_2 + \dots}{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + \dots}$$

(例) A重油を3種類使用した場合

A重油	使用量	15,000 (ℓ)	密度	0.8368 (g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分	0.924 (%)
"	"	8,000 (ℓ)	"	0.8534 (g/cm <sup>3</sup> )	"	0.917 (%)
"	"	20,000 (ℓ)	"	0.8656 (g/cm <sup>3</sup> )	"	0.941 (%)

$$(\text{加重平均硫黄分}) = \frac{(15,000 \times 0.836 \times 0.92) + (8,000 \times 0.853 \times 0.91) + (20,000 \times 0.865 \times 0.94)}{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)}$$

$$= 0.9275 \rightarrow 0.93 (\%)$$

(ウ) 燃原料の硫黄分が、硫黄化合物の場合は、硫黄分に換算してください。

a. 分析値がSO<sub>3</sub>の場合

$$\text{硫黄分}(\%) = \text{SO}_3\text{値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{SO}_3} = \text{SO}_3\text{値}(\%) \times \frac{32}{80}$$

b. 分析値がH<sub>2</sub>Sの場合

$$\text{硫黄分}(\%) = \text{H}_2\text{S値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{H}_2\text{S}} \times \frac{10}{9} \quad ※$$

$$= \text{H}_2\text{S値}(\%) \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9}$$

$$\text{硫黄分}(\% \text{ vol}) = \text{H}_2\text{S値}(\text{g/m}^3 \text{ N}) \times \frac{22.4}{34} \times \frac{1}{1000} \times \frac{10}{9} \times 100$$

注※  $\frac{10}{9}$  は換算係数 (係数は実測してください。)

(エ) 次に掲げる廃棄物等を燃原料として使用又は焼却している場合で、硫黄分の分析データがないときは、標準的な硫黄分として下表の数値を用いてください。

標準的硫黄分（燃燒性硫黄分）

分類	廃棄物等名	燃燒性硫黄分 (%)	平均的水分 (%)	分類	廃棄物等名	燃燒性硫黄分 (%)	平均的水分 (%)	
紙くず	紙	0.10	8	動・植物性残渣	バガス	0.01	50	
	その他	0.01	7		生皮	0.10	50	
繊維くず	植物繊維	0.02	6		なめし皮	1.00	20	
	合成繊維	0.02	—		羽毛	0.70	70	
	絹	0.07	7		排水処理汚泥	活性汚泥 (食品系)	0.10	90
	毛	2.50	10			抄紙系汚泥	0.04	60
ゴム	ゴムタイヤ	1.50	—	パルプ系汚泥		0.20	70	
	その他	0.80	—	油泥		0.50	80	
合成樹脂	合成樹脂	0.01	—	一般廃棄物	都市ごみ	0.03	60	
廃油	廃油 (密度0.880)	0.50	—		し尿汚泥ケーキ	0.04	70	
	オイルタール (密度1.000)	0.20	—		下水汚泥ケーキ	0.01	80	
石油かす	オイルピッチ	6.00	—	木・わら	木屑	0.04	10	
					わら	0.04	10	

※廃棄物等の焼却時の水分が分析によって上表の平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSO<sub>x</sub>排出量を求めてください。

a. 補正後の焼却量

$$\text{補正後の焼却量 (kg)} = \text{焼却量 (kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_0}$$

W = 焼却時水分 (%)

W<sub>0</sub> = 上表に記載した平均的水分 (%)

b. SO<sub>x</sub>排出量

$$\text{SO}_x \text{量 (m}^3 \text{N)} = \text{補正後の焼却量 (kg)} \times \frac{\text{So}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

So = 上表に記載した標準的硫黄分 (%)

### ⑤ 補正後の脱硫効率

(ア) 脱硫効率とは、排煙脱硫装置、集じん装置等による脱硫及び製品等への吸収・残留による脱硫が行われるときの効率をいいます。

(イ) 補正後の脱硫効率とは、脱硫効率を排煙脱硫装置、集じん装置等の稼働率、通気排出ガ

量の割合等に乗じて補正した効率をいいます。

補正後の脱硫効率の算定には、34～44 ページを参照し、E様式で算出してください。その算出値は、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

### (3) B、C及びD様式を用いる場合の算定方法

B、C及びD様式を用いてSO<sub>x</sub>の年間排出量を算出する場合は、算定方法が異なりますので、B、C及びD様式それぞれの裏面・排出ガスの測定に関する項及び記載例（21～33 ページ、34～49 ページ）を参照のうえ、作成してください。

### (4) 具体的な計算

SO<sub>x</sub>の月間排出量及び年間排出量を求める際は、次の点に注意してください。

- ① 月間排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでとしてください。
- ② 燃原料の種類ごとの年間排出量は、月間排出量を積算し、小数点以下1けたまでとしてください。
- ③ 年間のSO<sub>x</sub>総排出量は、すべての様式（A、B、C及びD様式）で算定した年間排出量を合計してください。なお、この年間のSO<sub>x</sub>総排出量に、1 m<sup>3</sup>N 未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

次ページに、最も標準的な方法であるA様式を用いた場合の計算例を記載しますので、参考にしてください。

### (5) 燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例

(燃原料より求める場合)

機 構 用

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

① 賦課金番号 0|3|3|0|9|0|1|2      工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場      ② No. A - 0|3 枚目 / 0|5 全枚数

③ 燃原料の種類	名 称	コ ー ド	
	灯油	1 3	
④ 使用量の単位	①	kg	m <sup>3</sup> N

(該当する単位を○で囲んでください。)

⑥ 脱硫の有無 (該当する数字を○で囲んでください。)

①	無
2	排煙脱硫
3	集じん等脱硫
4	製品等脱硫

⑤ 施設名 浴場ボイラー

⑦ 使用年月	⑧ 使用量	⑨ 密度	⑩ 含有硫黄分	⑪ 補正後の脱硫効率	⑫ SO <sub>x</sub> 排出量
24年 1月		g/cm <sup>3</sup>	%	%	m <sup>3</sup> N
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年間計	⑬ 年間使用量	※	※	※	⑭ 年間SO <sub>x</sub> 排出量 m <sup>3</sup> N

- ⑬ 年間に使用した燃原料の総計を記入してください。
- ⑨ 液体の場合、代表的な密度を記入してください。
- ⑩ S分は「0.00」と記入してください。
- ⑫ SO<sub>x</sub> 排出量は「0.0」と記入してください。

## SO<sub>x</sub>排出量の算定

SO<sub>x</sub>排出量の算定に当たっては、次に示す計算例及び様式裏面の記入上の注意等を参照してください。

### 〔例1〕液体燃料使用の場合

燃料がA重油で、月間使用量292,280ℓ、密度0.845g/cm<sup>3</sup>、硫黄分0.86%の場合

$$\begin{aligned}
 \text{〔算定式〕 SO}_x\text{排出量(m}^3\text{N/月)} \\
 &= \text{使用量(ℓ)} \times \text{密度(g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{硫黄分(\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32} \\
 &= 292,280 \times 0.845 \times \frac{0.86}{100} \times \frac{22.4}{32} = 1,486.7 \text{ m}^3\text{N/月}
 \end{aligned}$$

### 〔例2〕液体燃料使用で脱硫のある場合

燃料がC重油で、月間使用量440,588ℓ、加重平均密度0.944g/cm<sup>3</sup>、加重平均硫黄分2.28%、補正後の脱硫効率84.54%の場合

$$\begin{aligned}
 \text{〔算定式〕 SO}_x\text{排出量(m}^3\text{N/月)} \\
 &= \text{脱硫しないときのSO}_x\text{排出量} \times \left\{ 1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率(\%)}}{100} \right\} \\
 &= 440,588 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} \times \left( 1 - \frac{84.54}{100} \right) = 1,026.2 \text{ m}^3\text{N/月}
 \end{aligned}$$

### 〔例3〕固体燃料使用の場合

燃料が石炭で、月間使用量322,751kg、硫黄分0.35%の場合

$$\begin{aligned}
 \text{〔算定式〕 SO}_x\text{排出量(m}^3\text{N/月)} \\
 &= \text{使用量(kg)} \times \frac{\text{硫黄分(\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32} \\
 &= 322,751 \times \frac{0.35}{100} \times \frac{22.4}{32} = 790.7 \text{ m}^3\text{N/月}
 \end{aligned}$$

### 〔例4〕年間のSO<sub>x</sub>総排出量の計算

前年における燃原料の種類ごとの年間のSO<sub>x</sub>排出量が次の場合

A重油：12,068.9 m<sup>3</sup>N/年、C重油：12,328.6 m<sup>3</sup>N/年、石炭：6,781.1 m<sup>3</sup>N/年

年間のSO<sub>x</sub>総排出量は、次のとおり31,178.6 m<sup>3</sup>N/年になりますが、申告書に記載する場合は、小数点以下を切り捨て、31,178 m<sup>3</sup>N/年としてください。

燃料種別	年間SO <sub>x</sub> 排出量
A重油	12,068.9 m <sup>3</sup> N/年
C重油	12,328.6 m <sup>3</sup> N/年
石炭	6,781.1 m <sup>3</sup> N/年
合計	31,178.6 m <sup>3</sup> N/年

申告書⑤(i)硫黄酸化物排出量の下欄  
(前年の排出量)に記入

## 5. 申告と納付の方法（法第55条第1項、第56条、施行規程第5条）

汚染負荷量賦課金は、国の税金と同様、納付義務者が自主的に申告・納付することになっています。従って、納付義務者は、汚染負荷量賦課金の額を計算し、工場・事業場ごとに申告書を作成のうえ、**年度の初日から45日以内**に申告し、汚染負荷量賦課金を納付しなければなりません。

平成25年度の汚染負荷量賦課金については、**平成25年5月15日（水）まで**に、申告・納付してください。

### （1）申告書の提出先

申告書の下部余白にプリントしてある商工会議所へ提出してください。（商工会議所名は、55ページに記載してあります。）

### （2）汚染負荷量賦課金の納付

汚染負荷量賦課金は、所定の納付書によって金融機関の本店・支店又は機構の窓口で納付してください。

なお、所定の納付書を用いて取扱金融機関で納付する場合の手数料は、不要です。

法律によって、10万円以上を現金で金融機関の窓口で納付する場合、会社及び担当者の本人確認が必要になります。

### （3）延納（4期に分けて納付）について

汚染負荷量賦課金額が**30万円以上**である納付義務者は、延納することができます。延納する場合の納付期限は、以下のとおりです。

<b>第1期</b>	<b>平成25年5月15日（水）</b>	全期・第1期分の納付書は、 <b>申告書と一緒に送付</b> しています。 第2期分以降については、 <b>機構から各納付期限の約1か月前に各工場・事業場へ送付</b> します。
<b>第2期</b>	<b>平成25年8月15日（木）</b>	
<b>第3期</b>	<b>平成25年11月15日（金）</b>	
<b>第4期</b>	<b>平成26年2月17日（月）</b>	

### 取扱金融機関

#### 各都市銀行

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行  
埼玉りそな銀行

#### 各地方銀行

青森銀行、秋田銀行、足利銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、岩手銀行、大分銀行、大垣共立銀行、沖縄銀行、鹿児島銀行、北九州銀行、紀陽銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、群馬銀行、佐賀銀行、山陰合同銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、七十七銀行、清水銀行、十八銀行、十六銀行、荘内銀行、常陽銀行、親和銀行、スルガ銀行、第四銀行、但馬銀行、筑邦銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、中国銀行、筑波銀行、東京都民銀行、東邦銀行、東北銀行、鳥取銀行、富山銀行、南都銀行、西日本シティ銀行、八十二銀行、肥後銀行、百五銀行、百十四銀行、広島銀行、福井銀行、福岡銀行、北越銀行、北都銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、みちのく銀行、宮崎銀行、武蔵野銀行、山形銀行、山口銀行、山梨中央銀行、横浜銀行、琉球銀行

#### 商工組合中央金庫

#### 北洋銀行

## 納付書記載例

納付書は3枚1組となっています。赤太線で囲んだ欄を記入し3枚とも取扱金融機関へ提出してください。

住所・氏名等については機構でプリントしていますが、誤りがありましたら訂正してください。

独立行政法人環境再生保全機構		汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書				
住所 <b>983-0001</b> <b>宮城県仙台市宮城野区港1-2-3</b>	取納機関	取納区分	納付義務者番号	工場・事業場番号	C・D	下記の納付額を領収しました。 (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)
	1	1	003309	01	2	
氏名 <b>青空工業 株式会社</b> <b>仙台工場</b> 殿	納付期限	平成25年 5月 15日				
	受取人	独立行政法人環境再生保全機構				
納付場所 独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本店 各都市銀行 各地方銀行 商工組合中央金庫 北洋銀行	納付目的	平成25年度 汚染負荷量賦課金				
	納付区分	全期・第1期				
納付額	複数事業所分をまとめて納付	する・ <u>しない</u> (「する」の場合には3枚目裏面に必ずその事業所名等をご記入ください)				
	納付額	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 ¥ 9,809,000				
なお、裏面取扱金融機関の本支店で納付する場合は、手数料は不要です。		〔取扱金融機関が貼付〕				
						(取扱店→納付義務者)

**申告書(イ)「全期又は第1期」の金額と同額であることを確認してください。**

- 延納しない場合は、「全期」を○で囲んでください。
- 延納する場合は、「第1期」と記入してください。

● ¥マークは忘れずに記入してください。

- 複数事業所分をまとめて納付「する」に○をつけた場合には、
  - ① 納付書の3枚目裏面に各工場・事業場の納付額の明細を必ず下記のようにご記入ください。
  - ② 申告書は、まとめて納付した場合でも、工場・事業場ごとに管轄の商工会議所(55ページ参照)へ提出してください。

### 納付書裏面記載例

複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳									
取納機関	取納区分	納付義務者番号	工場・事業場番号	C・D	工場名又は事業場名	所在地	納付額(円)		
1	1	007305	01	5	本社工場	日野区 <sup>⓪</sup> 郡	5,509,000		
1	1	007305	02	3	関東工場	深谷区 <sup>⓪</sup> 郡	8,478,000		
1	1	007305	03	4	東海工場	名古屋区 <sup>⓪</sup> 郡	7,878,000		
1	1					区市郡			
1	1					区市郡			
1	1					区市郡			
1	1					区市郡			
1	1					区市郡			
1	1					区市郡			
合 計							9,809,000		

注\* 合計は、表面の納付額と必ず一致させてください。  
備考1 1枚に書ききれない場合は、この用紙をコピーするか、別途、上記様式に準じた内訳書を作成して、残りの事業所分を記載し、添付してください。  
2 必ず「下敷」を利用し記入してください。

(No. 1)

この額は、納付書表面の納付額と同じになります。

1枚で書ききれない場合は、それぞれの内訳表に通しナンバーを記入してください。

## 6. 申告書に添付すべき書類（法第55条第2項、施行規程第6条）

汚染負荷量賦課金申告書の提出に当たっては、平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSOxの排出量を証する次の(1)から(5)までの書類等を添付していただくことになっています。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書又は電話で同書類作成の基礎となった原始帳票等の提出を求めることがあります。

### (1) SOxの年間排出量の算定の過程を示す書類

所定の様式（A、B、C及びD様式）によって作成してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

### (2) 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする書類

#### ① 購入先の成績表等による場合

月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、作成例（18ページ）を参照して「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」を作成し添付してください。（一覧表は、機構ホームページから入手することも可能です。）

なお、加重平均を要さない場合は、前記一覧表の添付は必要ありません。

#### ② 自社測定値による場合

密度及び硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

また、月内に密度及び硫黄分の異なる自社測定値の燃原料を使用し加重平均を要する場合は、前記一覧表を作成し、添付してください。

### (3) 脱硫によって除去されるSOxがある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）」（34～44ページ参照）を添付してください。

### (4) 排出ガス測定によってSOxの排出量を求める場合は、「排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）」（34～35、45～49ページ参照）を添付してください。

### (5) E様式及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類を添付してください。なお、汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類は、添付の必要がありません。

〔備考〕 使用様式ごとの添付書類早見表

使用様式	使用量、密度及び硫黄分の一覧表	E様式		b様式	その他
		脱硫あり	脱硫なし		
A様式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B様式	×	×	×	○	
C様式	※2 △	※4 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a欄	○	×	×	
	b欄	×	×	○	

注※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。

## 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表

〔例〕 加重平均によって密度及び硫黄分の数値を求める場合（燃原料：C重油）

月	メーカー	使用量 (又は購入量) A (ℓ)	密度 B (g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分 C (%)	A × B	A × B × C	加重平均値	
							密度 (g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分 (%)
1	A 社 (前月繰越)	79,628	0.943	2.29	75,089.204	171,954.27716	↓ ※2 ↓ ※3	↓ ※3 ↓ ※3
	B 社	110,000	0.942	2.26	103,620	234,181.2		
	C 社	130,000	0.946	2.31	122,980	284,083.8		
	D 社	120,960	0.944	2.27	114,186.24	259,202.7648		
	合計	Σ A ※1 440,588			Σ (A × B) 415,875.444	Σ (A × B × C) 949,422.04196		
2	D 社 (前月繰越)	29,040	0.944	2.27				

注※1の数値は、A様式の「⑧使用量」の「1月」欄に記入してください。

※2の数値は、A様式の「⑨密度」の「1月」欄に記入してください。

※3の数値は、A様式の「⑩含有硫黄分」の「1月」欄に記入してください。

この例は、先入先出の考え方によって作成したものです。

### 7. 申告等に関連する諸届出

届出書は、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります（65～68ページ参照）。該当する事項に変更等が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は商工会議所に提出してください。なお、届出書の書式を本手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ（汚染負荷量賦課金申告のご案内）にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力のうえ、プリントアウトすることもできます。

### 8. 申告後に誤りを訂正する場合

#### (1) 汚染負荷量賦課金額等の訂正

新たに申告書を作成し、正当額の上段に誤った額及びSO<sub>x</sub>排出量を（ ）書きし、申告書の右肩に「修正分」と朱書きしたうえ、速やかに機構又は商工会議所へ提出してください。

なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

修正分の申告書及び納付書を作成するときは、記載例（52～53ページ）を参照してください。

#### (2) その他の訂正等

上記（1）以外の訂正又は申告額を誤って納付した場合は、機構又は商工会議所へご連絡ください。

## 9. 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、法律に以下のことが定められておりますので、十分ご注意ください。

- (1) 所定の期限までに申告書の提出がなかった場合及び申告した汚染負荷量賦課金の額に不足額があるが修正申告しなかった場合は、機構が汚染負荷量賦課金の額を決定し、ばい煙発生施設等設置者に通知することになっています。(法第55条第3項)
- (2) 汚染負荷量賦課金を納付期限までにその全額を納めなかった場合は、国税滞納処分の例によって強制徴収（差押等）されます。(法第57条)
- (3) 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることがあります。(法第60条の2)
- (4) 機構から文書その他の物件の提出を求められ、これに従わなかった場合や、虚偽の記載をした資料を提出した場合は20万円以下の罰金を科せられることがあります。(法第146条)
- (5) **汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。(施行規程第19条)**
- (6) 法の施行のため必要がある場合は、環境大臣がばい煙発生施設等設置者に対し報告を求めたり、担当官が立入検査を行うことがあります。(法第141条)

## 10. その他

- (1) 申告・納付等について、不明な点がありましたら、補償業務部にお問い合わせください。

補 償 業 務 部	大 阪 支 部
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ 川崎セントラルタワー8F TEL (ダイヤルイン) ①申告手続等に関する一般事項の照会 業務課           044-520-9544 ②申告等賦課金算定に関する事項の照会 調査管理課       044-520-9547 ③汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会 業務課           044-520-9553 FAX   044-520-2133 Eメール h-gyoumu@erca.go.jp	〒530-0002 大阪府大阪市北区曾根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F TEL   06-6342-0780 FAX   06-6342-0260 Eメール osaka@erca.go.jp <b>(平成25年6月28日(金)廃止予定)</b>
URL ① 汚染負荷量賦課金申告に関する情報 <a href="http://www.erca.go.jp/fukakin/">http://www.erca.go.jp/fukakin/</a> ② 機構業務案内等に関する情報 <a href="http://www.erca.go.jp/">http://www.erca.go.jp/</a>	

- (2) 提出された書類に不備がある場合、その他必要がある場合は、機構及び商工会議所から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。
- (3) 申告・納付及び適正・公平な徴収のため、機構職員及び商工会議所が工場・事業場等にお伺いすることがあります。

#### (4) オンラインによる申告・届出の手続き

インターネットを利用したオンラインにより、申告（以下「オンライン申告」という。）及び「**名称等変更届出**」を行うことができますので活用してください。

なお、オンライン申告及び名称等変更届出を行うためには、事前に「**電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）**」を機構に郵送していただくこととなりますので、ご注意ください。また、申告等の手続きの詳細は、別冊「オンライン申告・FD申告マニュアル」で紹介しておりますので、ご参照ください。

《 メ モ 》

参考

1 B様式、C様式及びD様式の記載例

(1) B様式を用いる場合の算定方法

B様式記載例

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類 (B)

機構用

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。この記載例の場合は、B様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは1枚目となっています。

①賦課金番号 工場・事業場名 ②No.

00233010

(株)白神製紙 秋田工場

B- 001 枚目  
005 全枚数

④脱硫の有無 (該当する数字を○で囲んでください。)

1	無
2	排煙脱硫
3	集じん等脱硫
4	製品等脱硫

③施設名 1号 黒液回収ボイラー

脱硫の有無についてその該当の項目の番号を○で囲んでください。

b様式で算定した補正排出ガスを記入してください。

b様式で算定した補正SOx濃度を記入してください。

1か月に稼働した時間数を記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでを記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまでを記入してください。なお、申告書の硫酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

⑤年月	⑥燃原料の別 名称 コード	⑦使用量	⑧密度 単位	⑨含有硫黄分 %	⑩補正排出ガス量 m <sup>3</sup> /h	⑪補正SOx濃度 ppm	⑫稼働時間 h	⑬SOx排出量 m <sup>3</sup>
24年	黒液 22	18810591816	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1684810	11516	7120	1769116
1月	黒液 22	1822911518	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1716210	11616	6172	1798913
2月	黒液 22	19710191015	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1756410	11610	7144	1901411
3月	黒液 22	11014201716	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1808910	11514	7120	1898910
4月	黒液 22	19817391616	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1784210	11612	7144	1945118
5月	黒液 22	1969411214	kg/m <sup>3</sup>	11.516	17811710	11713	7120	1973618
6月	黒液 22	16813051411	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1755810	11518	5121	16212115
7月	黒液 22	1292481419	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1775010	11417	2123	12541015
8月	黒液 22	110011941018	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1799110	11618	7120	19661519
9月	黒液 22	1101245118	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1784510	11513	7144	18931011
10月	黒液 22	110217361511	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1819410	11713	7120	110210614
11月	黒液 22	18314941715	kg/m <sup>3</sup>	11.516	17261010	11514	6179	17591717
12月	黒液 22	11049161861517	kg/m <sup>3</sup>	11.516	1784510	11513	7144	18931011
年間計	黒液 22	⑭年間使用量	kg/m <sup>3</sup>	11.516	⑮年間SOx排出量			19801417

(「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。)

[記入上の注意]

- ◎ このB様式は、燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガス測定によって SO<sub>x</sub> 排出量を算定する場合に用いてください。ただし、このB様式によって算定するときは、排出ガス量、O<sub>2</sub>濃度、SO<sub>x</sub>濃度等の実測値が2か月に1回（年6回）以上の測定によって明らかになっていることが必要です。

なお、使用した燃原料の使用量、密度、含有硫黄分等の欄についても、各月ごとに記入してください。

- ◎ このB様式を用いた場合の測定値を明らかにする書類として「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」様式を作成し、添付してください。

- ① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

- ② No.

この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：B様式2部のとき

$$B - \begin{array}{|c|c|} \hline 0 & 1 \\ \hline 0 & 2 \\ \hline \end{array} \quad B - \begin{array}{|c|c|} \hline 0 & 2 \\ \hline 0 & 2 \\ \hline \end{array}$$

- ③ 施設名

排出ガス測定の対象となる全ての施設名を記入してください。

- ④ 脱硫の有無

③欄に記入した施設に、脱硫装置が「無」、又は「排煙脱硫」、「集じん等脱硫」若しくは「製品等脱硫」のいずれか該当する項目の番号を○で囲んでください。

備考1. ダスト等に残留する硫黄分によって脱硫効果がある場合は、「集じん等脱硫」となります。

2. 「製品等脱硫」には、中間製品が含まれます。

- ⑤ 年月

平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSO<sub>x</sub>量は、月別に算定してください。

- ⑥ 燃原料の種別

実際に使用している燃原料の名称を記入してください。また、コード欄には、「燃原料コード表」（7ページ参照）のなかから該当するコード番号を選んで記入してください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、年間を通してSO<sub>x</sub>を排出する主たる燃原料を2種類選んで各月ごとに記入してください。

⑦ 使用量

⑥欄の燃原料の使用量を月別に記入してください。単位は、ℓ、kg、又は $\text{m}^3\text{N}$ のいずれかを○で囲ってください。

⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

成績表等の数値によることとします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については、小数点以下4けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目をJIS Z 8401による方法又は四捨五入によって、小数点以下2けたとしてください（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については10～11ページ、51ページ参照）。

なお、含有硫黄分の単位は、液体(ℓ)及び固体(kg)は質量%(%)、気体( $\text{m}^3\text{N}$ )は容量%(% vol))です。

⑩ 補正排出ガス量

「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)中の4. ⑮の数値を記入してください。  
b様式については、45～49ページを参照してください。

⑪ 補正SO<sub>x</sub>濃度

同上b様式中の4. ⑧の数値を記入してください。

⑫ 稼働時間

当該施設が1か月間に稼働していた時間（1時間未満は切捨て）を記入してください。

⑬ SO<sub>x</sub>排出量

次の算式によって算出し、小数点以下1けたまで記入、2けた以下は切り捨ててください。

$$\text{SO}_x \text{ 排出量} (\text{m}^3\text{N}) = \text{補正排出ガス量} (\text{m}^3\text{N}/\text{h}) \times \text{補正SO}_x \text{ 濃度} (\text{ppm}) \times 10^{-6} \times \text{稼働時間} (\text{h})$$

⑭ 年間使用量

1月～12月の月別使用量の合計値を記入してください。

⑮ 年間SO<sub>x</sub>排出量

月別に算出したSO<sub>x</sub>排出量の合計値を記入してください。

《メモ》

(2) C様式を用いる場合の算定方法

C様式記載例

手引の7ページの燃原料のコード表より記入してください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す種類(C)

この様式は、装入する燃原料中の硫黄分が製品等に吸収される場合に用いてください。  
なお、この様式は原則として施設単位で作成してください。

算定の対象となる施設名称を記入してください。

この欄は、排煙脱硫と集じん等脱硫を行っている場合だけ記入してください。

%表示で小数点以下3けたまで記入してください。

④脱硫の有無  
(該当する数字を○で囲んでください。)

③No. 

0	1
1	4

①賦課金番号  
工場・事業場名  
**(株) 堅井セメント 小諸工場**

②施設名 **1号セメント焼成キルン**

⑤年月	⑥燃原料の種類	⑦装入量	⑧密度	⑨含有硫黄分	⑩硫黄量(1)	⑪製品の種別	⑫産出量	⑬含有硫黄分	⑭硫黄量(2)	⑮脱硫後の硫黄分率	⑯SOx排出量
24年	名称	kg	kg/m <sup>3</sup>	%	kg	名称	kg	%	kg	%	kg
1月	石灰石	1164026891	1.00016	0.01016	9841	クランカー	112571016313	10.2410	3017683		
	粘土	279918310	1.04414	0.4414	724283						
	珪石	81109766	1.001010	0.1010	10						
	鉄原料	47089015	1.03218	0.3218	154415						
	C重油	1120673516	0.944	2.391	2722518						
小計					421827				3017683		1841008
12月	石灰石	113101507012	1.00018	0.01018	1104814	クランカー	11006618213	10.263	2647140		
	粘土	2241158419	1.05614	0.5614	1264215						
	珪石	64942918	1.001010	0.1010	10						
	鉄原料	37108819	1.03112	0.3112	117615						
	C重油	96635315	0.9417	2.414	2232913						
小計					3719617				2647140		1750519
年間計					1471958817				35164123		816062148

原料の硫黄分は小数点以下3けたまで記入してください。

燃料の密度・硫黄分はA様式に準じてそれぞれ小数点以下3けた、2けたまで記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでを記入してください。

月ごとの区別を明確にしてください。例えば、太線を入るか1行あけて、次の月入るものを記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

Sバランスで計算し施設単位の小計を合計し、様式の最下欄に年間計として記入してください。なお、別のSバランスで計算したものは、様式をかえて記入してください。

小計欄は各月ごと必ず設けてください。

[記入上の注意]

- ◎ この様式は、燃原料の含有する硫黄分が、製品や中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量(1)と吸収・残留する硫黄量(2)から求める方法（Sバランスによる計算）の場合に用いてください。

なお、この様式は、原則として施設単位で作成してください。

- ① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

- ② 施設名

この様式で算定の対象となった施設の名称を記入してください。

- ③ No.

この様式の通しナンバーは、次のように記入してください。

施設の通しナンバー

C	-	1	-	01		1	←	施設単位の通しナンバー
				01		4	←	施設単位の合計枚数

- ④ 脱硫の種類

製品等脱硫の他に排煙脱硫又は集じん等脱硫のある施設の場合は、該当する番号を○で囲んでください。ただし、製品等脱硫だけの場合は、この欄は、記入する必要はありません。

- ⑤ 年月

SO<sub>x</sub> 排出量の算定は、必ず月別に小計欄を設け、月別の硫黄量(1)及び硫黄量(2)を求め、この値から月別のSO<sub>x</sub>排出量を算定してください。

なお、月の途中で次の様式にまたがって記入しても差し支えありません。

[硫黄量(1)の算定]

- ⑥ 燃原料の種別

名称欄には、実際に使用した燃原料の具体的な名称を記入してください（例：セメント原料の場合は、石灰石、粘土、鉱さい等）。

また、コード欄には、「燃原料コード表」（7ページ参照）から該当する番号を記入してください（例：前記のセメント原料は、窯業・土石原料として取扱い、コードは全て84となります）。

- ⑦ 装入量

⑥欄に記入した燃原料のそれぞれの装入量（使用量）を月別に整理して記入してください。

単位は、ℓ、kg又はm<sup>3</sup>Nのいずれか一つを○で囲んでください。

⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

原材料の含有硫黄分については、月内の分析値が一つの場合は、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。月内の分析値が複数ある場合は、各々小数点以下3けたまで（4けた目以下切捨て）の値の加重平均値とし、小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。硫黄化合物の分析値については、硫黄分(%)に表示できるよう換算してください。

[例] a. 分析値が  $\text{SO}_3$  の場合…硫黄分(%) =  $\text{SO}_3$  値(%)  $\times \frac{\text{S}}{\text{SO}_3}$

$$= \text{SO}_3 \text{ 値(%) } \times \frac{32}{80}$$

b. 分析値が  $\text{H}_2\text{S}$  の場合…硫黄分(%) =  $\text{H}_2\text{S}$  値(%)  $\times \frac{\text{S}}{\text{H}_2\text{S}} \times \frac{10^*}{9}$

$$= \text{H}_2\text{S} \text{ 値(%) } \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9}$$

注※  $\frac{10}{9}$  は換算係数（係数は実測してください。）

燃料については、成績表等の数値によることにします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。含有硫黄分については、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって小数点以下2けたとしてください（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については、10～11 ページ、51 ページ参照）。

⑩ 硫黄量(1) (kg)

次の式によって算出してください。

a. 固体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分(%)}}{100}$$

b. 液体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(ℓ)} \times \text{密度(g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{含有硫黄分(%)}}{100}$$

c. 気体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(m}^3\text{N)} \times \frac{\text{含有硫黄分(℅(vol))}}{100} \times \frac{32}{22.4}$$

[硫黄量(2)の算定]

⑪ 製品等の種別

燃原料の含有する硫黄分が吸収・残留する製品又は中間製品等（例：鑄鉄、セメントクリンカー、ガラス、スラグ等）の名称を具体的に記入してください。

⑫ 産出量

製品等のそれぞれの産出量を月別に整理して記入してください（単位：kg）。

なお、産出量の把握は、装入量の把握方法とバランスのとれた方法で行ってください。

⑬ 含有硫黄分

⑨欄と同様に記入してください。

⑭ 硫黄量(2) (kg)

次の式によって算出してください。

$$\text{硫黄量(2) (kg)} = \text{産出量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分(\%)}}{100}$$

⑮ 補正後の脱硫効率

排煙脱硫又は集じん等脱硫のある場合（④欄の1又は2を○で囲んだ場合）は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦の数値を記入してください。

なお、この欄には、製品等脱硫効率(  $\frac{\text{硫黄量(2)}}{\text{硫黄量(1)}} \times 100$  )を記入する必要はありません。

[SO<sub>x</sub> 排出量の算定]

⑯ SO<sub>x</sub> 排出量

月別に求めた「硫黄量(1)」及び「硫黄量(2)」の値から次の式によって算出し、小計欄に小数点以下1けたまで記入してください(2けた以下は切捨て)。

イ. 製品等脱硫の場合

$$\text{SO}_x \text{ 排出量(m}^3\text{N)} = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \frac{22.4}{32}$$

ロ. 排煙又は集じん等脱硫のある場合

$$\text{SO}_x \text{ 排出量(m}^3\text{N)} = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \left[ 1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率(\%)}}{100} \right] \times \frac{22.4}{32}$$

※ 年間SO<sub>x</sub>排出量：最終月の小計欄の下（その様式の最下行）に年間計欄を設け、月別に算出した「硫黄量(1)」と「硫黄量(2)」の合計値及び「SO<sub>x</sub>排出量」の合計値を記入してください。

(3) D様式を用いる場合の算定方法

この様式は、廃棄物を焼却する焼却炉を設置している清掃工場等において用いてください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

D様式 (a欄使用) 記載例

平成25年度 汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)

機構用

① 賦課金番号

工場・事業場名

② No.

③ 脱硫の有無  
(該当する数字を○で囲んでください)

06041010

大手町 西焼却場

D - 01 枚目  
02 全枚数

①	無
2	排煙脱硫
3	集じん等脱硫

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。この記載例の場合は、D様式の全使用枚数が2枚で、通しナンバーは1枚目となっています。

小数点以下2けた目を切り捨て1けたまで記入してください。

廃棄物の含有硫黄分を記入してください。なお、不明な場合には手引の12ページの標準的含有硫黄分を用いてください。

排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

種別	⑤ 焼却年月	⑥ 焼却量	⑦ 密度	⑧ 含有硫黄分	⑨ 補正後の脱硫効率	⑩ SOx 排出量
④ 助燃剤等 A重油 017	24年 1月~12月	144618	0.8719	10.912		81181.6
⑪ 廃棄物の種類 1. 都市ごみ	24年 1月	117600				
	2月	104000				
	3月	159900				
	4月	190400				
	5月	111900				
	6月	134600				
	7月	148100				
	8月	140600				
	9月	137800				
	10月	151300				
	11月	141800				
	12月	144200				
⑬ 年間焼却量		168220		0.03		3532.6
⑫ a 廃棄物の硫黄分より算定する場合	24年 1月					
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
⑭ 年間焼却量						
⑫ b 排出ガス測定より算定する場合	24年 1月					
	2月					
	3月					
	4月					
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
⑮ 年間焼却量						
⑯ SOx排出量の合計 (⑩ + ⑬ + ⑮)						43511.2

密度・含有硫黄分はA様式に準じて記入してください。

廃棄物の種類を下記のものから選び、該当する番号を○で囲んでください。その他の場合は、廃棄物の名称及びコードを手引の7ページの燃原料コード表から選び、記入してください。

脱硫装置等があり、脱硫効率がある場合には、記入してください。

排出ガス測定から求める場合に用いてください。また、排出ガス測定結果はb様式に記載してください。様式の記入に当たっては、様式の裏面及び手引の33ページ、34~35ページ、45~49ページを参照してください。

[記入上の注意]

- ◎ このD様式は、廃棄物を焼却する清掃工場等の事業場において用いてください。
- ◎ このD様式には、SO<sub>x</sub> 排出量を算定する方法として、a.廃棄物の硫黄分より算定する場合、b.排出ガス測定より算定する場合の二つの方法が記載してありますので、いずれか該当する欄に記入してください。

① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場名を記入してください。

② No.

この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：D様式2部のとき

D - 

0	1
0	2

     D - 

0	2
0	2

③ 脱硫の有無

焼却炉に脱硫装置等が設置されているかどうか、該当する項目の番号を○で囲んでください。

## 1. 助燃剤からの SO<sub>x</sub> 排出量の算定

④ 助燃剤等

廃棄物を焼却するのに助燃剤を使用している場合は、その種別（A重油、灯油、都市ガス等）を記入してください。

コード欄には、「燃原料コード表」（7ページ参照）の中から該当するコード番号を記入してください。

なお、助燃剤を使用していない場合は、この欄に“不使用”と記入してください。

⑤ 焼却年月

助燃剤を焼却した年月（年間は1～12月）を記入してください。

⑥ 焼却量

⑤欄に記入した期間の焼却量を記入してください（1ℓ、1kg、1m<sup>3</sup>N未満の端数は切捨て）。助燃剤の単位は、ℓ、kg又はm<sup>3</sup>Nのいずれか一つを○で囲んでください。

⑦ 密度及び⑧ 含有硫黄分

燃料の購入先で発行した「試験成績表」等に記載されている数値を記入してください。年間に密度・硫黄分の異なる燃料を複数回購入して焼却した場合（「試験成績表」等が複数枚ある場合）は、密度・硫黄分の加重平均値を算出し、その値を記入してください（加重平均値の算出方法と計算例及び丸め方については、10～11ページ、51ページ参照）。

⑨ 補正後の脱硫効率

脱硫装置のある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦「補正後の脱硫効率」の数値を記入してください。

⑩ SO<sub>x</sub> 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

液体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量}(\text{m}^3\text{N}/\text{年}) = \text{⑥年間助燃剤等使用量}(\ell) \times \text{⑦密度}(\text{g}/\text{cm}^3) \times \frac{\text{⑧含有硫黄分}(\%)}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

固体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量}(\text{m}^3\text{N}/\text{年}) = \text{⑥年間助燃剤等使用量}(\text{kg}) \times \frac{\text{⑧含有硫黄分}(\%)}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

気体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量}(\text{m}^3\text{N}/\text{年}) = \text{⑥年間助燃剤等使用量}(\text{m}^3\text{N}) \times \frac{\text{⑧含有硫黄分}(\%)}{100}$$

## 2. 廃棄物からの SO<sub>x</sub> 排出量の算定

⑪ 廃棄物の種類

該当する種類の番号を○で囲んでください。なお、「4. その他」の場合は、その名称を「燃原料コード表」(7ページ参照)から選び、コード番号とともに記入してください。

a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合(記載例は29ページ)

⑫ 廃棄物からの SO<sub>x</sub> 量を含有硫黄分から求める場合は、⑬～⑮の項目から算出し、⑰～⑳欄には記入しないでください。

⑬ 年間焼却量

月別に記入した焼却量の合計値を記入してください(単位: kg)。

⑭ 含有硫黄分

分析値又は測定データを用いてください。不明なときは、標準的な含有硫黄分(例: 都市ごみ=0.03%)を用いてください(12ページ参照)。

⑮ 補正後の脱硫効率

⑨欄に準じて記入してください。

⑯ 年間 SO<sub>x</sub> 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{⑯SO}_x \text{ 排出量}(\text{m}^3\text{N}/\text{年}) = \text{⑬年間焼却量}(\text{kg}) \times \frac{\text{⑭含有硫黄分}(\%)}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

b. 排出ガス測定より算定する場合(記載例は33ページ)

⑰ 廃棄物からの SO<sub>x</sub> を測定によって求める場合は、排出ガス量、O<sub>2</sub>濃度及び SO<sub>x</sub>濃度等の

測定値が2か月に1回（年6回）以上の測定によって明らかになっていることが必要で、⑰～⑳の項目から算出し、㉑～㉓欄には記入しないでください。また、この場合は、D様式とともに「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)も併せて作成してください。b様式については、45～49 ページを参照してください。

㉔ 焼却年月及び㉕ 焼却量

各月ごとの焼却量を kg 単位（1 kg 未満の端数は切捨て）で記入してください。

㉖ 補正排出ガス量

b様式の4. ㉗「補正排出ガス量」の値を記入してください。

㉘ 補正 SO<sub>x</sub> 濃度

b様式の4. ㉙「補正 SO<sub>x</sub> 濃度」の値を記入してください。

㉚ 測定中の焼却量

1時間当たりの焼却量を kg 単位(1 kg 未満の端数は切捨て)で記入してください。

㉛ 1 トン(t)当たりの SO<sub>x</sub> 量

次の計算式で算出し、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで記入してください。

$$1 \text{ トン当たりの SO}_x \text{ 量 (m}^3\text{N/t)} = \frac{\text{排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \text{SO}_x \text{ 濃度 (ppm)} \times 10^{-6}}{\text{測定中の焼却量 (kg/h)}} \times 1000$$

㉜ 年間焼却量

月別焼却量(kg)の合計値を記入してください。

㉝ 平均1 トン(t)当たりの SO<sub>x</sub> 量

㉛の1 トン(t)当たりの SO<sub>x</sub> 量を算術平均した値を小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで記入してください。

㉞ 年間 SO<sub>x</sub> 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{㉞年間 SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N)} = \text{㉝平均 1 トン(t)当たりの SO}_x \text{ 量 (m}^3\text{N/t)} \times \text{㉜年間焼却量 (kg)} \times \frac{1}{1000}$$

㉟ SO<sub>x</sub> 排出量の合計

次によって算出してください。

- (a) 「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用した場合：㉔+㉞
- (b) 「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用しなかった場合：㉞のみ
- (c) 「排出ガス測定より算定する場合」で測定時は助燃剤を使用せず、焼却始めだけ助燃剤を使用した場合：㉔+㉞
- (d) 「排出ガス測定より算定する場合」で常時助燃剤を使用したか、又は助燃剤を全く使用しなかった場合：㉞のみ



## 2 排出ガスの測定的一般事項並びにE様式及びb様式の記載方法

### (1) 排出ガスの測定的一般事項（E様式及びb様式共通）

排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度、O<sub>2</sub>濃度及び排出ガス量の測定については、次の事項に注意してください。34～49ページに記載されている排出ガス量は、すべて乾き排出ガス量をいいます。

#### ① 排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度の測定

##### ア 測定値の取扱い

- (a) 原則として複数回の測定データの平均値とします。
- (b) 測定値の有効範囲は、±10%程度を目途とします。

##### イ 試料の採取方法

##### (a) 1工程の期間が明確な場合

1工程の期間内とし、測定値は、この期間の平均値とします。ただし、1工程が非常に長時間にわたる場合は、測定に実際上の困難が伴うので、測定時間としては1工程を適切に代表するような期間を選んで行うものとします。

##### (b) 1工程の期間が不明確な場合

操業状態時における排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度が平均的濃度として把握されるような時期において、概ね次のような採取時間と回数によって行うものとします。

〔採取（吸引）時間〕	〔採取回数〕
20分以内	5回程度
20分～40分	4回程度
40分～60分	3回程度
60分以上	2回程度

なお、連続分析機器等で排出ガス中の二酸化硫黄濃度（以下「SO<sub>2</sub>濃度」という。）を測定している場合は、連続測定値より平均を算定した値を用いてください。

##### ウ 試料の採取位置及び採取点

試料の採取位置及び採取点については、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）の4.（測定位置、測定孔及び測定点）及びJIS K 0095（排ガス試料採取方法）の3.（試料ガスの採取位置、採取点及び採取口）によってください。ただし、JISによる測定が困難か又は不適當な場合（例えば、等速吸引不能など）は、他の適切な方法で測定してください。

##### エ SO<sub>x</sub>濃度の分析方法

SO<sub>x</sub>濃度については、JIS K 0103（排ガス中の硫黄酸化物分析方法）による硫黄酸化物（SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>）の分析方法を用いてください。ただし、硫黄酸化物（SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>）とSO<sub>2</sub>との比が一定であり、その比率がわかっている場合は、二酸化硫黄を分析することによって（SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>）濃度を求めてください。

※ 硫黄酸化物(SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>)の分析方法は、JISに定められていますが、20ℓ採取の場合の標準的測定濃度範囲は、中和滴定法70～2800ppm、沈殿滴定法140（光度滴定の場合は50）～700ppm、比濁法5～300ppm、イオンクロマトグラフ法0.5～290ppmとなっていますので、濃度及び妨害成分に応じて分析方法を選択してください。

なお、標準的測定濃度範囲より低濃度の分析を行う場合には、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。

## ② 排出ガス量の測定

ア 試料採取方法及び採取位置等

①イ及びウに準じます。

イ 排出ガス量の測定方法

JIS Z 8808又はこれと同等の測定値が得られる方法を用いてください。ただし、排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくい場合は、燃料使用量及び排出ガス中のO<sub>2</sub>濃度等の値から排出ガス量を算定してください。

## ③ 排出ガス中のO<sub>2</sub>濃度の測定

ア 試料採取方法及び採取位置等

①イ及びウに準じます。

イ O<sub>2</sub>濃度の分析方法

JIS K 0301（排ガス中の酸素分析方法）に規定するオルザット式及びヘンペル式、又はこれらと同等の測定値が得られる分析方法を用いてください。

## ④ 測定に関する注意事項

ア SO<sub>x</sub>量の測定については「大気汚染防止法施行規則別表第1の備考欄」に掲げる方法で行ってください。

イ SO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量は同時に測定してください。

なお、同時に測定していない場合は、各々の測定時におけるO<sub>2</sub>濃度を測定してください。

ウ 排出ガスの測定は、ばい煙発生施設及び脱硫施設が平均的稼働状態にある時に行ってください。

《メモ》

(2) E様式を用いる場合の一般事項及び記載方法

E様式記載例

この様式と関連する様式の番号を記入してください。

排出ガスの測定機関(自社測定の場合は部門)を記入してください。

脱硫対象の施設名を具体的に記入してください。

脱硫対象施設の最大燃原料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E)

工場・事業場名 **青空工業(株) 仙台工場**

1. 一般事項

① 関連する様式・番号	A-02/03	⑤ 脱硫方式	水酸化マグネシウム法
② 測定機関(又は部門)	NS分析センター	⑥ 施設最大排出ガス量	16,000 m <sup>3</sup> N/h
③ 脱硫対象施設名	2号ボイラー	⑦ 脱硫装置処理能力	18,000 m <sup>3</sup> N/h
④ 最大燃原料使用量	種類	⑧ 脱硫効率(設計値)	入口SOx濃度 出口SOx濃度 (90%) 1,100 ppm 110 ppm
	使用量	⑨ 脱硫装置稼働開始年月日	昭和60年 4月 10日
		⑩ 脱硫装置の製作メーカー	株式会社DS工業

脱硫装置の脱硫方式を記入してください。

湿りガス量を記入してください。

脱硫適用期間中の平均使用量を記入してください。

2. 測定及び算定内容

(1) 共通事項

① 測定年月日	SOx濃度	平成 24 年 1 月 23 日	③ 適用期間中における	種類	使用量
	排出ガス量	平成 24 年 1 月 23 日		C重油	636 (kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h
② 脱硫装置の適用期間	平成 24 年 1 月 ~ 2 月		平均燃原料使用量	C重油 636 (kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h	

排ガス測定時の使用量、密度、含有硫黄分を記入し、SOx量をA様式に準じて計算してください。

(2) 燃原料から求めるSOx量 (Sf)

項目	① 燃原料の種類	② 測定時の使用量	③ 密度	④ 含有硫黄分	⑤ SOx量
測定値又は計算値等	C重油	653 (kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h	0.944 g/cm <sup>3</sup>	2.28 %	9.838 m <sup>3</sup> N/h
		(kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		(kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		(kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		(kg, ○, m <sup>3</sup> N) / h	g/cm <sup>3</sup>	%	
⑥ 合計SOx量 [有効数字 4 けた]					Sf = 9.838

(3) 排出ガス測定から求めるSOx量

項目	a 脱硫装置前(入口)のSOx量				b 脱硫装置後(出口)のSOx量			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)
① SO <sub>2</sub> 濃度測定値 (ppm)					105	122	114	
② 平均SO <sub>2</sub> 濃度 (ppm)	[有効数字 3 けた]				[有効数字 3 けた]	113		
③ SOx濃度への補正係数	[有効数字 3 けた]				[有効数字 3 けた]			
④ 補正SOx濃度 (ppm)	[有効数字 3 けた]	Si =			[有効数字 3 けた]	Se = 113		
⑤ SOx濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1) 7.1	(2) 6.6	(3) 6.8	(4)
⑥ SOx濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	[有効数字 3 けた]	Oi =			[有効数字 3 けた]	Oe = 6.83		
⑦ 排出ガス量測定値(乾き) (m <sup>3</sup> N/h)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1) 9,980	(2) 9,860	(3) 9,490	(4)
⑧ 平均排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	[有効数字 4 けた]				[有効数字 4 けた]	9,776		
⑨ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1) 7.4	(2) 7.2	(3) 6.8	(4)
⑩ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	[有効数字 3 けた]				[有効数字 3 けた]	7.13		
⑪ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	[有効数字 4 けた]	Vi =			[有効数字 4 けた]	Ve = 9,569		
⑫ SOx量 (m <sup>3</sup> N/h)	[有効数字 4 けた]				[有効数字 4 けた]	1,081		
硫黄酸化物濃度の測定		⑬ SOx濃度測定法	⑭ 採取ガス量(ℓ)	⑮ SOx濃度測定法	⑯ 採取ガス量(ℓ)			
				イオンクロマトグラフ法	20			

連続測定の場合は、測定間隔を( )書きしてください。

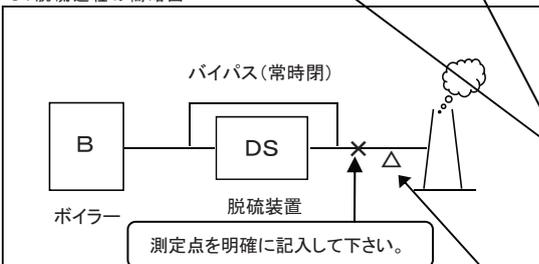
SO<sub>2</sub>濃度測定の場合はSOx濃度に補正してください。(手引の39~40ページ参照)

SOx濃度測定時と排ガス量測定時のO<sub>2</sub>濃度が異なる場合には、補正してください。

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

項目	測定値又は計算値等
① 脱硫効率 (%)	[小数点以下 2 けた] 89.01 (イ)
② 施設の稼働時間 (h)	1,416
③ 脱硫装置の稼働時間 (h)	1,345
④ 施設の排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	9,569
⑤ 脱硫装置の処理ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	9,569
⑥ その他の補正係数	[有効数字 3 けた]
⑦ 補正後の脱硫効率 (%)	[小数点以下 2 けた] 84.54

3. 脱硫過程の簡略図



$$9,776 \times \frac{21-7.13}{21-6.83} = 9,569$$

①のSO<sub>2</sub>・SOx濃度測定法及びその測定の際の⑭採取ガス量を記入してください。

$$89.01 \times \frac{1,345}{1,416} = 84.54$$

この場合、アフターバーナーに使用した燃料は、別に算定してください。

## 〔記入上の注意〕

- ◎ このE様式は、A様式、C様式及びD様式の「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするための書類です。記入の際は、34～35ページの「排出ガス測定的一般事項（E様式及びb様式共通）」をまずお読みください。
- ◎ このE様式は、一つの補正後の脱硫効率の算定について1枚作成してください。（年6回の補正後の脱硫効率を算定した場合は、このE様式を6枚作成することになります。）
- ◎ このE様式を2枚以上作成する場合、2枚目以降には「1. 一般事項」及び「3. 脱硫過程の簡略図」は変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 脱硫効率は、脱硫装置（製品等脱硫の場合は当該装置）前後のSO<sub>x</sub>量によって次の式を用いて算出します。

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[ 1 - \frac{\text{脱硫後の SO}_x \text{ 量}}{\text{脱硫前の SO}_x \text{ 量}} \right] \times 100$$

- ◎ 脱硫効率の算定は、一つの施設から排出されるSO<sub>x</sub>量に応じて、次に掲げる算定（測定）回数によってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSO<sub>x</sub>量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定としてください。

排出SO <sub>x</sub> 量	算定（測定）回数
10m <sup>3</sup> N/h 以上	2か月に1回以上
10m <sup>3</sup> N/h 未満	年に1回以上

- ◎ E様式右上の「工場・事業場名」欄に、工場・事業場名（会社名等も併せて）を記入してください。
- ◎ SO<sub>x</sub>量及び測定値等に係る有効数字の取扱いに十分留意してください。

## 〔様式内の番号対応説明〕

### 1. 一般事項

37ページの記載例を参照のうえ、記入してください。

### 2. 測定及び算定内容

#### (1) 共通事項

##### ① 測定年月日

SO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量の測定年月日を記入してください。

##### ② 脱硫適用期間

この様式で算定した補正後の脱硫効率を適用する期間を記入してください。

脱硫効率の適用期間については、施設の稼働状況等に応じて定めてください。

③ 適用期間中における平均燃原料使用量

適用期間中において、脱硫対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入して、該当する単位を○で囲んでください。

(2)燃原料から求めるSO<sub>x</sub>量

測定時の燃原料ごとの1時間当たりの使用量、密度、含有硫黄分を記入し、A様式に準じてSO<sub>x</sub>量を求めてください。

なお、SO<sub>x</sub>量は有効数字4けた（5けた以下は切捨て）とし、その合計を⑥燃原料から求めたSO<sub>x</sub>量(S f)に記入してください。

(3)排出ガス測定から求めるSO<sub>x</sub>量

①脱硫装置前（入口）のSO<sub>x</sub>量を、上記(2)の燃原料から求める場合は⑩欄だけ記入し、①欄には記入する必要はありません。

①⑤⑨の測定値は、それぞれの測定結果（2回以上）を記入してください。

②⑥⑧⑩の平均値は、それぞれの測定値を算術平均してください。

②⑥⑩の数値は有効数字3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。また、⑧の数値は有効数字4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を（ ）書きしてください。

例：1時間間隔の平均SO<sub>2</sub>濃度が238(ppm)の場合

項 目	⑥脱硫装置後（出口）のSO <sub>x</sub> 量
②平均 SO <sub>2</sub> 濃度 (ppm) SO <sub>x</sub>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">           有効数字 3 けた         </div> <div style="margin-left: 20px;">2 3 8 ( 1 h )</div> </div>

③ SO<sub>2</sub>濃度測定値のSO<sub>x</sub>濃度への補正

SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っているときは、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排出ガス中のSO<sub>2</sub>濃度とSO<sub>x</sub>濃度を同時に測定して、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数を算出してください。SO<sub>x</sub>濃度<SO<sub>2</sub>濃度の場合は補正係数を1としてください。）、補正SO<sub>x</sub>濃度を算定してください。

$$\text{補正SO}_x\text{濃度 (ppm)} = \text{平均SO}_2\text{濃度 (ppm)} \times \text{SO}_x\text{濃度への補正係数}$$

(例)SO<sub>x</sub>濃度への補正係数

SO<sub>x</sub>濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときの濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x\text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x\text{濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow \underline{1.03}$$

なお、SO<sub>x</sub>濃度とSO<sub>2</sub>濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式による排出ガス測定はSO<sub>2</sub>濃度が対象であるため、SO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。

#### ④ 補正SO<sub>x</sub>濃度

補正する必要がない場合は、②の値を記入してください。

SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っている場合は、上記③で求めた補正係数を用いて、補正SO<sub>x</sub>濃度を求めてください。

(例) ある期間の平均SO<sub>2</sub>濃度が86.2ppmで、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数が1.03の場合  
補正SO<sub>x</sub>濃度=86.2 ppm×1.03=88.78 → 88.7ppm (有効数字3けた)

#### ⑪ 補正排出ガス量

補正する必要がない場合は、⑧の値を記入してください。

SO<sub>x</sub> (又はSO<sub>2</sub>) 濃度測定時のO<sub>2</sub>濃度と排出ガス量測定時のO<sub>2</sub>濃度が異なる場合は、排出ガス量を補正してください。

補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)

$$= \text{平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \frac{21(\%) - \text{排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}$$

(例) SO<sub>x</sub>濃度測定時の平均O<sub>2</sub>濃度                    6.15%  
排出ガス量測定時の平均O<sub>2</sub>濃度                5.85%  
平均排出ガス量                                    45,930m<sup>3</sup>N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,850 \overset{0}{\cancel{\times}} \rightarrow 46,850 \text{ m}^3\text{N/h}$$

※④⑪について、その他測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

#### ⑫ SO<sub>x</sub>量(m<sup>3</sup>N/h)

SO<sub>x</sub>量は次によって求めてください (有効数字を4けたとし、5けた以下は切捨て)。

$$\text{SO}_x\text{量 (m}^3\text{N/h)} = \text{補正排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \text{補正SO}_x\text{濃度 (ppm)} \times 10^{-6}$$

#### ⑬ SO<sub>x</sub>濃度測定法

JIS K 0103のいずれか該当するSO<sub>x</sub>濃度の測定法を記入してください。(JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法)があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式がありますが、この場合はSO<sub>2</sub>濃度の測定のためSO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。)

#### ⑭ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量(吸引ガス量)を記入してください。

#### (4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

##### ① 脱硫効率(%)の算定式

次のイ、ロ及びハのいずれかの算定式を用いて、%表示で小数点以下2けたまで(3けた以下切捨て)記入してください。ただし、脱硫装置の入口測定位置と出口測定位置の間で、余剰空気の漏れこみ以外の要素があるとき(例えば、アフターバーナー等)は、これらの計算式は使えません。

なお、標準的硫黄分を採用している場合は、必ずイ式で計算してください。

また、脱硫効率を補正し、補正後の脱硫効率を求める場合は、⑦補正後の脱硫効率(%)の算定を参考にしてください。

イ 脱硫効率を脱硫前(以下、「入口」という。)燃原料から求めたSO<sub>x</sub>量と脱硫後(以下、「出口」という。)の排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[ 1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_f} \right] \times 100$$

$S_f$  : 燃原料から求めたSO<sub>x</sub>量(m<sup>3</sup>N/h)  
 $S_e$  : 出口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $V_e$  : 出口補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)

ロ 脱硫効率を入口・出口のSO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[ 1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_i \times V_i \times 10^{-6}} \right] \times 100$$

$S_i$  : 入口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $V_i$  : 入口補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)  
 $S_e$  : 出口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $V_e$  : 出口補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)

ハ 脱硫効率を入口・出口のSO<sub>x</sub>濃度とO<sub>2</sub>濃度から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left\{ 1 - \frac{S_e \times (21 - O_i)}{S_i \times (21 - O_e)} \right\} \times 100$$

$S_i$  : 入口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $O_i$  : 入口平均O<sub>2</sub>濃度(%)  
 $S_e$  : 出口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $O_e$  : 出口平均O<sub>2</sub>濃度(%)  
21 : 空気中の酸素割合(%)

※①欄のかっこ内にイ、ロ又はハのいずれを算定に用いたかを記入してください。

※イ、ロ、ハとも、分子・分母は有効数字4けた(5けた以下切捨て)として計算してください。

具体的な計算は43~44ページを参照してください。

##### ② 施設の稼働時間(h)及び③ 脱硫装置の稼働時間(h)

当該施設及び当該装置が稼働していた時間(1時間未満は切捨て)を記入してください。

##### ⑦ 補正後の脱硫効率(%)の算定

次の(a)、(b)及び(c)を参考に脱硫効率を時間比及び排出ガス量比等で補正し、補正後の脱硫効率(%)を、小数点以下2けたまで(3けた以下切捨て)求めてください。

なお、補正する必要がないときは、①と同じ数値になります。

A様式⑩補正後の脱硫効率、C様式⑮補正後の脱硫効率及びD様式⑨⑮補正後の脱硫効率は、この値を記入してください。

(a) 脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合

$$Y_R = Y_P \times K_t$$

$Y_R$ ：補正後の脱硫効率(%)

$Y_P$ ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t : \text{時間比} = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{施設の稼働時間(h)}}$$

(b) 排出ガスの一部を脱硫装置へ通し、他は通さない場合

$$Y_R = Y_P \times K_Q$$

$Y_R$ ：補正後の脱硫効率(%)

$Y_P$ ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_Q : \text{排出ガス量比} = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量(m}^3\text{N/h)}}{\text{施設の排出ガス量(m}^3\text{N/h)}}$$

(c) (a) と (b) を併用する場合

$$Y_R = Y_P \times K_t \times K_Q$$

$Y_R$ ：補正後の脱硫効率(%)

$Y_P$ ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t : \text{時間比} = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{施設の稼働時間(h)}}$$

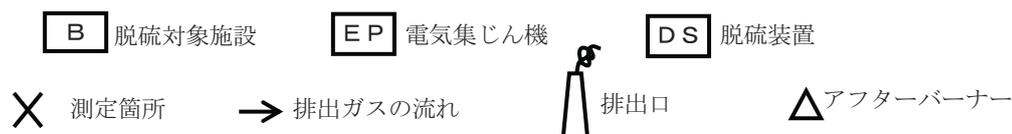
$$K_Q : \text{排出ガス量比} = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量(m}^3\text{N/h)}}{\text{施設の排出ガス量(m}^3\text{N/h)}}$$

※その他、測定位置等の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

### 3. 脱硫過程の簡略図

43～44 ページ等の記載例を参照して、脱硫対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの過程及び測定点を記入してください。

[凡例]

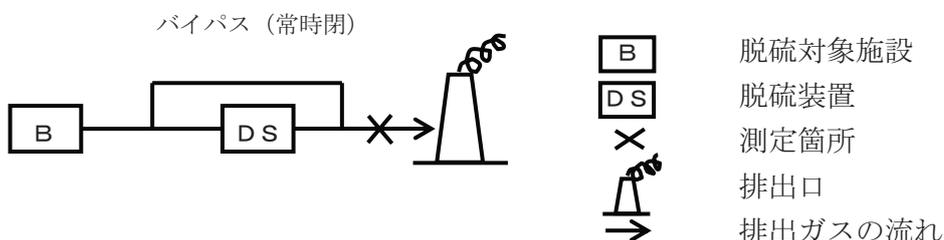


(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

※ 具体的な計算の方法

〔例 1〕

施設の排出ガスを全量脱硫装置で処理（脱硫）し、入口SO<sub>x</sub>量を燃原料から求め、出口SO<sub>x</sub>量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

(燃原料)	排出ガス測定時の燃料使用量	653 ℓ / h
	燃料の密度	0.944 g / cm <sup>3</sup>
	燃料の硫黄分	2.28%
(出 口)	平均SO <sub>x</sub> 濃度	113ppm
	SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数	—
	平均排出ガス量	9,776m <sup>3</sup> N/h
	平均O <sub>2</sub> 濃度 (SO <sub>x</sub> 濃度測定時)	6.83%
	平均O <sub>2</sub> 濃度 (排出ガス量測定時)	7.13%
	施設の稼働時間	1,416 h
	脱硫装置の稼働時間	1,345 h

計 算 (算定式イを用いる場合)

入口SO<sub>x</sub>量  $S_f = 653 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} = 9.838 \text{ t} \rightarrow 9.838 \text{ m}^3 \text{ N/h}$

補正SO<sub>x</sub>濃度  $S_e = 113 \text{ ppm}$

補正排出ガス量  $V_e = 9,776 \times \frac{21 - 7.13}{21 - 6.83} = 9,569. \text{ t} \rightarrow 9,569 \text{ m}^3 \text{ N/h}$

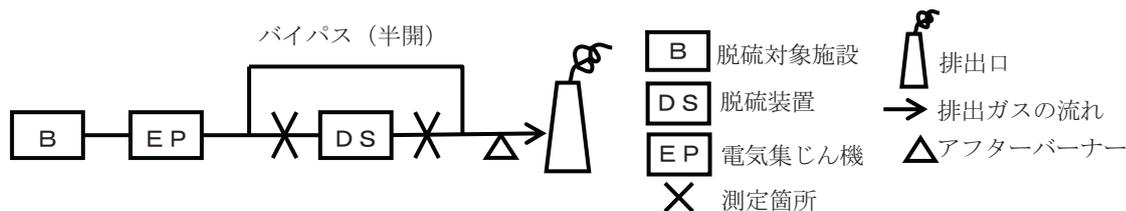
出口SO<sub>x</sub>量  $S_e \times V_e = 113 \times 9,569 \times 10^{-6} = 1.081 \text{ t} \rightarrow 1.081 \text{ m}^3 \text{ N/h}$

脱 硫 効 率  $(1 - \frac{1.081}{9.838}) \times 100 = 89.01 \text{ t} \rightarrow 89.01 \%$

補正後の脱硫効率  $89.01 \times \frac{1,345}{1,416} = 84.54 \text{ t} \rightarrow 84.54 \%$

〔例2〕

施設の排出ガスを半量脱硫装置で脱硫し、入口、出口のSO<sub>x</sub>量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

(入口)	平均SO <sub>2</sub> 濃度	1,220ppm
	補正係数	1.03
	平均排出ガス量	36,310m <sup>3</sup> N/h
	平均O <sub>2</sub> 濃度 (SO <sub>2</sub> 濃度測定時)	4.15%
	平均O <sub>2</sub> 濃度 (排出ガス量測定時)	5.25%
(出口)	補正SO <sub>x</sub> 濃度	S e = 131ppm
	補正排出ガス量	V e = 35,430m <sup>3</sup> N/h
	平均O <sub>2</sub> 濃度 (SO <sub>x</sub> 濃度測定時)	4.86%
	平均O <sub>2</sub> 濃度 (排出ガス量測定時)	4.86%
	施設の排出ガス量 (平均O <sub>2</sub> 濃度測定時5.25%)	70,490m <sup>3</sup> N/h
	脱硫装置の処理ガス量 (平均O <sub>2</sub> 濃度5.25%)	36,310m <sup>3</sup> N/h

計算-1 (算定式ロを用いる場合)

$$(入口) \quad \text{補正SO}_x\text{濃度} \quad S_i = 1,220 \times 1.03 = 1,256 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 1,250\text{ppm}$$

$$\text{補正排出ガス量} \quad V_i = 36,310 \times \frac{21-5.25}{21-4.15} = 33,939 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 33,930\text{m}^3\text{N/h}$$

$$\text{SO}_x\text{量} \quad S_i \times V_i = 1,250 \times 33,930 \times 10^{-6} = 42.41 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 42.41\text{m}^3\text{N/h}$$

$$(出口) \quad \text{SO}_x\text{量} \quad S_e \times V_e = 131 \times 35,430 \times 10^{-6} = 4.641 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 4.641\text{m}^3\text{N/h}$$

$$\text{脱硫効率} \quad \left[ 1 - \frac{4.641}{42.41} \right] \times 100 = 89.05 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 89.05\%$$

$$\text{補正後の脱硫効率} \quad 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.87 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 45.87\%$$

計算-2 (算定式ハを用いる場合)

$$\text{脱硫効率} \quad \left\{ 1 - \frac{131 \times (21-4.15)}{1,250 \times (21-4.86)} \right\} \times 100 = 89.05 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 89.05\%$$

$$\text{補正後の脱硫効率} \quad 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.87 \overset{0}{\lambda} \rightarrow 45.87\%$$

(備考) アフターバーナーを設置している場合は、アフターバーナーに使用する燃料は、別に算定する必要があります。

(3) b様式を用いる場合の一般事項及び記載方法

b様式記載例

排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

工場・事業場名 (株)白神製紙 秋田工場

この様式と関連する様式の番号を記入してください。

排出ガスの測定機関(自社測定の場合は部門)を記入してください。

測定対象施設の最大燃原料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

この場合、アフターバーナーに使用した燃料は別に算定してください。

測定点を明確に記入してください。

測定値を明確に記入してください。

連続測定の場合は、測定間隔を( )書きしてください。

SO<sub>2</sub>濃度測定の場合にはSO<sub>x</sub>濃度に補正してください。(手引の48ページ参照)

SO<sub>x</sub>濃度測定時と排ガス量測定時のO<sub>2</sub>濃度が異なる場合には、補正してください。

SO<sub>2</sub>・SO<sub>x</sub>濃度の測定法及びその測定の際の⑰採取ガスを記入してください。

1. 一般事項

① 関連する様式・番号	B-01/03	種類	使用量
② 測定機関(又は部門)	NS分析センター	④最大燃原料使用量	黒液 18,000 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h
③ 測定対象施設名	1号黒液回収ボイラー		(kg, t, m <sup>3</sup> N) /h

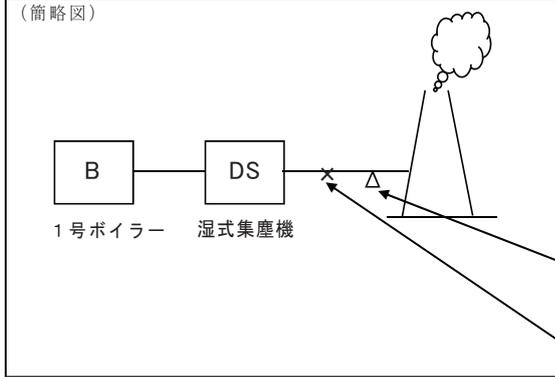
2. 排出ガス測定による理由

燃原料から求める方法(A様式)で算定できない等の理由を選んで○で囲み、併せてその具体的な理由を記入してください。

- (1) 燃原料の使用量の把握が困難
  - (2) 燃原料の密度、硫黄分の把握が困難
  - (3) 製品等への脱硫効率の算定が困難
  - (4) 脱硫装置等の脱硫効率の算定が困難
  - (5) その他
- (上記具体的な理由)

- ① 黒液中の硫黄分の把握が正確にできない。
- ② スメルトに吸収されるS分がとらえにくい。

3. 排出ガス経路及び測定位置



4. 測定及び算定内容

項目	測定値又は計算値等〔1〕	測定値又は計算値等〔2〕	測定値又は計算値等〔3〕
① 測定年月日	平成24年1月21日	平成24年2月22日	平成24年3月21日
② 測定適用期間	平成24年1月	平成24年2月	平成24年3月
③ 適用期間中における平均燃原料使用量	種類 黒液 使用量 12,230 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h	種類 黒液 使用量 12,245 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h	種類 黒液 使用量 13,038 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h
④ 測定時における燃原料使用量	種類 黒液 使用量 11,616 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h	種類 黒液 使用量 11,866 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h	種類 黒液 使用量 12,516 (kg, t, m <sup>3</sup> N) /h
⑤ SO <sub>2</sub> 濃度測定値 (ppm)	(1) 150 (2) 160 (3) 160	(1) 170 (2) 170 (3) 160	(1) 150 (2) 170 (3) 160
⑥ 平均SO <sub>x</sub> 濃度 (ppm)	有効数字3けた 156	有効数字3けた 166	有効数字3けた 160
⑦ SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数	有効数字3けた —	有効数字3けた —	有効数字3けた —
⑧ 補正SO <sub>x</sub> 濃度 (ppm)	小数点以下切捨て 156	小数点以下切捨て 166	小数点以下切捨て 160
⑨ SO <sub>x</sub> 濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	(1) 6.0 (2) 6.5 (3) 6.5	(1) 7.0 (2) 6.7 (3) 6.7	(1) 6.6 (2) 6.9 (3) 6.9
⑩ SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	有効数字3けた 6.25	有効数字3けた 6.85	有効数字3けた 6.75
⑪ 排出ガス量測定値 (乾き) (m <sup>3</sup> N/h)	(1) 63900 (2) 66200 (3) 66200	(1) 69100 (2) 71700 (3) 71700	(1) 75000 (2) 72300 (3) 72300
⑫ 平均排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	有効数字4けた 65050	有効数字4けた 70400	有効数字4けた 73650
⑬ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	(1) 6.0 (2) 6.5 (3) 6.5	(1) 6.8 (2) 7.3 (3) 7.3	(1) 7.2 (2) 6.7 (3) 6.7
⑭ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	有効数字3けた 6.25	有効数字3けた 7.05	有効数字3けた 6.95
⑮ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	有効数字4けた 68480	有効数字4けた 71620	有効数字4けた 75640
硫酸酸化物濃度の測定	⑯SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑰採取ガス量(t) 沈殿滴定法 20	⑯SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑰採取ガス量(t) 沈殿滴定法 20	⑯SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑰採取ガス量(t) 沈殿滴定法 20

(排出ガス量の補正と理由)

黒液使用量と排出ガス量がほぼ比例するために補正しました。また、SO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量測定時のO<sub>2</sub>濃度が異なったため、補正しました。

$$73,650(\text{m}^3\text{N}/\text{h}) \times \frac{21-6.95}{21-6.75} \times \frac{13,038(\text{kg})}{12,516(\text{kg})} = 75,640(\text{m}^3\text{N}/\text{h})$$

< 例示 : 3月分 >

[記入上の注意]

- ◎ このb様式は、B様式又はD様式のb欄を用いてSO<sub>x</sub>排出量を算定した場合の測定結果を明らかにするための書類です。記入の際は、34～35ページ「排出ガス測定的一般事項（E様式及びb様式共通）」をまずお読みください。
- ◎ このb様式1枚には、3回分の測定データを記入することができます。
- ◎ このb様式を2枚以上使用する場合、2枚目以降の1～3は、変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 排出ガスの測定は、2か月に1回以上行ってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSO<sub>x</sub>量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定としてください。
- ◎ 脱硫装置のある施設で、測定適用期間において、脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合には、処理施設の稼働時と停止時に分けて排出ガスの測定を行い、個々にB様式を作成してください。
- ◎ 右上の工場・事業場名欄に、工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。
- ◎ 測定値等に係る有効数字の取扱いに十分留意してください。

[様式内の番号対応説明]

1. 一般事項

記載例を参照のうえ、記入してください。

（④最大燃原料使用量については、③の施設で使用する燃原料の種類と1時間当たりの最大使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。使用する燃原料が3種類以上の場合、SO<sub>x</sub>を排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。）

2. 排出ガス測定による理由

燃原料から求める方法（A様式）で算定できない理由を具体的に記入してください。

（例）・燃原料が各種の廃棄物であり、使用量、硫黄分等の把握ができない。

- ・燃原料（例えば黒液）中の燃焼性硫黄分が不明である。（分析データがない）
- ・中間製品等に吸収される硫黄分が不明であり、製品等への脱硫効率の算定が困難である。
- ・排煙脱硫装置を設置し、排出口においてSO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量を連続測定し、その測定値を電算機に連続入力し、月間平均値としている。

### 3. 排出ガス経路及び測定位置

測定対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの経路及び測定点等を記入してください。

(43～44 ページ等の記載例参照)

[凡例]



(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

### 4. 測定及び算定内容

この様式は、3回の測定及び計算ができるようになっていますので、測定値及び計算値等欄の〔 〕内に、その測定回数を順次記入してください。

(例：1枚目〔1〕〔2〕〔3〕、2枚目〔4〕〔5〕〔6〕)

#### ① 測定年月日

SO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量のそれぞれの測定年月日を記入してください。

#### ② 測定適用期間

測定結果を適用する期間を記入してください。

#### ③ 適用期間中における平均燃原料使用量

②の適用期間中において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、1. ④と同様にSO<sub>x</sub>を排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。

#### ④ 測定時における燃原料使用量

測定時において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、1. ④と同様にSO<sub>x</sub>を排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。

⑤⑨⑬の測定値は、それぞれの測定結果(2回以上)を記入してください。

⑥⑩⑭の平均値は、それぞれの測定値を算術平均してください。

⑥⑩⑭の数値は、有効数字3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。また、⑫の数値は、有効数字4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を( )書きしてください。

例：1時間間隔の平均SO<sub>2</sub>濃度が238(ppm)の場合

項 目	⑥脱硫装置後（出口）のSO <sub>x</sub> 量
②平均SO <sub>2</sub> 濃度 (ppm) SO <sub>x</sub>	$\left( \begin{array}{l} \text{有効数字} \\ 3 \text{ けた} \end{array} \right) \quad 238 \text{ (1 h)}$

⑦ SO<sub>2</sub>濃度測定値のSO<sub>x</sub>濃度への補正

SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っているときは、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排出ガス中のSO<sub>2</sub>濃度とSO<sub>x</sub>濃度を同時に測定して、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数を算出してください。SO<sub>x</sub>濃度<SO<sub>2</sub>濃度の場合は補正係数を1としてください。）、補正SO<sub>x</sub>濃度を算定してください。

補正SO<sub>x</sub>濃度 (ppm) = 平均SO<sub>2</sub>濃度 (ppm) × SO<sub>x</sub>濃度への補正係数

(例)SO<sub>x</sub>濃度への補正係数

SO<sub>x</sub>濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときの濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x \text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x \text{濃度 } 88.5 \text{ ppm}}{\text{SO}_2 \text{濃度 } 85.9 \text{ ppm}} = 1.030 \rightarrow \underline{1.03}$$

なお、SO<sub>x</sub>濃度とSO<sub>2</sub>濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式による排出ガス測定はSO<sub>2</sub>濃度が対象であるため、SO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。

⑧ 補正 SO<sub>x</sub> 濃度

補正する必要がない場合は、⑥の値を記入してください。ただし、小数点以下は切り捨てで

す。SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っている場合は、上記⑦で求めた補正係数を用いて補正SO<sub>x</sub>濃度を求めてください。

(例)ある期間の平均SO<sub>2</sub>濃度が86.2ppmで、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数が1.03の場合

$$\text{補正 SO}_x \text{濃度} = 86.2 \text{ ppm} \times 1.03 = 88.78 \rightarrow 88 \text{ ppm (小数点以下切捨て)}$$

B様式⑪補正SO<sub>x</sub>濃度及びD様式⑫補正SO<sub>x</sub>濃度は、このb様式における⑧補正SO<sub>x</sub>濃度を記入します。

⑬ 補正排出ガス量

次のイ及びロに該当する場合には、⑫平均排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)を補正したもの（有効数字4けた）を記入してください。

なお、補正する必要のない場合には、⑫の値を記入してください。

イ. ⑩SO<sub>x</sub> (又はSO<sub>2</sub>) 濃度測定時の平均O<sub>2</sub>濃度と⑭排出ガス量測定時の平均O<sub>2</sub>濃度が異なる場合

$$\text{⑮補正排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} = \frac{\text{⑫平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \frac{21(\%) - \text{⑭排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{⑩SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}$$

(例) SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度	6.15%
排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度	5.85%
平均排出ガス量	45,930m <sup>3</sup> N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,850 \rightarrow 46,850 \text{m}^3\text{N/h}$$

ロ. 排出ガス量測定時の1時間当たりの燃原料使用量が、適用期間中の1時間当たりの平均燃原料使用量と異なり補正する必要がある場合(この補正はD様式のb欄を用いる場合には、必要ありません。)

※その他測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

B様式⑩補正排出ガス量及びD様式⑳補正排出ガス量は、このb様式における⑮補正排出ガス量を記入してください。

#### ⑯ SO<sub>x</sub> 濃度測定法

JIS K 0103のいずれかに該当するSO<sub>x</sub>濃度の測定法を記入してください。(JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法)があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式がありますが、この場合はSO<sub>2</sub>濃度の測定のためSO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。)

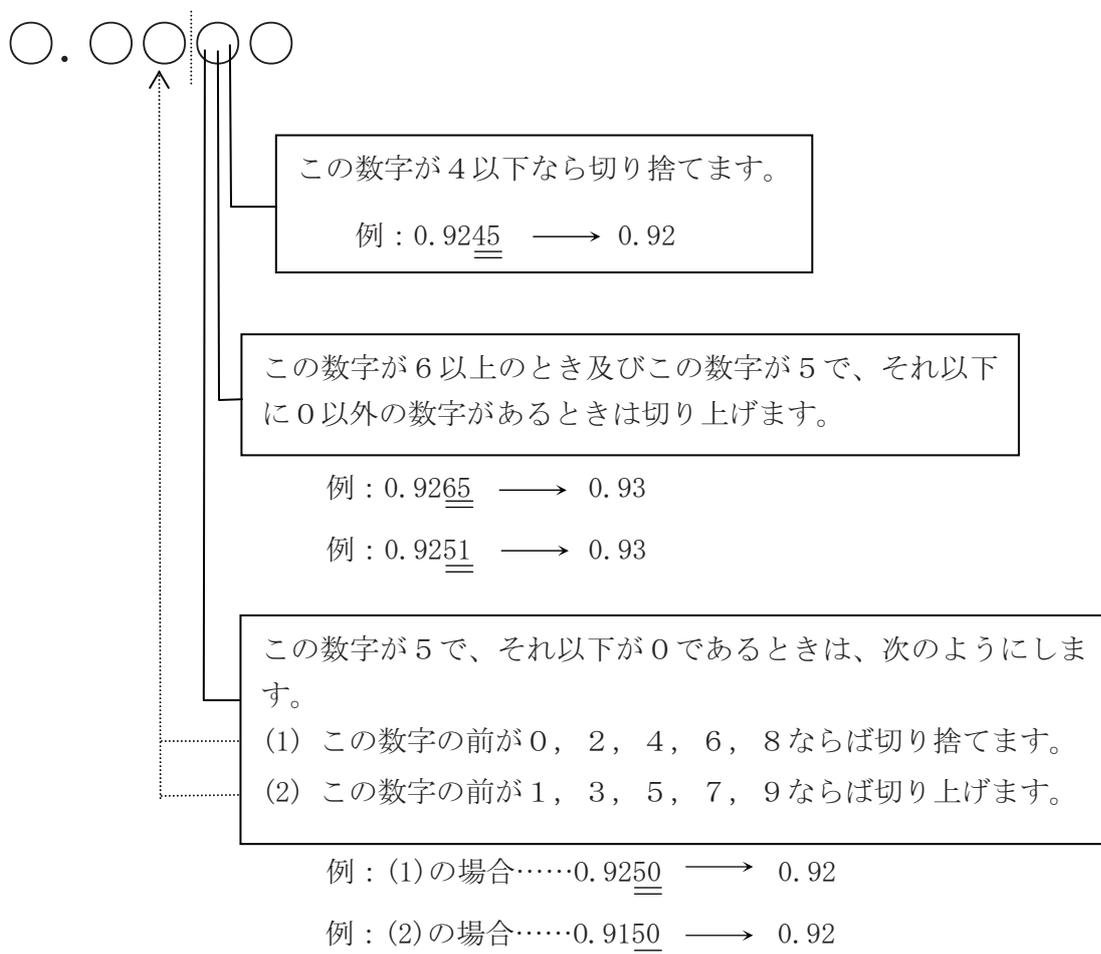
#### ⑰ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量(吸引ガス量)を記入してください。

《 メ モ 》

### 3 JIS Z 8401による数値の丸め方

例：加重平均した硫黄分の数値を小数点以下2けたまでの数値に丸める場合



#### 丸め方の注意

この丸め方は、元の数値を一段階で丸めなければなりません。

例えば、0.9147を小数点以下2けたまでの数値に丸めれば0.91となります。

しかし、これを0.9147 → 0.915 → 0.92としてはいけません。

4 申告後に誤りを訂正する場合（修正申告）

(1) 修正申告書及び修正納付書の記載例

新たに申告書を作成し、正当額の上段に修正前の額及びSO<sub>x</sub>排出量を（ ）書きし、申告書の右肩に「修正分」と朱書きしたうえ、速やかに機構又は商工会議所へ提出してください。  
 なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

**修正申告書記載例**

朱書きで修正分と記入して下さい。また、①申告区分は、11と記入してください。

修正前の数字は（ ）書きとし、修正した数字をその下に記入してください。

機構用		<b>平成25年度汚染負荷量賦課金申告書</b>				<b>修正分</b>	
						平成25年 7月 8日	
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿							
公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。							
①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金		納付義務者番号		
	11	1	0	3	3	0	
			9	0	1	2	
納へばい付煙発生施設等設置者	(フリガナ)	カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310					
	(イ)住所	2	7	2	8	5	
	(フリガナ)	アオゾラ コウギョウ カブシキガイシャ					
	(ロ)氏名又は名称	青空工業株式会社					
	(ハ)代表者氏名	青空 一郎	電話番号		044 - 520 - 9503		
対象工場・事業場	(フリガナ)	ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3					
	(イ)所在地	9	8	3	0	0	
	(フリガナ)	センダイ コウジョウ					
	(ロ)名称	仙台工場					
	(ハ)工場長の氏名	大森 一夫	(ニ)業種名	鉄鋼業		④	
汚染課金の荷計算	(イ)硫酸酸化物排出量	(ロ)単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)		(ハ) = (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額			
	過去分	累積換算量 (立方メートル/測定基礎期間)	円	銭	円	銭	
	現在分	前年の排出量 (立方メートル/年)	4	1	2	7	8
	⑥延納の申請	(イ)する (ロ)しない	111.11	5.	6.	111.11	4,585.8
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳							
(イ) 全期又は第1期 (初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期				
9,800,000	9,800,600	9,800,600	9,800,600				
116,440	116,430	116,430	116,430				

注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

作成	所属課	環境課
担当者	電話番号	022-562-8181(内263)
	フリガナ	タイキマモル
	氏名	大伊木 守

# 修正納付書記載例

独立行政法人環境再生保全機構		<b>修正分</b>				
		汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書				
住所 <b>983-0001</b> 宮城県仙台市城野区港1-2-3  氏名 青空工業 株式会社  仙台工場 殿	取納機関 1	取納区分 11	納付義務者番号 012309012	工場・事業場番号 012	C・D 2	下記の納付額を領収しました。  (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)
	納付期限 平成 年 月 日					
	受取人 独立行政法人環境再生保全機構					
	納付目的 平成25年度 汚染負荷量賦課金					
	納付区分 全期・第1期					
	複数事業所分をまとめて納付 する・ <u>しない</u> (「する」の場合には3枚目裏面に必ずその事業所名等をご記入ください)					
納付場所 独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本店 各都市銀行 各地方銀行 商工組合中央金庫 北洋銀行	納付額 百十億千百十萬千百十円 ¥183500	収入印紙  [ 取扱金融機関が貼付 ]				
なお、裏面取扱金融機関の本支店で納付する場合は、手数料は不要です。 (取扱店⇒納付義務者)						

朱書きで「修正分」と記入して下さい。

収納区分は「11」と記入して下さい。

## 5 業種名とその分類

申告書に記入すべき業種名	日本標準産業分類 中分類（一部大分類及び小分類を含む。）
02 旅館・飲食店	飲食店、旅館その他の宿泊業（ホテルを含む。）、映画業、娯楽業
03 学校・病院	医療業、教育・学習支援業（試験研究機関を含む。）、保健業（保健所、健康相談施設、検疫所（動・植物検疫を除く。）等）
04 浴場業	公衆浴場、特殊浴場
05 洗たく業	洗たく業（リネンサプライを含む。）、洗張・染物業
06 廃棄物焼却場	清掃業（公共団体所管のものを含む。）
10 農・林・漁業	農業、農業・園芸サービス業（ライスセンター等）、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業
11 鉱業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、その他の鉱業（鉱業法に定める鉱業）
12 建設業	総合工事業（アスファルトプラント等）、職別工事業、設備工事業
14 電気業	電気業（電気事業法に定める電気事業）（JRの発電所を含む。自家発電は各産業別に含める。）
16 ガス業	ガス業（ガス事業法に定めるガス事業）
20 その他事業場	製造業以外で上記に含まれないもの、熱供給業、葬儀・火葬業、分類不能の産業
21 食料品製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（食品加工業及び砂糖、清涼飲料、ビール、酒、有機質肥料、たばこの製造業等）
23 繊維工業	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業（製糸業、紡績業及び織物、メリヤス、レース、綱、衣服の製造業等並びに染色整理業）
25 木材・木製品工業	製材業、木製品製造業、家具・装備品製造業（一般製材業、単板、床板、チップ、合板、パーティクルボード及び家具・装備品製造業等）
27 パルプ・紙加工品業	パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業（パルプ、紙、加工紙、段ボール、セロファン、繊維板の製造業等及び新聞、出版、印刷、製本業等）
29 化学工業	化学工業（化学肥料、無機化学工業製品、有機化学工業製品、石油化学製品、化学繊維、薬品、洗剤、塗料、化粧品等の製造業等）
31 石油・石炭製品業	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及び潤滑油、グリース、コークスの製造業）
33 ゴム・皮革業	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製品製造業（タイヤ、チューブ、ゴムベルト、ゴム、革、毛皮製品の製造業等）
35 窯業・土石製造業	窯業・土石製品製造業（セメント、ガラス製品、かわら、陶磁器、耐火物、炭素・黒鉛、石綿、石灰の製造業等）
37 鉄鋼業	鉄鋼業（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業及び鋼材、表面処理鋼材、鍛鋼、鋳鋼、鋳鉄物の製造業等）
39 非鉄金属業	非鉄金属製造業（非鉄金属の製錬・精製、圧延業及び鋳物、電線・ケーブルの製造業等）
41 金属製品業	金属製品製造業（洋食器、刃物、手道具、暖房装置、建設用金属製品、くぎ、ねじ、ボルトの製造業等）
43 機械工業	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業（ボイラ・原動機、建設機械、電気機械・器具、一般産業用機械、通信機械器具、電子計算機、自動車、鉄道車両、船舶、航空機、武器の製造業等）
50 その他製造業	楽器、玩具、運動用具、鉛筆、プラスチック成型品等の上記以外の製造業

6. 商工会議所一覽表

都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名										
北海道	函館 札幌 旭川 室蘭 釧路 帯広 北見 稚内 紋別 苫小牧	埼玉	熊谷 さいたま 所沢 飯能	石川	金沢 小松	滋賀	大津	広島	広島 呉 福山 大竹										
				福井	福井 敦賀	京都	京都 舞鶴												
				山梨	甲府	大阪	大阪 堺 東大阪 泉大津 高槻 岸和田 貝塚 茨木 吹田 八尾 豊中 泉佐野 北大阪 守口門真			山口	下関 宇部 防府 徳山 岩国 小野田								
		長野	長野 松本																
		岐阜	岐阜 大垣 多治見 土岐	徳島	徳島														
		青森	青森 弘前 八戸	東京	東京 八王子 武蔵野 立川			静岡	静岡 浜松 沼津 三島 富士 磐田	兵庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 伊丹 高砂 加古川	香川	高松						
		岩手	盛岡									神奈川	横浜 横須賀 川崎 小田原箱根	愛知	名古屋 岡崎 豊橋 半田 一宮 蒲郡 豊川 刈谷 豊田 安城 春日井 稲沢	奈良	奈良	愛媛	松山 新居浜
		宮城	仙台															福岡	福岡 久留米 北九州 大牟田
		秋田	秋田									新潟	新潟 上越 長岡	三重	四日市 津 鈴鹿	和歌山	和歌山	高知	高知
		山形	山形 酒田			佐賀	佐賀												
福島	福島 いわき	富山	富山 高岡 射水			島根	松江 浜田					岡山	岡山 倉敷 備前	長崎	長崎 佐世保				
茨城	水戸 土浦 日立 下館													熊本	熊本				
栃木	宇都宮 足利	群馬	高崎 前橋			岡山	岡山 倉敷 備前					岡山	岡山 倉敷 備前	大分	大分				
群馬	高崎 前橋													宮崎	宮崎				
埼玉	川越 川口	鹿兒島	鹿兒島			鹿兒島	鹿兒島					鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島	鹿兒島				
				沖繩	那覇														

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の5府県につきましては、平成25年度より本部管轄となります。

## 7. 関連法令集

### (1) 公害健康被害の補償等に関する法律（抜粋）

(目的)

第1条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染又は水質汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

(汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務)

第52条 機構は、第48条の規定による納付金のうち、第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第13条第2項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用（以下「補償給付支給費用等」という。）の一部に充てるため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの（以下「ばい煙発生施設等設置者」という。）から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じた政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあっては、その解除があつた日（以下「基準日」という。）の前日の属する年度（以下「基準年度」という。）の初日において前号の政令で定められていた物質（以下「対象物質」という。）を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じた同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者（以下「既被認定者」という。）に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。

2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日とその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第2号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。

3 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第53条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

一 前条第1項第1号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額

二 前条第1項第2号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間（以下「算定基礎期間」という。）の各年における対象物質の年間排出量を大気汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量（以下「累積量」という。）を乗じて得た額の合計額

ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

2 前項の年間排出量の算定の方式は、環境省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

第54条 前条第1項第1号の単位排出量当たりの賦課金額は、第3条第1項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した補償給付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額（以下「賦課金見込額」という。）のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排出する第52条第1項第1号の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量とを基礎として、当該物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第2号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。

一 前条第1項第2号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量

二 前条第1項第2号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第55条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から45日以内に機構に納付しなければならない。

2 前項の申告書には、第52条第1項第1号の政令で定める物質又は基準日以後に排出される対象物質の年間排出量を証する書類として環境省令で定める書類を添付しなければならない。

3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第1項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めるときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。

4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない。

5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第3項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第56条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第57条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第1項の期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。

4 機構は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。

5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から30日以内に滞納処分に

着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第58条 前条第1項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前2項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前3項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第59条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第60条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(資料の提出)

第60条の2 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(環境省令への委任)

第61条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴

収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第141条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第139条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(罰則)

第146条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第60条の2(第66条において準用する場合を含む。)の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第140条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

## (2) 旧公害健康被害補償法施行令(抜粋)

(汚染負荷量賦課金の賦課対象物質)

第28条 法第52条第1項の政令で定める物質は、硫黄酸化物とする。

(最大排出ガス量)

第29条 法第52条第1項の最大排出ガス量(同項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当りの量を、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)につき政令で定める量は、別表第三の第二欄に上げる地域の区分に応ずる同表第三欄に掲げる量とする。

(単位排出量当りの賦課金額)

第30条 法第54条の政令で定める単位排出量当たりの賦課金額は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した硫黄酸化物一立方メートルにつき、別表第三の第二欄に掲げる地域の区分に応ずる同表の第四欄に掲げる金額とする。

別表第三（第29条、第30条関係）

1	別表第一の二十八の項から三十一の項まで及び三十二の項に掲げる地域	5,000 m <sup>3</sup>	省略
2	別表第一の二の項から二十二の項までに掲げる地域	5,000 m <sup>3</sup>	省略
3	別表第一の一の項、二十四の項、二十五の項及び三十一の二の項に掲げる地域	5,000 m <sup>3</sup>	省略
4	別表第一の二十三の項、二十六の項、二十七の項及び三十三の項から三十七の項に掲げる地域	5,000 m <sup>3</sup>	省略
5	別表第一に掲げる地域以外の地域	10,000 m <sup>3</sup>	省略

（指定地域解除 昭和63年3月1日）

（3）公害健康被害の補償等に関する法律施行令（抜粋）

（政令で定める年）

第31条 法第53条第1項第2号イの政令で定める年は、法第52条第1項第2号に規定する基準年度の前年度の初日の属する年（別表第四において「基準年」という。）の4年前の年とする。

（年間排出量の換算の方法）

第32条 法第53条第1項第2号イの規定による法第52条第1項第2号に規定する対象物質（以下「対象物質」という。）の年間排出量の換算は、法第53条第1項第2号イに規定する算定基礎期間の各年における対象物質の年間排出量に別表第四の第二欄に掲げる地域の区分に従い、それぞれ、各年ごとに定める数を乗ずることにより行うものとする。

（4）公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（抜粋）

（年間排出量の算定の方式）

第3条 法第53条第2項の環境省令で定める同条第1項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める算式により得た値の硫黄酸化物の量（温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。）を合計するものとする。ただし、これとは別の方式により年間排出量が算定できるときは、この限りでない。

一 使用する原材料又は燃料が液体又は固体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次のいずれかの算式により算出するものとする。

イ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 リットル）×原材料又は燃料の密度（単位 グラム毎立方センチメートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×（22.4/32）

ロ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 キログラム）×原材料又は燃料

中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×（22.4／32）

二 使用する原材料又は燃料が気体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次の算式により算出するものとする。

原材料又は燃料の前年における使用量（単位 温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 容量比）

2 前項の場合において、脱硫（原材料中又は製品等中に吸収されること及び原材料中又は灰分中に残留することを含む。第6条第1項第6号において同じ。）により除去される硫黄酸化物の量は排除して算定するものとする。

（納付の方法）

第5条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事業場を単位として納付するものとする。ただし、納付義務者（法第52条第3項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第2項、第7条、第8条及び第9条第2項において同じ。）が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方法により納付することができる。

（添付書類）

第6条 法第55条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第3条第1項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類
- 二 第3条第1項ただし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者にあつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類
- 三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類
- 四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類
- 五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類
- 六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

（フレキシブルディスクによる手続）

第6条の2 法第55条第2項の規定に基づく同条第1項の申告書への前条の書類の添付については、第4条第1項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要な事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第6条の3 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格X6221に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカー

## トリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第6条の4 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- 一 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6 2 2 2、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6 2 2 4又はX6 2 2 5
- 二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0 6 0 5
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X0 2 0 8附属書一

2 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0 2 0 1及びX0 2 0 8による図形文字並びに日本工業規格X0 2 1 1による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第6条の5 第6条の2のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6 2 2 1又はX6 2 2 3によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書(様式第一号)中の汚染負荷量賦課金番号
- 二 法第55条第1項の申告書の提出年月日

(書類の保存義務)

第19条 ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者又はばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者であつた者は、法又はこの省令による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(代理人選任の届出)

第20条 ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者は、法の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。

(電子情報処理組織による申告等)

第22条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出、法第56条の規定による延納の申請、第5条ただし書の規定による別の方法による納付の届出及び第20条の規定による代理人選任の届出(以下「電子申告等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ、電子申告等を行う者の氏名その他必要な事項を文書で機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、前項の規定による届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を電子申告等を行う者として届け出られた者に通知するものとする。
- 3 電子申告等を行う者は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項（次項において「電子申告等記録事項」という。）その他必要な事項を、電子申告等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる技術的基準に適合するものから入力して、電子申告等を行わなければならない。
  - 一 機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能
  - 二 機構の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 4 前項の規定により電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出を行う者は、第6条の2の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子申告等記録事項と併せて入力し、これを送信しなければならない。

**申告等に関連する諸届出書式・記載例**

届出書は、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります。該当する事項に変更が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は商工会議所に提出してください。

なお、届出書の書式は手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ(汚染負荷量賦課金申告のご案内<http://www.erca.go.jp/fukakin/>)にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力のうえ、プリントアウトすることもできます。

(1) 代理人選任・解任届出書記載例

ばい煙発生施設等設置者 特定施設等設置者		代理人選任・解任届出書	
賦課金番号	0   3   3   0   9   0   1   2	申告書にプレプリントしてある 賦課金番号を記入してください	
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設置して いた工場・事業場	(名称)  仙台工場	(所在地)  宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	
		新代理人の役職等 電話 022-562-8181	
選任	氏名	大森 一夫	施設等設置者との関係 工場長
代理人	住所	宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	選任した日 平成25年 4月 1日
解任代理人氏名*	旧代理人 鎌田 浩二	解任した日*	平成25年 3月31日
代理人が行う べき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項		

平成 25年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、  
上記のとおり届け出ます。

**間違いの多い例として、支店長や代理人  
本人が届出者になっているケースがあり  
ます。必ず代表者にしてください。**

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
青空工業株式会社  
代表取締役社長 青空 一郎

**代表者の印を押印  
してください。**

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を  
選任していない場合は、記入する必要はありません。

[記入上の注意]

◎ 汚染負荷量賦課金番号

申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。

◎ ばい煙発生施設又は特定施設等を有する工場・事業場（名称・所在地）

申告対象となる対象工場・事業場の名称・所在地・電話番号を記入してください。

◎ 選任代理人氏名・選任日

選任する代理人氏名並びに選任日を記入してください。

◎ 施設等設置者との関係

施設等設置者との関係を記入してください。

◎ 解任代理人氏名・解任日

解任する代理人氏名並びに解任日を記入してください。

◎ 年月日

提出する日を記入してください。

◎ 届出者

ばい煙発生施設又は特定施設等を有する者の名称（法人名等）、住所、代表者等氏名を明記の上、押印してください。

また、この届出書は、代表者が行う行為を、代理人に処理させようとするものであるため、届出者欄は必ず組織の代表者としてください。

◎ オンライン申告を行っている方

オンライン申告を行っている事業者で、代理人で認証情報を取得している場合は、「電子申告等届出書」が「代理人選任・解任届出書」を兼ねていますので、代理人を変更する場合は「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

(2) 名称等変更届出書記載例

# 名称等変更届出書

平成 25 年 4 月 22 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

申告書にプレプリントしてある賦課金番号を記入してください。

納付義務者又は届出者を記入してください。

届出者  
氏名又は名称  
住所  
代表者又は選任代理人

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者又は選任代理人  
**関東青空株式会社**  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
代表取締役 **山田 勝重**

代表者又は代理人の印を押してください。



次のとおり変更があつたので、届け出ます。

賦課金番号	1	2	3	4	5	6	7	8	変更年月日	平成 25 年 4 月 10 日	
変更理由 (該当するところに <input checked="" type="checkbox"/> を付けて下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他 (										
項目	変更前					変更後					
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ	カントウコウギョウカブシキカイシャ					カントウアオゾラカブシキカイシャ				
	名称 (法人名等)	関東工業株式会社					関東青空株式会社				
	住所 (本店等所在地)	〒 106-0032 東京都港区六本木4-1-4					〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310				
	※1 代表者氏名										
② 申告対象工場・事業場	フリガナ	アサカコウジョウ									
	名称 (申告対象工場等名称)	朝霞工場					(廃止)				
	フリガナ	サイタマケンアサカシホンチョウ									
	住所 (申告対象工場等所在地)	〒 106-0032 埼玉県朝霞市本町150-254									
③ 送付先 (申告書等)	フリガナ						カントウアオゾラカブシキカイシャ ソウムブソウムカ				
	名称 (法人名部課等)						関東青空株式会社 総務部総務課				
	フリガナ						カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ				
	住所						〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310				
連絡担当者氏名	森口 学	所属部課	環境安全課			電話番号	044-520-9549				

変更箇所だけ記入してください。

担当者の連絡先等を必ず記入してください。

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があつた場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。

[記入上の注意]

◎ 届出者

届出者の氏名又は名称・住所・代表者名を記入し、押印してください。

また、代理人を選任している場合は、氏名又は名称・住所・代理人の氏名を記入し押印してください。

◎ 汚染負荷量賦課金番号

申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。

◎ 変更年月日

下記変更理由の変更年月日を記入してください。

◎ 変更理由

該当する変更理由にレ点を付してください。該当理由が無い場合は、その他の欄に記入してください。

以下の項目は、変更があった箇所の変更前及び変更後を記入してください。

① 納付義務者（名称・住所・代表者氏名）

名称・住所・代表者氏名欄は、法人名や本社等の住所が変更になった場合等に記入してください。（代表者だけの変更の場合には、届出は不要です。）

② 申告対象工場・事業場（名称・所在地）

申告対象工場・事業場の名称・住所表示が変更になった場合等に記入してください。

③ 送付先

工場・事業場の移転、閉鎖によって今後申告書の送付先を変更する場合に記入してください。

◎ 連絡担当者氏名・所属部課・電話番号

この届出について、ご連絡をさせて頂く場合の連絡先を記入してください。

上記届出の内容を確認させて頂く書類として下記の書類等（客観的に分かるもの）を添付してください。

名称変更の理由	添付書類
(1)全面廃止又は工場移転	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2)合併	① 合併契約書(写) ② 会社登記簿謄本(写)
(3)営業譲渡※・施設の賃貸借	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ② 営業譲渡契約書(写)、賃貸借契約書(写) 等 ③ 会社登記簿謄本(写)
(4)会社分割	① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ② 分割契約書類(写) 等 ③ 会社登記簿謄本(写)

注※ 営業譲渡の場合、営業譲渡後の納付義務者については、納付義務者と譲渡先との資本関係の有無等によって決まるので、届出を提出する前に機構に相談してください。

ばい煙発生施設等設置者  
 特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号					
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設置して いた工場・事業場	(名称)		(所在地)		
			電話		
選任	氏名	施設等設置者との関係			
代理人	住所	選任した日	平成	年	月 日
解任代理人氏名※		解任した日※	平成	年	月 日
代理人が行うべき事項の範囲		公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項			

平成 年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、  
 上記のとおり届け出ます。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
 法人にあってはその代表者の氏名

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を  
 選任していない場合は、記入する必要はありません。

# 名称等変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称  
住所  
代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があつたので、届け出ます。

賦課金番号								変更年月日	平成	年	月	日	
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input checked="" type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )												
項目	変更前						変更後						
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ 名称 (法人名等)												
	フリガナ 住所 (本店等所在地)	〒						〒					
	※1 代表者氏名												
② 申告対象工場・事業場	フリガナ 名称 (申告対象工場等名称)												
	フリガナ 住所 (申告対象工場等所在地)	〒						〒					
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ 名称 (法人名部課等)												
	フリガナ 住所	〒						〒					
連絡担当者氏名					所属部課					電話番号			

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があつた場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は無効となります。

————— メ 七 —————



# 独立行政法人環境再生保全機構

URL ① <http://www.erca.go.jp/fukakin/> (汚染負荷量賦課金申告に関する情報)  
② <http://www.erca.go.jp/> (機構業務案内等に関する情報)

## ■ 本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310  
ミュージア川崎セントラルタワー 8F

FAX 044-520-2133

Eメール [h-gyoumu@erca.go.jp](mailto:h-gyoumu@erca.go.jp)

### ① 申告手続等に関する一般事項の照会

TEL 044-520-9544 補償業務部業務課

### ② オンライン申告・FD申告に関する事項の照会

TEL 044-520-9545 補償業務部業務課

フリーダイヤル 0120-135-304

### ③ 申告等賦課金算定に関する事項の照会

TEL 044-520-9547 補償業務部調査管理課

### ④ 汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会

TEL 044-520-9553 補償業務部業務課

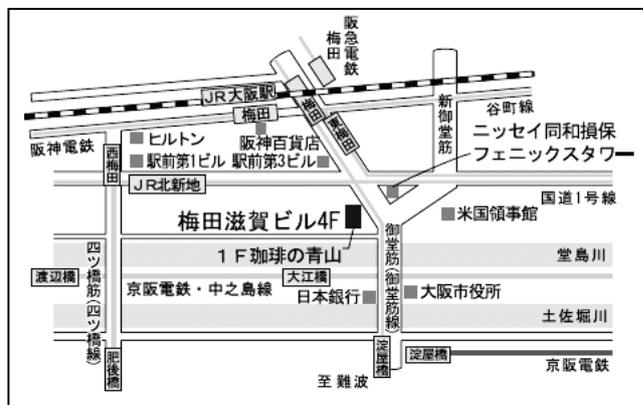
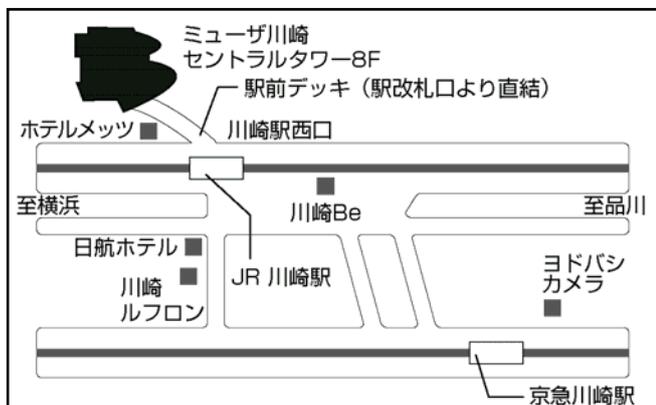
## ■ 大阪支部 (平成 25 年 6 月 28 日(金) 廃止予定)

〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-1-49  
梅田滋賀ビル 4F

TEL 06-6342-0780

FAX 06-6342-0260

Eメール [osaka@erca.go.jp](mailto:osaka@erca.go.jp)



この手引についてわからないことがありましたら、独立行政法人環境再生保全機構にお問い合わせください。

平成25年度

## 汚染負荷量賦課金

オンライン申告・FD申告マニュアル



独立行政法人  
環境再生保全機構

## 目 次

I. はじめに（必ずお読みください）	1
1. オンライン申告，FD申告に使用できるパソコン	1
2. 申告に使用する Excel 雛型ファイル	1
3. オンライン申告・FD申告の特徴	3
4. 問い合わせ先	3
II. オンライン申告	4
1. オンライン申告の流れ	4
2. オンライン申告の事前登録	5
(1) 事前登録	5
(2) 「電子申告等届出書」	5
(3) 「電子申告等届出書」及び「識別コード送付先変更連絡票」の入手方法	5
(4) 「電子申告等届出書」の作成・提出	6
(5) 認証情報の受け取り	6
(6) 「電子申告等届出書」の記載例等	7
(7) オンライン申告におけるセキュリティの考え方	8
(8) オンライン申告サイトのログイン受付時間	8
3. オンライン申告の手続き	8
(1) ログインの準備	8
(2) オンライン申告サイトへのログイン	9
(3) 送付書類選択画面	17
(4) オンライン申告メニュー画面	17
(5) 申告書等 Excel 雛型ファイルのダウンロード	18
(6) 終了手続き	21
(7) 申告ファイルの作成手順	22
(8) Excel 雛型ファイルの起動	23
(9) Excel 雛型ファイルの入力方法	28
(10) 「前年度データ複写」の操作手順	30
(11) 「前年度データ複写」機能で複写される項目について	31
(12) 申告書「前年の排出量取り込み」の操作手順	34
(13) 提出用CSV作成の操作手順	35
(14) 提出用データの準備	38
(15) 誤りを訂正する場合	39
(16) 申告ファイルのアップロード（送信）	40
(17) 申告ファイル送信記録の確認	43
(18) 添付ファイルのアップロード（送信）	44
(19) 添付ファイル送信記録の確認	45
(20) エラーメッセージ画面	46
(21) オンライン申告・FD申告マニュアルのダウンロード	48
(22) その他	49

<b>III. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き</b> .....	<b>51</b>
1. 申告等に関連する諸届出.....	51
2. オンラインによる名称等変更届出書の流れ.....	51
3. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き.....	52
(1) サイトへのログイン.....	52
(2) 送付書類選択画面.....	52
(3) オンライン届出メニュー画面.....	52
(4) 名称等変更届出書入力.....	53
(5) 名称等変更届出書のアップロード（送信）.....	55
(6) 名称等変更届出書送信詳細情報の印刷.....	56
(7) 名称等変更届出書送信記録の確認.....	57
<b>IV. Excel 雛型ファイル入力記載例</b> .....	<b>58</b>
(1) 申告書入力記載例.....	58
(2) A様式入力記載例.....	61
(3) B様式入力記載例.....	63
(4) C様式入力記載例.....	65
(5) D様式入力記載例.....	69
(6) E様式入力記載例.....	72
(7) b様式入力記載例.....	76
(8) 加重平均一覧表入力記載例.....	79
(9) 修正申告入力記載例.....	82
<b>V. FD申告</b> .....	<b>83</b>
1. FD申告の流れ.....	83
2. FD申告の手続き.....	84
(1) FD申告様式（Excel 雛型ファイル）の入手.....	84
(2) FDの規格等.....	88
(3) 申告書及び添付書類の提出.....	89
<b>VI. その他</b> .....	<b>90</b>
1. 届出早見表.....	90
2. 間違いの多い事例／提出前チェックリスト.....	91
3. F A Q.....	93
4. 翌年度雛型ファイルのダウンロードについて.....	96
<b>VII. 事前登録手続きに必要な書類</b> .....	<b>97</b>
○「識別コード送付先変更連絡票」雛型	
○「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」記載例	
○「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」雛型	

# 1. はじめに（必ずお読みください）

## 1. オンライン申告、FD申告に使用できるパソコン

オンラインによる申告（以下「オンライン申告」という。）、フロッピーディスクによる申告（以下「FD申告」という。）を行う場合は、それぞれ次の条件をいずれも満たすパソコンが必要になります。

		オンライン申告	FD申告
1	OS	Windows XP (SP3)、Windows Vista (SP2)、及び Windows 7 (SP1)のいずれかが搭載されていること	
2	アプリケーションソフト	Excel 2002、Excel 2003、Excel 2007、及び Excel2010 のいずれかのアプリケーションソフトが使用可能なこと	
3	ブラウザ	Microsoft Internet Explorer 7 日本語版以降 128ビットSSL暗号化通信が可能なこと	-
4	接続環境	インターネットに接続されていること	

\* 上記は、OSとアプリケーションソフトを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。事業所の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じ事業所のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

## 2. 申告に使用する Excel 雛型ファイル

- (1) オンライン申告、FD申告の各様式は、Excel (Windows OS) で作成されています。  
なお、マクロを使用していますので、**マクロが使用可能か**確認してください。
- (2) 各様式の使用にあたっては、**セルやシートの保護を解除しない**でください。
- (3) 提出データを作成する前に、必ず「**入力チェック**」ボタンで正しく入力されていることを確認してください。
- (4) 入力したデータを保存するには、各様式の下欄にある「提出用CSV作成」と「事業所保管用エクセル保存」の**2つの保存ボタン**で作成してください。
- (5) 機構に提出する申告ファイルは、**CSV形式**です。  
各様式の「提出用CSV作成」ボタンにより、指定したフォルダにCSVファイルを自動作成します。これ以外の方法でCSVファイルは作成しないでください。



CSV形式のアイコン

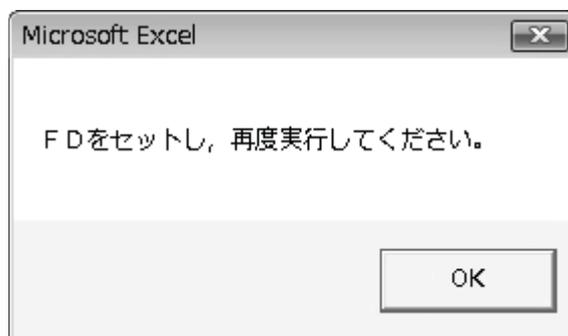


- Windows Vista、及び Windows 7 を使用する場合、漢字の変換時に下の画面のように「環境依存文字」と注釈がつく文字があります。この環境依存文字をご使用になりますと、文字化けなどの原因となり、文字を正しく扱えなくなることがあります。

環境依存文字は使用せず、代替りの文字を使うなどしていただきますようお願いいたします。



- Excel 雛型ファイルやオンライン届出の入力時に環境依存文字を入力して保存しようとすると、エラーメッセージが表示され、保存ができません。
- 提出用ファイルを保存する場合、保存先のフォルダ名に環境依存文字が含まれていると、下の画面のような不正なエラーメッセージが表示され、保存が正しく行われなことがあるあります。



また、ファイルをアップロードするときに、アップロードするファイルが保存されているフォルダ名に環境依存文字が含まれている場合、誤った送信情報が記録されてしまうことがあります。

### 3. オンライン申告・FD申告の特徴

区 分	オンライン申告	FD申告
事前登録手続き	「電子申告等届出書」により、「電子申告等を行う者」を <b>事前に届け出る</b> ことが必要です。	
Excel 雛型ファイルの入手方法	<b>オンライン申告サイト</b> からExcel 雛型ファイルをダウンロードします。	① <b>賦課金ホームページ</b> よりExcel 雛型ファイルをダウンロードします。 ② <b>商工会議所で持参のFD等</b> にデータを <b>コピー</b> して入手します。
Excel 雛型ファイル活用のメリット	① <b>自動計算機能</b> → 計算誤りの回避 ② <b>入力チェック機能</b> → 入力漏れ、入力誤りの回避 ③ <b>入力方法のメッセージ表示機能</b> → 操作性・利便性の向上 ④ <b>提出用CSVファイルの自動作成機能</b>	
オンライン申告のメリット	① 申告期間内なら <b>いつでも申告できます</b> 。 ② 申告の際の <b>押印は必要ありません</b> 。 ③ 「電子申告等を行う者」を変更しないかぎり <b>認証情報は有効</b> です。 ④ 翌年度雛型ファイル（各様式）の <b>早期ダウンロード</b> が可能です。（本年度は11月1日以降です。）	
申告書記載事項の取込み機能	オンライン申告サイトから、機構に登録されている <b>最新情報をExcel 雛型ファイルに取込みダウンロード</b> します。	Excel 雛型ファイルの <b>「前年度データ複写」機能</b> で取り込みます。
算定過程等記載事項の取込み機能	Excel 雛型ファイルの <b>「前年度データ複写」機能</b> で取り込みます。	
過去分累積換算量及び管轄コードの取得	賦課金番号を入力すると、 <b>自動的に過去分累積換算量及び商工会議所名</b> を表示します。	
添付ファイルの送付	添付ファイルを、 <b>インターネット回線を利用して送信</b> します。	
申告関係書類（データ）の提出	CSVファイルを、 <b>インターネット回線を利用して送信</b> します。	① <b>申告書を印刷し押印したものを提出</b> します。 ② 申告書を含む <b>CSVファイルをFD</b> に保存して提出します。
申告関係書類（データ）の提出先	機構（本部）	商工会議所

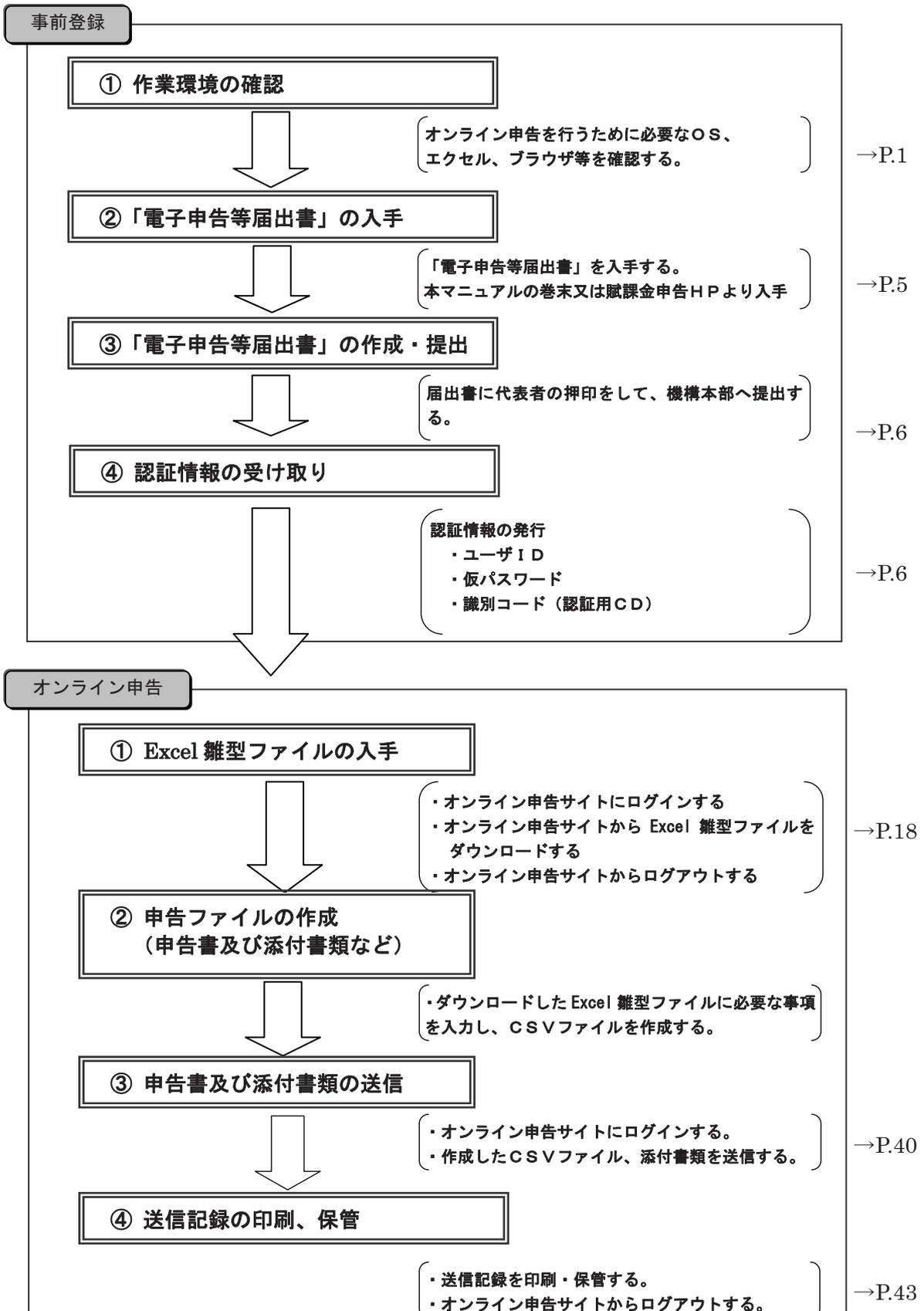
### 4. 問い合わせ先

補償業務部業務課
<p>フリーダイヤル：0120-135-304            TEL：044-520-9545            FAX：044-520-2133            Eメール：h-gyoumu@erca.go.jp</p>

## II. オンライン申告

### 1. オンライン申告の流れ

オンライン申告は、以下の流れで作業を進めていきます。



## 2. オンライン申告の事前登録

### (1) 事前登録

オンライン申告を行うためには、「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」（以下「電子申告等届出書」という）により事前登録を行い、オンライン申告サイトへログインするための認証情報を入手する必要があります。

### (2) 「電子申告等届出書」

#### ① 「電子申告等届出書」とは、

オンライン申告で送信する申告書に記載する代表者又は代理人を「電子申告等を行う者」として事前に登録するために提出いただく書類です。

#### ② 「電子申告等を行う者」とは、

オンラインで送信していただく申告書に記載する代表者又は代理人に該当します。

- ・社長を登録した場合は、社長が交代しないかぎり有効です。
- ・代理人として、工場長等を登録した場合は、工場長等が交代しないかぎり有効です。

**注 1)** 「電子申告等届出書」は、登録した「電子申告等を行う者」に変更がない限り、毎年度提出していただく必要はありません。

**注 2)** 「電子申告等を行う者」として代理人を登録した場合は、同届出書は「代理人選任・解任届出書」を兼ねますので、改めて「代理人選任・解任届出書」を提出する必要はありません。

#### ③ 「識別コード送付先情報」とは、

認証情報の送付先となります。オンライン申告を実際に行う担当者など、認証情報の受け取りに都合の良い送付先を記入してください。

「識別コード送付先情報」の記載事項に変更があった場合は、「**識別コード送付先変更連絡票**」によりご連絡願います。

#### ④ 「納付義務者名称等」の変更について

「納付義務者名称」、「対象工場・事業場名称」、「所在地」欄に変更があった場合は、「名称等変更届出書」の提出が必要となります。

また、法人の合併、分割など組織の改変により納付義務に異動が生じるような場合は、「電子申告等届出書」を再提出していただくことがあります。

### (3) 「電子申告等届出書」及び「識別コード送付先変更連絡票」の入手方法

届出書の書式を巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。また、これらの書式は賦課金ホームページからもダウンロードすることで入手できます。（参照 P. 84）

(4) 「電子申告等届出書」の作成・提出

巻末の記載例をご参照いただき、必要事項を記入してください。**届出者は代表者とし、必ず代表者の押印漏れのない様ご注意ください**。なお、作成した「電子申告等届出書」は、次の提出先へ郵送してください。

提出先：〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー8F  
独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課

(5) 認証情報の受け取り

提出いただいた「電子申告等届出書」をもとに認証情報を発行いたします。発行した認証情報は、「識別コード送付先情報」欄に記載された送付先に書留でお送りいたします。

認証情報とは、

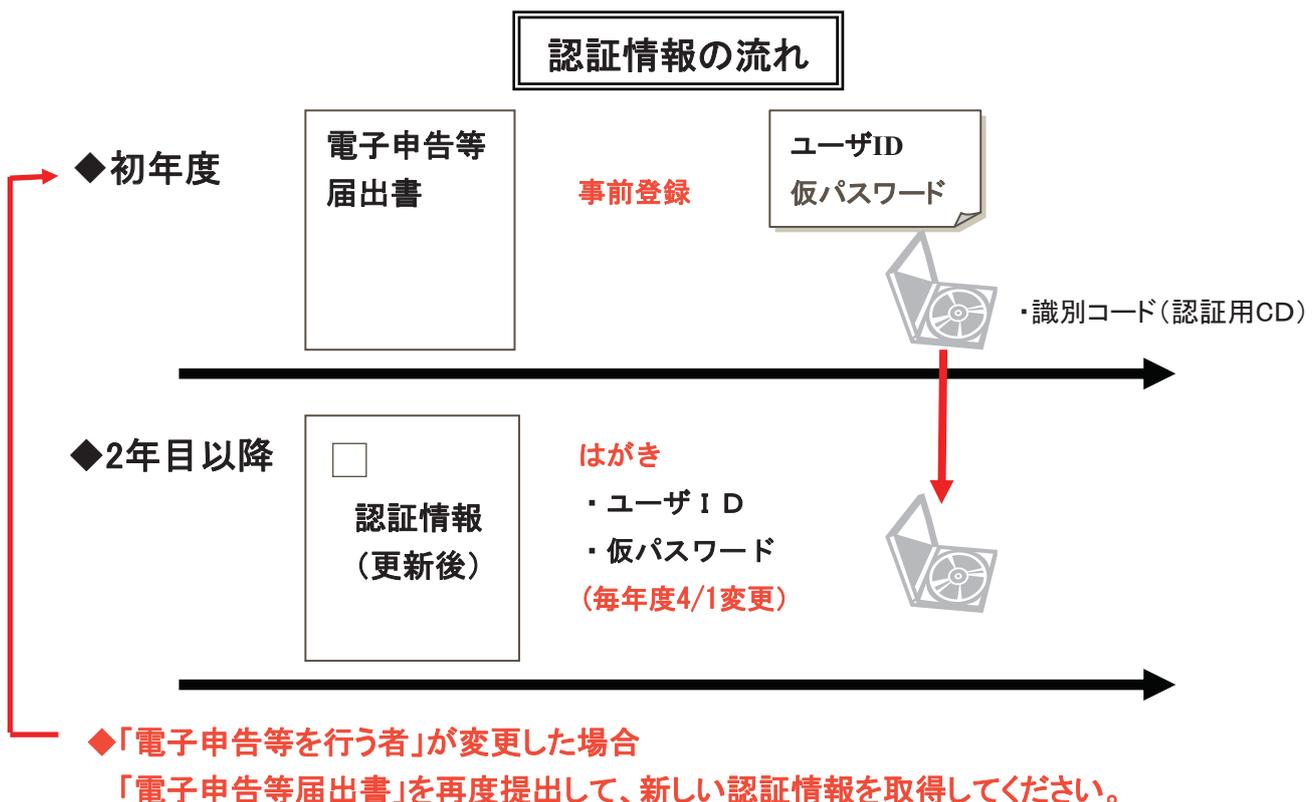
- ・ ユーザID
- ・ 仮パスワード
- ・ 識別コード（認証用CD）

以上の3種類のことをさします。

- ・ ユーザIDは、8桁の賦課金番号です。
- ・ 仮パスワードは、毎年度更新いたします。
- ・ 識別コードは、認証用のCDに保存してあるファイルです。

翌年度以降は、「ユーザID」と更新した「仮パスワード」を明記したはがきを、3月下旬に識別コード送付先情報欄に記載された送付先に郵送致します。

認証用CDは、「電子申告等を行う者」に変更がない限り継続して使用していただきますので、大切に保管してください。



(6) 「電子申告等届出書」の記載例等

電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

(識別コード付与請求書)

賦課金番号	0	3	3	0	9	0	1	2
納付義務者名称	青空工業株式会社		対象工場・事業場名	仙台工場				
対象工場・事業場所在地	宮城県仙台市宮城野区1丁目2-3							
電子申告等を行う者 (代表者または代理人)	氏名	大森一夫		※施設等設置者との関係	取締役工場長			
	住所	仙台市宮城野区1丁目2-3		※選任日	平成	××年	4月	1日
※被解任者氏名			※解任日	平成	年	月	日	
平成 ××年 4月 1日								
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第20条及び)第22条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。								
届出者		氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 青空工業株式会社 川崎市幸区大宮町1310番 青空 一郎						印
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿		「届出者」は、代表者とし、代表者の押印をお願いします。						
識別コード送付先情報	郵便番号	9	8	3	0	0	0	1
	所在地	宮城県仙台市宮城野区1丁目2-3						
	法人名	青空工業株式会社						
	事業場名	仙台工場						
	担当部課	環境課						
	担当者名	太伊木 守						

「納付義務者名称」、「対象工場・事業場名称」、「所在地」に変更があった場合は「名称等変更届出書」を提出願います。

- オンラインで送信する申告書に記載する代表者又は代理人を「電子申告等を行う者」として事前に登録します。
- 「電子申告等を行う者」として代理人を登録した場合、この届出書は「代理人選任・解任届出書」を兼ねますので、改めて同届出書を提出する必要はありません。
- 認証情報は、「電子申告等を行う者」に変更がない限り有効です。変更が生じた場合は、再度届出が必要となります。

「識別コード送付先情報」の欄に変更があった場合は、「識別コード送付先変更連絡票」を提出してください。

変更

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、代理人を選任してください。

- \* 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。
- \* 変更内容が法人名の場合は、機構までご連絡ください。
- \* 変更連絡票は **FAX (044-520-2133)**、**郵送又はオンライン**でご提出ください。

平成 ××年 7月 9日

独立行政法人環境再生保全機構 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
青空工業株式会社  
神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10  
青空 二郎

次のとおり変更があったので、連絡します。

賦課金番号	0	3	3	0	9	0	1	2
項目	変更前		変更後					
識別コード送付先情報	郵便番号	〒 106-0032		〒 212-8554				
	所在地	東京都港区六本木4丁目1-4		神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目3-10				
	法人名	青空工業株式会社						
	事業場名	東京工場		本社工場				
	担当部課	環境課						
	担当者名	太伊木守						
	電話番号	03-3586-6041		044-520-9549				

\* 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。  
\* 変更内容が法人名の場合は、機構補償業務課(044-520-9545)まで連絡してください。  
\* 変更連絡票はFAX(044-520-2133)、郵送又はオンラインでご提出ください。

### (7) オンライン申告におけるセキュリティの考え方

#### ① 不正アクセスの防止について

事前登録を基に認証情報（ID、仮パスワード、識別コード）の発行を行っています。  
仮パスワードは毎年度更新して安全性の確保に努めています。

#### ② 通信路上の盗聴防止について

オンライン申告システムでは、通信路上における盗聴防止のために、暗号化技術としての標準である「**128ビットSSL (Secure Sockets Layer) 暗号化通信**」を採用しています。

#### ③ 情報の保護について

オンライン申告システムでは、申告書等の情報を記録しているデータベースやサーバはファイアウォールとウイルス検索技術などにより保護されています。

### (8) オンライン申告サイトのログイン受付時間

月・日	曜日		
	曜日	平日	土日・祝日
申告期間	4月1日～5月15日	24時間受付	
その他の期間	5月16日～1月31日	9:00～17:00	—
翌年度算定ダウンロード期間	11月1日～3月31日	9:00～17:00	—

## 3. オンライン申告の手続き

### (1) ログインの準備

オンライン申告システムにログインするには

- ・ユーザID
- ・仮パスワード
- ・識別コード（認証用CD）

の認証情報が必要です。上記3点の認証情報をお手元に準備してください。

#### ① 今年度からオンライン申告を行う場合又は「電子申告等を行う者」を変更した場合

通知書

### 電子申告認証情報

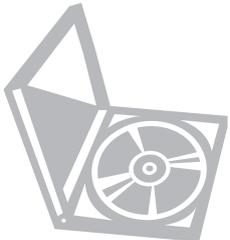
独立行政法人環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金について電子申告を行うにあたり、今回独立行政法人環境再生保全機構が、電子申告等を行う者 に対して発行する認証情報は以下のとおりです。

ID	
仮パスワード	
識別コード	同梱 認証用CD

+

識別コード（認証用CD）



② 以前からオンライン申告を行っている場合（既に認証情報を取得済の事業者）

**はがき**

電子申告認証情報  
(平成xx年度新パスワードの発行について)

納付義務者名称  
対象工場・事業場名称  
電子申告等を行う者氏名 様

独立行政法人環境再生保全機構

平成XX年度汚染負荷量賦課金の申告をオンラインで行うにあたり、  
本年度ご使用いただく認証情報は以下のとおりです。

<b>ID</b>	
<b>平成XX年度 仮パスワード</b>	
<b>識別コード</b>	認証用CDは登録時に送付したものが 利用いただけます。



- はがき・紙面に記載されている仮パスワードは初回ログイン用のパスワードです。二回目以降のログインには事業所側で設定したパスワードを使用します。
- 識別コード(認証用CD)を紛失された場合は機構までご連絡ください。
- 仮パスワードに使用されている英字は全て半角大文字です。入力時にご注意ください。
- 仮パスワードには、英字の「I」「O」、数字の「1」「0」は、使用していません。

## (2) オンライン申告サイトへのログイン

① オンライン申告サイトアドレスの入力



Internet Explorer  
を起動しオンライン  
申告サイトのアド  
レスを入力した  
後、Enter キーを押  
してください。

○ 「https」のS(エス)を忘れがちなのでご注意願います。



- アドレスを入力した後、ログイン受付時間にもかかわらず「ログイン受付時間外通知画面」が出る場合は、次ページ以降の手順でブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。

独立行政法人  
環境再生保全機構

## 汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム

### 平成YY年度 汚染負荷量賦課金オンライン申告

只今、ログインの受付時間外となっております。  
日時をあらかじめ再度実行してください。

<b>申告期間</b>	平成YY年M月D日 ~ 平成YY年M月D日
月火水木金	00:00 ~ 24:00
土日祝	00:00 ~ 24:00
<b>その他の期間</b>	平成YY年M月D日 ~ 平成YY年M月D日
月火水木金	09:00 ~ 17:00
土日祝	受付時間外
<b>翌年度算定ダウン ロード期間</b>	平成YY年M月D日 ~ 平成YY年M月D日
月火水木金	09:00 ~ 17:00
土日祝	受付時間外

なお、この件についてのご相談やご不明な点は、以下までお問い合わせください。

(連絡先)  
独立行政法人環境再生保全機構  
補償業務出稼課課  
TEL 044-520-8545  
MAIL [h-220001@enva.go.jp](mailto:h-220001@enva.go.jp)

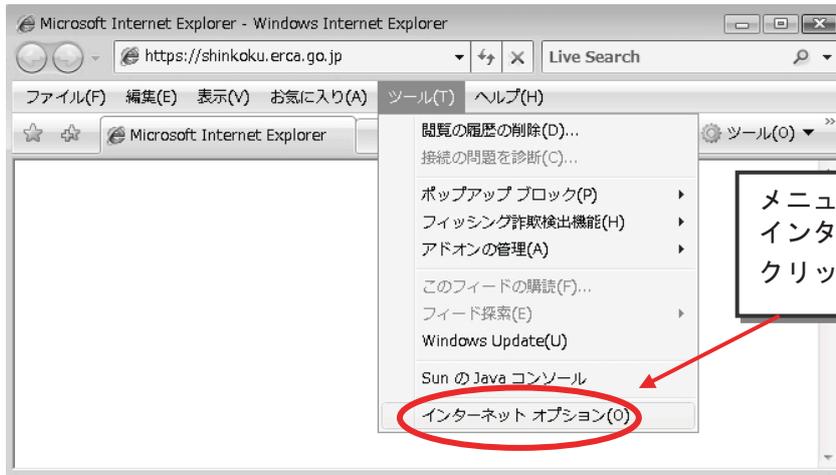
閉

[ログイン受付時間外通知画面]

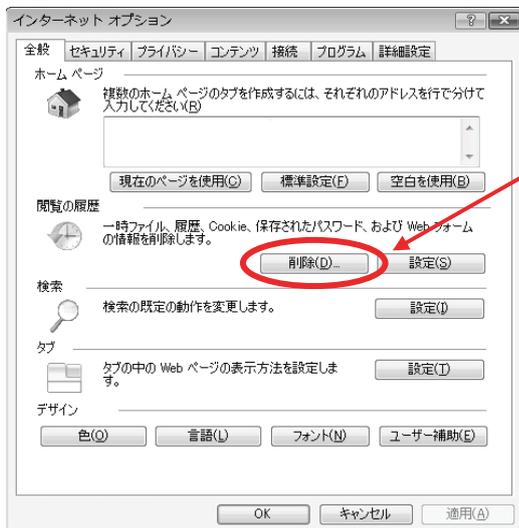


<ブラウザのインターネット一時ファイルを削除する手順>

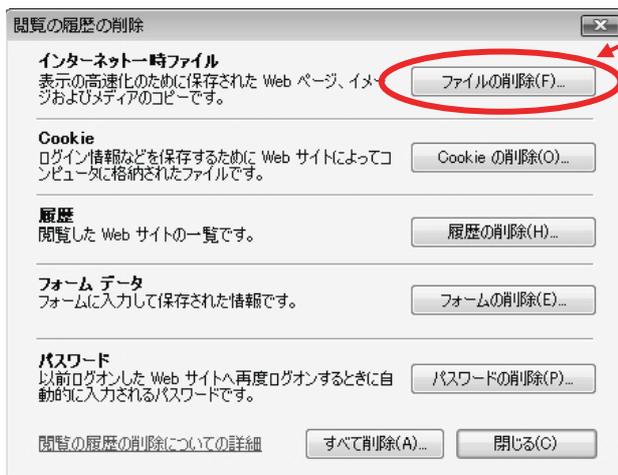
[Internet Explorer 7]



メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除(D)』ボタンをクリックしてください。



「インターネット一時ファイル」セクションで『ファイルの削除(F)』ボタンをクリックしてください。

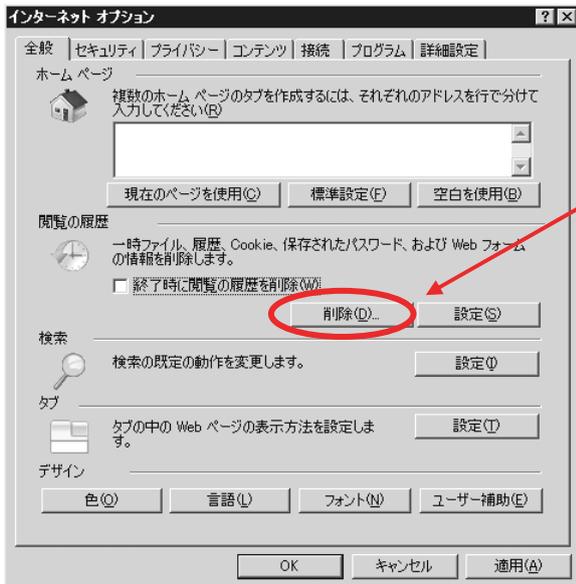


＜ブラウザのインターネット一時ファイルを削除する手順＞

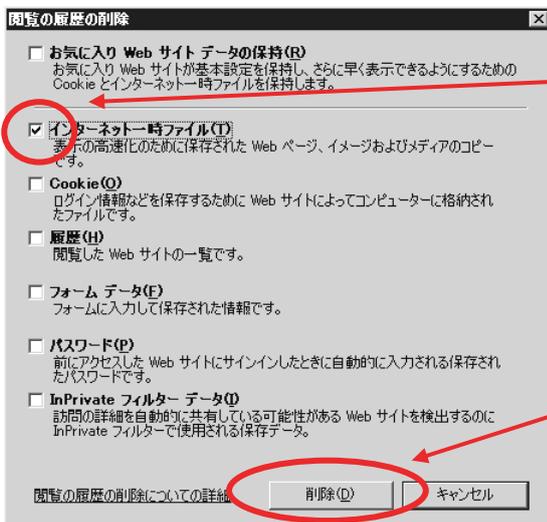
[Internet Explorer 8, 9]



メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



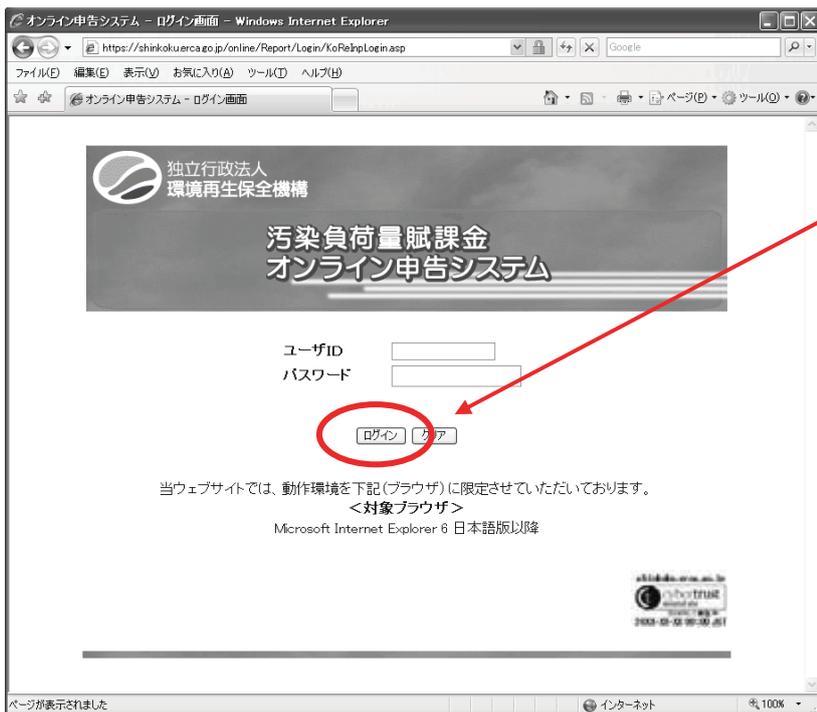
「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除(D)』ボタンをクリックしてください。



『インターネット一時ファイル』のチェックボックスをチェックしてください。

『削除(D)』ボタンをクリックしてください。

## ② ユーザID、仮パスワードの入力



ユーザID、パスワードを入力し『ログイン』ボタンをクリックしてください。

◇ 初回ログイン時は、はがき・紙面に記載されている仮パスワード（初回時）を、二回目以降は事業所側で設定したパスワードを入力してください。

### ◇暗号化通信環境の確認

以下のように、アドレス欄の右に鍵のマークが表示されていることで、暗号化通信が行っていることが確認できます。

◇暗号化通信とは、インターネットを通じてデータをやり取りする際に、通信途中で第三者による盗聴や改ざんを防ぐため、決まった規則に従ってデータを変換して通信することです。



### ③ 識別コード（認証用CD）の指定

識別コードが格納されたCDをセットし『参照』ボタンをクリックしてください。

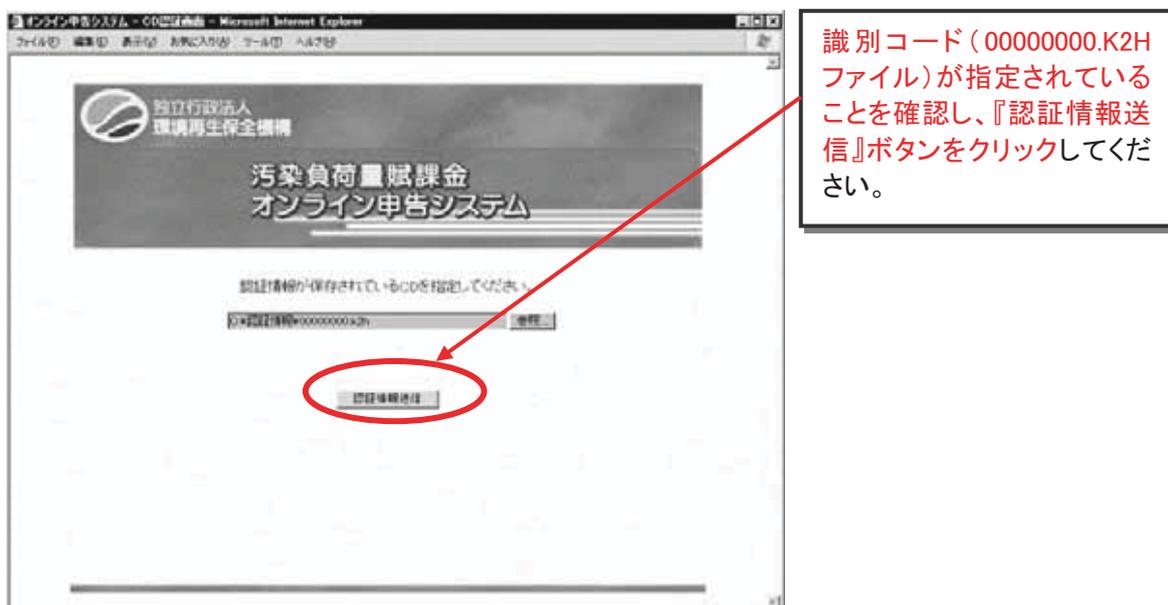


「ファイル選択」ダイアログが表示されますので、CD ドライブもしくは k2h ファイルを保存したフォルダにアクセスし k2h ファイル（ここでは例としてファイル名を「00000000.k2h」としていません）を選択後、「開く」ボタンをクリックしてください。



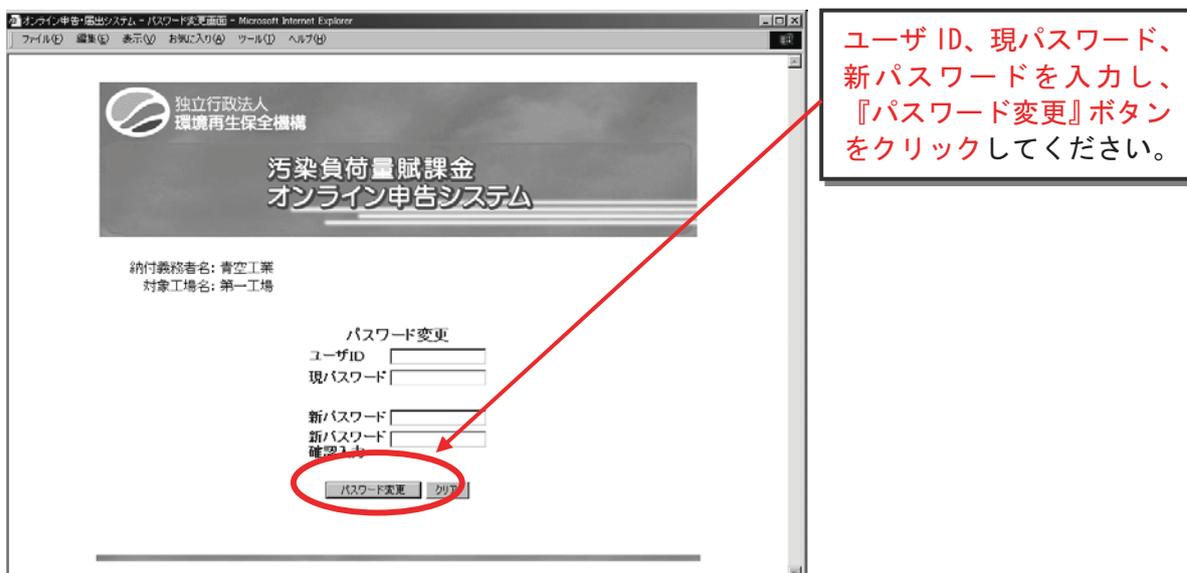
識別コード（00000000.K2H  
ファイル）が選択されている  
ことを確認し、『開く(O)』ボタ  
ンをクリックしてください。

ブラウザ画面に戻ったら、「認証情報送信」ボタンをクリックすると、初回ログイン時は、パスワード変更画面、2回目以降は送付書類選択画面が表示されます。



#### ④ 初回ログイン時の仮パスワードの変更

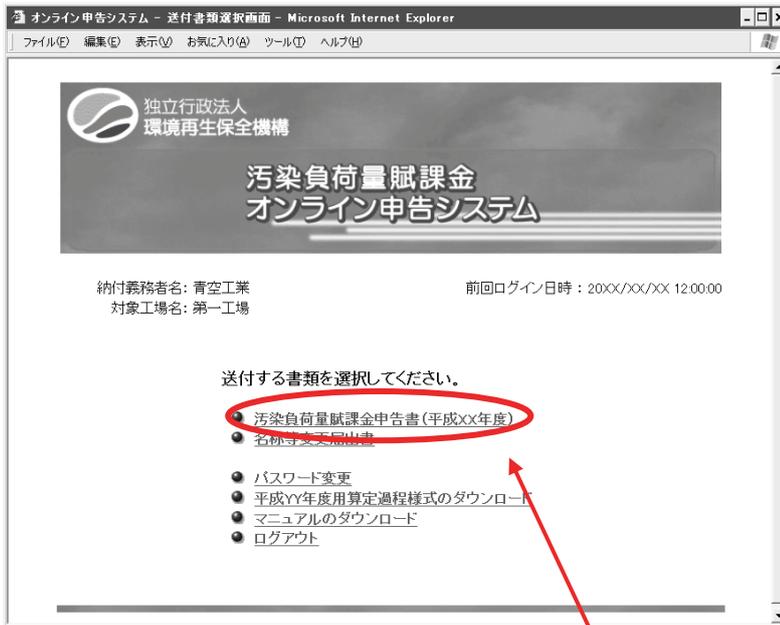
ユーザ ID、現パスワード (= 仮パスワード)、新パスワードを入力し、『パスワード変更』ボタンをクリックしてください。パスワードが変更され、送付書類選択画面が表示されます。





- 初回のログイン時のみパスワード変更画面が表示されます。
- 新パスワードには半角英数字（5～8桁）の任意の文字列を入力してください。
- 新パスワードは大文字/小文字を識別しますのでご注意ください。
- 二回目以降のログインでは変更した新パスワードが必要となります。変更した新パスワードを忘れないように注意してください。

### (3) 送付書類選択画面



オンライン申告をする場合、  
「**汚染負荷量賦課金申告書（平成 XX 年度）**」  
メニューをクリックしてください。

- 汚染負荷量賦課金申告書（平成 XX 年度）  
汚染負荷量賦課金申告書を提出します。
- 名称等変更届出書  
名称等変更届出書を提出します。
- パスワード変更  
初回ログイン時以外でパスワードを変更します。
- 平成 YY 年度用算定過程様式のダウンロード  
翌年度用の算定過程様式をダウンロードします。
- マニュアルのダウンロード  
オンライン申告・FD 申告マニュアルをダウンロードします。
- ログアウト  
ログアウトします。

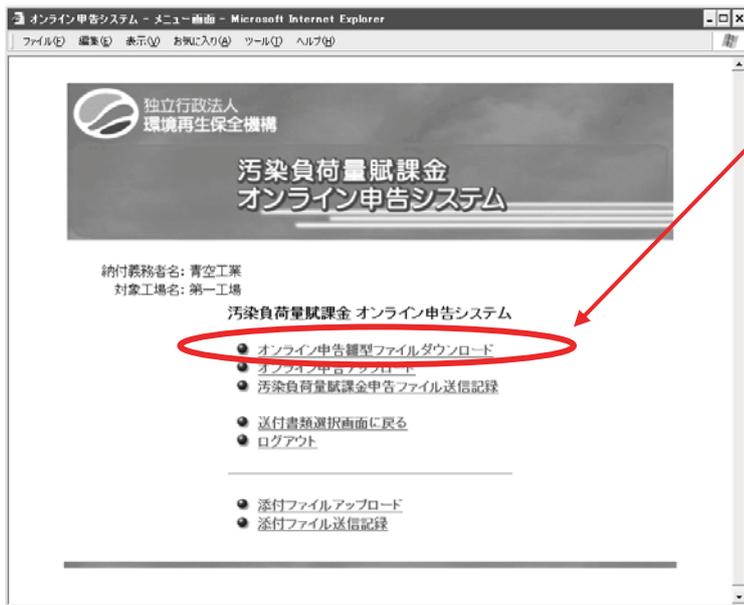
### (4) オンライン申告メニュー画面



- オンライン申告雛型ファイルダウンロード  
Excel 雛型ファイルをダウンロードします。
- オンライン申告アップロード  
申告ファイルをアップロード（送信）します。
- 汚染負荷量賦課金申告ファイル送信記録  
アップロード（送信）した申告ファイルを画面上で確認・印刷できます。
- 送付書類選択画面に戻る  
送付書類選択画面に戻ります。
- ログアウト  
ログアウトします。
- 添付ファイルアップロード  
添付ファイルをアップロード（送信）します。
- 添付ファイル送信記録  
アップロード（送信）した添付ファイルを画面上で確認できます。

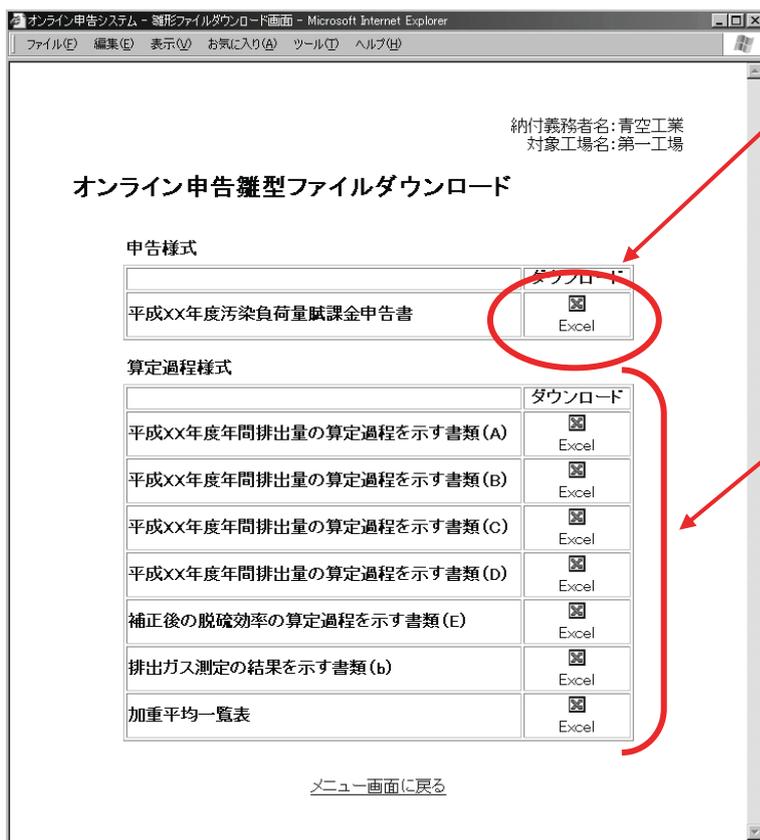
(5) 申告書等 Excel 雛型ファイルのダウンロード

① Excel 雛型ファイルダウンロード画面の表示



「オンライン申告雛型ファイルダウンロード」メニューをクリックしてください。  
Excel 雛型ファイルダウンロード画面が表示されます。

② 申告書及び算定過程様式 Excel 雛型ファイルのダウンロード



申告書の Excel 雛型ファイルをクリックし、ダウンロードしてください。

必要な Excel 雛型ファイルをクリックし、ダウンロードしてください。



- ダウンロードは1様式ずつ行ってください。
- 申告書ダウンロードサイトが混雑している場合は、「ただ今大変混み合っております」というメッセージが表示されますので、その際は、しばらく時間を置いて頂くか、算定様式などを先にダウンロードしてください。
- 「ファイルのダウンロード」ダイアログでファイルの処理方法を選択するときは、必ずハードディスクに保存するよう指定してください。  
参考に、OSごとのダイアログメッセージを表示します。

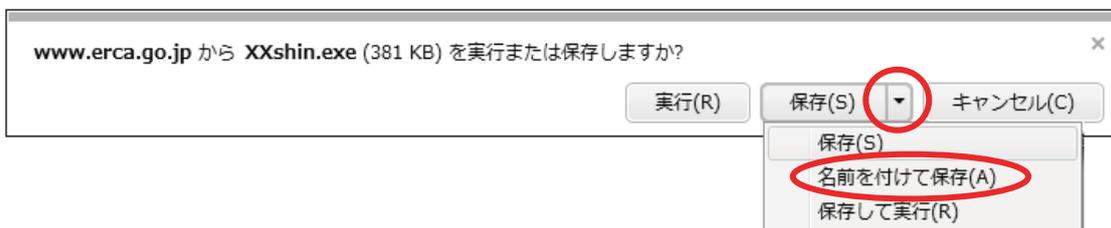
[Internet Explorer 7, 8, Windows Vista (SP2) ]

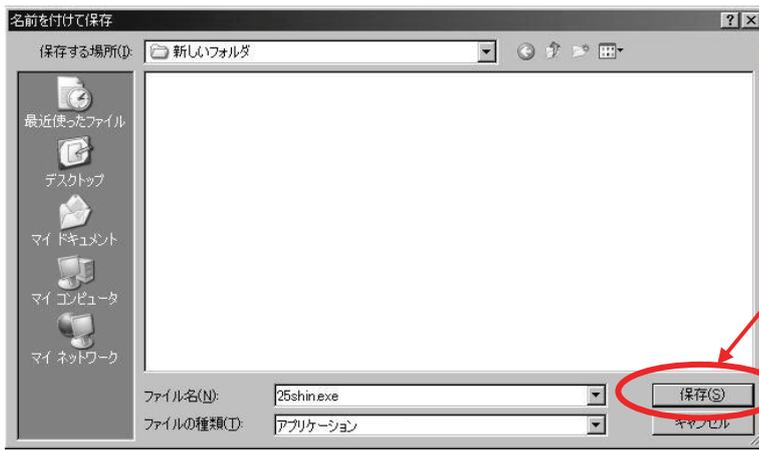
「保存(S)」ボタンをクリック



[Internet Explorer 9, Windows 7 (SP1) ]

「保存(S)」ボタンの右端にある小さな「▼」をクリックして、開いたメニューから「名前を付けて保存(A)」





保存場所を指定して、「保存(S)」ボタンをクリックしてください。指定した場所にダウンロードファイルが保存されます。

**!**

○ ダウンロードする前に、あらかじめ保存するフォルダを作成しておくことをお奨めします。



ダウンロードしたexeファイルが保存されているフォルダを開き、解凍するexeファイルのアイコンをダブルクリックしてください。解凍が実行されます。



自動的に解凍が終了し、「xls」の拡張子がついた Excel 雛型ファイルが現れます。解凍後のダウンロードファイル exe ファイルは不要となりますので削除してください。

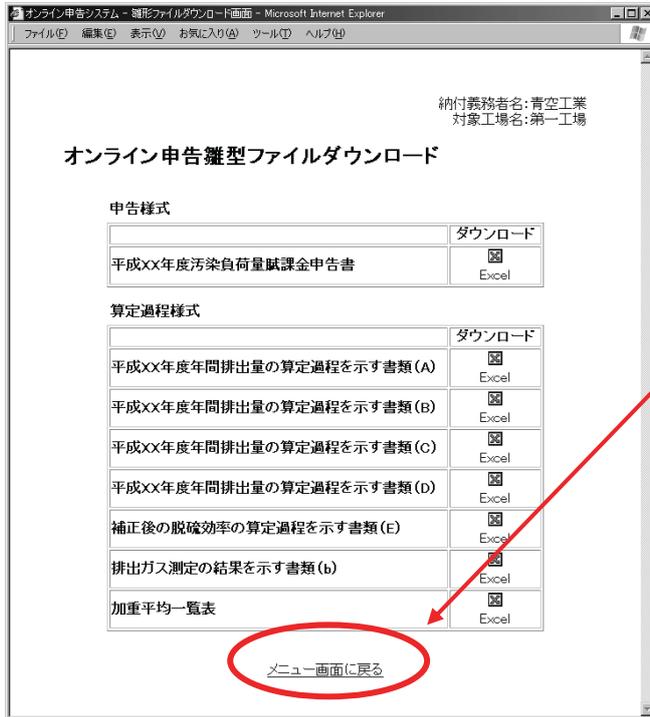
**!**

○ 解凍先のパスが長い（フォルダ階層が深い）場合、解凍に失敗することがあります。その場合、ドライブ直下などで解凍してください。

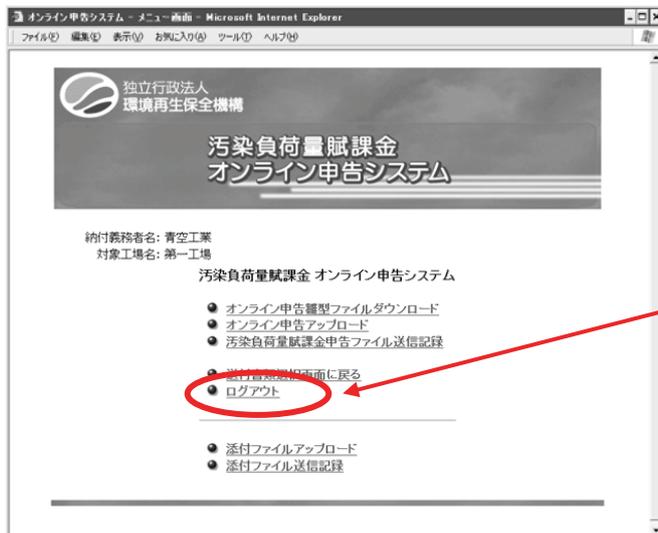
○ 解凍先に十分な空き容量がない場合、解凍に失敗することがあります。その場合、十分な容量を確保して再度行ってください。

## (6) 終了手続き

メニュー画面に戻り、ログアウトを行ってください。他の操作での終了手続きも同様の操作となります。



「メニュー画面に戻る」をクリックしてください。



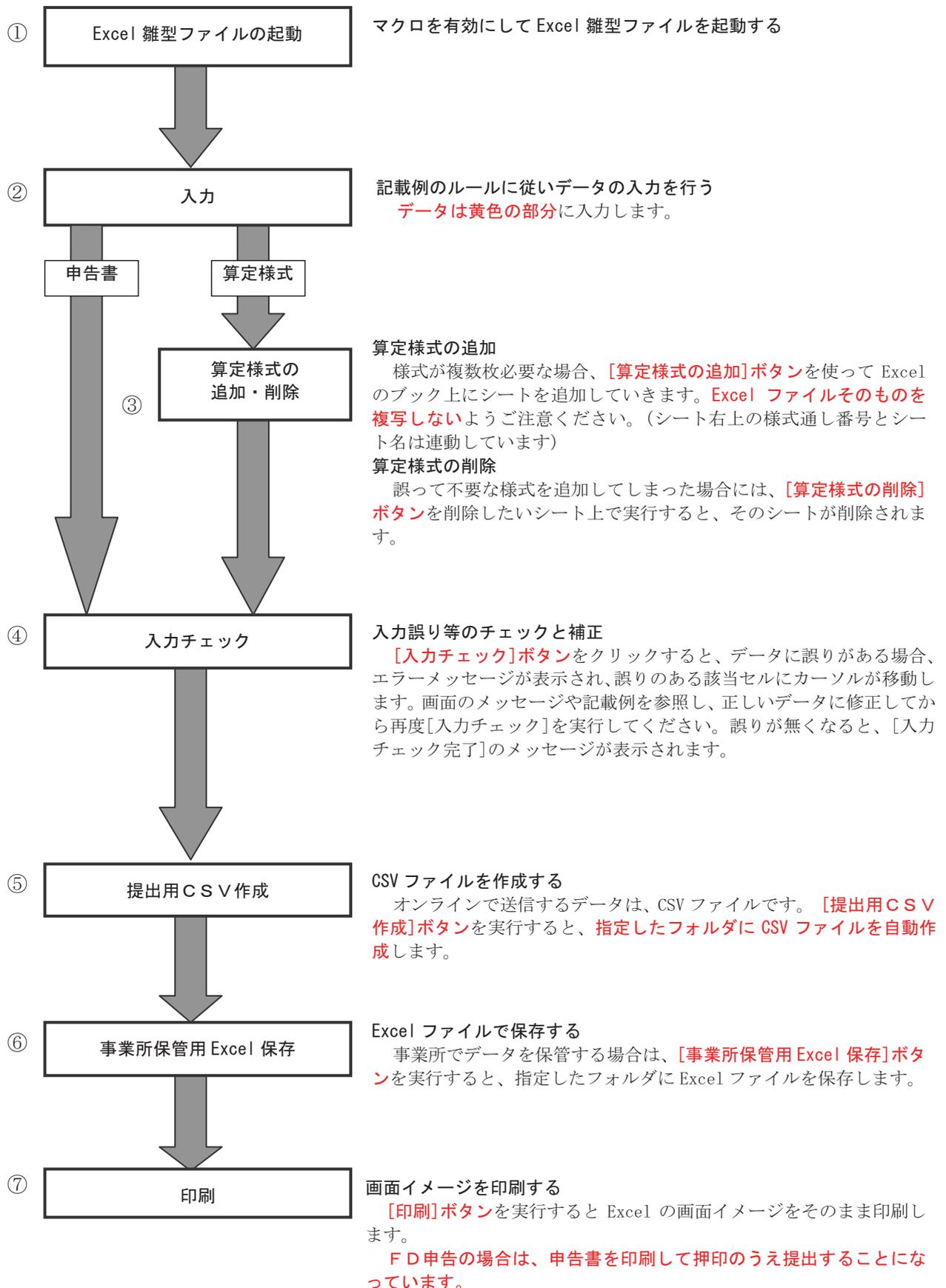
メニュー画面の「ログアウト」をクリックしてください。



ログアウト画面が表示されましたらブラウザを終了させてください。

## (7) 申告ファイルの作成手順

Excel 雛型ファイルは各様式とも以下の流れで作成することが基本になります。

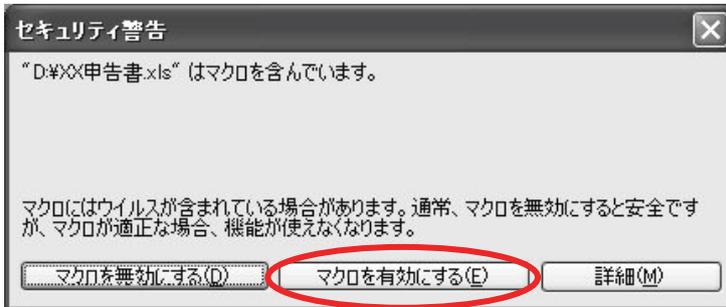


## (8) Excel 雛型ファイルの起動

Excel 雛型ファイルはマクロ機能を用いていますので、必ずマクロを有効にして開いてください。

### ① [Excel 2003 以前の Excel をお使いの場合]

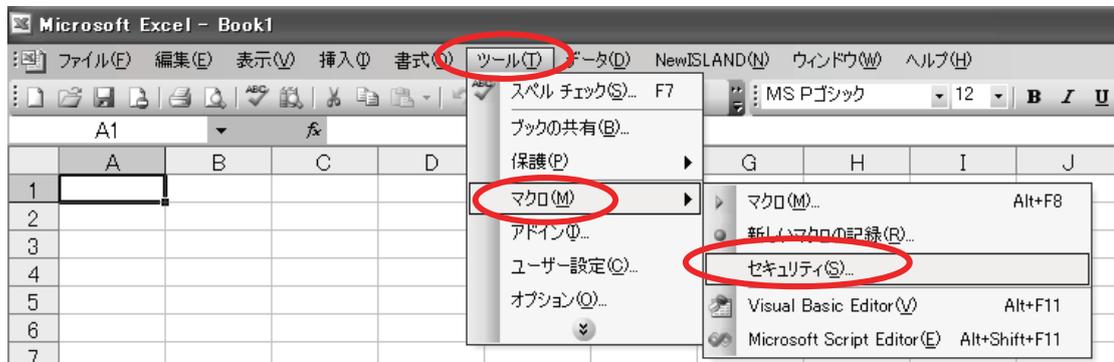
Excel 雛型ファイルを起動すると、マクロを有効にするかどうか確認するダイアログボックスが表示されますので、必ず『マクロを有効にする(E)』を選択して起動してください。



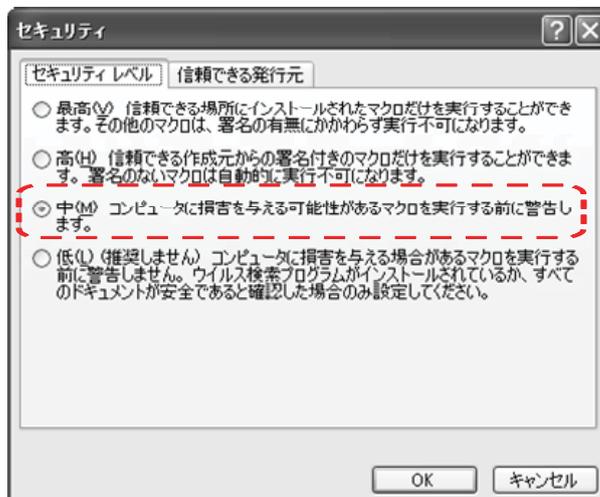
- Excel 2003 以前の Excel をご使用のときに、マクロが有効にならない、あるいは上記ダイアログが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。雛型ファイルの入力後には設定の変更を戻すようにしてください。

### [Excel 2002、Excel 2003 をお使いの場合]

- ① メニューから「ツール(T)」－「マクロ(M)」－「セキュリティ(S)」を選択します。

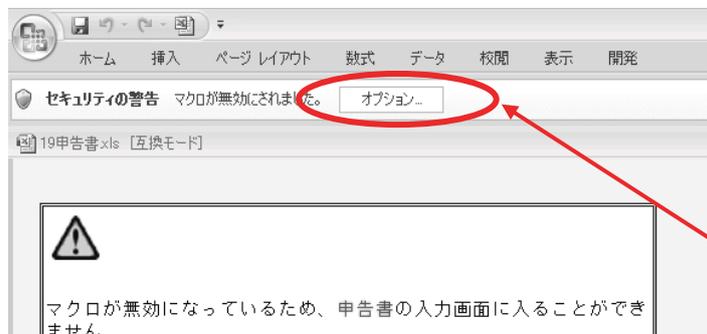


- ② 「セキュリティレベル」タブで「中(M)」を選択します。



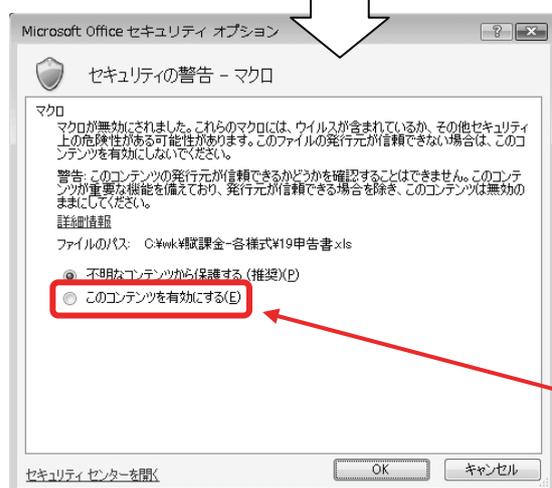
## ② [Excel 2007 をお使いの場合]

Excel 雛型ファイルを起動すると、マクロ無効時の画面と、セキュリティの警告バーが表示されます。[セキュリティ オプション]ウィンドウを開き、**[このコンテンツを有効にする]**をチェックして保護を解除してください。なお、この操作は Excel 雛型ファイルを起動する毎に行う必要があります。



セキュリティの警告バー

[オプション] ボタンをクリックしてください。



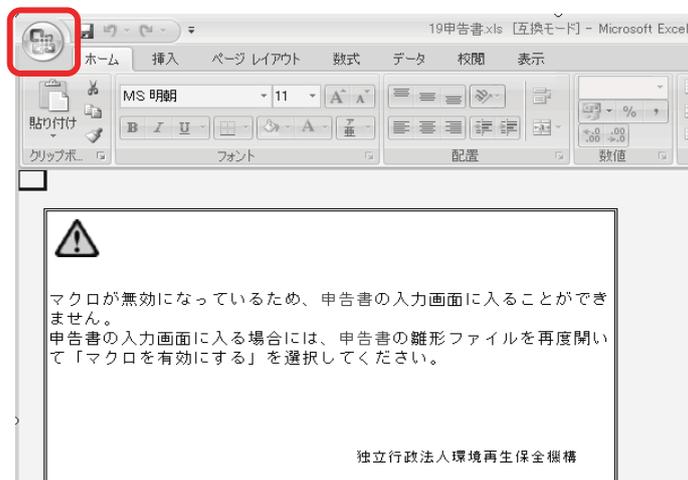
[このコンテンツを有効にする(E)] にチェックをつけて[OK]ボタンをクリックしてください。



○ マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

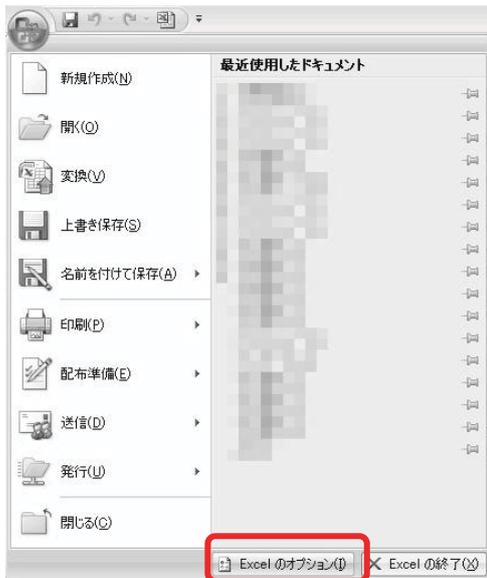
雛型ファイルの入力後には設定の変更を戻すようにしてください。

① Excel 左上の丸いボタンをクリックし、メニューを開きます。

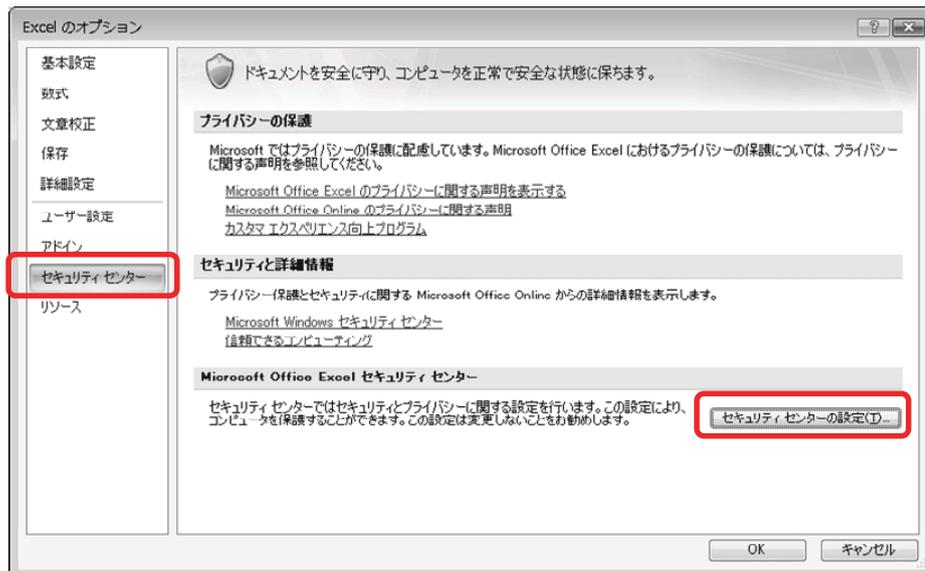




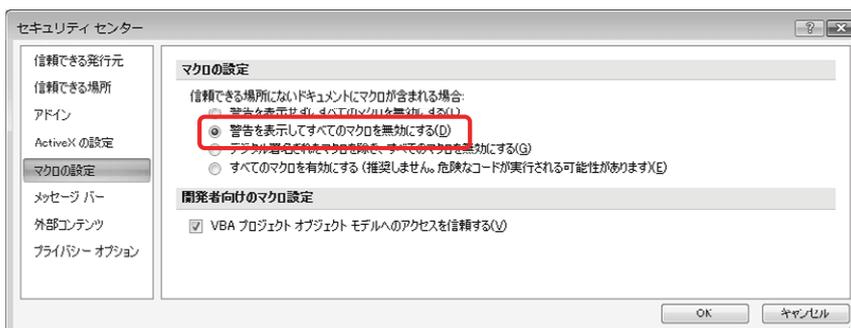
② メニュー中にある「Excelのオプション(I)」を選択します。



③ オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択し、『セキュリティセンター設定(T)』をクリックします。

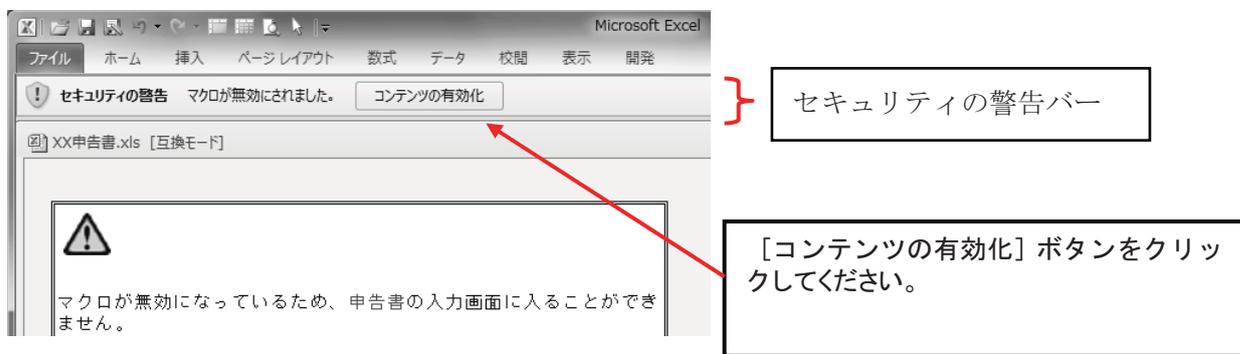


④ マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、雛型を開きなおします。



③ [Excel 2010 をお使いの場合]

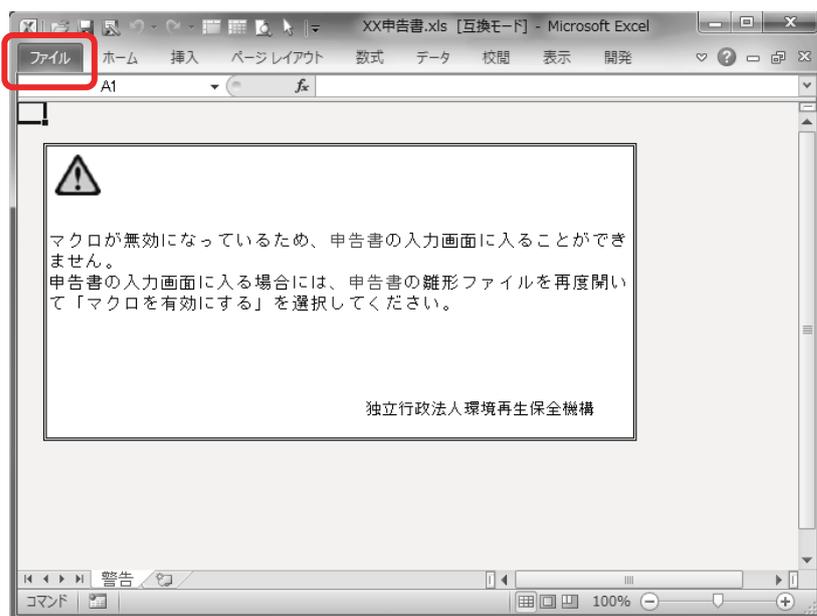
Excel 雛型ファイルを起動すると、マクロ無効時の画面と、セキュリティの警告バーが表示されます。[コンテンツの有効化]ボタンをクリックして、保護を解除してください。なお、この操作は同じExcel 雛型ファイルについて初回に一度行えば、2回目以降は表示されません。



○ マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

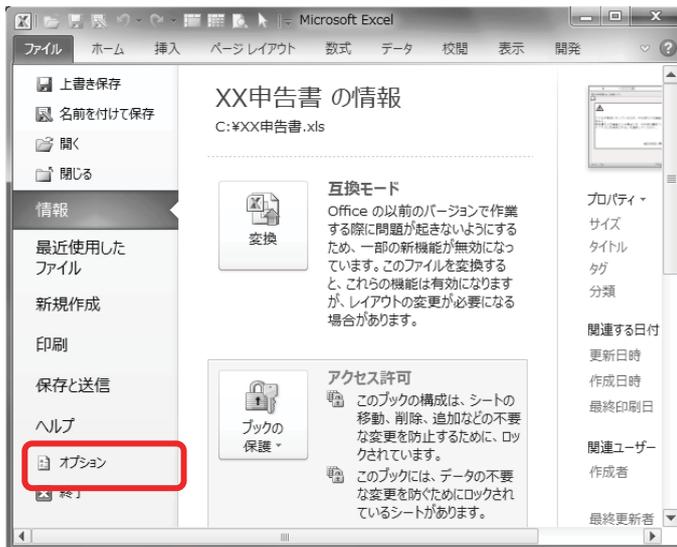
なお、雛型ファイルの入力後は変更を戻すようにしてください。

① Excel 上の「ファイル」タブをクリックします。

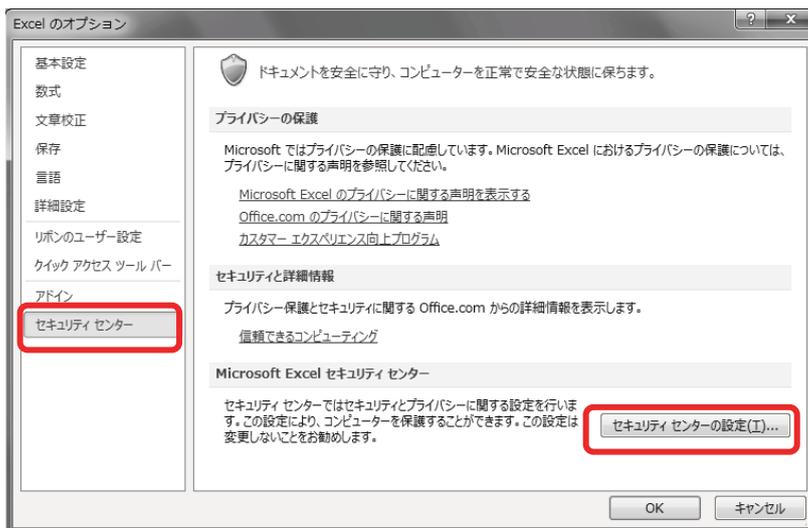




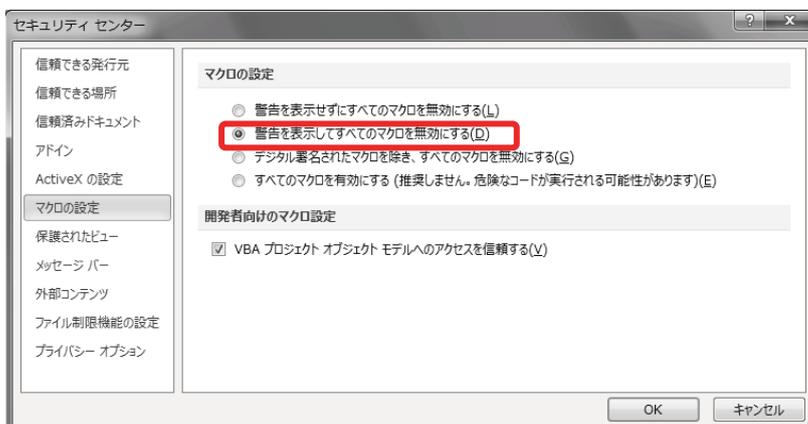
② メニュー中にある「オプション」を選択します。



③ オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択し、『セキュリティセンター設定(T)』をクリックします。



④ マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、雛型を開きなおします。



(9) Excel 雛型ファイルの入力方法

① 申告書

オンライン申告サイトから申告書の Excel 雛型ファイルをダウンロードした場合、以下に表示した項目についてはあらかじめ入力された状態でダウンロードされます。入力されている情報は、現在機構に登録されている最新情報を表示していますので、内容が変わっている場合は、必要に応じて修正してください。

平成 XX年度 汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号		
	10	1	納付義務者番号 03309	工場・事業場 01	C-D 2
② 納付 付煙 発 義生 施 務設 等 者設 置者	(ア)住所	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310			
	(B)氏名又は名称	アオソラコウキョウカブシキカイシャ 青空工業株式会社			印
	(ハ)代表者氏名	電話番号	(ニ)同左	印	
	(ヘ)資本金	8,230,000千円			
	(イ)所在地	〒983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1丁目2-3			
③ 対象 工場・ 事業 場	(B)名称	センタコウシヨウ 仙台工場		電話番号 022-562-8181	
	(ハ)工場長氏名	(ニ)業種名	④	立方メートル/時 (m3/h)	
		鉄鋼業	1時間当たりの最大排出ガス量	92,016	
⑤ 汚染 賦課 金 荷 の 量 計 算	過去分	(イ)硫黄酸化物排出量 累積換算量 (m3N/算定基礎期間)	(ロ)単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)	(ハ)=(イ)*(ロ)汚染負荷量賦課金額 円	
	現在分	前年の排出量 (m3N/年)	円 銭	円 銭	
⑥延納の申請		○する ○しない		合計 円	
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳					
(イ)全期又は第1期(初期)	(ロ)第2期	(ハ)第3期	(ニ)第4期	円	
0	0	0	0	円	
商工会議所		所属課 環境課			
作成担当者		電話番号 022-562-8181 (内263)			
		フリガナ 大伊木守			
		氏名 大伊木守			

申告書の Excel 雛型ファイル作成の詳細については、

「IV. Excel 雛型ファイル入力記載例」の (1) を参照してください。

② 算定過程様式

算定過程様式の Excel 雛型ファイル作成の詳細については

「IV. Excel 雛型ファイル入力記載例」の (2) ~ (8) を参照してください。

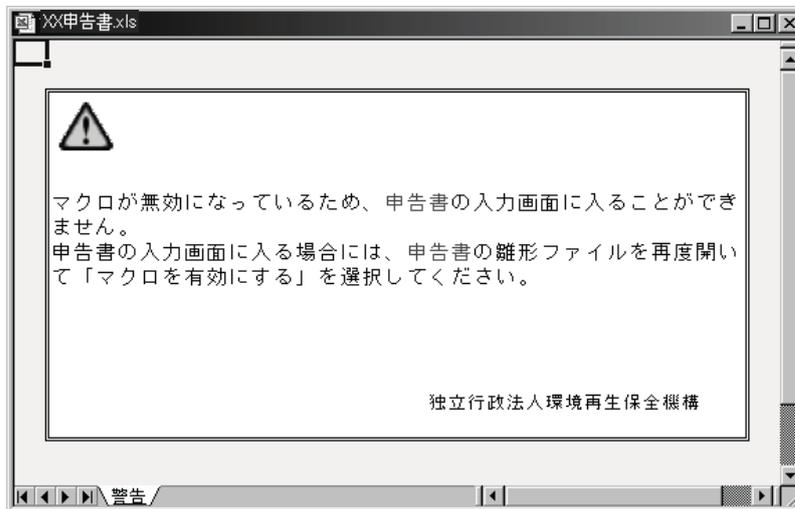


- 各セルの右上隅の赤いマークにマウスを移動すると、入力ヒントが表示されます。

◎ 納 ば い 付 煙 発 義 生 施	(フリガナ) (イ)住 所	郵便番号	郵便番号は、連続した 7桁 の半角数字(ハイフン“-”は 含めない)を入力して下さい。 【例】 1080032
	(フリガナ) (ロ)氏名又は名称		



- マクロが無効になっている場合、以下のような警告シートが表示されます。マクロを有効にして起動しなおしてください。



(10) 「前年度データ複写」の操作手順

XXA様式.xls

年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

①試験番号 工場・事業場名 ②No. A-01 科目 01 全枚数

③燃料の種類 ④使用量の単位 L ⑤施設名

入力方式: ⑥毎月使用 (selected), ⑦会計使用

⑧脱硫の有無:  無,  排煙脱硫,  集じん等脱硫,  製品等脱硫

⑨使用年月	⑩使用量	⑪密度	⑫含有硫黄分	⑬補正後の脱硫効率	⑭SOx排出量
年		g/cm <sup>3</sup>	%	%	m <sup>3</sup> N
19	1月				0.0
20	2月				0.0
21	3月				0.0
22	4月				0.0
23	5月				0.0
24	6月				0.0
25	7月				0.0
26	8月				0.0
27	9月				0.0
28	10月				0.0
29	11月				0.0
30	12月				0.0
31	年間計	年間使用量			年間SOx排出量
32		0			0.0

Buttons: 入力チェック, 算定様式の追加, 算定様式の削除, 印刷, 提出用CSV作成, 前年度データ複写 (circled), 事業所保管用エクセル保存, 終了

[前年度データ複写] ボタンをクリックしてください。

Microsoft Excel

前年度データの複写を実行すると、現在のデータは破棄されます。  
前年度データの複写を実行してよろしいでしょうか。

はい(Y) いいえ(N)

確認ダイアログが開くので、[はい(Y)]ボタンをクリックしてください。

ファイルを開く

ファイルの場所: 24年度賦課金

最近使ったドキュメント: 24A様式.xls, 24B様式.xls, 24申告書.xls

デスクトップ, マイドキュメント, マイコンピュータ

ファイル名(N): 開く(O) キャンセル

ファイルの種類(T): Microsoft Excel フック (\*.xls)

前年度のファイルを指定するためのダイアログボックス [ファイルを開く] が表示されます。

[ファイルの場所] で、昨年度作成した Excel 雛型ファイルの保存先フォルダに移動してください。

ファイルを選択し、[開く] ボタンをクリックしてください。

直ちにデータが取り込まれます。  
 昨年度と内容が変わっている場合は、必要に応じて修正してください。

(11) 「前年度データ複写」機能で複写される項目について

算定過程及び申告書 (FD 申告の場合) の[前年度データ複写]ボタンを使うと前年度のデータを複写することができます。複写する際には入力済みの内容は破棄されますので注意してください。

算定過程については、前年度に使用した枚数のシートが複写されます。ただし、C様式の場合は、ブックごとに最初のシート一枚が複写されます。なお、複写される項目は以下のとおりです。

○A様式

No.	項目	
1	①賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	
3	②No	枚数
4		全枚数
5	⑤施設名	

○B様式

No.	項目	
1	①賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	
3	②No	枚数
4		全枚数
5	③施設名	

## ○C様式

No.	項目	
1	①賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	
3	②施設名	
4	③No	施設通し番号

## ○D様式

No.	項目	
1	(1)賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	
3	(2)No	枚数
4		全枚数

## ○E様式

No.	項目	
1	賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	
3	No	枚数
4		全枚数
5	1.①関連する様式番号	
6	1.②測定機関	
7	1.③脱硫対象施設名	
8	1.④最大燃原料使用量	種類 1～3
9		単位 1～3
10	1.⑤脱硫方式	
11	1.⑥施設最大排出ガス量	
12	1.⑦脱硫装置処理能力	
13	1.⑧脱硫効率	入口SO <sub>x</sub> 濃度
14		出口SO <sub>x</sub> 濃度
15		設計値
16	1.⑨脱硫装置稼動開始年月日	
17	1.⑩脱硫装置制作メーカー	

## ○b様式

No.	項目	
1	賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	
3	No	枚数
4		全枚数
5	1.①関連する様式番号	
6	1.②測定機関	
7	1.③測定対象施設名	
8	1.④最大燃原料使用量	種類 1～2
9		単位 1～2

## ○加重平均一覧表

No.	項目	
1	賦課金番号	
2	対象工場・事業場名	

## ○申告書

No.	項目	
1	①賦課金番号	納付義務者番号
2		工場事業場コード
3		C・D
4	②納付義務者	住所郵便番号
5		住所フリガナ
6		住所
7		名称フリガナ
8		名称
9		電話番号
10		代表者氏名フリガナ
11		代表者氏名
12		代理人フリガナ
13		代理人
14		資本金
15	③対象工場・事業場	所在地郵便番号
16		所在地フリガナ
17		所在地
18		名称フリガナ
19		名称
20		電話番号
21		工場長氏名フリガナ
22		工場長氏名
23		業種
24		最大排出ガス量
25	⑤汚染負荷量賦課金の計算	現在分単位排出量当たりの賦課金※
26	作成担当者	所属課
27		電話番号
28		フリガナ
29		氏名

※前年度選択した地域ブロックに該当する箇所が選択状態になります。

(12) 申告書「前年の排出量取り込み」の操作手順

[前年の排出量取り込み] ボタンをクリックしてください。

この時点では、まだ[現在分 SOX 量]は入力されていません。

算定の元となる様式を指定するためのダイアログボックスが表示されます。

データのある算定様式のファイルを選択するため、ダイアログボックスが表示されます。

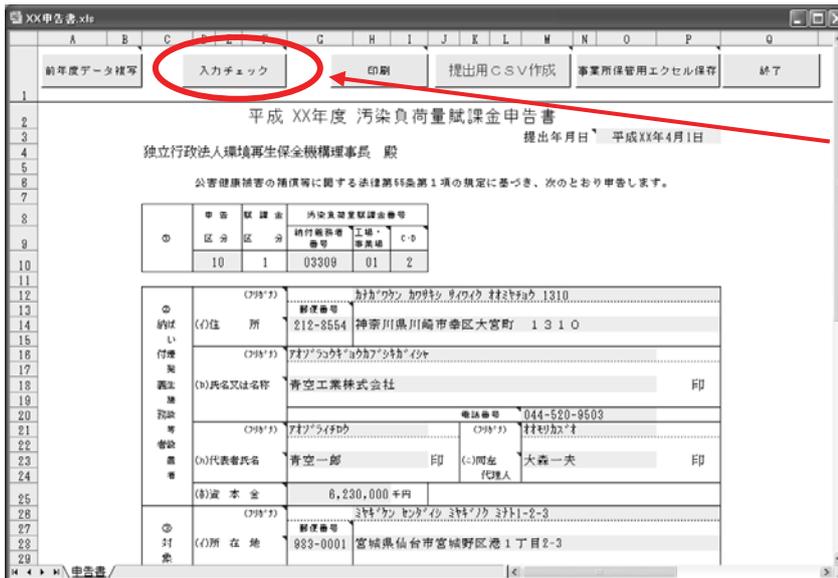
[ファイルの場所(I)] で、本年度作成した算定様式ファイルの保管先に移動してください。

該当する算定ファイルを選択して [開く(O)] ボタンをクリックしてください。

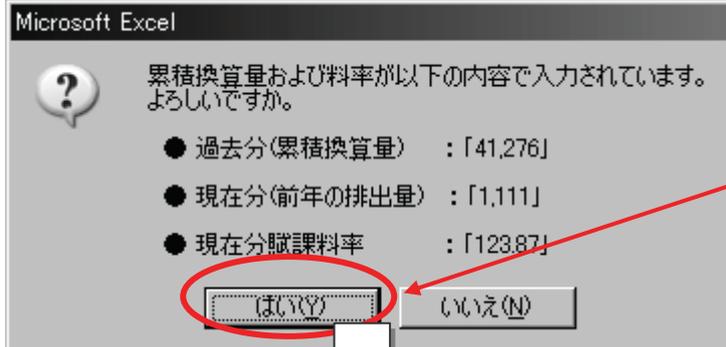
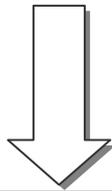
複数の種類の様式 (A~D) がある場合は [Ctrl] キーを押しながら、全ての様式を同時に選択する必要があります。(E、b 及び加重平均は対象外です)

直ちにデータが取り込まれます。

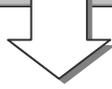
(13) 提出用CSV作成の操作手順



必要事項の入力が完了したら『入力チェック』ボタンをクリックし、入力チェックを実行してください。入力データに誤りがある場合、エラーメッセージが表示され、誤りのある該当セルに移動します。  
 (『印刷』ボタン、『提出用CSV作成』ボタンクリック時にも入力チェックが行われます)



入力チェックで誤りが無くなると「累積換算量および料率」の確認ダイアログが表示されます。過去分(累積換算量)、現在分(前年の排出量)、現在分賦課料率の入力内容を確認し、正しければ『はい』ボタンをクリックしてください。



入力チェックが完了すると、入力チェック完了のメッセージが表示されます。『OK』ボタンをクリックしてください。



○ 申告書ファイルについては、提出年月日が未記入であっても印刷することができます。なお、提出用データを作成する場合には、提出年月日を入力しないとエラーとなります。

XX申告書.xls

前年度データ複写    入力チェック    印刷    **提出用CSV作成**    事業所保管用エクセル保存    終了

平成 XX年度 汚染負荷量試算申告書

提出年月日 平成XX年4月1日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次とおり申告します。

申請区分	申請種別	汚染負荷量試算申告書番号
10	1	03309 01 2

納税者情報

(1)住所 郵便番号 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0

納税者情報

(2)氏名又は名称 青空工業株式会社 印

納税者情報

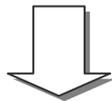
(3)代表者氏名 青空一郎 印 (4)同姓 大森一夫 印

(5)資本金 8,230,000 千円

対象

(1)所在地 郵便番号 983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1丁目2-3

『提出用CSV作成』ボタンをクリックし、入力チェックに、誤りがない場合はフォルダの参照ダイアログが表示されます。



フォルダの参照

フォルダを選択してください

- デスクトップ
- マイドキュメント
- マイコンピュータ
  - ローカルディスク(C:)
  - ローカルディスク(D:)
  - DVDドライブ(G:)
  - 共有ドキュメント
  - マイネットワーク

OK    キャンセル

任意の場所にフォルダを作成して、そのフォルダを指定してください。  
それから『OK』ボタンをクリックしてください。  
(FDで提出する場合は、フォルダの参照ダイアログでFDドライブ(通常はAドライブ)を指定してください。)



○ フォルダの参照ダイアログでFDドライブを選択したとき、ドライブにFDが入っていない場合には以下のメッセージが表示されます。ドライブにFDを入れて操作を続行するか、キャンセルボタンを押して操作を中断してください。



保存が完了すると完了確認ダイアログが表示されます。



指定した場所に提出用のCSVファイルが保存されます。



- 作成したExcel雛型ファイルは、来年度のデータ取り込みに使用できますので、フォルダを作って保管しておいてください。
- 共用のパソコンで作業を実施された場合、提出後の不要になった提出用データなどは残さないようにしてください。



- Excel雛型ファイルを閉じる前に、Excelを終了しようとするとき、下の画面のようなエラーメッセージが表示されてExcelを閉じることができません。終了ボタンをクリックするか、Excel雛型ファイルを閉じてから、Excelを閉じる操作を行ってください。



## (14) 提出用データの準備

### ① ファイル形式

提出するデータは、CSVファイルです。Excel 雛型ファイルではありませんので、ご注意ください。

Excel 雛型ファイルの各様式の[提出用CSV作成]ボタンで、自動的に作成されるCSVファイルを提出します。

◇ CSVファイルとは  
Excel 雛型ファイルのデータの一部を一定の配列で抽出したもので、データの容量はExcel 雛型ファイルに比べて抑えられています。

CSVファイル

### ② CSVファイルの数

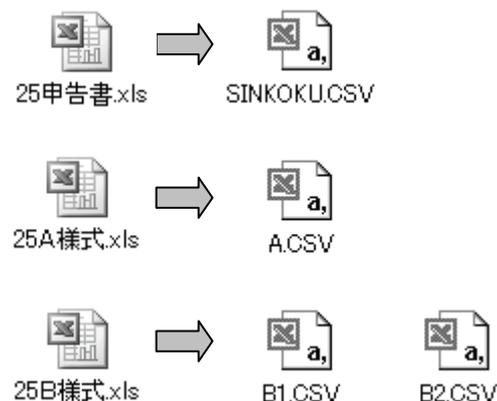
CSVファイルは、Excel 雛型ファイルの様式ごとに自動的に必要な数だけ作成されます。なお、作成されたCSVファイルを誤って削除しないようご注意ください。

以下に、様式ごとのCSVファイル数と作成例を示します。様式枚数にかかわらず、CSVファイルの数は固定です。

[様式ごとのCSVファイルの数]

Excel 雛型ファイル	CSVファイルの数
申告書	1
A様式	1
B様式	2
C様式	[対象施設数] × 2
D様式	6
E様式	1
b様式	1
加重平均一覧表	1

[CSVファイルの作成例]



#### 1) CSVファイルに関する注意点

- ・ CSVファイルの名称は変更しないでください。
- ・ [提出用CSV作成]ボタン以外の方法でCSVファイルは作成しないでください。
- ・ FD申告の場合、FDに直接保存してください。フォルダを作ってファイルをまとめたり、圧縮したりしないでください。

## (15) 誤りを訂正する場合

### ① 申告前の訂正

データを提出する前であれば、Excel 雛型ファイルに戻って誤りを修正したうえ、再度「提出用CSV作成」ボタンでCSVファイルを作成してください。

(FD 申告の場合) 修正後の「申告書」を印刷し押印してください。FD 申告では、印刷した紙の申告書を手書き訂正することはできません。

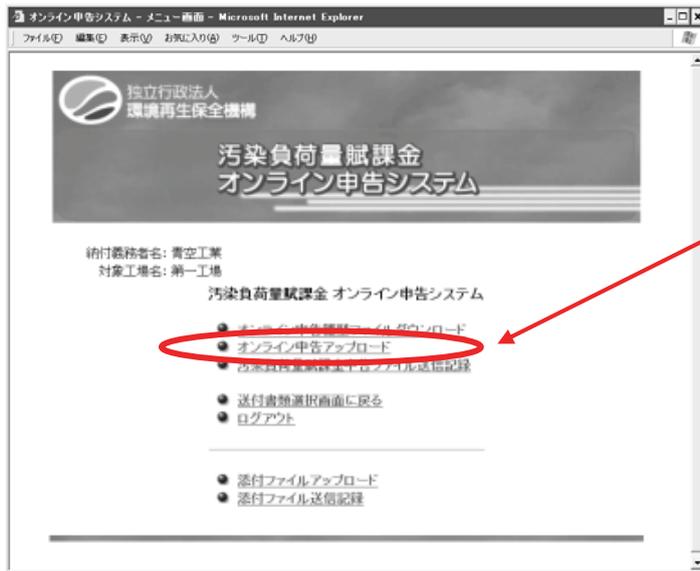
### ② 申告後の訂正

**訂正がある場合は、機構へご連絡ください。**

「事業所保管用エクセル保存」ボタンで Excel 雛型ファイルを保存している場合は、必要な訂正を行っただけで修正申告することができます (参照 P. 82)。

## (16) 申告ファイルのアップロード（送信）

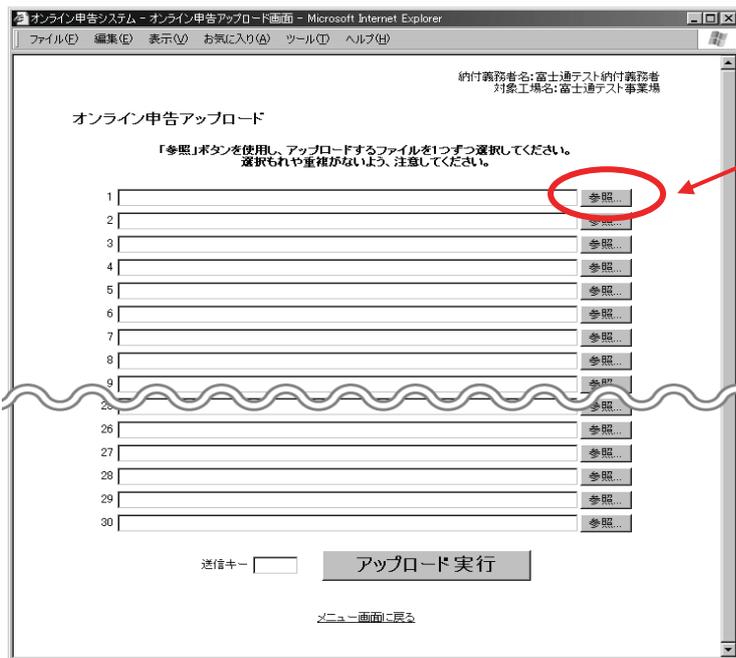
### ① オンライン申告アップロード画面の表示



「オンライン申告アップロード」メニューをクリックしてください。オンライン申告アップロード画面が表示されます。

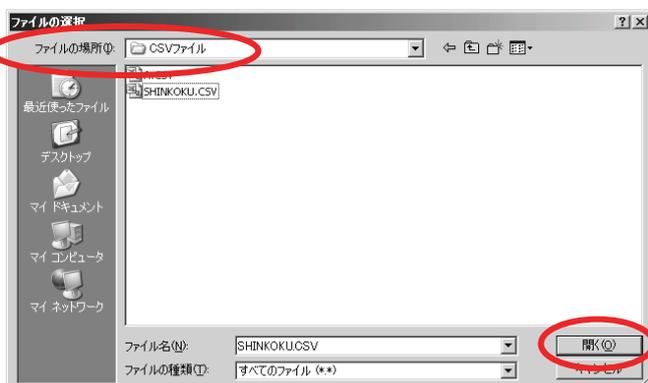
### ② 申告ファイルの指定

1) 送信する申告ファイルを指定します。



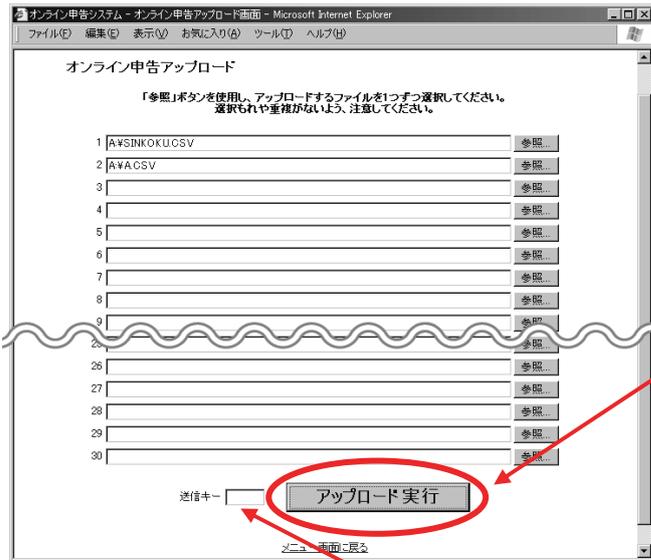
『参照』ボタンをクリックしてください。「ファイル選択」ダイアログボックスが表示されます。

2) 「ファイルの場所」を送信用申告ファイル（CSVファイル）を格納したFD又はフォルダに移動してください。



送信するファイルを選択し、「開く(O)」ボタンをクリックしてください。

3) 同じ要領で送信するすべてのファイルを選択してください。



『アップロード実行』ボタンをクリックすると、確認ダイアログが表示されます。

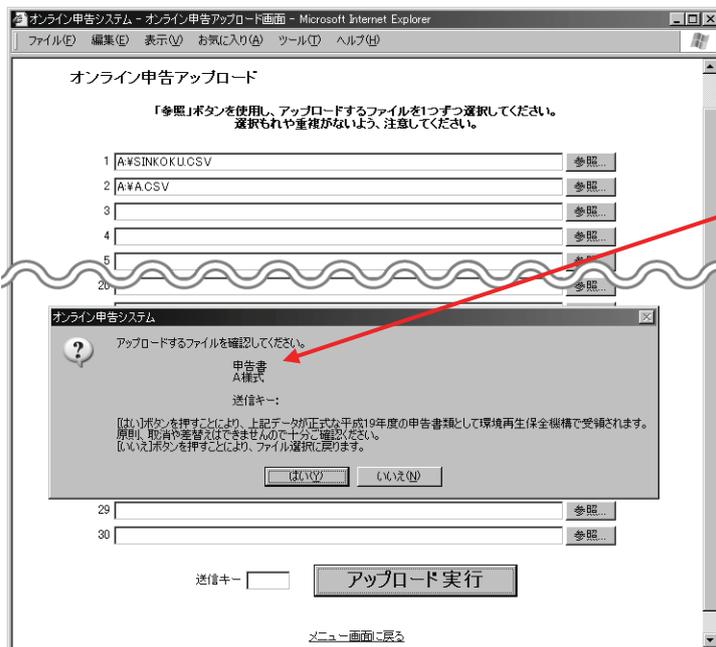
送信キーはデータ送信の際に指定するキー（任意に指定する半角数字4桁）で、申告書を特定することができる機能です。事業者側で、送信する申告書を管理する場合にお使いください。



- 送信するファイルはCSVファイルであることを確認してください。
- 算定過程様式のみでの送信はできません。必ず申告書ファイルを選択してください。
- 間違ったファイルを指定した場合、あるいは同じファイルを重複して指定した場合カーソルを該当する入力フィールドへ移動させ入力フィールドの中のファイル名をDeleteキーで削除し、「参照ボタン」をクリックし正しいファイルを選択し直してください。

### ③ 申告ファイルのアップロード（送信）

#### 1) 送信する申告ファイルの確認



送信する申告書、算定過程様式名が表示されますので確認してください。正しければ「はい(Y)」をクリックしてください。送信が実行されます。

## 2) 送信記録の確認

独立行政法人  
環境再生保全機構

### 汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム

平成XX年度 汚染負荷量賦課金申請ファイル送信記録

納付義務者名 青空工業 殿  
対象工場名 第一工場 分  
出力日時 20XX/05/01 15:30:00

独立行政法人環境再生保全機構

下記のとおり、受信しました。

No	ファイル名	送信キー	受信番号	受信日付	表示
1	AYSINKOKUCSV		00000001	20XX/5/1 15:30:00	表示
2	AVACSV		00000001	20XX/5/1 15:30:00	—

この画面表示が、環境再生保全機構が発行する文書の正式な送信記録となります。  
必ず以下のボタンで印刷し、大切に保管しておいてください。

印刷

メニュー画面に戻る

『表示』ボタンをクリックすると、送信記録詳細が表示されます。送信した申告書の内容を確認することができます。

正常に送信が完了すると、申告ファイル送信記録が表示されます。内容を確認後『印刷』ボタンをクリック



- この送信記録が、機構が申告ファイルを受信したことを示す通知文書となりますので、必ず印刷し大切に保管してください。

## 3) 送信記録詳細の表示

平成XX年度 申告書を以下の内容で受信しました。

環境再生保全機構  
受付日:平成XX年XX月XX日  
受信番号:00000001

申告区分	賦課区分	汚染負荷量賦課金番号	年度	申告年月日
10	1	00309 01 2	XX	平成XX年XX月XX日

フリガナ: 青空工業株式会社  
住所: 神奈川県川崎市幸区大宮町 1-3-10

フリガナ: 第一工場  
住所: 宮城県仙台市宮城野区港1丁目2-3

汚染負荷量賦課金の計算	(イ) 全期又は第1期(初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期
過去分	41,278	11,111	990,600	990,600
現在分	31,178			
延期の申請	する	111,111		3,922,700

取替届工業課所: ○○○○-○○

作成担当者: 太伊木守

印刷

『印刷』ボタンをクリックし、印刷・保管をしてください。



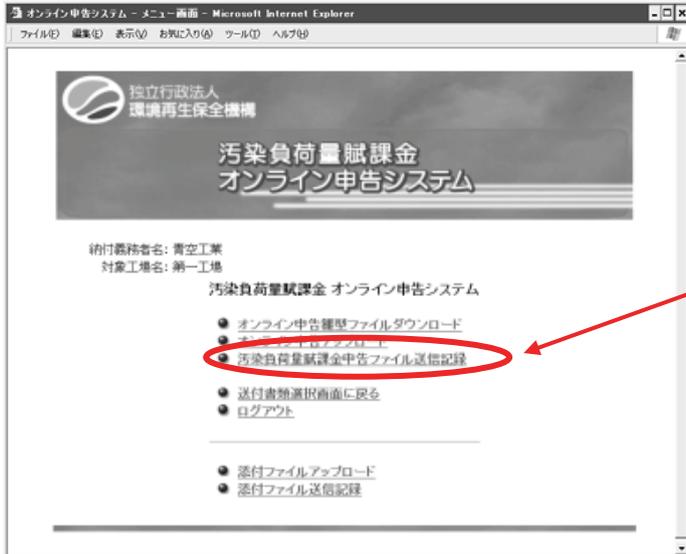
- 送信した申告に誤りがあった場合は、当初の申告を無効にしますので機構業務課までご連絡ください。

#### 4) 終了手続き

メニュー画面に戻ってログアウトを行ってください。

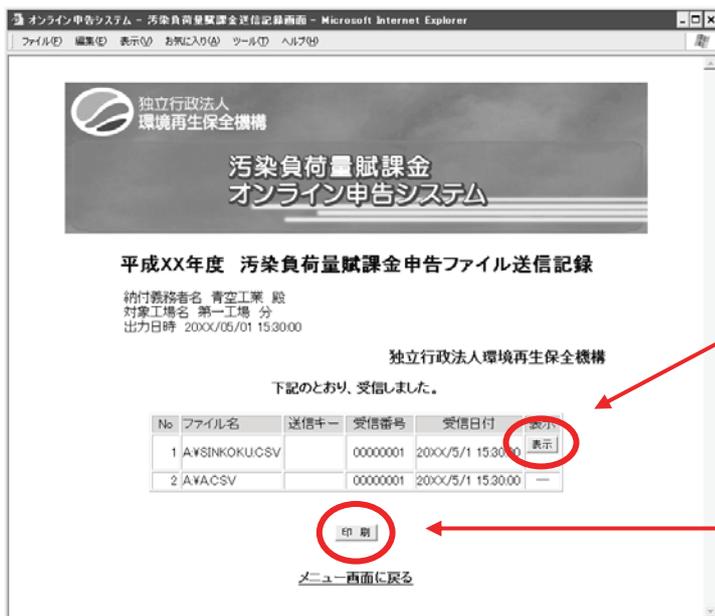
### (17) 申告ファイル送信記録の確認

#### ① 汚染負荷量賦課金申告ファイル送信記録画面の表示



送信後、内容を確認したい場合は「ファイル送信記録」メニューをクリックすると、申告ファイル送信記録画面が表示されます。

#### ② 申告ファイル送信記録の確認、印刷



『表示』ボタンをクリックすると、送信記録詳細が表示されます。送信した申告書の内容を確認することができます。

『印刷』ボタンをクリックすると、印刷することができます。

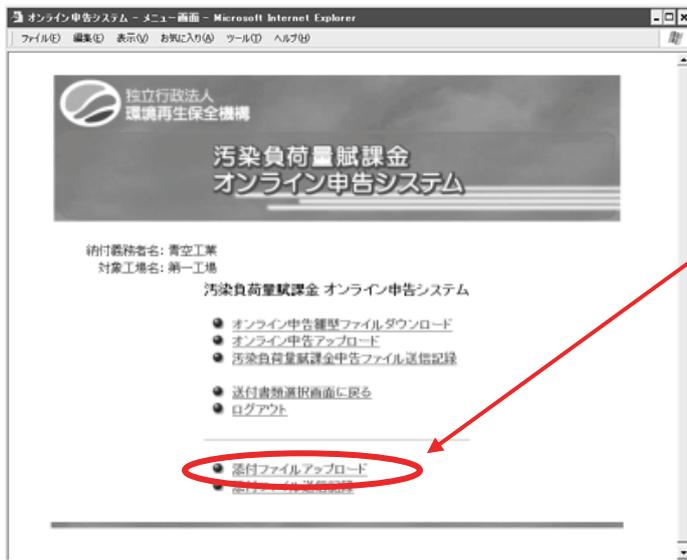
#### ③ 終了手続き

メニュー画面に戻ってログアウトを行ってください。

## (18) 添付ファイルのアップロード（送信）

Word、Excel、PDF で作成したファイルを送信することができます。

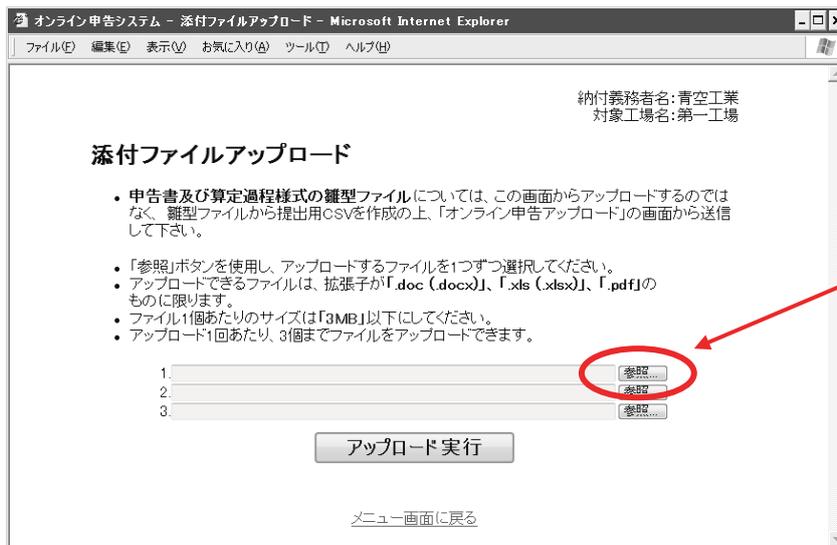
### ① 添付ファイルアップロード画面の表示



「添付ファイルアップロード」メニューをクリックしてください。添付ファイルアップロード画面が表示されます。

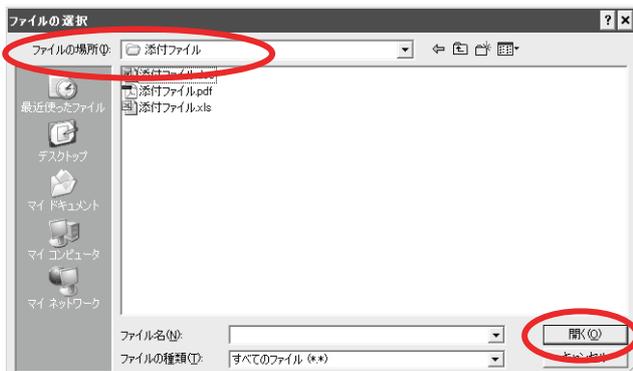
### ② 添付ファイルの指定

1) 送信する添付ファイルを指定します。



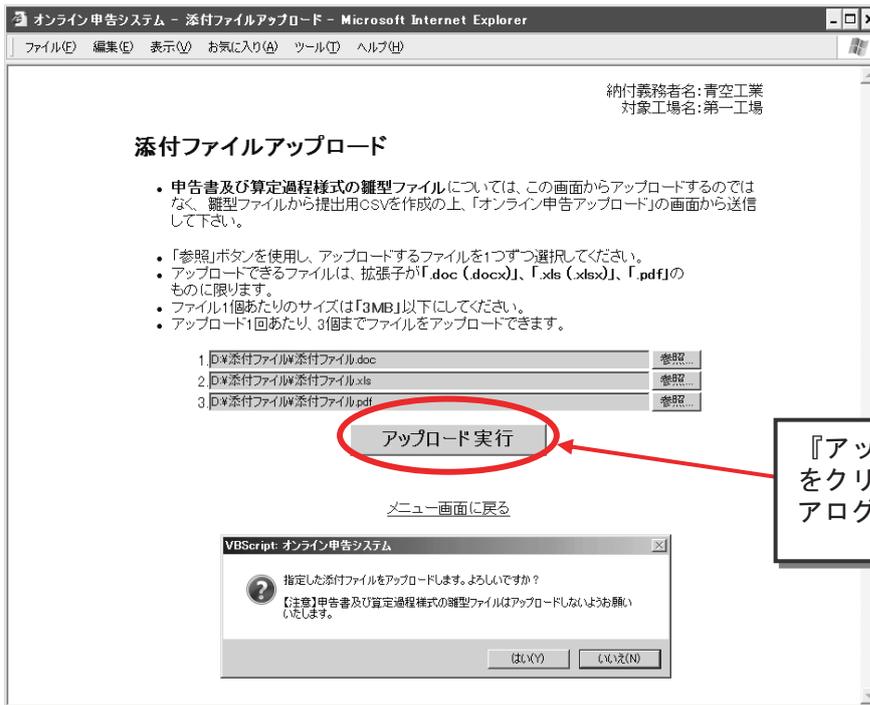
『参照』ボタンをクリックしてください。「ファイル選択」ダイアログボックスが表示されます。

2) 「ファイルの場所(I)」を、添付ファイルを格納したフォルダに移動してください。



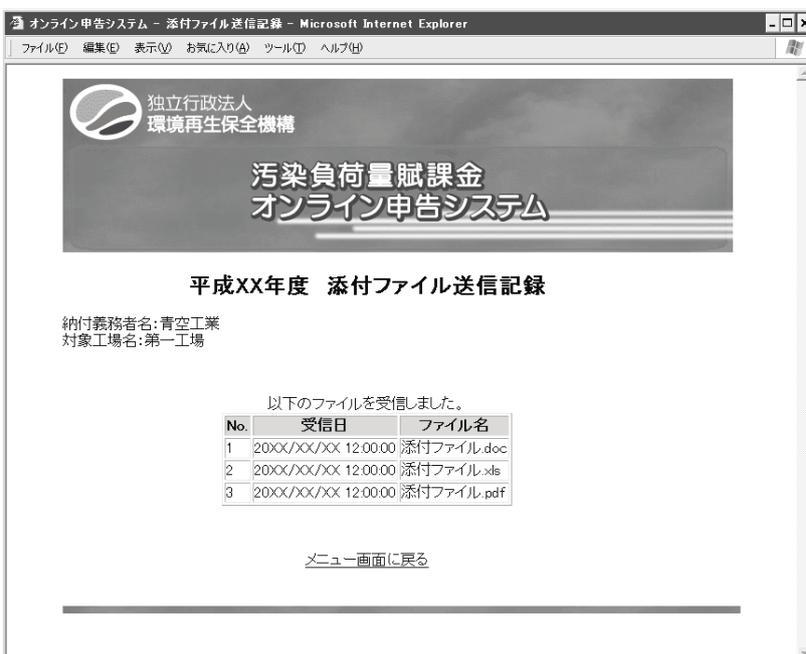
送信するファイルを選択し、「開く(O)」ボタンをクリックしてください。

3) 同じ要領で送信するすべてのファイルを選択してください。



- Excel雛型ファイルの送信は行わないでください。
- 送信するファイルの拡張子が、Wordの場合「doc (docx)」、Excelの場合「xls (xlsx)」、またはPDFの場合「pdf」であることを確認してください。
- 送信するファイル**1個あたりのサイズが「3MB」以下**であることを必ず確認してください。
- 1回に送信できるファイルは3個です。それ以上ある場合は再送信してください。
- 間違ったファイルを指定した場合、あるいは同じファイルを重複して指定した場合、カーソルを該当する入力フィールドへ移動させ入力フィールドの中のファイル名をDeleteキーで削除し、「参照ボタン」をクリックし正しいファイルを選択し直してください。

### (19) 添付ファイル送信記録の確認



## (20) エラーメッセージ画面

### ① ダウンロード混雑エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、ダウンロードサイトが込み合っておりますので、以下のいずれかの方法をとってください。

- ① 先に算定様式をダウンロードし、その後、申告書をダウンロードする。
- ② しばらく時間を置き、再度、申告書をダウンロードする。

### ② システムエラー画面

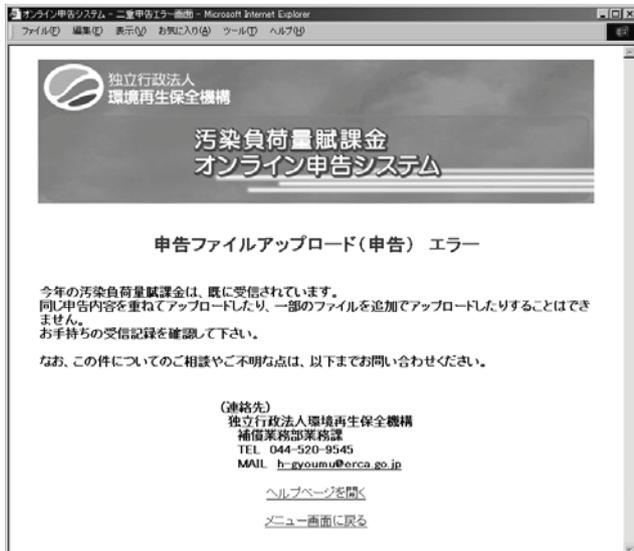


左記のメッセージが表示された場合、何らかのシステムエラーが発生しています。

しばらく時間をおき、再度、ログインし直してください。

続けてメッセージが表示される場合、機構へお問い合わせください。

### ③ 重複エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、本年度分の汚染負荷量賦課金申告が既に受信されています。

算定様式の添付し忘れ等で再度、申告を送信する必要がある場合は当初の申告を無効にしますので補償業務部業務課へご連絡ください。

④ 賦課金番号不一致エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、ログイン時のIDとExcel雛型ファイルより作成した申告ファイルの賦課金番号が異なっています。

認証情報に記載されているユーザIDと、Excel雛型ファイルの賦課金番号とを確認し、再度、送信し直してください。

⑤ 不正ファイル選択エラー画面

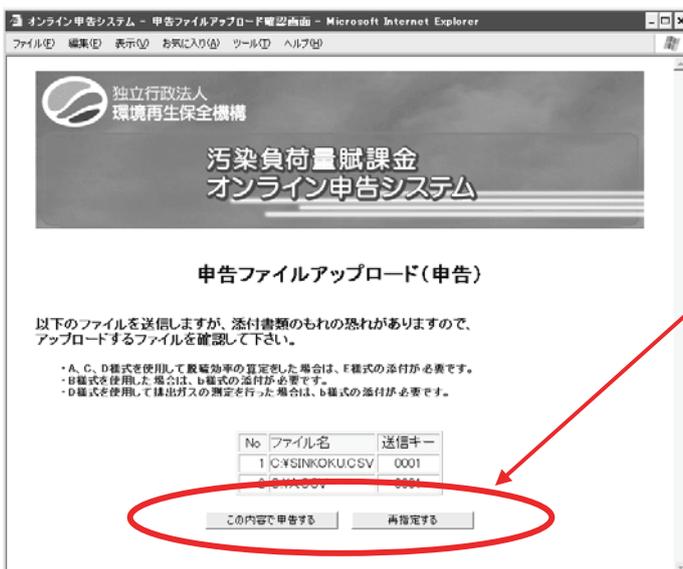


左記のメッセージが表示された場合、

- ・Excel雛型ファイル
  - ・「提出用CSV作成」ボタン以外で作成されたCSVファイル
- を送信している可能性があります。

正しい申告ファイル(CSV形式)を選択し、再度、送信し直してください。

⑥ 添付書類もれワーニング画面

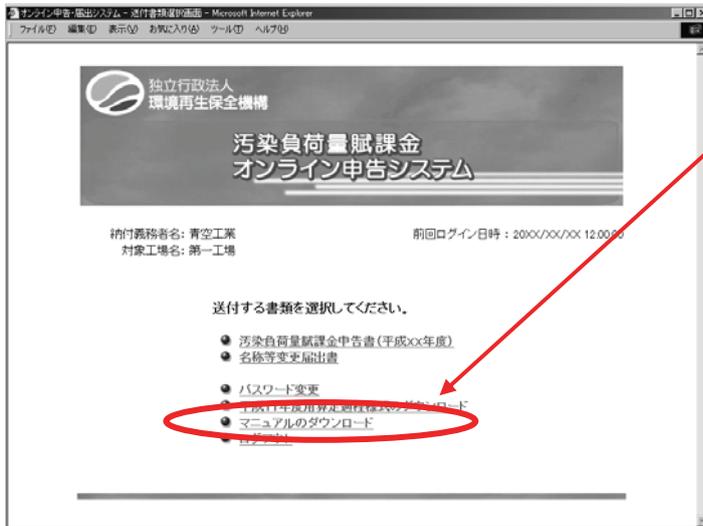


左記のメッセージが表示された場合、添付書類にもれがある可能性があります。

送信するファイルを確認し、そのままの内容で申告する場合は『この内容で申告する』ボタンを、もう一度送信するファイルを指定する場合は『再指定する』ボタンをクリックしてください。

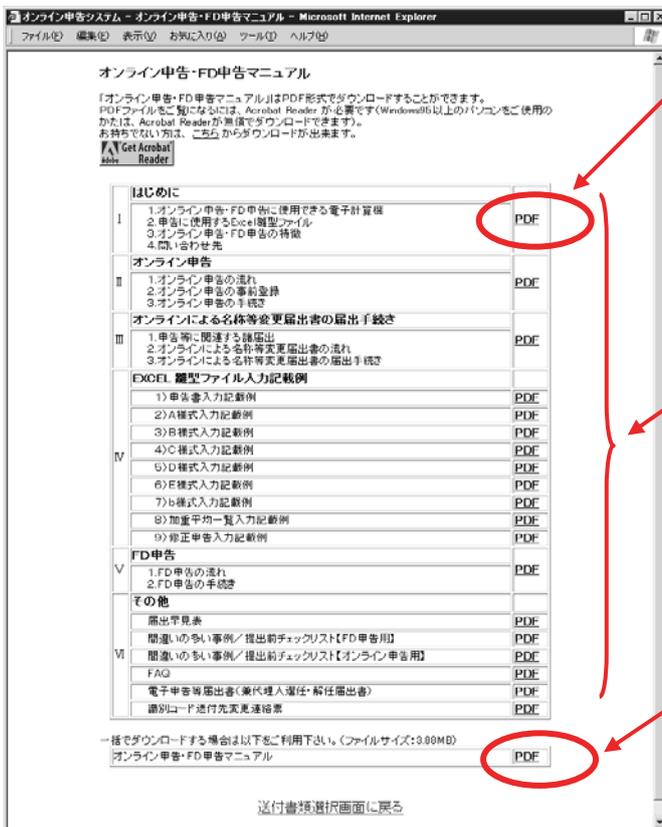
## (21) オンライン申告・FD申告マニュアルのダウンロード

### ① マニュアルダウンロード画面の表示



送付書類選択画面で「マニュアルのダウンロード」をクリックすると、「オンライン申告・FD申告マニュアル」のダウンロード画面が表示されます。

### ② マニュアルのダウンロード



ダウンロードする PDF ファイルを選択してください。ダウンロードダイアログが表示されます。

必要な PDF ファイルを選択してください。

「オンライン申告・FD申告マニュアル」を一括でダウンロードする場合は、こちらの PDF ファイルをクリックしてください。



- 「オンライン申告・FD申告マニュアル」はPDF形式となっています。ご覧になるにはAcrobat Readerが必要です。

### ③ 終了手続き

メニュー画面に戻ってログアウトを行ってください。

## (22) その他

### ① 使用上のトラブル等

Excel 雛型ファイルを使用する際、様々なトラブルが発生することがあります。

どうしてもトラブルが解決できない場合には、用紙申告に切り替えていただくこともありますのでご了承ください。

なお、システム環境が原因であるケースもあるため、事業所のシステム管理者に確認していただく必要がある場合もありますのでご注意ください。

使用上のトラブル等	考えられる原因	解決方法
ホームページにアクセスできない  ダウンロードできない。	URL 誤入力、事業所のサーバのトラブル、回線の混雑。	①メッセージが出る場合にはブラウザソフトのセキュリティオプションの設定か、事業所のサーバやネットワークのセキュリティ上の問題である可能性があります。その場合、システム管理者に相談してください。 ②回線が混雑していると思われる場合には、時間帯を変えて再度試みてください。
ダウンロードしたが解凍できない ダウンロードしたファイルが開かない（「CRC エラー」等の表示）。	ダウンロード中にファイルが破損。	再度、Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。
[様式の追加] ボタン実行時に、「メモリ不足」等のメッセージが表示され、シートが追加できない。	Excel 雛型ファイルを F D 上で実行している。	Excel 雛型ファイルを、デスクトップやマイドキュメントなど、いったんパソコンのハードディスク上にコピーして実行してみてください。
「プロジェクトまたはリブラが見つかりません」等のエラーメッセージ出現後、マクロが機能しなくなった。  「入力チェック」「印刷」「様式の追加」等ボタン押下時に強制終了されてしまう。 （「不正な処理を行なったため、強制終了します」等のメッセージが出現するケースあり）  作業中に固まってしまう。	事業所のパソコン等の環境設定によりマクロファイルを使用できない。	Excel 雛型ファイルは、本冊子 1 ページに記載した OS およびアプリケーションにおいて、標準インストール時の動作確認を行なっています。 ただし、パソコンを長期間使用することにより、インストール当初の環境が微妙に変わってしまったり、別のプログラムをインストールしたりすることによって Excel の動作環境が上書きされ、不具合が発生する場合があります。 この場合、別のパソコンで操作するか、Excel を再インストールして再度操作してみてください。（前例では、別のパソコンに変えることで問題なく動作する場合があります）
	入力項目以外のセルを誤って操作したり、マクロ情報を変更した。	再度、Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。
	インターネットでダウンロード中にファイルの一部が壊れてしまった。	再度、Excel 雛型ファイルをダウンロードしてください。

使用上のトラブル等	考えられる原因	解決方法
<p>Excel2002 以上で Excel 雛型ファイルを起動させようとすると、警告シートが表示されて入力画面に移動することができない。</p> <p>※Excel がエラーメッセージを表示させる場合があります。</p>	<p>[Excel2002, 2003] Excel マクロのセキュリティレベルが、「高」以上に設定されている。</p>	<p><b>Excel 雛型ファイルはセキュリティレベルが「中」以下でなければ正しく開くことができません。</b>メッセージボックスを閉じ、[ツール(T)]メニューから[マクロ(M)]-[セキュリティ(S)...]と選択して、セキュリティダイアログボックスを開きます。[セキュリティレベル]タブで、セキュリティレベルを「中(M)」に切り替えてください。</p> <p>※Excel2000 バージョンより、マクロファイルを開く際にセキュリティレベルをユーザーが設定できるようになっております。</p> <p>※セキュリティレベルは初期状態では「高」に設定されています。解決方法については、p. 23 を参照してください。</p>
	<p>[Excel2007, 2010] Excel マクロの設定で、全てのマクロを無効にする設定になっている。</p>	<p>解決方法については、Excel2007 は p. 24 を参照してください。Excel2010 は p. 26 を参照してください。</p>

② ウイルスに感染したら

提出したデータがウイルス等に感染している可能性がある場合には、速やかに補償業務部業務課へご連絡ください。

### III. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き

#### 1. 申告等に関連する諸届出

申告等に関連する諸届出として、

- ① 「代理人選任・解任届出書」
- ② 「名称等変更届出書」

があります。

届出書の様式は、賦課金ホームページからダウンロードすることができます。必要事項を入力して印刷するか又は印刷して必要事項を記入し、必ず代表者の押印をして提出してください。

また、認証情報をお持ちの事業者は、「名称等変更届出書」については、**オンラインによる届出ができません**。なお、FDでの提出はできませんのでご注意願います。

#### 2. オンラインによる名称等変更届出書の流れ

##### 事前登録

事前登録の方法は、オンライン申告と同様です。

オンライン申告ですでに認証情報を取得している場合は、その認証情報をそのまま使用できますので、改めて事前登録をする必要はありません。

→P.5

##### オンライン届出

###### ① 届出書の作成

- ・ オンライン申告サイトにログインする。
- ・ 届出書入力画面に直接入力して作成する。

→P.52

###### ② 届出書の提出

- ・ 入力内容を確認し、届出書データを送信する。

→P.55

###### ③ 届出書の確認

- ・ 送信した届出書を印刷、保管する。
- ・ 送信記録を印刷、保管する。
- ・ オンライン申告サイトからログアウトする。

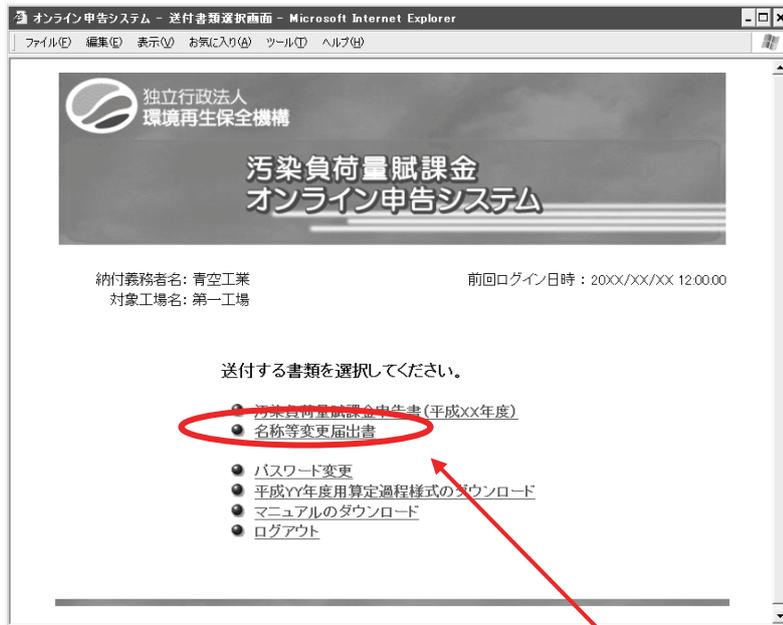
→P.56

### 3. オンラインによる名称等変更届出書の届出手続き

#### (1) サイトへのログイン

認証情報の準備、オンライン申告システムサイトへのログインについては「Ⅱ. オンライン申告」P.4を参照してください。

#### (2) 送付書類選択画面



オンライン届出をする場合、「名称等変更届出書」メニューをクリックしてください。

- 汚染負荷量賦課金申告書(平成XX年度)  
汚染負荷量賦課金申告書を提出します。
- 名称等変更届出書  
名称等変更届出書を提出します。
- パスワード変更  
初回ログイン時以外でパスワードを変更します。
- 平成YY年度用算定過程様式のダウンロード  
翌年度用の算定過程様式をダウンロードします。
- マニュアルのダウンロード  
オンライン申告・FD申告マニュアルをダウンロードします。
- ログアウト  
ログアウトします。

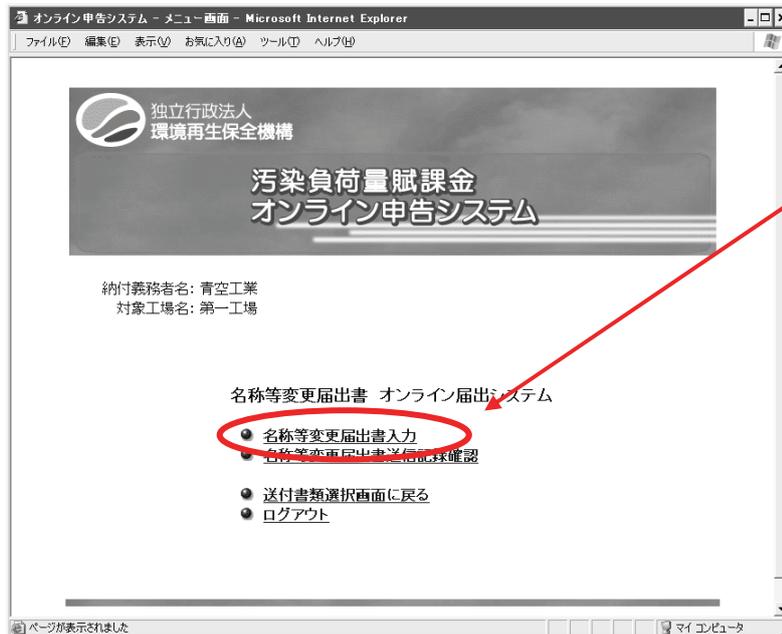
#### (3) オンライン届出メニュー画面



- 名称等変更届出書入力  
提出する名称等変更届出書を入力して作成します。
- 名称等変更届出書送信記録確認  
提出した名称等変更届出書を確認・印刷できます。
- 送付書類選択画面に戻る  
添付書類選択画面に戻ります。
- ログアウト  
ログアウトします。

#### (4) 名称等変更届出書入力

##### ① 名称等変更届出書入力画面の選択



名称等変更届出書を作成する場合、「名称等変更届出書入力」メニューをクリックすると、届出書入力画面が表示されますので、直接入力して作成します。



- 記載にあたっては、左側の「変更前」欄には、現在の情報が記載されていますので**変更箇所のみ右側の「変更後」欄に入力**してください。
- 代表者のみの変更の場合、提出する必要はありません。
- 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。
- 工場・事業場の合併、分割、譲渡等の場合は、後日登記簿等の資料を提出していただくことがあります。
- 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は無効となります。

② 名称等変更届出書データの入力

変更内容を入力し、『確認』ボタンを押してください。入力チェックが開始されます。入力に誤りがある場合には該当の項目にカーソルが移動します。

### 名称等変更届出書記載にあたっての留意事項

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。  
 ※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。  
 注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。  
 注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は無効となります。

---

### オンライン 名称等変更届出書

平成XX年 7 月 8 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿 届出者 氏名または名称及び住所  
並びに法人にあたってはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称 関東青空株式会社

住所 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10

代表者又は選任代理人 青空三郎

次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号	8 0 0 0 0 0 0 8	変更年月日	平成XX年 7 月 8 日		
変更の理由 (該当するところに☑を付して下さい)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 市町村合併 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input checked="" type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 識別コード送付先変更 <input type="checkbox"/> その他				
項目	変更前	変更後			
① 納付義務者 <small>(環境再生機構等認定番号)</small>	フリガナ	アオゾラコウキョウカブシキカイシャ	カントウアオゾラカブシキカイシャ		
	名称 (法人名等)	青空工業株式会社	関東青空株式会社		
	フリガナ	トウキョウトミナトクロッポンギ 4-1-4	カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ 1-3-10		
	住所 (本店等所在地)	〒1060032 東京都港区六本木4丁目 1-4	〒2128554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10		
※1 代表者氏名					
② 申告対象工場・事業場	フリガナ	トウキョウコウジョウ	ホンシャコウジョウ		
	名称 (申告対象工場等名称)	東京工場	本社工場		
	フリガナ	トウキョウトミナトクロッポンギ 4-1-4	カナガワケンカワサキシサイワイクオオミヤチョウ 1-3-10		
	住所 (申告対象工場等所在地)	〒1060032 東京都港区六本木4丁目 1-4	〒2128554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10		
※2 ③ 送付先	フリガナ	アオゾラコウキョウカブシキカイシャ トウキョウコウジョウ			
	名称 (法人名 部課等)	青空工業株式会社 東京工場			
	フリガナ	トウキョウトミナトクロッポンギ 4-1-4			
	住所	〒1060032 東京都港区六本木4丁目 1-4			
連絡担当者氏名	青口 太郎	所属部課	環境安全部	電話番号	044-520-9549
④ 識別コード送付先 <small>(認証ID)</small>	名称 (法人名等)	青空工業株式会社	関東青空株式会社		
	事業場名	東京工場	本社工場		
	担当部課	環境課			
	フリガナ	タイキ マモル			
	担当者名	大伊木守			
	住所	〒1060032 東京都港区六本木4丁目 1-4	〒2128554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10		
電話番号	03-3586-6041	044-520-9549			

黄色の項目は入力必須項目です。必ず入力してください。

変更箇所のみ記入してください。

機構に現在登録されている情報が表示されています。

「電子申告等届出書」の「識別コード送付先」欄の変更については、こちらから届出できます。

変更内容を入力し、『確認』ボタンを押してください。

(5) 名称等変更届出書のアップロード（送信）

① 入力内容の確認

④ 識別コード送付先 (認証1)	名称	青空工業株式会社	関東青空株式会社
	事業場名	東京工場	本社工場
	担当部課	環境課	
	フリガナ	タイキ マモル	
	担当者名	大伊木守	
	住所	〒106-0032 東京都港区六本木4丁目 1-4	〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10
電話番号	03-3586-6041	044-520-9549	

※1 代表者のみの変更の場合、届出する必要はありません。  
 ※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等により今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。  
 注1 記載にあたっては、変更箇所のみ記入してください。  
 注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。なお、旧認証情報は無効となります。

以上の内容で名称等変更届出書を提出します

※ 記載内容を確認し、『送信』ボタンを押して下さい。  
 ※ 送信キーは届出データ送信の際に指定するキー（任意に指定する半角数字4桁）で、届出データを特定することができる機能です。事業者側で届出データを管理する場合に用いることができます。

送信キー:  **送信**

入力した内容を確認し、正しければ『送信』ボタンをクリックしてください。

送信キーはデータ送信の際に指定するキー（任意に指定する半角数字4桁）で、届出書を特定することができる機能です。事業者側で、送信する届出書を管理する場合にお使いください。

② 名称等変更届出書送信記録の確認

オンライン申告システム - 汚染負荷量賦課金送信記録画面 - Microsoft Internet Explorer

独立行政法人 環境再生保全機構

汚染負荷量賦課金 オンライン申告システム

名称等変更届出書送信記録

納付義務者名 青空工業 殿  
 対象工場名 第一工場 分

独立行政法人 環境再生保全機構

下記のとおり、受信しました。

No.	詳細情報	送信キー	受信番号	受信日付
	<b>表示</b>	0001	00000178	20XX/5/1 15:30:00

**印刷**

メニュー画面に戻る

送信した名称等変更届出書の詳細情報を閲覧する場合は、詳細情報の『表示』ボタンをクリックしてください。

正常に送信が完了すると、送信記録が表示されます。内容を確認後「印刷」ボタンをクリックし、印刷・保管をしてください。

この送信記録が、機構が届出データを受信したことを示す通知文書となりますので、必ず印刷し大切に保管してください。

## (6) 名称等変更届出書送信詳細情報の印刷

### ① 印刷フォーム画面の表示

印刷用画面を表示

### オンライン 名称等変更届出書

平成 XX 年 7 月 9 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者 氏名または名称及び住所  
並に法人にあつてはその代表者又は選任代理人  
青空工業株式会社  
住所 神奈川県川崎市幸区大宮町1丁目 3-10  
代表者又は選任代理人 青空 三郎

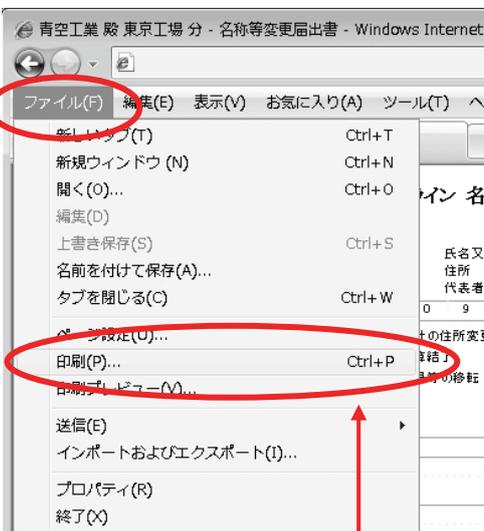
次のとおり変更があったので、届け出ます。

賦課金番号	8 0 0 0 0 0 0 8	変更年月日	平成 XX 年 7 月 1 日
変更の理由 (該当するところに印を 付して下さい)	<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 市町村合併 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書等の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input checked="" type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 識別コード送付先変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
項目	変更前	変更後	

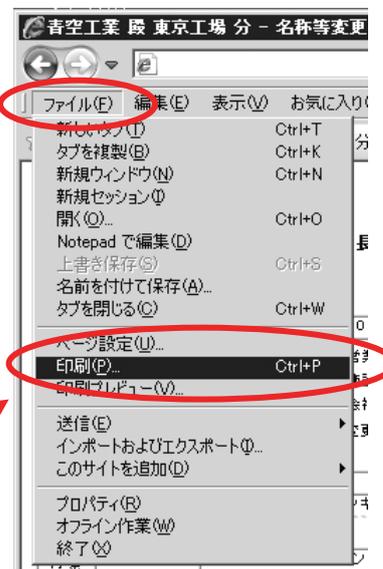
『印刷用画面を表示』  
ボタンをクリックする  
と、印刷に適したフォー  
マットの画面が表示  
されます。

### ② 印刷フォーム画面での印刷

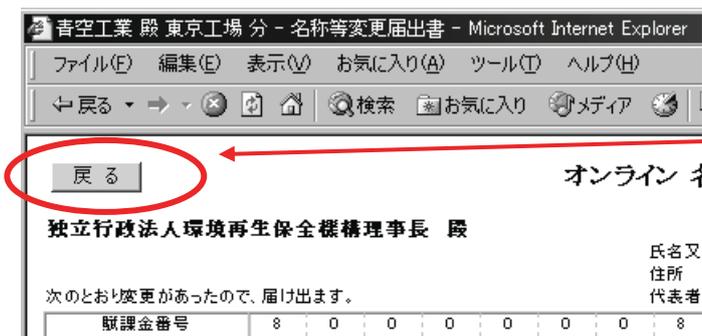
[Internet Explorer 7]



[Internet Explorer 8, 9]



印刷フォーム画面で印刷を行う場合、  
ブラウザの「ファイル(F)」 - 「印刷  
(P)」から印刷を行ってください。



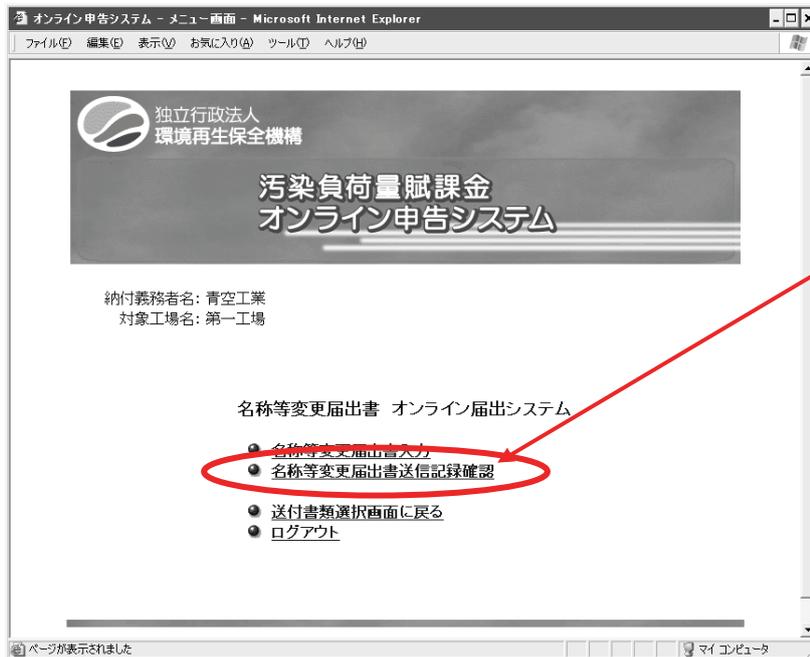
前画面に戻る場合は、『戻る』ボ  
タンをクリックしてください。

### ③ 終了手続き

メニュー画面に戻って、ログアウトを行ってください。

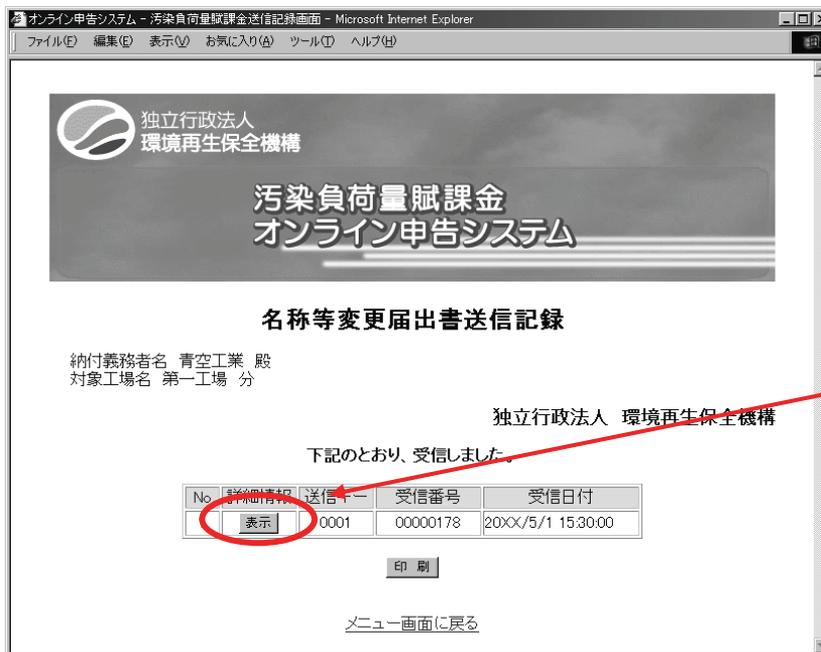
## (7) 名称等変更届出書送信記録の確認

### ① 名称等変更届出書送信記録の確認



送信後、内容を確認したい場合は、「届出書送信記録確認」メニューをクリックすると、届出書送信記録確認画面が表示されます。

### ② 名称等変更届出書送信詳細情報の表示



送信した名称等変更届出書の詳細情報を閲覧する場合は、詳細情報の『表示』ボタンをクリックしてください。印刷方法については、P. 56の手順を参照してください。

# IV. Excel 雛型ファイル入力記載例

## (1) 申告書入力記載例

算定様式もすべて同じです。

### ※入力に関する共通事項

数字入力：半角、かマ(,)は自動で表示します。

セル内で改行することはできません。

※黄色の範囲が、入力項目です。

※各セルの右上隅の赤いマークにマウスを移動すると、入力項目の入力方法を表示します。

入力後、必ずチェックを行ってください。  
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷(A4判)します。  
申告書を必ずこのボタンで印刷し、押印の上提出してください。

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

前年度データ複写    **入力チェック**    **印刷**    提出用CSV作成    事業所保管用エクセル保存    終了

郵便番号は、連続した7桁の半角数字(ハイフン“-”は含めない)を入力してください。ハイフンは入力後に自動で挿入されます。  
【例】2128554

平成XX年度 汚染負荷量賦課金申告書  
提出年月日 平成XX年5月11日  
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

提出年月日を西暦日付(スラッシュ区切り)で入力すると和暦に変換します。  
【例】20XX/5/11→平成XX年5月11日

資本金は整数で入力してください。資本金がない場合には、0を入力してください。

①	申告区分	課金区分	汚染負荷量賦課金番号		
			納付義務者番号	工場・事業場	C・D
	10	1	03309	01	2

電子申告等を行う者の氏名が代表者以外の場合、必ず記入してください。

前年の排出量は、取り込むか又は整数で入力し、小数点以下の端数は切り捨ててください。また、累積換算量(過去分)は賦課金番号を入力すると自動的に出力されます。

② 納税義務者  
(イ)住所 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
(ロ)氏名又は名称 青空工業株式会社  
(ハ)代表者氏名 青空一郎 印 (ニ)同左 大森一夫 代理人  
(ホ)資本金 8,230,000千円  
電話番号 044-520-9503

電話番号は、以下の形式で入力してください。  
【例】044-520-9503

過去分、現在分がない場合は必ず0を入力してください。累積換算量については、プレプリントされている紙申告書の数値と同じか確認してください。

③ 対象工場・事業場  
(イ)所在地 983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1丁目2-3  
(ロ)名称 仙台工場  
(ハ)工場長氏名 大森一夫  
(ニ)業種名 鉄鋼業  
立方メートル/時(m3/h) 1時間当りの最大排出ガス量 92,016

該当する業種名を▼で選択してください。

選択することにより、自動的に期別納付額内訳が計算され、入力されます。

汚染負荷量	(イ)硫酸化物排出量		単位排出量当り賦課金(円/立方メートル)	(ロ)=(イ)*(ロ)汚染負荷量
	過去分	現在分		
前年の排出量	41,278	31,178	11.11	458
取り込み				3,464
合計			111.11	3,922

最大排出ガス量は整数で入力してください。施設がない場合は、0を入力してください。

④ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳			
(イ)全期又は第1期(初期)	(ロ)第2期	(ハ)第3期	(ニ)第4期
980,900	980,600	980,600	980,600

該当する賦課料率を選択してください。硫酸化物排出量が0の場合でも、必ず料率は選択してください。

商工会議所は賦課金番号を入力すると自動的に出力されます。

## 各機能の紹介

前年度データ複写	入力チェック	印刷	提出用CSV作成	事業所保管用エクセル保存	終了
----------	--------	----	----------	--------------	----

前年の排出量 取り込み	負金 荷の 量計 算	分 現 在 分	前年の排出量(m <sup>3</sup> N/年) 31,178	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	円 3,464,187
	◎延納の申請		◎する <input checked="" type="radio"/> ○しない <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 111.11	合計 円 3,922,700

自動割振	◎汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳			
	(イ)全期又は第1期(初期)	(ロ)第2期	(ハ)第3期	(ニ)第4期
	円 980,900	円 980,600	円 980,600	円 980,600

商工会議所	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

作成 担当者	所属課 環境課 電話番号 022-562-8181 (内263) フリガナ タイキマモル 氏名 大伊木守
-----------	---

### 前年度データ複写

オンライン申告の場合は、この機能は使いません。本年度FDにより申告し、前年度の申告書のExcel雛型ファイルを保存している場合は、その入力情報を複写することができます。ただし、提出年月日及び前年の排出量は複写されません。

### 前年の排出量取り込み

→ 操作方法 P.34

A～Dの算定様式ファイルを既に作成している場合は、各様式で算定した排出量の合計値（小数以下切捨て）を現在分の硫酸化物排出量の欄に複写します。

※工場・事業場毎に保存することとなりますので、他の事業場分又は昨年の算定様式は選択しないでください。

### 自動割振

延納申請の欄の「する」、「しない」のいずれかをチェックすると自動的に期別納付額内訳が計算され、数値が入力されます。また、「自動割振」ボタンをクリックすることでも同様に自動計算され数値が入力されます。

### 提出用CSV作成

→ 操作方法 P.35

機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

### 事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

### 終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。



○ 申告書に賦課金番号を入力すると、対応する事業場の過去分累積換算量及び商工会議所名を自動で表示します。

### 平成 XX年度 汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日 平成XX年X月X日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課区分	汚染負荷量賦課金番号		
	10	1	納付義務者番号 03309	工場・事業場 01	C・D 2

② (フリガナ) カカガワシ カワサキ サワイロ 林業株式会社 1310  
 住所 神奈川県川崎市幸区大宮町 1-1-1

⑤ 汚染負荷量の計算	(イ) 硫酸酸化物排出量 過去分 累積換算量(m3N/算定基礎期間)	(ロ) 単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)		(ハ) (イ)*(ロ)汚染負荷量賦課金額
		円 銭	円 銭	
過去分	41,278	11.11		458,598
現在分	31,178	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3,464,187
◎延納の申請	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 111.11	合計 3,922,700
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳				
(イ) 全期又は第1期(初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期	
980,900 円	980,600 円	980,600 円	980,600 円	

商工会議所

作成担当者	所属課	環境課
	電話番号	022-562-8181 (内263)
	フリガナ	タケマキ
氏名		大伊木守

(2) A様式入力記載例

平成 XX年度汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

① 賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

賦課金番号 03309012

工場・事業場名 青空工業(株)仙台工場

様式を追加すると自動で表示されます。

② No. A-02 枚目  
05 全枚数

③ 種別、④ 単位を▼で選択してください。

原料の種類 C重油  
使用量の単位 L

⑤ 施設名

⑥ 入力方式

各月使用  
 合計使用

⑦ 脱硫の有無

無  
 排煙脱硫  
 集じん等脱硫  
 製品等脱硫

⑧ 使用量は整数値で入力してください。  
**0の場合は、その月の行全体を空欄にしてください。**  
(0のままでは、エラーとなり保存することはできません)

⑨ 密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

⑩ 含有硫黄分は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

⑪ 補正後の脱硫効率率は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

⑦ 使用年月	⑧ 使用量	⑨ 密度 g/cm <sup>3</sup>	⑩ 含有硫黄分 %	⑪ 補正後の 脱硫効率 %	⑫ SO <sub>x</sub> 排出量 m <sup>3</sup> N
1月	440,588	0.944	2.28	84.54	1,026.2
2月	461,324	0.944	2.25	84.54	1,060.3
3月	480,718	0.946	2.23	85.13	1,055.5
4月	499,663	0.945	2.26	85.13	1,110.7
5月	500,841	0.944	2.17	85.89	1,013.3
6月	501,032	0.940	2.22	85.89	1,032.6
7月	480,305	0.941	2.30	86.12	1,010.0
8月	368,274	0.941	2.34	86.12	787.8
9月					0.0
10月	480,392	0.938	2.32	85.78	1,040.6
11月	499,457	0.942	2.34	85.92	1,085.0
12月	506,656	0.942	2.27	85.92	1,067.8
年間計	5,219,250				11,289.8

入力チェック

算定様式の追加

算定様式の削除

印刷

提出用CSV作成

前年度データ複写

事業所保管用エクセル保存

終了

シート名は変更しないでください。

入力後、必ずチェックを行ってください。  
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。  
なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

## 各機能の紹介

5月	500,841	0.944	2.17	85.89	1,013.3
6月	501,032	0.940	2.22	85.89	1,032.6
7月	480,305	0.941	2.30	86.12	1,010.0
8月	368,274	0.941	2.34	86.12	787.8
9月					0.0
10月	480,392	0.938	2.32	85.78	1,040.6
11月	499,457	0.942	2.34	85.92	1,085.0
12月	506,656	0.942	2.27	85.92	1,067.8
年間計	⑧年間使用量 5,219,250				⑩年間SOx排出量 11,289.8

入力チェック	算定様式の追加	算定様式の削除	印刷	提出用CSV作成
前年度データ複写			事業所保管用エクセル保存	終了

※ 使用量の単位、入力方式は最初に指定するようにしてください。  
(後で変更すると、それまでに入力された⑧～⑩のデータは消去されます。)

前年度データ複写 → 操作方法 P.30

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程AのExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

### 算定様式の追加

A様式を複数枚使用して前年の排出量を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。

例えば、A様式を5枚使用する場合、「算定様式の追加」を4回繰り返します。

### 算定様式の削除

A様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にダブリ等により、不要なA様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「②No」の表示は自動的に修正されます。

### 提出用CSV作成

オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

### 事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

### 終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

(3) B様式入力記載例

(排出ガス測定により求める場合)

平成xx年度汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す書類 (B)

様式を追加すると自動で表示されます。

①賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

①賦課金番号  
00233010

工場・事業場名  
(株)白神製紙 秋田工場

②No  
B-01 枚目  
05 全枚数

該当するものにチェックをしてください。

⑥燃原料種別、  
⑦使用量、  
⑧密度、  
⑨含有硫黄分は、A様式入力記載例と同様です。

③施設名 1号 黒液回収ボイラー

④脱硫の有無  
 無  
 排煙脱硫  
 集じん等脱硫  
 製品等脱硫

入力切替 (下欄参照)

⑦使用量は整数値で入力してください。

⑧密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

⑨含有硫黄分は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

⑤年月	⑥燃原料の種別	⑦使用量	単位	⑧密度	⑨含有硫黄分	⑩補正排出ガス量	⑪補正SOx濃度	⑫稼働時間	⑬SOx排出量
年	種別	その他名称		g/cm <sup>3</sup>	%	m <sup>3</sup> /h	ppm	h	m <sup>3</sup> N
1月	黒液		kg	1.56		68,480	196	720	7,691.6
2月	黒液		kg	1.56		71,620	166	672	7,909.9
3月	黒液		kg	1.56		75,640	160	744	9,004.1
4月	黒液		kg	1.56		80,890	154	720	8,969.0
5月	黒液		kg	1.56		78,420	162	744	9,451.8
6月	黒液		kg	1.56		78,170	178	720	9,736.8
7月	黒液		kg	1.56		75,580	158	521	6,221.5
8月	黒液		kg	1.56		77,500	147	228	2,540.5
9月	黒液		kg	1.56		79,910	168	720	9,665.9
10月	黒液		kg	1.56		78,450	159	744	8,990.1
11月	黒液		kg	1.56		81,940	179	720	10,206.4
12月	黒液		kg	1.56		72,660	154	678	7,597.7
年間計	黒液		kg						
		⑩年間使用量							⑬年間SOx排出量 m <sup>3</sup> N
		104,968,657							98,004.7

⑩補正排出ガス量、⑪補正SOx濃度、⑫稼働時間は整数値で入力してください。

シート名は変更しないでください。

1/B様式 5/B様式 4/B様式 3/B様式 2/B様式 1/

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

【入力切替】

通常は「一般用」を使用してください。

「積算計使用」は、SO<sub>2</sub>量を連続測定している場合のみ使用してください (この場合、⑩補正排出ガス量、⑪補正SOx濃度、⑫稼働時間は可能な限り入力してください)。

## 各機能の紹介

9月	黒液	▼	10,019,408	kg	▼	1.56				
					L		79,910	168	720	9,665.9
10月	黒液	▼	10,124,518	kg	▼	1.56				
					L		78,450	159	744	8,930.1
11月	黒液	▼	10,278,651	kg	▼	1.56				
					L		81,940	179	720	10,206.4
12月	黒液	▼	8,949,475	kg	▼	1.56				
					L		72,660	154	679	7,597.7
年間計	黒液	▼	104,988,657		▼					◎年間SO <sub>x</sub> 排出量 m <sup>3</sup> N 98,004.7



### 前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程BのExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

### 算定様式の追加

B様式を複数枚使用して前年の排出量を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。

例えば、B様式を5枚使用する場合、「算定様式の追加」を4回繰り返します。

### 算定様式の削除

B様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にダブリ等により、不要なB様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「②No」の表示は自動的に修正されます。

### 提出用CSV作成

オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

### 事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

### 終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

(4) C様式入力記載例

施設の通し番号を整数値で入力してください。  
【例】 01

平成xx年度汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類 (C)

(Sバランスにより求める場合)

工場・事業場名 (株) 堅井セメント 小諸工場  
①賦課金番号 03588011  
②施設名 1号セメント焼成ギルン  
③No. C-01  
④脱硫の種類 排煙脱硫 集じん等脱硫

① 賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。  
【例】 1月→1

年月	燃原料の種類 名称	燃料の種別 コード	装入力 単位	密度 g/cm3	含有硫黄分 %	硫黄量(1) kg	製品名 の種類	装出力 kg	含有硫黄分 %	硫黄量(2) kg	補正後の 脱硫効率 %	SOx排出量 m3N
1	石灰石	84	184,026.881 kg	0.006	0.006	9,841.24	クリンカー	126,701.633	0.240	301.633		
1	粘土	84	27,891.830 kg	0.444	0.444	12,428.15						
1	珪石	84	8,108.768 kg	0.013	0.013	1,054.45						
1	燃料	84	4,708.905 kg	0.328	0.328	1,544.5						
1	重油	05	12,087.358 L	0.944	2.390	272.258						
小計						422.881				301.633		84,838.6
12	石灰石	84	126,635.737 kg	0.006	0.006	9,131.476	クリンカー	139,862.473	0.239	324.540		
12	粘土	84	31,137.502 kg	0.476	0.476	14,935.7						
12	珪石	84	9,029.819 kg	0.015	0.015	1,354.5						
12	燃料	84	5,249.130 L	0.272	0.272	1,426.1						
12	重油	05	13,486.887 L	0.943	2.410	305.359						
小計						478.462				334.510		100,766.4
合計						5,272.956				9,721.728		10,957,898.0

⑤ 年月は各月の最初の行に整数で入力してください。  
【例】 1月→1

⑦ 装入量は整数値で入力してください。

⑨ 密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

⑩ 含有硫黄分は、原料の場合には小数点以下3桁、燃料の場合には小数点以下2桁までの数値で入力してください。

製品脱硫以外に脱硫装置がある場合には選択してください。

⑫ 産出量は整数値で入力してください。

⑬ 含有硫黄分は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

⑮ 補正後の脱硫率は、施設脱硫装置があり脱硫率を計算している場合に、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

入力チェック

算定様式の追加 入力行の挿入 印刷 提出用CSV作成 小計作成 合計作成 取り消し

算定様式の削除 入力行の削除 事業所保管用エクセル保存 小計再計算 終了

入力後、必ずチェックを行ってください。  
現在のページの小計および合計以外の行のチェックを行います。

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。  
なお、[F4]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

小計				478.462	384.510	100,786.4
合計	kg		5,272.856	3,721,728	10,857,896.0	
	kg					
	kg					

前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程CのExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

算定様式の追加

C様式を複数枚使用して前年の排出量を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使用します。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。

例えば、C様式を4枚使用する場合、「算定様式の追加」を3回繰り返します。なお、**合計の行を作成した後に算定様式を追加することはできません**。後述する「取り消し」で合計の行を削除した後、「算定様式の追加」を行ってください。また、**算定様式の追加後は「脱疏の有無」の変更ができません**のでご注意ください。

算定様式の削除

C様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後ダブリ等により、不要なC様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使用します。**このボタンをクリックすると最終ページ（※）の算定様式が削除されます**。なお、「No」の表示は自動的に修正されず。

※C様式では、同じ月の入力データが複数の算定様式にまたがっている場合があります。そのため、最終ページ以外の算定様式の削除は行えないようにしていますので、注意してください。

入力行の挿入

同じ月の装入量等にデータ入力漏れがあった場合、行の挿入が可能です。**挿入する行の先頭にカーソルをおき、「入力行の挿入」をクリックすると行が追加されます**。

入力行の削除

同じ月の入力データにダブリ等で誤りがあり、その行を削除する場合、**削除する行にカーソルをおき「入力行の削除」をクリックするとその行が削除されます**。なお、小計または合計の行を削除する方法については、「取り消し」を参照してください。

#### 提出用CSV作成

**オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。**この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

なお、合計行が作成されていない場合には、FDへの保存はできません。「合計作成」ボタンで合計行を作成してからFDに保存してください。

#### 事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel離型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

#### 小計作成

月毎のSOx排出量を計算する場合は、小計を作成する行にカーソルをおき、「小計作成」をクリックすると装入側の⑩硫黄量、算出側の⑭硫黄量及び⑯SOx排出量が自動計算されます。

なお、⑤年月に誤りがあると小計行を作成することができません。年月を修正した後、小計行の作成を行ってください。

#### 小計再計算

「行の挿入」、「行の削除」を行った場合で既に小計を作成している場合、または入力値を変更した場合には、「小計再計算」をクリックすると全ページの小計が再度自動計算されます。

#### 合計作成

**1月から12月のすべてのデータを入力し、小計を作成した後、「合計作成」をクリックすると年間の装入側硫黄量、年間算出側硫黄量及び年間SOx排出量が自動計算されます。**

なお、「行の追加」、「行の削除」、「様式の追加」、「様式の削除」等を行い、「小計再計算」により小計を再計算する場合、一度合計を後述する「取り消し」で取り消した後、再度「合計作成」を行う必要があります。また、**合計の行を作成した場合には、合計の行以降にデータを入力するとFDへの保存時にエラーとなります。** データを入力する場合には、一度合計を「取り消し」で取り消した後、データを入力してください。

#### 取り消し

小計または合計の行を削除したい場合には、取り消しを行いたい小計または合計の行にカーソルをおき「取り消し」をクリックすると合計の行が削除されます。

#### 終了

**現在開いているExcel離型ファイルを閉じます。**

【複数の施設を別のC様式で算定する場合】

(Sバランスにより求める場合)

平成xx年度汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す書類 (C)

①賦課金番号 03586011	工場・事業場名 (株) 堅井セメント 小諸工場	②施設名 C-02	③No. C-02	④脱硫の種類 <input type="checkbox"/> 排煙脱硫 <input type="checkbox"/> 集じん等脱硫
			現枚数 01	
			全枚数 04	

⑤年月	⑥燃原料の種類 名称	⑦燃料 コート	⑧装入量	⑨単位	⑩密度 g/cm <sup>3</sup>	⑪含有硫黄分 %	⑫硫黄量(1) kg	⑬製品等 の種類 名称	⑭産出量 kg	⑮含有硫 黄分 %	⑯硫黄量(2) kg	⑰修正後の 脱硫効率 %	⑱SOx排出量 mg/N
1	石灰石	84	164,026,891	kg		0.006	9,841	クリンカー	125,701,638	0.240	801,638		

複数の施設を別のC様式で算定する場合は、「様式の追加」により様式を追加するのではなく、ダウンロードした新しい様式を表示させ、別の施設分のSOx量を算定する必要があります。

この場合、③の様式ナンバーは次のようになります。

【例】2つ目の施設は「C-02」

(5) D様式入力記載例

①廃棄物の硫黄分より算定する場合

(廃棄物を焼却する清掃工場の場合)

様式を追加すると自動で表示されます。

(1) 賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

(1) 賦課金番号  
06041010

平成XX年度汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)

工場・事業場名  
大手町 西焼却場

(2) No  
D-01  
02

(3) 脱硫の有無  
 無  
 排煙脱硫  
 集じん等脱硫

該当するものにチェックをしてください。「無」を選択した場合、(9)、(15)の補正後の脱硫効率の欄は入力できません。

(6) 焼却量は整数で入力してください。

種別	(5) 焼却年月	(6) 焼却量	単位	(7) 密度	(8) 含有硫黄分	(9) 補正後の脱硫効率	(10) SO <sub>x</sub> 排出量
(4) 助燃剤等	A重油	1月~12月	L	0.879	0.92		819.8

廃棄物の硫黄分より算定する場合、選択されていることを確認してください。

種別	(5) 焼却年月	(6) 焼却量	単位	(7) 密度	(8) 含有硫黄分	(9) 補正後の脱硫効率	(10) SO <sub>x</sub> 排出量
(12) 廃棄物の種類	年	kg					
	1月	1,178,000					
	2月	1,040,000					
	3月	1,599,000					
	4月	1,904,000					
	5月	1,119,000					
	6月	1,946,000					
	7月	1,481,000					
	8月	1,406,000					
	9月	1,378,000					
	10月	1,519,000					
	11月	1,418,000					
12月	1,442,000						
(18) 年間焼却量		16,822,000			0.03		3,592.8

(7) 密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

廃棄物の種類を選択してください。

(11) 廃棄物の種類	(18) 焼却年月	(19) 焼却量	(20) 補正排出ガス量	(21) 補正SO <sub>x</sub> 濃度	(22) 測定中の焼却量	(23) 1t当たりのSO <sub>x</sub> 量	(16) 年間SO <sub>x</sub> 排出量
都市ごみ	年	kg	m <sup>3</sup> N/h	ppm	kg/h	m <sup>3</sup> N/t	m <sup>3</sup> N
(17) 排出ガスの算定	1月					0.000	
	2月					0.000	
	3月					0.000	
	4月					0.000	
	5月					0.000	
	6月					0.000	
	7月					0.000	
	8月					0.000	
	9月					0.000	
	10月					0.000	
	11月					0.000	(26) 年間SO <sub>x</sub> 排出量 ((24) × (25))
	12月					0.000	
(24) 年間焼却量		kg				(25) 平均値	m <sup>3</sup> N
		0				0.000	
(27) SO <sub>x</sub> 排出量の合計 ((10)+(16)+(26))							m <sup>3</sup> N
							4,951.2

年間で密度、硫黄分の異なる燃料を複数回購入して使用した場合は、加重平均し、年間の平均密度及び硫黄分を計算してください。

(8)、(14)の含有硫黄分は小数点以下2桁までの数値で入力してください。

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

②排ガス測定より算定する場合

様式を追加すると自動で表示されます。

(1) 賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

(廃棄物を焼却する清掃工場の場合)

平成xx年度汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す書類 (D)

(1) 賦課金番号  
06041010

工場・事業場名  
大手町 西焼却場

(2) No  
D-02  
02

③ 脱硫の有無  
 無  
 排煙脱硫  
 集じん等脱硫

該当するものにチェックをしてください。「無」を選択した場合 (9) の補正後の脱硫効率の欄は入力できません。

(6)、(19) の焼却量は整数で入力してください。

廃棄物の種類を選択してください。

排ガス測定より算定する場合、選択されていることを確認してください。

(20) 補正排出ガス量は整数値で入力してください。

(21) 補正 SOx 濃度は整数値を入力してください。

種別	(5) 焼却年月	(6) 焼却量	単位	(7) 密度	(8) 含有硫黄分	(9) 補正後の脱硫効率	(10) SOx 排出量
(4) 助燃剤等	A重油	1月~12月	L	0.853	0.07		39.6
		年	L				0.0
	(12) 1月		kg				
	2月						
	3月						
	a. 4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
	(18) 年間焼却量		kg		(14) 含有硫黄分	(15) 補正後の脱硫効率	(16) 年間SOx排出量
		0			%	%	m3N
(11) 廃棄物の種類	都市ごみ						0.0
	(18) 焼却年月	(19) 焼却量	(20) 補正排出ガス量	(21) 補正SOx濃度	(22) 測定中の焼却量	(23) 1t当たりのSOx量	
	年	kg	m3N/h	ppm	kg/h	m3N/t	
	(17) 1月	3,386,430	45,000	25	5,825	0.193	
	2月	2,728,040				0.000	
	3月	2,781,090	36,900	21	4,990	0.155	
	b. 4月	2,009,600				0.000	
	5月	2,116,500	41,200	26	5,062	0.211	
	6月	2,482,110				0.000	
	7月	3,448,830	47,200	28	5,367	0.246	
	8月	3,218,860				0.000	
	9月	1,155,550	43,500	24	5,028	0.207	
	10月	2,843,720				0.000	
	11月	3,155,820	43,800	23	5,124	0.223	(26) 年間SOx排出量
	12月	2,936,780				0.000	((24) × (25))
	(24) 年間焼却量		kg		(25) 平均値		m3N
		32,783,130			0.205		6,716.4
					(27) SOx排出量の合計		m3N
					((10) + (16) + (26))		6,756.0

(22) 測定中の焼却量は整数を入力してください。

排ガス量の測定結果はb様式に入力してください(測定回数は、原則2ヶ月に1回以上)。

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、[ファイル] メニューの [印刷] を実行しても、印刷処理はできません。

## 各機能の紹介

計算	6月	2,482,110				0.000	
測定	7月	3,448,630	47,200	28	5,367	0.246	
測定	8月	3,718,860				0.000	
測定	9月	1,155,550	43,500	24	5,028	0.207	
測定	10月	2,843,720				0.000	
測定	11月	3,155,820	49,800	23	5,124	0.223	(26)年間SO <sub>x</sub> 排出量
測定	12月	2,936,780				0.000	((24)×(25))
	(24) 年間焼却量	kg			(25)平均値		m <sup>3</sup> N
		32,763,130				0.205	6,716.4
					(27)SO <sub>x</sub> 排出量の合計 ((10)+(16)+(26))		m <sup>3</sup> N 6,756.0

入力チェック	算定様式の追加	算定様式の削除	印刷	提出用 CSV作成	事業所保管用 エクセル保存
前年度データ複写					終了

### 前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程DのExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

### 算定様式の追加

D様式を複数枚使用して前年の排出量を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。

例えば、D様式を3枚使用する場合、「算定様式の追加」を2回繰り返します。

### 算定様式の削除

D様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にダブリ等により、不要なD様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「(2)No」の表示は自動的に修正されます。

### 提出用CSV作成

オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FDの場合、機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

### 事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

### 終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

(6) E様式入力記載例

①イ式で求める場合

平成XX年度汚染負荷量賦課金  
補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E)

様式を追加すると自動で表示されます。

脱硫効率の算定方法(イ)を選択してください。

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

①～③は入力必須項目です。

使用量は整数値で入力してください。

③密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

「SOx」または「SO<sub>2</sub>」濃度のいずれかを選択してください (SO<sub>2</sub>濃度の場合は「手引」を参照し補正係数を入力してください)。

⑤～⑩は脱硫装置の仕様等を入力してください。

共通事項は可能な限り入力してください。①測定年月日、②脱硫適用期間は、入力必須項目です。

④含有硫黄分は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

O<sub>2</sub>濃度、排出ガス量を連続測定し、平均O<sub>2</sub>濃度、平均排出ガス量で把握している場合も、⑤、⑦、⑨にそれぞれの平均値を入力してください。

⑦補正後の脱硫効率は入力項目です (自動計算はされません)。

賦課金番号 03309012	脱硫効率の算定式 (イ)	工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場	No. E- 01 枚目 01 全枚数
-------------------	-----------------	-------------------------	---------------------------

1. 一般事項			
①関連する様式番号	A-02/03	⑧脱硫方式	水酸化マグネシウム法
②測定機関(又は部門)	NS分析センター	⑨施設最大排出ガス量	16,000 m <sup>3</sup> N
③脱硫対象施設名	2号ボイラー	⑩脱硫装置処理能力	18,000 m <sup>3</sup> N
④最大燃原料使用量	種類	入口SOx濃度	出口SOx濃度
	使用量	1,100	110
	C重油 980 L/h	⑪脱硫効率(設計値)	90 %
	L/h	⑫脱硫装置稼働開始年月日	昭和60年4月10日
	L/h	⑬脱硫装置の制作メーカー	(株) DS工業

2. 測定及び算定内容			
(1) 共通事項			
①測定年月日	SOx濃度	平成XX年X月X日	④適用期間中における平均燃原料使用量
	排出ガス量	平成XX年X月X日	
②脱硫適用期間		平成XX年X月～X月	
	種類	C重油	636 L/h
			L/h
			L/h

(2) 燃原料から求めるSOx量(Sf)					
項目	燃原料の種類	測定時の使用量	密度	含有硫黄分	SOx量
測定値又は計算値等	C重油	653 L/h	0.944 g/cm <sup>3</sup>	2.28 %	9.838
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
⑭合計SOx量(有効数字4桁) Sf=					9.838

(3) 排出ガス測定から求めるSOx量						
項目	a 脱硫装置前(入口)のSOx量			b 脱硫装置後(出口)のSOx量		
① SOx濃度測定値 (ppm)	濃度測定値 (ppm)			105	122	114
② 平均SOx濃度 (ppm)	(有効数字3桁)			(有効数字3桁)		113
③ SOx濃度への補正係数 (有効数字3桁)	(有効数字3桁)			(有効数字3桁)		
④ 補正SOx濃度 (ppm) Si=	(有効数字3桁)			(有効数字3桁) Se=		113
⑤ SOx濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)				7.1	6.6	6.8
⑥ SOx濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	(有効数字3桁) Oi=			(有効数字3桁) Oe=		6.83
⑦ 排出ガス量測定値(乾き) (m <sup>3</sup> N/h)				9980	9860	9490
⑧ 平均排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	(有効数字4桁)			(有効数字4桁)		9776
⑨ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)				7.4	7.2	6.8
⑩ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	(有効数字3桁)			(有効数字3桁)		7.13
⑪ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h) Vi=	(有効数字4桁)			(有効数字4桁) Ve=		9569
⑫ SOx量 (m <sup>3</sup> N/h)	(有効数字4桁)			(有効数字4桁)		1.081
硫酸化物濃度の測定		⑬ SOx濃度測定法	⑭ 採取ガス量(L)	⑮ SOx濃度測定法	⑯ 採取ガス量(L)	
				イオンクロマトグラフ法	20	

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正		
項目	測定値又は計算値等	
⑰ 脱硫効率 (%)	(小数点以下2桁)	89.01
⑱ 施設の稼働時間数 (h)		1416
⑲ 脱硫装置の稼働時間数 (h)		1345
⑳ 施設の排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)		9569
㉑ 脱硫装置の処理ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)		9569
㉒ その他の補正係数 (有効数字3桁)		
㉓ 補正後の脱硫効率 (%)	(小数点以下2桁)	84.54

入力チェック	算定様式の追加	算定様式の削除	印刷	提出用CSV作成	事業所保管用エクセル保存
前年度データ複写					終了

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷 (A4判) します。なお、[F7]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

②ロ式で求める場合

脱硫効率の算定方法(ロ)を選択してください。

平成XX年度汚染負荷量賦課金  
補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E)

様式を追加すると自動で表示されます。

⑤～⑩は脱硫装置の仕様等を入力してください。

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

①～③は入力必須項目です。

使用量は整数値で入力してください。

脱硫効率の算定方法に(ロ)、(ハ)を選択した場合は燃原料から求めるSO<sub>x</sub>量は入力しないでください。

「SO<sub>x</sub>」または「SO<sub>2</sub>」濃度のいずれかを選択してください (SO<sub>2</sub>濃度の場合は「手引」を参照し補正係数を入力してください)。

共通事項は可能な限り入力してください。  
①測定年月日、②脱硫適用期間は、入力必須項目です。

入口、出口ともO<sub>2</sub>濃度、排出ガスを連続測定し、平均O<sub>2</sub>濃度、平均排出ガスを把握している場合も、⑤、⑦、⑨にそれぞれの平均値を入力してください。

賦課金番号 033090112 脱硫効率の算定式 (ロ) 工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場

1. 一般事項

①関連する様式番号	A-02/04	④脱硫方式	苛性ソーダ法
②測定機関(又は部門)	NS分析センター	⑤施設最大排出ガス量	115,700 m <sup>3</sup> /h
③脱硫対象施設名	4号ボイラー	⑥脱硫装置処理能力	150,000 m <sup>3</sup> /h
⑦最大燃原料使用量	A重油 11,960 L/h	⑧脱硫効率(設計値)	入口SO <sub>x</sub> 濃度 出口SO <sub>x</sub> 濃度 % 1,300 130 90
		⑨脱硫装置稼働開始年月日	昭和XX年X月X日
		⑩脱硫装置の制作メーカー	K工業(株)

2. 測定及び算定内容

(1) 共通事項

①測定年月日	平成XX年X月X日	④適用期間中における平均燃原料使用量	種類 使用量 A重油 2,262 L/h
②脱硫適用期間	平成XX年X月～X月		L/h

(2) 燃原料から求めるSO<sub>x</sub>量(Sf)

項目	①燃原料の種類	②測定時の使用量	③密度	④含有硫黄分	⑤SO <sub>x</sub> 量
測定値又は計算値等		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
					⑥合計SO <sub>x</sub> 量(有効数字4桁) Sf=

(3) 排出ガス測定から求めるSO<sub>x</sub>量

項目	a 脱硫装置前(入口)のSO <sub>x</sub> 量		b 脱硫装置後(出口)のSO <sub>x</sub> 量	
	測定値	補正係数	測定値	補正係数
①SO <sub>2</sub> 濃度測定値(ppm)				
②平均SO <sub>2</sub> 濃度(ppm)	(有効数字3桁) 956	(有効数字3桁) 1.03	(有効数字3桁) 8	(有効数字3桁) 1.03
③SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数				
④補正SO <sub>x</sub> 濃度(ppm)	(有効数字3桁) Si= 984		(有効数字3桁) Se= 8.24	
⑤SO <sub>x</sub> 濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値(%)	6.4		6.5	
⑥SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度(%)	(有効数字3桁) Oi= 6.4		(有効数字3桁) Oe= 6.5	
⑦排出ガス量測定値(乾基)(m <sup>3</sup> /h)	95600		101200	
⑧平均排出ガス量(m <sup>3</sup> /h)	(有効数字4桁) 95600		(有効数字4桁) 101200	
⑨排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値(%)	6.4		6.5	
⑩排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度(%)	(有効数字3桁) 6.4		(有効数字3桁) 6.5	
⑪補正排出ガス量(m <sup>3</sup> /h)	(有効数字4桁) Vi= 95600		(有効数字4桁) Ve= 101200	
⑫SO <sub>x</sub> 量(m <sup>3</sup> /h)	(有効数字4桁) 94.07		(有効数字4桁) 0.8938	
硫黄酸化物濃度の測定	⑬SO <sub>x</sub> 濃度測定法	⑭採取ガス量(L)	⑮SO <sub>x</sub> 濃度測定法	⑯採取ガス量(L)
	赤外線吸収法		赤外線吸収法	

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

項目	測定値又は計算値等
①脱硫効率(%)	(小数点以下2桁) 99.11
②施設の稼働時間数(h)	744
③脱硫装置の稼働時間数(h)	744
④施設の排出ガス量(m <sup>3</sup> /h)	101200
⑤脱硫装置の処理ガス量(m <sup>3</sup> /h)	101200
⑥その他の補正係数	(有効数字3桁)
⑦補正後の脱硫効率(%)	(小数点以下2桁) 99.11

⑦補正後の脱硫効率は入力項目です(自動計算はされません)。

入力チェック 算定様式の追加 算定様式の削除 印刷 提出用CSV作成 事業所保管用エクセル保存

前年度データ複写 終了

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷(A4判)します。なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

③ハ式で求める場合

脱硫効率の算定方法(ハ)を選択してください。

平成XX年度汚染負荷量賦課金  
補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)

様式を追加すると自動で表示されます。

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

①～③は入力必須項目です。

使用量は整数値で入力してください。

脱硫効率の算定方法に(ロ)、(ハ)を選択した場合は燃原料から求めるSOx量は入力しないでください。

「SOx」または「SO<sub>2</sub>」濃度のいずれかを選択してください(SO<sub>2</sub>濃度の場合は「手引」を参照し補正係数を入力してください)。

⑤～⑩は脱硫装置の仕様等を入力してください。

共通事項は可能な限り入力してください。①測定年月日、②脱硫適用期間は、入力必須項目です。

O<sub>2</sub>濃度を連続測定し、平均O<sub>2</sub>濃度を把握している場合も、⑤にその平均値を入力してください。

⑦補正後の脱硫効率は、入力項目です(自動計算はされません)。

賦課金番号 023090112 賦課効率の算定式 (VV) 工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場 No. E- 01 枚目 01 全枚数

1. 一般事項

①関連する様式番号	A-03/04, 04/04	④脱硫方式	苛性ソーダ法
②測定機関(又は部門)	NS分析センター	④施設最大排出ガス量	95,000 m <sup>3</sup> N
③脱硫対象施設名	養糞物焼却炉	④脱硫装置処理能力	120,000 m <sup>3</sup> N
⑤最大燃原料使用量	種類	使用量	入口SO <sub>x</sub> 濃度   出口SO <sub>x</sub> 濃度 (%)
	A重油	980 L/h	1,200   80
	排水汚泥	1,000 L/h	④脱硫効率(設計値)
			④脱硫装置稼働開始年月日
			④脱硫装置の制作メーカー

2. 測定及び算定内容

(1) 共通事項

①測定年月日	SO <sub>x</sub> 濃度	平成XX年X月	④適用期間中における平均燃原料使用量	種類	使用量
	排出ガス量	未測定		A重油	980 L/h
②脱硫適用期間		平成XX年X月		排水汚泥	890 L/h

(2) 燃原料から求めるSOx量(Sf)

項目	燃原料の種類	②測定時の使用量	④密度	④含有硫黄分	⑤SOx量
測定値又は計算値等		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	
		L/h	g/cm <sup>3</sup>	%	

⑤合計SOx量(有効数字4桁) Sf=

(3) 排出ガス測定から求めるSOx量

項目	a 脱硫装置前(入口)のSOx量	b 脱硫装置後(出口)のSOx量		
①SO <sub>2</sub> 濃度測定値(ppm)				
②平均SO <sub>2</sub> 濃度(ppm)	(有効数字3桁) 1050	(有効数字3桁) 16		
③SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数	(有効数字3桁) 1.03	(有効数字3桁) 1.03		
④補正SO <sub>x</sub> 濃度(ppm)	(有効数字3桁) Si= 1080	(有効数字3桁) Se= 16.4		
⑤SO <sub>x</sub> 濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値(%)	6.7	7.2		
⑥SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度(%)	(有効数字3桁) Oi= 6.7	(有効数字3桁) Oe= 7.2		
⑦排出ガス量測定値(乾き)(m <sup>3</sup> N/h)				
⑧平均排出ガス量(m <sup>3</sup> N/h)	(有効数字4桁)	(有効数字4桁)		
⑨排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値(%)				
⑩排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度(%)	(有効数字3桁)	(有効数字3桁)		
⑪補正排出ガス量(m <sup>3</sup> N/h)	(有効数字4桁) Vi=	(有効数字4桁) Ve=		
⑫SOx量(m <sup>3</sup> N/h)	(有効数字4桁)	(有効数字4桁)		
硫黄酸化物濃度の測定	⑬SO <sub>x</sub> 濃度測定法	⑭採取ガス量(L)	⑮SO <sub>x</sub> 濃度測定法	⑯採取ガス量(L)
	赤外線吸収法		赤外線吸収法	

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

項目	測定値又は計算値等
①脱硫効率(%)	(小数点以下2桁) 98.42
②施設の稼働時間数(h)	720
③脱硫装置の稼働時間数(h)	720
④施設の排出ガス量(m <sup>3</sup> N/h)	113000
⑤脱硫装置の処理ガス量(m <sup>3</sup> N/h)	113000
⑥その他の補正係数	(有効数字3桁)
⑦補正後の脱硫効率(%)	(小数点以下2桁) 98.42

入力チェック 算定様式の追加 算定様式の削除 印刷 提出用CSV作成 事業所保管用エクセル保存

前年度データ複写

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷(A4判)します。なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

各機能の紹介

① SO <sub>x</sub> 濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	6.7	7.2
② SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%) (有効数字3桁) O <sub>i</sub> =	6.7	(有効数字3桁) O <sub>e</sub> = 7.2
③ 排出ガス量測定値(乾き) (m <sup>3</sup> N/h)		
④ 平均排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h) (有効数字4桁)		(有効数字4桁)
⑤ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)		
⑥ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%) (有効数字3桁)		(有効数字3桁)
⑦ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h) (有効数字4桁) V <sub>i</sub> =		(有効数字4桁) V <sub>e</sub> =
⑧ SO <sub>x</sub> 量 (m <sup>3</sup> N/h) (有効数字4桁)		(有効数字4桁)
硫酸酸化物濃度の測定	⊗ SO <sub>x</sub> 濃度測定法	⊗ 採取ガス量(L)
	赤外線吸収法	赤外線吸収法

(4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

項目	測定値又は計算値等
① 脱硫効率 (%) (小数点以下2桁)	98.42
② 施設の稼働時間数 (h)	720
③ 脱硫装置の稼働時間数 (h)	720
④ 施設の排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	113000
⑤ 脱硫装置の処理ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	113000
⑥ その他の補正係数 (有効数字3桁)	
⑦ 補正後の脱硫効率 (%) (小数点以下2桁)	98.42



※入力項目が異なる場合は、[脱硫効率の算定式] 及び [(3) 排出ガス測定から求めるSO<sub>x</sub>量] の①SO<sub>x</sub>濃度かSSO<sub>2</sub>濃度かを選択する欄が適正であるか確認してください。

前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程Eの Excel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

算定様式の追加

複数の補正後の脱硫効率を求める場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。例えば、E様式を5枚使用する場合、「算定様式の追加」を4回繰り返します。

なお、様式を追加した場合、脱硫効率の算定方式（イ～ハ式）及び一般事項は追加前の内容が表示されます。変更があれば、訂正する必要があります。

算定様式の削除

E様式を追加し、複数枚の算定様式を作成した後にダブリ等により、不要なE様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「No」の表示は自動的に修正されます。

提出用CSV作成

機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

(7) b 様式入力記載例

① SOx 濃度測定の場合

賦課金番号は、  
申告書記載の番  
号を入力してく  
ださい。

平成XX年度汚染負荷量賦課金  
排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

様式を追加すると自動  
で表示されます。

賦課金番号 03309012 工場・事業場名 ㈱白神製紙 秋田工場 No. b- 01 枚目 02 全枚数

① 関連する様式・番号 B-01/03	④ 最大燃原料使用量	種類	使用量
② 測定機関(又は部門) MS分析センター	黒炭		18,000 kg/h
③ 測定対象施設名 1号黒炭回収ボイラー			L/h

①～④は  
入力必須  
項目です。

2. 排出ガス測定による理由  
燃原料より求める方法(A様式)で算定できないなどの理由を選んで、併せてその具体的な理由を記入して下さい。

- (1) 燃原料の把握が困難
- (2) 燃原料の密度、硫黄分の把握が困難
- (3) 製品等への脱硫効率の算定が困難
- (4) 脱硫装置などの脱硫効率の算定が困難
- (5) その他

該当する理由を選択してください(複数選択可)。  
具体的な理由を半角120(または、全角60)文字以内で入力してください。

(上記の具体的な理由) ①黒炭中の硫黄分の把握が正確にできない。②スモルトに吸収されるS量がとらえにくい。

「SOx」濃度  
を選択して  
ください。

4. 測定及び算定内容

項目	測定値又は計算値等 [1]	測定値又は計算値等 [2]	測定値又は計算値等 [3]
① 測定年月日	SOx濃度 排出ガス量	平成XX年X月X日 平成XX年X月X日	平成XX年X月X日 平成XX年X月X日
② 測定適用期間	平成XX年X月	平成XX年X月	平成XX年X月
③ 適用期間中における平均燃原料使用量	種類 使用量 黒炭 12230 kg/h L/h	種類 使用量 黒炭 12245 kg/h L/h	種類 使用量 黒炭 13038 kg/h L/h
④ 測定時における燃原料使用量	種類 使用量 黒炭 11616 kg/h L/h	種類 使用量 黒炭 11866 kg/h L/h	種類 使用量 黒炭 12516 kg/h L/h
⑤ SOx濃度測定値(ppm)	(1) 150 (2) 160 (3) 160	(1) 170 (2) 170 (3) 160	(1) 150 (2) 170 (3) 160
⑥ SOx平均濃度(ppm)	有効数字3桁 156	有効数字3桁 166	有効数字3桁 160
⑦ SOx濃度への補正係数	有効数字3桁 -	有効数字3桁 -	有効数字3桁 -
⑧ 補正SOx濃度(ppm)	小数点以下切捨て 156	小数点以下切捨て 166	小数点以下切捨て 160
⑨ SOx濃度測定時のO2濃度測定値(%)	(1) 6 (2) 6.5 (3)	(1) 7 (2) 6.7 (3)	(1) 6.6 (2) 6.9 (3)
⑩ SOx濃度測定時の平均O2濃度(%)	有効数字3桁 6.25	有効数字3桁 6.85	有効数字3桁 6.75
⑪ 排出ガス量測定値(乾き)(m3N/h)	(1) 63900 (2) 66200 (3)	(1) 69100 (2) 71700 (3)	(1) 75000 (2) 72300 (3)
⑫ 平均排出ガス量(m3N/h)	有効数字4桁 65050	有効数字4桁 70400	有効数字4桁 73650
⑬ 排出ガス量測定時のO2濃度測定値(%)	(1) 6 (2) 6.5 (3)	(1) 6.8 (2) 7.3 (3)	(1) 7.2 (2) 6.7 (3)
⑭ 排出ガス量測定時の平均O2濃度(%)	有効数字3桁 6.25	有効数字3桁 7.05	有効数字3桁 6.95
⑮ 補正排出ガス量(m3N/h)	有効数字4桁 68480	有効数字4桁 71620	有効数字4桁 75640
硫黄酸化物濃度の測定	⑯ SOx濃度測定法 ⑰ 燃原料量(L) ⑱ SOx濃度測定法 ⑲ 燃原料量(L) ⑳ SOx濃度測定法 ㉑ 燃原料量(L)	⑱ 沈殿測定法 20	⑱ 沈殿測定法 20

⑮補正排出ガス量は「手引」を参照し、必ず入力してください(自動計算はされません)。

排出ガス量を補正している場合は、その理由、方法を半角200(または、全角100)文字以内で必ず入力してください。

前年度データ複写 入力チェック 算定様式の追加 算定様式の削除 印刷 提出用CSV作成 事業所保管用エクセル保存 終了

入力後、必ずチェックを行ってください。  
「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷(A4判)します。  
なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

②SO<sub>2</sub>濃度測定の場合

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

平成XX年度汚染負荷量賦課金  
排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

様式を追加すると自動で表示されます。

賦課金番号 03309012 工場・事業場名 青空工業(株)仙台工場 No. b- 02 枚目 02 全枚数

1- 一般事項

①関連する様式・番号	B-01/03	④ 最大燃原料使用量	種類	使用量
②測定機関(又は部門)	MS分析センター		ペーパー・スラッジ	313 L/h
③測定対象施設名	売却炉		黒液	177 L/h

①～④は入力必須項目です。

2. 排出ガス測定による理由

燃原料より求める方法(4様式)で算定できないなどの理由を選んで、併せてその具体的な理由を記入して下さい。

- (1)燃原料の把握が困難
- (2)燃原料の密度、硫黄分の把握が困難
- (3)製品等への脱硫効率の算定が困難
- (4)脱硫装置などの脱硫効率の算定が困難
- (5)その他

該当する理由を選択してください(複数選択可)。具体的な理由を半角120(または、全角60)文字以内で記入してください。

(上記の具体的な理由) ペーパー・スラッジ、黒液中の硫黄分の把握が正確にできない。

4. 測定及び算定内容

項目	測定値又は計算値等 [1]	測定値又は計算値等 [2]	測定値又は計算値等 [3]
① 測定年月日	SO <sub>x</sub> 濃度 排出ガス量	平成XX年X月X日～X日 平成XX年X月	平成XX年X月X日～X日 平成XX年X月
② 測定適用期間		平成XX年X月	平成XX年X月
③ 適用期間中における平均燃原料使用量	種類 使用量 ペーパー・スラッジ 229 kg/h 黒液 142 kg/h	種類 使用量 ペーパー・スラッジ 250 kg/h 黒液 152 L/h	種類 使用量 ペーパー・スラッジ 265 kg/h 黒液 148 L/h
④ 測定時における燃原料使用量	種類 使用量 L/h	種類 使用量 L/h	種類 使用量 L/h
⑤ SO <sub>2</sub> 濃度測定値 (ppm)	(1) (2) (3)	(1) (2) (3)	(1) (2) (3)
⑥ SO <sub>2</sub> 平均濃度 (ppm)	有効数字3桁 13	有効数字3桁 15	有効数字3桁 24.8
⑦ SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数	有効数字3桁 1	有効数字3桁 1	有効数字3桁 1
⑧ 補正SO <sub>x</sub> 濃度 (ppm)	小数点以下切捨て 13	小数点以下切捨て 15	小数点以下切捨て 24
⑨ SO <sub>x</sub> 濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	(1) 6.5 (2) (3)	(1) 6.7 (2) (3)	(1) 6.4 (2) (3)
⑩ SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	有効数字3桁 6.5	有効数字3桁 6.7	有効数字3桁 6.4
⑪ 排出ガス量測定値(乾き) (m <sup>3</sup> N/h)	(1) 15600 (2) (3)	(1) 16000 (2) (3)	(1) 14200 (2) (3)
⑫ 平均排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	有効数字4桁 15600	有効数字4桁 16000	有効数字4桁 14200
⑬ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)	(1) 6.5 (2) (3)	(1) 6.7 (2) (3)	(1) 6.4 (2) (3)
⑭ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	有効数字3桁 6.5	有効数字3桁 6.7	有効数字3桁 6.4
⑮ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	有効数字4桁 15600	有効数字4桁 16000	有効数字4桁 14200
硫黄酸化物濃度の測定	SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑯燃原料(量) ⑰SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑱燃原料(量)	SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑱燃原料(量)	SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑱燃原料(量)

「SO<sub>2</sub>」濃度を選択してください。(SO<sub>2</sub>濃度の場合は手引を参照し補正係数を入力してください)。

O<sub>2</sub>濃度、排出ガス量を連続測定し、平均O<sub>2</sub>濃度、平均排出ガス量で把握している場合も、⑨、⑪、⑬にそれぞれの平均値を入力してください。

⑮補正排出ガス量は、「手引」を参照し必ず入力してください(自動計算はされません)。

排出ガス量を補正している場合は、その理由、方法を半角200(または、全角100)文字以内で記入してください。

(排出ガス量の補正の理由と方法)

.....

入力チェック 算定様式の追加 算定様式の削除 印刷 提出用CSV作成 事業所保管用エクセル保存 前年度データ複写 終了

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷(A4判)します。なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

## 各機能の紹介

㉓ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値(%)	(1) 6.8	(2) 6.5	(3) 6.7	(1) 6.8	(2) 7.9	(3) 7.2	(1) 7.2	(2) 6.7	(3) 6.5
㉔ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)	有効数字 3桁 6.25			有効数字 3桁 7.05			有効数字 3桁 6.95		
㉕ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)	有効数字 4桁 68480			有効数字 4桁 71620			有効数字 4桁 75640		
硫酸化物濃度の測定	㉖ SO <sub>x</sub> 濃度測定法	㉗ 採取ガス量 (L)	20	㉖ SO <sub>x</sub> 濃度測定法	㉗ 採取ガス量 (L)	20	㉖ SO <sub>x</sub> 濃度測定法	㉗ 採取ガス量 (L)	20
	沈殿滴定法			沈殿滴定法			沈殿滴定法		
(排出ガス量の補正の理由と方法)									
黒液使用量と排出ガス量がほぼ比例するため補正。またSO <sub>x</sub> 濃度と排出ガス測定時のO <sub>2</sub> 濃度が異なったため補正。									
$73650\text{m}^3 \times ((21-6.95)/(21-6.75)) \times (13038(\text{kg})) / (12516(\text{kg})) = 75640\text{m}^3/\text{h} < 3\text{月分}>$									



※入力項目が異なる場合は、㉖SO<sub>x</sub>濃度がSO<sub>2</sub>濃度かを選択する欄が適正であるか確認してください。

### 前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の算定過程s bのExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

### 算定様式の追加

排出ガス測定の結果が4回以上ある場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。例えば、b様式を5枚使用する場合、「算定様式の追加」を4回繰り返します。

なお、様式を追加した場合、一般事項は追加前の内容が表示されます。変更があれば、訂正する必要があります。

### 算定様式の削除

b様式を追加し、複数枚の排出ガス測定結果を入力した後にダブリ等により、不要なb様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「No」の表示は自動的に修正されます。

### 提出用CSV作成

機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

### 事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

### 終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

(8) 加重平均一覧表入力記載例

①液体燃料の場合

平成XX年度汚染負荷量賦課金  
加重平均一覧表

燃料の種類 燃料単位  
燃料 L

「燃料」および単位「L」を選択してください。

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。

賦課金番号 03309012

工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場

燃原料名を入力してください。

燃原料の種類 C重油 関連する様式番号 A-01

丸め方  
●丸め  
○四捨五入

加重平均値の算出方法について「丸め」「四捨五入」を選択してください。

使用量又は購入量は、整数で入力してください。

メーカー	使用量又は 購入量 A(l)	密度 B(g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分 C(wt%)	A×B	A×B×C	加重平均値 密度(g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分(wt%)
<b>1月</b>							
A社(前月繰越)	79,628	0.943	2.29	75,089.204	171,954.20716	0.944910	2.28294
B社	110,000	0.942	2.26	103,620.000	234,181.20000		
C社	190,000	0.946	2.31	122,980.000	284,089.80000		
D社	120,980	0.944	2.27	114,186.240	259,202.76480		
合計	ΣA 440,588			Σ(A×B) 415,875.444	Σ(A×B×C) 949,422.04186		
<b>2月</b>							
D社(前月繰越)	76,924	0.944	2.27	72,049.856	163,959.17912	0.943707	2.25009
A社	125,000	0.941	2.25	117,625.000	264,656.25000		
B社	110,000	0.938	2.25	103,180.000	232,155.00000		
C社	150,000	0.950	2.24	142,500.000	319,200.00000		
合計	ΣA 461,924			Σ(A×B) 435,354.856	Σ(A×B×C) 979,564.42912	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)
<b>3月</b>							
D社(前月繰越)	45,718	0.950	2.24	43,432.100	97,287.90400	0.946294	2.23365
A社	125,000	0.948	2.34	118,500.000	277,290.00000		
B社	150,000	0.946	2.20	141,900.000	312,180.00000		
D社	160,000	0.944	2.18	151,040.000	329,267.20000		
合計	ΣA 480,718			Σ(A×B) 454,872.100	Σ(A×B×C) 1,016,025.10400	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)
<b>4月</b>							
D社(前月繰越)	76	0.944	2.18	72.050	157.06869	0.950077	2.24858
A社	130,000	0.951	2.20	123,630.000	271,986.00000		
B社	100,000	0.946	2.31	94,600.000	218,526.00000		
C社	150,000	0.952	2.25	142,800.000	321,900.00000		
合計	ΣA 396,076			Σ(A×B) 361,102.050	Σ(A×B×C) 811,969.06869	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)
<b>12月</b>							
D社(前月繰越)	75,656	0.927	2.37	70,139.112	166,215.47544	0.940541	2.27415
A社	125,000	0.940	2.29	117,500.000	269,075.00000		
B社	136,000	0.943	2.25	128,248.000	288,558.00000		
C社	170,000	0.945	2.24	160,650.000	359,856.00000		
合計	ΣA 506,656			Σ(A×B) 476,591.112	Σ(A×B×C) 1,083,704.47544	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)

密度は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

硫黄分は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

関連する算定様式番号を記入してください。

固定行は6行です。6行以上の場合には、追加が可能です(「各機能の紹介」を参照)。

入力チェック 算定様式の追加 入力行の追加 印刷 提出用CSV作成 事業所保管用エクセル保存  
前年度データ複写 算定様式の削除 入力行の削除 終了

入力後、必ずチェックを行ってください。「入力チェック完了」であれば保存可能です。

現在表示されている画面を印刷(A4判)します。なお、[ファイル]メニューの[印刷]を実行しても、印刷処理はできません。

液体燃料については、ロット毎の密度は小数点以下3桁まで(4桁以下切捨)の数値で入力してください。加重平均密度は小数点以下3桁(4桁目を丸め、あるいは四捨五入)で表示されます。また、硫黄分は小数点以下2桁まで(3桁以下切捨)の数値で入力してください。加重平均硫黄分は小数点以下2桁(3桁目を丸め、あるいは四捨五入)で表示されます。

②固体燃料の場合

平成xx年度汚染負荷量賦課金  
加重平均一覧表

燃料ノ原料 燃料原料単位  
燃料 kg

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。  
03309012

工場・事業場名  
青空工業(株) 仙台工場

燃原料の種類 コークス 関連する様式番号 A-02/03

燃原料名を記入してください。

使用量又は購入量は、整数で入力してください。

硫黄分は、小数点以下2桁までの数値で入力してください。

加重平均値の算出方法について「丸め」、「四捨五入」を選択してください。

関連する算定様式番号を記入してください。

固定行は6行です。6行以上の場合には、追加が可能です（「各機能の紹介」を参照）。

メーカー	使用量又は 購入量 A(l)	密度 B(g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分 C(wt%)	A×B	A×B×C	加重平均値	
						密度(g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分(wt%)
××商事㈱	1,125,000		0.28	1,125,000.0000	292,500.00000	1.000000	0.34484
××商事㈱	1,456,000		0.35	1,456,000.0000	509,600.00000		
××商事㈱	1,920,000		0.41	1,920,000.0000	541,200.00000		
合計	ΣA 3,901,000			Σ(A×B) 3,901,000.0000	Σ(A×B×C) 1,348,300.00000	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)

固体燃料については、ロット毎の硫黄分は小数点以下2桁まで（3桁以下切捨）の数値で入力してください。  
加重平均硫黄分は小数点以下2桁（3桁目を丸め、あるいは四捨五入）で表示されます。

③固体原料の場合

平成xx年度汚染負荷量賦課金  
加重平均一覧表

燃料ノ原料 燃料原料単位  
原料 kg

賦課金番号は、申告書記載の番号を入力してください。  
03309012

工場・事業場名  
青空工業(株) 仙台工場

燃原料の種類 石灰石 関連する様式番号 A-03/03

燃原料名を記入してください。

使用量又は購入量は、整数で入力してください。

硫黄分は、小数点以下3桁までの数値で入力してください。

加重平均値の算出方法について「丸め」、「四捨五入」を選択してください。

関連する算定様式番号を記入してください。

固定行は6行です。6行以上の場合には、追加が可能です（「各機能の紹介」を参照）。

メーカー	使用量又は 購入量 A(l)	密度 B(g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分 C(wt%)	A×B	A×B×C	加重平均値	
						密度(g/cm <sup>3</sup> )	硫黄分(wt%)
□□㈱	1,465,000		0.004	1,465,000.0000	5,860.00000	1.000000	0.00466
□□㈱	1,356,000		0.005	1,356,000.0000	6,780.00000		
□□㈱	1,562,000		0.005	1,562,000.0000	7,810.00000		
合計	ΣA 4,383,000			Σ(A×B) 4,383,000.0000	Σ(A×B×C) 20,450.00000	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)
□□㈱	1,127,000		0.003	1,127,000.0000	3,381.00000	1.000000	0.00478
□□㈱	1,038,000		0.004	1,038,000.0000	4,152.00000		
□□㈱	1,146,000		0.003	1,146,000.0000	3,438.00000		
合計	ΣA 4,891,000			Σ(A×B) 4,891,000.0000	Σ(A×B×C) 23,131.00000	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)

固体原料については、ロット毎の硫黄分は小数点以下3桁まで（4桁以下切捨）の数値で入力してください。  
加重平均硫黄分は小数点以下3桁（4桁目を丸め、あるいは四捨五入）で表示されます。

なお、単位に「kg」または「m<sup>3</sup>N」を選択した場合にも、加重平均密度は1.000で表示されます。

各機能の紹介

12	〇〇石油㈱	1,029,000	0.840	0.06	859,320.000	51,559.20000		
	〇〇石油㈱	556,000	0.851	0.04	479,156.000	18,926.24000	0.844824	0.05623
	〇〇石油㈱	548,000	0.846	0.06	469,608.000	27,816.48000		
	〇〇石油㈱	462,000	0.847	0.07	391,314.000	27,391.98000	↓	↓
月	〇〇石油㈱	448,000	0.842	0.04	377,216.000	15,088.64000	0.845	0.06
	〇〇石油㈱	498,000	0.841	0.06	418,818.000	25,129.08000		
	〇〇石油㈱	584,000	0.850	0.06	496,400.000	29,784.00000		
	合計	ΣA			Σ(A×B)	Σ(A×B×C)	Σ(A×B) /ΣA	Σ(A×B×C) /Σ(A×B)
		4,119,000			3,479,892.000	195,695.62000		



前年度データ複写

前年度にFDまたはオンラインにより申告し、前年度の加重平均一覧表のExcel雛型ファイルを保存している場合、その入力情報を複写することができます。

算定様式の追加

複数の加重平均一覧表を作成する場合は、「算定様式の追加」ボタンを使います。このボタンをクリックすると最終ページの後に様式が追加されます。

例えば、3種類の燃原料を加重平均する場合、「算定様式の追加」を2回繰り返します。  
※様式を追加した場合、対象となる燃原料及び単位の選択はその都度行ってください。

算定様式の削除

加重平均一覧表を追加し、複数枚の加重平均一覧表を作成した後にダブリ等により、不要な様式を削除する場合は、「算定様式の削除」ボタンを使います。このボタンをクリックすると現在表示されていた算定様式が削除されます。

なお、「No」の表示は自動的に修正されます。

入力行の追加

同じ月に使用した燃原料で性状の異なるものを6行以上使用した場合、行の追加を行います。当該月で追加したい行の先頭位置にカーソルをおき、「入力行の追加」をクリックすると追加したい行数を指定するボックスが表示されますので、追加行数を入力すると指定した行の次へ新しい行が追加されます。

入力行の削除

入力後、誤り等により行を削除することができます。削除したい行にカーソルをおき、「入力行の削除」をクリックすると当該行が削除されます。

提出用CSV作成

オンライン申告の場合、指定したフォルダに、FD申告の場合、機構提出用のFDにCSVファイルを自動で作成します。この際、CSVファイルの名前は変更しないでください。

事業所保管用エクセル保存

データを入力したExcel雛型ファイルを、指定したフォルダに保存します。事業所でデータを保管する場合にお使いください。

終了

現在開いているExcel雛型ファイルを閉じます。

(9) 修正申告入力記載例

前年度データ複写 | 入力チェック | 印刷 | 提出用CSV作成 | 事業所保管用エクセル保存

自動的に「修正分」が表示されます。

平成 XX年度 汚染負荷量賦課金申告書

修正分

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

提出年月日 平成XX年7月5日

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

提出年月日を西暦日付(スラッシュ区切り)で入力すると和暦に変換します。  
【例】20XX/7/5  
→平成XX年7月5日

申告区分をクリックし、修正に変更してください。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号		
			納付義務者番号	工場・事業場C・D	
	11	1	03309	01	2

納付義務施設等設置者

(イ)住所: 神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0

(ロ)氏名又は名称: 青空工業株式会社 印

(ハ)代表者氏名: 青空一郎 印

(ニ)同左代理人: 大森一夫 印

(ホ)資本金: 6,230,000 千円

対象工場・事業場

(イ)所在地: 宮城県仙台市宮城野区港 1 丁目 2-3

(ロ)名称: 仙台工場

(ハ)工場長氏名: 大森一夫

(ニ)業種名: 鉄鋼業

④ 立方メートル/時 (m3N) 1時間当たりの最大排出ガス量: 92,016

訂正後の数値を入力してください。  
【例】31,178  
→37,789

汚染課金	過去分	(イ)硫黄酸化物排出量		(ロ)単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)		(ハ)=(イ)*(ロ)汚染負荷量賦課金額
		累積換算量(m3N/算定基準期間)	円	銭	円	
		41,278		11.11		458,598
	前年の排出量取り込み	37,789				4,198,735
						4,657,300

前年の排出量取り込み

自動割振

⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

(イ)全期又は第1期(初期)	(ロ)第2期	(ハ)第3期	(ニ)第4期
1,164,400 円	1,164,300 円	1,164,300 円	1,164,300 円

商工会議所

〇〇

所属課 環境課

電話番号 022-562-8181 (内263)

フリガナ 大伊木守

氏名 大伊木守

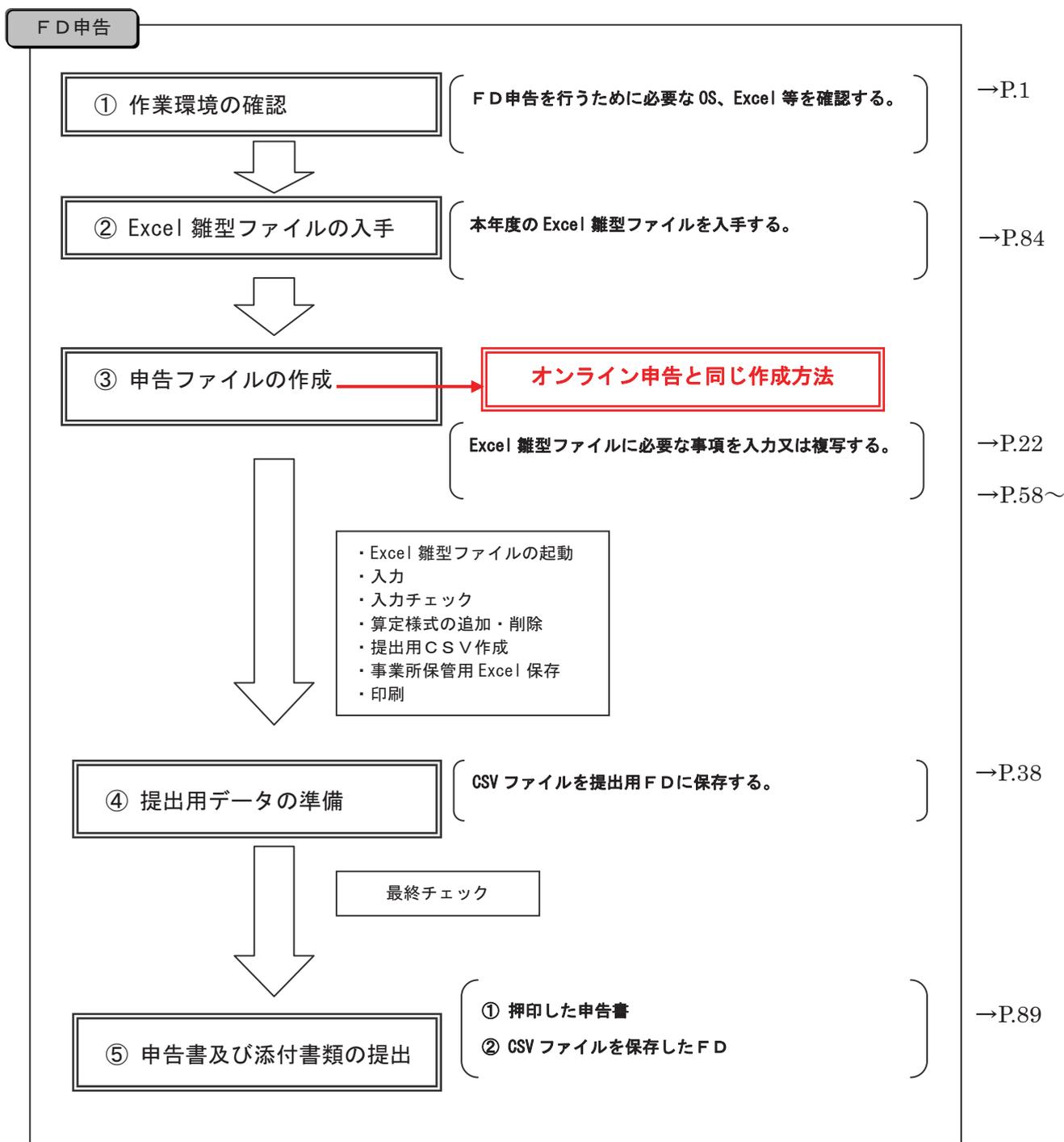
※提出した申告書を修正する場合、申告区分の「10」をクリックすると11、12、13の修正申告区分が表示されます。

【例】初めての修正を行う場合: 「11 修正申告1回目」をクリックします。  
※用紙の印刷や保存方法等は、1) 「申告書入力記載例」を参照してください。

## V. FD 申告

### 1. FD 申告の流れ

FD 申告は、以下の流れで作業を進めていきます。



- 申告書及び算定様式の作成については、
1. 加重平均一覧表 ※各算定様式への転記誤りに注意してください。
  2. 各算定様式
  3. 申告書
- の順番で作成することをお奨めします。

## 2. FD 申告の手続き

### (1) FD 申告様式 (Excel 雛型ファイル) の入手

Excel 雛型ファイルは、賦課金ホームページからダウンロードすることによって入手します。

インターネットに接続しておらず、ダウンロードすることができない事業所の方は、商工会議所にて持参の FD 等にデータをコピーするか、又は、機構までご連絡ください。

#### ① 汚染負荷量賦課金に関するホームページ

汚染負荷量賦課金の申告・納付の手続きに関する「賦課金ホームページ」を開設しています。賦課金ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.erca.go.jp/fukakin/>

#### ② Excel 雛型ファイルダウンロードの方法

汚染負荷量賦課金の納付義務者の方を対象に、申告・納付の手続きに関する情報をご案内します。

### 汚染負荷量賦課金申告のご案内

本文へ 機構ホーム | サイトマップ | お問い合わせ

Google カスタム検索  検索 文字の大きさ 小 中 大

- 制度の概要
- 申告を行なう前に
- 用紙申告の手続
- **FD申告の手続**
- オンライン申告の手続
- 汚染負荷量賦課金の納付
- 各種届出書
- 公害健康被害 補償・予防の手引
- Q&A
- お問い合わせ
- 関係機関リンク集

**FD申告 Excel雛型ファイル**

**各種届出書・様式ダウンロード**

**公害健康被害補償・予防の手引**

**汚染負荷量賦課金の計算**

**オンライン申告の手順**

このサイトでは、汚染負荷量賦課金の納付義務者となっている企業、事業者の皆様方を対象に、申告・納付の手続きに関する情報をご案内しています。「汚染負荷量賦課金申告の手引」等の冊子や印刷物を補完するためのツールとしてご利用下さい。

最新情報 >>過去のニュースはこちら

What's New?

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8F  
独立行政法人 環境再生保全機構 補償業務部  
TEL:044-520-9503 FAX:044-520-2133

機構のご案内 | フライバシー・ポリシー | 著作権・リンクについて

Copyright, 2009 Environmental Restoration and Conservation Agency. All rights Reserved.

トップページの[F D 申告の手続]をクリックし、ダウンロードメニューに移動してください。

このバナーをクリックすると Excel 雛型ファイルのダウンロード画面へジャンプします。

このバナーをクリックすると届出書ファイルのダウンロード画面へジャンプします。

このバナーをクリックすると「公害健康被害補償・予防の手引」を参照又は、ダウンロードする画面へジャンプします。

このバナーをクリックすると汚染負荷量賦課金の簡易計算を行う画面を表示します。

このバナーをクリックするとオンライン申告の手続きの流れを表示します。

# 汚染負荷量賦課金申告のご案内

本文へ

機構ホーム | サイトマップ | お問い合わせ

汚染負荷量賦課金申告のご案内ホーム

Google カスタム検索

検索

文字の大きさ 小 中 大

- 制度の概要
- 用紙申告の手続
- FD申告の手続
  - ・ FD申告の概要とメリット
  - ・ FD申告マニュアル
  - ・ 使用上のトラブルについて
  - ・ FD申告用様式及び届出関係様式のダウンロード
  - ・ FD申告・オンライン申告マニュアルのダウンロード
- オンライン申告の手続
- 汚染負荷量賦課金の納付
- 各種届出書
- 公害健康被害 補償・予防の手引
- Q & A
- お問い合わせ
- 関係機関リンク集

## FD Report FD申告の手続

機構ホーム > 賦課金ホーム > FD申告手続 > FD申告用様式及び届出関係様式のダウンロード

### FD申告用様式及び届出関係様式のダウンロード

ここから雛型ファイルのダウンロード用ページに移動することができます。以下の入力フォームを入力し、[次へ進む]ボタンをクリックしてください。

汚染負荷量賦課金番号等を所定の入力フォームに入力してください。

◆汚染負荷量賦課金番号

◆担当者

◆電話番号、又は電子メールアドレス

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎センター  
独立行政法人 環境再生保全機構 補償業務部  
TEL: 044-520-9503 FAX: 044-520-2133

機構のご案内 | プライバシー・ポリシー | 著作権・リンクについて

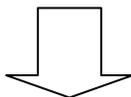
Copyright, 2009 Environmental Restoration and Conservation Agency.

◆汚染負荷量賦課金番号

◆担当者

◆電話番号、又は電子メールアドレス

[次へ進む] ボタンをクリックしてください。ダウンロード用ページに移動します。



# 汚染負荷量賦課金申告のご案内

本文へ

機構ホーム | サイトマップ | お問い合わせ

汚染負荷量賦課金申告のご案内ホーム

Google カスタム検索

検索

文字の大きさ 小 中 大

- 制度の概要
- 用紙申告の手続
- FD申告の手続
  - ・ FD申告の概要とメリット
  - ・ FD申告マニュアル
  - ・ 使用上のトラブルについて
  - ・ FD申告用様式及び届出関係様式のダウンロード
  - ・ FD申告・オンライン申告マニュアルのダウンロード
- オンライン申告の手続
- 汚染負荷量賦課金の納付

## FD Report FD申告の手続

機構ホーム > 賦課金ホーム > FD申告手続 > FD申告用様式及び届出関係様式のダウンロード > 様式ファイル一覧

### FD申告用様式及び届出関係様式のダウンロード(様式ファイル一覧)

必要な様式のファイルを選んでください。

< FD申告用様式 >

	ダウンロード
平成XX年度汚染負荷量賦課金申告書	<input type="button" value="Excel"/>
平成XX年度年間排出量の算定の過程を示す書類(A)	<input type="button" value="Excel"/>
平成XX年度年間排出量の算定の過程を示す書類(B)	<input type="button" value="Excel"/>

必要な様式の Excel のアイコンをクリックしてください。ダウンロードが開始されます。

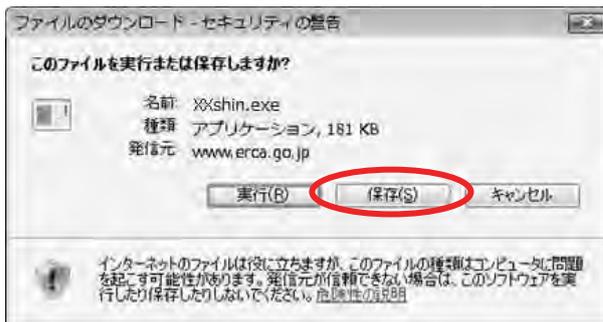


- ダウンロードは1様式ずつ行なってください。
- ファイルのダウンロードダイアログで、ファイルの処理方法を選択するときは、必ずハードディスクに保存するよう指定してください。

※ ダウンロードダイアログの表示例

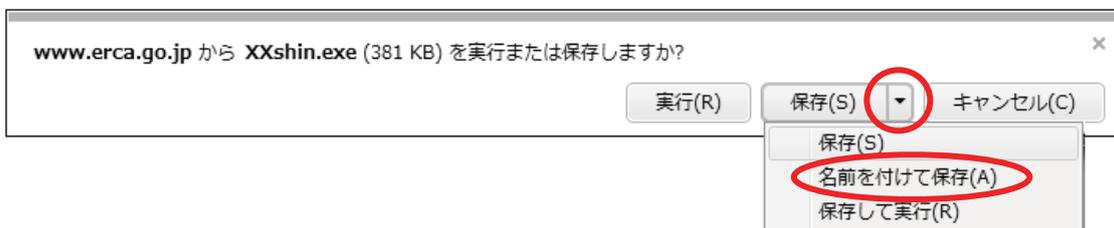
[Internet Explorer 7, 8, Windows Vista (SP2) ]

「保存(S)ボタン」をクリック



[Internet Explorer 9, Windows 7 (SP1) ]

「保存(S)ボタン」の右端にある小さな「▼」をクリックして、開いたメニューから「名前を付けて保存(A)」を選択





保存場所を指定して、「保存(S)ボタン」をクリックしてください。指定した場所にダウンロードファイルが保存されます。



○ ダウンロードする前に、あらかじめ保存するフォルダを作成しておくことをお奨めします。



ダウンロードしたexeファイルが保存されているフォルダを開き、解凍するexeファイルのアイコンをダブルクリックしてください。解凍が実行されます。



自動的に解凍が終了し、「xls」の拡張子がついた Excel ファイルが現れます。解凍後のダウンロードファイル exe ファイルは不要となりますので削除してください。



- 解凍先のパスが長い（フォルダ階層が深い）場合、解凍に失敗することがあります。その場合、ドライブ直下などで解凍してください。
- 解凍先に十分な空き容量がない場合、解凍に失敗することがあります。その場合、十分な容量を確保して再度行ってください。

## (2) F Dの規格等

- ① 提出するF Dは、次の規格のものを使用してください。
  - ・サイズ : 3.5 インチ (JIS X 6225、X 6224 又はX 6222)
  - ・記憶容量 (フォーマット済)
    - 2HD (1.44MB (JIS X 6225) 又は1.2MB (JIS X 6224))
    - もしくは2DD (720KB (JIS X 6222))
  - ・形式 : DOS フォーマット
- ② 提出に使用するF Dは、事業所の負担となります。
- ③ F Dが破損しないよう保護ケース等に入れて提出してください。
- ④ 1事業所あたり必ず1枚のF Dに申告データを保存してください。
- ⑤ 提出するF Dには、商工会議所から送付するF Dラベルに必要事項を記入し、F Dに貼付して提出してください。
- ⑥ F Dに保存できない場合は、C D1枚にまとめて保存してください。
- ⑦ C Dの場合はラベルをケースに貼付してください。

[フロッピーディスク等に貼付するラベルの記載例]

.....	
1	提出年月日 平成XX年 5月10日
2	汚染負荷量賦課金番号 <u>03309012</u>
3	納付義務者及び対象工場・事業場の名称
	<u>青空工業(株) 仙台工場</u>
4	保存データの内容
(1)	平成XX年度申告書
(2)	添付書類
①	A様式 4枚
②	B様式 2枚
③	C様式 枚
④	D様式 枚
⑤	E様式 枚
⑥	b様式 4枚
⑦	加重平均一覧表 0枚
⑧	特記事項 (①～⑦以外の添付ファイル等)
.....	

※様式の枚数は、用紙ベースで  
記入してください。  
(ファイルの数ではありません)

### (3) 申告書及び添付書類の提出

#### ① 申告書

CSVファイルをFDに保存するとともに、同申告書を印刷し、社印及び代表者印又は代理人の印を押印して必ず当該FDと一緒に提出してください。

#### ② 添付書類

FD申告の対象となる様式は以下のとおりです。使用する添付書類の種類及び枚数は、工場・事業場ごとにそれぞれ異なります。

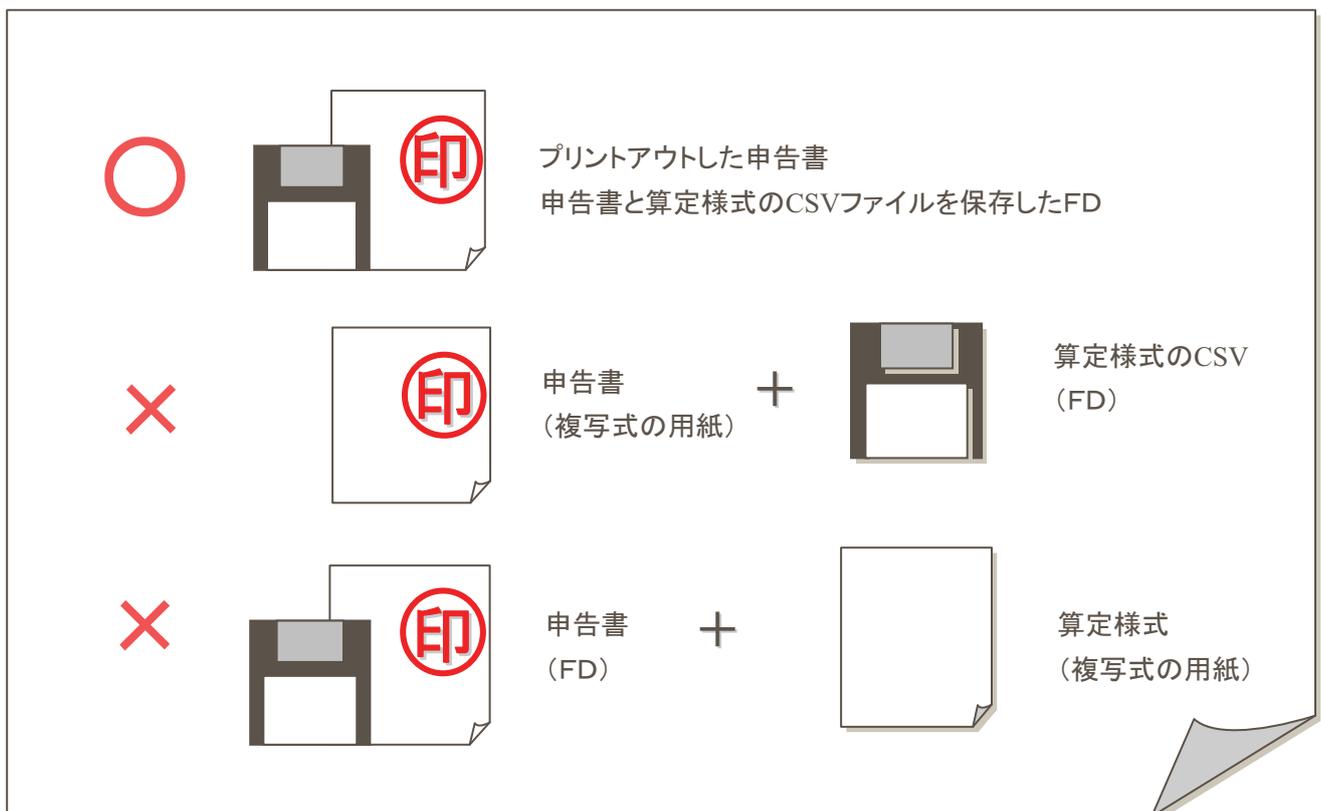
これらは印刷せず、CSVファイルのみを申告書データと同じFDに保存してください。

- 1) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (A様式)
- 2) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (B様式)
- 3) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (C様式)
- 4) 年間排出量の算定の過程を示す書類 (D様式)
- 5) 補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類 (E様式)
- 6) 排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)
- 7) 加重平均一覧表

ただし、E様式、b様式及び加重平均一覧表をFD申告用様式で作成することが困難な場合は、独自に作成した書類によって提出してください。

#### ③ 提出にあたっての注意点

複写式の所定用紙と混在させて提出することはできません。



## VI. その他

### 1. 届出早見表

#### (1) 申告等に関する諸届

##### ①名称等変更届出書

申告形態	提出方法	様式の入手方法	提出先
オンライン申告 用紙申告 FD申告	オンラインによる届出 注1)	オンライン申告サイトに入力	機構へ送信
	用紙による届出	「申告の手引」からコピー	商工会議所又は機構
		賦課金ホームページから様式ダウンロード	商工会議所又は機構

注1) 代表者で認証情報を取得している場合、合併・分割・譲渡等で法人格が変更になる場合は、「電子申告等届出書」を再提出して新しい認証情報を取得してください。

##### ②代理人選任・解任届出書

申告形態	提出方法	様式の入手方法	提出先
オンライン申告	用紙での届出 注2)	「オンライン申告・FD申告マニュアル」からコピー	機構
		賦課金ホームページから様式ダウンロード	機構
	オンラインによる届出	できません	
用紙申告 FD申告	用紙による届出	「申告の手引き」からコピー	商工会議所又は機構
		賦課金ホームページから様式ダウンロード	商工会議所又は機構
	オンラインによる届出	できません	

注2) 「電子申告等届出書」を提出してください。「電子申告等届出書」は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねますので、オンライン申告を行っている事業者で代理人を変更する場合は、「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

#### (2) オンライン申告に関する届出書

##### ①電子申告等届出書

提出方法	様式の入手方法	提出先
オンラインによる届出	できません	
用紙による届出	「オンライン申告・FD申告マニュアル」からコピー	機構
	賦課金ホームページから様式ダウンロード	機構

##### ②識別コード送付先変更連絡票

提出方法	様式の入手方法	提出先
オンラインによる届出 注3)	オンライン申告サイトに入力	機構へ送信
用紙による届出	「オンライン申告・FD申告マニュアル」からコピー	機構
	賦課金ホームページから様式ダウンロード	機構

注3) オンライン申告サイトの「名称等変更届出書入力」メニューから入力・送信してください。

## 2. 間違いの多い事例／提出前チェックリスト

### (1) オンライン申告用

以下の事例を確認後、提出前チェックリストで最終確認して提出してください。

#### 間違いの多い事例

- ① 送信をしていない。  
**必ず送信記録で送信の確認**をしてください。
- ② 算定様式ファイルの送信を忘れた。  
**速やかに機構までご連絡ください。**送信した申告書ファイルが無効にしますので、再度申告書ファイルと算定様式ファイルを送信してください。  
**送信する時は、申告書と算定様式のCSVファイルの数をよく確認**してください。
- ③ オンライン申告サイトにログインできない。  
理由としては、次のものが考えられます。
  - ・アドレスの入力誤り。
  - ・オンライン申告サイトの、https://のS（エス）の入力漏れ。
  - ・前年度のパスワードを使用していた。
- ④ はがきが届いていない。又は紛失した。  
**速やかに補償業務部業務課までご連絡ください。**認証情報を再発行いたします。
- ⑤ 識別コード（認証用CD）を紛失した。  
**速やかに補償業務部業務課までご連絡ください。**識別コード（認証用CD）を再発行いたします。
- ⑥ 送信（アップロード）ができない。  
理由としては、次のものが考えられます。
  - ・Excel 雛型ファイルを送信した。（必ずCSVファイルを指定して送信してください。）
  - ・申告書又は算定様式の賦課金番号が違っていた。

#### 提出前チェックリスト

- 電子申告等を行う者が代理人の場合、申告書の代理人の欄に代理人名が入力されていますか？
- 送信するデータはCSVファイルです。Excel 雛型ファイルをそのまま送信していませんか？
- 申告のアップロードは「オンライン申告アップロード画面」（P40）からCSVファイルを送信します。「添付ファイルアップロード画面」（P44）から Excel 雛型ファイルを送信しようとしていませんか？
- 送信する算定様式を指定していますか？
- 送信するデータのCSVファイルの数は正しいですか？
- 送信記録で送信の確認をしましたか？

## (2) F D 申告用

以下の事例を確認後、提出前チェックリストで最終確認して提出してください。

### 間違いの多い事例

- ① F D にエクセルの状態で作成している。  
必ず「**提出用 CSV 作成**」ボタンで作成した CSV ファイルを F D に保存してください。
- ② F D に申告書又は算定様式が保存されていない。  
提出の際は必ず F D に保存した CSV ファイルの種類及びファイルの数を確認してください。
- ③ 用紙申告用の複写式の様式と F D を混在して申告している。  
**どちらか一方の申告方式を選択して提出してください。**
- ④ 前年度の申告書又は算定様式を使用している。  
**Excel 雛型ファイルは、毎年度更新していますので、必ず当年度にダウンロードした Excel 雛型ファイルを使用してください。**
- ⑤ F D 申告であるのに F D が提出されていない。
- ⑥ 申告書又は算定様式の賦課金番号が間違っている。
- ⑦ 加重平均一覧表から算定様式への数値の転記誤りがある。
- ⑧ CSV ファイルの名前を変更している。

### 提出前チェックリスト

- 提出するデータは CSV ファイルです。Excel 雛型ファイルをそのまま保存していませんか？
- 提出するデータの CSV ファイルの数は正しいですか？
- 印刷した紙の申告書に押印はされていますか？
- 複写式の所定用紙と F D が混在していませんか？
- 1 枚の F D に複数の事業所のデータを保存していませんか？

### 3. FAQ

#### (1) オンライン申告の事前登録

##### ① 「電子申告等届出書」に有効期限はあるか？

登録した「電子申告等を行う者」に変更がない限り有効です。

1) 社長を登録した場合は、社長が交替しない限り有効です。

2) 代理人として工場長を登録した場合は、工場長が交替しない限り有効です。

注) 認証用CDは、「電子申告等を行う者」が変更しない限り継続して使用していただきますので大切に保管してください。

##### ② 認証情報の送付先である「識別コード送付先情報」欄に変更があった場合は、どのような手続きが必要か？

「識別コード送付先変更連絡票」によりご連絡ください。なお、この変更連絡票は、FAX、郵送、オンラインで提出して下さい。

##### ③ オンライン申告を代理人で行っている事業者で、代理人が変更になる場合、どのような手続きが必要か？

「電子申告等届出書」を提出してください。なお、同届出書は、「代理人選任・解任届出書」も兼ねていますので、改めて「代理人選任・解任届出書」の提出は必要ありません。

##### ④ オンラインで提出できる届出書は何か？

「名称等変更届出書」と「識別コード送付先変更連絡票」です。どちらも認証情報の取得が必要です。

なお、「代理人選任・解任届出書」と「電子申告等届出書」は用紙での提出になり、必ず代表者の押印をお願いします。

##### ⑤ 認証情報を取得後、用紙申告またはFD申告に変更してもよいか？

認証情報を取得後であっても、用紙申告、FD申告に変更することは可能です。ただし、その際の提出先は、商工会議所になりますので、二重申告にならないようご注意ください。

##### ⑥ オンライン申告の事業者で、代表者が変更になった場合は、どのような手続きが必要か？

「電子申告等を行う者」が代表者である場合は、「電子申告等届出書」を再度提出して新しい認証情報を取得してください。

「電子申告等を行う者」が代表者でない場合（代理人等の場合）は、特に手続きの必要はありません。

##### ⑦ 「電子申告等届出書」の納付義務者名称が変更になる場合は、どのような手続きが必要か？

「名称等変更届出書」を提出してください。なお、「電子申告等を行う者」が変更になる場合は、「電子申告等届出書」を再提出してください。

#### (2) オンライン申告サイトへのログイン

##### ① 変更したパスワードを忘れた場合は、どうすればよいか？

補償業務部業務課へご連絡ください。変更したパスワードを無効化しますので、再度、仮パスワードでログインしていただき新パスワードを設定してください。

##### ② 識別コード（認証用CD）を紛失した場合は、どうすればよいか？

補償業務部業務課へご連絡ください。識別コード（認証用CD）を再発行いたします。

##### ③ オンライン申告サイトにログインできない場合は、どうすればよいか？

次のような原因が考えられます。

1) アドレスの入力誤り。

2) オンライン申告サイトの、https://のS（エス）の入力漏れ。

3) 前年度のパスワードを使用していた。

- ④ 認証情報のはがきが届いていない。または紛失した場合は、どうすればよいか？  
補償業務部業務課へご連絡ください。認証情報を再発行いたします。  
はがきの送付先に変更があった場合は、「識別コード送付先変更連絡票」により連絡願います。
- ⑤ オンライン申告サイトにアクセスすると時間外通知画面が表示される場合は、どうすればよいか？  
ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。(手順 P. 10)

### (3) Excel 雛型ファイル

- ① ダウンロードしたファイルが解凍できない。または開かない。  
ダウンロード中にファイルが破損した可能性があります。再度、Excel 雛型ファイルをダウンロードしてみてください。
- ② エクセルのマクロ表示が出ない場合はどうすればよいか。  
セキュリティレベルを変更してください。(手順 P. 23)
- ③ CSV ファイルをFDに保存する時は、保存する順番はあるのか。  
保存する順番はありません。なお、保存したCSVファイルの名称は変更しないでください。
- ④ 算定様式を複数枚作成する時は、必要枚数分ダウンロードするのか。  
算定様式が複数枚必要なときは、「算定様式の追加」ボタンで必要枚数を追加してください。  
注) C 様式については、1 施設について 1 様式に入力します。複数の施設分を算定する場合は、入力されていないC様式の Excel ファイルを必要な施設分だけコピーしてから作成してください。
- ⑤ ダウンロードした後、Excel ファイルを開こうとすると強制終了されてしまう。  
また、入力後、入力チェック完了となっているにもかかわらず、強制終了されてしまう。  
次のような原因が考えられます。
- 1) 事業所内でのセキュリティの問題から、マクロファイルを使用できない環境になっているにも関わらず、無理に使用した場合、強制終了されることがあります。事業所内のシステム管理者にご相談ください。
  - 2) ネットワークの環境、PCとプリンターの接続などシステム環境によって、印刷ができなかったり、強制終了されたりするケースがまれに発生します。システム管理者にご相談ください。
  - 3) ファイルのブックやシートに保護をかけていますが、入力できないセルに無理に入力したり、ファイル名を変更した場合に強制終了される場合があります。このようなファイルの変更は行わないでください。
  - 4) 事業所内のインターネット接続環境で、混雑してダウンロードに時間がかかったりした場合、ダウンロードしたファイルの一部が損傷している場合があります。このようなファイルを使用した場合、強制終了される場合があります。もう一度ダウンロードし直して見てください。
- ⑥ 算定様式で用量なしの月を0で入力した場合、エラー表示となる。  
0の場合は空白としてください。(全様式共通)
- ⑦ 「様式の追加」の実行時に、「メモリ不足」のメッセージが表示される。  
Excel 雛型ファイルをFD上で実行しているケースが考えられます。Excel 雛型ファイルをデスクトップやマイドキュメントなどのハードディスク上にコピーして実行してみてください。
- ⑧ 届出書の様式は、どのように入手すればよいか？
- 1) 賦課金ホームページに Excel 雛型ファイルを用意しておりますのでダウンロードしてご利用ください。
  - 2) 「申告の手引」、「オンライン申告・FD申告マニュアル」に届出様式を添付してありますのでコピーしてお使いください。

#### (4) オンライン申告

##### ① 送信できない場合は、どうすればよいか？

次のような原因が考えられます。

- 1) Excel 雛型ファイルを指定して送信している
- 2) 申告書または算定様式の賦課金番号が間違っている

##### ② 算定様式の送信を忘れた場合、または送信した内容が違っていた場合は、どうすればよいか？

補償業務部業務課へご連絡ください。送信したデータを無効にしますので、再度、正しい申告データを送信してください。

#### (5) F D 申告

##### ① インターネットが接続されていない事業者は、どのように Excel 雛型ファイルを手入れすればよいか。

商工会議所で持参の F D 等にデータをコピーするか、補償業務部業務課までご連絡ください。

##### ② 申告書は複写式の用紙で、算定様式は F D に保存して提出してもよいか。

紙の申告書と、算定様式を F D に保存して提出することはできません。

申告に関しては、用紙申告、F D 申告、オンライン申告による 3 つの方式から選択することができますが、これらを混在して申告することはできません。

用紙申告：機構所定の複写式の用紙を使用して提出

F D 申告：押印した申告書と C S V ファイルを保存した F D を提出

オンライン申告：「電子申告等を行う者」を事前に登録し、C S V ファイルをインターネット経由で送信

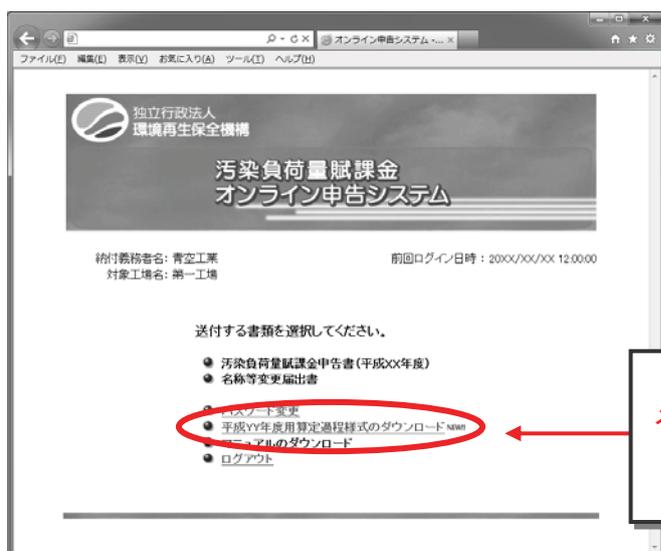
## 4. 翌年度 Excel 雛型ファイルのダウンロードについて

電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、翌年度 Excel 雛型ファイルの算定様式（A～D様式）、排出ガス測定の結果を示す書類（b 様式）、及び加重平均一覧表が 11 月 1 日以降、早期ダウンロードできます。

### (1) オンライン申告サイトへのログイン

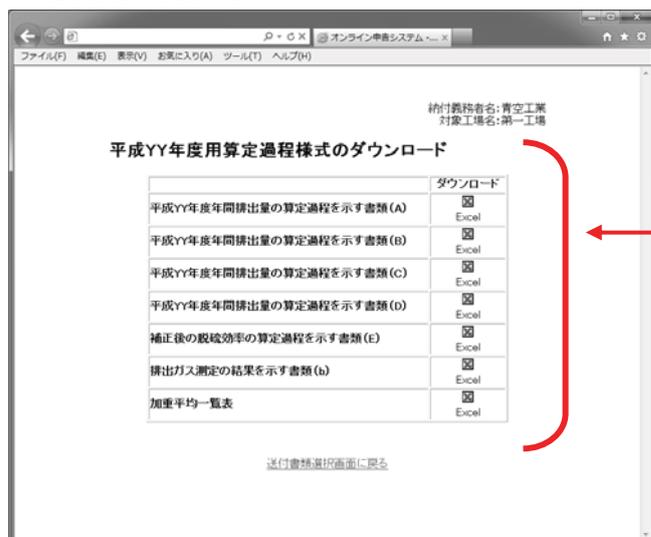
認証情報の準備、オンライン申告システムサイトへのログインについては「Ⅱ. オンライン申告」P.4 を参照してください。

### (2) 送付書類選択画面の翌年度算定過程様式のダウンロードを選択



「平成 YY 年度用算定過程様式のダウンロード」メニューをクリックしてください。

### (3) 必要な様式を入手



必要な Excel 雛型ファイルを  
クリックし、ダウンロードし  
てください。



○ 申告書のExcel雛型ファイルのダウンロードにつきましては、賦課料率を反映した4月1日以降となります。

## VII. 事前登録手続きに必要な書類

- 「識別コード送付先変更連絡票」雛型
- 「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」記載例
- 「電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）」雛型

# 識別コード送付先変更連絡票

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者の氏名

次のとおり変更があつたので、連絡します。

賦課金番号		<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>										
項 目		変 更 前	変 更 後									
識別 コード 送付 先 情 報	郵便番号	〒	〒									
	所在地											
	法人名											
	事業場名											
	担当部課											
	担当者名											
	電話番号											

\* 記載にあつては、変更箇所のみ記入してください。

\* 変更内容が法人名の場合は、補償業務部業務課(044-520-9545)まで連絡してください。

\* 変更連絡票はFAX(044-520-2133)、郵送又はオンラインでご提出ください。

「電子申告等届出書」記載例

電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

（識別コード付与請求書）

賦課金番号		0   3   5   0   8   0   4   3								申告書にプリントしてある賦課金番号を記入			
納付義務者名称		青空工業 株式会社						対象工場・事業場名		仙台工場			
対象工場・事業場所在地		宮城県仙台市青葉区青葉1丁目2番3号										電子申告等を行う者が代理人の場合、役職名を記入	
電子申告等を行う者 （代表者または代理人）	氏名	大森 一夫						※施設等設置者との関係	工場長				
	住所	宮城県仙台市青葉区青葉1-2-3						※選任日	平成 XX年 4月 1日				
※被解任者氏名		電子申告等を行う者の現住所または勤務地の所在地を記入						※解任日	平成 年 月 日				
平成 XX年 4月 1日												公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第20条及び)第22条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。	
届出書の提出日を記入						届出者		氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名					
法人の名称、住所及び代表者氏名を記入						青空工業 株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 代表取締役社長 青空 一郎							
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿												代表者の印を押印	
識別コード送付先情報	郵便番号	9   8   1   0   9   1   6				電話番号	022 - 277 - 1122						
	所在地	宮城県仙台市青葉区青葉1丁目2番3号											
	法人名	青空工業 株式会社											
	事業場名	仙台工場											
	担当部課	環境安全課											
	担当者名	太伊気 守											

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、代理人を選任（解任）する場合のみ記入してください。

# 電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）

（識別コード付与請求書）

賦課金番号					
納付義務者名称			対象工場・事業場名	称	
対象工場・事業場所	所在地				
電子申告等を行う者 (代表者または代理人)	氏名		※ 施設等設置者との関係		
	住所		※ 選任日	平成	年 月 日
※ 被解任者氏名			※ 解任日	平成	年 月 日
平成 年 月 日					
公害健康被害の補償等に関する法律施行規程(第 20 条及び)第 22 条第 1 項の規定により、上記のとおり届け出ます。					
届出者			氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名		
Ⓜ					
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿					
識別コード送付先情報	郵便番号		電話番号	-	-
	所在地				
	法人名				
	事業場名				
	担当部課				
	担当者名				

※印は公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第 20 条の規定により、代理人を選任（解任）する場合のみ記入してください。



# 独立行政法人環境再生保全機構

URL ① <http://www.erca.go.jp/fukakin/> (汚染負荷量賦課金申告に関する情報)  
② <http://www.erca.go.jp/> (機構業務案内等に関する情報)

## ■ 本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310  
ミュージア川崎セントラルタワー 8F

FAX 044-520-2133

Eメール [h-gyoumu@erca.go.jp](mailto:h-gyoumu@erca.go.jp)

- ① 申告手続等に関する一般事項の照会  
TEL 044-520-9544 補償業務部業務課
- ② **オンライン申告・FD申告に関する事項の照会**  
TEL 044-520-9545 補償業務部業務課  
フリーダイヤル 0120-135-304
- ③ 申告等賦課金算定に関する事項の照会  
TEL 044-520-9547 補償業務部調査管理課
- ④ 汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会  
TEL 044-520-9553 補償業務部業務課

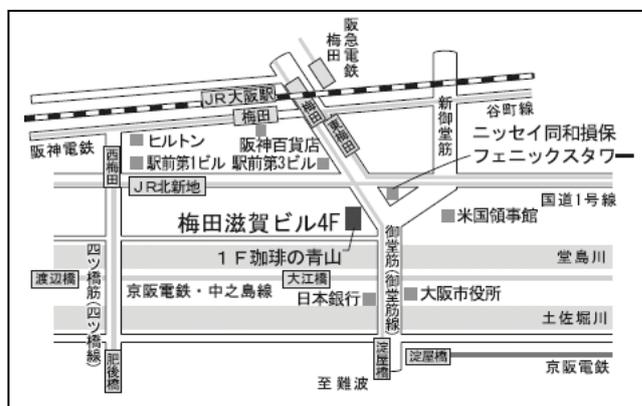
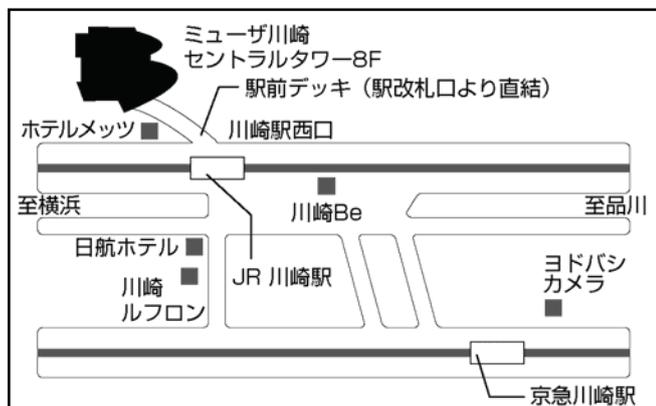
## ■ 大阪支部 (平成 25 年 6 月 28 日 (金) 廃止予定)

〒530-0002 大阪府大阪市北区曾根崎新地 1-1-49  
梅田滋賀ビル 4F

TEL 06-6342-0780

FAX 06-6342-0260

Eメール [osaka@erca.go.jp](mailto:osaka@erca.go.jp)



このマニュアルについてわからないことがありましたら、独立行政法人環境再生保全機構にお問い合わせください。

徴収業務の実施について  
(平成 25 年度用)

独立行政法人環境再生保全機構  
日本商工会議所

# 目 次

## I はじめに

1. 経緯	1
2. 個人情報及び法人情報等の保持について	1
3. 連絡及び問い合わせ体制	1
4. 平成25年度の留意点	2
5. 徴収業務の流れ	3

## II 機構から提供する資料等

1. 機構から提供する資料	4
2. 委託業務関連オンラインシステムからダウンロードするもの	4
3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ	5
4. 申告形態の流れ（用紙申告、FD申告、オンライン申告）	5

## III 徴収業務の内容について

1. 申告関係書類の送付	6
2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供 及び相談への対応	8
3. 適切な申告書提出の慫慂	11
4. 申告書等の受理及び点検	12
5. 申告状況の確認・連絡	15
6. 未申告事業所に対する指導	15
7. 事業所の申告の記録	16
8. 申告書等の機構への送付	16
9. 徴収実施期間後の事業所からの相談	18
10. 帳簿等の保存	18

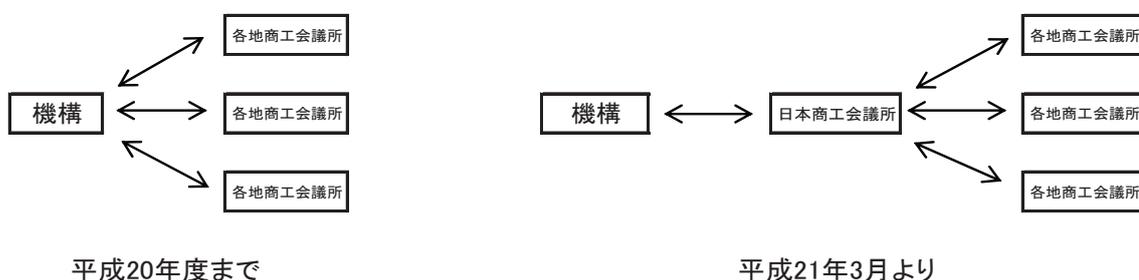
## IV 点検要領・記載例

1. 汚染負荷量賦課金申告書点検要領	19
2. 現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧）記載例	20
3. 各地商工会議所別委託事業実績書記載例	21～23
4. 業務実施台帳記載例	24
5. 商工会議所一覧	25

## I はじめに

### 1. 経緯

公害健康被害補償業務の徴収業務については、平成20年度まで独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）と各地商工会議所がそれぞれ個別に委託契約を交わしていましたが、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）及び公害健康被害補償業務の徴収業務における民間競争入札実施要項に基づく入札を行った結果、平成21年度から平成25年度まで、機構は日本商工会議所と委託契約を締結し、日本商工会議所は各地商工会議所と再委託という形で契約することになりました。



### 2. 個人情報及び法人情報等の保持について

再委託事業者である各地商工会議所の役職員、その他委託徴収業務に従事する者又は従事していた者は、委託徴収業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはいけません。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、公共サービス改革法第54条の規定により罰則の適用があります。

なお、徴収業務従事者の変更については、速やかに日本商工会議所に連絡してください（3月下旬に、日本商工会議所より平成25年度徴収業務従事者の確認及び変更の連絡様式のご連絡を行いますので、同連絡に基づきご対応ください）。

### 3. 連絡及び問い合わせ体制

各地商工会議所からの連絡及び問い合わせについては、原則として日本商工会議所が受け付けます。ただし、急を要する場合や特定の事業者の個別の事情に関する相談については、直接機構へ連絡することも可能です。

その場合は後日、連絡、問い合わせの内容及び機構からの回答について、日本商工会議所に連絡してください。

#### (1) ご連絡方法

日本商工会議所 ([sangyo2@jcci.or.jp](mailto:sangyo2@jcci.or.jp)) 宛に電子メールにてご連絡ください。

#### (2) 連絡頻度

連絡、質問の都度ご連絡いただくか、複数回の連絡、質問内容をまとめてご連絡いただくか、各地商工会議所にて都合のよい方法をお選びください。

(3) ご連絡いただく内容

「商工会議所名」「連絡、質問の内容」「機構からの回答」の3点

(4) 記載方法

(3)の内容は、メール本文に直接ご記入いただくか、複数回分を添付ファイルにまとめたものをご送付ください。

#### 4. 留意事項

平成25年度の本業務の実施にあたり、以下の点にご留意ください。

(1) 事業所への汚染負荷量賦課金申告関係書類の送付

前年度に引き続き、機構では紙資源の保護及び環境への配慮という観点から、汚染負荷量賦課金申告関係書類（以下、「申告関係書類」という。）のうち、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）については、【前年度に用紙申告した事業所が使用した枚数＋予備見込分】しか印刷しておりません。なお、平成25年度よりFD貼付用ラベルについても、【前年度にFD申告した事業所数＋予備見込分】しか印刷しておりません。

よって、年間排出量の算定の過程を示す書類等（A～b様式）を管轄の事業所へ送付する場合は、必ず納付義務予定者名簿を確認し、【前年度に用紙申告を行った事業所が使用した枚数（＋予備分）】を送付するようにしてください。

また、FD貼付用ラベルについては、【前年度にFD申告した事業所】にのみ送付してください。

納付義務予定者名簿を確認せず、一律に全事業所へ一定枚数を送付してしまうと必ず不足することになりますので、くれぐれもご注意ください。（P.6～7参照）

(2) 大阪支部廃止に伴う対応

平成25年6月28日（金）に機構の大阪支部は廃止することとなりました。京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商工会議所については、これまでどおり、大阪支部へ申告関係書類を送付していただきますが、平成25年6月29日以降は、機構本部にお送りください。（P.17参照）

(3) クリアフォルダについて

平成25年度より、【前年度にFD申告、用紙申告した事業所数＋予備見込分】を配布いたします。FD収納スペースのついていないクリアフォルダも一部配布いたしますが、FD申告については、必ずFD収納スペースにFDを入れるようにしてください。

## 5. 徴収業務の流れ

実施時期	機 構	日本商工会議所	各地商工会議所	納付義務者
2月以前		<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収業務従事者からのヒアリング等（～3月）</li> </ul>		
		←		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託徴収業務実施計画書の提出</li> <li>・申告・納付説明会の日程調整等</li> </ul>		
3月1日	・徴収実施期間開始			
3月上旬	・担当者研修会開催 (3月7日)	←	←	
		・担当者研修会の出席調整	・担当者研修会出席	
3月15日			<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付義務予定者名簿、委託業務関連ファイルシステムの「アップロード」開始</li> </ul>	
3月下旬	・申告関係書類の送付		→	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告関係書類の受理</li> </ul>	
			(納付義務予定者名簿「アップロード」)	
			(委託業務関連ファイルシステム「アップロード」)	
		→		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度徴収業務従事者の確認および変更の連絡様式の連絡</li> </ul>		
4月上旬			→	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告関係書類の送付 (P. 6～8)</li> <li>(申告・納付説明会開催通知同封)</li> </ul>	→
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告関係書類の受理</li> </ul>
4月第1～3週			←	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告・納付説明会開催 (P. 8)</li> </ul>	←
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告・納付説明会出席</li> </ul>
4月1日	・申告書の受理 (オンライン申告)		←	
～			<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の開設 (P. 8)</li> </ul>	←
6月14日			←	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付窓口の開設 (P. 12)</li> </ul>	←
			←	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書の受理及び点検 (P. 12～15)</li> <li>(オンライン申告の状況確認)</li> </ul>	←
			←	
			←	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書の作成及び提出</li> </ul>
※申告納付期限 5月15日			←	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付義務者の申告の記録 (P. 16)</li> </ul>	
5月15日以前			→	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書提出の憑憑 (P. 11)</li> </ul>	→
5月15日以後			←	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告状況の報告を依頼 (5/16ごろ)</li> </ul>	→
			←	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告状況の報告 (P. 15)</li> </ul>	←
5月16日 ～6月14日	・未申告事業所に対する措置	←	←	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・未申告事業所に対する指導 (P. 15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未申告事業所に対する指導 (P. 15)</li> </ul>	→
5月25日頃	・申告書の受理 (用紙申告、FD申告)	←	→	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等の機構への送付 (P. 16～17)</li> </ul>	
6月14日	・徴収実施期間終了			
6月28日	・大阪支部廃止			
6月30日		←	←	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業実績書の機構への提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地商工会議所別委託事業実績書・業務実施台帳の機構への送付（オンラインで送信） (P. 17)</li> </ul>	
7月以降	・機構に引継ぎ	←	←	←
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付義務者からの相談 (P. 18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納付義務者からの相談 (P. 18)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期限後の相談等</li> </ul>
8月下旬～	・業務委託費の確定	→	→	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務取扱事業所数決定通知の送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務取扱事業所数決定通知の確認</li> </ul>	
		←	←	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託徴収業務経費報告書</li> <li>・業務委託費請求書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費請求書</li> </ul>	
～10月	・業務委託費の支払	→	→	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託費の支払</li> </ul>		

## Ⅱ 機構から提供する資料等

### 1. 機構から提供する資料

- (1) 徴収業務の実施について
- (2) 申告・納付指導要領
- (3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル
- (4) 汚染負荷量賦課金申告・納付の手引
- (5) オンライン申告・FD申告マニュアル
- (6) 公害健康被害補償・予防の手引\*

\* 公害健康被害補償制度を正しく理解していただくために、質疑応答形式でわかりやすくまとめたもので、数値資料及び用語解説も掲載しています。機構ホームページの「汚染負荷量賦課金申告のご案内」ページ（以下、「賦課金ホームページ」という。）で閲覧するか又はダウンロードしてください。

→ [http://www.erca.go.jp/fukakin/y\\_tebiki/index.html](http://www.erca.go.jp/fukakin/y_tebiki/index.html)

### 2. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードするもの

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.1～14、16～26) 参照

#### (1) 納付義務予定者名簿（賦課金番号順）

##### ① 帳票形式

帳票形式の Excel ファイルです。

##### ② リスト形式

宛名ラベル作成の二次加工が可能となるよう、1行につき1事業所を記載したリスト形式の Excel ファイルです。

#### (2) FD申告用様式及び各種届出関係様式の雛型ファイル

FD申告を希望する事業所が、インターネットに接続できないために賦課金ホームページから雛型ファイル入手できない場合は、各地商工会議所において雛型ファイルをコピーして当該事業所へ提供してください。

なお、保存容量の関係で、申告書雛型ファイルと算定様式（7種類）すべての雛型ファイルを一枚のFDに保存することはできませんので、CD等を持参していただくよう、当該事業所へご連絡ください。

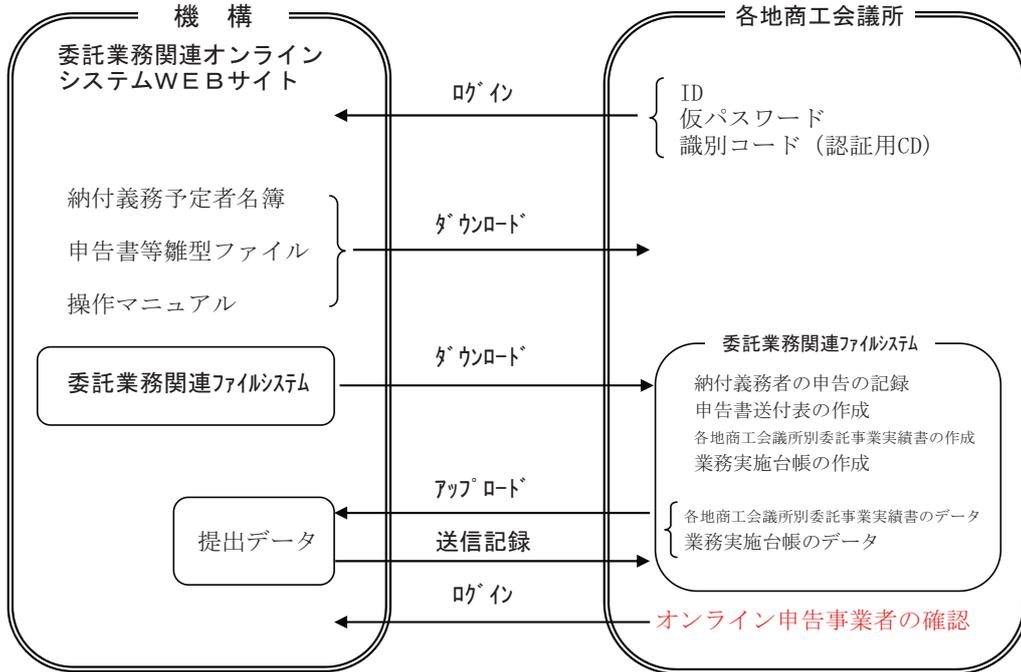
#### (3) 委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル

ダウンロードの方法や委託業務関連ファイルシステム等の操作手順を解説したマニュアルです。（上記1（3）と同じものです）

#### (4) 委託業務関連ファイルシステム

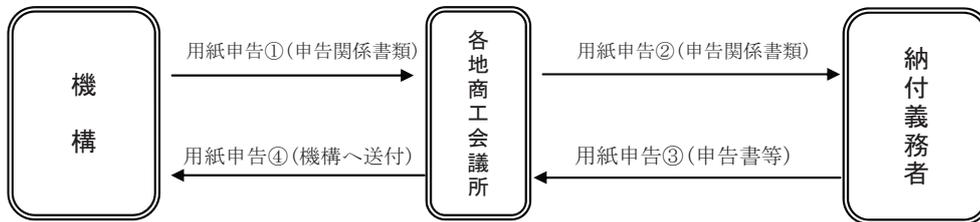
機構に提出する「申告書送付表」、「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」の作成や、納付義務者の申告状況の管理を行います。

### 3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ

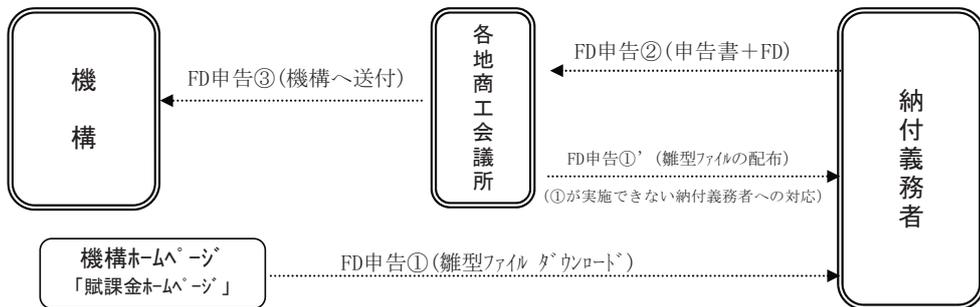


### 4. 申告形態の流れ (用紙申告、FD申告、オンライン申告)

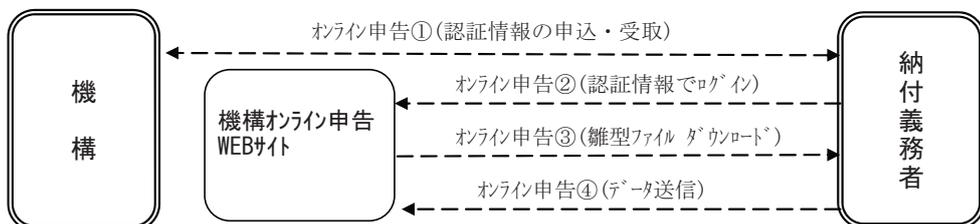
#### 【用紙申告】



#### 【FD申告】



#### 【オンライン申告】



### Ⅲ 徴収業務の内容について

#### 1. 申告関係書類の送付

納付義務予定者名簿に記載されたすべての事業所に対して、機構の指示に基づいて申告関係書類を送付してください。

##### (1) 納付義務予定者名簿

納付義務予定者名簿（帳票形式及びリスト形式の Excel データ）は、機構が各地商工会議所ごとに作成するものです。前年度中の事業所の管轄商工会議所の変更等を反映して、3月15日より委託業務関連オンラインシステムWEBサイトからダウンロードすることができます。

3月15日以降に納付義務予定者名簿の内容に変更があった場合は、機構から当該の新旧の管轄商工会議所へ速やかにご連絡します。変更後の納付義務予定者名簿の最終版は、3月31日に委託業務関連オンラインシステムWEBサイトにアップされますので、4月1日以降に再度、納付義務予定者名簿及び委託業務関連ファイルシステム（変更後のデータがファイルシステムに反映されるため）をダウンロードしてください。

なお、4月1日以降については名簿の更新は行いませんが、機構と各地商工会議所で互いに知り得た最新の情報を速やかに共有することで対応します。

また、名簿に記載のない事業所等からの問い合わせに対しては、機構に連絡のうえ慎重に対処してください。

##### (2) 申告関係書類等

申告関係書類等は、以下①～③（ア～テ）の書類等を指します。申告関係書類等のうち、事業所へ送付するものについては、送付先・送付枚数等に誤りのないように送付してください。特にウ～オ、シの配布についてはくれぐれもご留意ください。

また、平成24年度以前の古い様式の余部は、すべて廃棄してください。

##### ① 機構から各地商工会議所へ送付（配布）する申告関係書類等

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ア	平成25年度汚染負荷量賦課金申告書 (事業所名等の印字あり)	○	1	申告方法にかかわらず、全事業所に配布する。
イ	平成25年度汚染負荷量賦課金納付書 (事業所名等の印字あり)	○	1	

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ウ	年間排出量の算定の過程を示す書類 (A～Dの各様式)	▲	※ 備考欄参照	『前年度に用紙申告した事業所』の使用実績枚数(＋予備分)を送付する。前年度FD又はオンライン申告の事業所へは送付しないこと。 委託業務関連オンラインシステムより納付義務予定者名簿(帳票形式)を確認し、前年度に用紙申告している事業所の「様式枚数」欄の枚数(＋予備分)を送付してください。
エ	補正後の脱硫効率の算定の結果を示す書類 (E様式)			
オ	排出ガス測定の結果を示す書類 (b様式)			
カ	平成25年度汚染負荷量賦課金申告の手引	○	1	
キ	FD申告・オンライン申告マニュアル	○	1	
ク	平成25年度汚染負荷量賦課金の申告・納付のお願いについて	○	1	
ケ	平成25年度汚染負荷量賦課金の賦課料率について	○	1	
コ	公害健康被害補償制度の概要 平成25年度の賦課料率について	○	1	パワーポイント画面を印刷した資料
サ	平成25年度汚染負荷量賦課金申告・納付について	○	1	パワーポイント画面を印刷した資料
シ	FD貼付用ラベル	▲	1 ※ 備考欄参照	『前年度にFD申告した事業所』にのみ送付する。前年度用紙又はオンライン申告の事業所へは送付しないこと。 委託業務関連オンラインシステムより納付義務予定者名簿(帳票形式)を確認し、前年度にFD申告している事業所に送付してください。
ス	申告・納付指導要領	×	—	公害健康被害補償業務担当者会議資料として配布(済)。
セ	委託業務関連オンラインシステム マニュアル	×	—	公害健康被害補償業務担当者会議資料として配布(済)。
ソ	オンライン申告のお願いについて	○	1	すでにオンラインで申告している事業所も含め、全事業所へ配布してください。
タ	クリアフォルダ	×	—	各地商工会議所から機構へ申告書を提出する際に使用する。残部は機構へ返還してください。

注1) 上記ウ～オ、シの配布にあたっては、備考欄の記載事項にご留意ください。全事業所に対して一律に一定枚数を送付してしまうと必ず不足が生じてしまいます。前年度と異なる申告方法で申告があった場合は、予備分から各書類を配布してください。

注2) すべて予備分を含めて送付しておりますが、書類が不足した場合は機構へご連絡ください。

## ② 申告・納付説明会場で配布する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
チ	平成25年度申告・納付に関するアンケート	▲	1	申告納付説明会出席者にのみ配布すること。(欠席者には配布不要)

注) 上記テについては、説明会終了後に回収のうえ、後日、機構へ郵送してください。

### ③ 各地商工会議所が作成する申告関係書類

番号	申告関係書類等の名称	事業所への送付	1事業所への送付部数	備考
ツ	平成25年度申告・納付のお知らせ	○	1	番号テと同一資料にして作成しても可。
テ	申告・納付説明会の案内状	○	1	番号ツと同一資料にして作成しても可。

注) 上記ツについては、申告・納付時期到来のお知らせや、FD申告における雛型ファイルの入手方法（下記記載例を参照）等について記載してください。

（記載例）：FD申告の雛型ファイルについては、機構のホームページからダウンロードするか、あるいは商工会議所にCD等を持参していただければコピーして配布いたします。

## 2. 円滑な申告・納付の事務手続きのための情報提供及び相談への対応

### (1) 申告・納付説明会の開催

制度への理解・協力を得るため、事業所に対して申告・納付説明会を開催してください。

- ① 説明会当日は、会場設営、受付、式次第の作成、司会進行等を適切に行ってください。
- ② **申告関係書類等は、説明会開催前に事業所に届くように発送してください。**

ただし、説明会開催日が4月上旬で申告関係書類等を事前に発送する余裕がない場合は、説明会当日に会場で申告関係書類等を配布し、欠席した事業所には速やかに送付してください。

### (2) 相談窓口

徴収実施期間（3月1日から6月14日までの間）中は、相談窓口を開設し、事業所からの申告・納付に関する問い合わせや相談に対して適切な指導を行ってください。

申告・納付期限（5月15日）間近になると、各事業所からの問い合わせが多くなるので、その対応には万全を期し、適切に対処してください。

### (3) 指導のポイント

事業所への指導に当たっては、以下の資料を参照してください。

- ・「申告・納付指導要領」
- ・「汚染負荷量賦課金申告の手引」
- ・「オンライン申告・FD申告マニュアル」
- ・賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin>)

「公害健康被害補償・予防の手引」（賦課金ホームページで閲覧又はダウンロードする。）

## ① 申告方式（用紙申告、FD申告、オンライン申告）の確認

次の申告方式から1つを選択して申告しているか確認してください。また、3つの申告方式を混在して提出している場合は、1つの方式にまとめて提出するように指導してください。

### <申告方式>

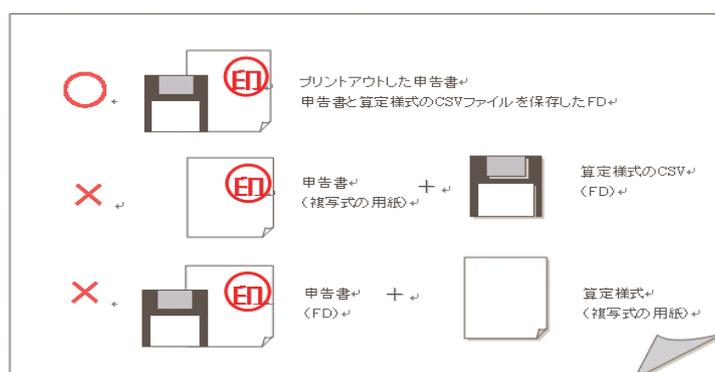
#### ア 用紙申告

所定の複写式の用紙を使って申告書と各算定様式を作成し、申告書に押印のうえ提出されます。

#### イ FD申告

賦課金ホームページから、申告書と各算定様式の雛型ファイルをダウンロードし、同ファイルに入力して申告データを作成し、申告書のみを印刷（各算定様式は印刷不要）して押印のうえ、申告書と算定様式のデータ（CSVファイル形式）を保存したFDと一緒に提出されます。

### ○FD申告の提出内容



#### ウ オンライン申告

最初に事前登録を行い、オンライン申告サイトにログインするための認証情報を入手します。認証情報を使用して同サイトにログインして、申告書と各算定様式の雛型ファイルを手取りし、申告データ（CSVファイル）を作成のうえ、同サイトから機構にデータが送信されます。

## ② 用紙申告（複写式の紙での申告）の指導事項

ア 用紙申告書中の所在地・名称及びこれらのフリガナ、郵便番号、電話番号及び業種名はすでにプリントしてあります。内容に変更がある場合は、二重線で抹消して当該欄余白に変更後のものを記入します。また、届出が必要な場合は、「名称等変更届出書」を提出させてください。

イ 資本金、最大排出ガス量等については、記入漏れが非常に多いので、記入漏れのないように指導してください。

### ③ F D申告の指導事項

ア 賦課金ホームページからF D申告用雛型ファイルをダウンロードして作成するよう指導してください。

なお、事業所がインターネットに接続しておらず、F D申告用雛型ファイルをダウンロードできない場合は、相談窓口でF D申告用雛型ファイルを複写する等の便宜を図ってください。

イ F D申告用雛型ファイルに必要な事項を入力する際は、Excel シート上の黄色のセルに必要な事項を入力するよう指導してください。

また、「前年度データ複写」の機能を使って申告書を作成する際、複写されるデータである住所、名称等が前年度から変更されている場合は、変更後のデータを入力するとともに、「名称等変更届出書」を提出させてください。

ウ 申告書は、F DにC S Vファイルで保存するとともに、入力済の申告書を印刷し、代表者印等を押印のうえ、当該F Dと併せて提出させてください。

エ 各算定様式は、F DにC S Vファイルを保存して提出させてください。なお、印刷して提出する必要はありません。

また、作成されるC S Vファイルの数は様式毎に異なりますので注意し、作成されるC S VファイルはすべてF Dに保存して提出させてください。

オ 「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E 様式)」、「排出ガス測定の結果を示す書類 (b 様式)」及び「加重平均一覧表」は、F DにC S Vファイルを保存して提出させてください。

なお、F D申告用雛型ファイルを使って算定が困難な場合には、独自に作成した書類を印刷して提出させてください。

カ 必ず1事業所1枚のF Dに、作成したC S Vファイルを保存して提出させてください。1枚のF Dに保存しきれない場合は、CD1枚にまとめて保存し、提出するように指導してください。

また、提出に当たっては、F Dに提出年月日等の事項を記載したラベルを貼付して提出するように指導してください (CDの場合はケースに貼付)。

### ④ オンライン申告の指導事項

ア オンライン申告を行う場合は、予め「電子申告等届出書」によって事前登録を行い、オンライン申告サイトへログインするための認証情報 (I D、仮パスワード及び認証用CD) を入手するよう指導してください。

なお、認証用CDは「電子申告等を行う者」が変更しない限り継続して使用するので、大切に保管するよう指導してください。

イ オンライン申告サイトから、雛型ファイルをダウンロードして申告書を作成する方法は、F D申告の場合と同様です。

作成した提出用データ (C S Vファイル) は、オンライン申告サイトからデータ送信します。

⑤ 各種届出書についての指導事項

ア 各種届出書の様式は、賦課金ホームページに掲載しているのでダウンロードして使えます。ダウンロードした各種届出書の様式は、申告方式にかかわらず、すべての方が利用することができます。

イ 印刷した届出書には、必ず事業所の代表者印等を押印のうえ提出するよう、指導してください。(FDへ保存して提出することはできません。)

ウ 事業所より、工場等の全面廃止や移転の連絡があった場合は、

- ・「名称等変更届出書」

- ・「ばい煙発生施設使用廃止届出書(写)」

(=大気汚染防止法に基づき都道府県知事等に提出するもののコピー)

を機構に提出するよう指導してください。

特に、事業所を閉鎖した場合、「名称等変更届出書」の送付先欄に以後の申告関係書類等の送付先(原則として本社となります)を記入するよう指導してください。

エ 代表者又は代理人に変更があった場合の各種届出書の提出の指導については下表を参照してください。

変更する者	申告形態	届出方法
代表者	用紙申告	届出の必要はありません。
	FD申告	申告書には、変更後の代表者を記載して申告してください。
	オンライン申告	変更する代表者が、「電子申告等を行う者」として登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。
代理人	用紙申告	「代理人選任・解任届出書」を提出してください。
	FD申告	
	オンライン申告	変更する代理人が、「電子申告等を行う者」で登録している場合は、新たに「電子申告等届出書」を提出してください。

### 3. 適切な申告書提出の慫慂

申告・納付期限(5月15日)までの間、注意喚起を促すために、電話、ハガキ、面談等の方法により、申告書の提出を慫慂してください。

(参考)

昭和63年3月1日から公害健康被害補償法の改正法が施行され、改正後の納付義務者は、昭和62年4月1日現在で一定規模以上のばい煙発生施設を設置している者に固定された。そのため、昭和62年4月1日以降、移転、閉鎖等によって、ばい煙発生施設をすべて廃止した事業所であっても、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務がある。

#### 4. 申告書等の受理及び点検

##### (1) 受付窓口

申告書等の逸失及び情報漏えいを防ぐため、受付窓口を開設し、事業所からの申告書等を適正に受理するようにしてください。

##### (2) 申告書への受理印の押印

用紙申告、FD申告により申告書の提出があったときは、申告書上部余白に必ず商工会議所による受理印の押印を行ってください。

用紙申告の申告書は4枚複写となっておりますが、1枚目の「機構用」、3枚目の「商工会議所用」に受理印を押印してください。4枚目の「事業者用」については、本来、商工会議所への提出は不要なものですが、提出があった場合は受理印を押印のうえ、当該事業所へ確実な方法で返却するようにしてください。

申告書に添付して提出される書類のうち、各算定様式（A～E、b様式）については受理印は不要ですが、各種届出書（「名称等変更届出書」、「代理人選任・解任届出書」）については、提出があった場合は受理印を押印してください。

なお、6月14日までに事業所から受け取り、商工会議所で受理印を押印した申告書が委託費の支払対象件数となります。

##### (3) 用紙申告の受理及び点検

###### ① 申告書の点検

4枚複写のうち「商工会議所用」を控えとして保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.50～56) 参照

申告書については、日本商工会議所が作成する点検マニュアルに基づき、点検をしていただきますが、特に、汚染負荷量賦課金の算定内容箇所（※）については次のとおり対応してください。

(※) 汚染負荷量賦課金の算定内容箇所とは、 申告書中の ⑤「汚染負荷量賦課金賦課金の計算」欄 ⑥「延納の申請」欄 ⑦「汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」欄	を指します。
--	--------

上記の算定内容箇所について、記載漏れや記載誤り等があった場合は、各地商工会議所担当者は、事業所に対して訂正印による修正等は求めず、記載漏れや記載誤り等のあった箇所への付箋貼付やメモ書き等により、機構へ当該箇所を正確に伝えてください。

また、事業所に対しては、必要に応じて、「後日、機構による最終確認後に算定

金額等について修正のお願い等の連絡が入る場合もありますので、ご了承ください。」と指導してください。

なお、算定内容箇所以外については、記載漏れは事業所に記載させ、記載誤りは申告書作成担当者の訂正印を押印して修正させるよう、指導してください。

(P. 19「汚染負荷量賦課金申告書点検要領」を参照。)

申告書が提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書と差し替えてもらうようにしてください。申告書を差し替えた場合は、元の申告書は事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

## ② 添付書類の点検

ア 年間排出量の算定の過程を示す書類（各算定様式）

イ 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合は、「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を相互に関連づけた一覧表」（加重平均一覧表）

ウ 密度及び硫黄分に自社分析値を用いた場合、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記した一覧表

エ A、C又はD様式を使用し、脱硫によって除去されるSOxがある場合は、補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）

オ B又はD様式の排出ガス測定欄を使用した場合は、排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）

カ E及びb様式の添付が必要なときで、同様式による算定が困難な場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

### <使用様式ごとの添付書類早見表>

使用様式	使用量、密度及び硫黄分の一覧表	E 様 式		b 様 式	そ の 他
		脱 硫 あ り	脱 硫 な し		
A 様 式	※1 △	○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
B 様 式	×	×	×	○	
C 様 式	※2 △	※4 ○	×	×	密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類
D様式	a欄	○	×	×	
	b欄	△	×	×	○

※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。

#### (4) F D申告の受理及び点検

- ① 印刷して押印された申告書と、CSVファイルを保存したFDがあることを確認してください。印刷・押印された申告書はコピーして「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.50~56) 参照

印刷・押印された申告書及びFDが提出された後、事業所から訂正の申し出があった場合は、事業所に直接訂正させるか、正しい申告書及びFDに差し替えてもらうようにしてください。印刷・押印された申告書及びFDを差し替えた場合は、元の申告書及びFDは事業所に返却し、重複して機構に送付することがないように注意してください。

- ② FDには、「提出年月日」、「汚染負荷量賦課金番号」、「納付義務者及び対象工場・事業場の名称」及び「保存データの内容」を記載した所定のラベルが貼付されているか確認してください。

なお、各項目の記載内容がわかれば所定以外のラベルでも構いません。

#### (5) オンライン申告の点検（申告状況の確認）

オンライン申告した事業所については、委託業務関連オンラインシステムにアクセスして当該事業所のオンライン申告内容を確認してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.31~32)

また、当該事業所のオンライン申告書情報を印刷して「商工会議所用」として保管するとともに、委託業務関連ファイルシステムに申告書内容を入力してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.31~32、50~56) 参照

#### (6) 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）排出量の前年度との比較及び確認

申告方法に関わらず、全ての申告書の算定内容箇所中にある硫黄酸化物排出量（現在分）について、前年度申告書の数値との比較を行ってください。

前年度申告書（控）又は「業務実施台帳」の前年度の欄と比較し、前年度と大きく乖離していた場合（前年度より2分の1以下になった場合又は5割増加した場合）は事業所へ連絡して数値等の確認をし、現在分の硫黄酸化物排出量誤りでないことを確認するなど状況を報告してください。

確認した内容については、「現在分SO<sub>x</sub>排出状況（前年度との乖離状況一覧）」（記入例はP.20参照。別途、日本商工会議所から記入様式のデータをイントラネット等で提供いたします。）により、申告書等の送付時に併せて機構へ提出してください。

(7) 各種届出書の受理確認

「代理人選任・解任届出書」及び「電子申告等届出書」については、届出者が代表者となっているかを確認してください。

届出者が代表者でない場合は、再提出を依頼してください。

5. 申告状況の確認・連絡

日本商工会議所からの依頼に基づき、申告・納付期限（5月15日）時点における申告件数と、納付義務者の状況（電話等の連絡がつかない未申告事業所等）を連絡してください。

6. 未申告事業所に対する指導

申告・納付期限（5月15日）までに申告書の提出がない未申告事業所に対しては、次の手順で指導してください。

(1) 電話等によって申告・納付の督促を行う。

なお、電話等によって督促を行ったにも関わらず、申告・納付を行わない事業所については、可能な限り事業所に出向いて、申告・納付の督促を行う。

(2) 「5. 申告状況の確認・連絡」にて連絡した、電話等の連絡がつかない未申告事業所のうち、特に機構が情報収集を指示する事業所について、可能な限り当該事業所の情報収集を行う。

情報収集を行う場合は、以下のように対応する。

- ① 土地、建物の登記事項証明書の取得
- ② 事業所所在地の現況を確認できる写真の撮影（可能であれば）
- ③ 事業所所在地の近隣の方から当該事業所の状況について聴取（可能であれば）

なお、対応を行っていただいた案件については、1事業所につき2割増しの単価で委託費をお支払いいたします（写真撮影や状況の聴取が難しい場合、登記事項証明書取得のみでも、単価は2割増しとします）。

(3) 未申告事業所に対して実施した督促状況及び事業所の状況確認の内容を、委託業務関連ファイルシステムより「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」に記入し、機構へ引き継いでください。

注「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P. 50、57～58、63～70、71～72) 参照

## 7. 事業所の申告の記録

委託業務関連ファイルシステムより、申告の状況等を「業務実施台帳」に記録してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.71~72) 参照

## 8. 申告書等の機構への送付

### (1) 申告書等の送付

申告書等の機構への送付は、本徴収業務の中で最も重要な事項ですので、間違いのないように行ってください。

- ① 遅くとも申告・納付期限（5月15日）後10日以内に機構へ到着するよう送付してください。

遅れて提出された申告書等については、順次、機構へ送付してください。

- ② 申告書及び添付書類は、必ず1事業所ごとに機構から配布するクリアフォルダ1部に入れるようにしてください。

複数の事業所分の申告書及び添付書類を1部のクリアフォルダに入れたりしないようにしてください。

FD申告の場合、提出されたFDについては、クリアフォルダ表面のFD収納スペースに確実に入れるようにしてください。また、クリアフォルダをホチキス止めしないでください。

使用せずに余ったクリアフォルダについては、次年度も利用いたしますので、機構へ申告書等を送付する際に同封して返送してください。

- ③ 申告書等の送付に当たっては、委託業務関連ファイルシステムから「申告書送付表」を作成し、添付してください。申告書送付表は、「申告書送付表（用紙申告分）」、「申告書送付表（FD申告分）」を別様に作成してください。

なお、オンライン申告の場合は、送付する申告書自体がありませんので、「オンライン申告事業者連絡表」を作成し、送付してください。

注)「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.59~62) 参照

- ④ 「4.(6) 硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)排出量の前年度との比較及び確認」(P.14~15)で硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)排出量の大幅な乖離があった場合には、「現在分SO<sub>x</sub>排出状況(前年度との乖離状況一覧)」を併せてご送付ください。

- ⑤ 申告書等を送付する際は、③で作成した「申告書送付表（用紙申告分）」及び「申告書送付表（FD申告分）」の記載順に、②で用意したクリアフォルダに入れた申告書を並べ、申告書送付表に記載した事業所分ごとに輪ゴム等でまとめてから梱包してください。

また、「申告書送付表」は、4枚1組となっているので、すべて印刷したうえで、1枚目の「商工会議所用」は商工会議所で保管し、2～4枚目の機構用を申告書とともに送付してください。

- ⑥ 申告書等の機構への送付にあたっては、IV 5. 商工会議所一覧 (P.25) を参照のうえ、機構本部 (川崎市) 又は大阪支部 (大阪市) へ送付してください。

平成25年度6月28日 (金) に機構大阪支部は廃止されますが、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の商工会議所については、これまでどおり、平成25年6月28日 (金) までは引き続き、大阪支部へ申告書等を送付していただきます。

- ⑦ 申告書等の送付にあたっては、個人情報、法人情報が含まれるため、送付記録が残りかつ受取の確認ができる手段 (宅配便又は書留郵便小包等。普通郵便は不可。) により確実に行ってください。

- ⑧ 差替えや添付書類の不備等の理由で、一部の申告書にかかる送付が遅れている場合は、その旨の連絡文書等を添付のうえ、送付可能な他の申告書等を優先して機構へ送付するようにしてください。

(2) 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」等の提出

「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」を作成してください。

なお、本業務についての従事日報の作成や提出は不要です。

- ① 「各地商工会議所別委託事業実績書」及び「業務実施台帳」は、委託業務関連ファイルシステムにより作成し、事業実績データ (「事業所.csv」、「事業実績.csv」、「業務実施台帳.csv」) を6月30日までに機構にデータ送信してください。

注) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.63～74、27～30) 参照

- ② 「各地商工会議所別委託事業実績書」に係る申告書提出協力要請、申告書等の点検状況については可能な限り把握し、その数値等を記入してください。

注) 「委託業務関連オンラインシステム 操作マニュアル」(P.65～66) 参照

#### 9. 徴収実施期間後の事業所からの相談

徴収実施期間（3月1日から6月14日までの間）後に、事業所から相談があった場合は誠実に対応し、必要に応じて相談内容を機構へ連絡してください。

#### 10. 帳簿等の保存

業務実施台帳、各地商工会議所別委託事業実績書、申告書の商工会議所控は、5年間保存するようにしてください。

IV 点検要領・記載例

1. 汚染負荷量賦課金申告書点検要領

**機構用**

**平成25年度汚染負荷量賦課金申告書**

平成25年5月9日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

① 申告区分 1:0 賦課金区分 1 汚染負荷量賦課金番号 納付義務者番号 工場・事業場 C・D

1:0 1 0:3:3:0:9 0 1 2

**受付**

25.5.10

商工会議所

② (ばい付) 煙発生施設等設置者

(フリガナ) カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310  
 (ハ) 住所 2:1:2 8:5:5:4 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310番地  
 (フリガナ) アオゾラ コウギョウ カブシキガイシャ  
 (ハ) 氏名又は名称 青空工業株式会社 (印)  
 電話番号 044 520 - 9503  
 (フリガナ) アオゾラ イチロウ (フリガナ) オオモリ カズオ  
 (ハ) 代表者氏名 青空一郎 (印) (イ) 同左 大森一夫 (印)  
 (イ) 同左 代理人  
 (イ) 資本金 兆 十億 百万 千円 37 6230000  
 (フリガナ) ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3  
 (ハ) 所在地 9:8:3 0:0:0:1 宮城県 仙台市 宮城野区 港 1丁目2-3  
 (フリガナ) センダイ コウジョウ  
 (ハ) 名称 仙台工場 電話番号 022 - 562 - 8191  
 (フリガナ) オオモリ カズオ (イ) 業種名 ④ 立方メートル/時  
 (ハ) 工場長の氏名 大森一夫 鉄鋼業 1時間当たりの最大排出ガス量 10000 m<sup>3</sup>/h 9:2:0:1:6

③ 対象工場・事業場

(イ) 硫酸化物排出量 (a) 単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル) (ハ) (イ) × (a) 汚染負荷量賦課金額

汚染負荷量算	(イ) 硫酸化物排出量		(a) 単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)		(ハ) (イ) × (a) 汚染負荷量賦課金額			
	過去分	現在分	円	銭	千	百	十	円
前年の排出量 (立方メートル/年)	41276	31171	111	11	458	576		
⑥ 延納の申請	⑦ する	⑧ しない			3	463	409	
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳								
(イ) 全期又は第1期 (初期)	(ロ) 第2期	(ハ) 第3期	(ニ) 第4期					
9:8:0 7:0:0	9:8:0 4:0:0	9:8:0 4:0:0	9:8:0 4:0:0					

A 3 B 2 (92016) (0401) 仙台  
 E 6 b 1 2

注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

作成担当者	所属課 環境課
	電話番号 022-562-818 (内263)
	フリガナ タイキ マモル
	氏名 大伊木 守

提出年月日の記入があるか。

商工会議所の受領印が押されているか。

社印、代表者印又は代理人印の洩れはないか。  
社印がなくても、代表者印又は代理人印があれば可とする。

代理人の変更又は新たに代理人を選任した場合、代理人選任解任届出書が提出されているか。

前年申告時の資本金額

4月1日現在のばい煙発生施設の最大排出ガス量の合計が記入されているか。

灰色部分は算定内容箇所であるため、記入漏れや記入誤りがあった場合は、事業所に訂正は求めず、付箋貼付やメモ書等で機構へ当該箇所を正確に伝えること。

算定内容箇所について、事業所による一部修正等がなされている場合は、代表者又は代理人の訂正印が押印されているか確認すること。

記入があるか。

該当する記号等が○で囲まれているか。

前年の最大排出ガス量

2. 平成25年度汚染負荷量賦課金申告における現在分SOx排出状況（前年度との乖離状況一覧） 記載例

〇〇 商工会議所

No.	汚染負荷量 賦課金番号 (8桁)	納付義務者名称	対象工場・事業場名称	前年度の現在分SOx排 出量との乖離状況	理由（複数回答可）
1	01122334	(株)〇〇	第一プラント	<input checked="" type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input checked="" type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input checked="" type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
2	05566778	△△産業(株)	〇〇工場	<input type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input checked="" type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
3	07890123	××化学工業(株)	本社工場	<input checked="" type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( SOx濃度が低下したため )
				<input type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
				<input type="checkbox"/> 前年度比 1/2以下 <input type="checkbox"/> 前年度比 5割増	<input type="checkbox"/> 経済情勢等に伴う施設稼働率(燃原料使用量)の増減によるもの。 <input type="checkbox"/> 燃原料の転換、変更によるもの。 <input type="checkbox"/> 脱硫効率の変動によるもの。 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※ 本表は、当年度申告書のSOx排出量(現在分)が、前年度比で1/2以下又は5割増の事業所について確認のうえ作成し、機構へ提出してください。



平成25年度 各地商工会議所別委託事業実績書  
( 汚染負荷量賦課金 )

〇〇 商工会議所

2. 申告書未提出事業所一覧

市区郡名 賦課金番号	事業所名	未提出となった状況
A市 01111-55.5	(株)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出。 対応者 管理課 〇〇氏 TEL 000-0000
A市 04567-23.4	C建設工業(株)	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現地の確認状況は、別紙を参照
B郡T町 03333-11.1	T物産(株)第二工場	5/17、5/22、6/、6/12、6/14 担当の〇〇氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
C市 01234-77.7	(株)〇〇〇〇	〇〇管轄へ申告書を提出した。(〇〇管轄の提出確認済)
C市 05577-12.3	△△△△(株)△△工場	ハガキ、電話にて督促。制度に対して納付できないとのこと。 対応者 社長〇〇氏 TEL 000-0000

●「未提出となった状況」欄は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「未申告データ入力」から入力してください。

3. 説明会開催状況及び資料送付状況

説明会開催の日時	平成〇年〇月〇日	13:30~16:00
説明会開催の場所	〇〇会議所 会議室	
出席者数及び事業所数	70名	65事業所
説明会開催通知数	80事業所	
説明会資料送付部数	80部	80事業所
説明会当日資料配布	0部	

〈説明会での質疑及び問題点〉

- ・脱硫効率の算定方法について
- ・A事業所において発電部門のみが別会社として分離独立したが、今後の申告方法はどうか。

4. 窓口相談及び電話相談

件数	窓口相談		電話相談		合計	
	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数	件数
39	32	57	48	96	80	80

〈主な内容〉

- ・一覧表の作成方法について
- ・清掃工場を移転する予定であるが、今後の申告はどうか。
- ・賦課料率の今後の見通しについて

6. 申告書等の点検

申告書総数	誤り事項			誤り総数
	記載もれ	計算誤り	添付書類不備	
78 ※1(7) ※2(3)	21	4	10	35

※1( )内はうち数でFD申告、※2( )内はうち数でオンライン申告の件数。

〈主な誤り及び指導内容〉

- ・資本金、最大排出ガス量の記入漏れ。
- ・添付書類の不備等について、事業所に連絡し、是正するよう依頼した。

7. 指導員の氏名

氏名	会議所における役職
環境太郎	振興課 課長
環境明夫	振興課 係長
環境花子	振興課

8. 機構へ送付する申告書等

(申告書)		(諸届出書)			
送付月日	送付件数	送付月日	送付件数	送付月日	送付件数
5・17	64			5・17	9
5・24	14			5・31	4

9. 機構に対する連絡事項

- ① A興産(株)とB石油精製(株)が〇年〇月〇日に合併の予定。
- ② K合板(株)は不況のため、〇年〇月いっぱい廃業。
- ③ S市清掃工場センター、〇年〇月に移転計画あり。

5. 申告書提出協力要請

期限	電話		ハガキ等		面接		合計	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
期限内	80	80	0	0	3	2	83	82
期限内後	32	26	26	26	4	3	62	55

●この様式は、「委託業務関連ファイルシステム」→「実績書の作成/印刷」→「事業実績の入力」から入力してください。

4. 業務実施台帳記載例

業務実施台帳  
(汚染負荷量賦課金)

賦課金番号		55555-12.3		所在地:千000-0000		電話:03-1234-5678		業種名		鉄鋼業		その他地域	
事業所名		青空工業(株)仙台工場		送付先:千000-0000		電話:03-1234-5678		業種名		鉄鋼業		その他地域	
年度		平成24年度		FD申告		平成25年度		FD申告					
作成者担当所属部署		環境課		大伊木 守		環境課		大伊木 守					
作成担当者氏名		大伊木 守		平成24年5月12日		平成25年5月10日							
申告書受理年月日		平成24年5月12日		92,018 m <sup>3</sup> N/h		92,018 m <sup>3</sup> N/h							
1時間当たりの最大排出ガス量		92,018 m <sup>3</sup> N/h		6,230,000 千円		6,230,000 千円							
4月1日現在の資本金		6,230,000 千円		41,278 m <sup>3</sup> N/算定基礎期間		41,278 m <sup>3</sup> N/算定基礎期間							
過去分SOx累積換算量		41,278 m <sup>3</sup> N/算定基礎期間		31,178 m <sup>3</sup> N/年		31,178 m <sup>3</sup> N/年							
前年のSOx排出量		31,178 m <sup>3</sup> N/年		11.11 円/m <sup>3</sup> N		11.11 円/m <sup>3</sup> N							
過去分賦課料率		11.11 円/m <sup>3</sup> N		111.00 円/m <sup>3</sup> N		111.00 円/m <sup>3</sup> N							
現在分賦課料率		111.00 円/m <sup>3</sup> N		458,598 円		458,598 円							
過去分賦課金		458,598 円		3,464,787 円		3,464,787 円							
現在分賦課金		3,464,787 円		3,922,700 円		3,922,700 円							
汚染負荷量賦課金		3,922,700 円		980,900 円		980,900 円							
納付第1期(全期)		980,900 円		980,600 円		980,600 円							
納付第2期		980,600 円		980,600 円		980,600 円							
延納		980,600 円		980,600 円		980,600 円							
有・無		有		有		有							
内第3期		有		有		有							
第4期		有		有		有							
賦課		有		有		有							
状況等を記載する欄		説明会への出欠状況等について記載する。		担当者出張中のため		説明会に 欠席		担当者出張中のため		説明会に		説明会に出席したか又は欠席か、該当する方を選択してください。	
状況等を記載する欄		説明会及び電話等で指導事項あるいは相談を受けた事項について記載する。		4/25 A様式の記入について 5/10 加重平均表の作成について		4/25 申告期限についての確認 4/25 燃料種類別の算定について 5/2 B様式算定の測定回数について		4/10 申告期限についての確認 電話あり(大伊木氏) 4/25 燃料種類別の算定について 5/2 B様式算定の測定回数について		申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。		申告書作成についての相談や、指導した事項を具体的に記入してください。	
状況等を記載する欄		申告書類等が未提出の事業所に対する督促等の状況について記載する。		5/11 例年遅延申告しているため、業書によって期限内申告を要請した結果、本年は期限内に申告があった。		5/10 電話の際に期限内申告につき、念押し。 5/14 納付手続が完了後、申告書持参(大伊木氏)		5/10 電話の際に期限内申告につき、念押し。 5/14 納付手続が完了後、申告書持参(大伊木氏)		未申告事業所の督促状況等を、具体的に記入してください。		未申告事業所の督促状況等を、具体的に記入してください。	
備考		名称等変更届 有 代理人届 有		名称等変更届 有 代理人届 有		名称等変更届 有		名称等変更届 有		要望、意見等を記入してください。		要望、意見等を記入してください。	

届出書の有無は、「委託業務関連ファイル」の「申告書入力画面」で入力したデータが反映されます。

5. 商工会議所一覽

受託事業者： 日本商工会議所

再委託先：各地商工会議所																
都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名	都道府県名	商工会議所名							
北海道	函館 札幌 旭川 室蘭 釧路 帯広 北見 稚内 紋別 苫小牧	千葉	銚子	福井	福井	大阪	大阪 堺 東大阪 泉大津 高槻 岸和田 貝塚 茨木 吹田 八尾 豊中 泉佐野 北大阪 守口門真	山口	下関							
			千葉		敦賀				宇部							
			船橋		甲府				防府							
			木更津		長野				徳山							
		東京	盛岡 仙台 秋田 山形 福島 いわき 水戸 土浦 日立 下館	神奈川	市川			静岡	松本	兵庫	神戸 姫路 尼崎 明石 西宮 伊丹 高砂 加古川	徳島	岩国			
					松戸				岐阜				小野田			
					柏				大垣				徳島			
					市原				多治見				香川			
					野田				土岐				愛媛			
					青森				青森 弘前 八戸				東京	東八王子	愛知	静岡
武蔵野	名古屋					福岡										
立川	岡崎					福岡										
横浜	豊橋					久留米										
横須賀	半田					北九州										
川崎	一宮	大牟田														
小田原箱根	蒲郡															
平塚	豊川															
藤沢	刈谷															
茅ヶ崎	豊田															
厚木	安城															
秦野	春日井															
鎌倉	稲沢															
相模原																
岩手	盛岡	新潟	新潟	三重	四日市	岡山	岡山 倉敷 備前	徳島	徳島							
			足利		津				高松							
			高崎		鈴鹿				高松							
			前橋		大津				高松							
			川越		京都				高松							
			河口		京都				高松							
			熊谷		舞鶴				高松							
			さいたま						高松							
			所沢						高松							
			飯能						高松							

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の5府県につきましては、平成25年度より本部管轄となります。

リサイクル適性<sup>®</sup>(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

通し番号209

平成25年度

委託業務関連オンラインシステム  
操作マニュアル



独立行政法人  
環境再生保全機構

## 委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル 目次

1. システムの説明.....	1
2. 委託業務関連オンラインシステム・ファイルシステムに使用できるパソコンについて.....	1
3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ.....	3
4. 認証情報について.....	4
(1) 認証情報とは.....	4
(2) 認証情報の流れ.....	4
5. 委託業務関連オンラインシステムにおけるセキュリティの考え方.....	5
(1) 不正アクセスの防止について.....	5
(2) 通信路上の盗聴防止について.....	5
(3) 情報の保護について.....	5
6. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトのログイン受付時間.....	5
7. 委託業務関連オンラインシステムの利用手順.....	6
(1) ログインの準備.....	6
(2) 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトへのログイン.....	7
(3) 委託業務関連オンラインシステムメインメニュー画面.....	14
(4) 運用スケジュール.....	15
(5) ダウンロードのページ（予定者名簿・雛型ファイル・操作マニュアル）.....	16
(6) 納付義務予定者名簿のダウンロード.....	17
(7) 雛型ファイルのダウンロード.....	20
(8) 操作マニュアルのダウンロード.....	21
(9) 委託業務関連ファイルシステムメニュー.....	22
(10) 委託業務関連ファイルシステムのダウンロード.....	23
(11) 委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード（送信）.....	27
(12) 送信記録の確認、印刷.....	30
(13) オンライン申告検索・閲覧.....	31
(14) エラーメッセージ画面.....	33
(15) パスワード変更.....	36

8. 委託業務関連ファイルシステムの利用手順.....	43
(1) 委託業務関連ファイルシステムとは .....	43
(2) 委託業務関連ファイルシステムの起動.....	43
(3) 委託業務関連ファイルシステムのメインメニュー .....	50
(4) 「申告書の入力」メニューについて .....	51
(5) 「未申告事業所の表示／印刷」メニューについて.....	57
(6) 「送付表の印刷」メニューについて .....	59
(7) 「実績書の作成／印刷」メニューについて.....	63
(8) 「業務実施台帳の作成／印刷」メニューについて.....	71
(9) 「データ受け渡し処理」メニューについて.....	73
(10) 「宛名ラベルの印刷」メニューについて.....	75
(11) 「操作マニュアルの表示」メニューについて .....	80

<お問い合わせ先>  
 独立行政法人環境再生保全機構  
 補償業務部業務課 総括係  
 TEL 044-520-9544

## 1. システムの説明

### ・「委託業務関連オンラインシステム」

独立行政法人環境再生保全機構（以下、「機構」という。）から配布される認証情報（ユーザID、仮パスワード、識別コード）をもとに、機構に設けたWEBサイトにログインすることにより、下記の作業を行うことができます。

- 1) 「納付義務予定者名簿」（以下、「名簿」という。）や「委託業務関連ファイルシステム」をはじめとした各種資料のダウンロード
- 2) オンライン申告の事業所にかかる検索、申告内容閲覧
- 3) 機構への報告データのオンラインでの事務処理

### ・「委託業務関連ファイルシステム」

「委託業務関連オンラインシステム」WEBサイト内に用意されているシステムです。同WEBサイトからダウンロードして、各事業所の申告状況管理・機構への報告書類の作成、報告書類のオンライン送信をするためのシステムで、下記の処理を行うことができます。

- 1) 汚染負荷量賦課金申告書（以下、「申告書」という。）及びオンライン申告内容のデータ入力
- 2) 未申告事業所の表示
- 3) 送付表及びオンライン申告事業者連絡表の作成
- 4) 委託事業実績書（＝各地商工会議所別委託事業実績書）の作成
- 5) 業務実施台帳の作成
- 6) 機構への提出データの作成
- 7) 宛名ラベルの作成

## 2. 委託業務関連オンラインシステム、ファイルシステムに使用できるパソコンについて

委託業務関連オンラインシステム、ファイルシステムを利用する場合は、それぞれ次の条件をいずれも満たすパソコンが必要になります。

委託業務関連オンラインシステム、ファイルシステム		
1	OS	Windows XP(SP3)、Windows Vista(SP2)、及び Windows 7(SP1)のいずれかが搭載されていること
2	アプリケーションソフト	Excel 2002、Excel 2003、Excel 2007 及び Excel2010 のいずれかのアプリケーションソフトが使用可能なこと
3	ブラウザ	Microsoft Internet Explorer 7 日本語版以降 128 ビット SSL 暗号化通信が可能なこと
4	接続環境	インターネットに接続されていること

\* 上記は、OSとアプリケーションソフトを標準的な環境でインストールしている状況下で動作確認を行ったものです。

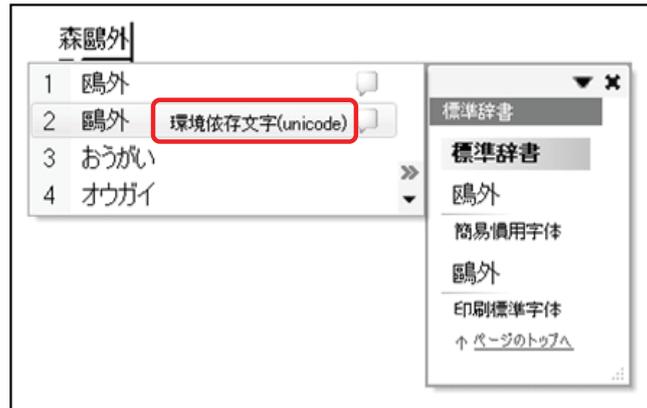
商工会議所の固有な環境により動作不良が発生する場合がありますので、必要に応じて、商工会議所のシステム管理者に確認して適切な対応を行ってください。

 **注意**

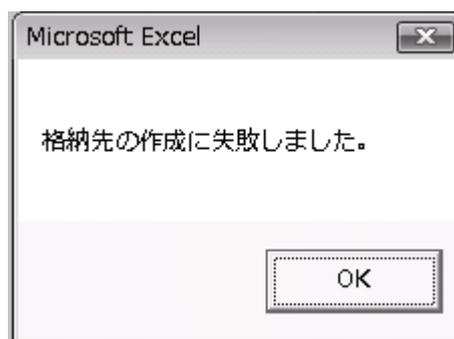
- Windows Vista 及びWindows7 を使用する場合、漢字の変換時に下の画面のように **[環境依存文字]** と注釈がつく文字があります。

この環境依存文字をご使用になりますと、文字化けなどの原因となり、文字を正しく扱えなくなる場合があります。

環境依存文字は使用せず、代替りの文字を使うなどしていただきますようお願いいたします。



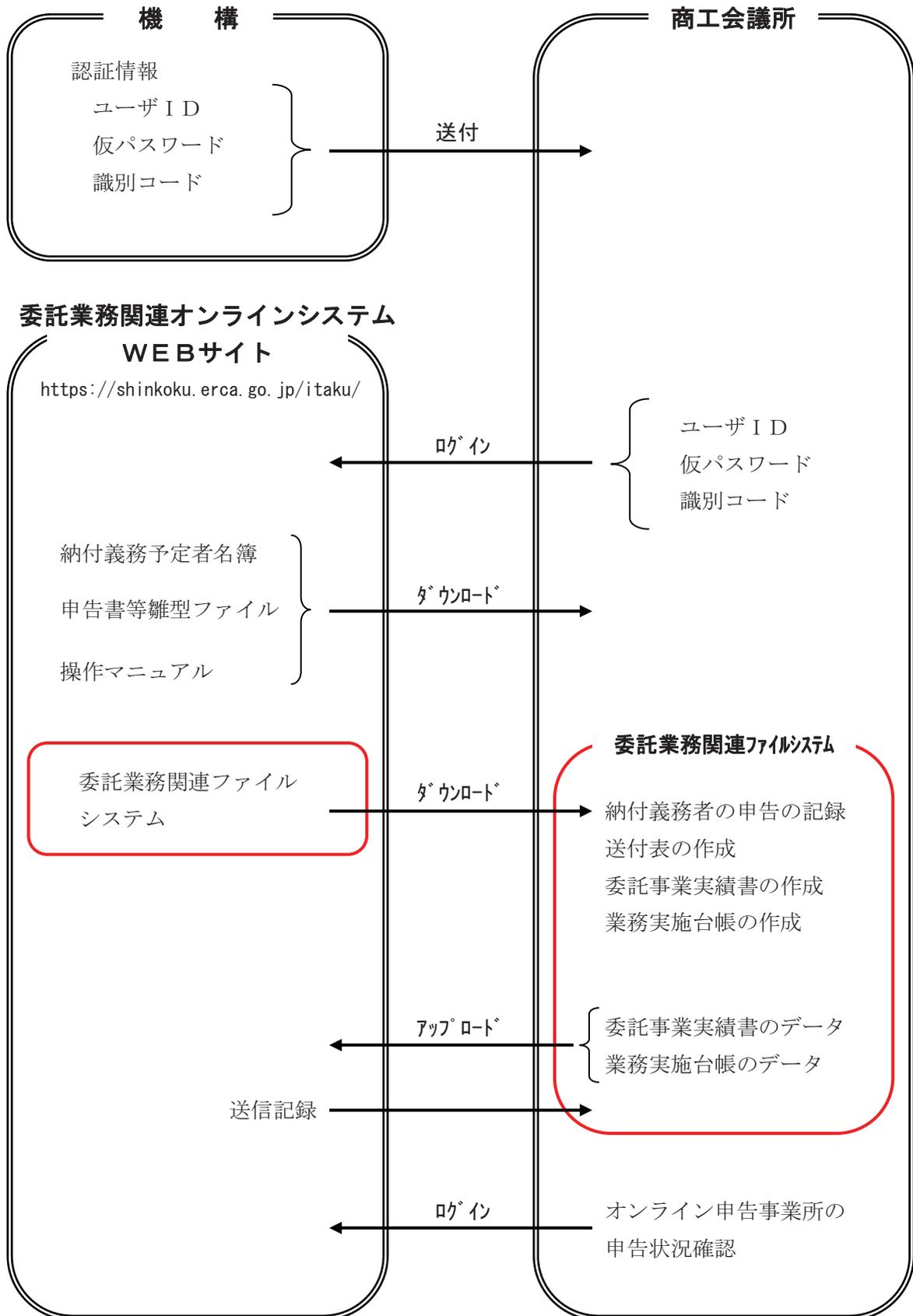
- 委託業務関連ファイルの入力時に、環境依存文字を入力して保存しようとする、エラーメッセージが表示され、保存ができません。
- 委託業務関連ファイルから提出用ファイルを保存する場合、保存先のフォルダ名に環境依存文字が含まれていると、下の画面のような不正なエラーメッセージが表示され、保存が正しく行われなことがある場合があります。



また、ファイルをアップロードする際に、アップロードするファイルが保存されているフォルダ名に環境依存文字が含まれている場合、誤った送信情報が記録されてしまう場合があります。

### 3. 委託業務関連オンラインシステムの流れ

委託業務関連オンラインシステムは、以下の流れで作業を進めていきます。



## 4. 認証情報について

### (1) 認証情報とは

認証情報は、商工会議所の管轄ごとに発行いたします。

認証情報とは、以下の3種類のことを指します。

- ・ **ユーザID** . . . 4桁の管轄コードです。
- ・ **仮パスワード** . . . 毎年度更新します。
- ・ **識別コード** . . . 認証用CDに保存してあるファイルのことです。

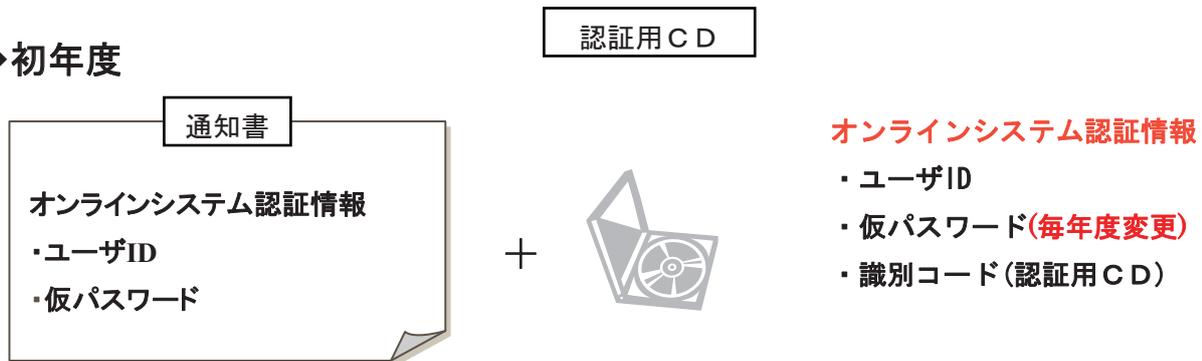
翌年度以降は、「ユーザID」と更新した「仮パスワード」を明記した通知書を、3月上旬に配布いたします。

認証用CDは、継続して使用していただきますので、大切に保管してください。

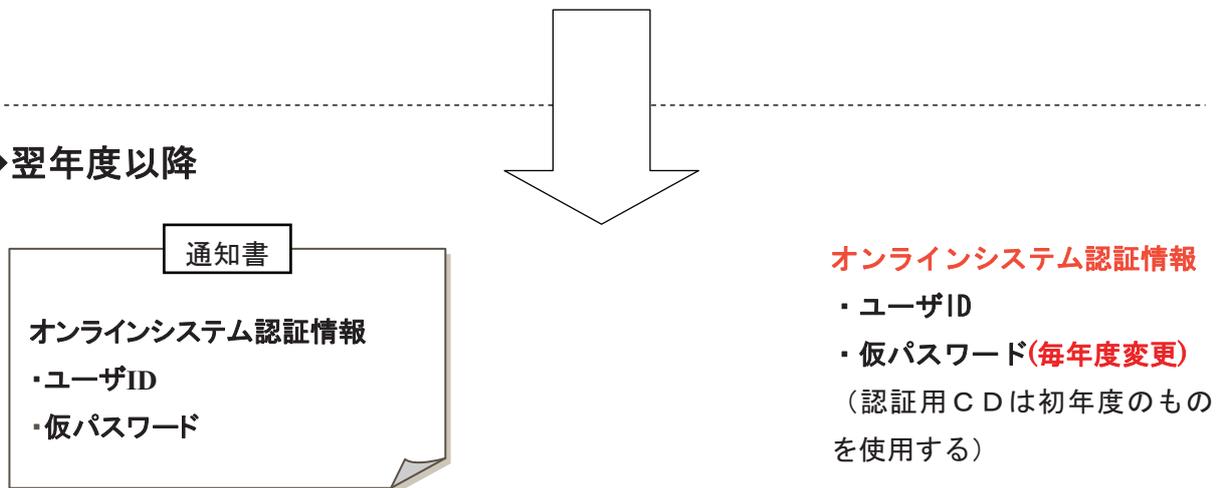
(紛失した場合は、機構までお申し出ください)

### (2) 認証情報の流れ

#### ◆初年度



#### ◆翌年度以降



## 5. 委託業務関連オンラインシステムにおけるセキュリティの考え方

### (1) 不正アクセスの防止について

商工会議所ごとに認証情報（ユーザID、仮パスワード、識別コード（＝認証用CD中に保存））の発行を行っています。

これら3つの認証情報のうち仮パスワードは毎年度更新し、安全性の確保に努めています。

### (2) 通信路上の盗聴防止について

委託業務関連オンラインシステムでは、通信路上における盗聴防止のために、暗号化技術としての標準である「128ビットSSL (Secure Sockets Layer) 暗号化通信」を採用しています。

### (3) 情報の保護について

委託業務関連オンラインシステムでは、情報を記録しているデータベースやサーバは、ファイアウォールとウィルス検索技術などにより保護されています。

## 6. 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトのログイン受付時間

期 間	曜 日	曜 日	
		平 日	土日祝日
納付義務予定者名簿及び委託業務関連ファイルシステムのダウンロード	3月15日～6月30日	8:30～24:00	8:30～18:00
全ての機能が使用可能	4月1日～1月31日		
運用停止期間	2月1日～3月14日		

## 7. 委託業務関連オンラインシステムの利用手順

### (1) ログインの準備

委託業務関連オンラインシステムにログインするには

- ・ ユーザ ID
- ・ 仮パスワード
- ・ 識別コード（認証用CD中に保存）

の認証情報が必要です。上記3点の認証情報をお手元に準備してください。

**オンラインシステム認証情報**  
(発行)

〇〇商工会議所  
委託業務担当者 殿

通知書

独立行政法人環境再生保全機構

委託業務関連オンラインシステムを使用するにあたり、今回 独立行政法人環境再生保全機構が、貴商工会議所 に対して発行する認証情報は以下のとおりです。

ID	
平成 年度 仮パスワード	
識別コード	認証用CD
オンライン URL	<a href="https://shinkoku.erca.go.jp/itaku">https://shinkoku.erca.go.jp/itaku</a>

- ◆ この用紙は別添の認証用CDとともに大切に管理・保管してください。
- ◆ 仮パスワードは毎年度更新されます。
- ◆ 認証情報に関するご不明な点は、以下にお問い合わせください。

独立行政法人環境再生保全機構  
補償業務部 業務課 総括係  
(TEL) 044-520-9544

識別コード（認証用CD）

+



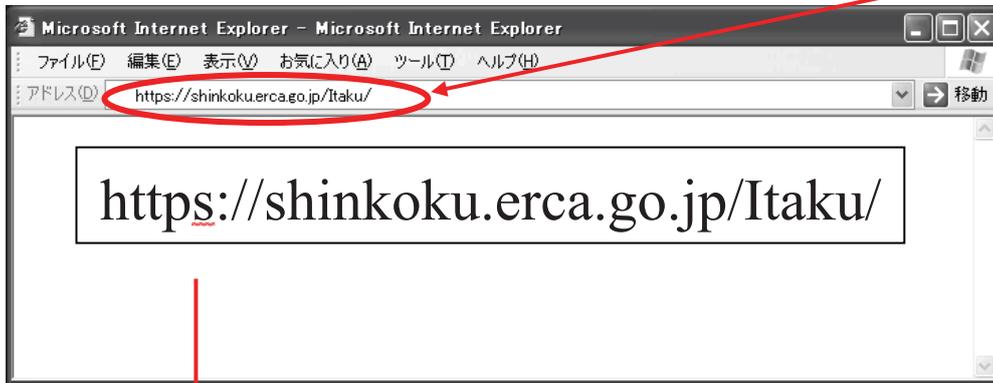


### 注意

- 通知書に記載されている仮パスワードはそのまま使用してください。
- 識別コード(認証用CD)を紛失された場合は機構までご連絡ください。
- パスワードには、英語の「I」「O」、数字の「1」「0」は、使用していません。

(2) 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトへのログイン

① 委託業務関連オンラインシステムWEBサイトのアドレスの入力



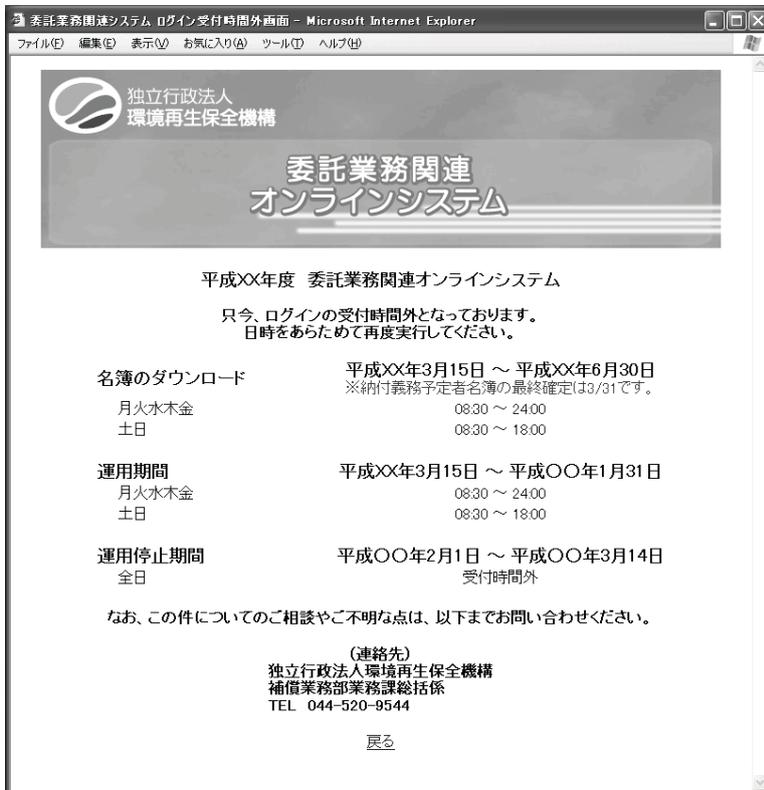
Internet Explorer  
を起動し委託業務  
オンラインシステ  
ムWEBサイトの  
アドレスを入力し  
た後、Enter キーを  
押してください。

「https」のS(エス)を忘れがちなので、ご注意ください。



## 注意

- アドレスを入力した後、ログイン受付時間内にもかかわらず「ログイン受付時間外通知画面」が出る場合は、次の手順に従って、ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。



[ログイン受付時間外通知画面]

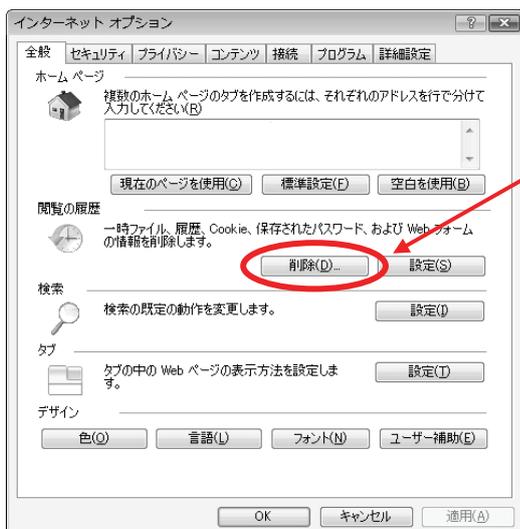
### <ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアする場合の手順>

[Internet Explorer 7]

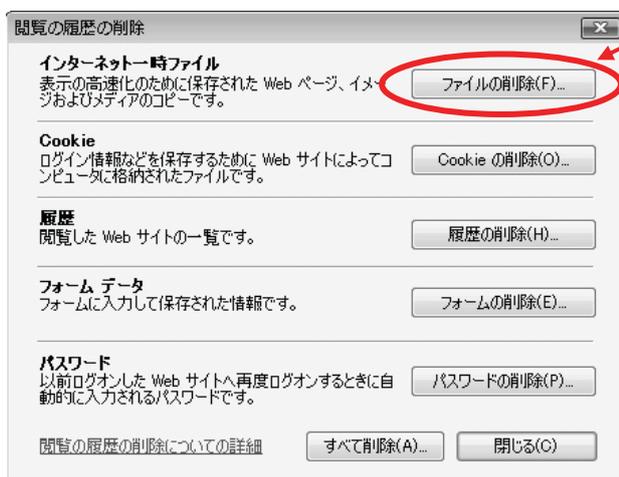




注意



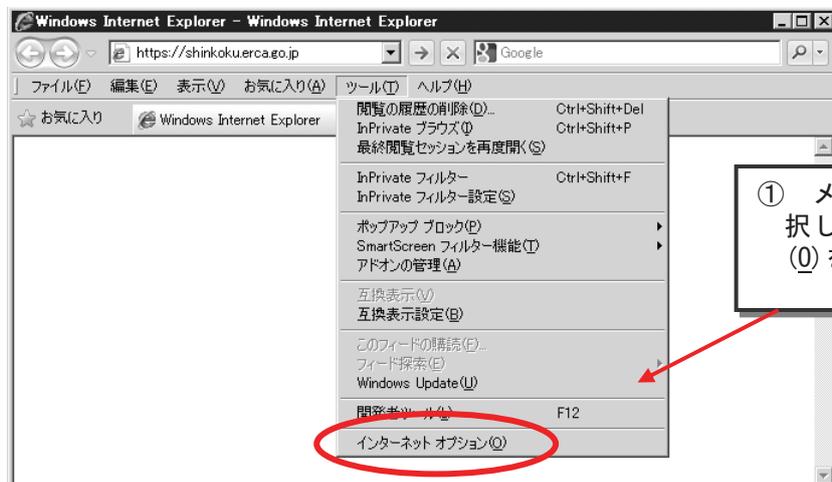
② 「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除』ボタンをクリックしてください。



③ 「インターネット一時ファイル」セクションで『ファイルの削除』ボタンをクリックしてください。

＜ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアする場合の手順＞

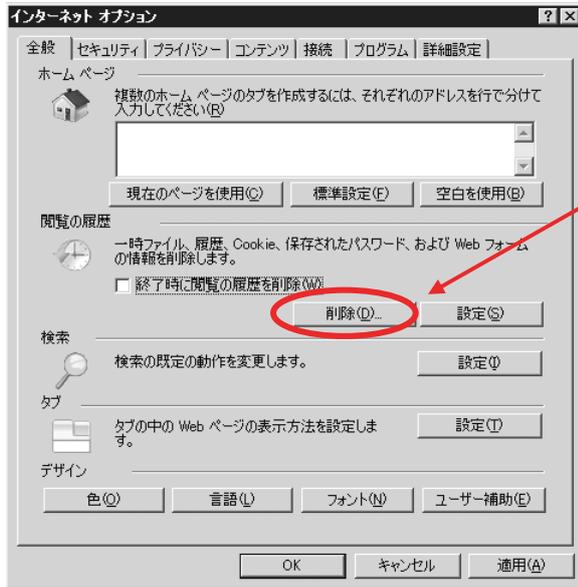
[Internet Explorer 8, 9]



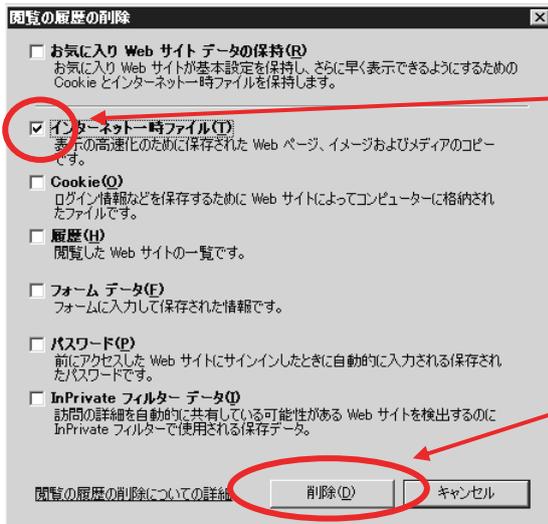
① メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



注意



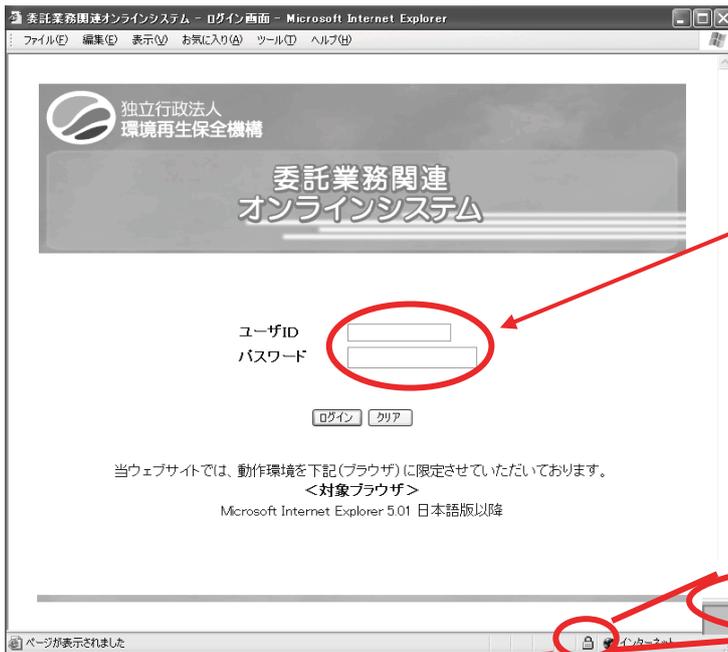
② 「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除』ボタンをクリックしてください。



③ 『インターネット一時ファイル』のチェックボックスをチェックしてください。

④ 『削除』ボタンをクリックしてください。

## ②ユーザ ID、仮パスワードの入力



ユーザ ID、仮パスワードを入力し『ログイン』ボタンをクリックしてください。

◇ ユーザ ID・仮パスワードは通知書に記載されているものを使用してください。

◇暗号化通信環境の確認  
マウスをステータスバーの鍵マークに合わせてください。  
右の画面の様に「SSL 保護付き (128 ビット)」と表示され、暗号化通信を行っていることが確認できます。

◇暗号化通信とは、インターネットを通じてデータをやり取りする際に、通信の途中で第三者による盗聴や改ざんを防ぐため、決まった規則に従ってデータを変換して通信をすることです。

### 注意

○ ユーザID、仮パスワードをブラウザに残さないようにするには、Internet Explorer のオートコンプリートの設定をオフに設定します。

詳細な設定の方法についてはP.37～を参照してください。

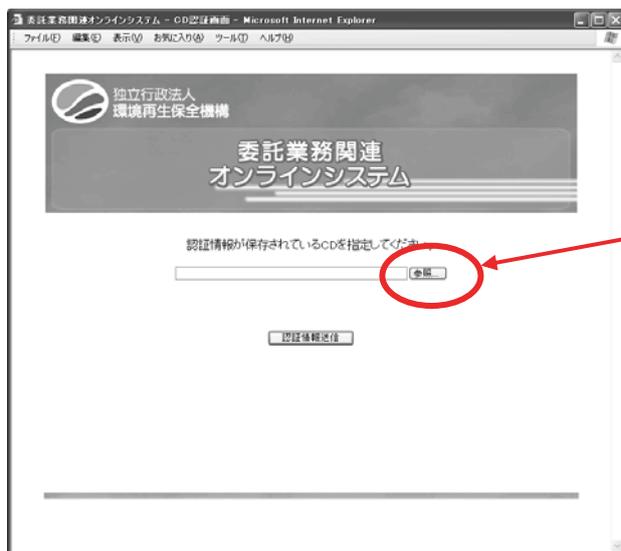
### ③識別コード（認証用CD）の指定

識別コードが格納されたCDをセットし、『参照』ボタンをクリックしてください。

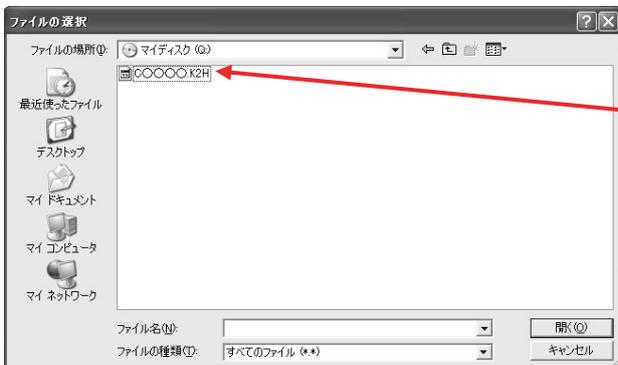
「ファイル選択」ダイアログが表示されますので、CD中の「C00000.k2h」ファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックしてください。

ブラウザ画面に戻ったら「認証情報送信」ボタンをクリックしてください。初回ログイン時には、パスワード変更画面が表示されます。

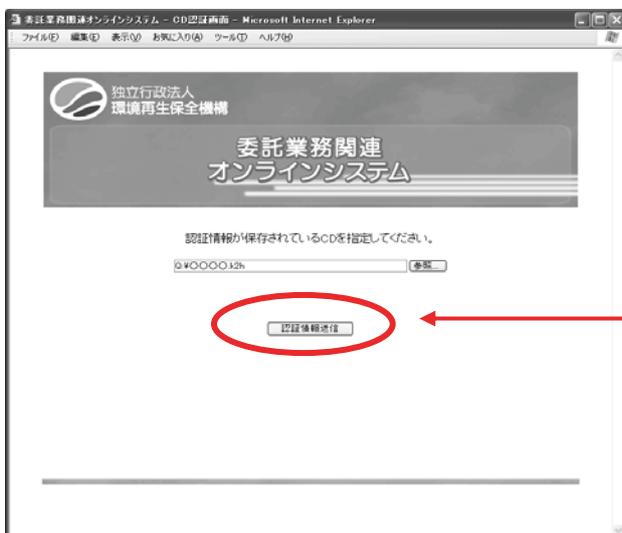
2回目以降は、委託業務関連オンラインシステムメニュー画面が表示されます。



参照ボタンをクリックすると、ファイル選択ダイアログが開きますので、認証用CDを指定します。



認証用CDには、「C00000.k2h」というファイルが保存されています。識別コードとして、このファイルを指定します。



『認証情報』送信ボタンをクリックしてください。

#### ④初回ログイン時の仮パスワードの変更

ユーザ ID、現パスワード (= 仮パスワード)、新パスワードを入力し、「パスワード変更」ボタンをクリックしてください。

パスワードが変更され、委託業務関連オンラインシステムメニュー画面が表示されます。

- ・ユーザ ID
- ・現パスワード
- ・新パスワード

を入力し、「パスワード変更」ボタンをクリックしてください。

(新パスワードの設定について)

- ・半角英数字 8~12 文字 (英字と数字は混在していても可) で設定してください。
- ・大文字、小文字は区別されます。
- ・「&」「”」「'」「<」「>」の 5 文字は使用できません。

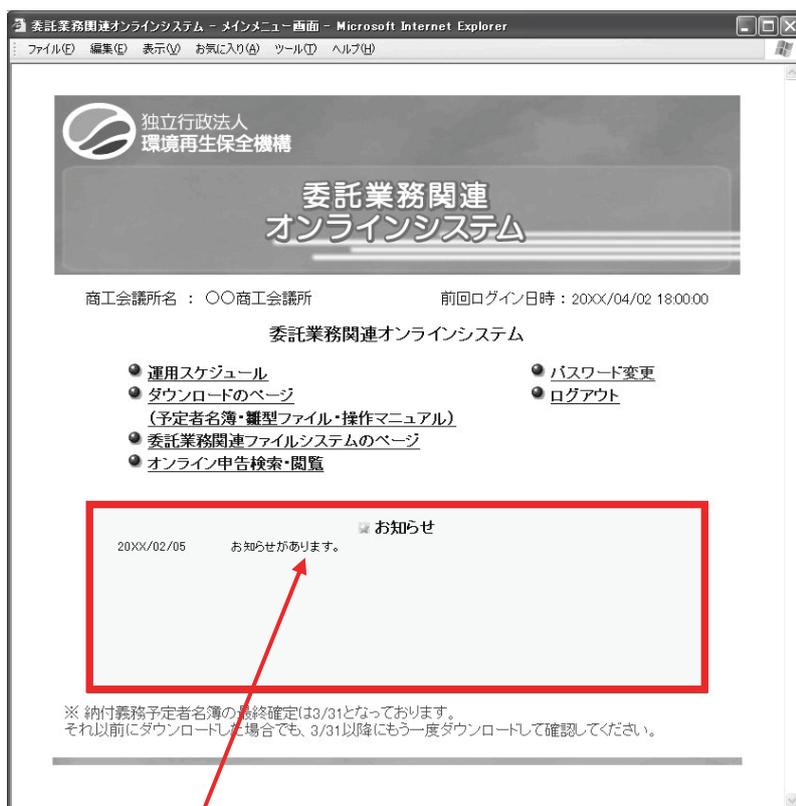


#### 注意

- ユーザIDとパスワードの認証、または識別コードの認証で、入力の失敗が既定回数(3回)を超えると、以下の画面が表示され、ログインができなくなります。

**その場合は、現在開いているブラウザを閉じていただき、再度ログインし直して下さい。**

### (3) 委託業務関連オンラインシステムメインメニュー画面

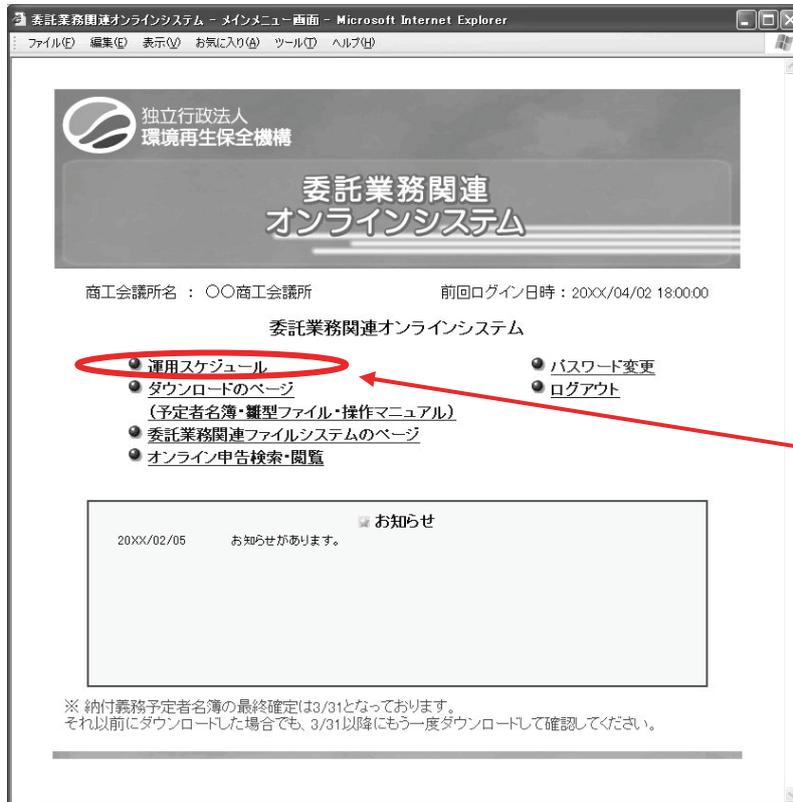


機構からのお知らせがある場合、  
トップ画面のお知らせ欄に掲載され  
ます。

- 運用スケジュール  
運用スケジュールを参照します。
- ダウンロードのページ  
(名簿・雛型ファイル・マニュアル)  
委託業務に関する以下のファイルをダウンロードします。
  - ・ 納付義務予定者名簿 (帳票、リスト)
  - ・ 各種雛型ファイル
  - ・ 操作マニュアル
- 委託業務関連ファイルシステムのページ  
委託業務関連ファイルシステムのダウンロード、アップロードを行うためのメニューを表示します。
- オンライン申告検索・閲覧  
管轄の事業所のオンライン申告の状況を確認します。
- パスワード変更  
パスワードを変更します。
- ログアウト  
ログアウトします。

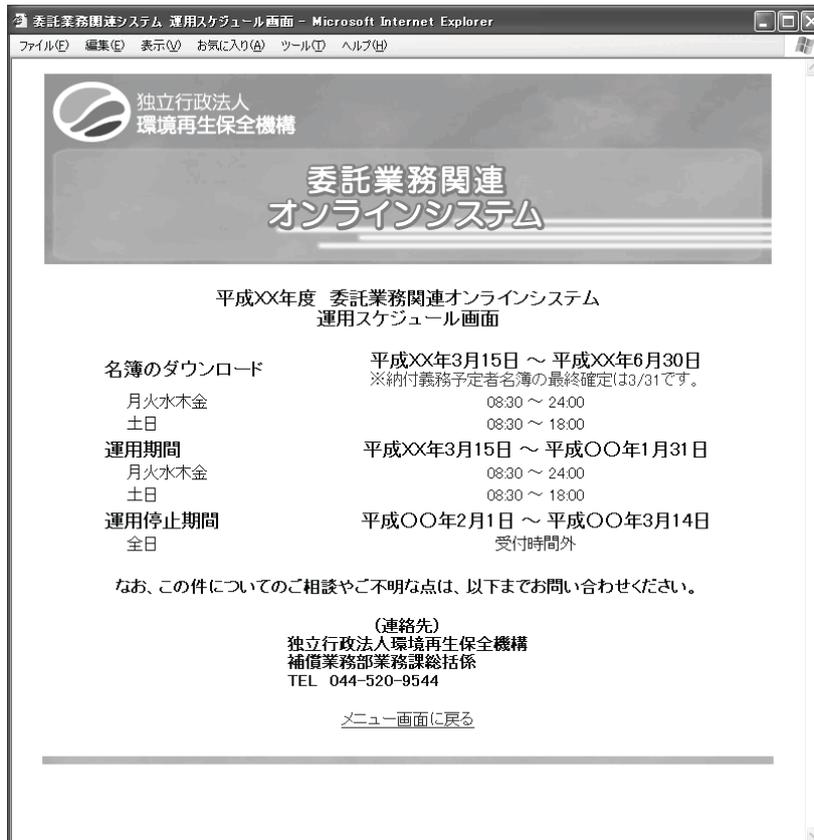
#### (4) 運用スケジュール

##### ①運用スケジュールの表示



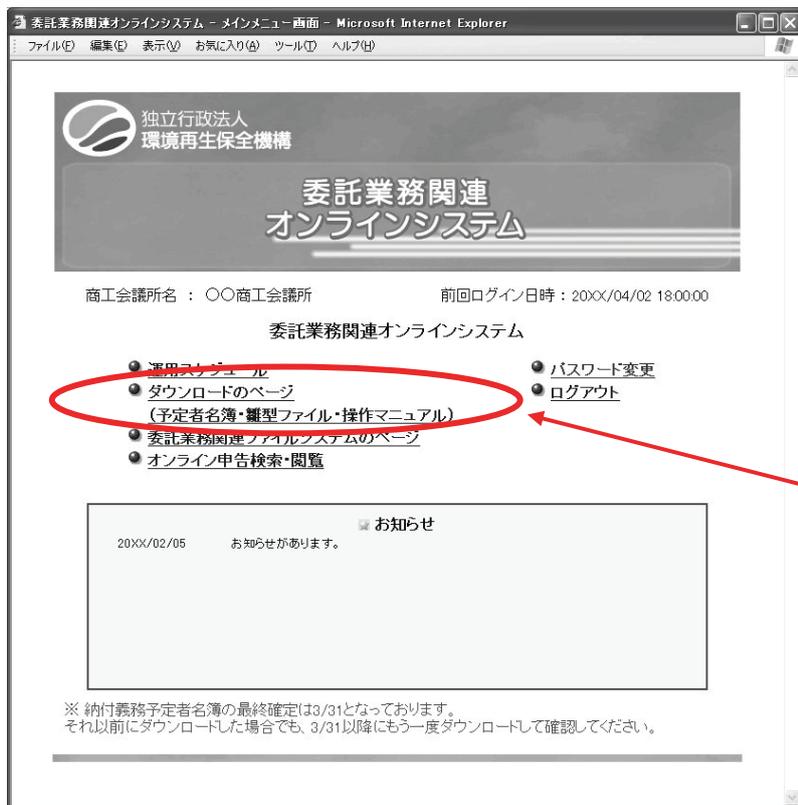
「運用スケジュール」メニューをクリックしてください。  
本システムの運用スケジュール画面が表示されます。

##### ②運用スケジュール画面



## (5) ダウンロードのページ（予定者名簿・雛型ファイル・操作マニュアル）

### ①ダウンロードのページの表示



「ダウンロードのページ（予定者名簿・雛型ファイル・操作マニュアル）」メニューをクリックしてください。  
ダウンロードのページ画面が表示されます。

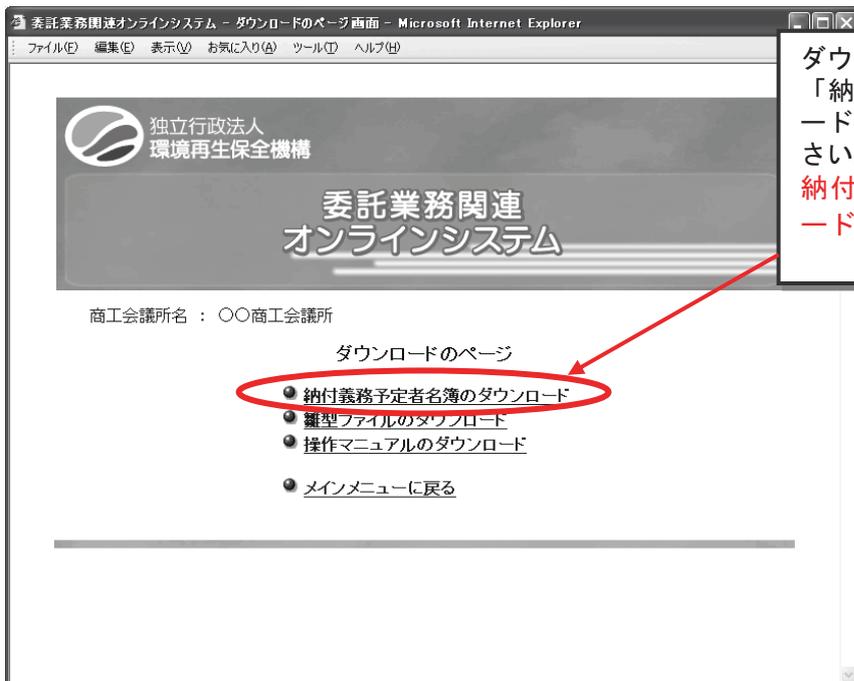
### ②ダウンロードのページ画面



- 納付義務予定者名簿のダウンロード  
納付義務予定者名簿のダウンロード画面を表示します。
- 雛型ファイルのダウンロード  
雛型ファイルのダウンロード画面を表示します。
- 操作マニュアルのダウンロード  
操作マニュアル（本マニュアルと同じもの）のダウンロード画面を表示します。
- メインメニューに戻る  
メインメニューに戻ります。

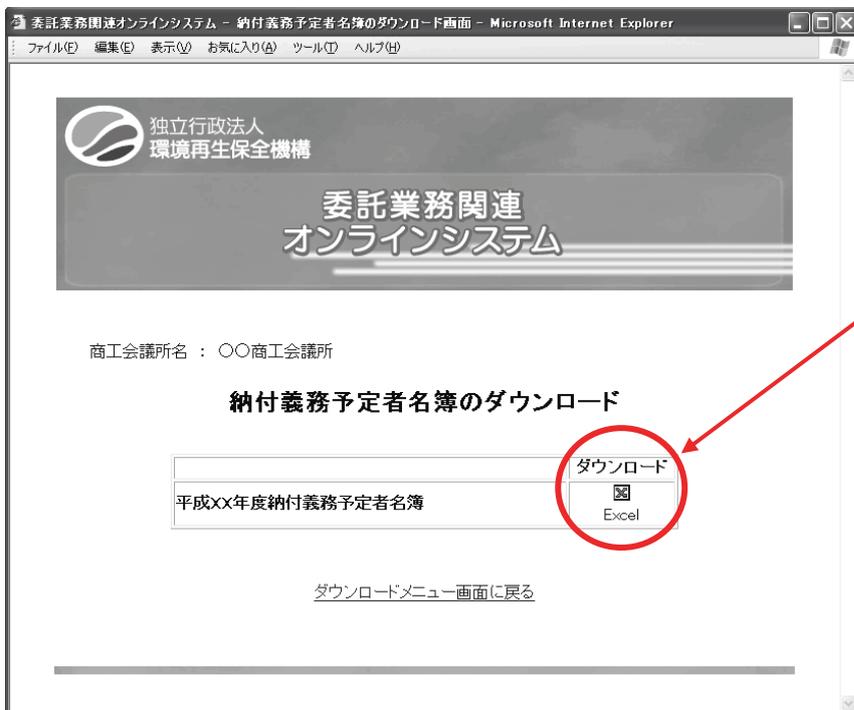
## (6) 納付義務予定者名簿のダウンロード

### ① 納付義務予定者名簿のダウンロードの表示

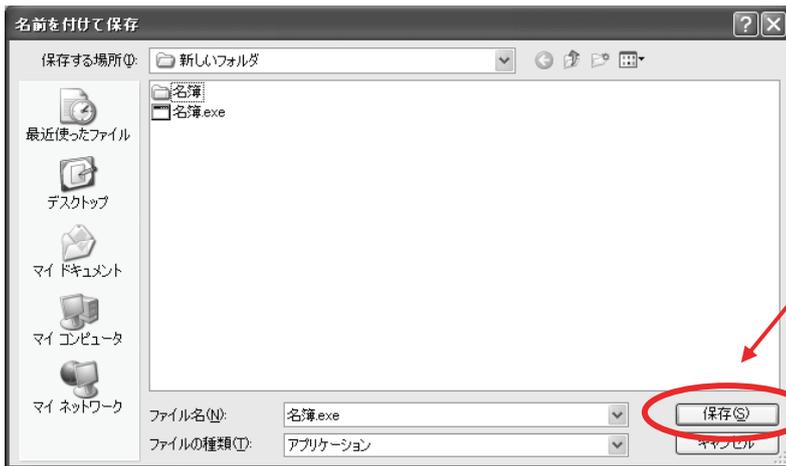


ダウンロードのページで「納付義務予定者名簿のダウンロード」メニューをクリックしてください。  
納付義務予定者名簿のダウンロード画面が表示されます。

### ② 納付義務予定者名簿のダウンロード画面



Excel ファイルのアイコンをクリックし、ダウンロードしてください。



保存場所を指定して、[保存] ボタンをクリックしてください。  
指定した場所に exe ファイルが保存されます。



ダウンロードしたexeファイルのアイコンをダブルクリックしてください。  
解凍が実行されます。



自動的に解凍が終了し、納付義務予定者名簿を含むフォルダが現れます。  
解凍後の exe ファイルは不要となりますので削除してください。



「名簿」フォルダの中に、「帳票」形式と「リスト」形式の納付義務予定者名簿 Excel ファイルがあります。

### ③終了手続き

メニュー画面へ戻り、ログアウトをしてください。



## 注意

- 「ファイルのダウンロード」ダイアログで、ファイルの処理方法を選択するときは、必ずディスクに保存するよう指定してください。  
参考に、OSごとのダイアログメッセージを表示します。

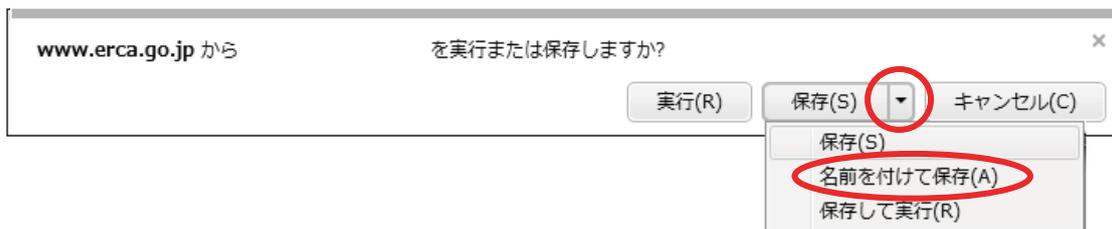
[Internet Explorer 7, 8, Windows Vista (SP2) ]

保存ボタンをクリック



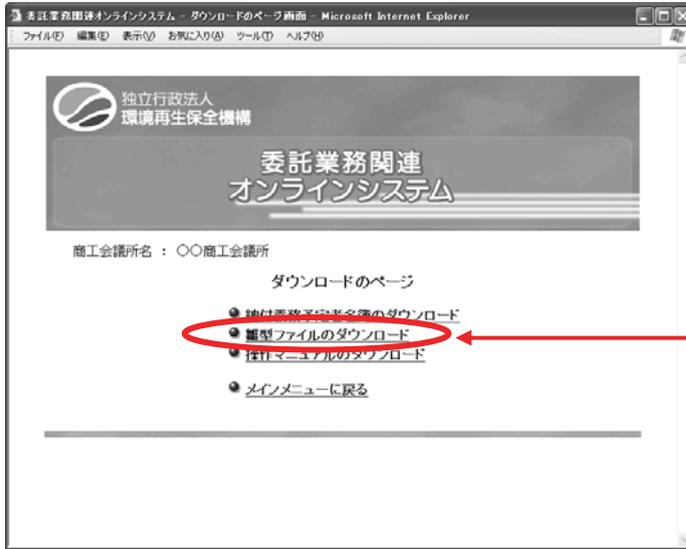
[Internet Explorer 9, Windows 7 (SP1) ]

保存ボタンの右端にある小さな「▼」をクリックして、開いたメニューから「名前を付けて保存(A)」を選択



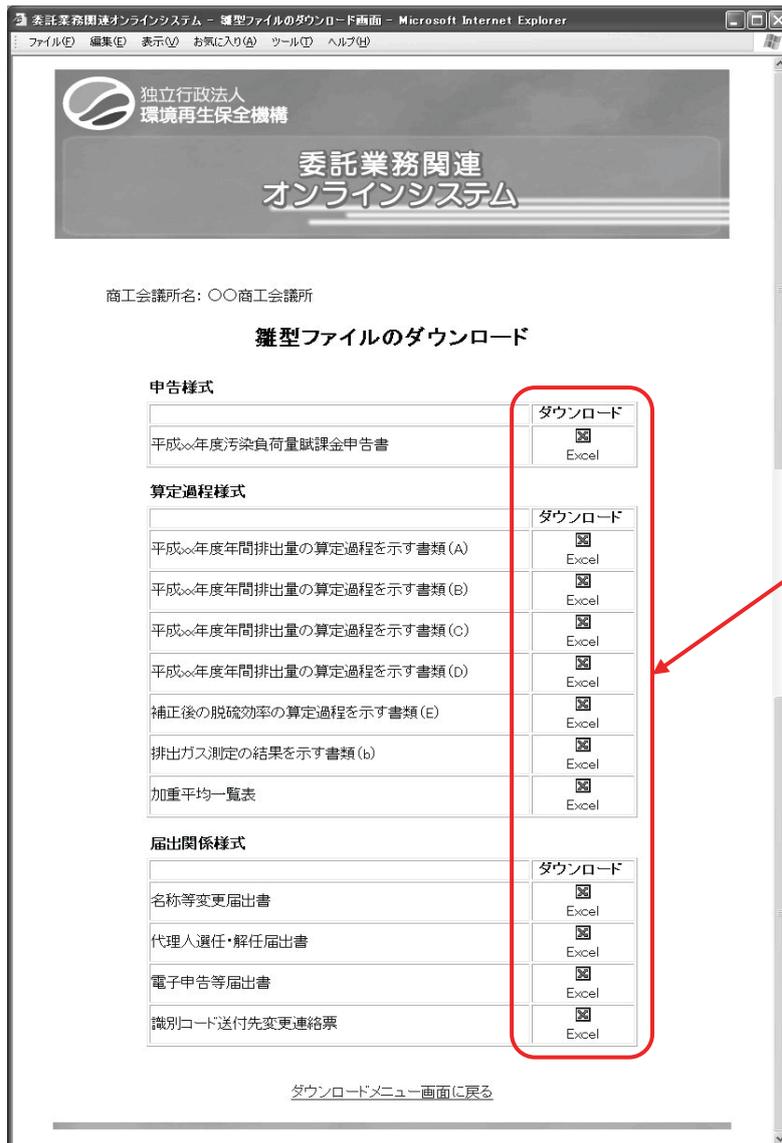
## (7) 雛型ファイルのダウンロード

### ① 雛型ファイルのダウンロード画面の表示



ダウンロードのページで「雛型ファイルのダウンロード」メニューをクリックしてください。雛型ファイルのダウンロード画面が表示されます。

### ② 雛型ファイルのダウンロード画面

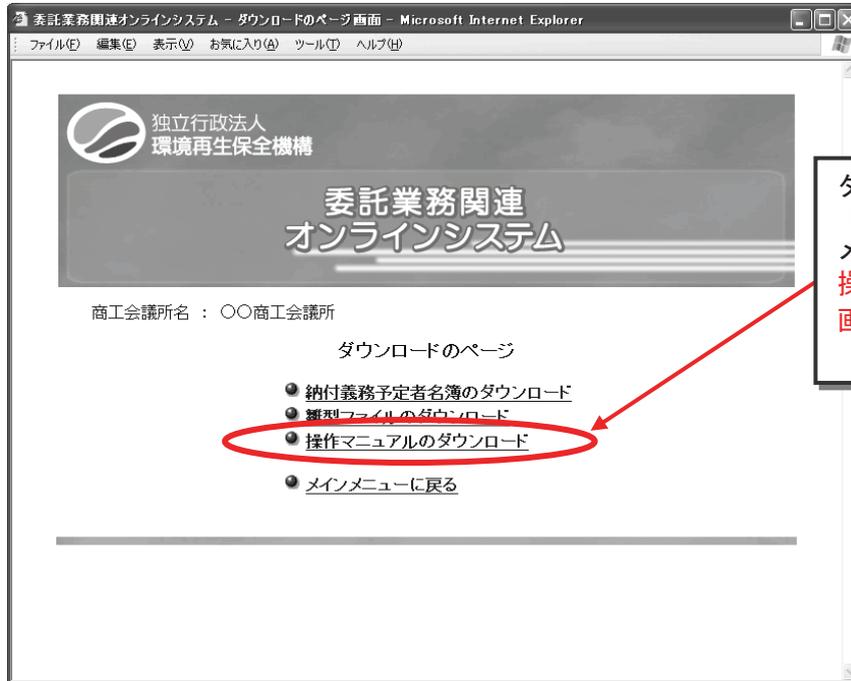


各様式の Excel ファイルのアイコンをクリックし、各雛型ファイルをダウンロードしてください。

## (8) 操作マニュアルのダウンロード

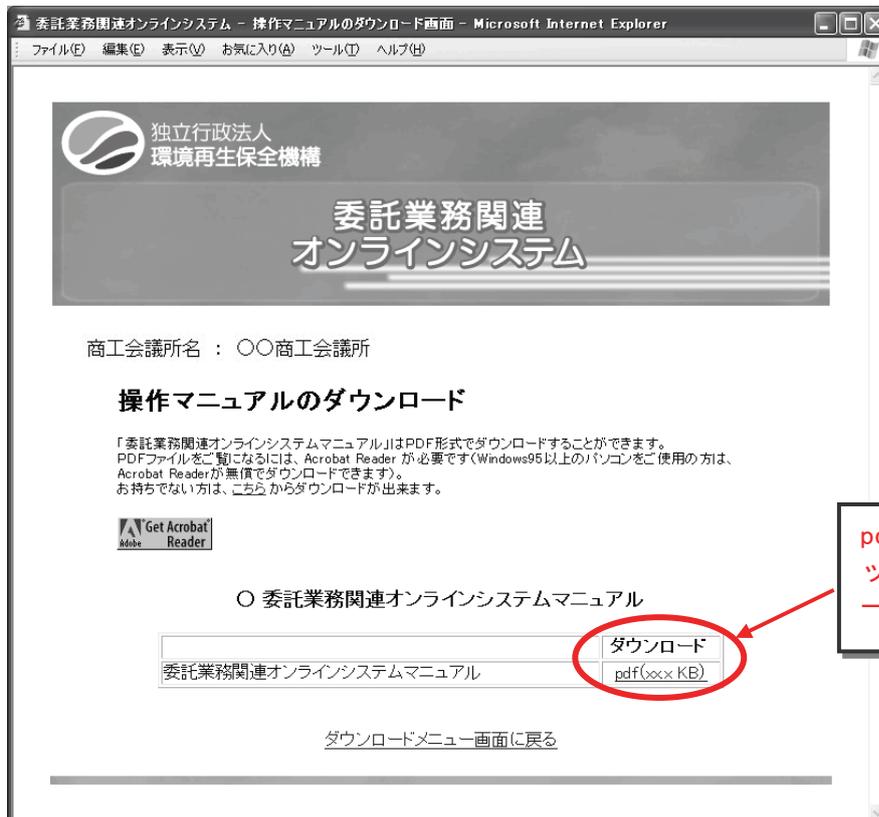
本マニュアル「委託業務関連オンラインシステム操作マニュアル」をダウンロードすることができます。

### ①操作マニュアルのダウンロード画面の表示



ダウンロードのページで「操作マニュアルのダウンロード」メニューをクリックしてください。操作マニュアルのダウンロード画面が表示されます。

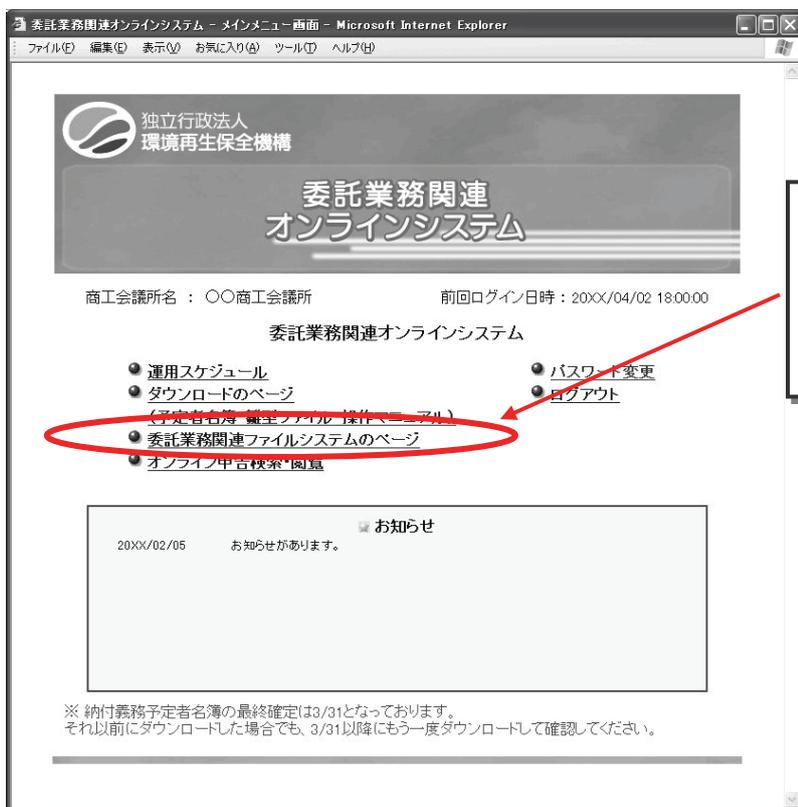
### ②操作マニュアルのダウンロード画面



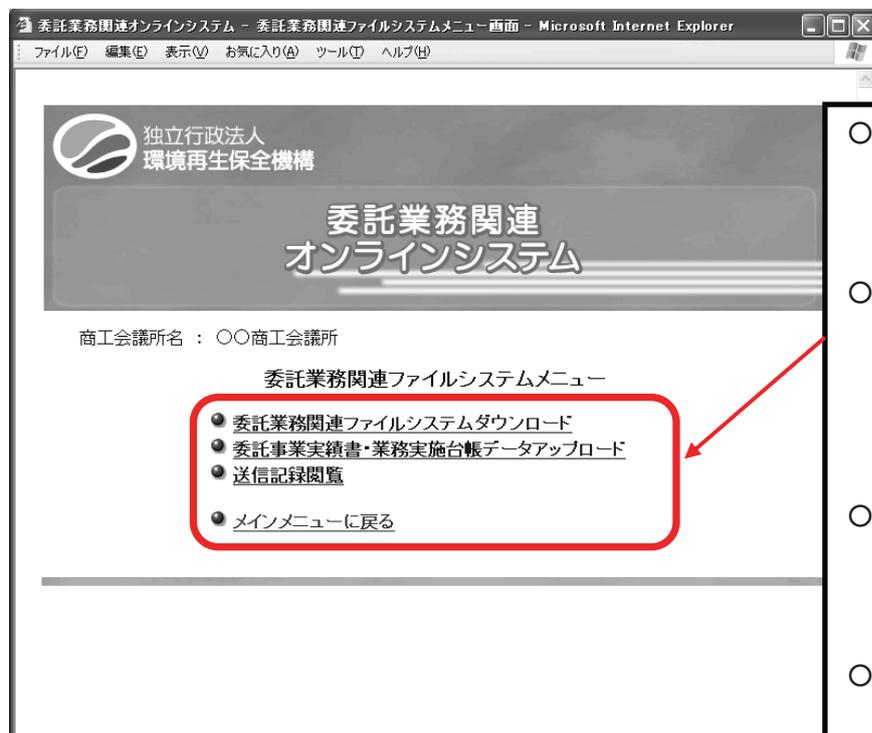
pdfファイルへのリンクをクリックし、ファイルをダウンロードしてください。

## (9) 委託業務関連ファイルシステムメニュー

### ①委託業務関連ファイルシステムメニューの表示



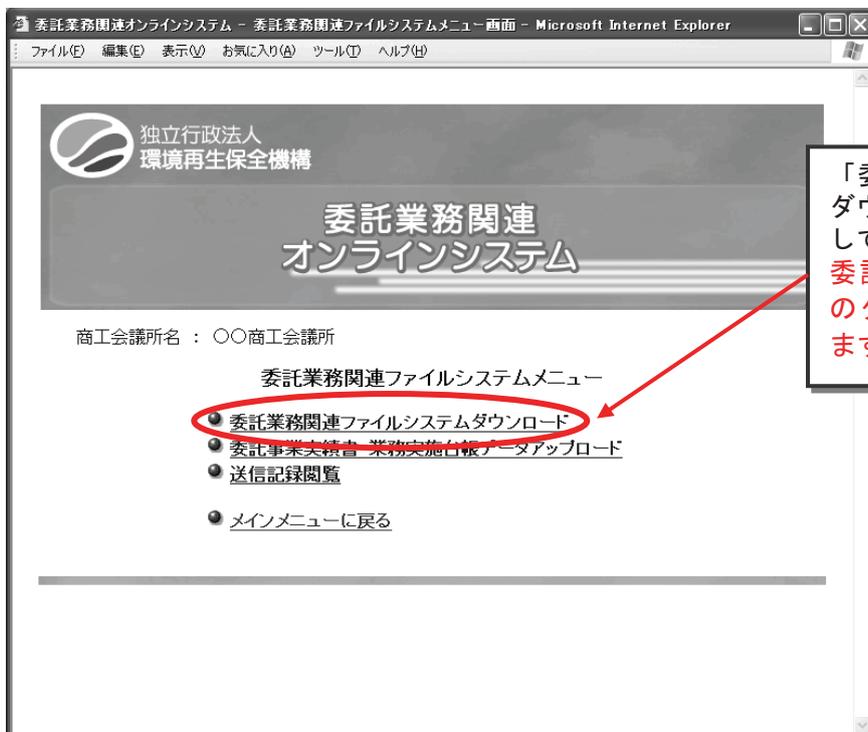
### ②委託業務関連ファイルシステムメニュー画面



## (10) 委託業務関連ファイルシステムのダウンロード

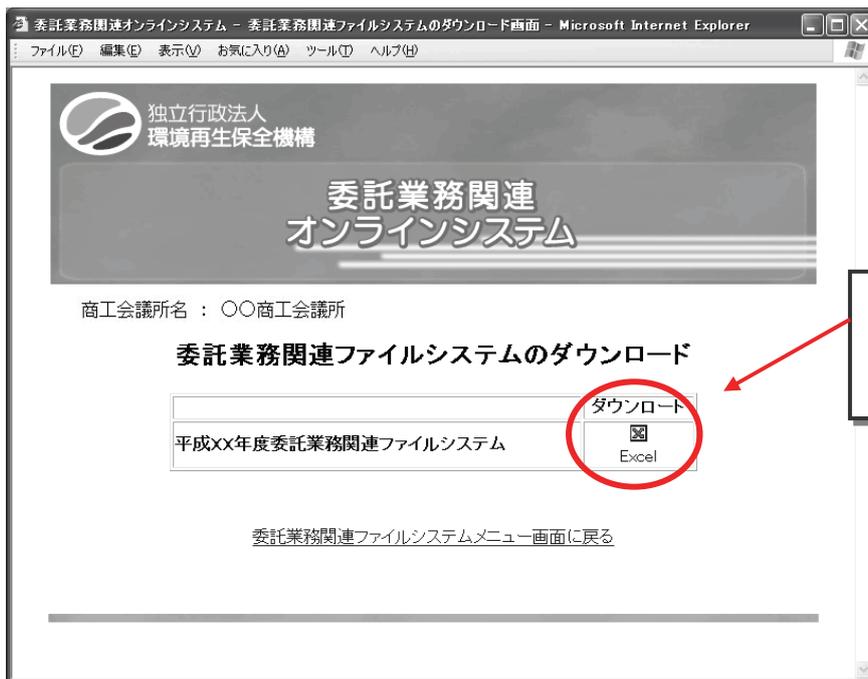
①あらかじめ、委託業務関連ファイルシステムのダウンロード用に、保存先となる「新しいフォルダ」を作成しておいてください。

②委託業務関連ファイルシステムのダウンロード画面の表示

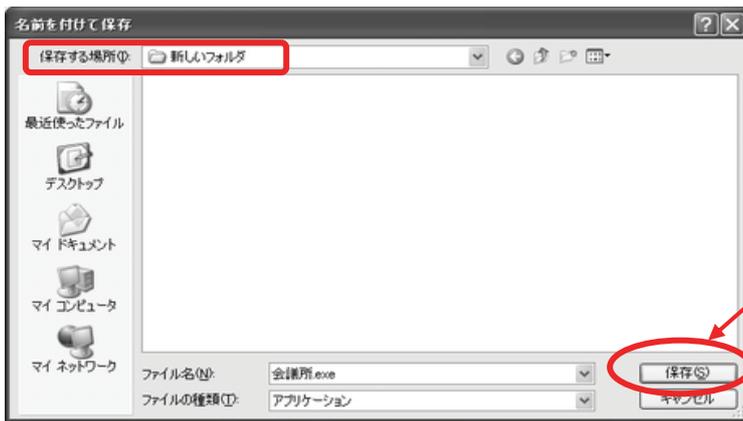


「委託業務関連ファイルシステムダウンロード」メニューをクリックしてください。  
委託業務関連ファイルシステムのダウンロード画面が表示されます。

③委託業務関連ファイルシステムのダウンロード



Excel のアイコンをクリックし、ファイルをダウンロードしてください。(P. 19 参照)



①であらかじめ作成しておいた「新しいフォルダ」を保存場所に指定し、[保存] ボタンをクリックしてください。指定した場所に exe ファイルが保存されます。



「新しいフォルダ」にダウンロードされた exe ファイルのアイコンをダブルクリックしてください。exe ファイルの解凍が実行されます。



自動的に解凍が終了し、委託業務関連ファイルシステムを含むフォルダが現れます。解凍後の exe ファイルは不要となりますので削除してください。



「会議所」フォルダの中の「委託業務」の Excel ファイルをダブルクリックすると「委託業務関連ファイルシステム」が起動します。

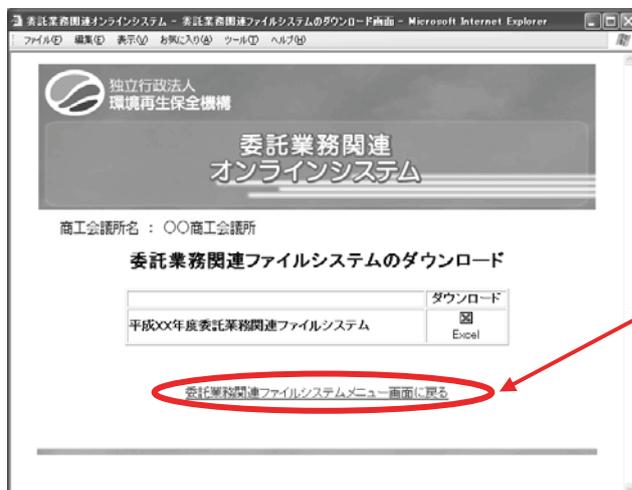
※ 委託業務関連ファイルシステムの利用手順については、P. 43～を参照してください。

**注意**

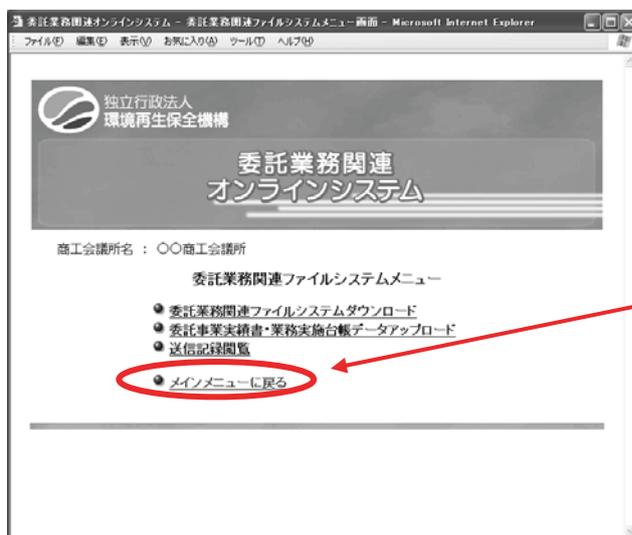
- 解凍先のパス名が長い（またはフォルダ階層が深い）場合、解凍に失敗することがあります。その場合、ドライブ直下などで解凍してください。
- 解凍先に十分な空き容量がない場合、解凍に失敗することがあります。その場合、十分な空き容量を確保して再度行ってください。

#### ④終了手続き

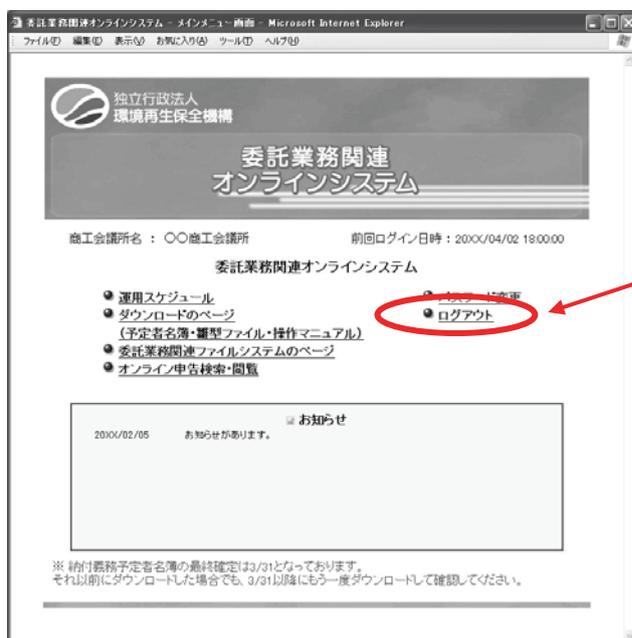
ログイン画面に戻り、ログアウトをおこなってください。他の操作での終了手続きも同様の操作となります。



「委託業務関連ファイルシステムメニュー画面に戻る」をクリックしてください。



「メインメニューに戻る」をクリックしてください。



メインメニュー画面の「ログアウト」をクリックしてください。



ログアウト画面が表示されましたら、ブラウザを終了させてください。

### (11) 委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード（送信）

委託業務関連ファイルシステムで作成した「事業所」、「委託事業実績書」、「業務実施台帳」のデータ（CSVファイル形式。作成方法はP.73参照）を、機構へアップロード（送信）します。機構へのアップロード（送信）は、徴収実施期間終了後の6月15日以降に行ってください。

#### ①委託事業実績書・業務実施台帳データアップロード画面の表示



「委託事業実績書・業務実施台帳データアップロード」メニューをクリックしてください。

委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード画面が表示されます。

#### ②アップロード（送信）する際のパターン

アップロード（送信）するCSVファイルは、以下の2通りのパターンから選択します。

##### 1) 1回で送信する場合

事業所.csv + 事業実績.csv + 業務実施台帳.csv

##### 2) 2回に分けて送信する場合

①事業所.csv + 業務実施台帳.csv

②事業所.csv + 事業実績.csv

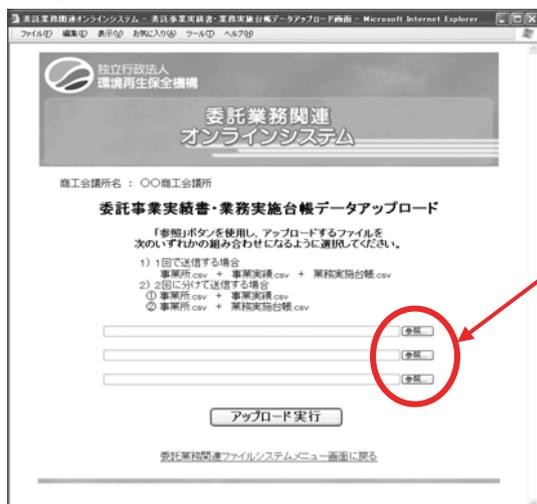


#### 注意

- 委託事業実績書CSVファイル、業務実施台帳CSVファイルをアップロードするときには、**必ず事業所.CSV** **ファイルを含めてアップロード**してください。

#### ③提出ファイルの指定

提出するファイルを指定します。



『参照』ボタンをクリックしてください。  
「ファイル選択」ダイアログボックスが表示されます。

④提出するファイル（事業実績.csv、業務実施台帳.csv、事業所.csv）の選択

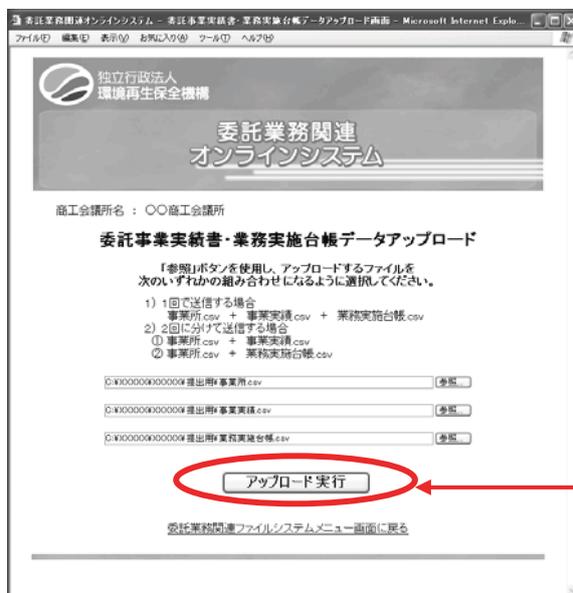
下の画面では、「提出用」という名称のフォルダ内に、提出するファイルが保存されています。



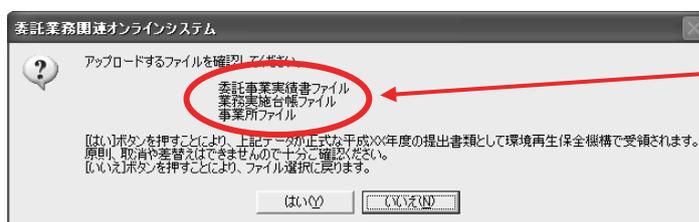
提出するファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックしてください。

⑤提出ファイルのアップロード（送信）

送信する提出ファイルの確認



『アップロード実行』ボタンをクリックすると、確認ダイアログが表示されます。



送信するファイル名が表示されますので確認してください。

「はい」をクリックすると、アップロード（送信）が実行されます。

**注意**

- アップロード（送信）するファイル名が、「事業所.csv」、「事業実績.csv」又は「業務実施台帳.csv」であることを確認してください。
- 間違ったファイルを指定した場合は、再度「参照」ボタンをクリックして正しいファイルを選択し直してください。

## ⑥送信記録の確認

独立行政法人  
環境再生保全機構

### 委託業務関連 オンラインシステム

#### 提出ファイル送信記録

商工会議所名 : ○○商工会議所  
出力日時 20XX/05/30 15:30:02

独立行政法人 環境再生保全機構

下記のとおり、受信しました。(平成XX年度)

No	年度	文書区分	ファイル名	受信 キー	受信番号	受信日付	有効/ 無効
1	平成XX年度	委託事業実績書	A#事業実績.csv	0001	00001701	20XX/06/20 14:52:42	有効
2	平成XX年度	業務実施台帳	A#業務実施台帳.csv	0001	00001702	20XX/06/20 14:52:42	有効
3	平成XX年度	事業所	A#事業所.csv	0001	00001703	20XX/06/20 14:52:42	有効

この画面表示が、環境再生保全機構が発行する文書の正式な送信記録となります。  
必ず以下のボタンで印刷し、大切に保管しておいてください。

**印刷**

[委託業務関連ファイルメニュー画面に戻る](#)

正常に送信が完了すると、提出ファイル送信記録が表示されます。

内容を確認後『印刷』ボタンをクリックし、印刷・保管をしてください。



### 注意

- この送信記録は、機構が提出ファイルを受信したことを示す通知文書となりますので、必ず印刷して大切に保管してください。

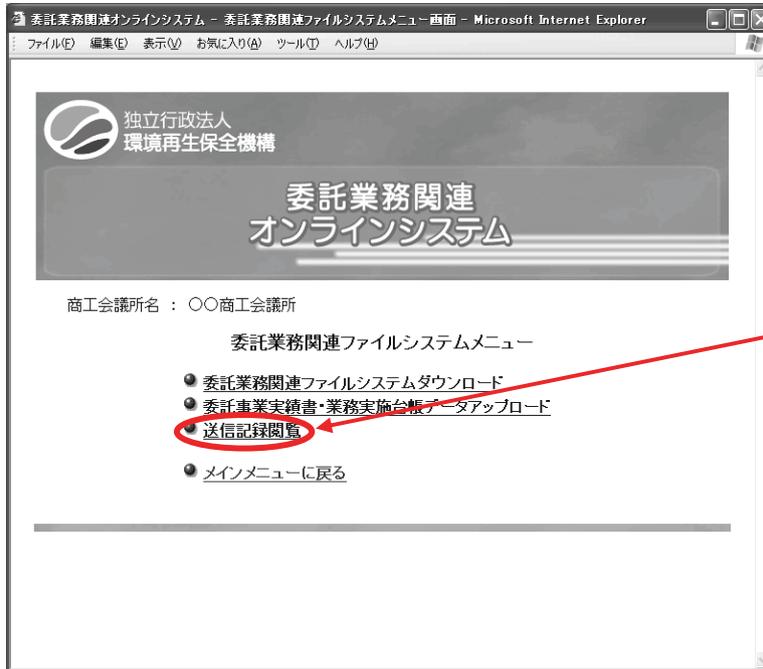
## ⑦終了手続き

メニュー画面へ戻り、ログアウトをしてください。

## (12) 送信記録の確認、印刷

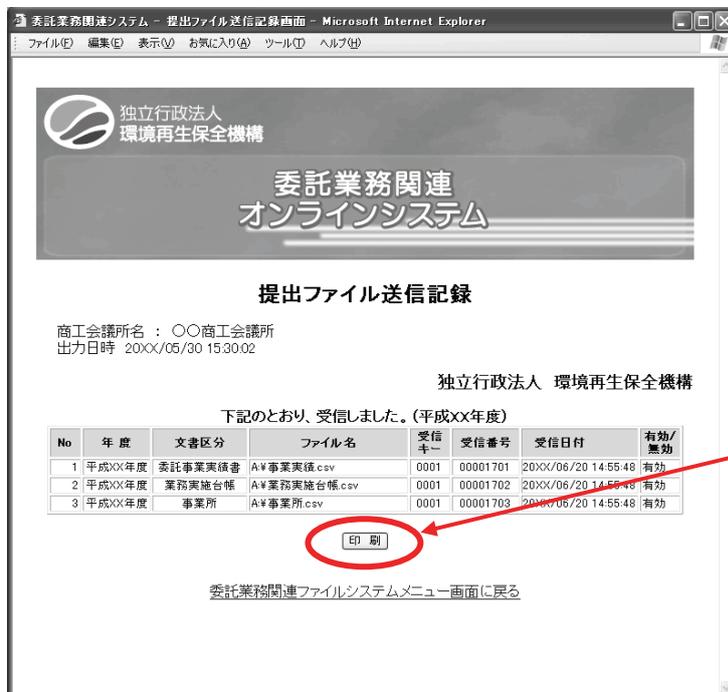
送信記録は、随時、画面上での確認及び印刷が可能です。

### ①送信記録閲覧画面の表示



送信後、内容を確認したい場合は「送信記録閲覧」メニューをクリックすると、提出ファイル送信記録画面が表示されます。

### ②提出ファイル送信記録の確認、印刷



送信記録を確認することができます。  
また、『印刷』ボタンをクリックすることで、印刷することもできます。

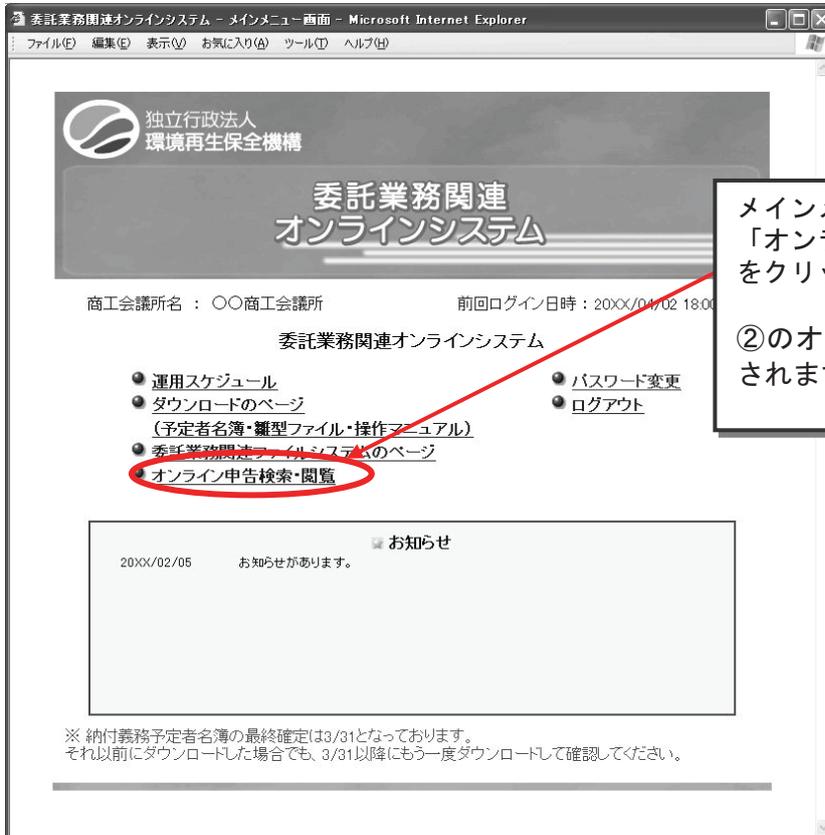
### ③終了手続き

メニュー画面へ戻り、ログアウトをしてください。

### (13) オンライン申告検索・閲覧

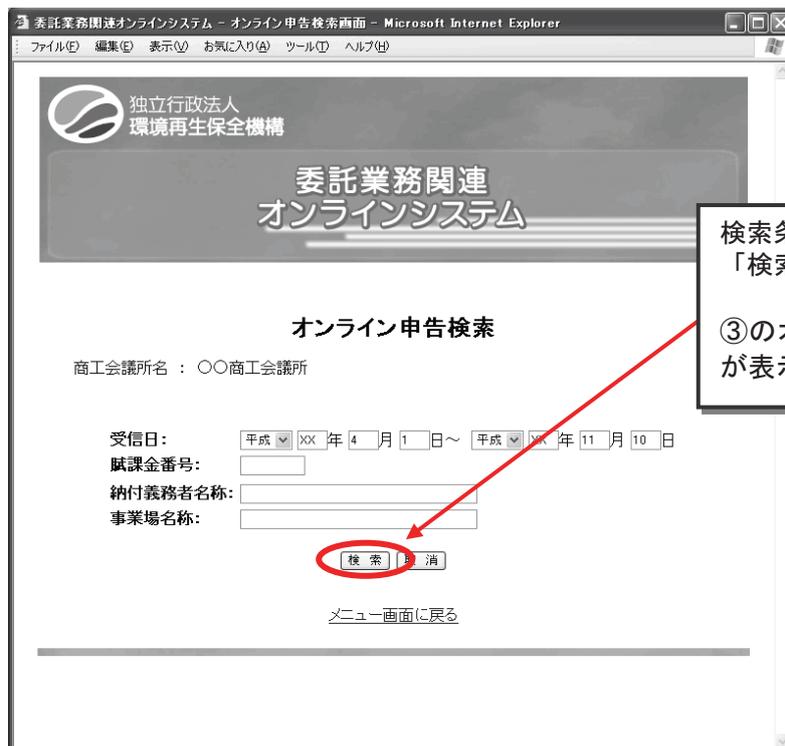
オンライン申告を行った事業所の申告内容は、ここで確認することができます。

#### ① オンライン申告検索画面の表示



メインメニューで、「オンライン申告検索・閲覧」メニューをクリックしてください。  
②のオンライン申告検索画面が表示されます。

#### ② オンライン申告検索画面



検索条件を入力してから、「検索」ボタンをクリックしてください。  
③のオンライン申告検索結果一覧画面が表示されます。

③オンライン申告検索結果一覧画面

オンライン申告検索 - Microsoft Internet Explorer

検索結果一覧表示  
全2件中 1~2 件

	No	年度	賦課金番号	都道府県名	納付義務者名	事業場名	送信キー	受信番号	申告区分	受信日
<input type="radio"/>	1	XX	03309012	千葉県	青空工業株式会社	仙台工場		00001349	10	20XX/05/08 16:28:43
<input type="radio"/>	2	XX	90000008	千葉県	青空工業株式会社2	仙台工場2		00001350	10	20XX/05/05 11:01:01

戻る

※ 一覧画面は、受信日順（受信日の新しいものが先頭）に表示されます。

④オンライン申告書詳細画面

申告書 - Microsoft Internet Explorer

### 平成XX年度 申告書

申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号		年度	申告年月日
10	1	納付義務者番号	工場・事業場 C・D	XX	平成XX年5月3日
納付義務者		フリガナ	アヲノカキョウ カサキカイケ		
		氏名・名称	青空工業株式会社		
		郵便番号	212-8554	資本金(千円)	6,230,000
		フリガナ	カナガワケン カサキシサイワイク オホシチョウ 1310		
		住所	神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310		
工場・事業場		フリガナ	セタイカクヤウ		
		名称	仙台工場	郵便番号	983-0001
		住所カナ	ミヤギケン セタイシ ミヤギノ ミト 1-2-3		
		住所	宮城県 仙台市 宮城野区 港 1-2-3		
		電話番号	022-562-8181	業種コード	37 - 鉄鋼業
		最大排出ガス量	92,016		
汚染負荷量賦課金の計算		(イ) 硫黄酸化物排出量	(ロ) 単位排出量当たり賦課金(円/立方メートル)	(ハ) = (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額	
		過去分	41,276	11.11	458,576
		現在分	31,171	111.11	3,463,409
延期の申請		する			3,921,900
(イ) 全期又は第1期(初期)		(ロ) 第 2 期	(ハ) 第 3 期	(ニ) 第 4 期	
980,700		980,400	980,400		
取扱商工会議所		0401 - 仙台			
作成担当者		所属課	環境課		
		電話番号	022-562-8181(内263)		
		フリガナ	タイチ マモル		
		氏名	大伊木 守		

印刷 戻る

本画面の印刷内容をもとに、委託業務関連ファイルシステムより「申告書入力」を行ってください。  
(P. 50~56 参照)

## (14) エラーメッセージ画面

### ①システムエラー画面



左記のメッセージが表示された場合、何らかのシステムエラーが発生しています。再度、同じ操作をしても同じメッセージが表示される場合は、機構へお問合せください。

### ②管轄コード不一致エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、ログイン時のIDと委託業務関連ファイルシステムから作成した提出ファイル中の管轄コードとが異なります。

認証情報に記載されているユーザIDと、委託業務関連ファイルの管轄コードとを確認し、再度送信してください。

委託事業実績書を印刷 (P.50、63～70 参照) した後に、アップロードする csv ファイルを作成してください。

委託事業実績書に全く記載がなされていないと、左記のメッセージが表示されることがあります。

### ③年度エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、ログインに使用した認証情報の年度と、委託業務関連ファイルより作成した提出ファイルの年度が異なります。

過年度に作成した CSV ファイルを送信していないか、ご確認ください。

#### ④重複エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、本年度分の、表示されている文書区分の提出ファイルが既に受信されています。

同じ年度、同じ文書区分の送信データを再度送信する必要がある場合は、機構側で当初の送信データを無効にしますので、ご連絡ください。

#### ⑤不正ファイル選択エラー画面



左記のメッセージが表示された場合、委託業務関連ファイルシステム以外で作成されたファイルを送信している可能性があります。

正しい提出ファイルを選択し、再度送信し直してください。

#### ⑥委託業務関連ファイルダウンロード画面



左記のメッセージが表示された場合、委託業務関連ファイルダウンロードに何らかのシステムエラーが発生しています。再度操作しても同じメッセージが表示される場合、機構へお問合せください。

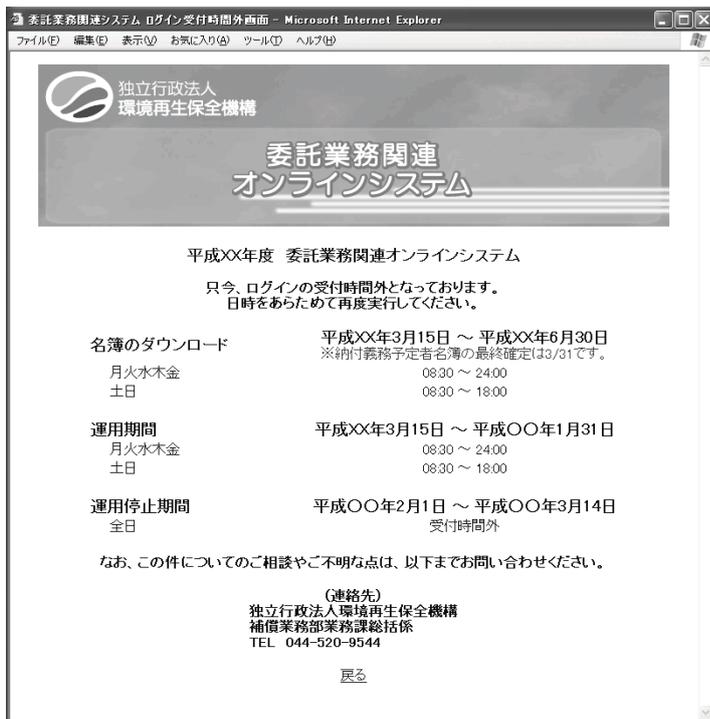
⑦タイムアウト、不正アクセス通知画面



左記のメッセージが表示された場合、次の二つの原因が考えられます。

1. ログインしたまま 40 分以上操作をしなかった。  
→ ログイン画面へ戻って、再度ログインしなおしてください。
2. ログインしないままシステムの各ページへ、URL を入力して直接アクセスしようとした。  
→ ログインしてから、リンクをたどって各ページへアクセスしてください。

⑧ログイン受付時間外通知画面

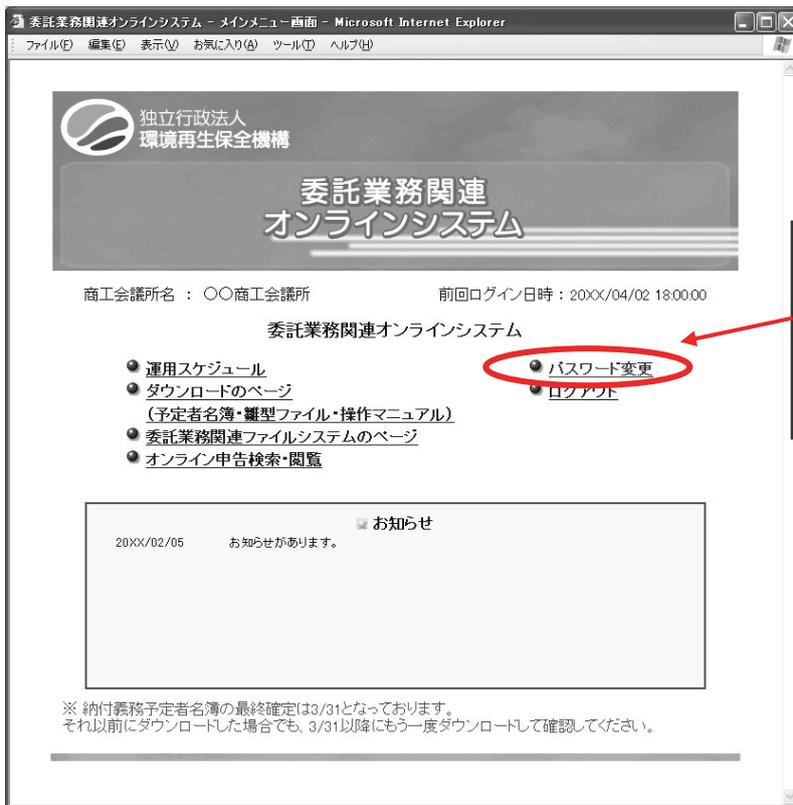


受付時間内にもかかわらず、左記のメッセージが表示される場合は、ブラウザのインターネット一時ファイルをクリアしてください。

(クリア方法は P8~10 参照)

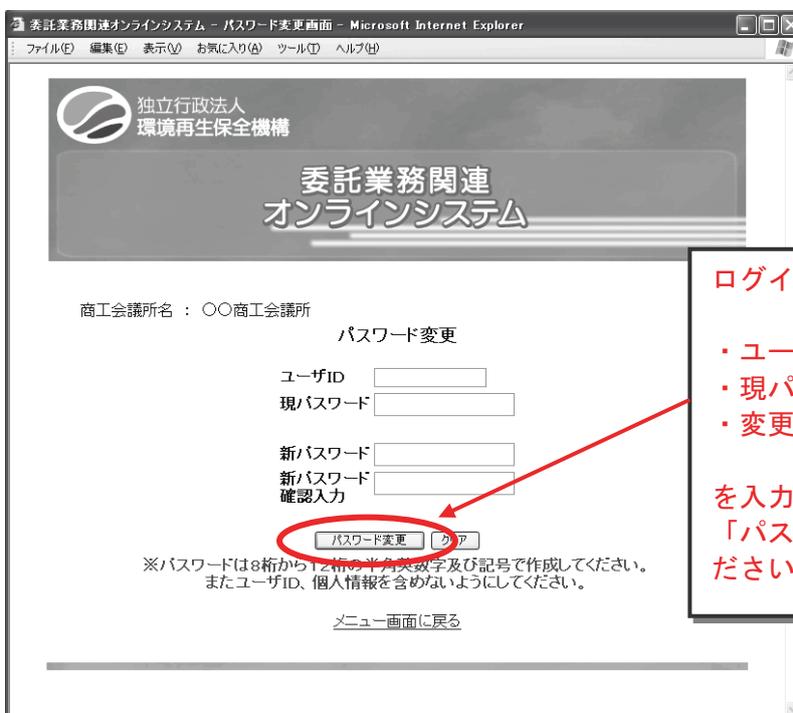
## (15) パスワード変更

### ①パスワード変更画面の表示



メインメニュー画面で、「パスワード変更」をクリックすると、「パスワード変更画面」が表示されます。

### ②パスワード変更



ログインしたときの、

- ・ユーザID
- ・現パスワード
- ・変更後の新パスワード（確認のため二回）

を入力してから、「パスワード変更」ボタンをクリックしてください。

### ⚠ 注意

- 初回ログイン時には、自動的にパスワード変更画面が表示されます。  
パスワードを変更しないと他の操作を行うことができません。
- 現パスワードと新パスワードを同じにすることはできません。

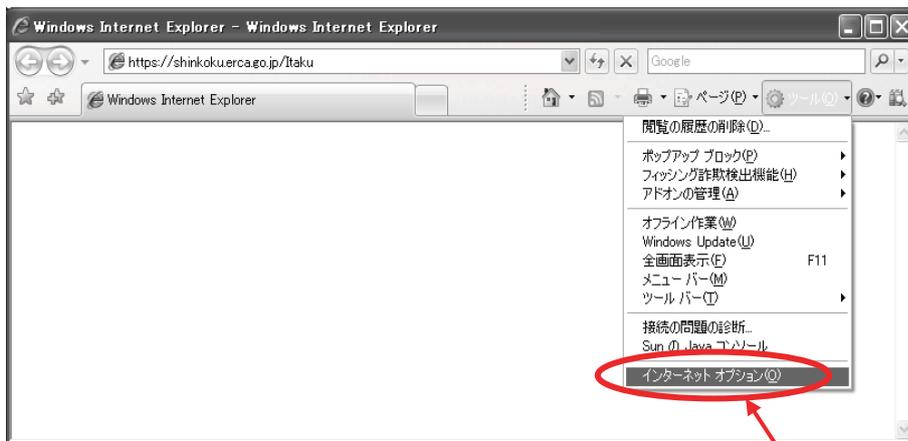
## ■オートコンプリートの設定方法



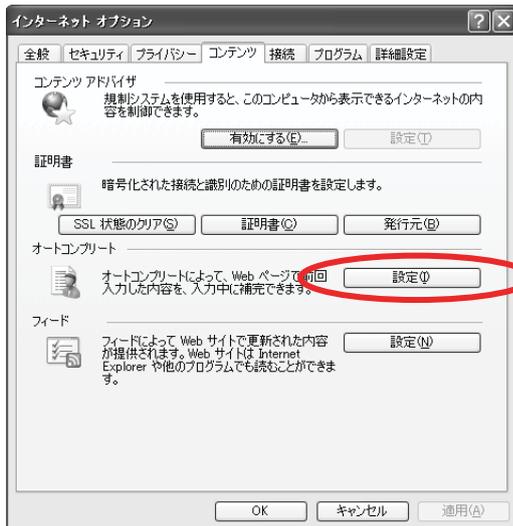
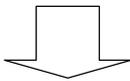
### 注意

- ユーザID、仮パスワードをブラウザに残さないようにするには、Internet Explorer のオートコンプリートの設定をオフにします。
- オートコンプリートの設定をオフにすると、委託業務関連オンラインサイト以外のサイトでも、パスワードを保存していたページがある場合には自動表示されなくなります。
- パスワードを記録する外部ツールなどは使用しないでください。

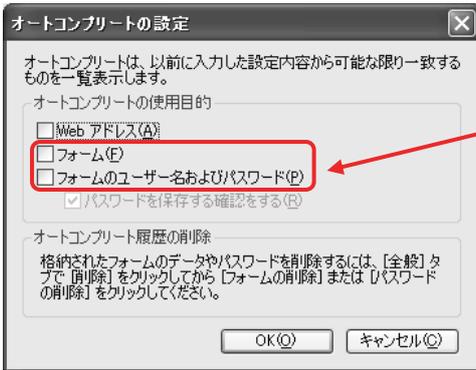
### [Internet Explorer 7]



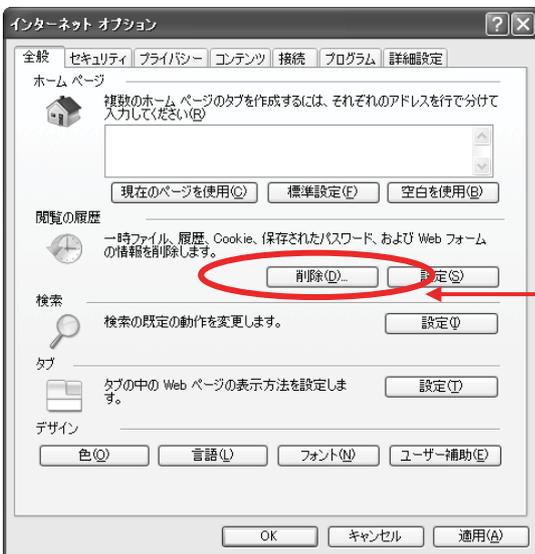
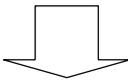
メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



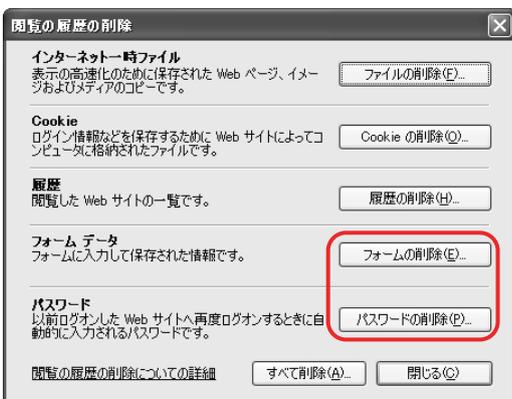
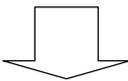
「コンテンツ」タブの「オートコンプリート」セクションで『設定』ボタンをクリックしてください。



「フォーム」及び「フォームのユーザー名およびパスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。



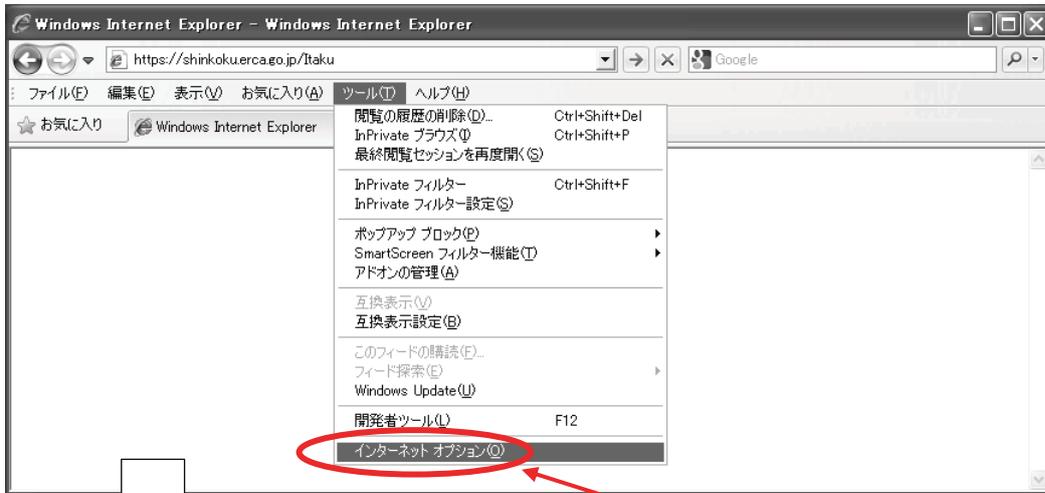
「全般」タブの「閲覧の履歴」セクションで『削除』ボタンをクリックしてください。



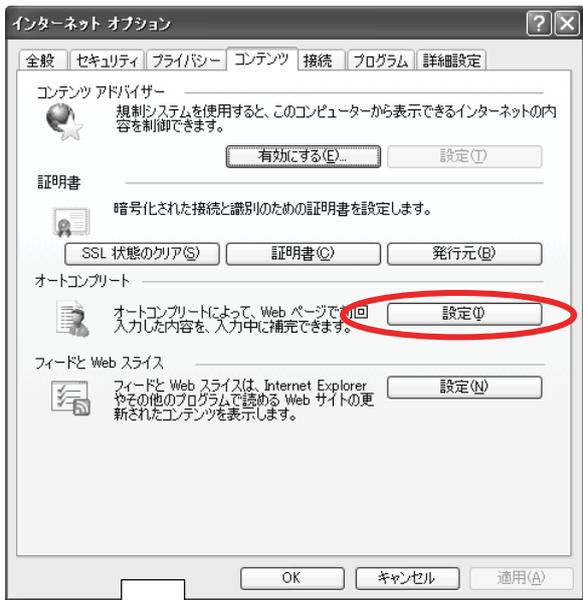
「フォームの削除」ボタン及び「パスワードの削除」ボタンをクリックしてください。



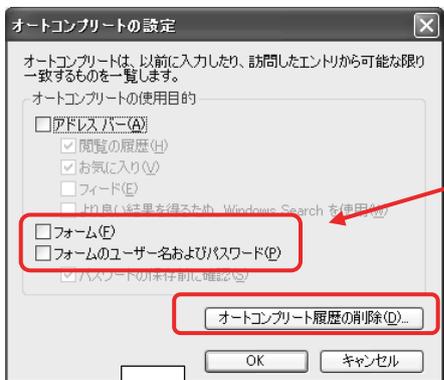
### [Internet Explorer 8]



メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



「コンテンツ」タブの「オートコンプリート」セクションで『設定』ボタンをクリックしてください。



「フォーム」及び「フォームのユーザ名およびパスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。

「オートコンプリートの履歴の削除」ボタンをクリックしてください。



## 注意

閲覧の履歴の削除

- お気に入り Web サイト データの保持(B)  
お気に入り Web サイトが基本設定を保持し、さらに早く表示できるようにするための Cookie とインターネット一時ファイルを保持します。
- インターネット一時ファイル(I)  
表示の高速化のために保存された Web ページ、イメージおよびメディアのコピーです。
- Cookie(C)  
ログイン情報などを保存するために Web サイトによってコンピューターに格納されたファイルです。
- 履歴(H)  
閲覧した Web サイトの一覧です。
- フォーム データ(F)  
フォームに入力して保存された情報です。
- パスワード(P)  
前にアクセスした Web サイトにサインインしたときに自動的に入力される保存されたパスワードです。
- InPrivate フィルター データ(I)  
訪問の詳細を自動的に共有している可能性がある Web サイトを検出するのに InPrivate フィルターで使用する保存データ。

閲覧の履歴の削除についての詳細

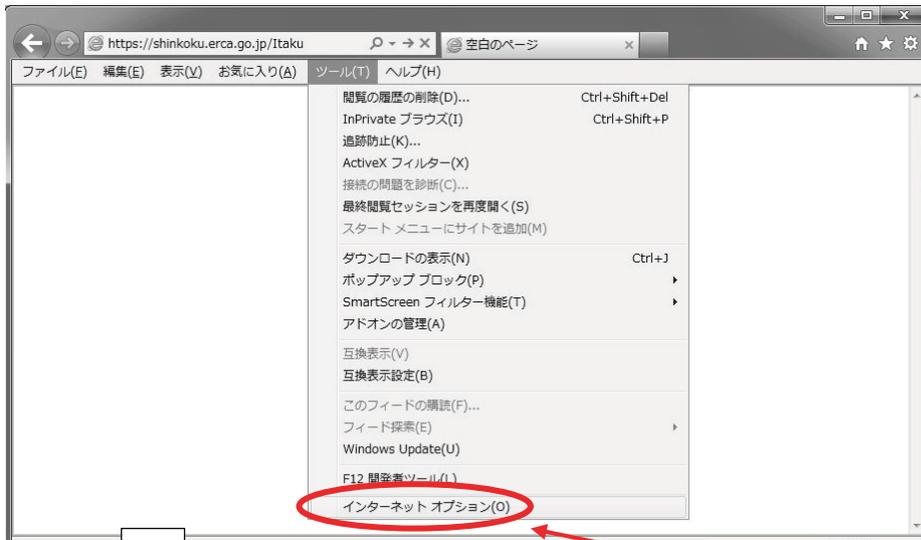
「フォームデータ」及び「パスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックをつけてください。

「削除」ボタンをクリックしてください。

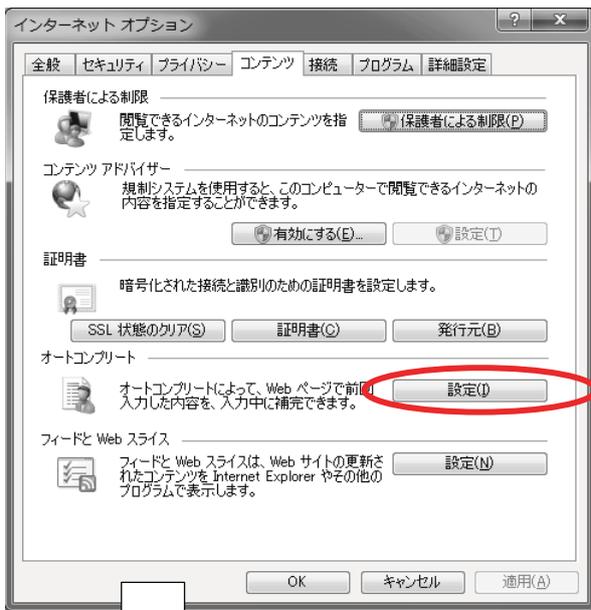


注意

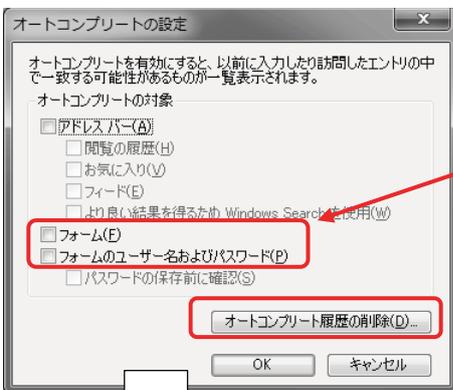
[Internet Explorer 9]



メニューから「ツール(T)」を選択し、インターネットオプション(O)をクリックしてください。



「コンテンツ」タブの「オートコンプリート」セクションで『設定』ボタンをクリックしてください。



「フォーム」及び「フォームのユーザ名およびパスワード」のチェックボックスをクリックしてチェックを外してください。

「オートコンプリートの履歴の削除」ボタンをクリックしてください。



## 注意

閲覧の履歴の削除

- お気に入り Web サイト データを保持する(R)  
お気に入り Web サイトの基本設定を保持したり、ページを素早く表示したりするために使用される、Cookie とインターネット一時ファイルを保持します。
- インターネット一時ファイル(I)  
情報をすばやく表示するために保存された Web ページ、イメージおよびメディアのコピーです。
- Cookie(O)  
ログイン情報などの基本情報を保存するために Web サイトによってコンピューターに格納されたファイルです。
- 履歴(H)  
閲覧した Web サイトの一覧です。
- ダウンロードの履歴(W)  
ダウンロードしたファイルの一覧です。
- フォーム データ(E)  
フォームに入力した情報を保存したものです。
- パスワード(P)  
以前アクセスした Web サイトにサインインするときにパスワードが自動入力されるように、パスワード情報を格納したファイルです。
- ActiveX フィルターと追跡防止のデータ(K)  
フィルター処理から除外される Web サイトの一覧と、閲覧した情報を自動的に流出させている可能性がある Web サイトを検出するために追跡防止が使用するデータです。

閲覧の履歴の削除についての詳細

「フォームデータ」及び「パスワード」の  
チェックボックスをクリックしてチェッ  
クをつけてください。

「削除」ボタンをクリックしてください。

## 8. 委託業務関連ファイルシステムの利用手順

### (1) 委託業務関連ファイルシステムとは

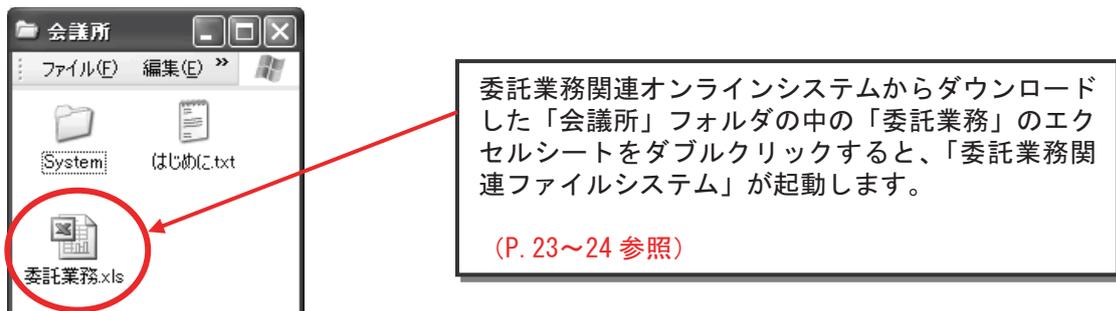
委託業務関連ファイルシステムとは、機構からの委託業務に関わる一連の事務処理を行うシステムで、「委託業務関連オンラインシステム」のWEBサイトからダウンロードして使用するものです。

このファイルシステムは Excel によって作られており、入力した申告書の情報がそのまま各帳票に反映されます。なお、印刷する内容（シート）を直接編集することはできません。主な使用 방법은以下のとおりです。

- ① 事業所から送付された「申告書」をもとに数値等の入力を行います。
- ② 事業所の状況等を入力して記録します。
- ③ 「送付表」、「各地商工会議所別委託事業実績書」、「業務実施台帳」を作成し、印刷や保存をします。
- ④ 機構へ提出するためのデータ（CSVファイル）を作成します。

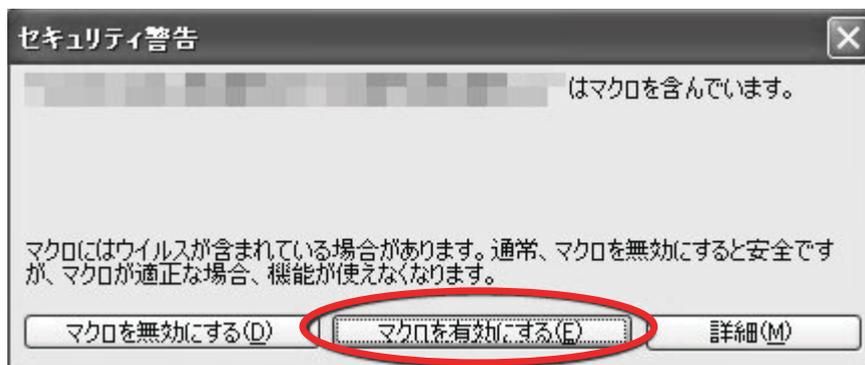
### (2) 委託業務関連ファイルシステムの起動

委託業務関連ファイルシステムは、Excel のマクロ機能を使用しています。必ずマクロを有効にして開いてください。



#### ① [Excel 2002、Excel 2003 をお使いの場合]

委託業務関連ファイルシステムを起動すると、マクロを有効にするかどうか確認するダイアログボックスが表示されますので、必ず[マクロを有効にする]を選択して起動してください。



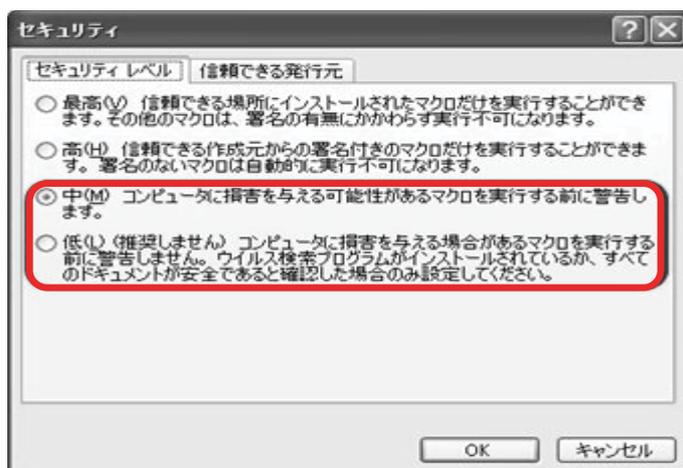
Excel 2002、Excel 2003 をご使用のときに、マクロが有効にならない、あるいは上記ダイアログが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

## 【マクロ機能の設定方法】

(a) メニューから「ツール(T)」－「マクロ(M)」－「セキュリティ(S)」を選択します。

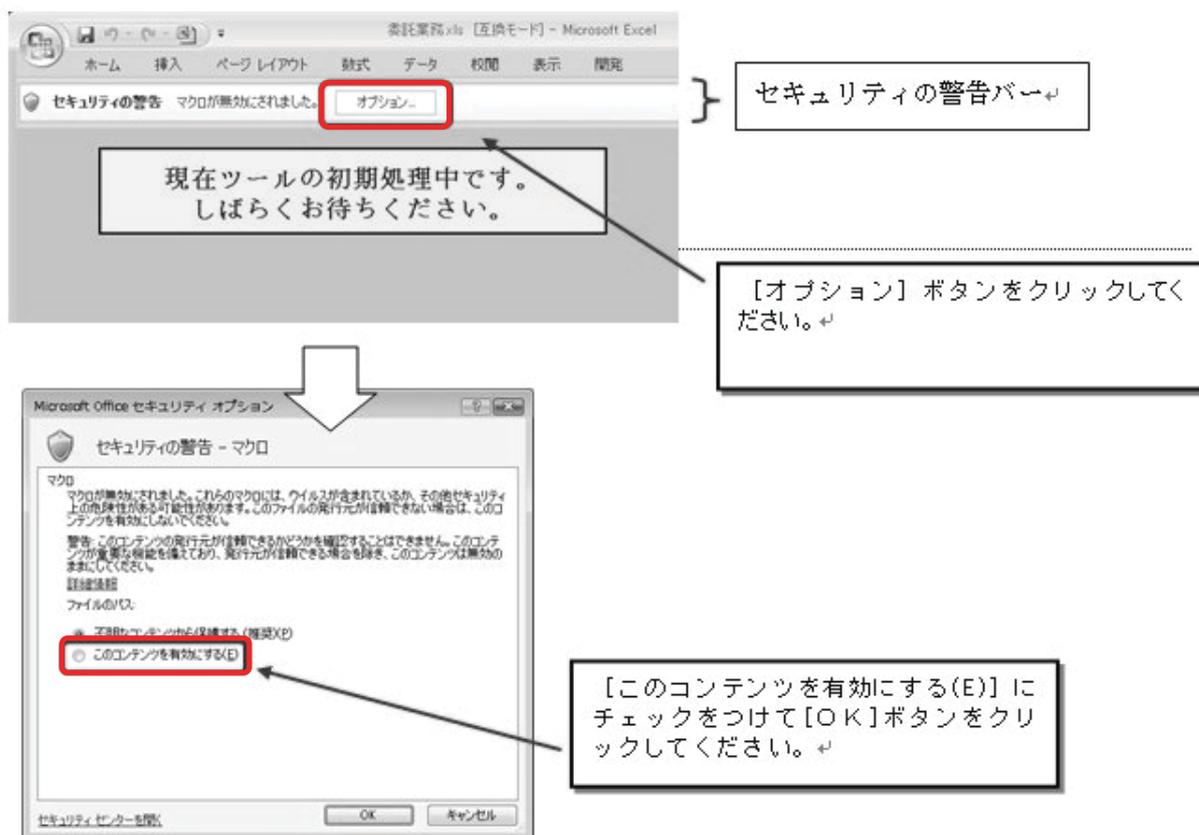


(b) 「セキュリティレベル」タブで「中(M)」以下を選択します。



## ② [Excel 2007 をお使いの場合]

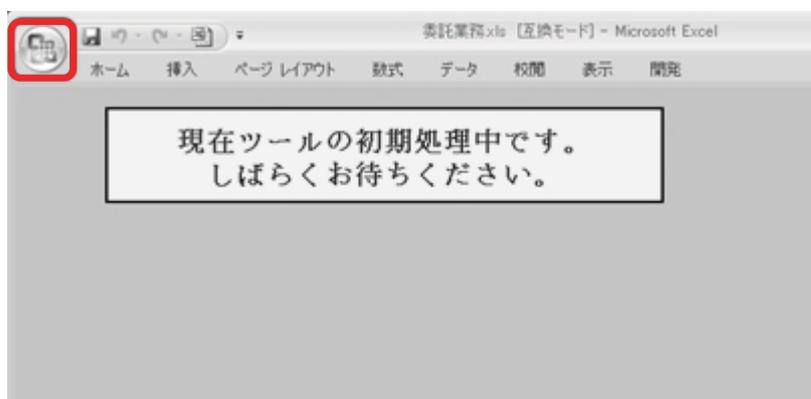
Excel 2007 で委託業務関連ファイルシステムを起動すると、マクロ無効時の画面と、セキュリティの警告バーが表示されます。[セキュリティ オプション]ウィンドウを開き、[このコンテンツを有効にする]をチェックして保護を解除してください。



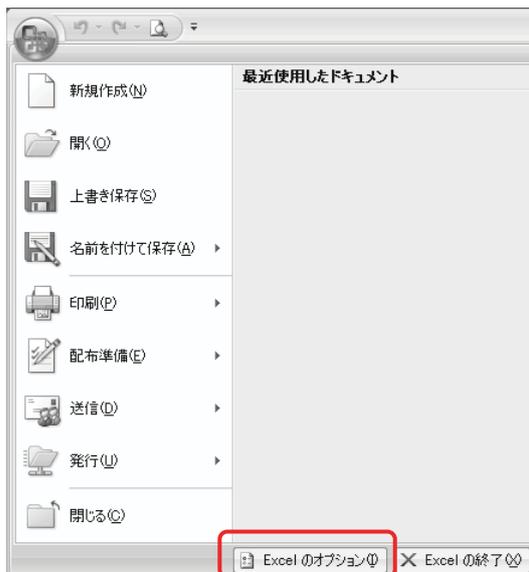
Excel 2007 をご使用のときに、マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

### 【マクロ機能の設定方法】

(a) Excel 左上の丸いボタンをクリックし、メニューを開きます。



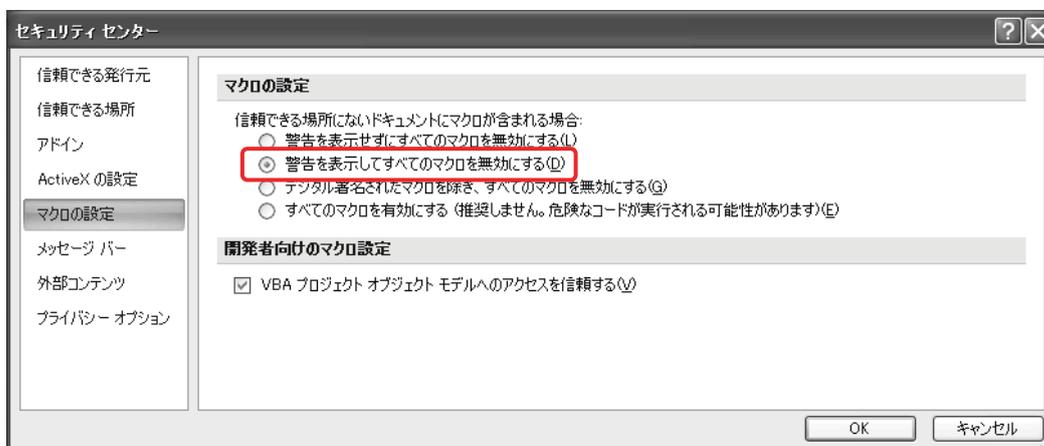
(b) メニュー中にある「Excel のオプション(I)」を選択します。



(c) オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択して、「セキュリティセンター設定」をクリックします。

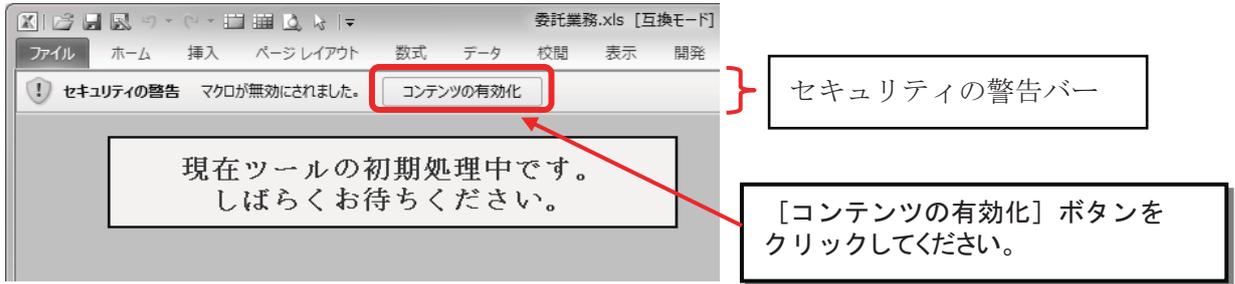


(d) マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、委託業務関連ファイルシステムを開き直します。



### ③ [Excel 2010 をお使いの場合]

委託業務関連ファイルシステムを起動すると、マクロ無効の画面とセキュリティの警告バーが表示されますので、[コンテンツの有効化]ボタンをクリックし、保護を解除してください。この操作は、同じ Excel 雛型ファイルについて一度行えば、2回目以降は表示されません。

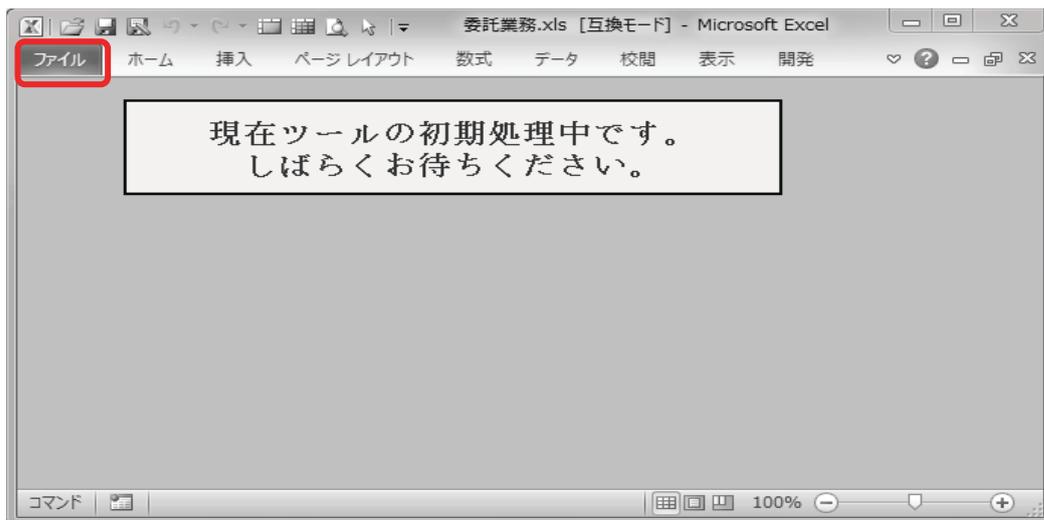


### 注意

- マクロが有効にならない、あるいはセキュリティ警告バーが表示されない場合は、以下の手順でマクロのセキュリティを変更してください。

なお、雛型ファイルの入力後は変更を戻すようにしてください。

- ① Excel 上の「ファイル」タブをクリックします。



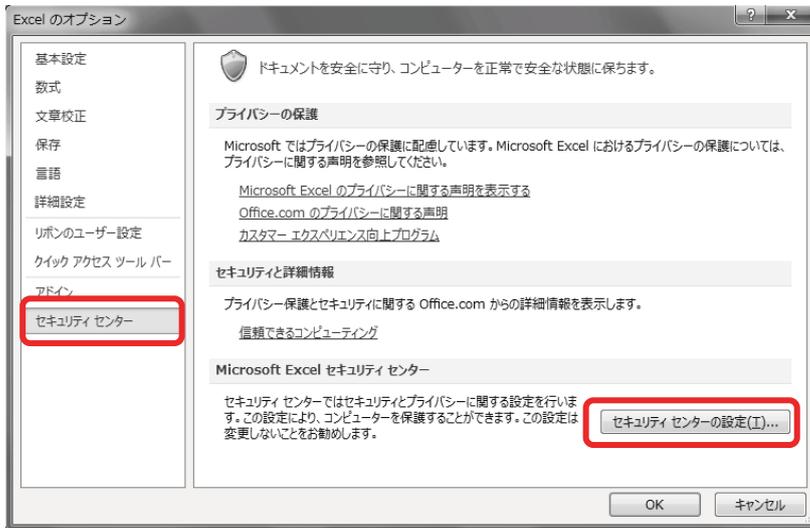
- ② メニュー中にある「オプション」を選択します。



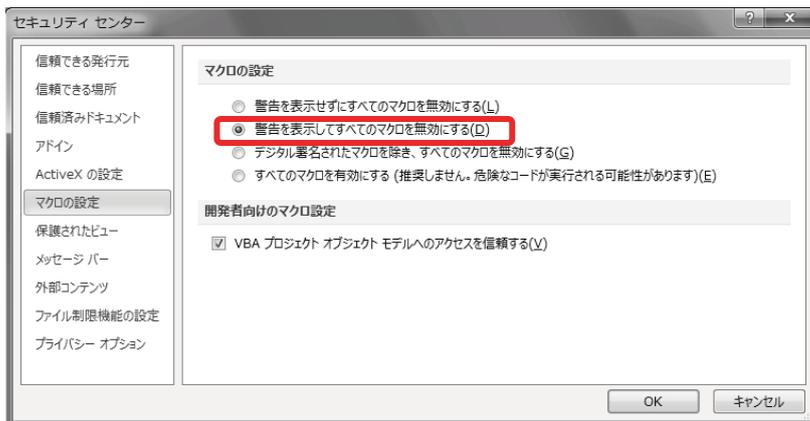


## 注意

- ③ オプション中の「セキュリティセンター」の項目を選択し、「セキュリティセンター設定」をクリックします。

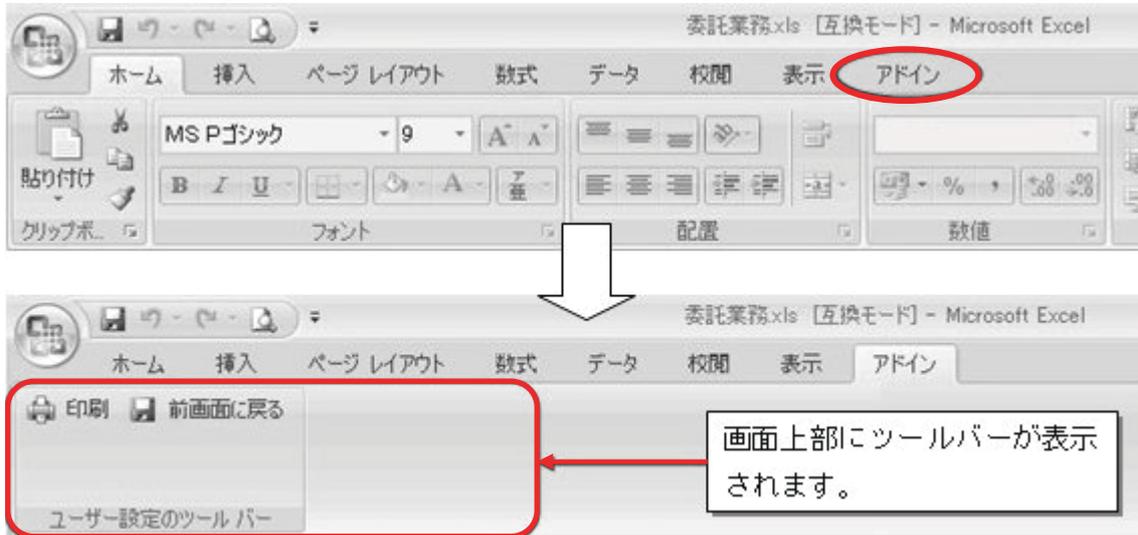


- ④ マクロの設定で「警告を表示してすべてのマクロを無効にする (D)」にチェックを付けてから、雛型を開きなおします。



#### ④ Excel2007,2010 のツールバーの表示方法

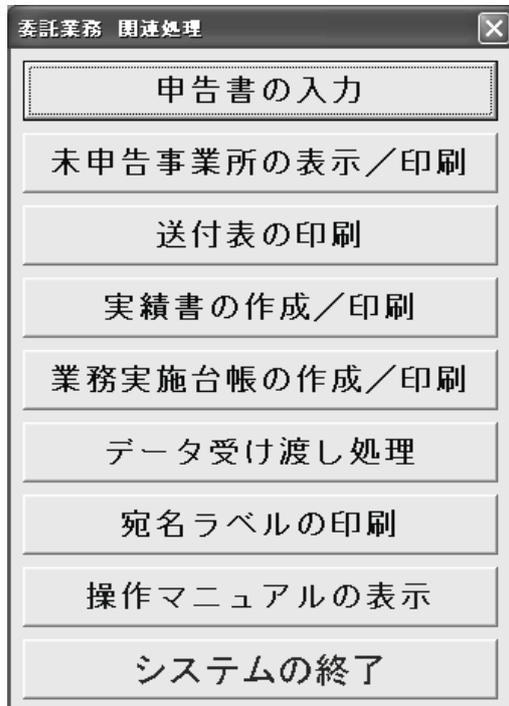
Excel2007 および Excel2010 では、委託業務関連ファイルシステムの操作を行うためのツールバーが初期状態では表示されません。画面上部にあるリボンの[アドイン]を選択することにより、ツールバーを表示してください。



### (3) 委託業務関連ファイルシステムのメインメニュー

委託業務関連ファイルシステムの「委託業務.xls」の Excel ファイルを起動すると、メインメニューが表示されます。

#### ① メニュー画面



#### ② 各メニューの処理内容

	メニュー名	処理の内容
1	申告書の入力	事業所からの申告書の内容を入力します。
2	未申告事業所の表示/印刷	未入力 of 事業所を表示し、印刷します。
3	送付表の印刷	入力した申告書の送付表を印刷します。
4	実績書の作成/印刷	事業実績内容を入力し、実績書を作成し、印刷します。
5	業務実施台帳の作成/印刷	各事業所の状況等を入力し、業務実施台帳を作成し、印刷します。
6	データ受け渡し処理	機構に提出するデータ (CSVファイル) を作成します。
7	宛名ラベルの印刷	宛名ラベルを印刷します。
8	操作マニュアルの表示	委託業務関連オンラインシステム操作マニュアルを表示します。
9	システムの終了	委託業務関連ファイルシステムを終了します。

(4) 「申告書の入力」メニューについて

① メニューの内容

事業所から提出された用紙申告、FD申告の申告書内容を入力します。

**オンライン申告については、申告内容を印刷・確認 (P. 31~32 参照) のうえ、内容を入力します。**

賦課金番号を指定すると、納付義務者名称や住所などの納付義務予定者名簿（以下「名簿」という。）の記載内容及び資本金、最大排ガス量、過去分SOx累積換算量、賦課料率の基本情報が自動表示されます。

現在分SOx排出量、賦課金額、申告形態や受理年月日等の入力を行います。

名簿に記載のない事業所から受理した申告書は、「他会議所分」として登録しますので、申告書の内容をそのまま手入力してください。

**この画面で「受理年月日」欄に入力しないと、申告書が受理されたことになりません。**

**オンライン申告の場合は、機構への申告書送信日を「受理年月日」欄に入力してください。**

② 操作手順

メインメニューから「申告書の入力」を選択すると表示される画面です。

**申告書の入力**

申告情報の登録 | メニューに戻る

【基本情報】

賦課金番号	00000001		
納付義務者名称	F石油化学工場(株)		
事業場名称	東工場		
所在地	市区郡名		
住所	0000000001 A市		
郵便番号	電話番号	地域区分	業種名
005-0000	01-2345-6789	<input type="radio"/> 旧指定地域 <input checked="" type="radio"/> その他	建設業
資本金	最大排出ガス量		
1,111 千円	201.320 m3N/h		
過去分SOx累積換算量	過去分賦課料率	過去分賦課金	合計賦課金
1,111 m3N/算定 基準期間	11.11 円/m3N	1,234 円	124,600 円
現在分SOx排出量	現在分賦課料率	現在分賦課金	延納の有無
1,111 m3N/年	111.11 円/m3N	123,443 円	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
第1期(全期)	第2期	第3期	第4期
31,300 円	31,100 円	31,100 円	31,100 円
作成担当者所属部署	作成担当者氏名	名称等変更届及び代理人届の有無	
あああ	あああ	<input checked="" type="checkbox"/> 名称等変更届 <input checked="" type="checkbox"/> 代理人届	

【申告書】

申告形態	受理年月日
<input checked="" type="radio"/> FD申告 <input type="radio"/> オンライン申告 <input type="radio"/> 用紙申告	平成 年 5 月 16 日

(注) オンライン申告は機構への申告書の送信日を入力

【送付表】

送付年月日	備考
平成 年 月 日	算定過程なし

【実績書】

直送分	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 直送分	

賦課金番号 申告書記載の[賦課金番号]を入力してください。  
連続した桁の数字を入力してください(例:12345678)。  
※番号が変わった場合は全内容が入換えられます。

ア 処理ボタンの説明

ボタン	説明
[申告情報の登録]	画面の情報を登録します。
[メニューに戻る]	メインメニューに戻ります。
[データ削除]	納付義務予定者名簿にない事業所を入力すると、このボタンが表示されます。 なお、ボタンを押すと表示している情報を削除します。

イ 入力項目の説明

	項目	名簿 記載分	名簿 未記載分	備考
基本情報	賦課金番号	選択	手入力	
	納付義務者名称	自動設定	手入力	
	事業場名称	自動設定	手入力	
	所在地	自動設定	手入力	手入力の場合は、都道府県から入力します。
	市区郡名	自動設定		[所在地]から自動設定されます。
	郵便番号	自動設定	手入力	手入力の場合は、ハイフン無しの7桁で入力します。
	電話番号	自動設定	手入力	手入力の場合は、市外局番と市内局番の間にそれぞれハイフンを入れてください。
	地域区分	自動設定	選択	
	業種名	自動設定	選択	
	資本金	自動設定 (手入力可)	手入力	
	最大排出ガス量	自動設定 (手入力可)	手入力	
	過去分SO <sub>x</sub> 累積換算量	自動設定 (手入力可)	手入力	
	過去分賦課料率	自動設定		
	過去分賦課金	自動計算 (手入力可)		自動計算の場合は、[過去分SO <sub>x</sub> 累積換算量]×[過去分賦課料率]で 計算されます（1円未満切捨て）。
	現在分SO <sub>x</sub> 排出量	手入力		
	現在賦課料率	自動設定	選択	
	現在賦課金	自動計算 (手入力可)		自動計算の場合は、[現在分SO <sub>x</sub> 排出量]×[現在分賦課料率]で計算 されます（1円未満切捨て）。
	合計賦課金	自動計算 (手入力可)		自動計算の場合は、[過去分賦課 金]+[現在賦課金]で計算されます （100円未満切捨て）。
	延納の有無	選択		「有」を選択した場合は、納付額 内訳が自動計算されます。

項目		名簿 記載分	名簿 未記載分	備考
	第1期（全期）	自動計算 （手入力可）		自動計算の場合は、[延納の有無]により以下のように計算されます。 【有の場合】 [合計賦課金]を4等分した結果を100円単位で計算（※100円以下になる場合の残は、第1期に加算） 【無の場合】 [合計賦課金]を全期に設定
	第2期			
	第3期			
	第4期			
作成担当者 所属部課	作成担当者氏名	手入力		提出された申告書中に記載がない場合は「申告書に記載なし」などと入力してください。
	作成担当者氏名			
	名称等変更届及び 代理人届の有無	選択		名称等変更届及び代理人選任・解任届を受理している場合には、該当する届をチェックします。 <b>ここにチェックしますと、送付表、委託事業実績書、業務実施台帳の備考欄に届出の記載が自動設定されます。</b>
申告書	申告形態	選択		
	受理年月日	手入力		<b><u>申告書を受理した年月日を正しく入力してください。</u></b> この受理年月日が設定されると、申告書が提出されたものとみなされます。
送付表	送付年月日	自動設定		送付表を印刷すると自動設定されます。
	備考	手入力		送付表の備考を入力します。 送付表に入力した内容が印刷されます。
実績書	<b><u>直送分</u></b>	選択		<b><u>直送分とは、用紙申告又はFD申告で、申告書が機構に直接送付されたものを指します。</u></b> <b>直送分の申告書（控）は機構から商工会議所へ転送します。入力中の申告書が直送分である場合に、チェックします。</b>
	備考	手入力		実績書の備考を入力します。 実績書に入力した内容が印刷されます。
ガイド表示		—		マウスが置かれている項目についての説明が、画面下部に表示されます。

## ウ 申告書情報の登録

賦課金番号を入力すると、基本の情報が表示されます。申告書を確認しながら申告情報を入力し、[申告情報の登録]をクリックします。



[はい]ボタンを押すと、内容のチェックを行います。



入力チェックが完了すると、入力チェック完了のメッセージが表示されます。[OK]ボタンを押すと画面の内容が登録され、各項目がクリアされます。

## ③ 注意事項

### ア [受理年月日]について

**本システムでは、この画面の[受理年月日]が重要な意味を持ちます。**

**[受理年月日]の年月日が設定されると、同日付けで申告書が受理されたこととなります。**

**[受理年月日]が空欄の場合、その事業所は申告書未提出という扱いになってしまいますので、正しく入力するよう、特にご注意ください。**

### イ 登録前に賦課金番号を変更するとき

[申告情報の登録]を行わずに賦課金番号を変更すると、画面の内容はクリアされますので、ご注意ください。



保存が必要な場合には、[いいえ]をクリックし、[申告情報の登録]をします。

### ウ 登録前に終了するとき

登録前に[メニューに戻る]をクリックすると、画面の内容はクリアされますので、ご注意ください。

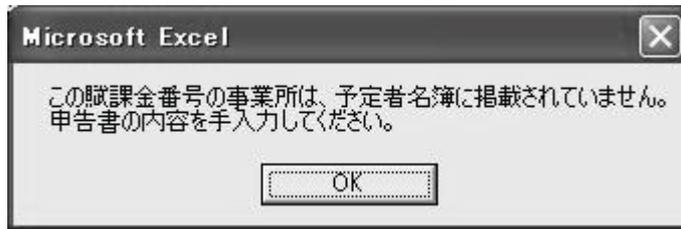


保存が必要な場合には、[いいえ]をクリックし、[申告情報の登録]をします。

## エ 名簿にない事業所について

名簿にない賦課金番号を入力すると、自動的に「他会議所分」として扱われます。

送付表の印刷や実績書の印刷時に名簿未掲載分として扱われます。



### 【データの削除】

「他会議所分」の場合のみ[データの削除]ボタンが表示されますので、[データの削除]ボタンをクリックします。(名簿にある事業所の情報は削除できません。)



[はい]ボタンを押すと、確認のウィンドウが表示されます。



削除する場合には、[OK]をクリックします。

## オ 誤って他の事業所の情報を入力した場合

名簿記載分の事業所に対して、誤って他の事業所の情報を登録した場合には、**受理年月日を空欄にして登録すると入力内容がクリアされます。**

受理年月日を空欄にして登録を行なうと、確認ウィンドウが表示されます。

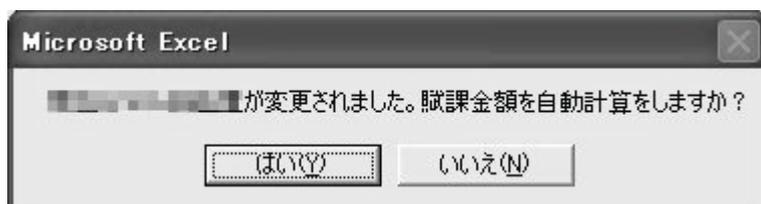


未申告扱いに戻す場合には、[はい]ボタンをクリックしてください。

自動設定項目以外の項目が空欄に設定されます。

## カ 賦課金額の自動計算について

賦課金額計算に関連する項目を変更して別の項目に移動すると、その他のいくつかの項目について、自動計算するウィンドウが表示されます。



賦課金額を自動計算する場合には、[はい]ボタンをクリックしてください。

**現在分SO x 排出量及び延納の有無を入力して、自動計算してから、申告書の記載内容と確認してください。**

### (a) 自動計算対応表

変更する項目	自動計算項目				備考
	過去分 賦課金	現在分 賦課金	合計 賦課金額	期別 納付内訳	
過去分SO x 累積換算量	○	—	○	○	
現在分SO x 排出量	—	○	○	○	
現在分賦課料率	—	○	○	○	名簿に記載されている事業所
現在分賦課金	—	—	○	○	
合計賦課金	—	—	—	○	

例えば、「過去分SO x 累積換算量」の値を変更して別の項目に移動すると、表の自動計算項目で「○」がついている「過去分賦課金」、「合計賦課金額」、「期別納付内訳」について、自動計算するかを確認するウィンドウが表示されます。

ここで自動計算する場合には、[はい] ボタンをクリックしてください。

**※ 確認ウィンドウが表示されない（自動計算が行われない）場合は、以下の操作を行ってください。**

1. 一度、賦課金計算に関連するいずれかの項目を空欄にして、別の項目に移動する。
2. 再度、空欄にした項目の内容を入力して、別の項目に移動する。

## キ [名称等変更届及び代理人届の有無] 及び[直送分]について

[名称等変更届及び代理人届の有無]の欄にチェックをつけた場合、送付表、委託事業実績書及び業務実施台帳の各帳票の備考欄に、届出が提出された表示が自動設定されます。

また、[直送分]の欄にチェックをつけた場合、委託事業実績書の備考欄に「機構直送」の表示が自動設定されます。

**直送分とは、用紙申告又はFD申告で、申告書が機構に直接送付されたものを指します。**

**直送分の申告書（控）は機構から商工会議所へ転送しますので、入力中の申告書が機構から転送されてきた直送分である場合にチェックをつけてください。**

(5) 「未申告事業所の表示／印刷」メニューについて

① メニューの内容

申告書を受理していない事業所の一覧を表示・印刷しますので、このメニューで未申告事業所を確認してください。

この一覧では、[申告書の入力]メニューの中で「受理年月日」が未入力の事業所が表示されます。表示された事業所の申告書受理状況について、今一度ご確認ください。

② 操作手順

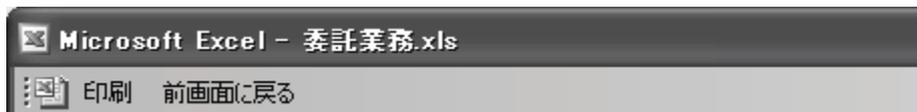
(a) 未申告事業所一覧

メインメニューから「未申告事業所の表示／印刷」を選択すると、申告書を受理していない事業所の一覧が表示されます。

課金番号	工場・事業場	未申告となった状況
01111-55.5	(特)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出 対応者 管理課 ○○氏 TEL 000-0000
01234-77.7	(特)○○	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現在の確認状況は、別紙を参照。
03310-03.2	○○工業(特)第二工場	制度に対して不満 内容は別紙参照
03311-03.2	△△工業(特)第一工場	○○管轄へ申告書を提出した。(○○管轄の提出確認済)
03319-04.2	○○○○(特)第二工場	ハガキ、電話にて督促、制度に対して納得できないとのこと。 対応者 社長○○氏 TEL 000-0000
03333-11.1	T物産(特)第二工場	5/19, 5/22, 6/9, 6/12, 6/14 担当者の○○氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
04567-23.4	△建設工業(特)	制度に対して不満 内容は別紙参照
	△△△△(特)△△工場	

「未申告となった状況」欄は、委託事業実績書（＝各地商工会議所別委託事業実績書）の作成時に入力します。(P.63～64 参照)

(b) 処理ボタンの説明



画面上部のツールバーのボタンから処理を選択します。

メニュー名	説明
印刷	画面の情報を印刷します。
前画面に戻る	メインメニューに戻ります。

※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

### ③ 注意事項

未申告事業所画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。  
このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ 操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。

(6) 「送付表の印刷」メニューについて

① メニューの内容

受理した申告書について、申告書内容を入力（P.50～56）後、「送付表」（用紙申告分、FD申告分）及び「オンライン申告事業者連絡表」（オンライン申告分）を印刷します。

「送付表」及び「オンライン申告事業者連絡表」を印刷した事業所については、委託事業実績書の【8. 機構へ送付する申告書等】の送付月日及び件数が自動設定されます（P.66）

② 操作手順

メインメニューから[送付表の印刷]を選択すると表示される画面です。

ア 表示項目の説明

項目	説明
商工会議所発送日	送付表の発送日を入力し、発送日として印刷します。 （初期値として操作日が表示されます。） 印刷後は、委託事業実績書の【8. 機構へ送付する申告書等】の送付年日及び送付件数欄へ自動設定されます。
印刷済みのものを含む	チェックをつけると、送付表を印刷していない事業所のほかに、印刷済みの事業所も合わせて抽出します。 チェックをはずすと、送付表を印刷していない事業所だけを抽出します。 （初期設定：チェックなし）
申告形態	印刷対象を用紙申告 / FD申告 / オンライン申告 / すべてから選択します。
出力対象	印刷する対象を、名簿掲載分 / 未掲載分 / すべて から選択し、印刷指示画面に出力させます。

## イ 印刷指示画面

(a) 条件に該当する事業所を抽出し、印刷したい事業所を指定します。

印刷	送付年月日	申告形態	名簿	賦課金番号	納付義務業者名	事業場所名
<input checked="" type="checkbox"/>		F D申告		00000001	F石油化学工場(株)	東工場
<input checked="" type="checkbox"/>		F D申告		00000003	D食品工業(株)	南工場
<input checked="" type="checkbox"/>		F D申告		00000005	B市	清掃センター
<input checked="" type="checkbox"/>		F D申告		03309012	青空工業株式会社	仙台工場
<input checked="" type="checkbox"/>		用紙申告		00000002	E物産(株)	西事業所
<input checked="" type="checkbox"/>		用紙申告		00000004	C铸造(株)	北工場
<input checked="" type="checkbox"/>		用紙申告		00000006	A町外5町村事務組合	
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						
<input type="checkbox"/>						

(b) 表示項目の説明

項目	説明
印刷チェック	チェックを外すと、印刷しません。 チェックをつけると、印刷対象となります。 (初期設定：チェックあり)
送付年月日	すでに送付表を印刷した場合に、その送付年月日が表示されます。 はじめて印刷する事業所は空欄となります。
申告形態	申告形態が表示されます。
名簿	名簿未掲載（他会議所分）のとき、[未]が表示されます。
賦課金番号	賦課金番号が表示されます。
納付義務者名称	納付義務者名称が表示されます。
事業場名	事業場名が表示されます。



画面の切り替えは、画面上部のツールバーのボタンを使います。

「印刷確認」ウィンドウへ戻るときは、「前画面に戻る」をクリックします。



※ Excel 2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

#### (e) 印刷実行

送付表の印刷を行います。印刷した事業所には、「送付年月日」が自動設定されます。

1. 印刷確認ウィンドウで[印刷実行]を選択します。
2. 送付表が印刷されます。
3. 印刷が終わると、印刷条件設定画面に戻ります。

初めて印刷したときには、印刷した日付が事業所の「送付年月日」として自動設定され、以降は「印刷済」として扱われます。

2回目以降に印刷したときには、「送付年月日」は新しい日付で更新されます。

#### ③ 注意事項

ア イメージ表示(プレビュー)画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。

このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ 操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。

イ 印刷済の事業所をもう一度印刷したいとき

「印刷済のものを含む」にチェックをつけると過去に印刷済の事業所も一覧に表示されます。

ウ 名簿にない事業所について

名簿にない事業所については、『送付表』の備考欄の先頭に「\*」が表示されます。

## (7) 「実績書の作成/印刷」メニューについて

### ① メニューの内容

未申告事業所の状況や事業実績を入力し、委託事業実績書（＝各地商工会議所別委託事業実績書）を作成し、印刷します。

委託事業実績書の各帳票は以下のとおりです。

- ・ 『1. 申告書提出事業所一覧』
- ・ 『2. 申告書未提出事業所一覧』
- ・ 『3～9. (各) 事業実績』

### ② 操作手順

メインメニューから[実績書の作成/印刷]を選択すると、以下の「実績書サブメニュー」画面が表示されます。



### ア 実績書サブメニューの説明

メニュー名	説明
未申告データ入力	未申告事業所がある場合、その状況を入力します。 帳票『2. 申告書未提出事業所一覧』は、この入力内容をもとに自動設定・印刷されます。
事業実績の入力	委託事業実績書の内容を入力します。 帳票『3～9. (各) 事業実績』は、この入力内容をもとに自動設定・印刷されますので、必ず入力してください。
実績書の印刷	委託事業実績書の印刷/イメージ表示(プレビュー)を行います。
メニューに戻る	実績書サブメニューを閉じて、メインメニューに戻ります。

## イ 未申告データ入力

- (a) 実績書サブメニューから「未申告データ入力」を選択すると、該当する事業所が一覧表示されますので、未申告となった状況を手入力します。

未申告データの入力		
前の画面に戻る		入力対象は 8 件です。 [ 1/2 ] ページ表示中 << 前ページ 次ページ >>
賦課金番号	事業所名	未申告となった状況
01111555	(株)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出 対応者 管理課 ○○氏 TEL 000-0000
01234777	(株)○○○	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現在の確認状況は、別紙を参照。
03310032	○○工業(株)第二工場	制度に対して不満 内容は別紙参照
03311032	△△工業(株)第一工場	○○管轄へ申告書を提出した。(○○管轄の提出確認済)
03319042	○○○○(株)第二工場	ハガキ、電話にて督促。制度に対して納得できないとのこと。 対応者 社長○○氏 TEL 000-0000
03333111	T物産(株)第二工場	5/19、5/22、6/9、6/12、6/14 担当者の○○氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
04567234	○建設工業(株)	制度に対して不満 内容は別紙参照

- (b) 表示項目の説明

項目	説明
賦課金番号	賦課金番号が表示されます。
事業所名	納付義務者名称と事業場名が表示されます。
未申告となった状況	未申告となった状況を手入力します。 <b>機構への状況報告になりますので、督促状況及び事業所の状況調査の内容などを詳細に入力してください。</b> 記入しきれない場合や添付資料などについては、別紙で作成のうえ、ご提出ください

ウ 事業実績の入力

**事業実績の報告内容について、入力してください。(詳細は、P.66 参照)**

合計欄、総件数等は自動設定されています。

事業実績入力

前の画面に戻る 次ページへ

3. 説明会開催状況及び資料送付状況

説明会開催の日時 平成 〇〇年 4 月 3 日 18:30 ~ 16:30

説明会開催の場所 ○〇公民館

出席者数及び事業所数	名	事務所
説明会開催通知数		事務所
説明会資料送付部数	部	事務所
説明会当日資料配布		部

(説明会での質疑及び問題点)

4. 窓口相談及び電話相談

窓口相談		電話相談		合計	
件数	事務所数	件数	事務所数	件数	事務所数
				0	0

(主な内容)

5. 申告書提出協力要請

	電 話		ハガキ等		面 接		合 計	
	件数	事務所数	件数	事務所数	件数	事務所数	件数	事務所数
期限内							0	0
期限後							0	0

説明会開催日 今年度の説明会開催日を入力します。

[次ページへ]ボタンをクリックすると、次ページ入力画面が表示されます。

事業実績入力

前の画面に戻る 前ページへ

6. 申告書等の点検

申告総数	誤り事項			誤り総数
	記載もれ	計算誤り	添付書類不備	
5件	1			
※1(3)				
※2(1)				

※1( )内はうち数でFD申告、※2( )はうち数でオンライン申告の件数。

(主な誤り及び指導内容)

7. 指導員の氏名

氏 名	会議所における役職

8. 縦横へ送付する申告書等

(申告書)	送付月日	送付件数	送付月日	送付件数	(該區出書)	送付月日	送付件数
	月 日		月 日			月 日	

9. 縦横に対する連絡事項

記載もれ 申告書点検時に確認された記載もれの件数を入力してください。

事業実績の報告内容欄

番号	項目名	内容
3.説明会開催状況及び資料送付状況	説明会開催の日時	毎年4月に開催される汚染負荷量賦課金申告・納付説明会（以下、「説明会」）を開催された場合に入力してください。 <b>なお、他の商工会議所と合同開催した場合も、開催日時及び場所（〇〇商工会議所〇〇ホール等）を入力してください。</b>
	説明会開催の場所	
	出席者数及び事業所数	説明会の受付簿等から出席者及び事業所数を入力してください。 <b>合同開催の場合は、自会議所管轄の該当数を入力してください。</b>
	説明会開催通知数	管轄の事業所への説明会開催通知数を入力してください。
	説明会資料送付部数	説明会開催前に資料送付した部数、また、説明会に欠席した事業所へ後日送付した部数の合計を入力してください。
	説明会当日資料配付	説明会当日に資料配付した部数を入力してください。
4.窓口相談及び電話相談	窓口相談 電話相談	それぞれの相談に対応した件数、事業所数を入力してください。合計欄は自動設定されます。
5.申告書提出協力要請	電話 ハガキ等 面談	申告納付期限（5月15日）内及び期限後について、提出要請をした件数を入力してください。合計欄は自動設定されます。
6.申告書等の点検	申告総数	受理年月日が徴収実施期間内（～6月14日）である申告書件数の総数、うち <b>FD</b> 申告件数・オンライン申告件数が自動設定されます。
	誤り事項	申告書等の点検時における各事項の件数を入力してください。
	誤り総数	自動設定されます。
	主な誤り及び指導内容	特記すべき点などがございましたら、入力してください。
7.指導員の氏名	本業務の担当者氏名及び役職を入力してください。	
8.機構へ送付する申告書等	送付月日	自動設定されます。
	送付件数	自動設定されます。
9.機構に対する連絡事項	機構への連絡事項がございましたら、入力してください。	

## エ 実績書の印刷

実績書サブメニューから「実績書の印刷」を選択すると、印刷内容の設定画面が表示されます。

### (a) 表示項目の説明

項目	説明
提出年月日	実績書の提出年月日を入力します。 徴収実施実施期間の翌日（6月15日）以降の日付を設定してください。
商工会議所名	自動設定されます。
出力対象	印刷する帳票を選択します。 申告書提出事業所一覧 / 未提出分 / 事業実績 / すべて から選択します。

### (b) 印刷実行

印刷確認のウィンドウが表示されます。

### (c) イメージ表示（プレビュー）

実績書の印刷イメージを画面上で確認します。（表示のみ）

画面の切り替えは、画面上部のツールバーのボタンを使います。



※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

### (d) 印刷実行（印刷確認画面）

委託事業実績書の印刷を行います。

オ プレビュー画面

○ 『1. 申告書提出事業所一覧』

市区郡名	事業所名	提出月日	賦課金額(円)	最大排出ガス量(m3M/H)	延納の有無	備考	申告形態
仙台市	青空工業株式会社 仙台工場	5・10	3,921,900	82,016	有	名称等変更。	FD
B市	E物産(株) 西事業所	5・14	1,644,500	20,661	有	名称等変更。	用紙
C市	D食品工業(株) 南工場	5・14	721,600	17,433	有	10月合併予定	FD
D郡A町	C鉄道(株) 北工場	5・15	293,900	12,020	無		用紙
E郡C町	B市 清掃センター	5・15	216,600	24,500	無	9月移転予定	オンライン
F郡M町	A町外 町村事務所	5・15	972,700	41,760	有		用紙
A市	F石油化学工場(株) 東工場	5・18	124,600	201,320	有	名称等変更。代理人。機種直送。	FD

↓

ツールバーから「次のページへ」をクリック

↓

○ 『2. 申告書未提出事業所一覧』

市区郡名 賦課金番号	事業所名	未申告となった状況(要旨)
A市 01111-56.5	(株)S組	再三の提出要請にもかかわらず未提出 対応者 管理課 ○○氏 TEL 000-0000
C市 01234-77.7	(株)○○○	所在不明 申告書類も宛先不明で返送された。 現在の確認状況は、別紙を参照。
D市 03310-03.2	○○工業(株) 第二工場	制度に対して不満 内容は別紙参照
C市 03311-03.2	△△工業(株) 第一工場	○○管轄へ申告書を提出した。(○○管轄の提出確認済)
D市 03319-04.2	○○○○(株) 第二工場	ハガキ、電話にて督促。制度に対して納得できないとのこと。 対応者 社長○○氏 TEL 000-0000
E郡T町 03333-11.1	T物産(株) 第二工場	5/19、5/22、6/9、6/12、6/14 担当者の○○氏が対応 申告の了承を得たが未提出。
A市 04567-23.4	○建設工業(株)	制度に対して不満 内容は別紙参照
C市 05577-12.3	△△△△(株) △△工場	

↓

ツールバーから「次のページへ」をクリック

↓

○ 『3. 説明会開催状況及び資料送付状況』～『9. 機構に対する連絡事項』

Microsoft Excel - 委託業務.xls

印刷確認

0001 ○○ 商工会議所

3. 説明会開催状況及び資料送付状況

説明会開催の日時 平成24年4月9日 13:30～15:30

説明会開催の場所 ○○公民館

出席者数及び事業所数 名 事業所

説明会開催通知書 事業所

説明会資料送付回数 部 事業所

説明会当日資料配布 部

(印刷会での質疑及び説明内容)

4. 窓口相談及び電話相談

窓口相談		電話相談		合計	
件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
				0	0

(未記入内容)

5. 申告書提出協力要請

	電 話		ハガキ等		郵 送		合 計	
	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数	件数	事業所数
期 限 内							0	0
期 限 後							0	0

6. 申告書等の点検

申告書総数	誤り事項			誤り総数
	記載忘れ	計算誤り	添付書類不備	
5 件 ※1(3) ※2(1)				

※1: 1以内5名数でFID準備。 ※2: 1以内5名数でオンライン準備の件数。  
(未印刷及び未提出)

7. 指導員の氏名

氏 名	会議所における役職

8. 機構へ送付する申告書等

申告書		（附属書）			
送付月日	送付件数	送付月日	送付件数	送付月日	送付件数

9. 機構に対する連絡事項

コメント

「印刷確認」ウィンドウへ戻るときは、「前画面に戻る」をクリックします。



※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

### ③ 注意事項

- ア イメージ表示(プレビュー)画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。  
このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ 操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。

- イ 実績書サブメニューから未申告データ入力をした事業所が、後から申告書を提出してきたとき  
委託業務関連ファイルシステムの、メインメニューの[申告書の入力] (P. 50~56 参照) で、  
「受理年月日」等を入力し、再度、実績書の印刷を行ってください。  
すでに入力した未申告データ入力内容を削除する必要はありません。  
※ [未申告データ入力]は、申告書の「受理年月日」が空欄の事業所が対象となります。

- ウ 委託事業実績書「6. 申告書等の点検」の「申告書総数」が実際の数と異なるとき  
この「申告書総数」は自動設定される項目です。

徴収実施期間（毎年3月1日～6月14日）に受理された用紙申告とFD申告及びオンライン申告分が自動計算されます。

実際の総数と異なる場合は、[申告書の入力]画面で「受理年月日」と[申告形態]の確認をしてください。

(受理年月日が空欄、または入力値が誤っている場合などには、申告書が未提出との扱いになります。)

- エ 名簿にない事業所について

名簿にない事業所については、『1. 申告書提出事業所一覧』の備考欄の先頭に「\*」マークが表示されます。

(8) 「業務実施台帳の作成／印刷」メニューについて

① メニューの内容

賦課金番号ごとに業務実施台帳を作成します。  
 賦課金番号を指定すると、事業所名称や住所など基本情報が自動設定されます。  
 各事業所の状況等を入力（黄色表示の部分）して保存、印刷を行います。

② 操作手順

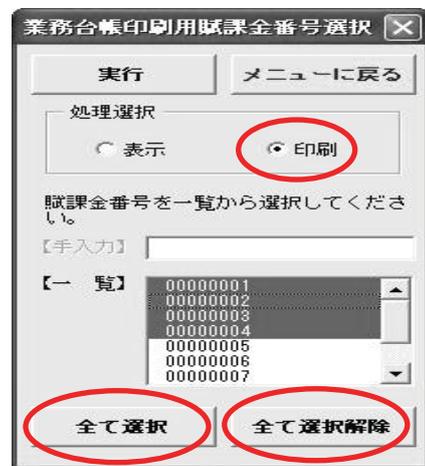
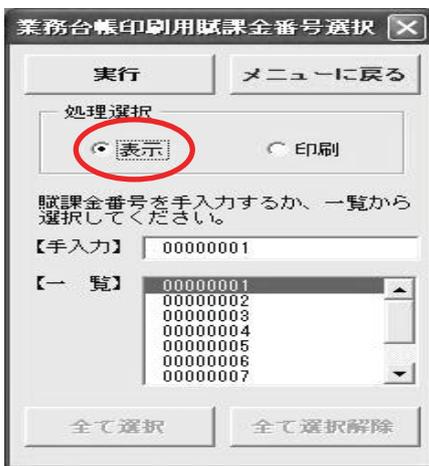
メインメニューから[業務実施台帳の作成/印刷]を選択すると表示される画面です。

処理選択で「表示」を選択した場合

- 【手入力】 賦課金番号の直接入力可。
- 【一 覧】 個別選択可、複数選択は不可。

処理選択で「印刷」を選択した場合

- 【手入力】 賦課金番号の直接入力不可。
- 【一 覧】 個別選択、複数選択とも可。



(a) 業務実施台帳の表示

賦課金番号を手入力するか、一覧から選択して[実施台帳を表示]ボタンをクリックすると、業務実施台帳画面が表示されます。

The screenshot shows a Microsoft Excel spreadsheet titled '業務実施台帳 (汚染負荷量賦課金)'. The table contains the following data:

業務実施台帳		商工会議所名		商工会議所	
(汚染負荷量賦課金)		0001 〇〇		商工会議所	
賦課金番号	00000-00.1	所在地	〒005-0000	電話番号	01-2345-6789
事業所名	F石油化学工場(株)東工場	住所	000000001	業種名	建設業
		送付先		地域区分	その他地域
区分	年度	平成 <sup>20</sup> 年度	FD申告	平成 <sup>20</sup> 年度	FD申告
作成者担当所属部署		あああ		あああ	
作成者担当氏名		あああ		あああ	
申告書受理年月日		平成 <sup>20</sup> 年5月16日		平成 <sup>20</sup> 年5月16日	
1時間当たりの最大排出ガス量		201.320	m <sup>3</sup> N/h	201.320	m <sup>3</sup> N/h
4月1日現在の営業量		1.111	平均	1.111	平均
調査年度の最終調査量		1.111	m <sup>3</sup> N/営業基礎期間	1.111	m <sup>3</sup> N/営業基礎期間
調査年度の平均排出量		1.111	m <sup>3</sup> N/年	1.111	m <sup>3</sup> N/年
過去分賦課料率		11.11	円/m <sup>3</sup> N	11.11	円/m <sup>3</sup> N
現在分賦課料率		111.11	円/m <sup>3</sup> N	111.11	円/m <sup>3</sup> N
過去分賦課金		1,234	円	1,234	円
現在分賦課金		123,443	円	123,443	円
汚染負荷量賦課金		124,600	円	124,600	円
支払	納第1期(金額)	31,300	円	31,300	円
	延納の付第2期	31,100	円	31,100	円
	有・無第3期	31,100	円	31,100	円
	無第4期	31,100	円	31,100	円
説明書の提出状況	説明会への出席状況等について記載する。	説明会に		説明会に [出席]	
	説明会及び電話等で指図書事項あるいは相談を受けた事項について記載する。				
備考	申告書等が未提出の事業所に対する補助等の状況について記載する。				
		名称等変更届	代理人届		

自動表示

手入力

(b) 表示画面の説明

区分	説明	
	前年度	当年度
申告書等から記載する欄	前年度の申告書の内容が自動表示されます。	「申告書の入力」メニューで入力した内容が表示されます。
説明会出欠状況・指導実績・督励の状況等を記載する欄	前年度の記載内容が自動表示されます。	当年度の状況を手入力します。次年度の参考にしますので、具体的に記載してください。
備考	前年度の記載内容が自動表示されます。	当年度の状況を手入力します。

(c) 処理ボタンの説明



画面上部のツールバーのボタンから処理を選択します。

メニュー名	説明
登録	画面で編集した情報を登録します。
印刷	画面の情報を印刷します。
前画面に戻る	賦課金番号選択ウィンドウに戻ります。

※ Excel2007,2010 のツールバー表示については、P.49 参照。

③ 注意事項

業務実施台帳画面で、画面右上の閉じるボタン[×]を押さないでください。  
このボタンを押すと、確認ウィンドウが表示されます。



システムを終了しない場合には、[いいえ]ボタンをクリックしてください。

※ 操作は必ず画面上部のツールバーのボタンから行ってください。

## (9) 「データ受け渡し処理」メニューについて

### ① メニューの内容

機構に提出するための電子データ（CSV ファイル）をここで作成します。

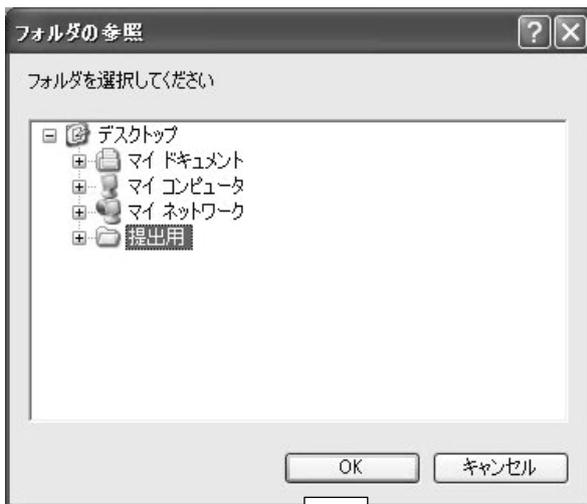
作成したデータを『委託業務関連オンラインシステム』へ受け渡し、機構へアップロード（送信）します。（アップロード方法は P.27～29 参照）

**あらかじめ、提出用に一時保存フォルダを作成しておくか、保存先を決めておいてください。**

### ② 操作手順

メインメニューから[受け渡しデータの作成]を選択すると表示される画面です。

保存場所を選択して、[OK]ボタンをクリックしてください。



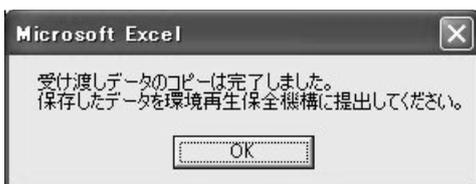
(例)

あらかじめ作成しておいた「提出用」という名称のフォルダに保存する場合

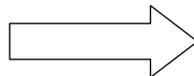


#### 注意

- 保存場所のファイル名やパス名が長すぎると、データ受け渡し処理が行えないことがあります。



選択したフォルダまたはドライブ内に、サブフォルダが自動作成されます。



(例) あらかじめ作成した「提出用」フォルダ内に自動作成されたサブフォルダ「xxxx\_yy」



指定したフォルダまたはドライブ内に自動作成されたサブフォルダの中には、4つの提出用の受け渡しデータが含まれています。

この4つのデータの内容は、次のとおりです。

○ データの内容

作成されたデータ	説明	提出データ		備考
		オンライン送信の場合	CD等での提出の場合	
会議所.ini	年次情報/商工会議所コード等	不要	○	CD等で提出する場合は、提出データ用サブフォルダをそのままコピーしてください。
事業所.csv	事業所についての情報	○	○	
事業実績.csv	事業実績についての情報	○	○	
業務実施台帳.csv	業務実施台帳についての情報	○	○	

③ 注意事項

提出用ファイルを作成する際、作成先のフォルダ名に環境依存文字 (P.2 参照) が含まれていると、以下の画面が表示され、提出データを作成することができません。



〔OK〕 ボタンを押して、環境依存文字を含まないフォルダを作成してください。

実際のデータのアップロード（送信）の方法については、P. 27～29「委託事業実績書・業務実施台帳データのアップロード（送信）」を参照してください。

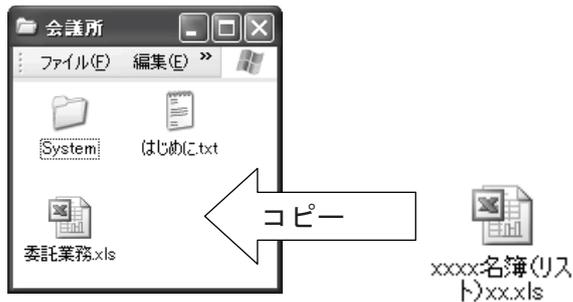
(10) 「宛名ラベルの印刷」メニューについて

① メニューの内容

宛名ラベルを印刷します。

宛名ラベルの印刷には、納付義務予定者名簿のリストが必要です。

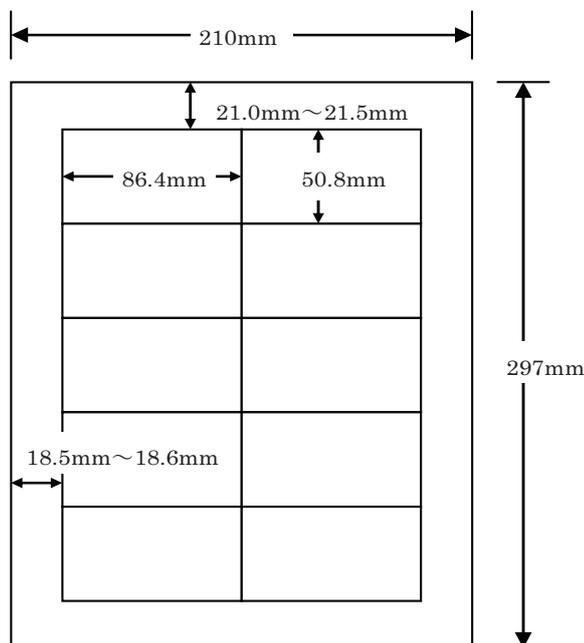
P. 17~19 でダウンロードした納付義務予定者名簿のリスト（ファイル名” xxxx 名簿（リスト）xx.xls”）を、委託業務ファイルシステムのフォルダ（「会議所」フォルダ）の中にコピーしてください。



② 宛名ラベルのシート

宛名ラベルのシートについては、A4判10面（2列×5段）のものをご用意ください。

<フォーマット例>



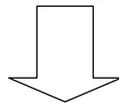
### ③ 画面と操作方法

メインメニューから[宛名ラベルの印刷]を選択すると、納付義務予定者名簿に含まれる事業所の一覧が表示されます。

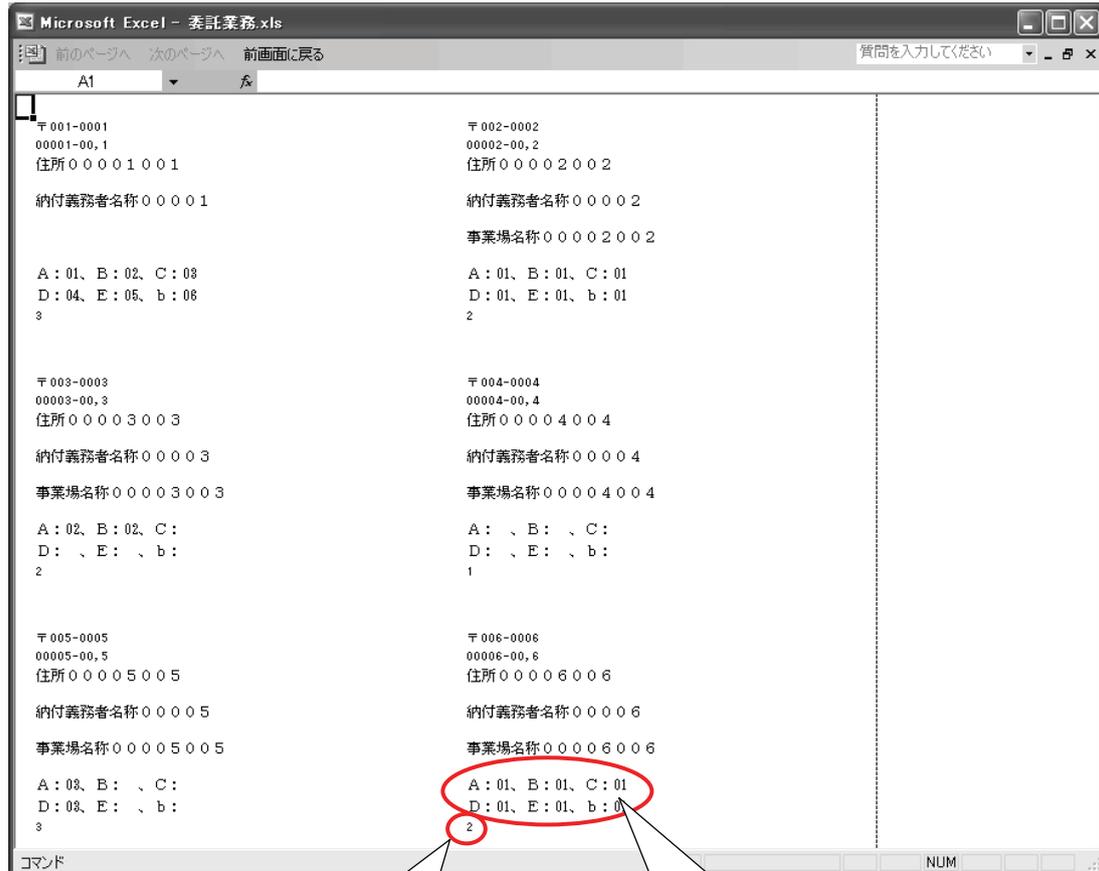
表示画面中の「印刷」欄のチェックを外したものは印刷されません。  
チェックをつけると印刷対象となります。

#### ア 印刷確認のウィンドウ

[印刷指示確認画面へ]ボタンをクリックします。印刷確認のウィンドウが表示されます。



## イ イメージ表示（プレビュー）



### ※1 前年度申告形態

- 1 : 用紙申告
- 2 : F D申告
- 3 : オンライン申告

### ※2 様式枚数

前年度に提出した算定様式  
(A、B、C、D、E、b)  
の枚数を表示します。

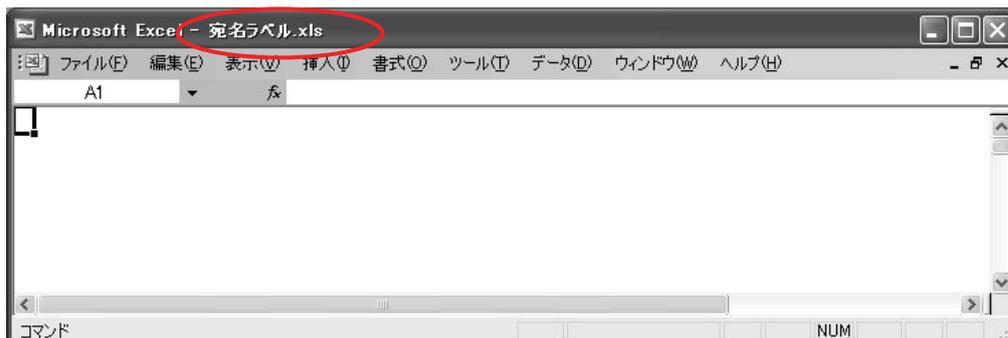
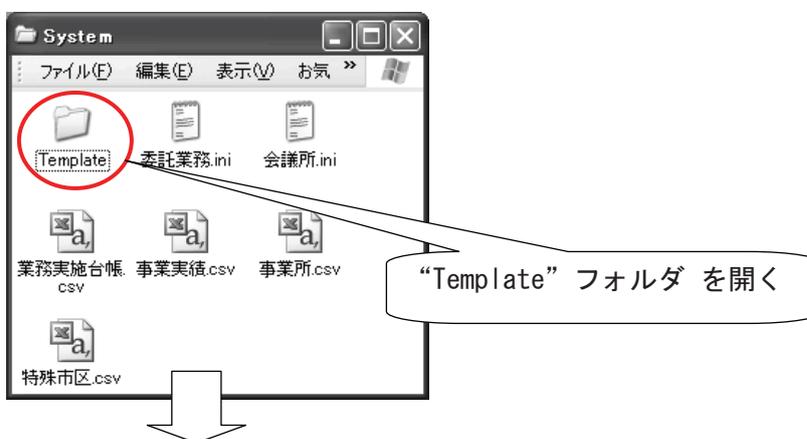
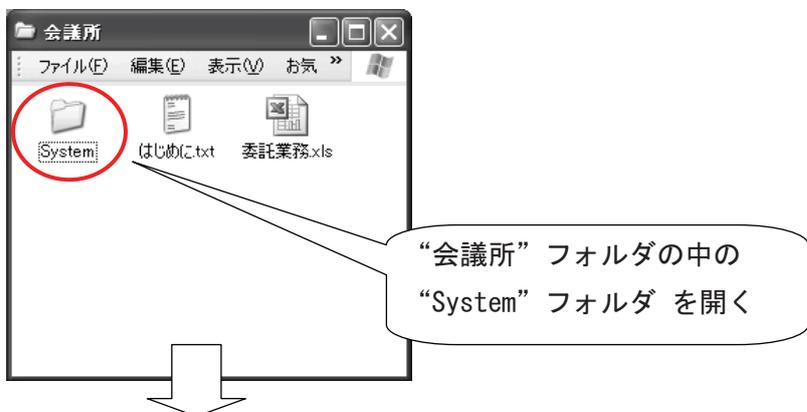
## ウ 印刷実行

宛名ラベルの印刷を行います。

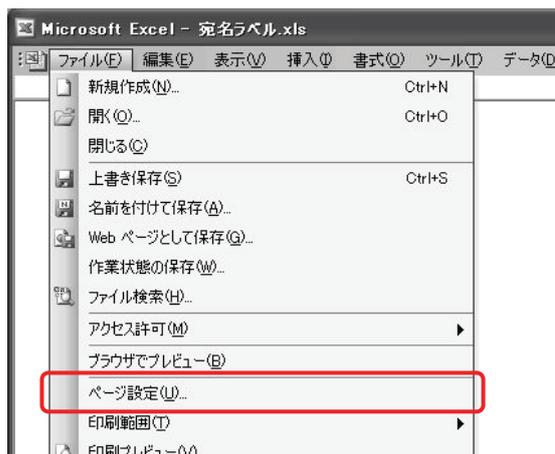
ラベルに印刷する前に、文字がラベルの枠内に印刷されるか、事前にご確認ください。

※ ラベルの枠内に印刷されないときは、以下の方法で余白を調整してください。

- (a) 委託業務ファイルシステムを終了してから、委託業務ファイルシステムのフォルダ以下にある『¥System¥Template¥宛名ラベル.xls』をダブルクリックして開いてください。



(b) ファイルメニューから「ページ設定」を選択してください。



(c) ページ設定ダイアログで「余白」タブを選択し、上下左右の余白に数字を入力して、印刷位置を調節してください。

<例> 印刷時、左に1センチメートルずれている場合は、余白の「左」に「1」と入力します。  
(センチメートル単位で入力します)。



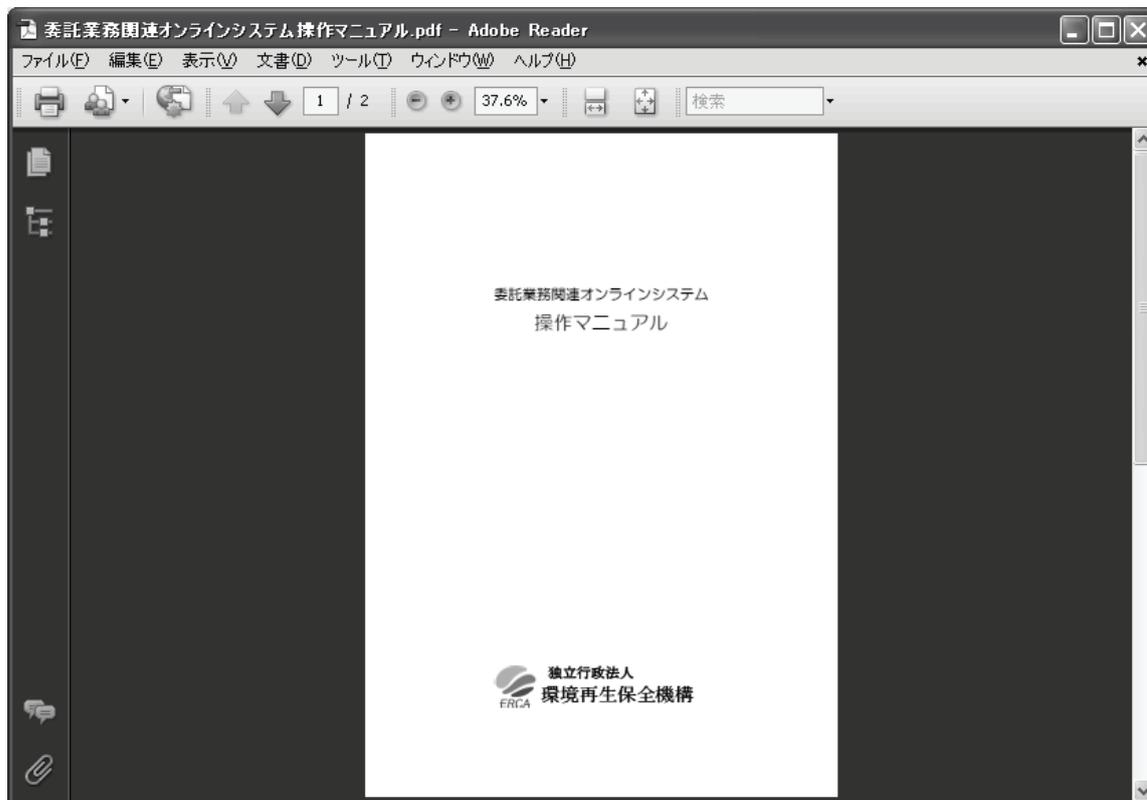
(d) 「OK」を押してダイアログを閉じ、保存してから”宛名ラベル.xls”を閉じてください。

(e) 委託業務ファイルシステムを開き、再度宛名ラベルの印刷を行ってください。

## (11) 「操作マニュアルの表示」メニューについて

### ① メニューの内容

このマニュアルを、pdf ファイル形式で表示します。



### ② 印刷

印刷する場合は、「ファイル」の印刷メニューから印刷してください。

＜お問い合わせ先＞

独立行政法人環境再生保全機構

補償業務部業務課 総括係

TEL 044-520-9544

リサイクル適性<sup>®</sup>

通し番号293

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

汚染負荷量賦課金

# 申告・納付指導要領

(平成25年度)

独立行政法人 環境再生保全機構



## 目 次

---

1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額 -----	1
2 申告書の記載方法 -----	7
3 申告と納付の方法 -----	7
4 硫黄酸化物の年間排出量の算定 -----	9
5 A様式を用いる場合の算定方法 -----	11
6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法 -----	21
7 E様式及びb様式について -----	25
8 申告書に添付すべき書類 -----	29
9 申告等に関連する諸届出 -----	33
10 申告後に誤りを訂正する場合 -----	35
11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等 -----	35

## 1 納付義務者及び汚染負荷量賦課金の額

### 納付義務者

#### (1) 納付義務者

指定地域の解除があった日(昭和63年3月1日)の前日の属する年度(昭和62年度)の初日に納付義務者としての要件を満たしていた事業者です。

具体的には、次の要件に該当する事業者が、汚染負荷量賦課金(以下「賦課金」という。)の納付義務者として、将来にわたって毎年度、申告・納付をする義務を負います。

- ①昭和62年4月1日に、ばい煙発生施設等(大気汚染防止法に定めるもの)を設置していた事業者。
- ②その施設が、硫黄酸化物を排出し得るものであったこと。
- ③その施設が、設置されていた工場・事業場における最大排出ガスの合計が、旧指定地域の場合5,000m<sup>3</sup>N/h以上その他地域の場合10,000m<sup>3</sup>N/h以上であったこと

#### 【参考】

大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設等の規模は、昭和62年4月1日現在、政令で規定されていたものとします。

昭和62年4月1日において納付義務者の要件を満たしていなかった事業者は、その後、ばい煙発生施設等を増設・新設しても賦課金の納付義務者とはなりません。

**Q** 1-1 ばい煙発生施設とは何をいうのですか？

**A** 昭和62年4月1日現在において、大気汚染防止法(以下、「大防法」という。)第2条第2項に規定する施設(具体的には大防法政令別表第一に掲載されていた29施設)をいいます。

**Q** 1-2 硫黄酸化物(以下、「SO<sub>x</sub>」という。)を排出し得るとはどのようなことですか？

**A** 現在排出しているかどうかということではなく、SO<sub>x</sub>の排出可能(硫黄分を含む燃原料を燃焼できる等)な施設をいいます。したがって、予備施設及び休止施設も廃止しない限りは、排出し得る施設に含まれます。

**Q** 1-3 ばい煙発生施設を設置する工場・事業場が複数隣接してある場合、同一工場・事業場として取り扱うのですか？

**A** ばい煙発生施設設置者の工場・事業場が複数隣接してある場合は、次のとおり取り扱います。

- ①同一敷地内に組織上、生産工程上等から一体とみなされる複数の工場・事業場(以下、「事業所」という。)がある場合は、同一事業所として取り扱います。
- ②道路、河川をへだてている等近接した敷地に複数の事業所がある場合は、組織上、生産工程上等からみて、ばい煙を発生する事業所として一体とみなされる場合は同一事業所として取り扱います。

(具体的なケースについては、独立行政法人環境再生保全機構(以下、「機構」という。)に問い合わせして下さい。)



**Q** 1-4 廃止施設であるか否かは、どのように判断するのですか？

**A** 廃止施設であるか否か、原則として当該施設について大防法に基づく「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を都道府県等に提出しているか否かによって判断します。  
「ばい煙発生施設使用廃止届出書」を提出していれば、廃止施設とみなします。

**Q** 1-5 排風機(ブロワー)が設置されている施設の最大排出ガス量は、どのようにとらえるのですか？

**A** 排風機によって排出ガス量を吸引し、大気中に排出している場合は、原則として排風機の能力 ( $\text{m}^3/\text{h}$ ) をもって最大排出ガス量とします。

**Q** 1-6 最大排出ガス量がわからない場合は、どのようにすればよいのですか？

**A** 機構に問い合わせてください。  
機構では、当該施設の能力等を示す資料を提出していただき、検討した結果を連絡いたします。

**Q** 1-7 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行った場合はどうなるのですか？

**A** 昭和62年4月1日に、納付義務の要件を満たしていなかった事業者が、その後施設の拡充等を行っても、当該事業者は賦課金の納付義務者とはなりません。

**Q** 1-8 会社が解散(倒産)した場合の納付義務の取扱いは、どうなるのですか？

**A** 会社が解散(倒産)した場合、清算終了の日をもって納付義務が消滅します。したがって、清算終了時までは、賦課金の申告・納付の義務があります。

汚染負荷量賦課金

(2) 汚染負荷量賦課金の額

指定地域解除前のSO<sub>x</sub>排出量を基本に、指定地域解除後のSO<sub>x</sub>排出量も勘案して算定します。具体的には、次の①②の額を合算したものとなります。

① 過去分の賦課金

各年度の要徴収額のうち6割分とし、各事業所の過去分の賦課金については、指定地域解除前5年間(昭和57～61年)の「算定基礎期間」におけるSO<sub>x</sub>排出量に換算係数を乗じて算定した額

② 現在分の賦課金

各年度の要徴収額のうち4割分とし、各事業所の現在分の賦課金額は、各事業場が前年のSO<sub>x</sub>排出量を基礎として算定した額

【参考】

過去分と現在分の負担割合は、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)の政令によって6割:4割と定められています。

[特に注意して頂きたい事項]

過去分賦課金額及び現在分賦課金額に1円未満の端数があるとき、及び合計金額に100円未満の端数があるときは、これらを切り捨てます。

前年のSO<sub>x</sub>排出量の算定は、大防法に規定されたばい煙発生施設等以外の施設から排出したSO<sub>x</sub>の排出量も合算し、算定します。

納付義務の承継

(3) 納付義務の承継

納付義務者が合併した場合は、合併法人に納付義務が承継されます。また、会社分割による新設会社又は吸収会社に権利義務が承継された場合は、納付義務も承継されます。したがって、合併等が行われた場合は、個別的に判断されるケースが多いので、届出を出す前に機構に相談するように指導してください。

**Q** 1-9 ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力を変更した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** 昭和62年4月1日に、納付義務者としての要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設の一部を廃止又は能力の変更等を行い、最大排出ガス量の合計が旧指定地域で $5,000\text{m}^3\text{N/h}$ 未満、その他地域で $10,000\text{m}^3\text{N/h}$ 未満に減少した場合であっても賦課金の申告・納付の義務を負うこととなります。

**Q** 1-10 ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** 昭和62年4月1日において、納付義務の要件を満たしていた事業者が、その後ばい煙発生施設のすべてを廃止し、大防法の届出対象外の施設に更新した場合であっても、賦課金を申告・納付する義務を負うこととなります。

**Q** 1-11 事業の停止によって、ばい煙発生施設のすべてを廃止した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？また、事業所を移転した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** いずれの場合も納付義務は継続されますが、現在分の取扱いについては異なる場合があるので、必ず機構へ相談してください。  
なお、具体的なケースについては、必ず機構に問い合わせてください。

**Q** 1-12 昭和62年4月1日以降に会社の合併があった場合、過去分賦課金の計算の基礎になる $\text{SO}_x$ の累積換算量はどうなるのですか？

**A** 合併によって消滅することとなる会社の $\text{SO}_x$ 累積換算量は、合併後の新会社又は存続会社に包括的に承継されることとなります。

**Q** 1-13 ばい煙発生施設を譲渡・賃貸した場合の納付義務の取扱いはどうなるのですか？

**A** 原則として、納付義務は継続されます。  
なお、具体的なケースについては、必ず機構に問い合わせてください。

## 2 申告書の記載方法

代表者又は  
代理人

- (1) 用紙申告及びFD申告は、代表者印を必ず押印してください。ただし、代理人選任・解任届出書によって代理人を選任している場合には、代理人の印を押してください。  
オンライン申告は、事前登録が必要となります。
- (2) 申告書の記載事項を訂正する場合は、必ず代表者(代理人を選任している場合は代理人)の訂正印を押印してください。

## 3 申告と納付の方法

申告書の提出

- (1) 申告書は、商工会議所宛に5月15日までに提出してください。
- (2) 納付は、所定の賦課金納付書によって取扱金融機関の本支店又は機構の窓口で行ってください。  
なお、取扱金融機関で納付する場合の手数料は不要です。

### 【参考】

商工会議所は、汚染負荷量賦課金申告の手引(以下「手引」という。)の55ページを、取扱金融機関は15ページをそれぞれ参照してください。

**Q** 2-1 代理人を選任していない場合でも、申告書の代理人欄に記入する必要がありますか？

**A** 必要ありません。

**Q** 2-2 賦課金を延納申請する場合は、延納回数が4回未満でも良いですか？

**A** 賦課金額が30万円以上である納付義務者が延納することができますが、4回未満は認めていません。「全納」か「4期に延納するか」どちらかを選ぶ必要があります。

**Q** 2-3 年の途中(平成24年6月)に施設の一部を廃止したため、最大排出ガス量の合計が $15,000\text{m}^3\text{N/h}$ から $12,000\text{m}^3\text{N/h}$ に減少しました。この場合、廃止した施設の分の $\text{SO}_x$ 量は申告する必要がありますか？

**A** 前年中(1~12月)に当該工場から排出されたすべての $\text{SO}_x$ が申告の対象となりますので、平成24年1月から廃止した平成24年6月までの間に $\text{SO}_x$ の排出実績があれば、この分も含めて申告する必要があります。

**Q** 2-4 試運転や実験的に使用した分の燃原料でも申告する必要がありますか？

**A** 事業所において前年中に排出されたすべての $\text{SO}_x$ 量が申告の対象となりますので、その分も申告してください。

**Q** 3-1 事業所が複数ある場合は、それぞれの申告書を本社がまとめて直接機構へ提出してもよいですか？

**A** 必ず事業所を管轄している商工会議所へ、それぞれ提出してください。

なお、各事業所の賦課金の納付は、本社等で一括納付しても結構です。この場合は、納付書の「複数事業所分をまとめて納付」欄の「する」に○を付し、納付書の第3片(領収済通知書)裏面に、その明細を忘れずに記入してください。

## 4 硫黄酸化物の年間排出量の算定

SO<sub>x</sub> 排出量

硫黄酸化物の排出量の算定には、過去分賦課金の基礎となる算定基礎期間におけるSO<sub>x</sub>排出量(過去分SO<sub>x</sub>累積換算量)の算定と現在分賦課金の基礎となる前年のSO<sub>x</sub>排出量(現在分)の算定があります。

過去分

(1) 過去分SO<sub>x</sub>累積換算量の算定

算定基礎期間における各事業所のSO<sub>x</sub>の各年間排出量に各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計します。

各事業所の数値は、各々の申告書の過去分累積換算量欄にプリントしています。

【参考】

・算定基礎期間

昭和57～昭和61年の5年間をいいます。なお、この期間は将来とも固定された期間です。

・換算係数

算定基礎期間における各年度の賦課料率(単位円/立方メートル)の1/1000の数値(単位なし)をいいます。なお、この換算係数は昭和62年政令第368号にて公布されております。

現在分

(2) 前年(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)のSO<sub>x</sub>排出量の算定(現在分)

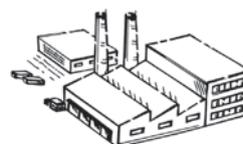
- ① 算定の方式は、公健法施行規程第3条本文に示されている方法(すなわちA様式)によることが原則です。
- ② D様式は、原則として地方自治体の清掃工場用のもので、一般の事業所はA様式を使用してください。
- ③ E様式は脱硫効率、b様式は排出ガスの測定結果を明らかにする書類です。

**Q** 3-2 「手引」(15ページ)及び「納付書・領収証書(裏面)」に記載のある金融機関以外でも賦課金の納付は可能ですか？

**A** 賦課金の納付は、「手引」又は「納付書・領収証書(裏面)」に記載している金融機関以外でも納付していただくことは可能ですが、その場合には振込み手数料が必要になります。

**Q** 4-1 SO<sub>x</sub>排出量の算定に機構指定以外の様式を使用してもよいですか？

**A** 機構指定の様式を使用してください。  
なお、納付義務者が電算機等で様式を独自に作成する場合は、各様式の1枚目(機構用)及び2枚目(機構用写)を機構の様式と同一のものとしてください。



【注意事項】

- ・算定様式を選択に当たって疑問がある場合は、機構へ問い合わせてください。
- ・施設名を必ず記入してください。
- ・燃原料が液体及び固体の場合のSO<sub>x</sub>排出量の計算において、22.4/32を乗じていないものが一部にみられます。必ず乗じてください。

## 5 A様式を用いる場合の算定方法

No.欄の記入

(1) A様式の記入上の注意

(i) ②No.の欄

上欄に様式ごとの通しナンバーを下欄に全枚数記入します。

(例) A様式5部、B様式1部の場合

A-	0	1	A-	0	2	A-	0	3
	0	5		0	5		0	5

A-	0	4	A-	0	5	...	枚目
	0	5		0	5	...	全枚数

B-	0	1
	0	1

**Q** 5-1 様式の使用枚数は、燃原料の種別ごと、脱硫装置ごとに様式を作成することになっていますが、具体的に説明してください。

**A** 例えば、A重油とC重油を使用しているときは、A重油でA様式1枚、C重油でA様式1枚作成してください。

また、年の途中で燃原料を変更した場合は、新たにもう1枚A様式を作成してください。

さらに、脱硫装置の有無や仕様が異なる場合には、それぞれA様式を分けて作成してください。

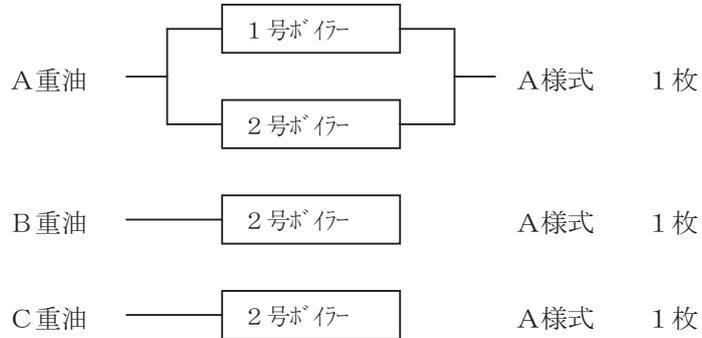
**Q** 5-2 液体燃料をkg単位で管理している場合、密度の記入はどうすればよいですか？

**A** 「使用量の単位」の欄のkgを○で囲み、密度の欄の記入は、不要です。

使用枚数の例

【様式使用枚数の例 1】

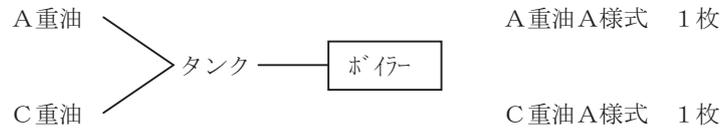
A、B、C 重油を複数施設で使用している場合



A、B、C 重油各 1 枚で計 3 枚

【様式使用枚数の例 2】

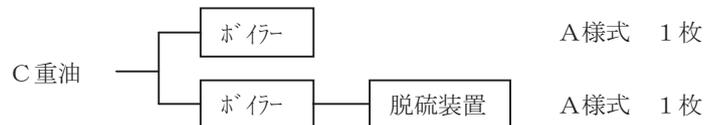
A 重油と C 重油を自社でタンク混合して使用している場合



A 重油と C 重油各 1 枚で計 2 枚

【様式使用枚数の例 3】

C 重油を脱硫装置のある施設と、ない施設とで使用している場合



施設ごとに各 1 枚で計 2 枚

**Q** 5-3 使用燃原料が手引のコード表に見当たらない場合のコードは、どのように適用すればよいのですか？

**A** 燃原料コード表に記載されている液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原料の区分の中にそれぞれ「その他」のコードがあります。この中から該当するコードを選び、できる限り具体的な燃原料名を記入してください。該当するコードが見当たらない場合は、機構へ問い合わせてください。

**Q** 5-4 燃原料コード表から特A重油、特B重油及び特C重油が除かれていますが、特A重油、特B重油及び特C重油を使用している場合には、どのコードを使用すればよいのですか？

**A** 特A重油はA重油、特B重油はB重油及び特C重油はC重油として、それぞれの重油コードを使用してください。

**Q** 5-5 茶灯油、白灯油、混合油、廃油、木屑・わら、ブタンガス、発生炉ガス、セメント原料、ガラス原料及び陶器原料、オイルコークス、RPF及びRDFは、それぞれの燃原料コードを使用すればよいですか？

**A** 次のとおり取り扱ってください。

- (1) 茶灯油及び白灯油については、液体燃料欄の灯油のコードを、混合油及び廃油は、その他の液体燃料のコードを使用してください。
- (2) 木屑・わらは、固体燃料欄の木材のコードを使用してください。
- (3) ブタンガスは、気体燃料欄の液化石油ガス(LPG)のコードを、発生炉ガスは、その他の気体燃料コードを使用してください。
- (4) セメント原料、ガラス原料及び陶器原料は、原材料欄の窯業・土石原料のコードを使用してください。
- (5) オイルコークスは、コークスではなく、その他の固体燃料のコードを使用してください。
- (6) RPF及びRDFは、その他の固体燃料のコードを使用してください。

なお、その他コードを選択したら、燃原料名についてはできる限り具体的な名称を記入するようにしてください。

脱硫の有無の欄

(ii)⑥脱硫の有無の欄

該当する脱硫項目にすべて○印を付します。

(例)一つの施設で排煙脱硫と製品等脱硫がある場合

1 無

2 排煙脱硫

3 集じん等脱硫

4 製品等脱硫

密度の欄

(iii)⑨密度の欄

小数点以下3けたまで記入します。

硫黄分の欄

(iv)⑩硫黄分の欄

%表示で小数点以下2けたまで記入します。

各数値の取扱い

(2) 成績表の数値の取扱い

密度-----小数点以下4けた目を切捨て、3けたまでとします。

含有硫黄分--小数点以下3けた目を切捨て、2けたまでとします。

(3) 加重平均値を求める場合の注意

密度-----加重平均した数値は小数点以下4けた目をJIS Z 8401  
(数値の丸め方)による方法又は四捨五入によって、  
小数点以下3けたまでの数値とします。

含有硫黄分--加重平均した数値は%表示で小数点以下3けた目を  
JIS Z 8401による方法又は四捨五入によって小数点以  
下2けたまでの数値とします。

[特に注意して頂きたい事項]

硫黄分の加重平均値の算出は、「手引」(10~11ページ)を参照し、  
必ず密度を加味した加重平均としてください。

なお、加重平均をしたときの数値は、JIS Z 8401による方法(「手  
引」51ページ参照)又は四捨五入によって丸めた数値を記入してく  
ださい。

**Q** 5-6 そもそも加重平均はどんな場合に必要なのでしょうか？

**A** 加重平均は、密度及び含有硫黄分(以下、「硫黄分」という。)の平均を求めるときに、それぞれの数値に使用量等に乗じて平均する方法で、複数の購入先あるいは複数の製造ロットの燃料を同一タンクに受け入れ、同一月内に使用した場合などにおいて、月別の平均密度及び硫黄分を求める場合に必要の方法です。

なお、前月繰越分がある場合は、繰越分を含めて加重平均してください。





**Q** 5-7 購入先の成績表が各月ない場合はどうすればよいですか？

**A** 重油等の購入先の試験成績表は、製造ロットごとに異なりますので、密度・硫黄分が変わるごとに取り寄せてください。  
使用している重油等が前月と同じロットであれば同一の密度・硫黄分となります。

**Q** 5-8 購入先成績表を月1枚しかもらっていないが、その数値を月間に適用してもよいですか？

**A** 購入元からその月に同一ロットのものが供給されていれば、適用して結構です。

**Q** 5-9 購入先成績表に硫黄分値が「0.01%以下」と記入されている場合、どのように取り扱えばよいですか？

**A** 硫黄分を0.01%として算出してください。

**Q** 5-10 硫黄分が0.01%未満の白灯油等の燃料で成績表がない場合がありますが、どうすればよいですか。また、この場合の申告はどのようにすればよいですか？

**A** 購入メーカーに問い合わせ、成績表を取り寄せてください。  
また、白灯油、LPG等で硫黄分値が0.01%未満の場合は、年間計欄に使用量と代表的な密度及び硫黄分(0.00%)を記入し、SO<sub>x</sub>排出量欄は「0.0」として記入してください。記入方法は、「手引」(13ページ)を参照してください。

**Q** 5-11 県・市の立入調査等によって燃原料の硫黄分が明らかになった場合、その数値を用いてよいですか？

**A** 原則として購入先成績表の数値を用いることとします。

【参 考】

燃原料コードの記入例

- ・混合した状態で重油を購入し使用している場合： 混合重油・・・コード<sup>※</sup> 09
- ・オフガスを使用している場合：                    その他の気体燃料・・・コード<sup>※</sup> 59

廃棄物等の焼却時の水分が分析によって「手引」の平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSO<sub>x</sub>排出量を求めてください。

(1) 補正後の焼却量

$$\text{補正後の焼却量 (kg)} = \text{焼却量 (kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_0}$$

W = 焼却時水分 (%)

W<sub>0</sub> = 「手引」の12ページに記載した平均的水分 (%)

(2) SO<sub>x</sub> 排出量

$$\text{SO}_x \text{量 (m}^3\text{N)} = \text{補正後の焼却量 (kg)} \times \frac{S_0}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

S<sub>0</sub> = 「手引」の12ページに記載した標準的硫黄分 (%)

**Q** 5-12 数種類の廃棄物が混入していて硫黄分が不明の場合はどうすればよいですか？

**A** 廃棄物の種類ごとの量を算出して、「手引」の標準的硫黄分を用いて申告してください。「手引」の標準的硫黄分に分類がない場合は、機構へ問い合わせてください。

**Q** 5-13 「手引」中の標準的硫黄分とはどのようなものですか？  
また、どんな場合に用いればよいのでしょうか？

**A** 「手引」の標準的硫黄分は、全国的な平均値です。事業所における廃棄物等の硫黄分が不明な場合に用います。

なお、この標準的硫黄分は、平均的水分を加味した湿り状態で表示してあります。

「手引」に記載のない廃棄物等の場合には、分析した数値を用いてください。

**Q** 5-14 廃棄物を自社分析(又は第三者分析)した結果、「手引」の標準的な硫黄分と異なる値となった場合、この値を用いてSO<sub>x</sub>排出量を算定してよいのでしょうか？

**A** 差し支えありません。この場合、分析方法・分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

**Q** 5-15 廃棄物の量が把握できないときはどうしたらよいですか？

**A** できるだけ廃棄物の量を把握してください。どうしてもわからない場合は、例えば、「定格能力 × 稼働時間」として算定してください。

**Q** 5-16 多種類の廃棄物を焼却している場合、それぞれ別の用紙を用いるべきですか？

**A** 各産業廃棄物の場合は、その種類ごとに個々にA様式を用いてください。

## 6 B、C、D様式を用いる場合の算定方法

### B様式

<B様式について>

- (1) B様式は、排出ガス量、 $O_2$ 濃度、 $SO_x$ 濃度等の排出ガス測定によって $SO_x$ 排出量を算定する場合に用いますが、この場合必ず2か月に1回以上(常時測定義務のある施設は1か月間の平均値を用います)の測定が必要です。
- (2) 燃原料の使用量、密度、硫黄分のデータが不明又は不正確であっても概略値を記入します。
- (3) 記入方法等は「手引」(21～23ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。
- (4) 排出ガス測定の結果を明らかにする書類としてb様式を添付します。

#### 【参考】

大防法に定める測定回数

大防法第16条

大防法施行規則第15条

1 施設の排出口において排出 $SO_x$ 量が $10m^3N/h$ 以上の場合は2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、 $10m^3N/h$ 未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

### C様式

<C様式について>

- (1) C様式は、製品等に硫黄分が吸収される場合に用いますが、施設に装入する硫黄分を含有する燃原料及び産出する製品等は全て記入するとともに、月1回以上の硫黄分分析値を求めることが原則です。
- (2) 原料及び製品等の硫黄分は、%表示で小数点以下4けた目は切捨て、3けたまでとします。ただし、燃料は、A様式に準じます。

**Q** 6-1 B様式を用いる場合、燃原料の種別、使用量、密度及び硫黄分は、排出SO<sub>x</sub>量の算定の過程を示すものではないため、不要ではありませんか？

**A** 排出SO<sub>x</sub>量の目安としますので、燃原料の種別、使用量、密度及び硫黄分はできる限り記入してください。

**Q** 6-2 排出ガスの測定によって、SO<sub>x</sub>排出量を算定する場合、測定回数は何回が妥当でしょうか？

**A** 2か月に1回以上実施してください。

**Q** 6-3 燃原料の使用量、硫黄分等が月別に明らかになっていますが、2か月に1回の測定データがあるので、B様式を用いて申告してよいですか？

**A** B様式はいわゆる特例方式でA様式によって算定することが困難な場合(使用量、硫黄分、脱硫状況がつかみにくい等)に用いることになっていますので、この場合はA様式で算定してください。

**Q** 6-4 原料、製品等の硫黄分のけた数が、A様式に比し、1けた下げられている理由は何かあるのですか？

**A** 原料、製品等の分析値は、分析上小数点以下3けたまで出るものがあり、脱硫される硫黄量は控除されるので、小数点以下3けたに統一しました。

【参考】

月間のSバランスで装入硫黄量より産出硫黄量(脱硫硫黄量)が多くなることはあり得ません。脱硫硫黄量が多くなった場合には、使用量、生産量の把握、さらに分析方法についての見直しをしてください。

- (3) 原料及び製品等の硫黄分に自社分析値を用いる場合は、その理由、分析方法、分析者及び分析データを明記したものを添付してください。
- (4) 月ごとの装入量及び産出量の欄に2種類以上記入する場合は、必ず月ごとに小計欄を設けるとともに月ごとの硫黄量(1)、硫黄量(2)及びSO<sub>x</sub>排出量を記入してください。

D様式

<D様式について>

- (1) D様式は、一般廃棄物を焼却する地方自治体等の清掃工場の場合だけとします。
- (2) 脱硫装置を設置し、脱硫効率を適用する場合には、E様式も併せて作成してください。
- (3) 排出ガス測定によって算定する場合は、2か月に1回以上の測定が必要です。この場合、b様式を併せて作成してください。

[特に注意して頂きたい事項]

助燃剤を使用している場合は、D様式に記入欄がありますので、こちらで計算してください。(なお、A様式に記入した場合は、重複しないように注意してください。)

**Q** 6-5 廃棄物であればすべてD様式を使用してもよいですか？

**A** 廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物とに区別します。一般廃棄物を焼却する清掃工場の場合、D様式を使用してください。

なお、産業廃棄物は、その種類ごとにA様式を用い、排出SO<sub>x</sub>量を算定してください。

**Q** 6-6 都市ゴミの硫黄分が自社分析(又は第三者分析)によって明らかな場合は、自社分析値を用いてよいですか？

**A** 差し支えありません。この場合は、分析方法、分析者及び分析データを明記した資料を添付してください。

**Q** 6-7 D様式を用いて、排出ガス測定によって算定する場合の測定回数は、何回必要ですか？

**A** B様式と同様で2か月に1回以上必要です。この場合、必ずb様式を添付してください。測定回数が不足する場合は、D様式「a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合」によって算定してください。

**Q** 6-8 助燃剤を年間複数回購入している場合、密度・硫黄分は、加重平均するのですか？

**A** 加重平均してください。

また、助燃剤を、D様式に記入しないで、A様式を用いて申告してもかまいません。ただし、この場合には、助燃剤はD様式に記入しないでください。

## 7 E様式及びb様式について

### 排出ガスの測定

〈排出ガス測定について〉

E及びb様式の排出ガス測定には、次の点に注意してください。

- (1) 排出ガスの測定は、施設の平均的稼働状態の時に測定してください。
- (2) SO<sub>x</sub>濃度の分析方法は、JIS K 0103(排ガス中の硫黄酸化物分析方法)に定める分析方法から、硫黄酸化物(SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>)を分析する方法を、濃度に応じて選んでください。
- (3) 排出ガスの測定については、「手引」(34～49ページ)を参照してください。

補正について

1. SO<sub>x</sub>濃度への補正は、原則としてSO<sub>2</sub>濃度で測定している場合だけとします。この場合の補正係数は、1以上となります。

〈例〉

「手引」(39～40、及び48ページ参照)では

$$\text{SO}_x \text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x \text{濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2 \text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow 1.03$$

と例示しています。

(環大企第5号第4の5によります。)

2. 上記以外の補正は、測定時の実態に応じて補正することとし、その補正理由及び補正方法を明示してください。

JIS K 0103に定める硫黄酸化物(SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>)の分析方法

中和滴定法 70～2,800ppm

沈殿滴定法 140～700ppm

(光度滴定の場合、下限は50ppm)

比濁法 5～300ppm

イオンクロマトグラフ法 0.5～290ppm

(試料採取ガス量20ℓの場合)

E及びb様式には、SO<sub>x</sub>濃度測定方法・採取ガス量を必ず記入してください。

**Q** 7-1 排出ガス測定を行う場合、 $O_2$ 濃度の測定は、必要でしょうか？

**A**  $SO_x$ 濃度と排出ガスを同時に測定していれば $SO_x$ 量は算定できますが、排出ガスを検証するため、できるだけ測定してください。

**Q** 7-2 連続計で $SO_2$ 濃度を測定していますが $SO_x$ 濃度の測定が必要ですか？

**A**  $SO_2$ 濃度の連続測定を行っている場合には、化学分析によって $SO_x$ 濃度の測定を行い、これと同時刻の $SO_2$ 濃度との比から $SO_3$ の割合を求め、 $SO_x$ 濃度への補正係数を算定してください。

**Q** 7-3 乾き排出ガスを燃原料の組成から計算してもよいでしょうか？

**A** 排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくく、排出ガスの算定が困難な場合は、平均的な燃原料の組成・使用量及び排出ガス中の $O_2$ 濃度等の値から理論計算によって乾き排出ガスを算定してください。

**Q** 7-4 排出ガスを苛性ソーダで洗浄しているため、 $SO_x$ 濃度が検出限界以下となりますがどうしたらよいのでしょうか？

**A** 排出ガス測定を、より低濃度域の分析が可能な分析方法に変更してください。  
また、標準的濃度範囲より低濃度の分析の場合は、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。それでも検出限界以下となった場合には、機構へ問い合わせてください。

E様式

〈E様式について〉

E様式は、A様式、C様式及びD様式において脱硫がある場合の脱硫効率を排出ガスの測定結果等から明らかにするものです。

「手引」(17ページ)の、使用様式ごとの添付書類早見表を参照してください。

b様式

〈b様式について〉

b様式の記入に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) b様式はB様式及びD様式のb欄を使用する場合、その算定の基礎となるSO<sub>x</sub>濃度・排出ガス量等の測定の結果を明らかにするものですから、必ず記入してください。
- (2) 排出ガス経路の簡略図中には測定位置を明確に記入してください。
- (3) A様式で算定できない理由を具体的に記入してください。
- (4) 記入方法等は、「手引」(45～49ページ)及び様式裏面の「記入上の注意」を参照してください。

補正については、手引の「b様式を用いる場合の一般事項及び記載事項」のページを参照してください。

**Q** 7-5 脱硫効率の算定に係る排出ガスは、年何回測定すればよろしいですか？

**A** 1施設の排出口において排出SO<sub>x</sub>量が10m<sup>3</sup>N/h以上の場合は、2か月を超えない作業期間ごとに1回以上、10m<sup>3</sup>N/h未満の場合は、年に1回以上の測定が必要です。

また、大防法で常時測定が義務づけられている施設は、月1回算定してください。  
負荷の変動によって脱硫効率が増減する装置については、負荷が変わる期間ごとに測定するようにしてください。

**Q** 7-6 脱硫効率を実測値によらないで設計値、文献値等の値で申告してもよいでしょうか？

**A** 脱硫効率は、実測値によって申告してください。

**Q** 7-7 補正後の脱硫効率を算定する場合、E様式以外の独自の様式を使ってよいですか？

**A** できるだけE様式を用いて算定していただきますが、E様式を用いることが困難な場合には、E様式の「1.一般事項」及び「3.脱硫過程の簡略図」を記入し、算定過程を明らかにする書類を別途添付してください。

**Q** 7-8 排出ガスの測定が年2回以上の場合、E様式は何枚作成すればよいですか？

**A** 1回の脱硫効率の算定に1枚のE様式を用いてください。1施設で2枚以上作成する場合で、「1.一般事項」及び「3.脱硫過程の簡略図」に変更がないときは、2枚目以降は、同項目を省略して結構です。

**Q** 7-9 年に1回脱硫効率を算定していますが、途中で仕様の異なる脱硫装置に交換した場合、脱硫効率の適用期間は、どうすればよいですか？

**A** 脱硫装置を交換した時点で改めて脱硫効率を算定し、交換以後のSO<sub>x</sub>排出量の算定に適用してください。

旧装置の脱硫効率を新装置に適用しないでください。

## 8 申告書に添付すべき書類

### 添付書類

添付書類は、次のとおりです。

- (1) 算定の過程を示す書類(A、B、C及びD様式)  
3枚複写の上の2枚(機構用と機構用写)を提出します。
- (2) 使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表
- (3) 脱硫している場合は「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E様式)」
- (4) 排出ガスの測定によってSO<sub>x</sub>排出量を求める場合は「排出ガスの測定の結果を示す書類(b様式)」
- (5) E及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類

詳細は、「手引」(17～18ページ)を参照してください。

「使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」については、加重平均を要する場合及び自社測定値に基づいて申告する場合に限ります。

なお、購入先の成績表等によって申告する場合で、加重平均を要さない場合(A又はD様式で作成した場合で、燃原料の硫黄分0.01%未満のものを使用している場合を含む)は、一覧表の添付を省略することができます。

上記の添付書類については、作成の基礎となった原始帳票はそれぞれの事業所で暦年で5年間保存してください。

申告書の審査において、必要がある場合には機構から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。

**Q** 8-1 一覧表を作成して添付すれば、成績表等の添付は、省略してもかまいませんか？

**A** 使用量、密度及び硫黄分をまとめて一覧表にした場合は、一覧表だけを添付してください。

なお、一覧表の作成基礎となった成績表等の原始データは、暦年で5年間保存してください。

**Q** 8-2 一覧表として様式化したものは、あるのでしょうか？

**A** 特に、様式化したものはありません。「手引」(18ページ)の例示を参考のうえ、作成してください。

**Q** 8-3 加重平均をしていないのでA様式と一覧表が全く同じですが、一覧表を添付する必要はありますか？

**A** 必要ありません。ただし、成績表等の原始帳票は、暦年で5年間保存してください。

**Q** 8-4 硫黄分が0.01%未満のものについては、一覧表にかえて成績表を添付していましたが、添付しなくてもよいのでしょうか？

**A** 添付しなくても結構です。ただし、成績表等の原始帳票は、暦年で5年間保存してください。



**Q** 8-5 使用量、密度及び硫黄分について電算処理しているのですが、一覧表の代わりに出力表を添付して差し支えないですか？

**A** 加重平均した結果の数値だけでなく、計算過程が明記されたものであれば出力表でも結構です。

**Q** 8-6 燃料の密度、硫黄分について自社測定を行っている場合、どのような添付書類が必要ですか？

**A** 密度、硫黄分の数値が自社測定によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを加重平均一覧表に添付してください。

**Q** 8-7 賦課金を納付したことを示す領収証書写の添付は必要ですか？

**A** 添付の必要はありません。

**Q** 8-8 本社等が複数の事業所の賦課金を一括して納付した場合、各事業所は、領収書写(納付書第2片)に替わるべきものとして、本社名等、納付年月日、金額、金融機関名を明らかにした書類を添付する必要がありますか？

**A** 必要ありません。ただし、本社等が一括納付する場合は、納付書第3片裏面の「複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳」欄に各事業所ごとの内訳を記載してください。

**Q** 8-9 添付書類は、機構用及び商工会議所用とで2部必要ですか？

**A** 機構用の1部だけで結構です。

## 9 申告等に関連する諸届出

### 諸届出書

- (1) 「代理人選任・解任届出書」を過年度において届出し、その内容に変更のない場合は、新たに提出する必要はありません。  
変更があった場合は、その都度届出してください。
- (2) 本社、工場等の名称、所在地等に変更があった場合は、「名称等変更届出書」を提出してください。  
また、事務所を移転したり、閉鎖したことによって、ばい煙発生施設等を廃止した場合にも「名称等変更届出書」を提出してください。  
(1) 及び(2)の記載方法については、記載例(37、39ページ)を参考にしてください。
- (3) オンライン申告の事業者は、「代理人選任・解任届出書」を兼ねた「電子申告等届出書」の提出が必要となります。

### 各添付資料

#### 名称等変更届出書の添付資料

名称変更の理由	添付書類
(1) 全面廃止又は工場移転	大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)
(2) 合併	①合併契約書(写) ②会社登記簿謄本(写)
(3) 営業譲渡・ 施設の賃貸借	①大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②営業譲渡契約書(写)、賃貸借契約書(写)等 ③会社登記簿謄本(写)
(4) 会社分割	①大防法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写) ②分割契約書類(写)等 ③会社登記簿謄本(写)

その他、上表に記載した添付書類以外に事実関係を確認できる関係書類の提出を依頼する場合があります。

**Q** 9-1 代理人等を変更する場合、届出書は2部提出しなければなりませんか？

**A** 1部で結構です。

**Q** 9-2 代理人とは、公害防止管理者をいうのですか？

**A** ちがいます。公害防止管理者である必要はありませんが、工場長など責任ある立場の人を選任してください。

**Q** 9-3 施設が老朽化したため施設を廃止し、他の場所に新たな施設を設置した場合や、事業所閉鎖に伴い施設を廃止した場合は、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

**A** 施設廃止に関する具体的なケースについての手続きは、機構に問い合わせてください。

**Q** 9-4 会社を解散、清算終了して、所有していたばい煙発生施設のすべてを廃止しましたが、どのような手続をすればよいのですか？

**A** 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、ばい煙発生施設をすべて廃止したことを明らかにする書類として大防法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書の(写)及び会社登記簿(清算終了登記)の謄本(写)を添え、機構に提出してください。

**Q** 9-5 会社が合併した場合には、どのような手続をすればよいのですか？

**A** 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要事項を記載し、合併したことを明らかにする書類として合併契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

## 10 申告後に誤りを訂正する場合

申告書を提出した後に、賦課金額に誤りがあることに気づいたときは、事前に機構へ連絡の上、機構の指示に従って処理してください。  
所在地の記入ミス等の単純な誤りについては、電話、ハガキその他の適宜の方法で訂正を申し出てください。

## 11 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金に関する書類は暦年で5年間保存してください。

注※ 大防法の書類保存期間（3年間）とは異なるので、注意してください。

**Q** 9-6 ばい煙発生施設を譲渡又は賃貸した場合には、どのような手続きをすればよいでしょうか？

**A** 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、ばい煙発生施設を譲渡・賃貸したことを明らかにする書類として大防法の承継届出書(写)、譲渡等の契約書(写)及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

**Q** 9-7 会社分割を行った場合には、どのような手続きをすればよいのですか？

**A** 「手引」の巻末に添付されている「名称等変更届出書」に必要な事項を記載し、大防法に基づくばい煙発生施設の承継届出書(写)、分割契約書類(写)等及び会社登記簿謄本(写)を添えて機構に提出してください。

**Q** 12-1  $\text{Nm}^3/\text{h}$ から $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ に変更した理由は、何ですか？

**A** 計量単位の国際単位(SI)系への移行に伴ない変更したものです。  
なお、この変更はあくまで表示上の問題であり、これに伴う換算は不要です。

代理人選任・解任届出書の記載例

ばい煙発生施設等設置者  
特定施設等設置者

代理人選任・解任届出書

申告書にプレプリントしてある  
賦課金番号を記入してください

賦課金番号	0	3	3	0	9	0	1	2
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設置して いた工場・事業場	(名称) 仙台工場						(所在地) 宮城県仙台市宮城野区港1-2-3	
選任	氏名	大森 一夫			施設等設置者との関係		工場長	
代理人	住所	宮城県仙台市宮城野区港1-2-3			選任した日	平成25年 4月 1日		
解任代理人氏名※	鎌田 浩二			解任した日※	平成25年 3月31日			
代理人が行う べき事項の範囲	公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生 施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項							

平成 25年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、  
上記のとおり届け出ます。

間違いの多い例として、支店長や代理人  
本人が届出者になっているケースがあり  
ます。必ず代表者にしてください。

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
青空工業株式会社  
代表取締役社長 青空 一郎



独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

代表者の印を押してください

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を  
選任していない場合は、記入する必要はありません。

ばい煙発生施設等設置者  
 特定施設等設置者 代理人選任・解任届出書

賦課金番号					
ばい煙発生施設 又は特定施設を 設置し、又は設置して いた工場・事業場	(名称)	(所在地)			
		電話			
選任	氏名			施設等設置者との関係	
代理人	住所	選任した日	平成 年 月 日		
解任代理人氏名※		解任した日※	平成 年 月 日		
代理人が行うべき事項の範囲		公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項			

平成 年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、  
 上記のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに  
 届出者 法人にあってはその代表者の氏名

印

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を  
 選任していない場合は、記入する必要はありません。

# 名称等変更届出書記載例

## 名称等変更届出書

平成 25 年 4 月 22 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

代表者又は代理人の印を押してください。

申告書にプレプリントしてある賦課金番号を記入してください。

納付義務者又は届出者を記入してください。

届出者  
氏名又は名称  
住所  
代表者又は選任代理人

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者又は選任代理人  
**関東青空株式会社**  
**神奈川県川崎市幸区大宮町1310**  
**代表取締役 山田 勝重**

次のとおり変更があつたので、届け出ます。

賦課金番号	1	2	3	4	5	6	7	8	変更年月日	平成 25 年 4 月 10 日			
変更理由 (該当するところに☑を付けて下さい。)	<input checked="" type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算結了 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他 (												
項目	変更前						変更後						
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ	カントウコウギョウカブシキカイシャ						カントウアオゾラカブシキカイシャ					
	名称 (法人名等)	関東工業株式会社						関東青空株式会社					
	住所 (本店等所在地)	〒 106-0032 東京都港区六本木4-1-4						〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310					
※1 代表者氏名													
② 申告対象工場・事業場	フリガナ	アサカコウジョウ											
	名称 (申告対象工場等名称)	朝霞工場						(廃止)					
	フリガナ	サイタマケンアサカシホンチョウ											
	住所 (申告対象工場等所在地)	〒 106-0032 埼玉県朝霞市本町150-254											
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ							カントウアオゾラカブシキカイシャ ソウムブソウムカ					
	名称 (法人名部課等)							関東青空株式会社 総務部総務課					
	住所							〒 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310					
連絡担当者氏名	森口 学	所属部課	環境安全課				電話番号	044-520-9549					

変更箇所だけ記入してください。

担当者の連絡先等を必ず記入してください。

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があつた場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。

# 名称等変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称

住所

代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があつたので、届け出ます。

賦課金番号										変更年月日	平成	年	月	日	
変更理由 (該当するところに <input checked="" type="checkbox"/> を付けて下さい。)		<input type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止 <input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )													
項目		変更前						変更後							
① 納付義務者 (ばい煙発生施設等設置者)	フリガナ 名称 (法人名等)														
	フリガナ 住所 (本店等所在地)	〒						〒							
	※1 代表者氏名														
② 申告対象工場・事業場	フリガナ 名称 (申告対象工場等名称)														
	フリガナ 住所 (申告対象工場等所在地)	〒						〒							
※2 ③ 送付先 (申告書等)	フリガナ 名称 (法人名部課等)														
	フリガナ 住所	〒						〒							
連絡担当者氏名						所属部課						電話番号			

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があつた場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は無効となります。

リサイクル適性<sup>®</sup>(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

通し番号337

# 公害健康被害補償 ・ 予防の手引



独立行政法人  
環境再生保全機構  
<http://www.erca.go.jp/fukakin/>  
通し番号338

# 目次

## ■ 質 疑 応 答

- 問 1 公害とは ..... 2  
公害という言葉は、実にいろいろな場で使われていますが、どのように理解すればよいのでしょうか。
- 問 2 公害による健康被害 ..... 3  
公害による健康被害にはどのようなものがありますか。
- 問 3 公害の四大裁判とは ..... 4  
公害の四大裁判が公害健康被害者の救済に重要な役割を果たしたといわれますが、それは、どのような裁判ですか。
- 問 4 公害健康被害の救済 ..... 5  
どういう経緯で、公害健康被害の救済制度ができたのですか。
- 問 5 公害健康被害補償制度の基本的な考え方 ..... 7  
公害健康被害補償制度は、種々の割り切りにより被害者の補償を行なっていますが、その基本的な考え方はどういうところにあるのですか。
- 問 6 補償の仕組み ..... 8  
第一種地域の公害健康被害者に対する補償の仕組みは、どのようになっているのですか。
- 問 7 給付 ..... 10  
既被認定者の補償として、どういう給付が行われていますか。
- 問 8 健康被害予防事業 ..... 13  
公害健康被害補償制度においては、公害健康被害者の補償に加え、健康被害予防事業が行われていますが、どのような事業が行われていますか。

問 9	費用負担の考え方、仕組み	15
	公害健康被害補償制度における費用負担の考え方、仕組みはどうなっていますか。	
問 10	汚染負荷量賦課金 ①	17
	多くの企業が、毎年多額の賦課金を支払っていますが、公害健康被害者の救済にどのように役立っているのですか。また、賦課金等が徴収され、最終的に被害者救済に至るまでの仕組みはどうなっていますか。	
問 11	汚染負荷量賦課金 ②	18
	どのような事業者が汚染負荷量賦課金を納付しなければならないのですか。	
問 12	汚染負荷量賦課金 ③	19
	どの程度の規模の工場・事業場が汚染負荷量賦課金の納付の対象になるのでしょうか。	
問 13	汚染負荷量賦課金 ④	20
	汚染負荷量賦課金の額はどのようにして計算するのですか。	
問 14	汚染負荷量賦課金 ⑤	22
	汚染負荷量賦課金の賦課料率はどのようにして決められるのですか。	
問 15	汚染負荷量賦課金 ⑥	24
	賦課料率が指定地域とその他の地域とで異なるのはどういう理由ですか。	
問 16	汚染負荷量賦課金 ⑦	25
	指定地域の中でも給付費よりも賦課金が大幅に上回っている地域があったり、逆に給付費よりも賦課金が著しく少ない地域があったりしますが、不公平ではないでしょうか。	
問 17	汚染負荷量賦課金 ⑧	27
	賦課料率を事務処理の関係上早く知りたいのですが、毎年いつ頃、賦課料率がわかるのでしょうか。	
問 18	汚染負荷量賦課金 ⑨	28
	汚染負荷量賦課金の申告・納付はどのようにするのですか。	

問 19	汚染負荷量賦課金 ⑩	29
	指定地域でない地域でもどうして汚染負荷量賦課金を納めなければならぬのですか。	
問 20	汚染負荷量賦課金 ⑪	30
	汚染負荷量賦課金を申告・納付しなかったらどうなりますか。	
問 21	自動車の費用負担形式	31
	公害健康被害の補償給付の費用の一部を自動車が負担しているといわれますが、どういう理由で、どのような方式で負担をしているのですか。	
問 22	特定賦課金	32
	特定賦課金とはどういうものですか。	
問 23	独立行政法人環境再生保全機構	33
	独立行政法人環境再生保全機構とはどういう性格の法人でどのような業務をしているのですか。	
問 24	認定又は処分の救済	34
	公害病であるかどうかの認定や、環境再生保全機構が賦課徴収について行なった処分に不服がある場合には、どうすれば救済されますか。	

## ■ 参 考 資 料

I.	公害健康被害補償制度の仕組み	
1.	公害健康被害の補償等に関する法律の概要(第一種地域関係)	36
2.	平成24年度公害健康被害補償制度費用負担見込み(旧指定地域)	37
3.	給付の概要	38
4.	障害の程度(障害補償費)	39
5.	障害補償標準給付基礎月額(平成24年度)	39
6.	遺族補償標準給付基礎月額(平成24年度)	40
7.	その他の標準給付(平成24年度)	40
8.	平成24年度汚染負荷量賦課金の賦課料率及び料率格差	41
9.	平成24年度汚染負荷量賦課金のブロック構成	42
10.	汚染負荷量賦課金の賦課料率の年度別推移	43
11.	汚染負荷量賦課金の料率格差の年度別推移	47
12.	旧指定地域の内訳	50
II.	公害健康被害補償制度の実施状況	
1.	旧第一種地域の指定状況	58
2.	現存被認定者数の推移(年度別)	60
3.	汚染負荷量賦課金申告額の推移	60
4.	汚染負荷量賦課金申告件数の推移	61
5.	汚染負荷量賦課金前年SOx排出量の推移	61
6.	汚染負荷量賦課金業務別申告金額の推移	62
7.	被認定者の旧指定疾病別・年齢階級別構成割合の推移 (旧第一種地域)	63
8.	旧指定地域別・旧指定疾病別認定者構成割合 (旧第一種地域)	64
9.	旧指定地域別・年齢階級別被認定者構成割合 (旧第一種地域)	65
10.	補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の推移 (給付種類別・事業種目別)	66
11.	平成23年度補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の 納付状況	67
12.	平成23年度汚染負荷量賦課金旧指定地域別申告状況	68
13.	平成23年度汚染負荷量賦課金都道府県別申告状況	69
III.	用語の解説	71

質疑応答

公害健康被害補償制度

## 問 1 公害とは

公害という言葉は、実にいろいろな場で使われていますが、どのように理解すればよいのでしょうか。

**答**

「公害」という言葉は、これまで社会一般には、人の生活や財産に支障を及ぼし、健康を損ない、あるいは人の迷惑になる現象や活動などをさすものとして、広く用いられ、その意味する範囲には相当な差があります。

戦前には、足尾銅山鉱毒事件、浅野セメント降灰事件のような深刻な問題もありましたが、これらの多くは新興の鉱工業が引き起こした地域的な紛争としてとらえられ、対応がなされました。戦後の復興期以降、特に、重化学工業を中心とする高度経済成長と都市化の過程において、著しい大気汚染、水質汚濁などが全国的にも大きな社会問題として認識されるにつれ、「公害」が重要な国政上の課題とされるに至りました。

今日では、「公害」は、先進国・発展途上国にも共通してみられる問題であり、人の活動に伴って環境を汚染し、健康・生活・財産に悪影響を及ぼすことととらえられています。

環境基本法では、公害対策基本法を引き継ぎ、「公害」を

- 1) 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる
- 2) 相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭(いわゆる典型7公害)によって
- 3) 人の健康または生活環境に被害が生ずること

と定義しています。

この法律の考え方は、公害を社会的な問題としてとらえ、一定の原則に基づいて対応策を講ずべきものを明らかにしています。

したがって、地震、台風、雷、洪水のような自然現象によるものや、日照妨害、電波障害などの事象は公害から除かれています。

## 問 2 公害による健康被害

公害による健康被害にはどのようなものがありますか。

答

公害による被害には、動物・植物・家具等の一般財産等に及ぼす財産被害や、視程、視界の減少といった被害もありますが、我が国において最も問題とされたのは、健康被害です。

公害による健康被害としては、騒音・振動等の物理的な影響によるものと、化学物質等が人間の身体に作用することによるものと二つに分けることができます。

公害健康被害補償制度では、上記の化学物質等による健康被害のうち、

- 1) 大気汚染による気管支ぜん息等の非特異的疾患(個々の患者についてみた場合、原因物質との因果関係が明らかでない疾病)
- 2) 大気汚染、水質汚濁の原因物質との因果関係が明らかである特異的疾患(水俣病、イタイイタイ病などの疾病)を救済の対象としています。

このように対象を大気汚染、水質汚濁による疾病に限定したのは、その被害が社会的に見て問題が多く、被害者の救済が緊急かつ重大であるため、制度的に救済する必要があると考えられたからです。

なお、騒音、振動等の公害による健康被害あるいは財産被害は、鉄道、道路、空港等の設置者等が、その防止対策、被害救済を図ることとされています。



### 問3 公害の四大裁判とは

公害の四大裁判が公害健康被害者の救済に重要な役割を果たしたといわれますが、それは、どのような裁判ですか。

答

戦後の日本経済は急速な成長を遂げましたが、一方では工場等が排出するばい煙、汚水等により環境の汚染が進み、とりわけ公害による健康被害の発生は重大な社会問題となりました。

これらの公害健康被害の深刻さを如実に物語る裁判として有名なものが、昭和**46年6月**のイタイイタイ病裁判をはじめとして、**46年9月**の新潟水俣病裁判、イタイイタイ病控訴審裁判、**47年7月**の四日市公害裁判、そして、**48年3月**の熊本水俣病裁判へと続くいわゆる四大公害裁判です。

これらの四大公害裁判は、その公害による被害者が多数に及び、また、その被害も人命に及ぶなど悲惨なものがあったという点で、大きな社会的関心を呼んだものです。四大公害裁判において裁判所が下した判決は、いずれも原告が勝訴し、公害の原因企業に対し損害賠償の支払を命じるとともに、厳しく企業の責任を追及するものでした。

この四大公害裁判のうち、公害健康被害補償制度に特に関係の深いものは、**47年7月24日**に判決が下された四日市公害訴訟です。この訴訟は、**42年9月1日**に三重県四日市市磯津地区の住民が、隣接して四日市石油コンビナートを形成している**6社**を相手に、**6社**の操業により排出されたばい煙によってぜん息などの健康被害を受けたことに対して損害の賠償を請求したものです。

この訴訟は、他の公害訴訟がいずれも単一の企業が起こした公害が問題とされたのとは異なり、コンビナートを形成している複数の工場から排出されたばい煙による公害健康被害が問題とされたため、審理の中では、このような大気汚染による被害に対して工場等が共同して責任を負うこととなるのかどうか大きな争点となりました。

これに対して、判決では、各種の疫学調査結果等をもとに磯津地区での原告らのぜん息等とばい煙による大気汚染との因果関係を認め、さらに、被告工場**6社**が順次隣接し合っ  
て集团的に立地し、だいたい時を同じくして操業を行っていることなどを認定したうえ、各工場ごとに排出した煙がどれだけずつ寄与したのかを問わず、共同して賠償責任を負うものとされました。

このような四大公害裁判の結果を背景に、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を図るために、**49年9月**より公害健康被害補償制度が施行されることとなったものです。

## 問 4 公害健康被害の救済

どういう経緯で、公害健康被害の救済制度ができたのですか。

答

日本経済は、戦後、昭和 20 年代の復興と国土再建、30 年代から 40 年代前半にかけての高度成長にみられるように、目ざましい発展を遂げてきました。

反面、経済成長とともに、工場等が排出するばい煙、汚水等により、環境汚染が進み、動植物のみならず、地域住民にも被害を及ぼしました。

こうした事態に対応して、公害による健康被害者の間には、訴訟により損害賠償を求める動きが活発になり、46 年から 48 年にかけて、いわゆる「四大公害裁判」(問 3 参照)の判決が出されました。

一方、法制度面からも、42 年に「公害対策基本法」が制定され、健康被害の未然防止の施策の確立がうたわれ、44 年には「公害に係る健康被害の救済に関する法律」(45 年 2 月施行) いわゆる旧「救済法」 が制定されました。この法律は、社会保障の補完的な制度として、当面緊急を要する医療費(健康保険の自己負担分)を給付することとし、財源も、事業者からの寄付による納付金(1/2)と公費(1/2)によっていました。

その後、47 年に制定された「公害に係る無過失責任法」(大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正)により、公害発生の原因者は故意・過失の有無にかかわらず責任を免れることができないとされ、さらに、その附則で公害の被害者に対し、損害賠償を補償する制度について検討を加え、速やかに措置を講ずるものとするという規定が加えられました。

先に述べましたように、旧「救済法」においては、医療費の自己負担金を給付するにすぎず、財産的損失に対する補償や慰謝料は含まれていませんでした。また、訴訟によってこれらの問題を解決するには、かなりの労力と日時を要し、原因者が不特定多数の場合には、民事上の解決に委ねることに限界があるという問題がありました。

このような事情を背景に、47 年 4 月に中央公害対策審議会は、環境庁長官から「わが国における公害に関する費用負担は今後いかにあるべきか。また、環境汚染によって生ずる損害賠償費用はいかに負担すべきか」という諮問を受け、公害健康被害補償制度の検討に着手しました。

時あたかも、47 年 7 月、四日市公害裁判において原告側が勝訴し、被害者救済の緊急性が叫ばれるようになり、当初立法準備期間は 2 ~ 3 年必要とされていましたが、異例の速さで、48 年 10 月「公害健康被害補償法」(49 年 9 月施行)が制定されました。

公害健康被害補償制度は、制度発足以来、公害による健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきました。

ところで、近年の我が国の大気汚染の状況は、全般的には改善の方向にあり、こうした

大気汚染の状況を踏まえ、58年11月に環境庁長官から中央公害対策審議会に対し「今後における第一種地域のあり方について」諮問が行なわれました。

61年10月、中央公害対策審議会は、1)第一種地域の指定解除、2)既被認定者に対する補償の継続、3)総合的な環境保健施策の推進、4)大気汚染防止対策の強化を骨子とする答申を取りまとめ、環境庁(当時)において公害健康被害補償法の改正法案が作成され、国会に提出されました。

公害健康被害補償法の改正法は、62年9月に成立し、これを受けて、63年3月1日に、第一種地域の指定解除が行われ、同日以降基金に基づく健康被害予防事業が実施されることとなりました。法律の題名も「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められています。

このように、公害健康被害補償制度は、現在の大気汚染の状況を踏まえ、これまでの健康被害者に対する事後的な補償制度から、地域住民の健康被害の未然防止に重点を置いた制度へと転換することとなりました。

また、平成7年に公害健康被害の補償等に関する法律は一部改正され、1)遺族補償費の支給要件の改正、2)災害等における認定更新の特例措置の創設を内容とした制度改正がなされました。



## 問5 公害健康被害補償制度の基本的な考え方

公害健康被害補償制度は、種々の割り切りにより被害者の補償を行っていますが、その基本的な考え方はどういうところにあるのですか。

答

公害健康被害補償制度の基本的な考え方は、本来、原因者と被害者の間の損害賠償により解決が図られるべき公害による健康被害の紛争を、個別の因果関係の立証が困難であるとか、原因者が不特定多数であるとかの公害被害の特殊性に鑑み、基本的には民事責任をふましつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するところにあります。

しかし、基本的には民事責任を踏まえていることから、指定疾病とその原因物質の間には一般的な因果関係があること、また、汚染原因者が補償給付に要する費用を負担すること、が制度の前提となります。

しかし、本制度は行政上の救済制度としての性格を持つことから、民事の領域における被害者救済と異なり、第一種地域に係るものとしては、

- 1 大気汚染と疾病との疫学的な因果関係を前提とし、個別の因果関係は問わないこととし、指定地域に存する汚染の曝露を受け、一定の症状があれば、公害病患者として「認定」することとしています（個別の患者に係わる因果関係の割り切り）。
- 2 補償給付に要する費用を負担する者は、原因物質を排出した大気汚染防止法上の一定の施設を設置していた者に限定されること（原因者の範囲に係る割り切り）。
- 3 補償給付の内容が定型化されていること。
- 4 救済の対象は健康被害に限定されていること。

が、特徴として上げられます。

通常、公害健康被害補償予防制度が割り切りを重ねた制度といわれているのは、上記の第1、第2の考え方をさしていわれているものです。

## 問6 補償の仕組み

第一種地域の公害健康被害者に対する補償の仕組みは、どのようになっているのですか。

答

### 1 公害健康被害者の認定

公害健康被害補償制度によって補償を受けるためには、大気汚染の影響により気管支ぜん息等の疾病にかかっていることについて、都道府県知事等の認定を受ける必要があります。

健康被害者の認定については、気管支ぜん息等の疾病が非特異的疾患であることから、大気汚染が気管支ぜん息の疾病の原因であるかどうかを問わず、

- 1) 大気汚染が著しく、気管支ぜん息等の疾病が多発している地域（指定地域）に、
- 2) 一定期間以上居住又は通勤（曝露要件）し、
- 3) 一定の疾病（指定疾病）に、

かかっている場合は、大気汚染の影響により疾病にかかったものとみなして認定されることとなります。

指定地域については、「相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病が多発している地域」を第一種地域として指定することとされています。

第一種地域は、これまで41地域が指定されており、これらの地域に係る疾病として、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症が定められていましたが、現在の大気汚染の状況、その健康への影響等を踏まえ、昭和63年3月1日をもって、第一種地域の指定はすべて解除されました。

第一種地域の指定が解除されたことにより、昭和63年3月1日以降は、新たな認定申請は行うことができなくなりました。

### 2 補償給付の支給等

都道府県知事等の認定を受けた被認定者は、公害医療機関で必要な医療を受けられるほか、その請求に基づき障害補償費等の補償給付を受けることができます。

また、被認定者本人が指定疾病に起因して死亡した場合には、その遺族に対しても、遺族補償費等が支給されます。

被認定者は、補償給付の支給を受けられるだけでなく、損なわれた健康を回復させ、回復した健康を保持し増進させるための公害保健福祉事業（リハビリテーション、転地療養、療養用具の支給、療養指導、インフルエンザ予防接種に係る本人負担分の助成）の対象となります。

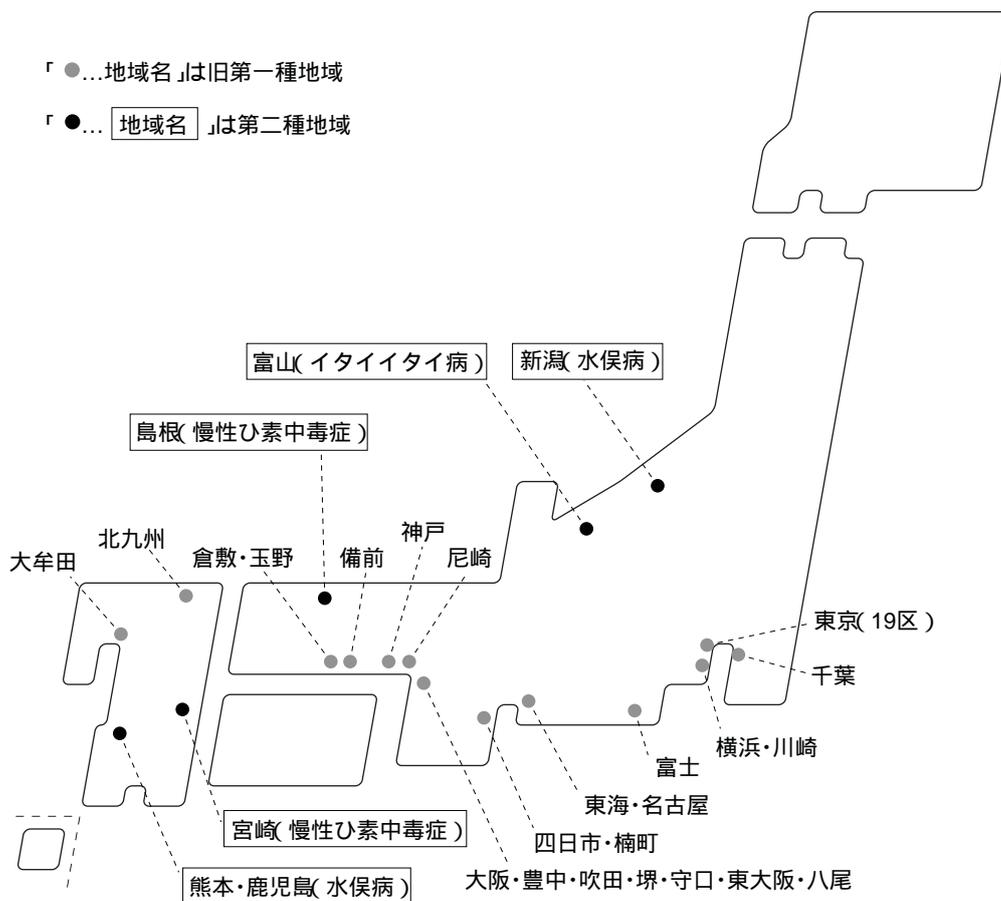
第一種地域の指定が解除されたことにより、新たな健康被害者の認定は行われません。

となりましたが、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者については、認定更新、補償給付の支給等従前どおりの補償が行われます。

### 第一種地域の指定経緯

指定年次	49.9	49.11	50.12	52.1	53.6	63.3
地域数	12	23	37	39	41	指定の全部解除

### 指定地域および指定疾病一覧



注 楠町は平成 17 年 2 月から四日市市と合併

## 問 7 給 付

既被認定者の補償として、どういう給付が行われていますか。

**答**

第一種地域の指定解除前に認定を受けた既被認定者（指定解除前に認定の申請を行い、指定解除後に認定を受けた者を含む。）及びその遺族などに対し、都道府県知事等が支給する補償給付は、次の7種です。

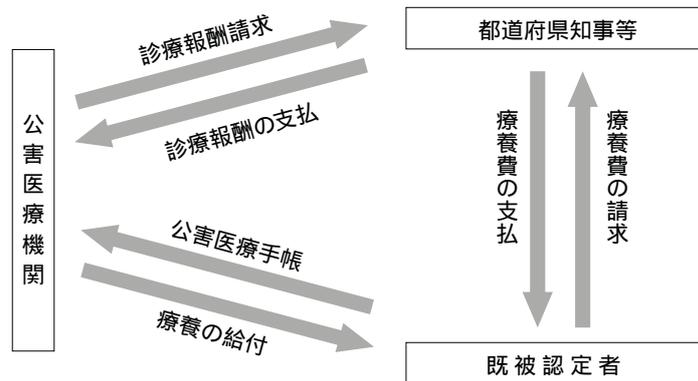
- 1) 療養の給付及び療養費
- 2) 障害補償費
- 3) 遺族補償費
- 4) 遺族補償一時金
- 5) 児童補償手当
- 6) 療養手当
- 7) 葬祭料

### (1) 療養の給付及び療養費

補償給付の中心となるのは、既被認定者の指定疾病について医師等が行う診療、治療に関するものです。既被認定者は、公害医療機関（原則として、健康保険法、国民健康保険法、生活保護法による指定医療機関）の窓口で公害医療手帳を提示すれば医師の診療、治療を受けることができます。これを療養の給付（医療の現物給付）といいます。診療等を行った医療機関は、診療に要した費用を診療報酬として都道府県知事等に請求し、支払を受けます。

天災等により公害医療機関に行くことができず、公害医療機関以外の医療機関で診療を受けた場合のようにやむを得ない特別の事情があるときは、既被認定者が一旦医療機関の窓口で支払った費用を都道府県知事等に請求し、支払を受けることができます。これを療養費といいます。

## 療養の給付および療養費の仕組み



### (2) 障害補償費

既被認定者が指定疾病にかかったことにより一定の障害がある場合に、その障害による損害を填補するものとして障害補償費が支給されます。これも民事責任を踏まえた給付ですが、多種多様な既被認定者の個別の事情をしんしゃくして給付額を定めることは事実上困難であるため、障害の程度や性別、年齢階層別に給付額を定型化して支給されています。

障害補償費等の給付水準を示す障害補償標準給付基礎月額は、全労働者の性別、年齢階層別の平均賃金の80%を基準として、毎年度、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて定めることになっています。

障害の程度は、日常生活の困難度と労働能力の喪失の程度に応じて4つの等級に区分されており、それぞれの等級に該当する者に対して障害補償標準給付基礎月額にそれぞれの等級ごとに示されている給付率を乗じた額が支給されます。

なお、障害の程度が特級の者に対しては、介護を要する状態にあるということで、介護加算があります。

### (3) 遺族補償費

遺族補償費は、既被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、その者によって生計を維持していた者で次の範囲の遺族に対して、次の順位で支給されるものです。ただし、18歳未満の子・孫・兄弟姉妹については、その者の18歳の誕生日の属する年度末まで支給されます。

- 1) 妻又は60歳以上の夫
- 2) 60歳以上又は18歳に達した日の属する年度末までの間の子
- 3) 60歳以上の父母
- 4) 60歳以上又は18歳に達した日の属する年度末までの間の孫
- 5) 60歳以上の祖父母
- 6) 60歳以上又は18歳に達した日の属する年度末までの間の兄弟姉妹

遺族補償費の給付水準を示す遺族補償標準給付基礎月額は、労働者の性別、年齢階層別平均賃金の70%を基準として、毎年度環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて定めることになっています。

なお、遺族補償費の支給は、既被認定者の死亡により破壊された遺族の生活が回復し、安定した生活ができるようになるまでの期間を目途とし、通常民事において損害賠償として支払われる一時金の額との均衡を失しないものとなるような妥当な期間として、10年間の支給期間としています。

#### (4) 遺族補償一時金

遺族補償費を受けることができる遺族がない場合などに、一定範囲の遺族に対して一時金として遺族補償一時金が支給されます。

遺族補償一時金の額は、遺族補償標準給付基礎月額（平成21年度）の36か月分とされています。

#### (5) 児童補償手当

児童（15歳未満）は、労働能力の喪失等による損害がないなどの理由から障害補償費の支給の対象にはなりません。指定疾病にかかった児童は、成長が遅れる、学業が遅れる等の支障を来し、発作等による肉体的精神的苦痛があることなどの理由から、児童の日常生活の困難度に応じて、養育者に対して、児童補償手当が支給されることになっています。

なお、平成15年度からは、支給対象者が想定されないため、同手当の額は定められていません。

#### (6) 療養手当

療養手当は、既被認定者の入院に要する諸雑費、通院に要する交通費等に充てるため、その病状の程度が一定の状態にある場合に、その病状の程度に応じて一定額を支給するものです。

#### (7) 葬祭料

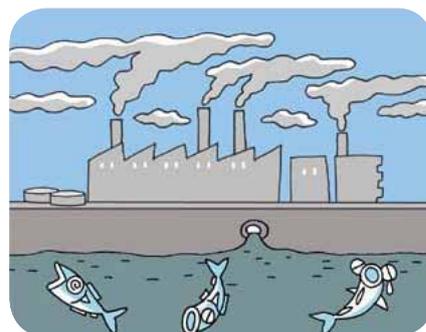
葬祭料は、既被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、その葬祭を行う者に対して支給されるものです。

葬祭料の額は、通常葬祭に要する費用として定められています。

#### (参考資料)

##### 公害健康被害補償制度の仕組み

3. 給付の概要 P.38
4. 障害の程度（障害補償費） P.39
5. 障害補償標準給付基礎月額（平成21年度） P.39
6. 遺族補償標準給付基礎月額（平成21年度） P.40
7. その他の補償給付（平成21年度） P.40



## 問 8 健康被害予防事業

公害健康被害補償制度においては、公害健康被害者の補償に加え、健康被害予防事業が行なわれていますが、どのような事業が行われていますか。

答

昭和 61 年 10 月の中央公害対策審議会の答申においては、現在の大気汚染の状況の下では、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する個別の補償を行うことは合理的ではなく、公害健康被害補償制度を公正で合理的なものとするため、第一種地域の指定をすべて解除し、今後は健康被害予防事業の実施など総合的な環境保健施策を推進することが適当とされました。

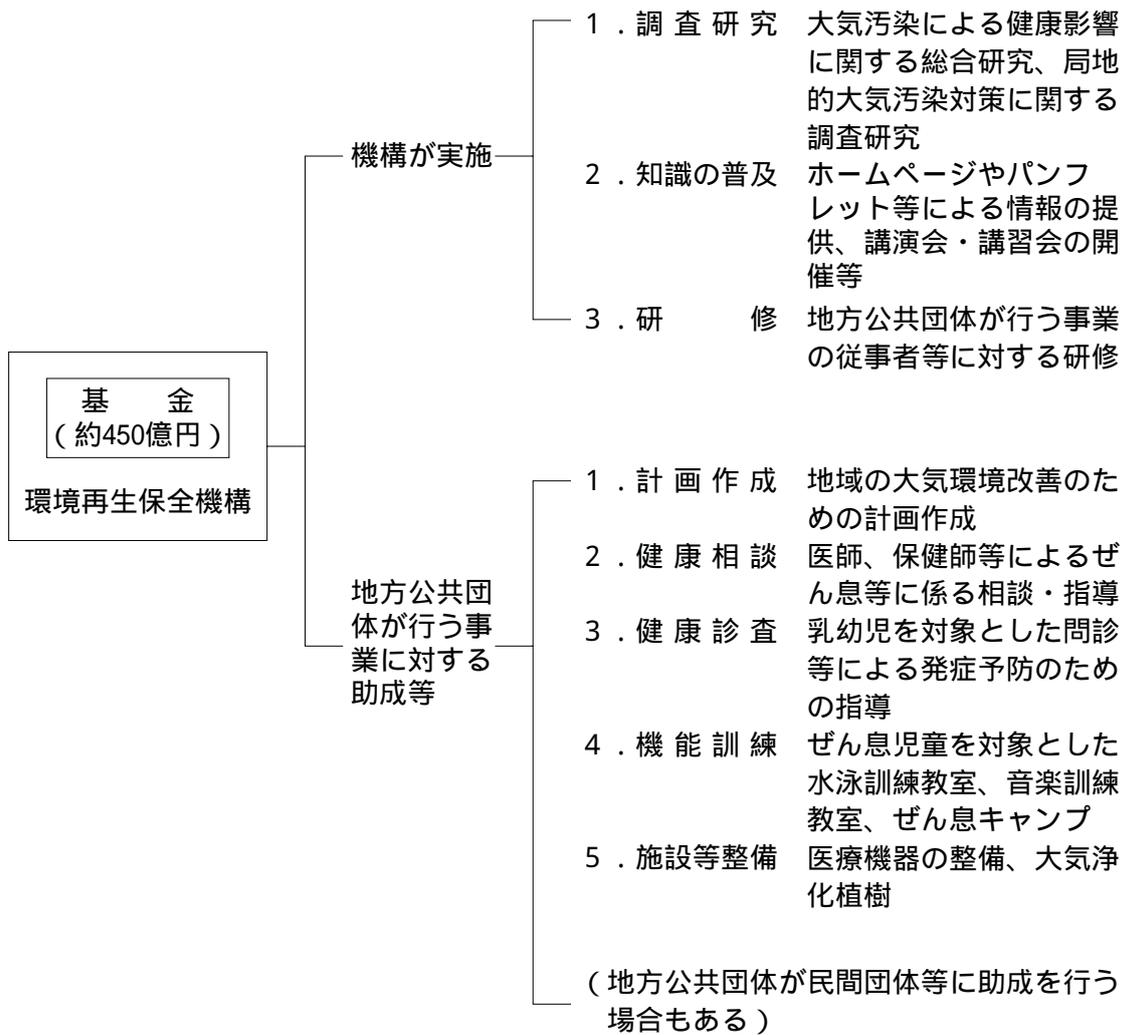
中央公害対策審議会の答申を踏まえ、公害健康被害補償法等の改正が行われ、63 年 3 月 1 日をもって第一種地域の指定が解除され、健康被害予防事業が実施されることになりました。

健康被害予防事業は、現在の大気汚染の状況を踏まえ、大気汚染の影響による健康被害を予防するために実施されるものであり、これにより地域住民の健康の確保を図ることを目的としています。

健康被害予防事業は、人の健康に着目し、健康の確保・回復を図る事業と環境そのものに着目し、環境自体を健康被害を引き起こす可能性がないものとしていく事業とに大きく分けられます。具体的には、環境再生保全機構が実施する調査研究、知識の普及及び研修並びに指定解除前の第一種地域を管轄する地方公共団体が機構の助成等を受けて行う計画作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設等整備の事業です。

健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、機構に基金を設け、その運用益により賄うこととしています。基金は、大気汚染の原因者である事業者等から拠出される拠出金及び国からの財政上の措置（出資）により設けられています。

なお、平成 20 年度より、環境省から自立支援型公害健康被害予防事業補助金が交付されています。



事業の対象地域は、旧第一種地域及びこれに準ずる地域

## 問9 費用負担の考え方、仕組み

公害健康被害補償制度における費用負担の考え方、仕組みはどうなっていますか。

答

### 1 公害健康被害者の補償費用

公害健康被害補償制度における被害者補償の基本的な考え方は、原因者と被害者との間で損害賠償として処理されるべきものを制度的に解決しようとするところにあります。

したがって被害者救済のために必要な費用は、全額を汚染原因者が負担することとされています。

ただし、公害健康被害者の健康回復事業等を行う公害保健福祉事業は、福祉施策の性格もあるということで、原因者と公費で1/2ずつ負担することとしています。

なお、被害者救済のための費用は、汚染原因者の負担によることとしていますが、第一種地域関係と第二種地域関係とは、その内容が異なります。

第一種地域関係は、どこの煙突から出た煙がどれだけの被害をもたらしたかということをはっきりさせることができません。

したがって、発生した被害を救済するために、全国の汚染原因者が共同してその費用を負担することとしています。現在、大気汚染の原因は、工場・事業場の煙突から出る煙と自動車の排気ガスの二つであると割り切り、この両者から出る硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)と窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の量に応じ、工場・事業場8割(汚染負荷量賦課金として徴収します。)、自動車2割の割合で費用を負担することとしています。

また、第二種地域関係は、原因物質と疾病との因果関係が一般的に明らかでありますから、原因物質を排出した施設を設置した者(これを「特定施設設置者」といいます。)が、費用を負担することとなっています。これを特定賦課金といいます。



## 補償給付費等の負担方法

	第一種地域			第二種地域		
補償給付費	8:2 (事業者) 汚染負荷量賦課金 別 (自動車重量税) 法律			(特定業者) 特定賦課金		
公害保健福祉事業費	8:2 (事業者) 汚染負荷量賦課金 2/4	国 1/4	県又は市 1/4	(事業者) 特定賦課金 2/4	国 1/4	県又は市 1/4
給付事務費	国 1/2	県又は市 1/2		国 1/2	県又は市 1/2	
徴収事務費	汚染負荷量賦課金(事業者) 一部交付金			特定賦課金(事業者) 一部交付金		

注 給付事務費とは県知事又は市長が行う事務の処理に要する費用をいい、徴収事務費とは環境再生保全機構が行う事務の処理に要する費用をいいます。

## 2 健康被害予防事業の実施費用

健康被害予防事業を実施するために必要な費用は、基金を設け、その運用益により賄うことにしています。健康被害予防事業は、現在の大気汚染が健康に何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できないという状況を踏まえ、大気汚染の影響による健康被害を予防するために行われるものであり、大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者及び大気汚染に関連のある事業活動を行う者に拠出金の拠出を求め、これにより基金を設けています。また、健康被害予防事業は、健康被害予防のための一般的な対策を補完し、より効果あるものとするものであり、国からも基金に関する財政上の措置(出資)が講じられています。

なお、平成20年度より、環境省から自立支援型公害健康被害予防事業補助金が交付されています。

### 健康被害予防事業に係る基金



## 問 10 汚染負荷量賦課金

多くの企業が、毎年多額の賦課金を支払っていますが、公害健康被害者の救済にどのように役立っているのですか。

また、賦課金等が徴収され、最終的に被害者救済に至るまでの仕組みはどうなっていますか。

**答**

毎年約 8 千 4 百の事業所が、汚染負荷量賦課金の納付を行なっています。

これらの事業所が申告納付した賦課金は、自動車重量税収入の一部と合わせ、公害健康被害者に対する補償給付等の財源に充てられることとなっており、極めて重要な役割を果たしています。

補償給付のうち、主なものが 1)「療養の給付及び療養費」つまり医療費と 2) 障害補償費で、全体の 4 分の 3 を占めています。このほか、3) 遺族補償費、4) 遺族補償一時金、5) 児童補償手当、6) 療養手当、7) 葬祭料の各種給付制度があります(問 7 参照)。これらの費用は全額を汚染原因者の負担分として汚染負荷量賦課金(8 割)と自動車重量税収入の一部(2 割)によって、賄われています。

汚染負荷量賦課金が既被認定者にまで到達する仕組みは、次のようになっています。

まず、各事業者が、環境再生保全機構に、賦課金を申告、納付します。機構は、政府から交付を受けた自動車重量税収入の一部と合わせて、県市区の請求に応じ必要なお金を送ります。県市区は、医療機関や被害者の請求に基づき補償給付の支払をします。

このほか、公害による健康被害を予防したり、健康を回復させる事業として、公害保健福祉事業があります。この事業に必要な資金として、2 分の 1 は国、県市区により負担されますが、残りの 2 分の 1 は、汚染原因者分として、汚染負荷量賦課金(残り 2 分の 1 の 8 割)と自動車重量税収入の一部(残り 2 分の 1 の 2 割)によって、賄われています。

## 問 11 汚染負荷量賦課金

どのような事業者が汚染負荷量賦課金を納付しなければならないのですか。

答

汚染負荷量賦課金は、汚染原因者負担の原則に基づき、第一種地域の公害健康被害者に対する補償給付等に要する費用のうち8割分に充てるために、次に述べる全国の事業者に対して排出量に応じて負担を求めるものです。

なお、昭和63年3月1日に第一種地域の指定がすべて解除されており、63年度以降に徴収する賦課金は、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者に関する補償給付等に要する費用に充てられることになります。

賦課金を納付しなければならない事業者（納付義務者）は、既被認定者が制度上指定解除前の大気汚染の影響により健康を損なったものと考えられることから、指定解除前に煙を排出していた全国の事業者が費用を共同して負担するとの考え方に基づき、62年4月1日において、次の要件に該当する工場・事業場を設置していた者とされています。

- 1) 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）を排出し得る大気汚染防止法の規制の対象となっている一定の施設（ばい煙発生施設といいます。）等が設置されていること。
- 2) 工場・事業場の全施設の「最大排出ガス量」が、次に示す値以上のものであること。

旧指定地域に所在するもの	5,000 m <sup>3</sup> N / 時
その他の地域に所在するもの	10,000 m <sup>3</sup> N / 時

（なお、「最大排出ガス量」、「m<sup>3</sup>N」については、問12を参照して下さい。）

納付義務者の要件を満たしている事業者は、その工場・事業場を全国どの地域に設置していても、賦課金を申告・納付する義務が生じることとなります。

なお、本制度が汚染原因者負担の原則を基本としている以上、経営状態が悪化している事業者であっても他の事業者と同様に賦課金を申告・納付しなければなりません。

## 問 12 汚染負荷量賦課金

どの程度の規模の工場・事業場が汚染負荷量賦課金の納付の対象になるのでしょうか。

答

汚染負荷量賦課金の納付の対象となる工場・事業場は、昭和 62 年 4 月 1 日における最大排出ガス量の規模によって指定解除前に地域指定されていた地域とその他地域別に次のとおりとなっています。

旧指定地域：最大排出ガス量が 5,000 m<sup>3</sup>N / 時以上  
その他地域：最大排出ガス量が 10,000 m<sup>3</sup>N / 時以上

注 「最大排出ガス量」とは、工場・事業場に設置されるばい煙発生施設等において発生し、大気中に排出される排出ガス全体の 1 時間当たりの量を標準状態（温度が 0 で圧力が 1 気圧の状態）に換算したものの最大値の合計をいいます。

また、「1 m<sup>3</sup>N」は、「1 立方メートルノーマル」といい、標準状態に換算した後の気体 1 立方メートルのことをさします。

このように、賦課金の納付義務者は一定規模以上の工場・事業場を設置していた事業者に限ることとしています。これは零細な工場・事業場は、その個々の大気汚染に対する寄与度が著しく小さく、その負担すべき賦課金の額も少額であり、もし、これらの零細な工場・事業場まで費用を負担することとすれば、徴収される賦課金額に比べて徴収コストがぼう大なものとなって極めて非効率となるためです。

ただし、旧指定地域にあっては、ある程度規模の小さい工場・事業場でも、集中していることによって、被害発生に寄与したものと考えられますので、その他地域より小規模の工場であっても納付義務者となります。

## 問 13 汚染負荷量賦課金

汚染負荷量賦課金の額はどのようにして計算するのですか。

答

納付義務者が納付すべき汚染負荷量賦課金の額は、納付義務者が排出した硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の排出量に応じて算定することになります。昭和63年度以降に申告・納付する賦課金の額は、指定解除前の算定基礎期間(57年から61年までの5年間)における硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の排出量(過去分排出量)を基本に、各前年のSO<sub>x</sub>の排出量(現在分排出量)も勘案して算定されます。具体的には、全国一律のSO<sub>x</sub>の単位排出量当たりの賦課金額(過去分賦課料率)にその事業者の算定基礎期間におけるSO<sub>x</sub>の累積換算量を乗じて得た「過去分賦課金額」と、各事業者の所在する地域に適用されるSO<sub>x</sub>の単位排出量当たりの賦課金額(現在分賦課料率)にその事業者の前年1年間のSO<sub>x</sub>の総排出量を乗じて得た「現在分賦課金額」とを合算した金額を申告・納付することになります。なお、過去分賦課料率及び現在分賦課料率は、毎年度、政令で定められます。

賦課金額 = 過去分賦課金額 + 現在分賦課金額

過去分賦課金額

= 過去分賦課料率 × 各事業者の算定基礎期間における SO<sub>x</sub> 累積換算量

現在分賦課金額

= 現在分賦課料率 × 各事業者の前年の SO<sub>x</sub> 排出量

(試算例)

- ・ 算定基礎期間における SO<sub>x</sub> 累積換算量 5万 m<sup>3</sup>N
- ・ 前年における SO<sub>x</sub> 排出量 1万 m<sup>3</sup>N
- ・ 過去分賦課料率 500 円 / m<sup>3</sup>N
- ・ 現在分賦課料率 1,000 円 / m<sup>3</sup>N

$$\begin{aligned}\text{賦課金額} &= 50,000\text{m}^3\text{N} \times 500 \text{ 円 / m}^3\text{N} + 10,000\text{m}^3\text{N} \times 1,000 \text{ 円 / m}^3\text{N} \\ &= 25,000,000 \text{ 円} + 10,000,000 \text{ 円} \\ &= 35,000,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

注1 SO<sub>x</sub>の年間排出量は、全暦年(1月～12月)の排出量ですが、年間排出量の算定については、一定の算定方法が定められています。

注2 SO<sub>x</sub>の累積換算量は、算定基礎期間における各年のSO<sub>x</sub>の年間排出量に地域に応じ各年ごとに政令で定める係数(換算係数)を乗じて換算した量を累積してもとめます。

注3 賦課金額の計算は、まず過去分賦課金額及び現在分賦課金額について1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、次の両者の合計額について100円未満の端数が生じたときは、

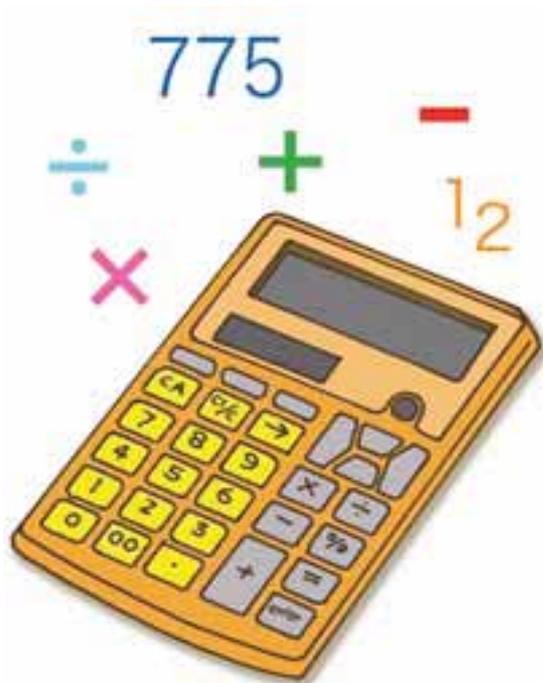
これを切り捨てることになっています。

(参考)

### 換 算 係 数

地 域		SOx排出年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年
1	大阪ブロック(大阪、豊中、吹田、 守口、東大阪、八尾、堺、尼崎)		2.55919	3.06364	3.31894	4.14196	5.36290
2	東京ブロック (東京19区、横浜、川崎)		1.54898	1.85431	2.00883	2.50698	3.24597
3	名古屋ブロック(名古屋、東海)		1.41429	1.69306	1.83415	2.28898	2.96371
4	四日市ブロック(四日市、楠町)		1.07755	1.20933	1.31011	1.63499	2.11694
5	神戸ブロック(神戸)		1.34694	1.61244	1.74681	2.17998	2.96371
6	千葉ブロック(千葉)		1.34694	1.61244	1.74681	2.17998	2.96371
7	富士ブロック(富士)		1.07755	1.28995	1.39745	1.63499	2.11694
8	福岡ブロック(北九州、大牟田)		0.94286	1.12871	1.22277	1.63499	2.11694
9	岡山ブロック(倉敷、玉野、備前)		0.94286	1.12871	1.22277	1.52599	2.11694
10	その他地域		0.14966	0.17916	0.19409	0.24222	0.31362

注 楠町は平成17年2月から四日市市と合併



## 問 14 汚染負荷量賦課金

汚染負荷量賦課金の賦課料率はどのようにして決められるのですか。

答

汚染負荷量賦課金の賦課料率とは、各事業者が納付すべき賦課金の額を算定するときに必要な、「硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）1立方メートル当たりの賦課金額」のことをいい、「過去分賦課料率」と「現在分賦課料率」が定められています。

賦課料率は、毎年度、その年度に必要な経費と過去分及び現在分のSO<sub>x</sub>排出量を基礎として定められます。

### (1) 過去分賦課料率

過去分賦課料率は、当該年度に必要と見込まれる補償給付費等のうち事業者の負担分である8割に相当する額（要徴収額）に過去分の負担割合（6割）を乗じて得た金額を、算定基礎期間における全国のSO<sub>x</sub>累積換算量で割ることによって算出されます。

#### 過去分賦課料率の算出の考え方

$$\frac{\text{要徴収額の6割}}{\text{算定基礎期間における全国のSO}_x\text{累積換算量}} = R \quad \dots\dots \text{過去分賦課料率}$$

### (2) 現在分賦課料率

現在分賦課料率は、旧指定地域とその他地域の間に格差が設けられているほか、補償給付等に要する費用の多い地域に所在する事業者にはより多くの負担を求めるため旧指定地域の間にも格差が設けられています。

したがって、具体的な賦課料率は、まず、要徴収額に現在分の負担割合（4割）を乗じて得た金額を、前年の全国の調整SO<sub>x</sub>排出量で割り、その他地域の賦課料率を算定します。

次に、その他地域の賦課料率を9倍し、これに各旧指定地域の料率格差を乗じることで、各旧指定地域の賦課料率を算出します。

#### 各地域の現在分賦課料率の算出の考え方

①  $\frac{\text{要徴収額の4割}}{\text{調整SO}_x\text{排出量}} = R \quad \dots\dots \text{その他地域の現在分賦課料率}$

② 旧指定地域の賦課料率 =  $R \times 9 \times \text{料率格差}$   
例えば、患者が多く、赤字となっているA地域の料率格差を1.70とすれば、 $R \times 9 \times 1.70$ で算出されます。

注「調整SO<sub>x</sub>排出量」とは、旧指定地域の負担を大きくするため全国のSO<sub>x</sub>総排出量を加重する

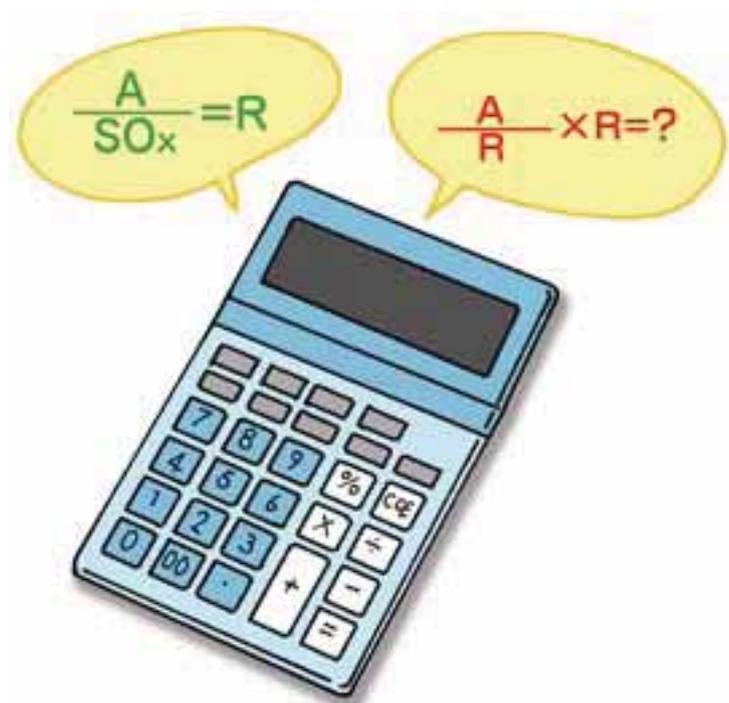
必要があることにかんがみ、次式により調整を行った前年の SOx 総排出量のことをいいます。

調整 SOx 排出量 = (旧指定地域の各地域の SOx 排出量を 9 倍し、これに料率の格差を乗じたものを合計した量) + (その他地域の SOx 排出量)

(参考資料)

公害健康被害補償制度の仕組み

8 . 平成 22 年度汚染負荷量賦課金の賦課料率および料率格差 P.41



## 問 15 汚染負荷量賦課金

賦課料率が指定地域とその他の地域とで異なるのはどういう理由ですか。

答

公害健康被害補償制度においては、大気汚染による健康被害については、その費用は全国の事業者が共同して負担することが適当であることなどから、全国の事業者が費用の負担を求めるとしてあります。しかしながら、汚染負荷量賦課金の賦課料率については、旧指定地域と「その他地域」に対して同一の負担を求めるのは不公平であることなどから、両地域間に格差を設けることとされています。

現在分の賦課料率は、「大気汚染の状況に応じた地域の別に従い」定めることとされており、具体的には、旧指定地域内に所在する事業者が本制度に要する費用のかなりの部分を負担すべきであるとの考え方を勘案し、旧指定地域の賦課料率の平均と「その他地域」の賦課料率では9対1の格差が設けられています。

なお、過去分の賦課料率は、全国一律の料率が定められていますが、過去分賦課金額の算定に際し、算定基礎期間における硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出量を地域格差等を勘案して換算することとしています（問13参照）。



## 問 16 汚染負荷量賦課金

指定地域の中でも給付費よりも賦課金が大幅に上回っている地域があったり、逆に給付費よりも賦課金が著しく少ない地域があったりしますが、不公平ではないでしょうか。

答

昭和 51 年度までは、指定地域の賦課料率は一律であったため、制度施行以来の収支実績をみますと、指定地域によっては、補償給付の給付費（支出）と汚染負荷量賦課金の額（収入）とが著しく乖離しているところが生じていました。

これは、指定地域内において、指定疾病に影響を与える大気汚染の程度に違いがあったためと考えられます。このような事態を是正するため、昭和 52 年度より、指定地域の賦課料率について、指定地域を近接するブロックにまとめ、そのブロックごとに指定疾病に影響を与える大気汚染の状況に応じた格差が導入されました。

具体的な格差の基本的な考え方は、指定地域のブロックごとの制度施行以来の補償給付支出の実績と汚染負荷量賦課金の収入実績をもとに、SO<sub>x</sub> の排出量が比較的少ないにもかかわらず給付支出が多いために収支差が赤字となっている地域は、収支差の 1/2 を是正することを目安に自己負担を増加させるべく平均より賦課料率を高くすることとしています。逆に、黒字となっている地域では、黒字幅の 1/2 の負担を軽減するべく賦課料率を平均より低くすることとしています。

### 指定地域の賦課料率の格差の基本的な考え方

赤字地域 (大阪、東京等) 収入 < 支出	黒字地域 (岡山、福岡等) 収入 > 支出
収支差(赤字)の1/2を自己負担とするため、その分指定地域の平均の賦課金率をより高くする。	収支差(黒字)の1/2を軽減するため、その分指定地域の平均の賦課料率より低くする。

このような賦課料率の格差の導入により、被認定者が少なく、収支が黒字となっている指定地域の事業者は相対的に少なく負担をし、また被認定者が多く、収支が赤字となっている地域の事業者には多くの負担を求めるといった仕組みがとられています。

第一種地域の指定解除後における賦課金の算定に当たっても以上のような考え方により地域別の不公平の是正を図ることとしています。

なお、過去分賦課料率については、過去分賦課金額の算定に際し、算定基礎期間における硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の排出量を地域格差等を勘案して換算することとしており、全国一

律の料金が定められています。

(参考資料)

公害健康被害補償制度の仕組み

8 . 平成 22 年度汚染負荷量賦課金の賦課料率および料率格差 P.41



## 問 17 汚染負荷量賦課金

賦課料率を事務処理の関係上早く知りたいのですが、毎年いつ頃、賦課料率がわかるのでしょうか。

答

汚染負荷量賦課金の賦課料率は、翌年度に既被認定者に支給される補償給付等の見込額と算定基礎期間(昭和57年から61年まで)の全国の硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の累積換算量及び前年(1月から12月)の全国のSO<sub>x</sub>の年間排出量を基礎にして計算されます。したがって、賦課料率の決定に当たっては、これらの数字が正確に把握できていなければなりませんので、賦課料率が決まる時期も、これらの数字が固まる時期によって決まってきます。

このうち、補償給付等の見込額は、その2割分が自動車分として政府が自動車重量税収より交付する資金が充てられることとなっていますので、政府の予算案が決まる1月には固まります。

しかし、前年のSO<sub>x</sub>の年間排出量は、前年の各種燃料使用量や前年の主要事業場におけるSO<sub>x</sub>排出量などのデータをもとに計算されますが、これらのデータがそろるのが、どうしても2月半ばとなってしまいます。

このため、正式に賦課料率が政令で決まる時期は、毎年、3月末となっています。

ただし、補償給付費等の見込額は1月にはわかりますし、前年のSO<sub>x</sub>の年間排出量も、おおむね1月の末ごろには見当がつきますので、会社の管理計画を組む必要から、おおよその目安をお知りになりたいときは、2月中旬以降に下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先  
環境省環境保健部企画課賦課係  
TEL 03-3581-3351 (内線) 6312

## 問 18 汚染負荷量賦課金

汚染負荷量賦課金の申告・納付はどのようにするのですか。

答

汚染負荷量賦課金の申告・納付は、法人税の場合と同様に、事業者が自主的に納付額を申告し、これを納付する仕組みとなっています。すなわち、各事業者は、算定基礎期間における硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の累積換算量と過去分賦課料率、前年に排出したSO<sub>x</sub>の総排出量と現在分賦課料率をもとに自分が納付すべき賦課金の額を計算し、この金額を年度の初日から45日以内に環境再生保全機構に申告・納付することとなっています。（汚染負荷量賦課金の額の計算方法は、問13を参照して下さい。）

具体的には、賦課金の申告は、所要事項を記載した汚染負荷量賦課金申告書に所定の書類を添付して、原則として機構の業務委託を受けている地元商工会議所に提出することによって行います。また、納付は、環境再生保全機構の窓口又は金融機関の本店・支店において所定の納付書によって行います。納付の期限は、申告書の提出期限と同じく年度の初日から45日以内となっていますが、賦課金額が30万円以上である事業者は、延納の申請をすれば、年4回に分けて納付することができます。

なお、汚染負荷量賦課金申告書及び添付書類は、用紙申告のほかFD申告または、オンライン申告により提出することも可能です。



## 問 19 汚染負荷量賦課金 ⑩

指定地域でない地域でもどうして汚染負荷量賦課金を納めなければならないのですか。

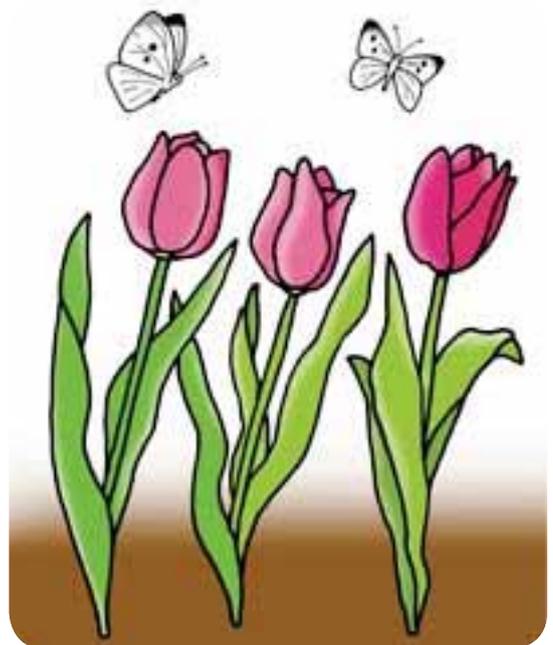
**答**

公害健康被害補償制度においては、一定規模以上のばい煙発生施設等を設置している事業者で、大気中に硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）を排出している者は、その工場・事業場が全国どこに存在していても、汚染負荷量賦課金を納めなければならないことになっています。

これは、大気汚染による健康被害については、個々の汚染物質排出者ごとに疾病との因果関係を識別して費用負担を求めることは困難なことから、ばい煙を排出し大気を汚染している事業者全体が費用を共同して負担することとしていることによるものです。

具体的には、全国の、ばい煙発生施設等を設置し汚染物質を排出する事業者に対し、SO<sub>x</sub> の排出量の割合をもって大気汚染にたいする寄与度とみなし、これに応じて費用負担を求めるという制度的取決めの下に、全国の事業者がその SO<sub>x</sub> の排出量に応じて賦課金を納付することとされています。

第一種地域の指定解除後においても、以上のような考え方により、昭和 62 年 4 月 1 日において所定の要件に該当するばい煙発生施設等を設置していた全国の事業者が賦課金を納付することになります（問 11 参照）。



## 問 20 汚染負荷量賦課金 ⑪

汚染負荷量賦課金を申告・納付しなかったらどうなりますか。

答

汚染負荷量賦課金は、第一種地域の公害健康被害者に対して支払われる医療費、障害補償費などの補償給付に要する費用に充てるために徴収されるものであり、もし、これが徴収されないと補償給付の支給ができなくなるなど、極めて重要な性格をもっています。

このような重要性にかんがみ、賦課金が確実に徴収できるように、環境再生保全機構には、国税などと同様な手続により賦課徴収できる権限が与えられています。

具体的には、事業者から申告書の提出がなかったときには、機構は賦課金の額を決定し、事業者に通知することになっています。また、事業者が賦課金を納付しないときには、機構は期限を指定して督促を行い、さらに、督促を受けた事業者がその指定の期限までに納付しなかった場合には、国税の滞納処分と同様な手続によって滞納処分（差し押さえなど）を行うことになっています。

なお、このほか、機構には、賦課金の額の決定に必要な資料の提出を事業者に求めることができる権限があたえられています。



## 問 21 自動車の費用負担形式

公害健康被害の補償給付の費用の一部を自動車が負担しているといわれますが、どういう理由で、どのような方式で負担をしているのですか。

答

自動車については、1台ごとの大気汚染に対する寄与度は小さいものと考えられますが、現在、全国で7,700万台以上にもなる自動車を総体としてみれば、大気汚染に対する寄与は、相当なものとなります。そこで、個々の自動車ではなく総体としての自動車も、大気汚染の共同原因者として、大気汚染の形でもたらず社会的費用を負担すべきであると考えられました。

自動車の具体的な費用負担の方式については、制度発足時の中央公害対策審議会の答申（昭和48年4月5日）では、

- 1) 自動車の使用燃料（軽油、ガソリンなど）に着目して賦課金をかける方式
- 2) 自動車重量税収から一部を引き当てる方式

の二つの方式が考えられ、政府において両案の長所、短所を慎重に比較考慮の上、決定すべきであるとされていました。

これを受け、制度発足以降、自動車重量税収引当方式が採用されましたが、中央公害対策審議会においては、52年12月には、「当面昭和53年度以降においても自動車重量税収の一部を引き当てる方式を踏襲することが適当である」（意見具申）とされ、その後も、引き続き同方式によることが適当との判断が示されてきました。また、61年10月には、第一種地域の指定解除後においても「既被認定者の補償給付に係る費用については自動車重量税引当方式が適当と考えられる」（答申）とされています。

さらに、平成14年12月には、自動車重量税収引当措置が平成14年度で期限切れとなることから、中央環境審議会環境保健部会において検討が行われ、平成15年度以降も引き続き自動車重量税収引当方式によることが適当であるとされました。これは、自動車重量税という税が、自動車の走行がもたらす諸社会的費用に充てるため設けられたものであり、これを引き当てることが依然として合理的で、現実的であると判断されたからです。

## 問 22 特定賦課金

特定賦課金とはどのようなものですか。

答

特定賦課金とは、水俣病やイタイタイ病のような特異的な疾病にかかっている者に対する補償給付に必要とされる費用に充てるために、疾病の原因となる物質を排出した事業者から賦課徴収するものをいいます。

水俣病やイタイタイ病は、大気汚染による疾病と異なり、個々の疾病と原因物質との因果関係は相当明らかなものですので、その費用については、指定疾病に影響を与える水質汚濁等の原因をなした事業者に個々に賦課していくこととなっています。

特定賦課金については、次の3つの要件を満たす事業者が納付することとなります（この者を「特定施設等設置者」と呼んでいます。）。

- 1) 当該疾病に影響を与える大気汚染又は水質汚濁の原因である物質を排出したこと。
- 2) 排出した物質が指定地域の大気汚染又は水質汚濁の原因となっていること。
- 3) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や特定施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置していること（過去に施設を設置していて、現在はその施設を設置していないものも含まれます。）。

この要件を満たす特定施設等設置者が複数存在するような場合は、補償給付に必要な額をそれぞれの汚染の原因の程度に応じて分割した額を納付することとなります。

特定賦課金については、申告納付の方法式はとられておらず、環境再生保全機構において、個々の指定地域ごとの事情を調査した上、納付義務者を特定しその賦課金の額を決定して、納入告知書によって通知を行うこととなっています。

## 問 23 独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構とはどういう性格の法人でどのような業務をしているのですか。

答

独立行政法人環境再生保全機構は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、「公害健康被害補償予防協会は解散し環境事業団の地球環境基金事業等を統合した上で、独立行政法人化すること」とされたことを受け、平成16年4月に設立された法人です。

機構の主な業務は、次の通りです。

- 1) 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務
- 2) 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務(公害健康被害予防事業)
- 3) 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成事業
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用等の助成
- 5) 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務
- 6) 石綿による健康被害の救済業務

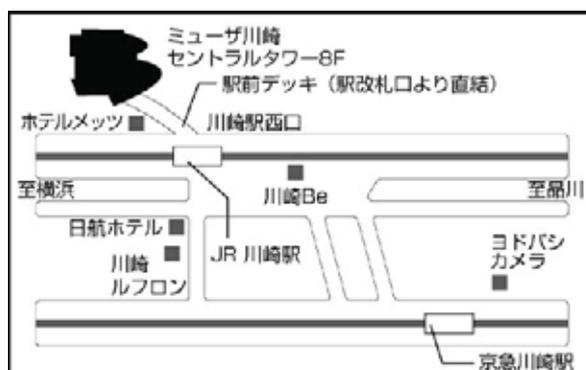
これら業務のうち、1)と2)は公害健康被害補償法に基づき公害健康被害補償予防協会が従来実施してきた業務を引き継いでいます。この機構には、理事長1人、理事3人、監事2人が置かれています。

### (本部)

〒212-8554  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミュージア川崎セントラルタワー8F  
TEL. 044-520-9503(補償業務部)  
FAX. 044-520-2133

### (大阪支部)

〒530-0002  
大阪府大阪市曾根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F  
TEL. 06-6342-0780  
FAX. 06-6342-0260



## 問 24 認定又は処分の救済

公害病であるかどうかの認定や、環境再生保全機構が賦課徴収について行なった処分に不服がある場合には、どうすれば救済されますか。

**答**

都道府県知事等が行った認定や補償給付の支給に関する処分に不服がある場合は、まず、その処分を行った都道府県知事等に対して異議申立てをすることができます。さらにその異議申立てに対する都道府県知事等の決定に不服があるときや、異議申立てをした日から2か月を過ぎてもなお都道府県知事等が決定をしない場合には、公害健康被害補償不服審査会に対して審査請求をすることができます。この不服審査会は、不服事案の審査に当たっては専門的、技術的知識に基づき適正かつ迅速な処理を行う必要があることから、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき特別に設けられたものです。

なお、処分に不服のある者は、裁判所に対して処分の取消しの訴えを起すこともできますが、この処分の取消しの訴えは、公害健康被害補償不服審査会の審査請求に対する判決を得た後でなければならぬこととされています。

また、環境再生保全機構が賦課金の徴収に関して行った処分に対して不服がある者は、環境大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます。機構の処分は、一種の行政権の行使に当たる行為でありますし、この処分行為はかなり定型的に行われるものですから、監督官庁である環境大臣に対して審査請求を行うことが適当であると考えられたものです。

機構の行った処分に対しては、不服申立ての他に、行政事件訴訟法によって直接裁判所に対して処分の取り消しを請求することができますが、このような訴えはその処分についての審査請求に対する環境大臣の判決を経た後でなければ、提起することができないこととされています。

## **参考資料**

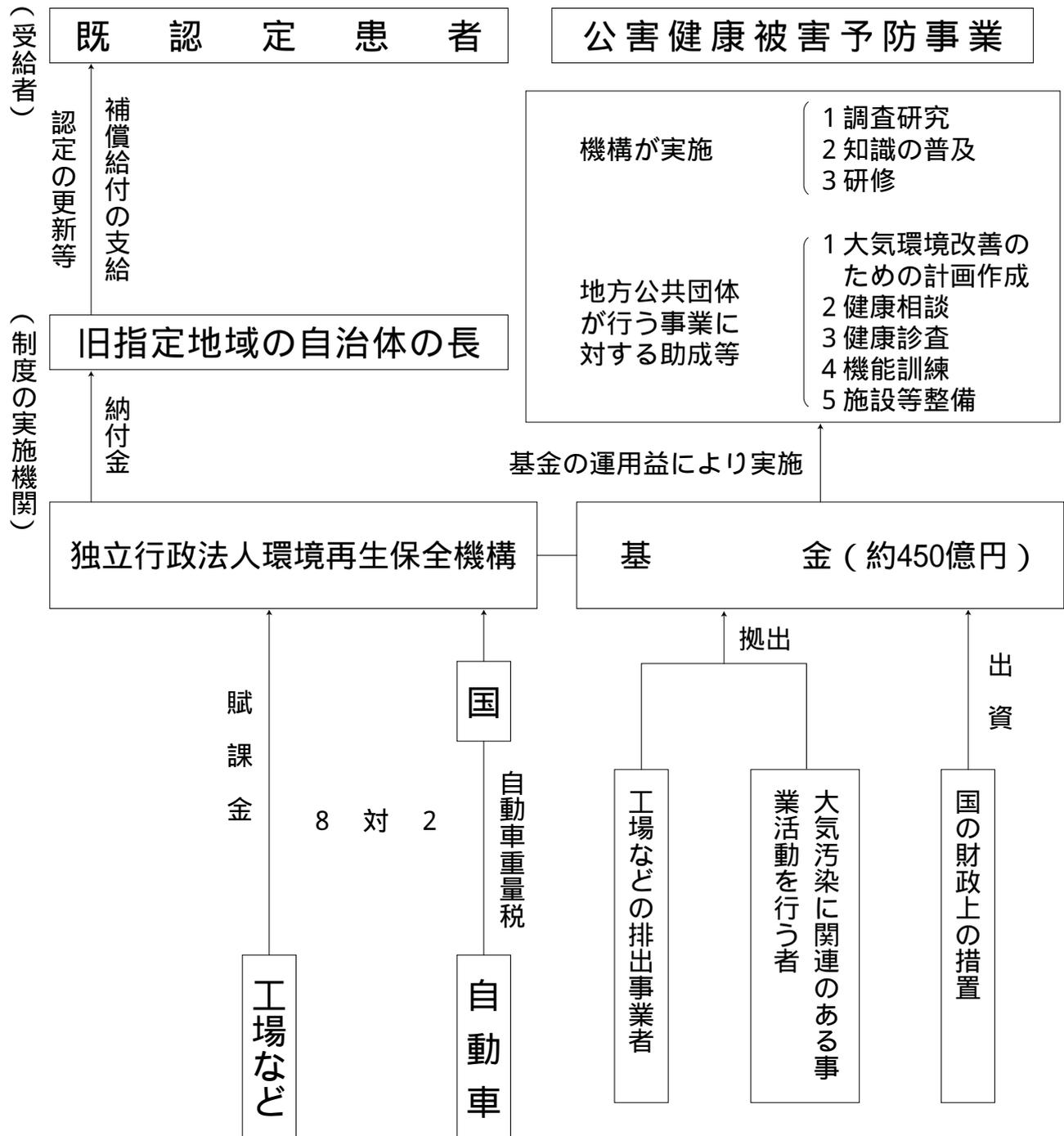
# **公害健康被害補償制度 の仕組み**

## ・公害健康被害補償制度の仕組み

### 1. 公害健康被害の補償等に関する法律の概要（第一種地域関係）

〔制度の発足〕 昭和49年9月（昭和63年3月改正法施行）

〔制度の趣旨〕 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い，被害者の迅速・公正な保護を図るとともに，大気汚染による健康被害の予防のための事業を行い，地域住民の健康の確保を図るものである。



(汚染負荷量賦課金申告事業所数)  
全国約8,400ヶ所

## 2. 平成24年度公害健康被害補償制度費用負担見込(旧指定地域)

### (1) 補償給付費等納付金所要額

(百万円:%)

区 分	平成23年度	平成24年度	増△減	増△減率
I 補償給付費	48,239	46,460	△ 1,779	△ 3.69%
(1)療養の給付及び療養費	18,420	17,778	△ 642	△ 3.49%
(2)障害補償費	22,023	21,292	△ 731	△ 3.32%
(3)遺族補償費	1,715	1,626	△ 89	△ 5.19%
(4)遺族補償一時金	910	908	△ 2	△ 0.22%
(5)児童補償手当	0	0	0	—
(6)療養手当	5,026	4,704	△ 322	△ 6.41%
(7)葬祭料	145	151	6	4.14%
II 公害保健福祉事業費	114	100	△ 14	△ 12.28%
III 合計(予備費を含む)	48,836	47,024	△ 1,812	△ 3.71%

### (2) 費用負担内訳

(百万円:%)

I 汚染負荷量賦課金	39,529	38,092	△ 1,437	△ 3.64%
1. (1)IIIの80%	39,069	37,619	△ 1,450	△ 3.71%
2. 徴収事務費等	460	473	13	2.83%
II 公害健康被害補償に係る 納付金財源交付 (1) IIIの20%)	9,767	9,405	△ 362	△ 3.71%
合 計	49,296	47,497	△ 1,799	△ 3.65%

### 3. 給付の概要

項 目	性 格	支 給 内 容	関係条文	
			法 律	政令等
1. 療養の給付 及び療養費	指定疾病に係る医療費	診療報酬の額の算定方法は、法22条に基づき、健康保険の点数表とは別体系のものとして公害医療機関の診療方針等に即して環境庁告示で定められている。	3条1項 1号 19条 24条	環境省告示
2. 障害補償費	労働能力の喪失等による逸失利益相当分に、慰謝料的要素を加味したもの	15才以上の被認定者に支給されるもので、労働者の性別、年令階層別の平均賃金の80%相当レベルで定められている障害補償標準給付基礎月額に相当する金額に障害の程度に応じた次の支給率を乗じて算定した額を支給する。 (支給率) 特級, 1級 100% 2級 50% 3級 30% なお、特級については、介護加算がある。	3条1項 2号 25条	令 9 条 令 10 条 令 11 条 令 12 条  環境省告示
3. 遺族補償費	指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡被認定者の逸失利益と慰謝料相当分及び被認定者の遺族固有の慰謝料相当分を補償するもの	被認定者によって生計を維持していた一定の遺族に対して、労働者の性別、年令階層別の平均賃金の70%相当レベルで定められている遺族補償標準給付基礎月額に相当する金額（他原因がある場合は、これを参酌した金額）を10年を限度として支給する。	3条1項 3号 29条	令 15 条 令 17 条  環境省告示
4. 遺族補償一時金	同上	遺族補償費を受けられる遺族がない場合に一定の遺族に対して上記遺族補償標準給付基礎月額の36ヶ月分に相当する金額を、一括支給する。	3条1項 4号 35条	令 18 条
5. 児童補償手当	指定疾病により、児童の学業や成長に支障を生じ、またその養育に手間が掛かることにつき、慰謝料的要素も考慮して支給するもの	15才未満の児童に対して障害の程度に応じて支給される。 なお、特級については介護加算がある。	3条1項 5号 39条	
6. 療養手当	入通院に要する交通費等の諸雑費をてん補するもの	1ヶ月の入院・通院期間に応じて支給する。	3条1項 6号 40条	令 22 条 令 23 条
7. 葬 祭 料	指定疾病に起因して死亡した場合	通常葬祭に要する費用を支給する。	3条1項 7号 41条	令 24 条

#### 4. 障害の程度(障害補償費)

区 分	障 害 の 程 度	給付率
特級※	労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの	1.0
1 級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、又は労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	1.0
2 級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.5
3 級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、又は労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの	0.3

注 特級には介護加算がある。

#### 5. 障害補償標準給付基礎月額(平成24年度)

(単位:千円)

年 齢 階 層	男	女
(才)		
～ 19	-	-
20 ～ 24	183.6	163.7
25 ～ 29	218.2	187.5
30 ～ 34	254.3	199.7
35 ～ 39	291.2	208.0
40 ～ 44	326.1	211.9
45 ～ 49	351.8	212.7
50 ～ 54	355.4	208.3
55 ～ 59	333.3	194.6
60 ～ 64	238.5	170.7
65 ～ 69	215.2	164.7
70 ～	223.1	173.5

6. 遺族補償標準給付基礎月額(平成24年度)

(単位:千円)

年齢階層	男	女
(才)		
～ 19	-	-
20 ～ 24	160.7	143.3
25 ～ 29	190.9	164.1
30 ～ 34	222.6	174.7
35 ～ 39	254.8	182.0
40 ～ 44	285.3	185.5
45 ～ 49	307.9	186.1
50 ～ 54	311.0	182.2
55 ～ 59	291.6	170.3
60 ～ 64	208.7	149.4
65 ～ 69	188.3	144.1
70 ～	195.3	151.8

7. その他の標準給付(平成24年度)

補償給付の種類	金額	適用時期		
介護加算額	46,400円	平成24年4月分から		
療養手当	入院		15日以上	35,700円
			8～14日	33,700円
			7日以内	
	通院		第一種地域 15日以上	24,800円
			第二種地域 8日以上	
			第一種地域 4～14日	22,800円
第二種地域 2～7日				
葬祭料	656,000円	平成24年4月分から		

(注)葬祭料以外の給付金額は月額である。

8. 平成24年度汚染負荷量賦課金の賦課料率及び料率格差

ブロック名		平成23年度			平成24年度				
		過去分 賦課料率	現在分賦課料率		過去分 賦課料率	現在分賦課料率			
			賦課料率 区分	料率格差		賦課料率	賦課料率 区分	料率格差	賦課料率
旧 指 定 地 域	大阪	62円41銭	A	1.70	2,052円34銭	61円03銭	A	1.70	1,798円21銭
	東京		B	1.15	1,388円35銭		B	1.15	1,216円44銭
	千葉		C	1.05	1,267円62銭		C	1.05	1,110円66銭
	神戸								
	名古屋		D	1.00	1,207円26銭		D	1.00	1,057円77銭
	富士		E	0.75	905円45銭		E	0.75	793円33銭
	四日市								
	福岡								
	岡山								
その他地域		134円14銭				117円53銭			

## 9. 平成24年度汚染負荷量賦課金のブロック構成

区 分	対象ブロック	旧 指 定 地 域 名
A	大 阪	大阪市, 豊中市の一部, 吹田市の一部, 守口市, 東大阪市の一部, 八尾市の一部, 堺市の一部, 尼崎市の一部
B	東 京	東京都(千代田区, 中央区, 港区, 新宿区, 文京区, 台東区, 品川区, 大田区, 目黒区, 渋谷区, 豊島区, 北区, 板橋区, 墨田区, 江東区, 荒川区, 足立区, 飾区, 江戸川区), 横浜市(鶴見区の一部), 川崎市(川崎区, 幸区)
C	千 葉	千葉市の一部
	神 戸	神戸市(東灘区, 生田区, 灘区, 葺合区, 兵庫区, 長田区の各区の一部)
D	名 古 屋	名古屋市(東区, 西区, 中村区, 中区, 昭和区, 瑞穂区, 中川区, 港区, 南区の各区の一部, 熱田区), 東海市の一部
E	富 士	富士市の一部
	四 日 市	四日市市の一部(旧三重郡楠町を含む)
	福 岡	北九州市(小倉北区, 戸畑区, 八幡東区, 八幡西区, 若松区の各区の一部), 大牟田市の一部
	岡 山	倉敷市の一部, 玉野市の一部, 備前市の一部

注 三重郡楠町は平成17年2月から四日市市と合併

10. 汚染負荷量賦課金の賦課料率の年度別推移

(賦課料率 = SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	49年度			50年度			51年度			52年度(1/4)			53年度(1/2)			54年度(1/2)		
	賦課料率	賦課料率	前年度比	賦課料率	賦課料率	前年度比	ブロック名	賦課料率区分	賦課料率	前年度比	賦課料率区分	賦課料率	前年度比	賦課料率区分	賦課料率	前年度比		
旧 指 定 地 域	15円 84銭	77円 31銭	4.88	209円 97銭	2.72	大 阪	A	536円 63銭	2.56	A	774円 52銭	1.44	A	1,293円 30銭	1.67			
						東 京	B	383円 31銭	1.83	B	430円 29銭	1.12	B	646円 65銭	1.50			
						名 古 屋												
						四 日 市												
						神 戸												
						千 葉	C	344円 98銭	1.64	C	344円 23銭	0.90	D	517円 32銭	1.50			
						富 士						1.00						
						福 岡	D	306円 65銭	1.46	D	301円 20銭	0.98	E	452円 65銭	1.50			
岡 山																		
そ 他 地 域	1円 76銭	8円 59銭	4.88	23円 33銭	2.72	42円59銭			1.83	47円81銭		1.12	71円85銭		1.50			

(賦課料率 = SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	55年度(1/2)			56年度(1/2)			57年度(1/2)			58年度(1/2)			59年度(1/2)			60年度(1/2)		
	賦課料率区分	賦課料率	前年度比	賦課料率区分	賦課料率	前年度比	賦課料率区分	賦課料率	前年度比									
旧 指 定 地 域	A	1,515円 60銭	1.17	A	1,564円 58銭	1.03	A	1,926円 11銭	1.23	A	2,559円 19銭	1.33	A	3,063円 64銭	1.20	A	3,318円 94銭	1.08
	B	871円 47銭	1.35	B	922円 70銭	1.06	B	1,135円 91銭	1.23	B	1,548円 98銭	1.36	B	1,854円 31銭	1.20	B	2,008円 83銭	1.08
	C	833円 58銭	1.29	C	882円 59銭	1.06	C	1,086円 53銭	1.23	C	1,414円 29銭	1.30	C	1,693円 06銭	1.20	C	1,834円 15銭	1.08
	D	644円 13銭	1.00	E	682円 00銭	1.06	E	790円 20銭	1.16	E	1,077円 55銭	1.36	F	1,209円 33銭	1.12	F	1,310円 11銭	1.08
			1.11	D	722円 12銭	1.12	D	938円 36銭	1.30	D	1,346円 94銭	1.44	D	1,612円 44銭	1.20	D	1,746円 81銭	1.08
	E	568円 35銭	1.10	F	601円 76銭	1.06	F	740円 81銭	1.23	E	1,077円 55銭	1.46	E	1,289円 95銭	1.20	E	1,397円 45銭	1.08
F	492円 57銭	1.09	G	521円 53銭	1.06	G	691円 43銭	1.33	F	942円 86銭	1.36	G	1,128円 71銭	1.20	G	1,222円 77銭	1.08	
						H	642円 04銭	1.23			1.47							
そ 他 地 域	84円20銭		1.17	89円15銭		1.06	109円75銭		1.23	149円66銭		1.36	179円16銭		1.20	194円09銭		1.08

(賦課料率 = SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	61年度(1/2)			62年度(1/2)			63年度(1/2)			平成元年度(1/2)			平成2年度(1/2)			平成3年度(1/2)		
	賦課料率区分	賦課料率	前年度比	賦課料率区分	賦課料率	前年度比	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率
旧 指 定 地 域	A	4,141円 96銭	1.25	A	5,362円 90銭	1.29	A	4,573円 59銭		A	3,737円 83銭		A	3,050円 78銭		A	2,313円 51銭	
	B	2,506円 98銭	1.25	B	3,245円 97銭	1.29	B	2,843円 04銭		B	2,388円 06銭		B	2,004円 80銭		B	1,565円 02銭	
	C	2,288円 98銭	1.25	C	2,963円 71銭	1.29	C	2,595円 82銭		C	2,180円 40銭		C	1,830円 47銭		D	1,360円 89銭	
	E	1,634円 99銭	1.25	D	2,116円 94銭	1.29	D	1,854円 16銭		D	1,557円 43銭		D	1,307円 48銭		E	1,020円 67銭	
	D	2,179円 98銭	1.25	C	2,963円 71銭	1.36	C	2,595円 82銭	45円 76銭	C	2,180円 40銭	67円 09銭	C	1,830円 47銭	87円 14銭	C	1,428円 93銭	105円 12銭
	E	1,634円 99銭	1.17	D	2,116円 94銭	1.29	D	1,854円 16銭		D	1,557円 43銭		D	1,307円 48銭		E	1,020円 67銭	
			1.34															
F	1,525円 99銭	1.25			1.39													
その他 地域	242円22銭		1.25	313円62銭		1.29	274円69銭			230円73銭			193円70銭			151円21銭		

(賦課料率 = SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成4年度(1/2)			平成5年度(1/2)			平成6年度(1/2)			平成7年度(1/2)			平成8年度(1/2)			平成9年度(1/2)		
	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率															
旧 指 定 地 域	A	1,860円 63銭		A	1,875円 63銭		A	1,998円 18銭		A	1,809円 53銭		A	1,850円 08銭		A	1,809円 38銭	
	B	1,258円 66銭		B	1,268円 81銭		B	1,224円 09銭		B	1,224円 09銭		B	1,251円 52銭		B	1,223円 99銭	
	D	1,094円 87銭		D	1,103円 31銭		D	1,175円 40銭		D	1,064円 43銭		D	1,088円 28銭		D	1,064円 34銭	
	E	820円 87銭		E	827円 48銭		E	881円 55銭		E	798円 32銭		E	816円 21銭		E	798円 26銭	
	C	1,149円 21銭	123円 59銭	C	1,158円 48銭	124円 35銭	C	1,234円 17銭	122円 57銭	C	1,117円 65銭	117円 26銭	C	1,142円 69銭	112円 76銭	C	1,117円 56銭	109円 67銭
	E	820円 87銭		E	827円 48銭		E	881円 55銭		E	798円 32銭		E	816円 21銭		E	798円 26銭	
その他 地域	121円61銭			122円59銭			130円60銭			118円27銭			120円92銭			118円26銭		

( 賦課料率=SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成10年度( 1/2)			平成11年度( 1/2)			平成12年度( 1/2)			平成13年度( 1/2)			平成14年度( 1/2)			平成15年度( 1/2)		
	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率
旧 指 定 地 域	A	1,896円 13銭	108円 12銭	A	1,854円 36銭	98円 76銭	A	1,959円 32銭	97円 23銭	A	1,964円 37銭	95円 25銭	A	2,023円 27銭	91円 15銭	A	2,037円 04銭	85円 81銭
	B	1,282円 68銭		B	1,254円 42銭		B	1,325円 42銭		B	1,328円 84銭		B	1,368円 68銭		B	1,378円 00銭	
	D	1,115円 37銭		D	1,090円 80銭		D	1,152円 54銭		D	1,155円 51銭		D	1,190円 16銭		D	1,198円 26銭	
	E	836円 53銭		E	818円 10銭		E	864円 41銭		E	866円 63銭		E	892円 62銭		E	898円 70銭	
	C	1,171円 14銭		C	1,145円 34銭		C	1,210円 17銭		C	1,213円 29銭		C	1,249円 67銭		C	1,258円 17銭	
	E	836円 53銭		E	818円 10銭		E	864円 41銭		E	866円 63銭		E	892円 62銭		E	898円 70銭	
その他 地域	123円93銭			121円20銭			128円06銭			128円39銭			132円24銭			133円14銭		

( 賦課料率=SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成16年度( 1/2)			平成17年度( 1/2)			平成18年度( 1/2)			平成19年度( 1/2)			平成20年度( 1/2)			平成21年度( 1/2)		
	賦課料率区分	現在分賦課料率	過去分賦課料率															
旧 指 定 地 域	A	1,900円 11銭	83円 02銭	A	1,921円 68銭	80円 14銭	A	1,895円 21銭	77円 14銭	A	1,973円 55銭	74円 69銭	A	1,811円 83銭	70円 01銭	A	1,731円 81銭	66円 53銭
	B	1,285円 37銭		B	1,299円 96銭		B	1,282円 05銭		B	1,335円 05銭		B	1,225円 65銭		B	1,171円 52銭	
	D	1,117円 71銭		D	1,130円 40銭		D	1,114円 83銭		D	1,160円 91銭		D	1,065円 78銭		D	1,018円 71銭	
	E	838円 28銭		E	847円 80銭		E	836円 12銭		E	870円 68銭		E	799円 34銭		E	764円 03銭	
	C	1,173円 60銭		C	1,186円 92銭		C	1,170円 57銭		C	1,218円 96銭		C	1,119円 07銭		C	1,069円 65銭	
	E	838円 28銭		E	847円 80銭		E	836円 12銭		E	870円 68銭		E	799円 34銭		E	764円 03銭	
その他 地域	124円19銭			125円60銭			123円87銭			128円99銭			118円42銭			113円19銭		

(賦課料率=SO<sub>x</sub>1m<sup>3</sup>N当たりの賦課金額)

年度 地域	平成22年度(1/2)		過去分 賦課料 率	平成23年度(1/2)		過去分 賦課料 率	平成24年度(1/2)		過去分 賦課料 率	
	現在分賦課料 率	賦課料率		現在分賦課料 率	賦課料率		現在分賦課料 率	賦課料率		
	賦課料率 区分		賦課料率 区分		賦課料率 区分					
旧 指 定 地 域	大阪	A	2,207円 94銭	65円 45銭	A	2,052円 34銭	62円 41銭	A	1,798円 21銭	61円 03銭
	東京	B	1,493円 61銭		B	1,388円 35銭		B	1,216円 44銭	
	千葉	C	1,363円 73銭		C	1,267円 62銭		C	1,110円 66銭	
	神戸									
	名古屋	D	1,298円 79銭		D	1,207円 26銭		D	1,057円 77銭	
	富士	E	974円 09銭		E	905円 45銭		E	793円 33銭	
	四日市									
	岡山									
福岡										
その他 地域	144円31銭		134円14銭		117円53銭					

### 11. 汚染負荷量賦課金の料率格差の年度別推移

年度 ブロック名		対 象 地 域	52年度		53年度		54年度		55年度		56年度	
			1/4調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整	
旧 指 定 地 域	大 阪	大阪市, 豊中市, 吹田市, 守口市, 東大阪市, 八尾市, 堺市, 尼崎市	A	1.4	A	1.8	A	2.0	A	2.00	A	1.95
	東 京	東京都 19区), 横浜市, 川崎市	B	1.0	B	1.0	B	1.0	B	1.15	B	1.15
	名 古 屋	名古屋市, 東海市	B	1.0	B	1.0	B	1.0	C	1.10	C	1.10
	四 日 市	四日市市, 楠町	B	1.0	B	1.0	B	1.0	D	0.85	E	0.85
	神 戸	神戸市	B	1.0	C	0.8	C	0.9	D	0.85	D	0.90
	千 葉	千葉市	C	0.9	C	0.8	D	0.8	D	0.85	D	0.90
	富 士	富士市	C	0.9	C	0.8	D	0.8	E	0.75	F	0.75
	福 岡	北九州市, 大牟田市	D	0.8	D	0.7	E	0.7	F	0.65	G	0.65
	岡 山	倉敷市, 玉野市, 備前市	D	0.8	D	0.7	E	0.7	F	0.65	G	0.65

年度 ブロック名		57年度		58年度		59年度		60年度		61年度		62年度		63年度	
		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整	
旧 指 定 地 域	大 阪	A	1.95	A	1.90	A	1.85								
	東 京	B	1.15												
	名 古 屋	C	1.10	C	1.05										
	四 日 市	E	0.80	E	0.80	F	0.75	F	0.75	E	0.75	D	0.75	D	0.75
	神 戸	D	0.95	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	C	1.05	C	1.05
	千 葉	D	0.95	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	C	1.05	C	1.05
	富 士	F	0.75	E	0.80	E	0.80	E	0.80	E	0.75	D	0.75	D	0.75
	福 岡	G	0.70	F	0.70	G	0.70	G	0.70	E	0.75	D	0.75	D	0.75
	岡 山	H	0.65	F	0.70	G	0.70	G	0.70	F	0.70	D	0.75	D	0.75

(注) 63年度以降は、現在分賦課料率についての料率格差を示す。

ブロック名		年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整			
旧指定地域	大阪	A	1.80	A	1.75	A	1.70										
	東京	B	1.15														
	名古屋	C	1.05	C	1.05	D	1.00										
	四日市	D	0.75	D	0.75	E	0.75										
	神戸	C	1.05														
	千葉	C	1.05														
	富士	D	0.75	D	0.75	E	0.75										
	福岡	D	0.75	D	0.75	E	0.75										
	岡山	D	0.75	D	0.75	E	0.75										

(注) 63年度以降は、現在分賦課料率についての料率格差を示す。

ブロック名		年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整			
旧指定地域	大阪	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70
	東京	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15
	名古屋	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00
	四日市	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	神戸	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	千葉	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	富士	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	福岡	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	岡山	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75

ブロック名		年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整		1/2調整			
旧 指 定 地 域	大 阪	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70
	東 京	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15
	名 古 屋	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00
	四 日 市	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	神 戸	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	千 葉	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	富 士	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	福 岡	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	岡 山	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75

ブロック名		年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		1/2調整		1/2調整		1/2調整			
旧 指 定 地 域	大 阪	A	1.70	A	1.70	A	1.70	A	1.70
	東 京	B	1.15	B	1.15	B	1.15	B	1.15
	名 古 屋	D	1.00	D	1.00	D	1.00	D	1.00
	四 日 市	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	神 戸	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	千 葉	C	1.05	C	1.05	C	1.05	C	1.05
	富 士	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	福 岡	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75
	岡 山	E	0.75	E	0.75	E	0.75	E	0.75

12. 旧指定地域の内訳

都府県名	地 域
千葉県	1. 千葉市( 神明町, 出洲港, 市場町, 亥鼻1 丁目～3 丁目, 葛城1 丁目～3 丁目, 千葉寺町, 青葉町, 長洲1 丁目～2 丁目, 長洲町1 丁目, 末広1 丁目～5 丁目, 港町, 寒川町1 丁目～3 丁目, 稲荷町, 矢作町, 今井町, 今井1 丁目～3 丁目, 若草1 丁目, 南町1 丁目～3 丁目, 白旗1 丁目～3 丁目, 鶉の森町, 川崎町, 蘇我町1 丁目～2 丁目, 宮崎町, 宮崎1 丁目～2 丁目, 松ヶ丘町, 大森町, 大巖寺町, 星久喜町, 浜野町, 村田町, 塩田町及び新浜町に限る。) の区域
東京都	2. 千代田区 3. 中央区 4. 港区 5. 新宿区 6. 文京区 7. 台東区 8. 品川区 9. 大田区 10. 目黒区 11. 渋谷区 12. 豊島区 13. 北区 14. 板橋区 15. 墨田区 16. 江東区 17. 荒川区 18. 足立区 19. 葛飾区 20. 江戸川区の区域
神奈川県	21. 横浜市鶴見区( 日本国有鉄道東海道本線以東の区域に限る。) の区域  22. 川崎市川崎区及び同市幸区の区域
静岡県	23. 富士市( 富士川との交会点から市道久沢天間線との交会点に至る富士市と富士宮市との境界線, 市道久沢天間線, 同市道との交会点から県道元吉原大淵富士宮線との交会点に至る市道久沢間門線, 同市道との交会点から市道間門鶉無ヶ淵線との交会点に至る県道元吉原大淵富士宮線, 同県道との交会点から赤淵川との交会点に至る市道間門鶉無ヶ淵線, 同市道との交会点から高速自動車国道東海自動車道との交会点に至る赤淵川, 赤淵川との交会点から須津川との交会点に至る高速自動車国道東海自動車道, 同高速自動車国道との交会点から沼川との交会点に至る須津川及び須津川との交会点から富士市と沼津市との境界線との交会点に至る沼川以南で, 高速自動車国道東海自動車道との交会点以北の赤淵川, 赤淵川との交会点から須津川との交会点に至る高速自動車国道東海自動車道, 同高速自動車国道との交会点から沼川との交会点に至る須津川, 須津川との交会点から富士市と沼津市との境界線との交会点に至る沼川及び沼川との交会点以南の富士市と沼津市との境界線以西の区域に限る。) の区域
愛知県	24. 名古屋市東区( 一般国道41号線及び市道堀田高岳線以西で, 市道長堀町線及び市道丸ノ内線以南の区域に限る。), 同市西区( 一般国道22号線以西で藤ノ宮通1 丁目における同国道との交会点以南の市道名古屋環状線以東の区域に限る。), 同市中村区( 市道名古屋環状線以東の区域に限る。), 同市中区( 市道堀田高岳線以東の区域及び市道

都府県名	地域
	<p>丸ノ内線以北の区域を除く。), 同市昭和区(市道堀田高岳線以西の区域並びに市道名古屋環状線以西で市道広見町線及び市道八熊線以南の区域に限る。), 同市瑞穂区(市道名古屋環状線以西の区域に限る。), 同市熱田区, 同市中川区(庄内川以西の区域及び日本国有鉄道関西本線以北の区域を除く。), 同市港区(庄内川以西の区域を除く。)及び同市南区(名古屋鉄道名古屋本線とその交会点以北の市道名古屋環状線及び同市道との交会点以南の名古屋鉄道名古屋本線以西の区域に限る。)の区域</p> <p>25. 東海市(加木屋町を除く。)の区域</p>
三重県	<p>26. 四日市市(塩浜町, 東邦町, 石原町, 塩浜, 宮東町1丁目~3丁目, 馳出町1丁目~3丁目, 松泉町, 宝町, 大池町, 小浜町, 七ッ屋町, 高旭町, 柳町, 御菌町1丁目~2丁目, 塩浜本町1丁目~3丁目, 浜旭町, 川合町, 中里町, 三田町, 大井の川町1丁目~3丁目, 海山道町1丁目~3丁目, 大浜町, 雨池町, 日永1丁目~5丁目, 泊山崎町, 泊町, 追分1丁目~3丁目, 前田町, 日永のうち大宮西, 大坪, 宗玄川原, 松山西, 天白西, 宗三郎縄, 八郎右エ門縄, 山伏, 天神垣外, 川中, 源次郎縄, 杉谷, 中浜及び土網, 日永東1丁目~3丁目, 泊小柳町, 泊村のうち稲場, 堅長, 内谷及び囲井ヶ腰, 六呂見町, 馳出, 内堀町, 川尻町, 大治田1丁目~3丁目, 小古曾1丁目~2丁目, 小古曾東1丁目, 小古曾東2丁目のうち1番から3番まで及び6番から9番まで, 赤堀1丁目~3丁目, 赤堀南町, 城東町, 石塚町, 赤堀のうち芝田東, 城東及び川原畑, 浜田町, 中浜田町, 南浜田町, 北浜田町, 新正1丁目~5丁目, 十七軒町, 栄町, 三栄町, 幸町, 朝日町, 昌栄町, 南起町, 曙町, 曙1丁目~2丁目, 寿町, 末広町, 西末広町, 安島1丁目~2丁目, 鶉の森1丁目~2丁目, 諏訪栄町, 浜田, 浜町, 蔵町, 北納屋町, 中納屋町, 南納屋町, 相生町, 稲葉町, 大脇町1丁目~2丁目, 高砂町, 尾上町, 千才町, 北浜町, 北条町, 新町, 新々町, 元新町, 沖の島町, 本町, 八幡町, 中町, 北町, 中部, 諏訪町, 西町, 元町, 西新地, 西浦1丁目~2丁目, 堀木1丁目~2丁目, 午起1丁目~3丁目, 三郎町, 高浜町, 高浜新町, 東新町, 新浜町, 浜一色町, 京町, 川原町, 本郷町, 陶栄町, 滝川町, 末永, 清水町, 野田1丁目のうち1番及び2番, 野田2丁目のうち1番, 西阿倉川, 東阿倉川, みゆきヶ丘1丁目~2丁目, 阿倉川町, 万古町, 三ッ谷町, 三ッ谷東町, 末永町, 富上町, 金場町, 大宮町, 大宮西町, 羽津山町, 羽津町, 城山町, 山手町, 白須賀1丁目~3丁目, 八田1丁目~3丁目, 別名1丁目~6丁目, 南いかるが</p>

都 府 県 名	地 域
	<p>町，羽津中1丁目～3丁目並びに羽津のうち羽津甲5163番地から5167番地の23までの区域及び羽津乙873番地の11から1017番地までの区域に限る。)の区域</p> <p>27. 旧三重郡楠町の区域</p>
大 阪 府	<p>28. 大阪市の区域</p> <p>29. 豊中市(高速自動車国道中央自動車道西宮線以南の区域に限る。)の区域</p> <p>30. 吹田市(府道豊中吹田線との交会点以西の高速自動車国道中央自動車道西宮線，同自動車道との交会点から府道大阪高槻京都線との交会点に至る府道豊中吹田線，同府道との交会点から日本国有鉄道東海道本線との交会点に至る府道大阪高槻京都線及び同府道との交会点以東の日本国有鉄道東海道本線以南の区域並びに西の庄町に限る。)の区域</p> <p>30の2. 守口市の区域</p> <p>30の3. 東大阪市(府道石切大阪線との交会点以北の府道八尾枚方線，同府道との交会点以東の府道石切大阪線，市道新石切本線，同市道の終点から市道石切枚岡高安線の起点を結ぶ線，市道石切枚岡高安線，同市道との交会点から一般国道170号線との交会点に至る東大阪市と八尾市との境界線及び同境界線との交会点以南の一般国道170号線以西の区域(加納を除く。)並びに布市町1丁目のうち1番及び2番，布市町2丁目のうち1番及び2番，日下町2丁目のうち1番及び10番から12番まで，日下町3丁目のうち1番から3番まで，日下町4丁目のうち1番，中石切町4丁目～6丁目，北石切町，東石切町4丁目～6丁目，上石切町1丁目，山手町のうち1番から15番まで，東豊浦町のうち1番から11番まで，出雲井町のうち1番から6番まで，五条町のうち1番から10番まで，客坊町のうち1番から14番まで，上四条町のうち1番から30番まで，南四条町，上六万寺町のうち1番から13番まで，六万寺町1丁目のうち1番から22番まで，横小路町1丁目のうち1番から4番まで並びに横小路町2丁目に限る。)の区域</p> <p>30の4. 八尾市(東大阪市池島町2丁目と同市下六万寺1丁目と同市下六</p>

都 府 県 名	地 域
	<p>万寺町2丁目との接点以南の一般国道170号線以西の区域(弓削町1丁目～3丁目,弓削町南1丁目～3丁目,大字弓削のうち一般国道25号線以南の区域,大字田井中,大字老原,大字南木本,大字太田のうち大字木本と西木の本2丁目との境界線以南の府道大阪中央環状線以東の区域,太田1丁目～9丁目,大字沼,沼1丁目～4目を除く。)に限る。)の区域</p> <p><b>31.</b> 堺市(日本国有鉄道阪和線以西の区域並びに常磐町1丁目～3丁目,東浅香山町1丁目～4丁目,東雲東町1丁目～4丁目,大豆塚町1丁目～2丁目,奥本町1丁目～2丁目,宮本町,北花田町1丁目～4丁目,新堀町1丁目～2丁目,船堂町,北長尾町1丁目～8丁目,蔵前町,中長尾町1丁目～4丁目,南長尾町1丁目～5丁目,東三国ヶ丘町1丁目～5丁目,長曾根町,新金岡町1丁目～5丁目,向陵中町1丁目～6丁目,黒土町,向陵東町1丁目～3丁目,百舌鳥梅北町1丁目～5丁目,中百舌鳥町1丁目～5丁目,百舌鳥赤畑町1丁目～5丁目,百舌鳥梅町1丁目～2丁目,百舌鳥本町1丁目～3丁目,百舌鳥西之町1丁目～3丁目,百舌鳥陵南町1丁目～2丁目,北条町1丁目～2丁目,東上野芝町2丁目,上野芝町2丁目～3丁目,上野芝向ヶ丘町1丁目～6丁目,神野町,津久野町1丁目～2丁目,家原寺町1丁目～2丁目及び鶴田町に限る。)の区域</p>
兵 庫 県	<p><b>31</b>の2. 神戸市(日本国有鉄道東海道本線(東京・神戸間)及び日本国有鉄道山陽本線(神戸・門司間)以南の区域のうち,東灘区(天上川以東の区域及び深江浜町を除く。),灘区,葺合区,生田区(港島1丁目～7丁目,港島中町1丁目～8丁目を除く。)兵庫区及び長田区に限る。)の区域</p> <p><b>32.</b> 尼崎市(高速自動車国道中央自動車道西宮線以北で藻川以東の区域,塚口町1丁目及び塚口町2丁目並びに日本国有鉄道東海道本線以北で県道米谷昆陽尼崎線以西の区域を除く。)の区域</p>
岡 山 県	<p><b>33.</b> 倉敷市(福田町浦田,福田町福田,福田町古新田,北畝1丁目～7丁目,中畝1丁目～10丁目,福田町南畝,南畝1丁目～7丁目,福田町松江,福田町東塚,東塚1丁目～7丁目,福田町広江,広江3丁目,呼松町,潮通1丁目～3丁目,連島町連島,連島町矢柄,連島町亀島新田,連島町西之浦,連島町鶴新田,鶴の浦1丁目～3丁目,水島相生町,水島東寿町,水島西寿町,水島東弥生町,水島西弥生町,水島東栄町,水島西栄町,水島東常磐町,水島西常磐町,水島東千鳥町,水島西千鳥町,水島福崎町,水島南亀島町,水島北亀島町,水島明神町,水島神田町,</p>

都 府 県 名	地 域
	<p>水島高砂町，水島青葉町，水島南幸町，水島北幸町，水島南春日町，水島北春日町，水島南緑町，水島北緑町，水島東川町，水島南瑞穂町，水島北瑞穂町，水島海岸通1丁目～5丁目，水島西通1丁目～2丁目，水島中通1丁目～4丁目，水島川崎通1丁目，児島塩生，児島宇野津，林，串田，曾原及び福江に限る。)の区域</p> <p>34. 玉野市(深井町，向日比1丁目～2丁目，御崎1丁目～2丁目，羽根崎町，明神町，日比1丁目～6丁目及び渋川1丁目に限る。)の区域</p> <p>35. 備前市(浦伊部(浦伊部と西片上との境界線との交点から馬場川との交点に至る伊部と浦伊部との境界線，同境界線との交点から市道伊部71号線との交点に至る馬場川，同川との交点から市道伊部90号線との交点に至る市道伊部71号線，市道伊部90号線，同市道の終点，1099の2番地と1112の2番地と1107の1番地との接点及び1100の2番地と1109の2番地と1099の3番地との接点を順次結ぶ線，1100の2番地と1109の2番地との境界線並びに1100の1番地及び1110番地と1109の1番地との境界線以東の区域に限る。)，西片上(日本国有鉄道赤穂線以南の区域に限る。)及び東片上(日本国有鉄道赤穂線以南で，市道片上81号線，同市道との交点から市道片上83号線との交点に至る市道片上65号線，同市道と市道片上83号線との交点，2452番地と2475の1番地と2587番地との接点及び2434番地と2651の1番地と穂浪との接点を順次結ぶ線並びに同線との交点以南の東片上と穂浪との境界線以西の区域に限る。)に限る。)の区域</p>
福 岡 県	<p>36. 北九州市小倉北区(一般国道199号線との交点以東の一般国道3号線及び同国道との交点以西の一般国道199号線以北の区域(末広2丁目，高浜1丁目～2丁目，赤坂5丁目，赤坂海岸，大字馬島及び大字藍島の区域を除く。))及び国道以南で板櫃川，県道下到津戸畑線及び同区の境界線で囲まれた区域に限る。)，同市戸畑区(一般国道3号線以北の区域に限る。)，同市八幡東区(県道八幡戸畑線との交点以東の一般国道3号線，同国道との交点から市道中央区穴生線との交点に至る県道八幡戸畑線及び同県道との交点以西の市道中央区穴生線以北の区域に限る。)，同市八幡西区(市道中央区穴生線以北で，宮川及び宮川との交点以北の割子川以東の区域に限る。)，同市若松区(東二島1丁目～4丁目，西天神町，童子丸1丁目～2丁目，童子丸町，用勺町，今光町，今光1丁目，今光2丁目，赤島町，宮丸町，宮丸1丁目のうち3番から23番まで，宮丸2丁目，大池町，和田町のうち1</p>

都 府 県 名	地 域
	<p>番から<b>12</b>番まで及び<b>16</b>番から<b>20</b>番まで，古前1丁目のうち6番から<b>27</b>番まで，古前2丁目，修多羅1丁目～3丁目，山手町，白山1丁目のうち1番から<b>17</b>番まで，白山2丁目，浜町1丁目～<b>3</b>丁目，北浜1丁目～2丁目，桜町，中川町，大井戸町，老松1丁目～2丁目，西園町，栄盛川町，波打町，北湊町，深町1丁目，東小石町，響南町，大字安瀬並びに響町1丁目，宮丸川以西で，宮丸川との交会点以西の日本国有鉄道筑豊本線以南の区域並びに宮丸川並びに宮丸1丁目の1番及び2番と3番との境界線以東で，同境界線との交会点以東の一般国道<b>199</b>号線以南の区域に限る。)の区域</p> <p><b>37.</b> 大牟田市(大字唐船(市道深倉三池干拓線，同市道との交会点から市道下屋敷下方線との交会点に至る県道徳島唐船大牟田線，同県道との交会点から市道香ノ幸五ノ枝線との交会点に至る市道下屋敷下方線及び同市道との交会点以東の市道香ノ幸五ノ枝線以南の区域並びに下方に限る。)，大字手鎌(深町並びに江向及び泉町のうち県道手鎌三池線以北の区域を除く。)，大字草木(県道手鎌三池線以南の区域に限る。)，大字三池(竹原及び古川に限る。)，健老町，城町1丁目～2丁目，大黒1丁目～4丁目，椿黒町，明治町1丁目～3丁目，中町1丁目～2丁目，恵比須町1丁目～2丁目，天神町1丁目～2丁目，浜町，北磯町，新開町，下白川町1丁目～2丁目，中白川町1丁目～3丁目，上白川1丁目～2丁目，大字白川，大字歴木(榎町及び白岩に限る。)，長溝町，鳥塚町，日出町1丁目～3丁目，柿園1丁目～4丁目，京町，東新町1丁目～4丁目，八尻町1丁目～3丁目，浅牟田町，通町1丁目～2丁目，平原町，亀甲町，八本町，瓦町，亀谷町，稻荷町，焼石町，三抗町，竜湖瀬町，大浦町(<b>15</b>番地の<b>19</b>及び<b>46</b>を除く。)，旭町1丁目～3丁目，栄町1丁目～2丁目，築町，泉町，東泉町，山上町，一本町，左古町，常盤町，谷町，元町，有明町，曙町，笹林町，出雲町，上野1丁目～3丁目，松浦町，西宮浦町，東宮浦町，上宮町1丁目～4丁目，宮坂町，宮山町，真道寺町，七浦町，花園町，橋口町，魚町，古町，西有明町，久保田町，大正町1丁目～6丁目，本町1丁目～6丁目，港町，住吉町，北浜田町，本浜田町，中浜田町，新浜田町，南浜田町，西浜田町，大浜町，中島町，中友町，須鼻町，磯町，西新町，新地町，松原町1丁目～2丁目，小浜町，千代町，大高町，原山町，一浦町，宝坂町1丁目～2丁目，不知火町1丁目～3丁目，正山町，浄真町，昭和町，延命寺町，白金町，山下町，天領町1丁目～3丁目，右京町，八江町，田端町，片平町，若宮町，長田町，諏訪町1丁目～</p>

都 府 県 名	地 域
	3 丁目，合成町，末広町，青葉町，宮原町1 丁目～2 丁目，黄金町1 丁目～2 丁目，駛馬町，馬場町，一部町，天道町，馬込町1 丁目～2 丁目，米生町1 丁目～2 丁目，馬渡町，笹原町1 丁目，小川町，西港町1 丁目～2 丁目，新港町( 6 番地の1 ， <b>12</b> ， <b>13</b> 及び <b>14</b> に限る。)，三川町1 丁目～4 丁目，入船町，高砂町，汐屋町，姫島町，加納町1 丁目～2 丁目，樋口町，上屋敷町1 丁目～2 丁目及び船津町( 日本国有鉄道鹿児島本線以西の区域に限る。)に限る。)の区域

(備考) この表に掲げる区域は，**23**の項，**30**の2 の項，**31**の項及び**31**の2 の項については昭和**51**年**11**月**10**日，**24**の項，**30**の3 の項及び**30**の4 の項については昭和**53**年5 月1 日，**26**の項については昭和**47**年1 月**10**日，**37**の項については昭和**49**年**11**月**10**日，その他の項については昭和**50**年**11**月**10**日における行政区画その他の区域又は道路，河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

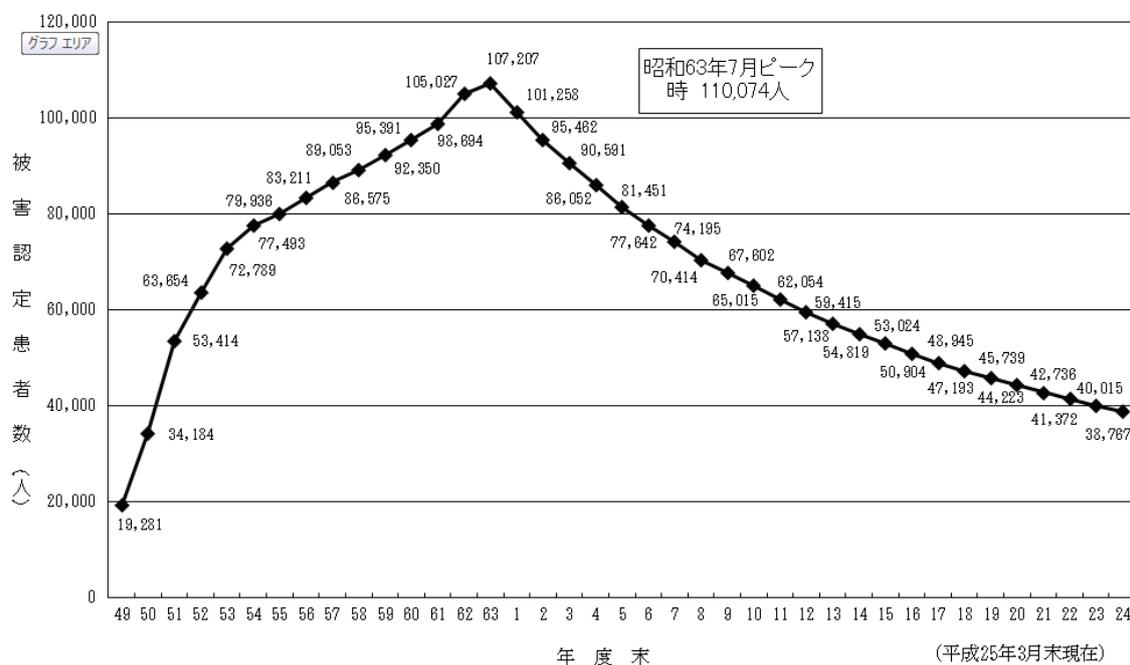
## Ⅱ 公害健康被害補償制度 の実施状況



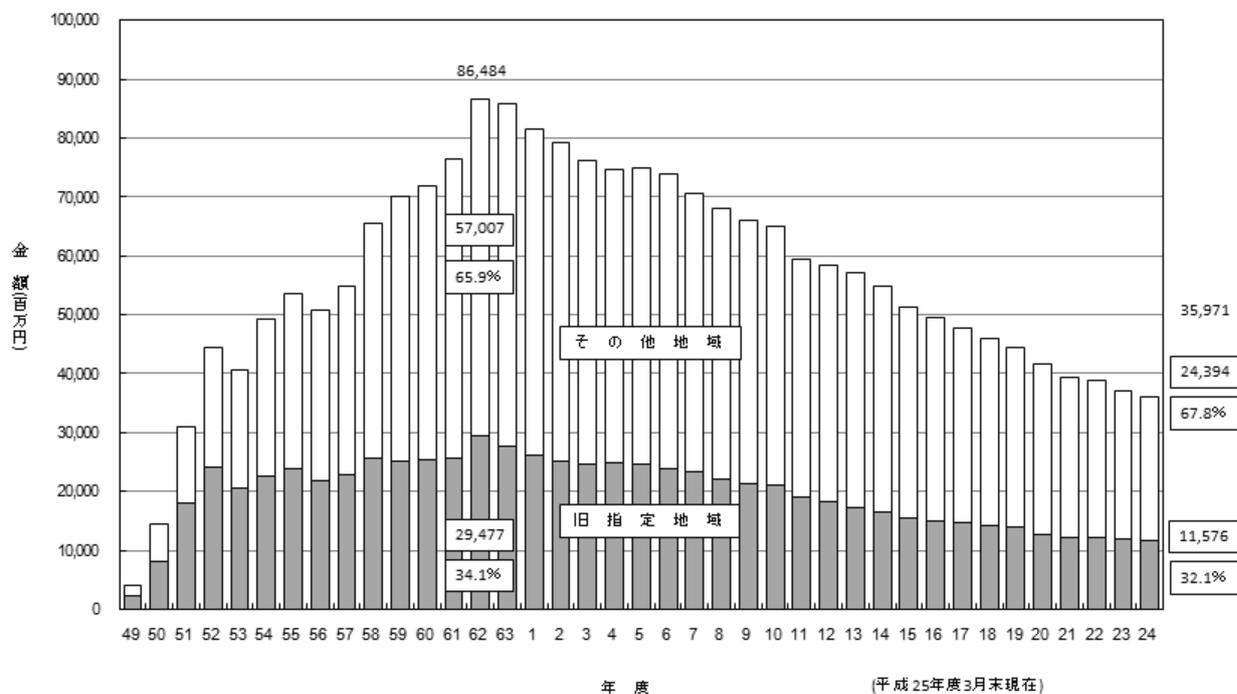
都 道 府 県	指 定 地 域	指 定 時 間 ( 63.3に指定を全部解除)				
		49.9	49.11	50.12	52.1	53.6
愛 知	名古屋市 ( 南部地域) 東 海 市 ( 北部, 中部地域)	○		○		○
三 重	四日市市 ( 臨海地域) 三重郡楠町	○	○			
大 阪	大 阪 市 豊 中 市 ( 南部地域) 吹 田 市 ( 南部地域) 守 口 市 東大阪市 八 尾 市 堺 市 ( 西部, 中部地域)	○ ○     ○	○  ○	○	○	○ ○
兵 庫	神 戸 市 ( 臨海地域) 尼 崎 市 ( 東部, 南部地域)	○	○		○	
岡 山	倉 敷 市 ( 水島地域) 玉 野 市 ( 南部臨海地域) 備 前 市 ( 片上湾周辺地域)			○ ○ ○		
福 岡	北九州市 ( 洞海湾沿岸地域) 大牟田市 ( 中部地域)	○ ○				
計		—				

注 楠町は平成17年2月から四日市市と合併

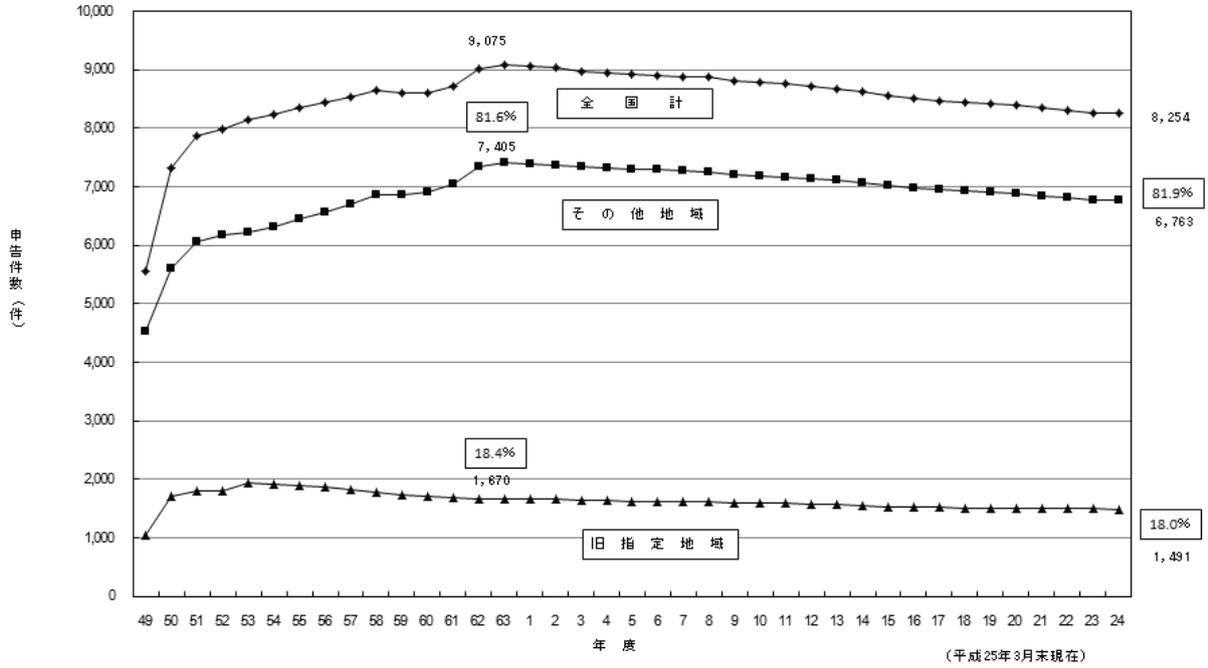
## 2. 現存被認定者数の推移（年度別）



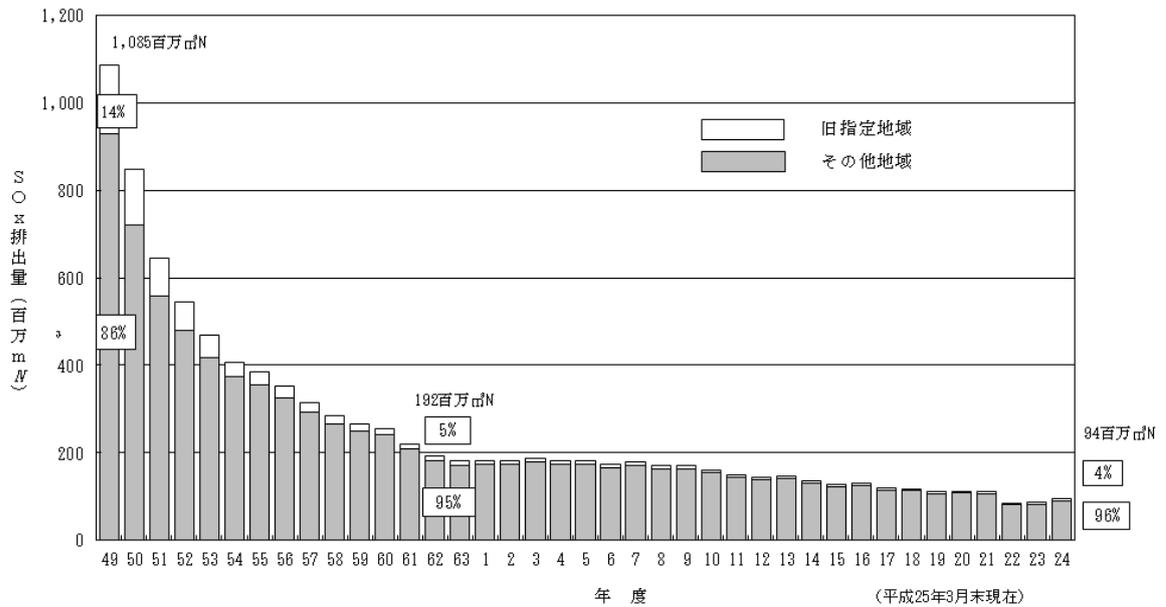
## 3. 汚染負荷量賦課金申告額の推移



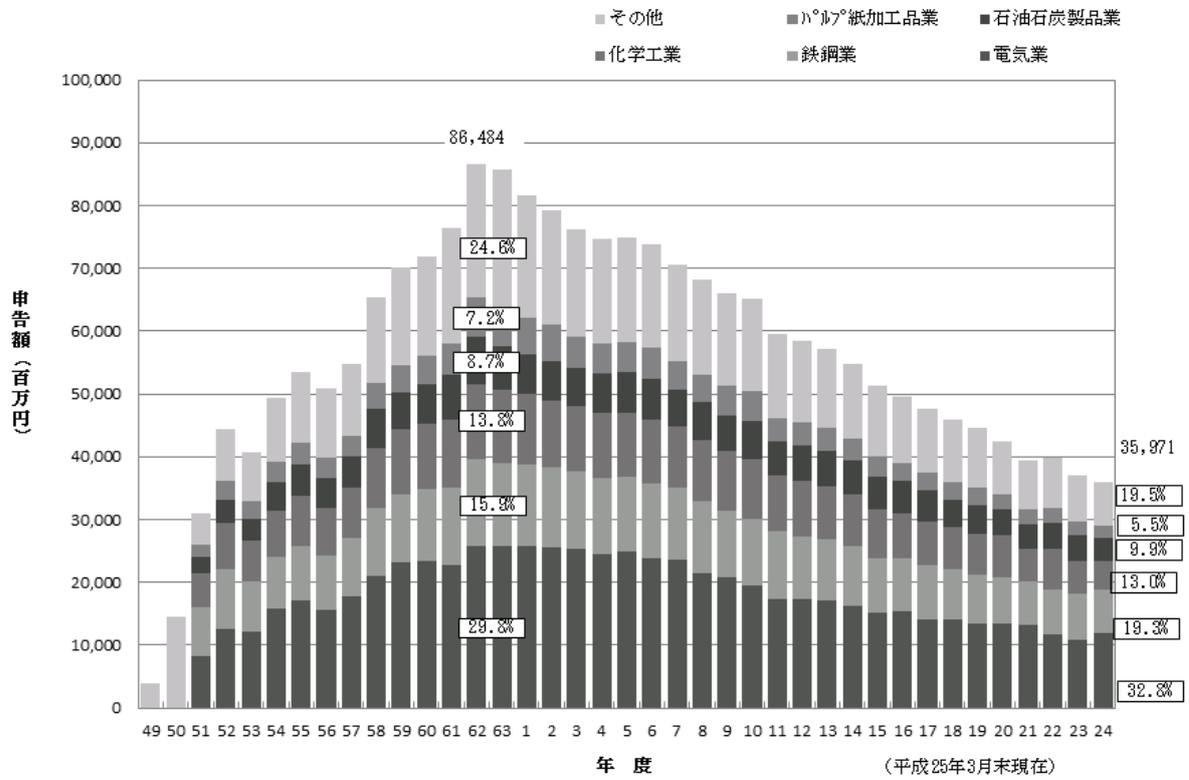
#### 4. 汚染負荷量賦課金申告件数の推移



#### 5. 汚染負荷量賦課金前年 SOx 排出量の推移



## 6. 汚染負荷量賦課金業種別申告金額の推移



## 7. 被認定者の旧指定疾病別・年齢階級別構成割合の推移(旧第一種地域)

### ① 旧指定疾病別構成割合

(単位：%)

年次	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性気管支炎	肺気しゅ
昭和63年3月末	15.8	79.5	1.7	3.0
平成元年3月末	16.9	77.9	2.0	3.2
2年3月末	17.0	78.2	1.7	3.1
3年3月末	17.1	78.3	1.6	3.0
4年3月末	17.1	78.8	1.3	2.8
5年3月末	17.0	79.1	1.2	2.7
6年3月末	17.0	79.4	1.1	2.6
7年3月末	16.7	79.8	1.0	2.4
8年3月末	16.6	80.3	0.9	2.3
9年3月末	16.4	80.6	0.9	2.2
10年3月末	16.1	81.1	0.8	2.0
11年3月末	15.8	81.5	0.8	1.9
12年3月末	15.7	82.4	0.1	1.9
13年3月末	15.5	82.6	0.1	1.8
14年3月末	15.2	83.0	0.1	1.7
15年3月末	14.9	83.4	0.1	1.6
16年3月末	14.6	83.8	0.1	1.5
17年3月末	14.3	84.1	0.1	1.5
18年3月末	14.1	84.4	0.1	1.4
19年3月末	13.8	84.9	0.1	1.3
20年3月末	13.3	85.4	0.0	1.3
21年3月末	13.0	85.7	0.0	1.3
22年3月末	12.6	86.1	0.0	1.3
23年3月末	12.1	86.6	0.0	1.3
24年3月末	11.7	87.0	0.0	1.3

### ② 年齢階級別構成割合

(単位：%)

年次	0～14歳	15～59歳	60歳以上
昭和63年3月末	34.0	38.3	27.8
平成元年3月末	31.2	39.5	29.3
2年3月末	28.6	41.2	30.3
3年3月末	25.5	43.1	31.4
4年3月末	22.7	44.9	32.4
5年3月末	20.1	46.5	33.4
6年3月末	17.2	48.3	34.5
7年3月末	14.7	50.2	35.1
8年3月末	11.9	51.9	36.2
9年3月末	9.2	53.6	37.2
10年3月末	6.8	55.4	37.8
11年3月末	4.4	57.5	38.1
12年3月末	2.2	59.0	38.8
13年3月末	0.8	59.6	39.6
14年3月末	0.1	59.5	40.4
15年3月末	—	59.0	41.0
16年3月末	—	58.6	41.4
17年3月末	—	58.1	41.9
18年3月末	—	58.0	42.0
19年3月末	—	57.7	42.3
20年3月末	—	57.4	42.6
21年3月末	—	57.0	43.0
22年3月末	—	56.7	43.3
23年3月末	—	56.7	43.3
24年3月末	—	56.8	43.2

## 8. 旧指定地域別・旧指定疾病別認定者構成割合(旧第一種地域)

(単位:%)24年3月末

地 域	合 計	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺 気 し ゅ
千葉市	100.0	18.2	81.8	—	—
千代田区	100.0	6.8	92.5	—	0.7
中央区	100.0	5.1	93.4	—	1.4
港区	100.0	3.6	95.9	—	0.6
新宿区	100.0	3.9	95.7	—	0.4
文京区	100.0	4.2	94.6	—	1.2
台東区	100.0	4.1	95.9	—	—
品川区	100.0	7.1	91.3	—	1.6
大田区	100.0	4.9	93.2	—	1.9
目黒区	100.0	4.8	92.8	—	2.4
渋谷区	100.0	7.7	91.5	—	0.8
豊島区	100.0	6.4	92.2	—	1.4
北区	100.0	2.8	95.8	—	1.4
板橋区	100.0	3.6	95.4	—	1.0
墨田区	100.0	1.7	97.3	—	1.0
江東区	100.0	1.6	97.0	—	1.4
荒川区	100.0	4.0	95.4	—	0.6
足立区	100.0	5.8	92.3	—	1.9
葛飾区	100.0	5.4	91.4	0.1	3.0
江戸川区	100.0	2.2	97.6	—	0.3
(東京都計)	100.0	4.2	94.5	0.0	1.3
横浜市	100.0	6.4	91.6	—	2.0
川崎市	100.0	8.7	91.1	—	0.2
富士市	100.0	3.3	96.2	—	0.5
名古屋市	100.0	13.3	85.5	—	1.2
東海市	100.0	10.2	89.8	—	—
四日市市	100.0	25.9	74.1	—	—
大阪市	100.0	17.9	80.1	—	2.0
豊中市	100.0	4.1	94.9	—	1.0
吹田市	100.0	14.3	84.7	—	1.0
守口市	100.0	12.9	87.0	—	0.1
東大阪市	100.0	11.9	86.8	—	1.3
八尾市	100.0	13.0	85.0	—	2.0
堺市	100.0	21.5	76.7	—	1.8
神戸市	100.0	7.8	91.3	0.1	0.8
尼崎市	100.0	12.5	87.2	—	0.3
倉敷市	100.0	43.8	55.8	—	0.5
玉野市	100.0	36.4	63.6	—	—
備前市	100.0	69.4	30.6	—	—
北九州市	100.0	2.6	97.4	—	—
大牟田市	100.0	37.8	58.9	—	3.3
全国計	100.0	11.7	87.0	0.0	1.3

注 楠町は平成17年2月から四日市市と合併

## 9. 旧指定地域別・年齢階級別被認定者構成割合(旧第一種地域)

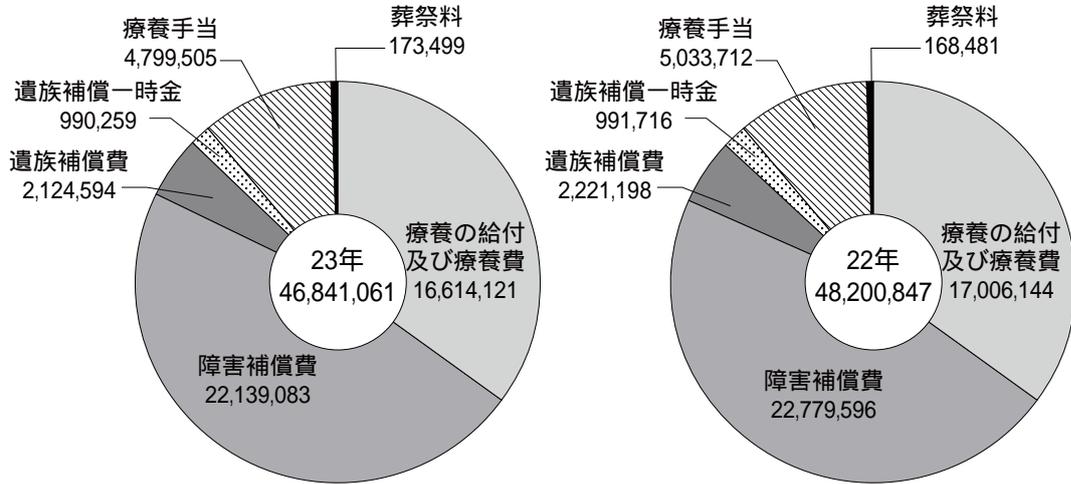
(単位:%)24年3月末

地域	年齢階級	構成割合			
		合計	0～14歳	15～59歳	60歳～
千葉市		100.0	—	51.4	48.6
千代田区		100.0	—	60.9	39.1
中央区		100.0	—	66.3	33.7
港区		100.0	—	64.9	35.1
新宿区		100.0	—	68.0	32.0
文京区		100.0	—	65.6	34.4
台東区		100.0	—	67.8	32.2
品川区		100.0	—	58.5	41.5
大田区		100.0	—	64.4	35.6
目黒区		100.0	—	61.9	38.1
渋谷区		100.0	—	64.2	35.8
豊島区		100.0	—	63.4	36.6
北区		100.0	—	68.6	31.4
板橋区		100.0	—	71.1	28.9
墨田区		100.0	—	67.1	32.9
江東区		100.0	—	78.2	21.8
荒川区		100.0	—	63.9	36.1
足立区		100.0	—	65.3	34.7
葛飾区		100.0	—	62.9	37.1
江戸川区		100.0	—	74.6	25.4
(東京都計)		100.0	—	67.4	32.6
横浜市		100.0	—	66.8	33.2
川崎市		100.0	—	53.5	46.5
富士市		100.0	—	71.5	28.5
名古屋市		100.0	—	54.6	45.4
東海市		100.0	—	48.8	51.2
四日市市		100.0	—	44.6	55.4
大阪市		100.0	—	46.7	53.3
豊中市		100.0	—	44.7	55.3
吹田市		100.0	—	51.2	48.8
守口市		100.0	—	58.9	41.1
東大阪市		100.0	—	45.0	55.0
八尾市		100.0	—	48.0	52.0
堺市		100.0	—	44.2	55.8
神戸市		100.0	—	58.3	41.7
尼崎市		100.0	—	53.9	46.1
倉敷市		100.0	—	36.1	63.9
玉野市		100.0	—	18.2	81.8
備前市		100.0	—	10.2	89.8
北九州市		100.0	—	62.5	37.5
大牟田市		100.0	—	36.6	63.4
全国計		100.0	—	56.8	43.2

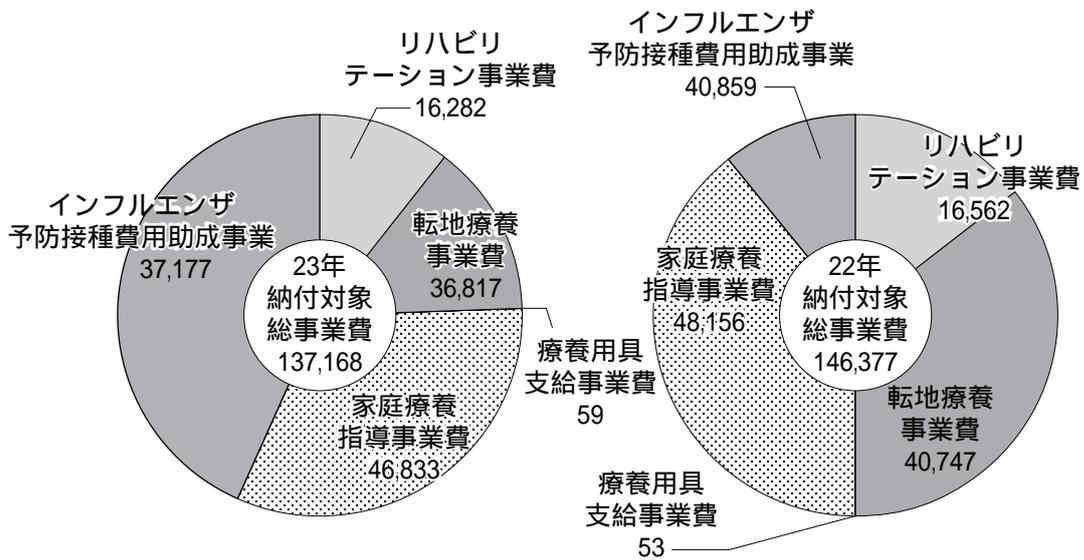
注 楠町は平成17年2月から四日市市と合併

10. 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の推移（給付種類別・事業種目別）

○補償給付費納付金（単位：千円）



○公害保健福祉事業費納付金（単位：千円）



(公害保健福祉事業費納付金)  
 $137,168 \times 3/4 = 102,854$

(公害保健福祉事業費納付金)  
 $146,377 \times 3/4 = 109,763$

# 11. 平成23年度補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の地域別納付状況

(旧第一種地域)

(単位:千円)

区 分	補 償 給 付 費	公 害 保 健 福 祉 事 業 費	合 計	
千葉市	371,526	832	372,358	
東 京 都	千代田区	146,653	251	146,904
	中央区	155,380	865	156,245
	港区	289,081	349	289,430
	新宿区	848,485	791	849,276
	文京区	504,519	630	505,149
	台東区	283,321	784	284,105
	品川区	637,766	901	638,667
	大田区	1,232,984	1,609	1,234,593
	目黒区	445,087	534	445,621
	渋谷区	439,281	475	439,756
	豊島区	420,544	433	420,977
	北区	781,168	828	781,996
	板橋区	1,560,329	4,150	1,564,479
	墨田区	556,490	1,118	557,608
	江東区	1,259,103	512	1,259,615
	荒川区	704,202	444	704,646
	足立区	1,256,273	1,635	1,257,908
	葛飾区	854,027	913	854,940
	江戸川区	859,322	2,040	861,362
(東京19区計)	13,234,014	19,262	13,253,276	
横浜市	570,213	1,374	571,587	
川崎市	1,964,701	11,911	1,976,612	
富士市	477,973	1,609	479,582	
名古屋市	2,659,169	12,177	2,671,346	
愛知県	475,625	2,246	477,871	
四日市市	648,153	2,384	650,537	
三重県	0	0	0	
大 阪 府	大阪市	9,802,413	14,120	9,816,533
	豊中市	338,991	692	339,683
	吹田市	327,576	845	328,421
	守口市	1,345,023	2,146	1,347,169
	東大阪市	1,654,668	2,556	1,657,224
	八尾市	997,378	2,441	999,819
	堺市	2,223,388	6,043	2,229,431
	(大阪7市計)	16,689,437	28,843	16,718,280
神戸市	765,354	2,132	767,486	
尼崎市	3,512,339	11,976	3,524,315	
倉敷市	2,490,765	2,548	2,493,313	
岡山県	128,778	75	128,853	
北九州市	1,257,417	3,960	1,261,377	
大牟田市	1,595,597	1,525	1,597,122	
合 計	46,841,061	102,854	46,943,915	

注 各数値は千円未満の金額を四捨五入したものです。

## 12. 平成23年度汚染負荷量賦課金旧指定地域別申告状況

(単位:件, 千円)

県市区名	件数	金額
千葉市	12	87,073
千代田区	96	7,305
中央区	40	2,262
港区	60	7,155
新宿区	35	4,137
文京区	26	3,230
台東区	11	495
品川区	26	756,810
大田区	36	24,070
目黒区	16	3,097
渋谷区	25	3,414
豊島区	11	640
北区	29	17,878
板橋区	28	48,534
墨田区	14	1,700
江東区	32	70,718
荒川区	4	461
足立区	21	37,526
葛飾区	12	66,222
江戸川区	11	39,199
横浜市	32	308,679
川崎市	77	1,228,453
富士市	56	360,874
名古屋市	121	407,479
東海市	22	1,659,304
四日市市	36	982,639
大阪市	245	481,744
豊中市	5	8,150
吹田市	14	60,523
守口市	9	4,253
東大阪市	21	42,255
八尾市	20	12,943
堺市	60	447,708
神戸市	55	215,668
尼崎市	69	371,786
倉敷市	36	2,482,111
玉野市	3	103,642
備前市	4	24,838
北九州市	54	1,403,782
大牟田市	12	73,470
旧指定地域	1496	11,862,224
その他地域	6770	25,119,968
計	8,266	36,982,193

(平成24年3月末現在)

13. 平成23年度汚染負荷量賦課金都道府県別申告状況

(単位:件, 千円)

都道府県名	件数	金額
北海道	521	3,603,909
青森県	96	301,363
岩手県	112	311,157
宮城県	130	348,564
秋田県	108	243,385
山形県	78	106,393
福島県	139	998,792
茨城県	213	2,179,810
栃木県	164	236,632
群馬県	132	208,842
埼玉県	283	219,160
千葉県	280	1,455,032
東京都	667	1,151,438
神奈川県	411	1,841,299
新潟県	179	537,114
富山県	124	344,973
石川県	66	54,035
福井県	67	169,362
山梨県	48	21,471
長野県	132	112,032
岐阜県	152	350,832
静岡県	332	699,689
愛知県	616	2,962,793
三重県	166	1,404,424
滋賀県	111	147,281
京都府	131	119,633
大阪府	565	1,165,382
兵庫県	395	1,206,572
奈良県	65	45,692
和歌山県	73	557,466
鳥取県	36	108,037
島根県	66	118,708
岡山県	190	2,917,586
広島県	187	1,498,127
山口県	152	1,571,098
徳島県	59	244,086
香川県	69	761,213
愛媛県	97	924,750
高知県	38	61,480
福岡県	271	1,770,310
佐賀県	58	175,895
長崎県	65	506,719
熊本県	102	156,918
大分県	93	1,371,393
宮崎県	71	669,881
鹿児島県	92	389,728
沖縄県	64	631,741
計	8,266	36,982,193

(平成24年3月末現在)

# 用語の解説

## ．用語の解説

### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）

二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、三酸化硫黄（SO<sub>3</sub>）など硫黄の酸化物を総称して硫黄酸化物という。硫黄が燃えると亜硫酸ガス（二酸化硫黄）となり、太陽紫外線により光酸化し無水硫酸（三酸化硫黄）となる。呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こすほか植物を枯らしたりするため、大気汚染の原因物質とされている。

### 慰謝料

他人の不法行為により生じた損害のうち、財産以外の損害、すなわち精神的損害に対する賠償をいう。民法の金銭賠償の原則により、精神的損害であっても金銭に評価されることになるが、その客観的評価は困難であることが多く、これと財産的損害とを合わせてその定額化を図ろうとする傾向がみられる。

なお、精神的損害に対し賠償として支払われる金銭そのものを慰謝料ということもある。

遺族補償一時金 質疑応答 問7

遺族補償費 質疑応答 問7

遺族補償標準給付基礎金額 質疑応答 問7

### イタイイタイ病

富山県神通川流域に発生した腎病変と骨軟化症等を合併する病気である。昭和40年代に入り世人の注目をあびるようになった。

厚生労働省の公式見解によれば「イタイイタイ病の本態はカドミウムの慢性中毒によりまず腎臓障害を生じ、次いで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調および栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となって、イタイイタイ病という疾患を形成したものである。骨軟化症のため、容易に骨折がおこり、そのため激しい痛みを患者が感じ、体格の変型をおこす。三井金属鉱山神岡鉱業所の事業活動にともなって排出されたカドミウム等の重金属が神通川を汚染し、かつ流域の土壤汚染をひきおこし、食品濃縮の過程を経て人間に多量のカドミウムが摂取された結果、発病したもの」とされている。上述の厚生労働省の見解が示すように患者はほとんど経産婦である。

### 逸失利益

他人の不法行為によって生じる損害には、財産的損害と精神的損害（慰謝料）とがあり、更に財産的損害は、積極的損害（現実損害）と消極的損害（得べかりし利益の喪失）に分けられる。逸失利益とは、この得べかりし利益のことであり、健康被害を蒙ったために働くことができなくなった場合に失った収入等がこれにあたる。

## 因果関係

不法行為による損害賠償の請求が認められるには、不法行為者の行為と損害との間に因果関係がなければならない。法的因果関係は、自然的因果関係とは異なり、どの範囲まで責任を負わなければならないかを決定するものである。

最近の公害事件においては、その特殊性から挙証責任の転換、蓋然性への置き換えが主張されており、健康被害については、疫学的立証を法的因果関係に結びつけていこうという努力がなされている。

## 疫学

疫学とは、社会集団をその対象として病原体、宿主、環境の3つの因果関係を究明することによって、多発する健康障害の発生機序、分布、介在要因を解明する学問であり、臨床・基礎医学、病理学、統計学等も包含した総合医学、あるいは社会学と位置付けることができる。

## 汚染者負担の原則（PPP）

汚染者負担の原則とは、環境汚染防止のコスト（費用）は汚染者が支払うべきであるとの考えであり、OECDの提唱したPPP（Polluter Pays Principle）に由来している。環境汚染によるコストを誰が支払うかという問題は、今後の環境政策を考えるうえで重要な問題であるが、PPPはこの問題について、一定の方向性を与えた画期的な考えである。

公害健康被害補償制度は、この汚染者負担の考え方を被害者の救済にも応用し、救済のために必要な費用の全額を汚染原因者に負担されることとしている。

## 汚染負荷量賦課金 質疑応答 問10

## 介護加算 質疑応答 問7

## カドミウム

カドミウムによる環境汚染は、従来亜鉛精錬所、メッキ工場や電気機器工場などの周辺でみられた。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、腎臓障害をおこし、カルシウム不足となり骨軟化症をおこすとされている。

環境基準（水質）：0.01mg/以下 排水基準：0.1mg/以下

大気汚染防止法の有害物質、排出基準：1.0mg/m<sup>3</sup>N以下

## 環境基準

環境基準とは「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件についてそれぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」（環境基本法）である。

環境基準は行政上の目標基準であり、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なる。

## 気管支ぜん息

気管支ぜん息は「笛声喘鳴を伴った発作性の呼気性呼吸困難を伴った繰り返し惹起される疾患」と定義されている、アレルギー性疾患の代表的なものの一つである。

統計的疫学的手法を駆使することによって、大気汚染地域においては、対象地域に比して患者の多いことが確認され、また大気汚染が著しい時期に症状が悪化するなどが明らかにされた。これらの調査結果に基づいて気管支ぜん息は大気汚染の影響をうける疾患と判断されている。

#### 規制基準

ばい煙、汚水等を排出する、又は騒音、悪臭等を発生する一定規模以上の施設から排出又は発生される環境汚染物質等の許容限度。大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準とよぶ。規制基準は環境基準を満足する生活環境条件を確保するために、個々の特定施設に課せられた汚染物質等の排出制限基準で、規制基準をこえるばい煙、排水を排出し、又は騒音、悪臭等を発生させると、施設の改善命令や使用の一時停止命令がなされ、その命令に違反した者は処罰の対象となる。

#### 許容限度

公害防止関係各法の規制基準は、一般に、汚染物質の排出量、排出濃度又は騒音の大きさの許容限度等として定められている。

#### 共同不法行為

共同不法行為とは、いくつかの工場の廃液によって健康被害が生じた場合のように、複数の加害者により不法行為がなされた場合をいう。ただ、複数の加害者が存在する場合であっても、1)各加害者の行為が個々に不法行為の要件を充たしている場合と、2)個々の加害者の行為だけでは被害が発生しないが、加害行為が集積、競合することによって被害が発生する場合とがある。1)の場合に共同不法行為が成立することに異論はないが、2)の場合については、共同不法行為が成立するかどうか問題が残る。

しかし、いわゆる四日市公害裁判では、複数の工場からのばい煙の排出により住民に健康被害が生じた事例について、行為者間に「関連共同性」があれば 2)にあたる場合であっても共同不法行為が成立することを認めた。

なお、共同不法行為者は、連帯して損害の賠償をする責任を負うこととなる。

#### K 値規制

大気汚染防止法のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の規制方法である。K 値規制による硫黄酸化物の排出基準は、地域ごとに定められた K の値を下記の算式に代入して、ばい煙発生施設の排出口の高さに応じて算定される 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量として示される。(この規制方法は、硫黄酸化物の最大着地濃度を考慮して硫黄酸化物の排出量を規制するものであり、K の値が小さいほど規制が厳しい。)

$$Q=K \times 10^{-3} \times He^2$$

Q：硫黄酸化物の許容排出量

K：地域ごとに定められる定数（3～17.5）

He：有効煙突高（煙突実高＋煙上昇高）

健康被害予防事業 質疑応答 問 8

公害 質疑応答 問 1

公害医療機関 質疑応答 問 7

公害医療手帳 質疑応答 問 7

公害健康被害補償不服審査会 質疑応答 問 24

公害裁判 質疑応答 問 3

公害保健福祉事業 質疑応答 問 6

最大排出ガス量 質疑応答 問 12

自動車重量税 質疑応答 問 21

自動車排出ガス

自動車排出ガスには排気管から出る排気ガス、クランクケースから出るブローバイガス、燃料供給系統から出る蒸発ガスなどがあり、これらの排出ガス中には、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質等の有害な物質が含まれているため、これら有害な物質について大気汚染防止法などにに基づき規制が行われている。

水銀 (Hg)

きわめて毒性が強く、常温では液体の唯一の金属。水俣病は水銀の有機化合物であるメチル水銀が原因とされている。水銀は動植物の体内で濃縮される性質が強く、水俣病の場合も、海水からは検出されず、魚からは大量に検出され、人間からはさらに多く検出されている。

環境基準 (水質): 0.0005mg/ 以下

排水基準: 0.005mg/ 以下

生物濃縮

重金属等の有害物質が生物にとり入れられて体内に蓄積し、その生物を他の生物がとり込んで同様に順次体内に蓄積して行く。このように生物から生物へと蓄積された有害物質等が移行していくたびに、食物連鎖を通してその含有量が増加していくことを生物濃縮という。

ぜん息性気管支炎

ぜん息気管支炎とは、主として2才以下の小児にみられる低音性の喘鳴（いわゆるゼーゼー、ゼロゼロ）と感染徴候をともなう反復する気管支炎で、呼吸困難はないがあっても軽く、予後は大体良好であるものをいう。

障害補償費 質疑応答 問 7

障害補償標準給付基礎月額 質疑応答 問 7

葬祭料 質疑応答 問 7

総量規制

一定の地域内の汚染 (濁) 物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染 (濁) 物質許容排出量を配分し、その量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方式は、個々の工場等の排出ガスや排水に含まれる汚染 (濁) 物質の量や濃度のみを対象としていたが、この個別規制

のみでは地域の望ましい環境を維持達成することが困難な場合に、その解決手段として総量規制が行われている。

#### 損害賠償

民事上、他人の不法な行為によって損害を蒙った場合には、その損害の賠償を不法行為者に対して請求することができる。

通常不法行為による損害賠償請求を行うためには、1) 相手方の行為が故意又は過失によるものであること(故意、過失)、2) それによって被害者の権利又は利益が違法に侵害されたこと(違法性)、3) 損害が現に発生していること(損害発生)、4) その損害の相手方の行為によって発生したこと(因果関係)の4つの要件が必要とされている。

しかし、公害に係る損害賠償については、その特殊性から、通常不法行為の場合とは異なった取扱いが要請され、1)の故意、過失については、公害に係る無過失責任法の制定により、無過失責任の考えが導入され、4)の因果関係については、挙証責任の転換、蓋然性への置き換えが主張されている。また、3)の損害の発生については、その額の算定にあたって、一律・一括請求または包括請求という形で損害賠償額定額化の試みがなされている。

第一種地域 質疑応答 問5

第二種地域 質疑応答 問6

#### 脱硝

NO<sub>x</sub> 排出量を抑制するため、排煙から NO<sub>x</sub> を回収することをいう。

排出ガス中の NO<sub>x</sub> にアンモニアの注入等を行って分解処理する接触還元法、無触媒還元法等の乾式法とアルカリ又は酸などに NO<sub>x</sub> を吸収させる湿式法等があるが、触媒を用いるアンモニア接触還元法が最も多く用いられている。

#### 脱硫

SO<sub>x</sub> 排出量を抑制するため、重油からの脱硫(重油脱硫)排出ガスからの脱硫(排煙脱硫)が行われており、ほかに、両者の中間にあたるガス化脱硫がある。

重油からの脱硫は、1) 高温高压にした重油に水素を吹き込み、触媒を用いて硫黄分を硫化水素(H<sub>2</sub>S)の形で取りだす方法、2) 軽油をとった残油を減圧蒸留し、溜出油を水素化脱硫して減圧残油とまぜる方法等がある。

ガス化脱硫は、重油をボイラーの前炉に噴射して空気不足の状態の部分的に燃焼させ、高温の熱ガスで残りの油を分解させる。その時できた H<sub>2</sub>S を生石灰(CaO)または炭酸カルシウム(CaCO<sub>3</sub>)と反応させて、硫黄分を CaS の形で分離する方法がある。

排ガスからの脱硫は、1) 排ガスを石灰乳で洗浄する方法、2) 硫酸化物を活性炭などの表面に吸着させて、硫酸あるいは硫酸安として回収する方法、3) 石灰石粉末などを吹き込んで硫酸塩として回収する方法等がある。

#### 窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)は一般に、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)を指す。

一酸化窒素は無色の気体であって水とは反応しない。二酸化窒素は赤褐色の気体で、四酸化二窒素との平衡混合物であるが、環境大気中でほとんどが二酸化窒素の状態であるといわれている。

健康影響については二酸化窒素は比較的知られているが、一酸化窒素については未知の点が多く動物実験による毒性は二酸化窒素は一酸化窒素の約4～5倍ともいわれている。

#### 中央公害対策審議会（中公審）

公害対策基本法に基づく環境庁の附属機関であったが、平成5年の環境基本法の制定に伴い廃止され、新たに中央環境審議会（中環審）が設置された。

中環審の所掌事務は、環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議し、これからの事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることである。委員30人以内で組織され、次の13部会が置かれている。

総合政策部会、廃棄物・リサイクル部会、循環型社会計画部会、環境保健部会、地球環境部会、大気環境部会、騒音振動部会、水環境部会、土壌農薬部会、瀬戸内海部会、自然環境部会、野生生物部会、動物愛護部会

#### 転地療養

転地療養とは、大気汚染地区に居住する呼吸器系疾病の患者を大気の大気汚染地域に移すことにより症状の悪化を防ぎ健康を図る治療法である。

#### 特異的疾患

原因とされる汚染物質とその疾病との間に特異的な関係があり、その物質がなければその疾病が起こり得ないとされている疾病をいう。たとえばアルキル水銀化合物が原因物質となって水俣病になるという場合、アルキル水銀化合物と水俣病は特異的な関係にあるという。

特定施設等設置者 質疑応答 問22

特定賦課金 質疑応答 問22

独立行政法人環境再生保全機構 質疑応答 問23

認定 質疑応答 問6

#### 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）

燃料中の硫黄（S）分が燃焼により、ほとんどSO<sub>2</sub>として排出される。無色刺激臭のある気体で、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が重視されている。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

#### 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

二酸化窒素は二酸化硫黄と同様に刺激性の気体であるが、その影響は二酸化硫黄とは質的に異なった面を有している。例えば単独で吸入された場合、二酸化硫黄は上気道で吸収される割合が大であるが、二酸化窒素は容易に肺深部にまで達し、呼吸器全体に影響を及ぼすことが判明している。

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

m<sup>3</sup>N（立方メートルノーマル） 質疑応答 問12

ばい煙発生施設等設置者 質疑応答 問11

肺気腫

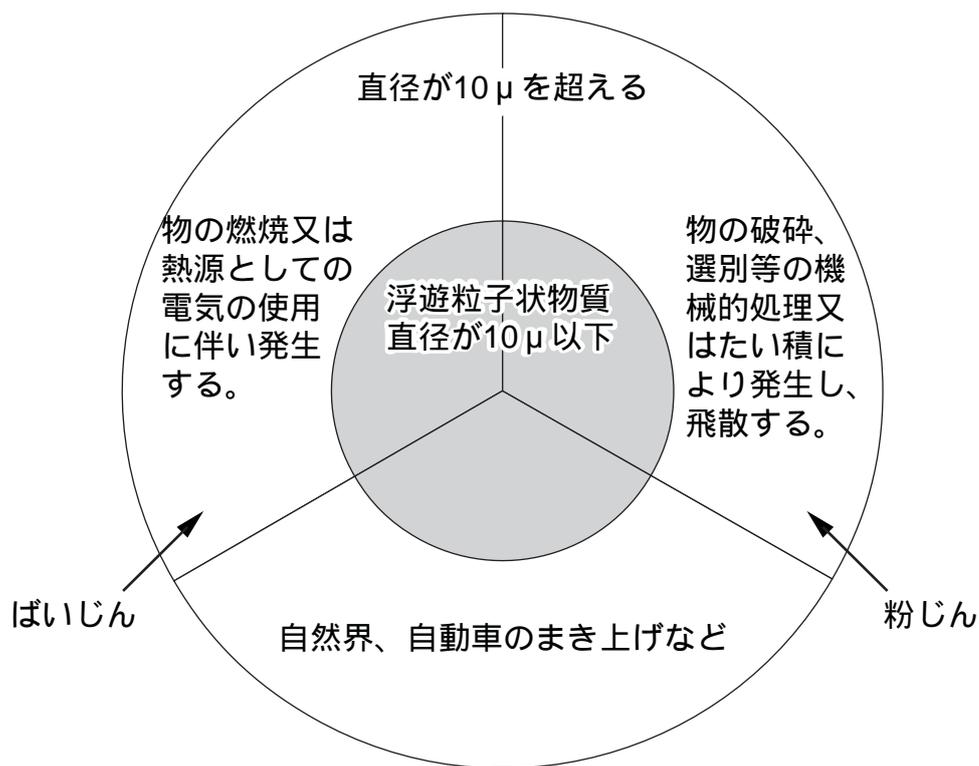
肺気腫は「肺胞壁の破壊を伴う終末細気管支より末消の気腔の異常な拡大を特徴とする解剖学的変化である」(アメリカ胸部学会)と定義されている。

喫煙および亜硫酸ガス、窒素酸化物、その他の大気汚染性化学物質は気道を刺激するので、咳を誘発し、粘液の増量をうながし、慢性的な気道閉鎖性の変化を起こし、肺気しゅや肺腺維症の原因となりうるということが考えられる。

ばいじん

ばいじんとは、物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する粒子状物質の総合体である。

ばいじん、粉じん及び浮遊粒子状物質の区分は図のとおりである。



曝露要件（ばくろようけん） 質疑応答 問6

ひ素

銅鋳業の副産物で、ひ酸、亜ひ酸、ひ化水素などの化合物もすべて猛毒である。

ひ素化合物は皮膚、消化器、呼吸器から吸収され、骨や内臓に沈積して排泄し難く慢性中毒をおこす。中毒症状は、貧血、皮膚の褐色化、局所水腫、嘔吐などで、急性

の場合は激しい嘔吐、頭痛、出血、めまいなどをおこし、死亡する。

環境基準（水質）：0.01mg/ リットル以下

排水基準：0.1mg/ リットル以下

#### 非特異的疾患

その疾病の発病の原因となる因子が汚染物質の他にも種々存在し、個々人の発病の原因を特定することが困難な疾病をいう。たとえば慢性気管支炎の発病の原因となる汚染物質を科学的に厳密に特定することは現段階では困難であるが、大気汚染の指標として従来から測定されてきた硫酸化物や窒素酸化物、浮遊ふんじんの疫学的な相関のデータと動物実験の成績等によって法的な因果関係があるものとして扱っているのである。

#### PPM（ピーピーエム）

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1m<sup>3</sup>中に1cm<sup>3</sup>の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg（約1リットル）中に1mgの物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合には、ppb（10億分の1）も用いられる。

#### 賦課料率 質疑応答 問14

##### 慢性気管支炎

気管支系にみられる過剰な粘液分泌像で特徴づけられ、慢性あるいは反復性の（多量の）痰を伴う咳がみられ、しかもこれらの症状が、年に最低3か月間のほとんど毎日、かつ少なくとも連続2年間にわたって存在するものを慢性気管支炎という。

大気汚染と慢性気管支炎との関係はかなり広範囲に検討されてきており、特にイギリスでは、古くから問題にされてきた。

慢性気管支炎の発症率や死亡率は、大気汚染濃度、大気中の亜硫酸ガス濃度、降下ばいじん量、スモッグに影響される視程の減少度などとかなり密接な関係があることが報告されている。

大気汚染はまた患者の呼吸器症状を増悪させ、曝露により慢性気管支炎を発症させることも、汚染地区の住民に慢性気管支炎を有する比率の高いことから明らかにされている。

##### 慢性ひ素中毒症

ひ素中毒症には急性型と慢性型がある。慢性中毒症は長期にわたってひ素が摂取される場合にみられ、多彩な症状を呈する。すなわち、皮膚には初期に皮膚炎、後には摩擦部を中心として色素沈着、色素脱失を認め、足蹠、手掌などを中心として角化症がみられるようになる。一方、神経系に対する障害も知られている。

##### 水俣病

水俣病は、魚介類に蓄積された有機水銀を経口摂取することによる神経系疾患であって後天性のものと先天性のものに分類できるが、それぞれ次のような症状を呈

するものであることが明らかにされている。

#### 1) 後天性水俣病

通常、四肢末端、口囲のしびれ感にはじまり、言語障害、求心性視野狭窄、難聴などきたす。また、神経障害、振戦、けいれんその他の不随意運動、筋強直などをきたす例もある。主要症状は、求心性視野狭窄、運動失調（言語障害、歩行障害を含む）、難聴、知覚障害である。

#### 2) 先天性水俣病（胎児性水俣病）

知能発育遅延、言語発育障害、咀嚼嚥下障害、運動機能発育遅延、協調運動障害、流涎などの脳性小児マヒ様の症状を呈する。

### 無過失責任

他人の不法行為による損害の賠償を請求するためには、通常不法行為であれば、相手方の行為が故意又は過失によるものであること（故意・過失）を主張・立証しなければならない。

しかし、公害のような新たな形態の不法行為については、従来故意・過失を要求するいわゆる過失責任主義では、被害者の救済を図ることが難しく、加害者に過失がなくても、加害者の行為によって損害が生じたという関係があれば損害賠償責任を認めるべきだという無過失責任主義の考え方が主張されるに至った。このような状況にあって、昭和47年6月には公害に係る無過失責任法（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正）が制定され、工場又は事業場における事業活動に伴う健康被害物質の大気中への排出又は有害物質の汚水若しくは廃液に含まれた状態での排出により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出に係る事業者は、その損害の賠償について無過失責任を負うこととなった。

### 有症率

症状を訴えた者の調査対象者に対する比率を有症率という。大気汚染に係る健康調査を疫学的に行う場合等に利用される。たとえば、呼吸器疾患に関する面接用質問調査では、いくつかの設問に対し訴えたものを慢性気管支炎等の定義に照らし、その有症率を算出する。

### 有病率

有病率とは、ある時点における傷病件数の人口に対する比率をいう。

### り患率

り患率とは、一般的には一定期間中におけるり患数の人口に対する比率をいう。疾病によっては性別、年齢別でり患したりしなかったりするものがあるので、それらを考慮したり患率を求めることもある。

### リハビリテーション

リハビリテーションとは、疾病、事故等により障害を生じた運動機能の回復のために理学的療養等の機能回復訓練（医学的リハビリテーション）及び、身体的・社会的に、また、職業的・経済的にも、独立させる過程（社会的リハビリテーション）をいう。